

昭和二十九年総理府令第二十三号

地方税法施行規則

地方税法の規定に基き及び同法を実施するため、地方税法施行規則（昭和二十五年地方財政委員会規則第五号）の全部を次のように改正する。

（道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用等）

第一条 この規則中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定（法人（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）以下「法」という。）第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。）に対して課する市町村民税並びに固定資産税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税に関する規定を除く。）は特別区に準用する。この場合において、「道府県」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」又は「道府県知事」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」、「都たばこ税」又は「都知事」と、「市町村」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」又は「特別区長」と読み替えるものとする。

2 都の市町村に対するこの規則の適用については、「道府県知事」とあるのは「都知事」と読み替えるものとする。

（法人の市町村民税に関する規定の都への準用）

第一条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前条の規定にかかわらず、第十条の二の十一の規定を準用する。

（固定資産税に関する規定の都への準用）

第一条の三 法第七百三十四条第一項の規定により都がその特別区の存する区域内において課する固定資産税については、第一条の規定にかかわらず、都を市とみなして第十条の三から第十二条の二まで、第十四条及び第十五条の三から第十五条の六までの規定を準用する。

（特別土地保有税に関する規定の都への準用）

第一条の三の二 法第七百三十四条第一項の規定により都がその特別区の存する区域内において課する特別土地保有税については、第一条の規定にかかわらず、都を市とみなして第十六条の五から第十六条の二十九までの規定を準用する。

（事業所税に関する規定の都への準用）

第一条の三の三 法第七百三十五条第一項の規定により都がその特別区の存する区域内において課する事業所税については、第一条の規定にかかわらず、都を市とみなして第二十四条の二から第二十四条の二十九までの規定を準用する。

（都市計画税に関する規定の都への準用）

第一条の三の四 法第七百三十五条第一項の規定により都がその特別区の存する区域内において課する都市計画税については、第一条の規定にかかわらず、都を市とみなして第二十四条の二十九の二の規定を準用する。

（法第十五条の四第二項の届出書）

第一条の四 法第十五条の四第二項に規定する総務省令で定める届出書は、第一号様式とする。

2 法第五十三條第三十四項若しくは第三百二十一条の八第三十四項の申告書又は法第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の修正申告書に係る税額につき法第十五条の四第一項の規定の適用を受けようとする法人は、これらの申告書又は修正申告書に必要な事項を記載することによって前項の届出書に代えることができる。

（供託することができる振替債）

第一条の四の二 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「政令」という。）第六条の十第一項に規定する総務省令で定める振替債は、振替国債（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）とする。

（期間の計算及び期限の特例）

第一条の五 この規則に定める期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百三十九條から第四百一十一條まで及び第四百十三條に定めるところによる。

2 この規則の規定により定められている期限が民法第四百十二条に規定する休日又は政令第六條の十八第二項に規定する日に該当するときは、この規則の規定にかかわらず、これらの日の翌日をその期限とみなす。

（納付受託証書又は納入受託証書の様式）

第一条の六 法第十六條の二第二項の規定による納付受託証書又は納入受託証書の様式は、第一号の様式によるものとする。

（法第十九條第九號の処分）

第一条の七 法第十九條第九號の総務省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。

一 納付又は納入すべき金額及び納付又は納入の期限の告知

二 徴収の猶予、換価の猶予及び滞納処分の執行停止に関する処分

三 担保の徴収及び担保の処分に関する処分

四 還付又は充當に関する処分

五 減免に関する処分

六 過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定

七 法第十一条第一項（これを準用する場合を含む。）の規定による告知

八 法第十三條の二第三項（法第十四條の十八第四項において準用する場合を含む。）の規定による告知

九 法第十三條の三第二項の規定による通知

十 法第十四條の十六第四項の規定による通知に係る処分

十一 法第十四條の十八第二項の規定による告知

十二 法第十六條の四の規定による保全差押に関する処分

十三 法第二十條の五の二の規定による期限の延長に関する処分

十四 法第二十條の九の三第四項の規定による通知に係る処分

十五 法第四十五條の二第二項又は第三百十七條の二第二項の規定による処分

十六 法第五十三條第七十二項若しくは第七十五項又は第三百二十一条の八第六十九項若しくは第七十二項の規定による通知

十七 法第七十二條の二十五第二項から第四項まで（これらの規定を法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。）又は第五項（法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項若しくは第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認に関する処分

十八 法第七十二條の三十二の二第四項又は第七項の規定による通知

十九 法第七十四條の十一第一項の規定による納期限の延長に関する処分

二十 法第三百二十一条の四第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第三百二十一條の六第一項の規定による通知

二十一 法第四百七十四條第一項の規定による納期限の延長に関する処分

二十二 法第六百三十三條の二第四項の規定による通知

二十三 法第六百二十九條第四項の規定による通知

二十四 法附則第二十九條の五第六項の規定による通知

二十五 政令第四十八條の九の十第四項（政令第四十八條の十七において準用する場合を含む。）の規定による通知

（公示送達の方法）

第一条の八 外国においてすべき送達においては、地方団体の長は、公示送達があつたことを通知することができる。

（納税証明事項）

第一条の九 政令第六條の二十一第一項第六號の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第五十三條第三項後段の前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同条第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額、同条第八項後段の前事

業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかった同条第九項に規定する控除対象合併等前欠損調整額、同条第十三項後段の前身事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかった同条第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額、同条第十九項後段の前身事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかった同条第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額、同条第二十三項第一号後段の前身事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかった同条に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第二号後段の前身事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかった同条に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、同項第三号後段の前身事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかった同条に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額、同条第二十六項後段の前身事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかった同条第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額その他法第十四条の九第二項各号に掲げる地方税の額の算出のために必要な事項

二 前号に掲げるもののほか条例で定める事項

第一条の九の二 削除

(預貯金等の内容に関する事項)

第一条の九の三 法第二十条の十一の二に規定する総務省令で定める事項は、同条に規定する預貯金者等の顧客番号並びに同条に規定する預貯金等の口座番号、口座開設日、種目、元本の額、利率、預入日及び満期日とする。

(社債等の内容に関する事項)

第一条の九の四 法第二十条の十一の三に規定する総務省令で定める事項は、同条に規定する口座管理機関の加入者(同条に規定する加入者をいう。次条第二項において同じ。)の顧客番号又は口座番号並びに法第二十条の十一の三に規定する社債等の種類、銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額とする。

(株式等の内容に関する事項)

第一条の九の五 法第二十条の十一の四に規定する総務省令で定める社債等は、社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項第八号、第十号の二又は第十二号から第十七号の三までに掲げるもののうち、社債、株式等の振替に関する命令(平成十四年内閣府・法務省令第五号)第六十二条の規定により振替機関(法第二十条の十一の四に規定する振替機関をいう。次項において同じ。)が同令第六十二条に規定する業務規程で定めるものとする。

2 法第二十条の十一の四に規定する総務省令で定める事項は、振替機関又はその下位機関(同条に規定する下位機関をいう。)の加入者の同条に規定する株式等の種類、銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額を特定するために当該振替機関が定める当該加入者の記号又は番号とする。

(法第二十三条第二項第四号の二(一)の剰余金等)

第一条の九の六 法第二十三条第一項第四号の二(一)に規定する総務省令で定める剰余金は、会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二十九条第二項第一号に規定する額とする。

2 法第二十三条第一項第四号の二(三)に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十七条の規定により資本金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七条第二号に規定する額
- 二 会社法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七条第二号に規定する額
- 三 前項各号に定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るものとする。

4 法第二十三条第一項第四号の二(三)に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日における会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者の範囲)

第一条の九の七 法第二十三条第一項第十一号イ(三)及び第二百九十二条第一項第十一号イ(三)に規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

- 一 その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合 その者と同一の世帯に属する者の住民票に住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第四号に掲げる世帯主との続柄(次号及び次条において「世帯主との続柄」という。)が世帯主の未届の夫である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者
- 二 その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合 その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

第一条の九の八 法第二十三条第一項第十二号ハ及び第二百九十二条第一項第十二号ハに規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

- 一 その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合 その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主
- 二 その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合 その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

(政令第七条の三の二第九項の総務省令で定める特殊の関係)

第一条の九の九 政令第七条の三の二第九項に規定する総務省令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 一方の者が他方の法人(法第二十四条第六項の規定により法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。)の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)(総数又は総額(以下この条において「発行済株式等」という。))の百分の五十を超える数又は金額の株式等(株式又は出資をいう。以下この条において同じ。)を直接又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係
- 二 二の法人が同一の者によりそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係その他の二の者が同一の者により直接又は間接に支配される場合における当該二の者の関係(前号に掲げる関係に該当するものを除く。)

2 前項第一号の場合において、一方の者が他方の法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の者の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合(当該一方の者の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。)(当該一方の者の当該他方の法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

3 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合)をいう。

- 一 前項の他方の法人の株主等である法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が同項の一方の者により保有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合(当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)
- 二 前項の他方の法人の株主等である法人(前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。)(と前項の一方の者との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人(以下この号において「出資関連法人」という。))が介在している場合(出

資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を当該一方の者又は出資関連法人（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が当該一方の者又は他の出資関連法人により保有されているものに限る。）により保有されている場合に限る。）当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

4 第二項の規定は、第一項第二号の直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。

（政令第七条の四の二第二項の金融機関）

第一条の十 政令第七条の四の二第二項第一号に規定する金融機関で総務省令で定めるものは、銀行、信託会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第三項に規定する火災等共済組合、同項に規定する火災等共済組合連合会その他これらに類する共済に係る事業を行う金融機関とする。

2 政令第七条の四の二第二項第五号口及び第十二号ロに規定する金融機関で総務省令で定めるものは、銀行及び信託会社とする。

第一条の十一 削除

（法第三十二條第十一項及び第三十三條第十一項の総務省令で定める書類）

第一条の十二 法第三十二條第十一項及び第三十三條第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六十七條の四に掲げる事項を記載した特定支出に関する明細書

二 所得税法施行令第六十七條の五に規定する書類

（法第三十二條第十三項及び第三十三條第十三項の総務省令で定める事項）

第一条の十二の二 法第三十二條第十三項及び第三十三條第十三項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第三十七條の四及び第三百十四條の九第一項の規定により所得割額から控除する配当割額

二 その他参考となるべき事項

2 前項第一号に掲げる事項は、第二条の三第二項の確定申告書に付記しなければならない事項とする。

（法第三十二條第十五項及び第三百十三條第十五項の総務省令で定める事項）

第一条の十二の三 法第三十二條第十五項及び第三百十三條第十五項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第三十七條の四及び第三百十四條の九第一項の規定により所得割額から控除する株式等譲渡所得割額

二 その他参考となるべき事項

2 前項第一号に掲げる事項は、第二条の三第二項の確定申告書に付記しなければならない事項とする。

（政令第七条の十四の総務省令で定める状況等）

第一条の十三 政令第七条の十四に規定する総務省令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 指定介護老人福祉施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八條第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）及び指定地域密着型介護老人福祉施設（同法第四十二條の二第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）における政令第七条の十四各号に掲げるものの提供の状況

二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八條第一項に規定する特定健康診査の結果に基づき同項に規定する特定保健指導（当該特定健康診査を行った医師の指示に基づき行われる積極的支援（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第五十七号。以下この号において「実施基準」という。）第八條第一項に規定する積極的支援をいう。）により行われるものに限る。）を受ける者のうちその結果が次のいずれかの基準に該当する者のその状態

イ 実施基準第一条第一項第五号に掲げる血圧の測定の結果が高血圧症と同等の状態であると認められる基準

ロ 実施基準第一条第一項第七号に規定する血中脂質検査の結果が脂質異常症と同等の状態であると認められる基準

ハ 実施基準第一条第一項第八号に掲げる血糖検査の結果が糖尿病と同等の状態であると認められる基準

2 政令第七条の十四第三号に規定する総務省令で定めるものは、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設とする。

（年金給付契約の対象となる共済に係る契約の要件の細目）

第一条の十四 政令第七条の十五の十二第三号に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 政令第七条の十五の十二第三号に規定する生命共済に係る契約で年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。以下本条において「年金共済契約」という。）

を締結する組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十二号若しくは第九十三條第一項第六号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合若しくは共済水産業協同組合連合会をいう。次号において同じ。）の定める当該年金共済契約に係る共済規程は、当該年金共済契約に係る約款を全国連合会（農業協同組合法第十條第十号の事業を行う農業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会のうちその業務が全国の区域に及ぶものをいう。以下本条において同じ。）が農林水産大臣の承認を受けて定める約款と同一の内容のものである旨の定めがあるものであること（全国連合会の締結する年金共済契約に係る共済規程にあつては、農林水産大臣の承認を受けたものであること）。

二 当該年金共済契約を締結する組合（全国連合会を除く。）が当該年金共済契約により負う共済責任は、当該組合がその全部を当該組合を会員とする全国連合会の共済に付していること又は当該組合が当該組合を会員とする全国連合会と連帯して負担していること（当該全国連合会との契約により当該組合がその共済責任についての当該負担部分を有しない場合に限る。）。

三 当該年金共済契約に基づく金銭の支払は、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 当該年金共済契約に基づく年金以外の金銭の支払（割戻金の払戻し及び解約返戻金の支払を除く。）は、当該年金共済契約で定める被共済者が死亡し、又は重度の障害に該当することとなつた場合に限り行うものであること。

ロ 当該年金共済契約で定める被共済者が死亡し、又は重度の障害に該当することとなつた場合に支払う金銭の額は、当該年金共済契約の締結の日以後の期間又は支払掛金の総額に応じた通増的に定められていること。

ハ 当該年金共済契約に基づく年金の支払は、当該年金の支払期間を通じて年一回以上定期に行うものであり、かつ、当該年金共済契約に基づき支払うべき年金の額（年金の支払開始日から一定の期間内に年金受取人が死亡してもなお年金を支払う旨の定めのある年金共済契約にあつては、当該一定の期間内に支払うべき年金の額とする。）の一部を一括して支払う旨の定めがないこと。

ニ 当該年金共済契約に基づく割戻金の金銭による割戻し（当該割戻しを受ける割戻金をもつて当該年金共済契約に係る掛金の払込みに充てられる部分を除く。）は、年金の支払開始日

前において行わないもの又は当該割戻金の割戻しをする日の属する年において払い込むべき当該掛金の金額の範囲内の額とするものであること。

(地震保険料控除額の控除の対象となる共済に係る契約の要件の細目)

第一条の十五 政令第七十七条の十五の第十四第三号に規定する総務省令で定める要件は、同号に規定する漁業協同組合又は水産加工業協同組合（以下この条において「組合」という。）が、その締結した建物若しくは動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済又は火災共済に係る契約により負う共済責任を当該組合を会員とする共済水産業協同組合連合会（その業務が全国の区域に及ぶものに限る。）との契約により連帯して負担していること（当該契約により当該組合はその共済責任についての当該負担部分を有しない場合に限る。）とする。

(法第三十七条の二第三項及び第三百十四條の七第三項の提出方法等)

第一条の十六 法第三十七条の二第二項及び第三百十四條の七第二項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）を受けようとする都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、指定対象期間の初日の属する年の七月一日から同月三十一日までの間に、法第三十七条の二第三項及び第三百十四條の七第三項に規定する申出書及び書類（以下この条及び次条第二項第一号において「申出書等」という。）を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出するものとする。

3 前項に規定する指定対象期間は、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間とする。

2 指定を受けていない都道府県等（前項の指定対象期間において既にこの項の規定により申出書等を取り消された都道府県等及び法第三十七条の二第六項及び第三百十四條の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、前項の指定対象期間の初日の属する年の翌年の四月一日から同年八月三十一日までの間に、申出書等を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出することができる。

4 法第三十七条の二第六項及び第三百十四條の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等（既にこの項の規定により申出書等を提出した都道府県等を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、当該取消しの日から起算して二年を経過する日の属する月の初日から末日までの間に、申出書等を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出することができる。

5 前二項の規定により申出書等を提出した都道府県等が指定を受ける場合における指定対象期間をした日から第二項の指定対象期間の末日までの期間とする。

(法第三十七条の二第三項及び第三百十四條の七第三項の記載事項等)

第一条の十七 法第三十七条の二第三項及び第三百十四條の七第三項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第三十七条の二第二項及び第三百十四條の七第二項に規定する返礼品等（次項第四号において「返礼品等」という。）を提供しない場合には、第一号及び第四号から第六号までに掲げる事項）とする。

一 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四條の七第二項第一号に掲げる基準に適合する旨

二 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四條の七第二項第二号に掲げる基準に適合する旨

三 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四條の七第二項第三号に掲げる基準に適合する旨

四 法第三十七条の二第二項第四号及び第三百十四條の七第二項第四号に掲げる基準に適合する旨

五 法第三十七条の二第二項第五号及び第三百十四條の七第二項第五号に掲げる基準に適合する旨

六 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な事項

2 法第三十七条の二第三項及び第三百十四條の七第三項に規定する申出書に添えるこれらの規定に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

一 都道府県等が前条第二項に規定する指定対象期間（同条第三項又は第四項の規定により申出書等を提出する都道府県等にあつては、同条第五項に規定する指定対象期間。第三号及び第四号において「指定対象期間」という。）に受領する法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四條の七第一項第一号に掲げる寄附金（次号及び第三号において「第一号寄附金」という。）の額の見込額及びその募集に要する費用の額の見込額に関する書類

二 都道府県等が前年度（前条第二項に規定する指定対象期間の初日の属する年度の前年度をいう。）に受領した第一号寄附金の額及びその募集に要した費用の額に関する書類

三 都道府県等が指定対象期間に行おうとする第一号寄附金の募集の取組の内容に関する書類

四 都道府県等が指定対象期間に提供する返礼品等の内容に関する書類

五 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な書類

3 総務大臣は、都道府県等の指定に関し支障がないと認める場合には、当該都道府県等について、前項各号に掲げる書類の一部又は全部を省略させることができる。

(法第三十七条の二第十三項及び第三百十四條の七第十三項の寄附者名簿の作成及び保存)

第一条の十八 法第三十七条の二第十三項及び第三百十四條の七第十三項の寄附者名簿は、法第三十七條の二第二項第四号又は第三百十四條の七第一項第四号に掲げる寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成するものとし、当該事業年度終了の日の翌日以後三月を経過する日から五年間その主たる事務所の所在地に保存しなければならない。

(政令第七十七条の十九第九項及び第四十八條の九の第二十項の金額)

第一条の十九 政令第七十七条の三又は第三百十四條の八の規定による控除をしようとする年において課されたこれらの規定に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第七十七条の十九第二項若しくは第四項又は第四十八條の九の二第二項若しくは第五項政令第七十七条の十九第二項及び第四十八條の九の二第二項に規定する超える部分の額又は政令第七條の十九第四項に規定する国税の控除余裕額、同項に規定する道府県民税の控除余裕額若しくは同項に規定する市町村民税の控除余裕額に係る年のうち最も古い年以後の各年の同条第二項に規定する国税の控除限度額、同項に規定する道府県民税の控除限度額若しくは同項に規定する市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該年において課された外国の所得税等の額

二 政令第七十七条の十九第八項 同項に規定する控除されなかつた額に係る年度のうち最も古い年度以後の各年度における所得割額の計算上法第三十七條の三の規定により控除することとされた外国の所得税等の額

三 政令第四十八條の九の二第九項 同項に規定する控除されなかつた額に係る年度のうち最も古い年度以後の各年度における所得割額の計算上法第三百十四條の八の規定により控除することとされた外国の所得税等の額

(道府県民税、市町村民税及び森林環境税に係る納税通知書・申告書等の様式)

第二条 法第四十三條及び第七百三十九條の二の規定により市町村が道府県民税、市町村民税及び森林環境税の賦課徴収に用いる左の表の上欄に掲げる文書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

文書の種類		様式
(一) 市町村民税・道府県民税・森林環境税／税額決定／納税／通知書		第一号の三様式
(二) 市町村民税／道府県民税／納税通知書（分離課税に係る所得割分）		第一号の四様式
(三) 納期限変更告知書		第二号様式

(四) 給与所得等に係る特別徴収義務者及び特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書		第三号様式（別表）
(五) 督促状	第四号様式又は第四号の二様式	
(六) 市町村民税／道府県民税／更正（決定）通知書	第五号の二様式	
2 前項の規定にかかわらず、当分の間、市町村長は、法第三百二十一条の四第一項又は第五項の規定により指定した特別徴収義務者に前項の表の（四）の上欄に掲げる通知書の交付（同条第七項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による法第三百二十一条の四第一項に規定する通知事項（法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨）の提供を除く。）を行うときは、第三号様式中「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄は記載しないこととする。		
3 道府県民税及び市町村民税に係る次の表の上欄に掲げる申告書及び申請書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、次の表の（一）の上欄に掲げる申告書について法第三百十七條の二第二項の申告書を提出すべき者のうち当該市町村の条例で定めるものが提出すべき申告書として市町村長が別に簡易な様式を定めたとき及び同表の（六）の上欄に掲げる申告書について当該下欄に掲げる様式によることができないうやむを得ない事情があると認められる場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。		
申告書等の種類	様式	
(一) 市町村民税／道府県民税／申告書（法第四十五条の二第一項及び第三百十七條の二第二項の申告書）	第五号の四様式（別表）	
(二) 給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告書（法第四十五条の二第三項及び第三百十七條の二第三項の申告書）	第五号の五様式	
(三) 寄附金税額控除申告書（一）（法第四十五条の二第三項及び第三百十七條の二第三項の申告書）	第五号の五の二様式	
(三)の二 寄附金税額控除申告書（二）（法第四十五条の二第五項及び第三百十七條の二第五項の申告書）	第五号の五の三様式	
(四) 給与所得者・公的年金等受給者用繰越控除申告書（法第四十五条の二第三項及び第三百十七條の二第三項の申告書）	第五号の六様式	
(五) 配偶者控除・扶養控除申請書（政令第七條の三の三第一項及び第七條の三の四第一項（政令第四十六條の三において準用する場合を含む。）の申請書）	第五号の七様式	
(六) 市町村民税／道府県民税／納入申告書（法第五十條の五及び第三百二十八條の二第二項の納入申告書）	第五号の八様式	
(七) 退職所得申告書（法第五十條の七第一項及び第三百二十八條の七第一項の規定による申告書）	第五号の九様式	
4 法第四十五条の二第六項に規定する総務省令で定める事項は、法第二十四条第一項第一号に掲げる者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十條第一項後段の規定の適用を受けた者に限る。）のその年度分の個人の道府県民税に係る法第三十四条第一項第三号から第五号まで、第五号の三、第六号及び第八号から第十一号までの規定による控除のうちこれらの控除に相当する前年分の所得税に係る所得税に関する法令の規定による控除が所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七條第一項に規定する同額である控除であるものに係る当該控除の金額、当該控除の金額の計算の基礎及び法第四十五条の二第二項第五号及び第七号に掲げる事項並びに法第三十四条第二項の規定による控除の額とする。		
5 法第四十五条の二第六項の規定による同条第一項の道府県民税に関する申告書の記載は、前項に規定する法第三十四条第一項第三号から第五号まで、第五号の三、第六号及び第八号から第十一号までの規定による控除並びに同条第二項の規定による控除については、これらの控除の額		

(所得税法施行規則第四十七條第二項に規定する場合にあつては、当該控除の額の合計額)の記載とする。		
6 第四項の規定は、法第三百十七條の二第六項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四項中「第四十五条の二」とあるのは「第三百十七條の二」と、「第二十四条」とあるのは「第二百九十四条」と、「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と、「第三十四条」とあるのは「第三百十四條の二」と読み替えるものとする。		
7 第五項の規定は、法第三百十七條の二第六項の規定による同条第一項の申告書の記載について準用する。この場合において、第五項中「第四十五条の二」とあるのは「第三百十七條の二」と、「道府県民税に関する申告書」とあるのは「申告書」と、「第三十四条」とあるのは「第三百十四條の二」と読み替えるものとする。		
(附属申告書等)		
第二条の二 道府県民税及び市町村民税の納税義務者で次の表の上欄に掲げるものは、法第四十五条の二第一項及び第三百十七條の二第二項の申告書に、それぞれその下欄に掲げる附属申告書を添付しなければならない。		
納税義務者	附属申告書の種類	
(一) 当該年度の初日の属する年の前年（以下道府県民税及び市町村民税について「前年」という。）中に生じた純損失の金額のうちに変動所得の金額の計算上生じた損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額がある場合において、その金額についてその損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の道府県民税及び市町村民税の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除を受けようとする納税義務者	第五号の十様式の損失明細書	
(二) 法第三十二条第八項及び第三百十三條第八項の規定によつて前年前三年間に於ける総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた純損失の金額又は法第三十二条第九項及び第三百十三條第九項の規定によつて前年前三年内の各年に生じた変動所得の金額の計算上生じた損失の金額若しくは被災事業用資産の損失の金額若しくは前年前三年内の各年に生じた雑損失の金額について総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除を受けようとする納税義務者（法第四十五条の二第三項及び第三百十七條の二第三項の規定によつて、法第三十二条第八項及び第三百十三條第九項に規定する純損失の金額の控除又は法第三十二条第九項及び第三百十三條第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除に関する申告書を提出しようとする納税義務者を除く。）	第五号の十一様式の繰越控除明細書	
(三) 法第三十七條の三及び第三百十四條の八の規定によつて外国の所得税等の額の控除を受けようとする納税義務者	第五号の十三様式の外国の所得税等の額の控除に関する明細書	

2 市町村長は、法第四十五条の二第二項及び第三項並びに第三百十七條の二第二項及び第三項の申告書を提出する者に対して、所得税法第二百二十條第三項、第四項、第六項及び第七項に規定する書類その他の書類又は電磁的記録印刷書面（所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第七項において同じ。）で所得税に関する法令の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付しなければならないこととなつていもの又は税務署長が提示させ、若しくは提出させることができることとなつていもの（所得税の確定申告書に添付し、又は税務署長に提示し、若しくは提出したものを除く。）のうち道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に		
---	--	--

必要と認めるものを当該申告書に添付させ、又は市町村長に提示し、若しくは提出させることができる。

3 市町村長は、医療費控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百七条の二第一項及び第三項の申告書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申告書を提出した者に対し、法第十一条の四第一項に規定する法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日までの間、所得税法第二百二十条第四項第一号に掲げる書類に記載された医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類（税務署長に提示し、又は提出したものを除く。）を市町村長に提示し、又は提出させることができる。

4 法第三十四条第八項及び第三百十四條の二第八項の規定による判定をするときの現況において所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者である者（以下この項から第六項まで、次条、第二条の三の三及び第二条の三の六において「国外居住者」という。）に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百七条の二第一項の申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七條の二第五項及び第六項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなればならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四條第五項、第九十五條第五項、第九十五條の二第二項若しくは第二百三條の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は次条第三項、第二条の三の第三十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

5 国外居住者に係る扶養控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百七条の二第一項の申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなればならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四條第五項、第九十五條第五項、第九十五條の二第二項若しくは第二百三條の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は次条第三項、第二条の三の第三十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 所得税法施行規則第四十七條の二第七項に規定する書類

ロ 所得税法施行規則第四十七條の二第八項に規定する書類

二 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ（一）及び第三百十四條の二第一項第十一号ロ（一）に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除に関する事項を記載する場合

当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 前号イに掲げる書類

ロ 前号ロに掲げる書類

ハ 所得税法施行規則第四十七條の二第九項に規定する書類

三 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ（三）及び第三百十四條の二第一項第十一号ロ（三）に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除に関する事項を記載する場合

当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 第一号イに掲げる書類

ロ 所得税法施行規則第四十七條の二第十項に規定する書類

6 国外居住者である扶養親族のうち法第三十四条第八項及び第三百十四條の二第八項の規定による判定をするときの現況において年齢十六歳未満である者（以下「控除対象外国扶養親族」という。）に係る扶養親族に関する事項又は国外居住者である同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。以下この条及び次条において「控除対象外国同一生計配偶者」という。）に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百七条の二第一項の申告書を提出する者（以下この条において「申告者」という。）が法第二十四条の五第三項及び第二百九十五條第三項、法附

則第三条の三第一項及び第四項又は同条第二項及び第五項の規定の適用を受ける者（法附則第三条の三第一項及び第四項並びに政令第四十七條の三第一号の同一生計配偶者及び扶養親族の数から当該控除対象外国扶養親族又は当該控除対象外国同一生計配偶者の数を除いた場合においても法第二十四条の五第三項及び第二百九十五條第三項又は法附則第三条の三第一項及び第四項の規定の適用を受けることとなる者を除く。以下「非課税限度額制度適用者」という。）である場合にあつては、当該申告者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書又は当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなればならない。ただし、次条第五項、第二条の三の第三十二項若しくは第十三項又は第二条の三の六第十一項若しくは第十二項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書書類及び次条第六項の規定により提出した当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書書類については、この限りでない。

7 前項の国外扶養親族証明書書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。

一 控除対象外国扶養親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該控除対象外国扶養親族が申告者の親族である旨を証するもの

イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写し

ロ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（当該控除対象外国扶養親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）

二 その年において申告者から控除対象外国扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払が必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの

イ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第三号に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該申告者から当該控除対象外国扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの

ロ 所得税法施行規則第四十七條の二第六項第二号に規定するクレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、同号に規定するクレジットカード等を当該控除対象外国扶養親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の同号に規定する役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該申告者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

ハ 所得税法施行規則第四十七條の二第六項第三号に規定する電子決済手段等取引業者（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該申告者の依頼に基づいて行う同条第六項第三号に規定する電子決済手段（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「電子決済手段」という。）の移転により当該申告者から当該控除対象外国扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの（同条第六項第三号に規定するみなし電子決済手段等取引業者（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「みなし電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）

第六項の国外配偶者証明書書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。

一 控除対象外国同一生計配偶者に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該控除対象外国同一生計配偶者が申告者の親族である旨を証するもの

イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写し

ロ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（当該控除対象外国同一生計配偶者の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）

二 その年において申告者から控除対象外国同一生計配偶者の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの

イ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第二条第三号に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該申告者から当該控除対象外国同一生計配偶者に支払をしたことを明らかにするもの

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第六項第二号に規定するクレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、同号に規定するクレジットカード等を当該控除対象外国同一生計配偶者が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の同号に規定する役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該申告者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

ハ 電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該申告者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転により当該申告者から当該控除対象外国同一生計配偶者に支払をしたことを明らかにするもの（みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）

9 法第四十五条の二第五項及び第三百七十七条の二第五項の申告書を提出する者は、前条第三項の表の（三）の上欄に掲げる申告書に、法第三十七条の二第二項第四号又は第三百七十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金を受領した法第三十七条の二第二項又は第三百七十四条の七第二項に規定する控除対象特定非営利活動法人の受領した旨（当該寄附金が当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む）、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類又は電磁的記録印刷書面を添付しなければならない。

（確定申告書の付記事項等）

第二条の三 法第四十五条の二第二項及び第三百七十七条の二第二項の確定申告書に記載された事項で総務省令で定める事項は、次項第三号に掲げる事項の記載があつた場合における当該記載された者に係る配偶者控除又は扶養控除に関する事項とする。

2 法第四十五条の二第三項及び第三百七十七条の二第三項の規定により確定申告書に付記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該年度の初日の属する年の一月一日現在の住所

二 給与所得以外（法第三百二十一条の三第四項に規定する場合にあつては、給与所得及び公的年金等に係る所得以外）の所得に係る道府県民税及び市町村民税の徴収の方法

三 前年分の所得税につき控除対象配偶者又は扶養親族とした者を道府県民税及び市町村民税につき青色事業専従者とする場合においては、その者の氏名、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。）及び青色専従者給与額

四 前年中に所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する場合においては、同法第六百六十四条第二項各号に掲げる国内源泉所得の金額

五 前年分の所得税につき控除対象配偶者、控除対象扶養親族、青色事業専従者又は事業専従者とした者のうち、別居している者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

六 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第八条の五第一項第一号に掲げる配当等（同法第九条の三第一項第一号の配当等に該当するものを除く。）のうち前年分の所得税につき同法第八条の五第一項の規定の適用を受けるものを有する場合においては、当該適用を受ける配当等に係る配当所得の金額

七 法第四十五条の二第一項第六号及び第三百七十七条の二第一項第六号に掲げる寄附金税額控除額の控除に関する事項

七の二 道府県民税又は市町村民税の納税義務者（前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の法第三十四条第一項第十号の二及び第三百七十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。次号、次条、第二条の三の三、第二条の三の五及び第二条の三の六において同じ。）に係る所得を有する者であつて、前年の合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。）（イにおいて「申告対象配偶者」という。）の次に掲げる事項

イ 氏名、生年月日及び個人番号並びにその者の前年の合計所得金額（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日並びにその者の前年の合計所得金額）並びに申告者と別居している申告対象配偶者については、当該申告対象配偶者の住所並びに国外居住者である申告対象配偶者については、その旨

ロ その他参考となるべき事項

七の三 扶養親族（退職手当等に係る所得を有するものに限る。イにおいて同じ。）の次に掲げる事項

イ 氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日）並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所並びに国外居住者である扶養親族については、その旨

ロ その他参考となるべき事項

八 扶養親族（年齢十六歳未満の者に限り、前号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）の氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日）並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

九 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。以下この号において同じ。）の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びに申告者と別居している同一生計配偶者については、当該同一生計配偶者の住所並びに控除対象外国同一生計配偶者である場合には、その旨並びにその他参考となるべき事項

3 国外居住者に係る前項第七号の二又は第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第五項、第九十五条第五項、第九十五条の二第二項若しくは第二百三十三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二十条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二十条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

4 国外居住者に係る第二項第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第五項、第九十五条第五項若しくは第二百三十三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二十条の三の三第十一項若しくは第十三項若しくは第二十条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る前条第五項第一号に定める書類

二 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ（一）及び第三百十四條の二第一項第十一号ロ（一）に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る前条第五項第二号に定める書類

三 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ（三）及び第三百十四條の二第一項第十一号ロ（三）に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る前条第五項第三号に定める書類

5 控除対象外国扶養親族に係る第二項第七号の三又は第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七條の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類（前条第七項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二條の三の第三十二項若しくは第十三項若しくは第二條の三の第六十一項若しくは第十二項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

6 控除対象外国同一生計配偶者に係る第二項第九号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七條の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類（前条第八項に規定する国外配偶者証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、又は市町村長に提示した当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類については、この限りでない。

（給与所得者の扶養親族等申告書の提出方法）

第二條の三の二 所得税法第九十四條第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（次項において「給与所得者」という。）が法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七條の三の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書（以下この条、次条及び第三條の三の四第一項第一号において「給与所得者の扶養親族等申告書」という。）を提出する場合においては、所得税法第九十四條第一項の申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七條の三の二第一項の給与支払者（次項及び次条において「給与支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2 給与支払者が給与所得者から給与所得者の扶養親族等申告書又は次条第十三項の規定により提出される書類を受理した場合には、当該給与所得者の扶養親族等申告書（法第四十五条の三の二第五項及び第三百十七條の三の二第五項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項を含む。）又はこれらの書類を、法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七條の三の二第一項に規定する市町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与支払者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族等申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 次の各号に掲げる法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七條の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族等申告書に記載することとされている氏名は、当該各号に定める氏名に限るものとする。

一 法第四十五条の三の二第一項第二号及び第三百十七條の三の二第一項第二号に規定する自己と生計を一にする配偶者（以下この号、次条及び第二條の三の六において「申告対象配偶者」という。）の氏名 退職手当等に係る所得を有する申告対象配偶者の氏名

二 扶養親族の氏名 年齢十六歳未満の者又は退職手当等に係る所得を有する者である扶養親族の氏名

4 前三項の規定は、法第四十五条の三の二第三項及び第三百十七條の三の二第三項の規定による申告書（次条及び第二條の三の四第一項第二号において「給与所得者の扶養親族等異動申告書」という。）の提出について準用する。この場合において、第一項中「第九十四條第一項」とあるのは「第九十四條第三項」と、「第四十五条の三の二第二項及び第三百十七條の三の二第二項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百十七條の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第三項及び第三百十七條の三の二第三項の規定」と読み替えるものとする。（給与所得者の扶養親族等申告書等の記載事項）

第二條の三の三 法第四十五条の三の二第一項第四号及び第三百十七條の三の二第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 給与所得者の扶養親族等申告書を提出する者（第三号において「申告者」という。）の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 申告対象配偶者（退職手当等に係る所得を有するものに限る。以下この号、第三項及び第四項において同じ。）の住所及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及びその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である申告対象配偶者である場合には、その旨

三 扶養親族（年齢十六歳未満の者又は退職手当等に係る所得を有する者に限る。以下この号、第三項及び第四項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である扶養親族である場合には、その旨

四 その他参考となるべき事項

2 法第四十五条の三の二第三項及び第三百十七條の三の二第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 給与所得者の扶養親族等異動申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 その他参考となるべき事項

3 給与所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族等異動申告書（以下この条において「給与所得者の扶養親族等申告書等」という。）の提出を受ける給与支払者が、当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載されるべき申告対象配偶者、扶養親族又は当該給与所得者の扶養親族等申告書等を提出する者（以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該給与所得者の扶養親族等申告書等の提出の前に、当該提出する者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前二項の規定にかかわらず、当該給与支払者に提出する給与所得者の扶養親族等申告書等には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている申告対象配偶者、扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一 給与所得者の扶養親族等申告書等

二 第二條の三の五第一項に規定する公的年金等受給者の扶養親族等申告書

三 法第五十条の七第一項及び第三百二十八條の七第一項の規定による申告書（第二條の四から第二條の五の二までにおいて「退職所得申告書」という。）

4 給与支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合においては、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項各号に掲げる申告書に記載された同項に規定する申告対象配偶者、扶養親族又は提出する者の氏名、住所及び個人番号

二 前号の申告書の提出を受けた年月及び当該申告書の名称

三 その他参考となるべき事項

5 給与支払者は、前項の帳簿を、最後に第三項の規定の適用を受けて提出された給与所得者の扶養親族等申告書等に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

6 第三項の規定の適用を受けて給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者が当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該給与所得者の扶養親族等申告書等を受理した給与支払者に、変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号を記載した届出書を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合も、同様とする。

7 第四項の規定により同項の帳簿を作成した給与支払者は、前項の届出書を受理した場合には、当該帳簿の第四項各号に掲げる事項を、当該届出書に記載されている事項に訂正しておかなければならない。

8 給与支払者は、その受理をした第六項に規定する届出書を、当該受理をした日の属する年の翌年から三年間保存しなければならない。

9 給与所得者の扶養親族等申告書及び給与所得者の扶養親族等異動申告書を受理した給与支払者は、当該申告書に、当該給与支払者の個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十五項に規定する法人番号をいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。）を付記するものとする。

10 国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の第二項及び第三百七十七条の三の第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該申告書に係る法第四十五条の三の第二項及び第三項並びに第三百七十七条の三の第二項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第五項、第九十五条第五項若しくは第九十五条の二第二項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

11 国外居住者に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の第二項及び第三百七十七条の三の第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該申告書に係る法第四十五条の三の第二項及び第三項並びに第三百七十七条の三の第二項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第五項若しくは第九十五条第五項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 所得税法施行規則第四十七条の二第七項に規定する書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第八項に規定する書類

二 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ（一）及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ（一）に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類
イ 前号イに掲げる書類

ロ 前号ロに掲げる書類

ハ 所得税法施行規則第四十七条の二第九項に規定する書類

三 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ（三）及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ（三）に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 第一号イに掲げる書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第十項に規定する書類

12 控除対象外国外扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の第二項及び第三百七十七条の三の第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該申告書に係る法第四十五条の三の第二項及び第三項並びに第三百七十七条の三の第二項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を出した者（法第四十五条の三の第二項及び第三百七十七条の三の第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

13 前三項の規定による書類の提出については、これらの規定の給与所得者の扶養親族等申告書等を受理した給与支払者を経由して提出することを妨げない。

（給与所得者の扶養親族等申告書の電磁的方法による提供方法等）

第二条の三の四 次の各号に掲げる電磁的方法による提供は、所得税法第九十八条第二項の規定による当該各号に定める事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

一 法第四十五条の三の二第五項及び第三百七十七条の三の二第五項の規定による給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供 所得税法第九十四条第一項の申告書に記載すべき事項

二 法第四十五条の三の二第五項及び第三百七十七条の三の二第五項の規定による給与所得者の扶養親族等異動申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供 所得税法第九十四条第三項の申告書に記載すべき事項

2 法第四十五条の三の二第五項及び第三百七十七条の三の二第五項に規定する総務省令で定める方法は、所得税法施行規則第七十六条の二第一項各号に掲げる方法とする。

3 法第四十五条の三の二第五項及び第三百七十七条の三の二第五項の規定の適用がある場合における前条第九項の規定の適用については、同項中「当該申告書」とあるのは、「法第四十五条の三の二第五項及び第三百七十七条の三の二第五項に規定する電磁的方法により提供された当該申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とする。

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出方法）

第二条の三の五 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（次項において「公的年金等受給者」という。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項の規定による申告書（以下第二条の三の七までにおいて「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第二百三条の六第一項の規定による申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項の公的年金等支払者（次項及び次条において「公的年金等支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から公的年金等受給者の扶養親族等申告書又は次条第十二項の規定により提出された書類を受理した場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告

書（法第四十五条の三の三第四項及び第三百七十七条の三の三第四項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項を含む。次条第八項において同じ。）又はこれらの書類を、法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項の規定により公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、年齢十六歳未満の者又は退職手当に係る所得を有する者である扶養親族の氏名に限るものとする。

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項）

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百七十七条の三の三第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する者（第三号において「申告者」という。）の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 特定配偶者（法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項に規定する特定配偶者をいう。以下この号、次項及び第三項において同じ。）の住所及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及びその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である特定配偶者である場合には、その旨

三 扶養親族（年齢十六歳未満の者又は退職手当に係る所得を有する者に限る。以下この号及び次項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である扶養親族である場合には、その旨

四 その他参考となるべき事項

2 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を受ける公的年金等支払者が、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載されるべき特定配偶者、扶養親族又は当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する者（以下この項において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出の前に、当該提出する者から第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払者に提出する当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている特定配偶者、扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

3 公的年金等支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第二条の三の三第四項各号に掲げる事項（同項第一号の申告対象配偶者の氏名については、特定配偶者に該当するものの氏名に限る。）を記載しなければならない。

4 公的年金等支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

5 第二条の三の三第六項から第八項までの規定は、第二項の規定の適用を受けて公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者が当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

6 公的年金等支払者が、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載されるべき第一項第一号に規定する申告者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿であつて、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条第二項の規定による求めに基づく機構保存本人確認情報（住民基本台帳

法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報という。）の提供を受けて作成されたものを備えている場合における第二項（当該申告者に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該帳簿を同項に規定する帳簿に該当するものとして、同項の規定を適用することができる。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定により帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第三項中「第二条の三の三第四項各号に掲げる事項（同項第一号の申告対象配偶者の氏名については、特定配偶者に該当するものの氏名に限る。）」とあるのは「第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他の参考となるべき事項」と、第五項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第二条の三の三第七項中「第四項各号に掲げる」とあるのは、「第二条の三の六第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた同条第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他の参考となるべき」と読み替えるものとする。

8 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を受理した公的年金等支払者は、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に、当該公的年金等支払者の法人番号を付記するものとする。

9 国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百七十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三十三条の六第三項の規定により提出し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

10 国外居住者に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百七十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三十三条の六第三項の規定により提出し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類
 - イ 所得税法施行規則第四十七条の二第七項に規定する書類
 - ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第八項に規定する書類
- 二 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ（一）及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ（一）に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類
 - イ 前号イに掲げる書類
 - ロ 前号ロに掲げる書類
- ハ 所得税法施行規則第四十七条の二第九項に規定する書類

三 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四條の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 第一号イに掲げる書類

ロ 所得税法施行規則第四十七條の第二十項に規定する書類

11 控除対象外国扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者(法第四十五條の三の第三項及び第三百十七條の三の第三項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。)が当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る法第四十五條の三の第三項及び第三百十七條の三の第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二條の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二條の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

12 前三項の規定による書類(所得税法施行規則第四十七條の二第六項、第八項及び第九項に規定する書類並びに第二條の二第七項第二号に掲げる書類を除く。)の提出については、前三項の公的年金等受給者の扶養親族等申告書を受理した公的年金等支払者を経由して提出することを妨げない。

(公的年金等受給者の扶養親族等申告書の電磁的方法による提供方法)

第二條の三の七 法第四十五條の三の第三項及び第三百十七條の三の第三項の規定による公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供は、所得税法第二百三條の六第五項の規定による同項に規定する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

(退職所得申告書の提出方法)

第二條の四 所得税法第二百三條第一項の規定により同項の規定による申告書を提出しなければならない者(次項及び第二條の五の三において「退職手当等の支払を受ける者」という。)が退職所得申告書を提出する場合には、同法第二百三條第一項の規定による申告書と併せて法第五十條の七第一項及び第三百二十八條の七第一項に規定する退職手当等の支払者(次項及び次条において「退職手当等の支払者」という。)を経由して、提出しなければならない。

2 退職手当等の支払者が退職手当等の支払を受ける者から退職所得申告書を受理した場合には、当該退職所得申告書(法第五十條の七第三項及び第三百二十八條の七第三項の規定の適用により当該退職手当等の支払者が提供を受けた当該退職所得申告書に記載すべき事項を含む。次条第六項において同じ。)を、法第五十條の七第一項及び第三百二十八條の七第一項に規定する市町村長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該退職所得申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

(退職所得申告書の記載事項)

第二條の五 法第五十條の七第一項第五号及び第三百二十八條の七第一項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 退職所得申告書を提出する者の氏名、その者の法第五十條の二及び第三百二十八條に規定する退職手当等(以下「退職手当等」という。)の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在の住所並びに個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及びその者の退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在の住所)

二 法第五十條の七第一項第三号及び第三百二十八條の七第一項第三号に掲げる勤続年数の計算の基礎その他法第五十條の六第三項及び第三百二十八條の六第三項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となるべき事項

三 法第五十條の六第一項第二号及び第三百二十八條の六第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある場合には、当該支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称、当該支払済みの他の退職手当等につき法第四十一條第一項及び第三百二十八條の五第二項の規定により徴収された税額並びにその支払を受けた年月日

四 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在で、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定による生活扶助を受けている場合には、その旨

五 法第五十條の七第一項及び第三百二十八條の七第一項に規定する退職手当等又は法第五十條の七第一項第二号及び第三百二十八條の七第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部がこれらの規定に規定する短期退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項

イ 法第五十條の三第二項及び第三百二十八條の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一條の二第二項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎

ロ 法第五十條の三第二項及び第三百二十八條の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一條の二第二十一項各号に掲げる場合に該当するときは、同令第三百二十九條の三第二項に規定する短期退職所得控除額の計算の基礎

六 法第五十條の七第一項及び第三百二十八條の七第一項に規定する退職手当等又は法第五十條の七第一項第二号及び第三百二十八條の七第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部がこれらの規定に規定する特定役員退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項

イ 法第五十條の三第二項及び第三百二十八條の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一條の二第四項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎

ロ 法第五十條の三第二項及び第三百二十八條の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一條の二第二十二項各号に掲げる場合に該当するときは、同令第三百二十九條の三第二項に規定する特定役員退職所得控除額の計算の基礎

七 その他参考となるべき事項

2 退職所得申告書の提出を受ける退職手当等の支払者が、当該退職所得申告書に記載されるべき当該退職所得申告書の提出をする者(以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。)の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿(当該退職所得申告書の提出の前に当該提出する者から第二條の三の三第三項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。)を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該退職手当等の支払者に提出する当該退職所得申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号が当該帳簿に記載されている当該提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

3 退職手当等の支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第二條の三の三第三項各号に掲げる申告書に記載された提出する者の氏名、住所及び個人番号

二 前号の申告書の提出を受けた年月及び当該申告書の名称

三 その他参考となるべき事項

4 退職手当等の支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された退職所得申告書に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

5 第二條の三の三第六項から第八項までの規定は、第二項の規定の適用を受けて退職所得申告書を提出した者が当該退職所得申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

6 退職所得申告書を受理した退職手当等の支払者は、当該退職所得申告書に、当該退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

（退職所得申告書の電磁的方法による提供方法）

第二条の五の二 法第五十条の七第三項及び第三百二十八条の七第三項の規定による退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供は、所得税法第二百三条第四項の規定による同項に規定する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

（特別徴収票）

第二条の五の三 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける者の各人別に、第五号の十四様式及び第五号の十四の二様式による特別徴収票を作成し、第五号の十四様式による特別徴収票を退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在におけるその者の住所所在地の市町村長に提出し、第五号の十四の二様式による特別徴収票を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。ただし、法人（人格のない社団又は財団を含む。）がその役員（相談役、顧問その他これらに類する者を含む。）に対して支払う退職手当等以外の退職手当等については、特別徴収票は、市町村長に提出することを要しない。

2 前項の場合において、法第三百二十八条の五第二項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額がないときは、特別徴収票は、退職手当等の支払を受ける者の請求がない場合に限り、退職手当等の支払を受ける者に交付することを要しない。

（特別徴収に係る納入）

第二条の六 給与所得に係る個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を市町村に納入する場合（法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納入する場合を除く。）には、当該納入金に第五号の十五様式による納入書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納入するものとする。

（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）

第三条 法人の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類

様式

（一） 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第五十三条第一項の道府県民税の申告書及びこれに係る同条第三十四項の道府県民税の申告書）

第六号様式、第六号様式（その2）又は第六号様式（その3）（別表一から別表四の三まで）

（二） 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十九条（同法第四百五十五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第五十三条第一項の道府県民税の申告書及びこれに係る同条第三十四項の道府県民税の申告書）

第六号の三様式、第六号の三様式（その2）又は第六号の三様式（その3）（第六号様式別表四の三）

（三） 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第五十三条第一項及び第二項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第三十四項の道府県民税の申告書）

第七号様式

（四） 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（政令第九条の六の二第二項及び第九条の六の三第二項の書類）

（五） 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第九条の七第二十項並びに第九条の七の二第四項及び第五項の書類）

（六） 課税標準の分割に関する明細書（法第五十七条第一項の課税標準の分割に関する明細書）

（七） 均等割申告書（法第五十三条第三十一項の道府県民税の申告書）

（八） 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書及び申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書（法第五十三条第六十一項の届出書）

2 道府県内に恒久的施設を有する外国法人（法第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。）の第六号様式別表一の二及び同様式別表二の五、第七号の三様式並びに第十号様式の記載については、法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにするものとする。

3 法人が道府県民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十二号の二様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（政令第九条の六の二第二項の割合等）

第三条の二 政令第九条の六の二第二項、第九条の六の三第一項、第九条の七第六項及び第二十八項並びに第九条の七の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。第一号イ及び第二号において同じ。）に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第九条の六の二第二項、第九条の六の三第一項、第九条の七第六項及び第二十八項並びに第九条の七の二第二項の關係道府県に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該關係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 特別区に存する区域において都民税の法人税割を課する都に係る場合 特別区に存する区域以外の区域において当該都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合

二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区に存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第九条の六の二第二項、第九条の六の三第一項、第九条の七第六項及び第二十八項並びに第九条の七の二第二項の關係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第九条の七第十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九条の七第八項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第二項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第八項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第九条の七第八項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）及び法人番号並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 政令第九条の七第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十項各号に定める事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額（以下この条において「控除限度超過額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第九条の七第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十項各号に定める事業年度の同条第七項に規定する道府県民税の控除余額（以下この条及び第十條の二の六において「道府県民税の控除余額」といふ。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 その他参考となるべき事項

三 適格分割等の日

四 政令第九条の七第二十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九条の七第二十項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第十九項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二 適格分割等に係る分割法人等の名称、事務所又は事業所所在地及び法人番号並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 政令第九条の七第二十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十二項各号に定める事業年度の同条第十九項に規定する控除未済外国法人税等額（第五項第二号において「控除未済外国法人税等額」といふ。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 その他参考となるべき事項

四 前項の規定は、政令第九条の七の二第二項において準用する政令第九条の七第二十五項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「政令」とあるのは「政令第九条の七の二第二項において準用する政令」と、同項第四号中「政令」とあるのは「政令第九条の七の二第二項において準用する政令」と、「控除未済外国法人税等額（第五項第二号において「控除未済外国法人税等額」といふ。）とあるのは「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替へるものとする。

五 政令第九条の七第二十九項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三條第三十八項の規定による控除をしようとする事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」といふ。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第九条の七第二項又は第七項 控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余額（以下この条及び第十條の二の六において「国税の控除余額」といふ。）、道府県民税の控除余額若しくは政令第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除余額（以下この条及び第十條の二の六において「市町村民税の控除余額」といふ。）に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額（以下この条及び第十條の二の六において「国税の控除限度額」といふ。）、政令第九条の七第二項に規定する道府県民税の控除限度額（以下この条及び第十條の二の六において「道府県民税の控除限度額」といふ。）、及び政令第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除限度額（以下この条及び第十條の二の六において「市町村民税の控除限度額」といふ。）の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

二 政令第九条の七第十九項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第五十三條第三十八項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

三 政令第九条の七の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 税額控除不足額相当額（法第五十三條第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額をいう。次号及び次項において同じ。）の控除に関する事項を記載した書類

二 税額控除不足額相当額に係る過去適用事業年度（法第五十三條第四十二項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この条において同じ。）の過去当初申告税額控除額（同項に規定する

過去当初申告税額控除額をいう。第八項第二号において同じ。）及び税額控除額（法第五十三條第三十九項に規定する税額控除額をいう。次号及び第八項において同じ。）の控除に関する事項を記載した書類

三 対象前各事業年度（法第五十三條第四十二項に規定する対象前各事業年度をいう。以下この号及び第八項第三号において同じ。）において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき同条第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

七 政令第九条の七の二第四項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。ただし、同条第一項において準用する政令第九条の七第十九項の規定に係る部分の金額については、同項に規定する控除未済税額控除不足額相当額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第五十三條第四十二項の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額とする。

一 法第五十三條第四十二項の規定による控除を受けるべき金額に係る過去適用事業年度の外国の法人税等の額

二 前号の過去適用事業年度における控除限度超過額又は国税の控除余額、道府県民税の控除余額若しくは市町村民税の控除余額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

三 政令第九条の七の二第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 税額控除超過額相当額（法第五十三條第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。次項第一号において同じ。）に規定する税額控除超過額相当額をいう。次号において同じ。）の加算に関する事項を記載した書類

二 税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額及び税額控除額の控除に関する事項を記載した書類

三 対象前各事業年度において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき法第五十三條第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

九 政令第九条の七の二第五項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 法第五十三條第四十三項の規定により加算されるべき金額に係る過去適用事業年度の外国の法人税等の額

二 前号の過去適用事業年度における控除限度超過額又は国税の控除余額、道府県民税の控除余額若しくは市町村民税の控除余額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第三條の二の二 政令第九条の八の五第三号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議による前号に準ずる内容の契約の締結

法第五十三條第五十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 請求をする法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 請求をする法人の代表者の氏名及び住所又は居所

三 法第五十三條第五十六項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

六 政令第九条の七の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 税額控除不足額相当額（法第五十三條第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額をいう。次号及び次項において同じ。）の控除に関する事項を記載した書類

二 税額控除不足額相当額に係る過去適用事業年度（法第五十三條第四十二項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この条において同じ。）の過去当初申告税額控除額（同項に規定する

過去当初申告税額控除額をいう。第八項第二号において同じ。）及び税額控除額（法第五十三條第三十九項に規定する税額控除額をいう。次号及び第八項において同じ。）の控除に関する事項を記載した書類

三 対象前各事業年度（法第五十三條第四十二項に規定する対象前各事業年度をいう。以下この号及び第八項第三号において同じ。）において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき同条第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

七 政令第九条の七の二第四項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。ただし、同条第一項において準用する政令第九条の七第十九項の規定に係る部分の金額については、同項に規定する控除未済税額控除不足額相当額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第五十三條第四十二項の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額とする。

一 法第五十三條第四十二項の規定による控除を受けるべき金額に係る過去適用事業年度の外国の法人税等の額

二 前号の過去適用事業年度における控除限度超過額又は国税の控除余額、道府県民税の控除余額若しくは市町村民税の控除余額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

四 銀行又は郵便局において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地

五 その他参考となるべき事項

(法第五十三条第六十一項の届出)

第三条の三 法第五十三条第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分、届出又は失効の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第六十一項の規定による届出をしなければならない。

一 法人税法第七十五条の第二項(同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による申告書の提出期限の延長の処分(同法第七十五条の第二八項(同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))において準用する同法第七十五条第五項又は同法第七十五条の第二十一項第二号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下この号及び第三項において「提出期限の延長の処分」という。)又は同条第二項(同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。)の規定による同法第七十五条の第二十一項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分(同法第八項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合又は同法第七十五条の第二十一項第二号の規定によりこれらの指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更がされたものとみなされた場合を含む。以下この号及び第三項において「指定等の処分」という。) 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分に係る事業年度終了の日から二十二日以内

二 法人税法第七十五条の第二項(同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。)の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分(同法第七十五条の第二十一項第二号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があつたものとみなされた場合を含む。) 当該取消し又は変更の処分があつた日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

三 法人税法第七十五条の第二項(同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。)の規定による同項の届出(同法第七十五条の第二十一項第四号の規定により同条第七項の届出書を提出したものとみなされた場合を含む。) 同項の届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

四 法人税法第七十五条の第二十一項第五号又は第六号の規定による申告書の提出期限の延長の処分の失効 当該失効のあつた日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

2 通算親法人(法人税法第二条第十二号の六に規定する通算親法人をいう。次項において同じ。)に係る前項第一号の規定の適用については、同号中「に係る事業年度終了の日から二十一日」とあるのは、「があつた日から七日」とする。

3 通算親法人に対して提出期限の延長の処分又は指定等の処分があつた場合における法人税法第七十五条の第二十一項第二号の他の通算法人に係る第一項第一号の規定の適用については、同号中「に係る事業年度終了の日から二十一日」とあるのは、「があつた日から七日」とする。

(地方税関係係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第三条の三の二 法第五十三条第六十五項の規定により同項の申告(以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。)を行う内国法人は、同条第六十五項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)から入力して、特定申告を行わなければならない。

2 前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に第二十四条の三十九第五項第一号に規定する電子署名(当該内国法人の代表者があらかじめ地方税共同機構を通じて道府県知事に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者(当該

内国法人の役員及び職員に限る。)のものを含む。以下この項において「電子署名」という。)を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書(同条第五項第二号に規定する電子証明書をいう。)と併せてこれを送信しなければならない。

3 第二項の規定により特定申告を行う内国法人は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて特定申告を行うものとする。

4 法第五十三条第六十五項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二十六条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク又は磁気ディスクとする。

5 法第五十三条第六十九項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第六十五項の内国法人が、法人税法第七十五条の五第二項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

6 法第五十三条第七十項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請をする内国法人の名称、事務所、事業所又は寮等所在の道府県及び法人番号

二 代表者の氏名

三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第五十三条第六十九項に規定する地方税関係係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

四 その他参考となるべき事項

7 法第五十三条第七十項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第六十九項に規定する地方税関係係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

8 法第五十三条第七十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出をする内国法人の名称、事務所、事業所又は寮等所在の道府県及び法人番号

二 代表者の氏名

三 法第五十三条第六十九項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四 法第五十三条第七十六項の規定の適用をやめようとする理由

五 その他参考となるべき事項

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四 政令第九条の九の四第三項の規定による申請書の様式は、第十号の五様式とする。

2 政令第九条の九の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第五十五条の第二項の申立てをしたことを証する書類

二 法第五十五条の第二項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号(同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同法第六十六条の四第二十七項第三号(同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等(法第五十五条の第二項に規定する条約相手国等をいう。)との間の相互協議(法第五十五条の第二項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 政令第九条の九の四第三項第四号に規定する場合に該当するときには、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の二 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約(法第五十五条の二第一項に規定する租税条約をいう。以下この条において同じ。)に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三 その他参考となるべき事項

3 法第五十五条の三第三項に規

租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 前号の申立てに係る相互協議において法第五十五条の二第二項に規定する合意が行われた日

三 前号の合意に基づく法人税額（法第五十五条の三第三項に規定する法人税額をいう。）及び比

次号に規定する地方法人税額の事業年度

四 第二号の合意に基づく地方法人税額（当該合意に基づく国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十六条の規定による更正に係る地方法人税額をいう。）

五 その他参考となるべき事項
(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

第三條の五 法第五十七條第二項の従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。

第三条の六 削除

(利子等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式)

第三條の七 法第七十一條の十第二項の規定により道府県知事に提出すべき次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、同表に掲げられる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。

申告書等の種類

（一）道府県民税利子割納入申告書

(二) 道府県民税・特別徴収税額計算書

(三) 道府県民税利子割特別徴収税額営業所等別明細	式又は第十二号の四の三様式 第十二号の五様式
---------------------------	---------------------------

2 利子等に係る道府県民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を納入する場合（口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納入する場合を除く。）には、当該納入金に第十二号の六様式による納入書（当該様式によることができないやむを得ない事情がある）と認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納入するものとする。

(法第七十一条の二十六第二項の個人)の道府県民税の額

第三条の八 法第七十一条の二十六第二項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第一項の規定により調製された道府県の決算に係る個人の道府県民税の額のうち当該市町村から法第四十二条第三項の規定により道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額に相当する部分の額とする。

(政令第九条の十五第一項の所得割)

政令第九条の第十五第一項に規定する総務省令で定める所得割は、次に掲げるものとする。

一 賦課期日現在において地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条から第三条の十三の二までにおいて「指定都市」という。）の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割（法第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）については、この限りでない。

係るものに限る。）については、この限りでない。

二 賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）

（特定配当等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式）

第三條の十 法第七十一條の三十一第二項の規定により道府県知事に提出すべき次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、同表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。

申告書等の種類

(一) 道府県民税配当割納入申告書

(二) 道府県民税配当割特別徴収税額計算書

特定配当等に係る道府県民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を納入する場合、口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納入する場合を除く。）

には、当該納入金に第十二号の九様式による納入書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納入するものとする。

(法第七十一条の四十七第二項の個人の道府県民税の額

第三條の十一 法第七十一條の四十七第二項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、地方自治法第二百三十三條第一項の規定により調製された道府県の決算に係る個人の道府県民税の額のうち当該市町村から法第四十二條第三項の規定により道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額に相当する部分の額とする。

(政令第九条の十九第一項の所得割)

政令第九条の十九第一項に規定する総務省令で定める所得割は、次に掲げるものとする。

一 賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割

(法第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。)。ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度(当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度)以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの(当該月の属する年度の

初日において引き続き指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。については、この限りでない。

二 賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）

（特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式）

第三条の十二 法第七十一条の五十一第二項の規定により道府県知事に提出すべき次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、同表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。

申告書等の種類

(一) 道府県民税株式等譲渡所得納入申告書

様式

(二) 道府県民税株式等譲渡所得特別徴収税額計算書

第十二号の十様式

2 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を納入する場合（口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納入する場合を除く。）には、当該納入金に第十二号の十二様式による納入書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納入するものとする。

（法第七十一条の六十七第二項の個人の道府県民税の額）

第三条の十三 法第七十一条の六十七第二項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により調整された道府県の決算に係る個人の道府県民税の額のうち当該市町村から法第四十二条第三項の規定により道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額に相当する部分の額とする。

（政令第九条の二十三第一項の所得割）

第三条の十三の二 政令第九条の二十三第一項に規定する総務省令で定める所得割は、次に掲げるものとする。

一 賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割（法第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。）ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）については、この限りでない。

二 賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）

（政令第十条第九項の総務省令で定める特殊の関係）

第三条の十三の三 政令第十条第九項に規定する総務省令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

一 一方の者が他方の法人（法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等を含む。以下事業税及び特別法人事業税について同じ。）の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を直接又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係

二 二の法人が同一の者によりそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係その他の二の者が同一の者により直接又は間接に支配される場合における当該二の者の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2 前項第一号の場合において、一方の者が他方の法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の者の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一方の者の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一方の者の当該他方の法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

3 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一 前項の他方の法人の株主等である法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が同項の一方の者により保有されている場合、当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）をいう。

二 前項の他方の法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と同項の一方の者との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を当該一方の者又は出資関連法人（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が当該一方の者又は他の出資関連法人により保有されているものに限る。）により保有されている場合に限る。）当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）第二項の規定は、第一項第二号の直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。

4 （法第七十二条の二第二項第三号の事業）

第三条の十四 法第七十二条の二第二項第三号に規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第二項第二号に規定する小売電気事業（次項において「小売電気事業」という。）、同条第一項第八号に規定する一般送配電事業（次項及び第六条の二第二項において「送配電事業」という。）、同法第二条第一項第十号に規定する送電事業（次項及び第六条の二第二項において「送電事業」という。）、同法第二条第一項第十一号の二に規定する配電事業（次項において「配電事業」という。）、同条第一項第十二号に規定する特定送配電事業（次項において「特定送配電事業」という。）、同条第一項第十四号に規定する発電事業（次項において「発電事業」という。）、同条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（次項において「特定卸供給事業」という。）、並びに次項及び第六条の二第二項に規定する事業に該当する部分を除く。）とする。

2 法第七十二条の二第二項第三号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電等用電気工作物（電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電し、又は

放電する事業（発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電し、又は放電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、特定卸供給事業及び第六条の二第一項に規定する事業に該当する部分を除く。）を含む。）とする。

（政令第二十條の二の三第一項第二号の掛金等）

第三條の十四の二 政令第二十條の二の三第一項第二号に規定する総務省令で定める掛金又は保険料は、次に掲げる掛金又は保険料とする。

一 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第五十四条の四の規定により支出した同条の掛金

二 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第六十四条の規定により支出した同条の掛金

（政令第二十條の二の十八の額）

第三條の十五 政令第二十條の二の十八に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五條第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下この条及び第四條において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一 資源開発事業法人（租税特別措置法第五十五條第二項第一号の法人をいう。以下この条及び第四條において同じ。）の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発事業法人の同号の資源開発事業等（次号及び第四條において「資源開発事業等」という。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

二 資源開発投資法人（租税特別措置法第五十五條第二項第二号の法人をいう。以下この号及び第四條第二号において同じ。）の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発投資法人及び当該資源開発投資法人（その法人から出資又は長期の資金の貸付け（以下この号及び第四條第二号において「投融資」という。）を受けている資源開発投資法人を含む。）から投融資を受けている資源開発事業法人の資源開発事業等（当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人の当該付随して行われる事業を含む。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

（法第七十二條の二の二十一第一項に規定する剰余金として計上したもの）

第三條の十六 法第七十二條の二の二十一第一項第一号に規定する総務省令で定めるものは、会社計算規則第二十九條第二項第一号に規定する額とする。

2 法第七十二條の二の二十一第一項第三号に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 会社法第四百四十七條の規定により資本金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七條第一項第一号に規定する額

二 会社法第四百四十八條の規定により準備金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七條第一項第二号に規定する額

3 前項各号に定める額は、会社法第四百五十二條の規定により損失の填補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るものとする。

4 法第七十二條の二の二十一第一項第三号に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二條の規定により損失の填補に充てた日における会社計算規則第二十九條に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

（政令第二十一條の六の額）

第四條 政令第二十一條の六に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、特定株式等について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一 資源開発事業法人の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発事業法人の同号の資源開発事業等に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

二 資源開発投資法人の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発投資法人及び当該資源開発投資法人（その法人から出資又は長期の資金の貸付けを受けている資源開発投資法

人を含む。）から投融資を受けている資源開発事業法人の資源開発事業等（当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人の当該付随して行われる事業を含む。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

（社会保険診療に係る特別療養費の証明）

第四條の二 法第七十二條の二十三第三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた特別療養費に係る部分は、当該部分が同号に規定する療養に要する費用の額として同号に規定する法律の規定により定める金額に相当する部分であることにつき保険者の国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七條の六第四項の規定による通知により証明がされた法第七十二條の二十三第三項第一号に規定する特別療養費に係る部分とする。

（政令第二十二條第八号の総務省令で定めるもの等）

第四條の二の二 政令第二十二條第八号の総務省令で定めるものは、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第四條第一項第二号に規定する非化石証書（エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準（平成二十八年経済産業省告示第百十二号）一三に規定する非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係るものに限定する。）とする。

2 政令第二十二條第八号に規定する総務省令で定める場合は、電気供給業を行う法人が同号の電気の供給に応じて前項に規定する非化石証書を使用する場合とする。

（政令第二十二條の二の生命保険）

第四條の三 政令第二十二條の二に規定する総務省令で定める生命保険は、貯蓄を主目的とする生命保険のうち、当該生命保険に係る生命保険契約の保険期間が十年以下であり、かつ、当該生命保険契約に係る普通保険約款において、被保険者が保険期間満了の日に生存しているか又は当該期間中に同条に規定する理由により死亡した場合若しくは当該生命保険契約の契約日から一定期間経過後に同条に規定する理由以外の理由により死亡した場合に限り保険金を支払う定めのあるものその他これに類するものとする。

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第四條の三の二 政令第二十四條の二の五第三号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議による前号に準ずる内容の契約の締結

2 法第七十二條の二十四の十第六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 請求をする法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二條第十五項に規定する法人番号をいう。以下事業税について同じ。）

二 請求をする法人の代表者の氏名及び住所又は居所

三 法第七十二條の二十四の十第四項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四 銀行又は郵便局において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地

五 その他参考となるべき事項

（法第七十二條の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式）

第四條の四 法人の事業税及び特別法人事業税について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

申請書等の種類

様式

(一) 災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書（法第七十二条の二十五第二項（同条第六項において準用する場合並びにこれらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（法第七十二条の二十五第七項において準用する場合並びにこれらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請書）	第十号様式
(二) 申告書の提出期限の延長の処分等の承認等の申請書（法第七十二条の二十五第三項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）及び第五項（法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項において準用する場合を含む。）並びに政令第二十四条の四第一項（政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認等の申請書）	第十号様式
(三) 申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書（政令第二十四条の四第六項（政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書）	第十号様式

（法第七十二条の二十五第八項の申告書に添付する書類）

第四条の五 法第七十二条の二十五第八項に規定する書類は、当該事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものの作成を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条から第四条の七までにおいて同じ。）の作成をもつて行ふ法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）とする。

- 一 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。次号において同じ。）
- 二 法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人（第四条の六の二及び第四条の七において同じ。）の国内において行ふ事業又は国内にある資産に係る当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

（法第七十二条の二十五第十項の申告書に添付する書類）

第四条の六 法第七十二条の二十五第十項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額に関する計算書並びに貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行ふ法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。）とする。

（法第七十二条の二十五第十一項の申告書に添付する書類）

第四条の六の二 法第七十二条の二十五第十一項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行ふ法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）とする。

- 一 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。次号において同じ。）
- 二 外国法人の国内において行ふ事業又は国内にある資産に係る当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

（法第七十二条の二十五第十二項の申告書に添付する書類）

第四条の六の三 法第七十二条の二十五第十二項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額及び所得に関する計算書並びに貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行ふ法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。）とする。

（法第七十二条の二十五第十七項の方法）

第四条の六の四 法第七十二条の二十五第十七項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十六条の四第三項各号に掲げる方法とする。

（法第七十二条の二十六第四項の申告書に添付する書類）
第四条の七 法第七十二条の二十六第四項に規定する書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 法第七十二条の二第一号イに掲げる法人 法第七十二条の二十六第一項に規定する中間期間（以下この条及び第六条において「中間期間」という。）に係る付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行ふ法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）
 - イ 中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて同じ。）
 - ロ 外国法人の国内において行ふ事業又は国内にある資産に係る中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書

- 二 法第七十二条の二第二号に掲げる事業を行う法人 中間期間に係る収入金額に関する計算書並びに中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行ふ法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。）
- 三 法第七十二条の二第三号イに掲げる法人及び同項第四号に掲げる事業を行う法人 中間期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行ふ法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）
 - イ 中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて同じ。）
 - ロ 外国法人の国内において行ふ事業又は国内にある資産に係る中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書

四 法第七十二条の二第三号ロに掲げる法人 中間期間に係る収入金額及び所得に関する計算書並びに中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行ふ法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。）

（法第七十二条の二十六第十項の方法）

第四条の七の二 法第七十二条の二十六第十項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則第三十六条の四第三項各号に掲げる方法とする。

（法人の事業税及び特別法人事業税に係る申告書等の様式）

第五条 法人の事業税及び特別法人事業税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項、第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十一第二項及び第三項の修正申告書）	様式 第六号様式、第六号様式（その二）又は第六号様式（その三）（別表五から別表十四まで）

(二) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第七十二条の二十六第一項本文の規定による同条第四項の申告書並びにこれに係る法第七十二条の三十一第二項及び第三項の修正申告書）

(三) 課税標準額の総額の分割に関する明細書（法第七十二条の四十八第一項の課税標準額の総額の分割に関する明細書）

2 道府県内に恒久的施設を有する外国法人（法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人をいう。）の第六号様式別表五及び同様式別表九から同様式別表十三の三までの記載については、法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにするものとする。

3 法人が事業税及び特別法人事業税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十二号の様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情があるときと認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告）

第五條の二 法第七十二条の三十二第一項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。）を行う内国法人は、同条第一項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）から入力して、特定申告を行わなければならない。

2 前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に第二十四条の三十九第五項第一号に規定する電子署名（当該内国法人の代表者があらかじめ地方税共同機構を通じて事務所又は事業所所在地の道府県知事に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該内国法人の役員及び職員に限る。）のものを含む。以下この項において「電子署名」という。）を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第五項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

3 第一項の規定により特定申告を行う内国法人は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて特定申告を行うものとする。

4 法第七十二条の三十二第一項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第七十二条の七第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク又は磁気ディスクとする。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第五條の二の二 法第七十二条の三十二の二第二項後段に規定する総務省令で定める書類は、法第七十二条の三十二第二項の内国法人が、法人税法第七十五条の五第二項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

2 法第七十二条の三十二の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする内国法人の名称、事務所又は事業所所在地の道府県及び法人番号
 - 二 代表者の氏名
 - 三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第七十二条の三十二の二第一項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日
 - 四 その他参考となるべき事項
- 3 法第七十二条の三十二の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第一項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

4 法第七十二条の三十二の二第八項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出をする内国法人の名称、事務所又は事業所所在地の道府県及び法人番号
- 二 代表者の氏名
- 三 法第七十二条の三十二の二第一項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日
- 四 法第七十二条の三十二の二第二項の規定の適用をやめようとする理由
- 五 その他参考となるべき事項

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類）

第五條の二の三 政令第三十二条の二第四項の規定による申請書の様式は、第十号の様式とする。

2 政令第三十二条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第七十二条の三十九の二第二項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類
- 三 政令第三十二条の二第四項第四号に規定する場合に該当するときは、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類（法第七十二条の三十九の三に規定する国税庁長官の通知）

第五條の三 法第七十二条の三十九の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約をいう。以下この条において同じ。）に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号
 - 二 前号の申立てが行われた日
 - 三 第一号の申立てに係る法人税額の課税標準とされた所得（法第七十二条の三十九の三第一項に規定する法人税額の課税標準とされた所得をいう。）の事業年度
 - 四 その他参考となるべき事項
- 2 法第七十二条の三十九の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号
 - 二 前号の申立てに係る相互協議において政令第三十二条の二第二項各号に掲げる場合に該当することとなつた日
 - 三 その他参考となるべき事項
- 3 法第七十二条の三十九の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号
 - 二 前号の申立てに係る相互協議において法第七十二条の三十九の二第二項に規定する合意が行われた日
 - 三 前号の合意に基づく法人税額の課税標準とされた所得（法第七十二条の三十九の三第三項に規定する法人税額の課税標準とされた所得をいう。）の事業年度

四 その他参考となるべき事項
（適格合併に係る合併法人が法第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により納付すべき事業税の課税標準）

第六条 法第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税額を算定する場合において、同項の法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併（法人を設立するものを除く。以下この条において同じ。）に係る合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。）であるときは、当該合併法人の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となつた法第七十二条の四十八第一項に規定する課税標準額の総額（第一号において「課税標準額の総額」という。）を前事業年度の月数で除して得た額に中間期間の月数を乗じて計算した額に相当する額には、当該各号に定める金額を含むものとする。

一 当該合併法人の前事業年度 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に中間期間の月数を乗じた数を被合併法人の確定課税標準額の総額（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度に係る事業税額として当該合併法人の法第七十二条の二十六第一項に規定する六月経過日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係る事業税額の基礎となつた課税標準額の総額をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定課税標準額の総額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

二 当該合併法人の中間期間 当該合併法人の中間期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定課税標準額の総額に乘じて当該確定課税標準額の総額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額
（法第七十二条の四十八第三項第二号の事業等）

第六条の二 法第七十二条の四十八第三項第二号に規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）により電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者と同項第四号に規定する振替供給を行う事業（一般送配電事業及び送電事業に該当する部分を除く。）とする。

2 法第七十二条の四十八第三項第二号（一）に規定する総務省令で定める要件は、電圧六十六キロボルト以上の電線路であることとする。

（課税標準額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義等）

第六条の二の二 法第七十二条の四十八第三項及び法第七十二条の五十四第二項の従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。この場合において、当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者は、給与の支払を受けるべきものとみなす。

2 法第七十二条の四十八第四項第一号ただし書に規定する資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場とは、当該法人の行う主たる事業が次に掲げる事業であるものの物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている同条第三項第一号に規定する事業所等（第五項及び第六項において「事業所等」という。）とする。

- 一 食料品製造業
- 二 飲料・たばこ・飼料製造業
- 三 繊維工業
- 四 木材・木製品製造業
- 五 家具・装備品製造業
- 六 パルプ・紙・紙加工品製造業

七 印刷・同関連業

八 化学工業

九 石油製品・石炭製品製造業

十 プラスチック製品製造業

十一 ゴム製品製造業

十二 なめし革・同製品・毛皮製造業

十三 窯業・土石製品製造業

十四 鉄鋼業

十五 非鉄金属製造業

十六 金属製品製造業

十七 機械器具製造業

十八 その他の製造業

十九 自動車整備業

二十 機械修理業

二十一 電気機械器具修理業

3 前項の場合において、資本金の額又は出資金の額が一億円以上の法人であるかどうかの判定は、当該事業年度終了の日の現況によるものとする。

4 法第七十二条の四十八第四項第三号の固定資産の価額の事業年度終了の日現在における数値とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものを含む。）の価額とする。

5 電気供給業の事業所等ごとの固定資産の価額についてその区分が困難な場合において総務大臣の承認を受けたときは、前項に規定する当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている固定資産の価額を左の表の上欄に掲げる設備ごとに分別し、その分別された価額を下欄に掲げる基準の各事業年度終了の日現在の数値により按分した額とすることができる。

（一） 発電設備	発電所及び蓄電用の施設の認可出力
（二） 送電設備	支持物基数
（三） 配電設備	支持物基数
（四） 変電設備	変電所の設備容量
（五） 業務設備	従業者数

6 前項の承認を受けようとする法人は、法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項、第七十二条の二十八第一項及び第七十二条の二十九第一項の申告納付の期限前五日までに、事業所等ごとの固定資産の価額について、その区分が困難である旨の事由を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

（売上総利益金額の算定方法）

第六条の三 政令第三十五条の二第一項の売上総利益金額は、売上高から売上原価を控除した金額とする。

（分割基準の誤りに係る法人の事業税の更正の請求の手続等）

第六条の四 法第七十二条の四十八の二第四項の規定による更正の請求をしようとする法人は、同条第五項に規定する更正請求書に次項の規定によつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に届け出たことを証する文書を添付しなければならない。

2 前項の法人は、あらかじめ主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、次に掲げる事項を第十号の様式により届け出なければならない。

- 一 請求をする法人の名称、所在地及び法人番号
- 二 修正した分割基準の明細
- 三 分割基準について誤りを生じた事情の詳細

3 法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該法人に対し、当該届出があつたことを証する文書を交付するとともに、その旨を関係道府県知事に通知するものとする。

（更正請求書の様式）

第六条の五 法人が更正の請求をしようとする場合において、法第二十条の九の第三項及び第七十二条の四十八の第二項に規定する更正請求書は、道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税については第十号の様式、市町村民税については第十号の四様式によるものとする。

（法第七十二条の四十九の六第四項の場合等）

第六条の六 法第七十二条の四十九の六第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十五条の税務代理権限証書（次項において「税務代理権限証書」という。）に、法第七十二条の四十九の六第一項に規定する納税義務者への調査の通知は税務代理人に対しては足りる旨の記載がある場合とする。

2 法第七十二条の四十九の六第五項に規定する総務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

（個人の事業税に係る申告書の様式等）

第六条の七 法第七十二条の五十五第一項又は第二項の規定による申告書及び第一項の規定による申告書とあわせてすべき第三項の規定による申告書の様式は、第十四号の様式とする。

2 第二条の二第二項の規定は、法第七十二条の五十五第一項及び第二項の規定による申告書を提出する者に準用する。この場合において、第二項の規定中「市町村長」とあるのは「道府県知事」と、「第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百七条の二第一項及び第三項」とあるのは「第七十二条の五十五第一項及び第二項」と、「道府県民税及び市町村民税」とあるのは「事業税」と読み替えるものとする。

（申告書の付記事項）

第六条の八 法第七十二条の五十五の二第三項の規定により申告書に付記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 所得税法第二十六条第二項及び第二十七条第二項（同法第六十五條の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。以下この号において同じ。）の金額又は法第三十二条第二項の規定においてその例によるものとされる所得税法第二十六条第二項及び第二十七条第二項の規定により算定した金額（農業に係る金額を除くものとする。以下「事業所得等の金額」という。）のうち次に掲げる金額を有する者にあつては、その金額

イ 法第七十二条の二に規定する第一種事業、第二種事業及び第三種事業以外の事業に係る事業所得等の金額
ロ 法第七十二条の四第二項各号に掲げる事業に係る事業所得等の金額
ハ 法第七十二条の四十九の十三の規定により控除すべき金額

ニ 租税特別措置法第二十六条第一項の規定又は法第三十二条第二項の規定においてその例によるものとされる租税特別措置法第二十六条第一項の規定により算定した事業所得等の金額

二 所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者とされなかつた親族につき法第七十二条の四十九の十二第二段の規定の適用を受けようとする者にあつては、同項に規定する青色事業専従者の氏名、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下事業税について同じ。）及びその青色事業専従者に支給した給与の総額

三 前年分の事業の所得の計算上生じた損失のうちに法第七十二条の四十九の十二第八項の被災事業用資産の損失の金額を有する者にあつては、その金額

四 法第七十二条の四十九の十二第十三項に規定する譲渡損失の金額を有する者にあつては、その金額

五 租税特別措置法第二十五条の二に規定する青色申告特別控除の適用を受けた者にあつては、その旨

六 租税特別措置法第四十一条の四第一項及び第四十一条の四の二第一項の規定の適用を受けた者にあつては、所得税法第二十六条第二項の規定又は法第三十二条第二項の規定においてその例によるものとされる所得税法第二十六条第二項の規定により算定した不動産所得の金額

七 前年中に事業を開始した者にあつては、その開業月日

八 主たる事務所又は事業所所在地の道府県以外の道府県における事務所又は事業所の有無（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請書類）

第六条の九 政令第三十五条の四の二第三項の規定による申請書の様式は、第十四号の三様式とする。

2 政令第三十五条の四の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第七十二条の五十七の二第二項の申立てをしたことを証する書類

二 法第七十二条の五十七の二第二項に規定する事業税額が、租税特別措置法第四十条の三の二第二項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づき課されたものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の五十七の二第二項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 政令第三十五条の四の二第三項第四号に規定する場合に該当するときは、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（法第七十二条の五十七の三に規定する国税庁長官の通知）

第六条の十 法第七十二条の五十七の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約（法第七十二条の五十七の二第二項に規定する租税条約をいう。以下この条において同じ。）に規定する申立てをした事業税の納税義務者の氏名、主たる事務所又は事業所の所在地及び個人番号

二 前号の申立てが行われた日

三 第一号の申立てに係る所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第七十二条の五十七の三第一項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分

四 その他参考となるべき事項

2 法第七十二条の五十七の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした事業税の納税義務者の氏名、主たる事務所又は事業所の所在地及び個人番号

二 前号の申立てに係る相互協議において政令第三十五条の四の二第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日

三 その他参考となるべき事項

3 法第七十二条の五十七の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした事業税の納税義務者の氏名、主たる事務所又は事業所の所在地及び個人番号

二 前号の申立てに係る相互協議において法第七十二条の五十七の二第二項に規定する合意が行われた日

三 前号の合意に基づく所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第七十二条の五十七の三第三項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分

四 その他参考となるべき事項

（法第七十二条の六十三の二第四項の場合等）

第七条 法第七十二条の六十三の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書（次項において「税務代理権限証書」という。）に、法第七十二条

の六十三の二第二項に規定する納税義務者への調査の通知は税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

2 法第七十二条の六十三の二第五項に規定する総務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

(法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の総務省令で定める経済構造統計等)

第七条の二 法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項に規定する総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則(平成二十三年総務省・経済産業省令第一号)により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に關する集計のうち産業横断的集計のうち事業所数、従業者数第一一表(経営組織(二区分)別全事業所数、男女別従業者数、一平方キロメートル当たり事業所数及び従業者数―全国、都道府県、郡・支庁等、市区町村)とする。

2 法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項に規定する経済構造統計の最近に公表された結果による各市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)の従業者数は、前項に規定する統計表に記載された従業者数の確定数とする。ただし、当該従業者数の確定数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じたものとすることができる。

(福島県双葉郡楢葉町等に係る従業者数の定義の特例)

第七条の二の二 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町並びに相馬郡飯館村に對する法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定の適用については、当分の間、経済構造統計の最近に公表された結果による当該市町村の従業者数は、前条の規定にかかわらず、経済センサス基礎調査規則(平成三十一年総務省令第四十六号)による改正前の経済センサス基礎調査規則(平成二十年総務省令第二百五号)以下この条において「旧経済センサス基礎調査規則」という。)により調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数の確定数に、令和三年五月三十一日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十一年六月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た従業者数(その従業者数が旧経済センサス基礎調査規則により調査した同年七月一日現在における当該市町村の従業者数を超えるときは、旧経済センサス基礎調査規則により調査した同日現在における当該市町村の従業者数とする。)とする。

(法人の事業税の交付額の算定の特例)

第七条の二の三 道府県は、政令第三十五条の四の七の規定により各交付時期に交付すべき額を算定した場合において、当該交付すべき額が負数となるときは、当該交付時期においては交付を行わないものとし、当該負数となつた額を当該交付時期の次の交付時期に交付すべき額から減額するものとする。

2 前項の規定は、政令第五十七条の二の八第三項の規定による都における法人の行う事業に対する事業税の交付について準用する。

(譲渡割の中間申告書の記載事項)

第七条の二の四 法第七十二条の八十七第一項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号及び次条において同じ。)、法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所(当該場所と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この号、次条及び第七条の二の七において「住所等」という。))とが異なる場合には、当該場所及び住所等。以下この号において同じ。及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下地方消費税について同じ。))又は法人

番号(同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下地方消費税について同じ。)(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所)

二 当該申告書に係る課税期間(法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。次条及び第七条の二の六において同じ。)(の初日及び末日の年月日)

三 消費税法(昭和六十三年法律第八号)第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間の初日及び末日の年月日

四 当該中間申告対象期間に係る消費税法第四十二条第一項第一号に掲げる金額(同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)

五 前号に掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額

六 その他参考となるべき事項

2 前項の規定は、法第七十二条の八十七第二項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合について準用する。この場合において、前項第四号中「消費税法第四十二条第一項第一号」とあるのは、「消費税法第四十二条第四項第一号」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第七十二条の八十七第三項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合について準用する。この場合において、第一項第四号中「消費税法第四十二条第一項第一号」とあるのは、「消費税法第四十二条第六項第一号」と読み替えるものとする。

(譲渡割の確定申告書の記載事項)

第七条の二の五 法第七十二条の八十八第一項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の氏名又は名称、法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所(当該場所と住所等とが異なる場合には、当該場所及び住所等。以下この号において同じ。))及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所)

二 当該申告書に係る課税期間の初日及び末日の年月日

三 当該課税期間に係る法第七十二条の八十八第一項に規定する消費税額

四 前号に掲げる消費税額を課税標準として算定した譲渡割額

五 その事業者が当該課税期間につき法第七十二条の八十七各項の規定により譲渡割を納付すべき者である場合には、当該課税期間に係る法第七十二条の八十八第一項に規定する譲渡割の中間納付額

六 前号に規定する場合にあつては、第四号に掲げる譲渡割額から前号に掲げる譲渡割の中間納付額を控除した額

七 第四号に掲げる譲渡割額から第五号に掲げる譲渡割の中間納付額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 法第七十二条の八十八第二項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の氏名又は名称、法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所(当該場所と住所等とが異なる場合には、当該場所及び住所等。以下この号において同じ。))及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所)

二 当該申告書に係る課税期間の初日及び末日の年月日

三 当該課税期間に係る法第七十二条の八十八第二項に規定する不足額

四 前号に掲げる不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額

五 その事業者が当該課税期間につき法第七十二条の八十七各項の規定により譲渡割を納付すべき者である場合には、当該課税期間に係る法第七十二条の八十八第一項に規定する譲渡割の中間納付額

六 その他参考となるべき事項

(死亡の場合の譲渡割の確定申告等の特例)

第七十二条の六 法第七十二条の八十八第一項又は第二項の規定により法第七十二条の八十七第一項に規定する承継相続人（以下この条において「承継相続人」という。）が申告書を提出する場合には、当該申告書には、前条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 被相続人（包括遺贈者を含む。次号において同じ。）の氏名及びその者に係る法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所（当該場所とその死亡の時ににおける住所又は居所とが異なる場合には、当該場所及びその死亡の時ににおける住所又は居所）

二 各承継相続人の氏名、住所又は居所、個人番号、被相続人との続柄、民法第九百条から第九百二条までの規定によるその相続分及び相続又は遺贈によつて得た財産の価額（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定によるその相続分及び相続又は遺贈によつて得た財産の価額）

三 承継相続人が限定承認をした場合には、その旨

四 承継相続人が二人以上ある場合には、前条第一項第四号に掲げる譲渡割額（同項第五号の規定に該当する場合には、同項第六号に掲げる額に相当する譲渡割額）を第二号の各承継相続人の相続分により按分して計算した金額に相当する譲渡割額

二 前項の申告書を提出する場合において、承継相続人が二人以上あるときは、当該申告書は、各承継相続人が連署による一の書面で提出しなければならない。ただし、他の承継相続人の氏名を付記して各別に提出することを妨げない。この場合において、当該申告書には、前項第二号に掲げる事項のうち氏名を付記する他の承継相続人の個人番号は、記載することを要しない。

三 前項本文の方法により同項の申告書を提出する場合において、当該申告書が前条第一項第七号に掲げる不足額の記載のあるものであるときは当該不足額を、当該申告書が同条第二項の規定によるものであるときは同項第四号に掲げる金額及び同項第五号に掲げる譲渡割の中間納付額を、当該申告書に各人別に記載しなければならない。

四 第二項ただし書の方法により同項の申告書を提出した承継相続人は、遅滞なく、他の承継相続人に対し、当該申告書に記載した事項の要領を通知しなければならない。

五 第一項、第二項及び前項の規定は、法第七十二条の八十七各項の規定による申告書を提出すべき個人事業者（法第七十二条の七十七第一号に規定する個人事業者をいう。）が当該申告書に係る消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する一月中間申告対象期間の末日の翌日（当該一月中間申告対象期間が当該課税期間開始の日以後一月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から二月を経過した日）、三月中間申告対象期間の末日の翌日又は六月中間申告対象期間の末日の翌日から当該申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、その承継相続人が当該申告書を提出する場合について準用する。

(貨物割の申告書の記載事項)

第七十二条の七 法第七十二条の百一に規定する者が同条の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の氏名又は名称及び住所等又は法第七十二条の七十八第一項に規定する課税貨物（第三号及び第四号において「課税貨物」という。）の引取りに係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

二 引取りをしようとする法第七十二条の七十八第一項に規定する保税地域の所在地

三 当該保税地域から引き取ろうとする課税貨物の品名及び品名ごとの数量

四 当該課税貨物の品名ごとの法第七十二条の百一に規定する消費税額

五 前号に掲げる消費税額を課税標準として算定した貨物割額及び当該貨物割額の合計額

六 その他参考となるべき事項

(貨物割に係る徴収取扱費の国庫納付)

第七十二条の八 道府県知事は、法第七十二条の百十三第二項の規定による通知があつた場合には、速やかに、当該通知があつた日及び当該通知に係る徴収取扱費基礎額（政令第三十五条の十七第一項に規定する徴収取扱費基礎額をいう。）により算定した徴収取扱費（法第七十二条の百十三第一項に規定する徴収取扱費をいう。）の額を国に通知しなければならない。

二 道府県は、前項の徴収取扱費の額を国が発行する納入告知書に基づき国庫に納付しなければならない。

(法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める経済構造統計等)

第七十二条の九 法第七十二条の百十四第四項に規定する総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち次の各号に掲げるものをいう。

一 産業別集計のうち卸売業、小売業に関する集計のうち品目編第二表（商品分類（小売）別事業所数及び年間商品販売額―全国、都道府県、市区、郡部）

二 産業横断的集計のうち売上（収入）金額等第一―一表（産業（中分類）、経営組織（三分区）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額、一事業所当たり従業者数、一事業所当たり売上（収入）金額及び従業者一人当たり売上（収入）金額―全国、都道府県）

三 産業別集計のうち卸売業、小売業に関する集計のうち産業編（都道府県表、第五表（小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）

二 法第七十二条の百十四第四項に規定する経済構造統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、前項第一号に規定する統計表の表頭「品目（小売）」のうち「一二 小売商品計」のうち「年間商品販売額」の表側都道府県名が記載されている欄の額と同項第二号に規定する統計表の表頭「売上（収入）金額」の表側「一二 小売業」のうち「一 個人」の欄の額の合計額から、同項第一号に規定する統計表の表頭「品目（小売）」のうち「六〇三三一 医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側都道府県名が記載されている欄の額と、同項第三号に規定する統計表の表頭「商品販売形態別」のうち「三 通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「一二 小売業計」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「四 インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「一二 小売業計」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「五 自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「一二 小売業計」の欄の額の合計額と、前項に規定する経済センサス活動調査の結果に基づき、商業統計調査規則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令（令和元年経済産業省令第十四号）による廃止前の商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）により平成二十六年七月一日現在において行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表業態別統計編（小売業）第五表（都道府県別、業態別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額を控除

した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額の合計額に相当する額として総務大臣が定める額との合計額を控除した額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたって市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなった都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数又はこれに相当する人口として総務大臣が別に定める人口をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）を当該都道府県の人口で除して得た率を乗じて得た額

二 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の従業者数（経済センサス活動調査規則により調査した令和三年六月一日現在における従業者数の確定数又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額

（政令第三十五条の二十第一項第一号の総務省令で定める経済構造統計等）

第七条の二十 政令第三十五条の二十第一項第一号に規定する総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサービス関連産業に関する集計第一表（サービス関連産業（小分類）、単独・本所・支所別営事業所数、従業者数、売上（収入）金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県）とする。

2 政令第三十五条の二十第一項第一号に規定する経済構造統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、前項に規定する統計表の表頭「収入を得た相手先別収入額 個人（一般消費者）」の表側「K 不動産業、物品賃貸業」のうち「〇 総数」の欄の額から「六八 一 建物売買業、土地売買業」のうち「〇 総数」、「六九 一 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」のうち「〇 総数」、「六九 二 貸家業、貸間業」のうち「〇 総数」、「六九 四 不動産管理業」のうち「〇 総数」、「七〇 〇 総合リース業」のうち「〇 総数」、「七〇 二 産業用機械器具賃貸業」のうち「〇 総数」及び「七〇 四 自動車賃貸業」のうち「〇 総数」の各欄の額を控除した額、表側「L 学術研究、専門・技術サービス業」のうち「〇 総数」の欄の額から「七一 一 学術・開発研究機関」のうち「〇 総数」、「七二 八 経営コンサルティング業、純粋持株会社」のうち「〇 総数」、「七三 〇 広告業」のうち「〇 総数」、「七四 〇 商業写真業」のうち「〇 総数」及び「七四 九 その他の技術サービス業」のうち「〇 総数」の各欄の額を控除した額、表側「M 宿泊業、飲食サービス業」のうち「〇 総数」の欄の額、表側「N 生活関連サービス業、娯楽業」のうち「〇 総数」の欄の額から「七九 一 旅行業」のうち「〇 総数」、「七九五 火葬・墓地管理業」のうち「〇 総数」、「八〇 三 競輪・競馬等の競走場、競技団」のうち「〇 総数」及び「八〇 〇 娯楽に附帯するサービス業」のうち「〇 総数」の各欄の額を控除した額、表側「〇 教育、学習支援業」のうち「〇 総数」の欄の額から「八二 N 社会

通信教育」のうち「〇 総数」の欄の額を控除した額並びに表側「R サービス業（他に分類されないもの）」のうち「〇 総数」の欄の額から「八八 二 産業廃棄物処理業」のうち「〇 総数」、「九〇 一 機械修理業（電気機械器具を除く）」のうち「〇 総数」、「九一 二 労働者派遣業」のうち「〇 総数」、「九二 A ビルメンテナンス業」のうち「〇 総数」及び「九二 九 他に分類されない事業サービス業」のうち「〇 総数」の各欄の額を控除した額の合計額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたって市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなった都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の人口を当該都道府県の人口で除して得た率を乗じて得た額

二 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の従業者数を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額

（政令第三十五条の二十第一項第一号の人口）

第七条の二十一 政令第三十五条の二十第二項第二号の人口は、国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

第七条の二十二 削除

第七条の二十三 政令第三十五条の二十第二項第二号並びに第七条の二の九ただし書及び第七条の二の十ただし書に掲げる額を計算する場合において、その額に百万円未満の額があるときは、その百万円未満の額を四捨五入する。

（法第七十二条の百十五第一項の人口）

第七条の二十四 法第七十二条の百十五第一項に規定する最近の国勢調査の結果による各市町村の人口は、国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令第百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が市町村（特別区を含む。次条において同じ。）の人口を告示したときは、その人口とする。

（法第七十二条の百十五第一項の総務省令で定める経済構造統計等）

第七条の二十五 法第七十二条の百十五第一項に規定する総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業横断的集計のうち事業所数、従業者数第一一表（経営組織（二区分）別全事業所数、男女別従業者数、一平方キロメートル当たり事業所数及び従業者数―全国、都道府県、郡・支庁等、市区町村）とする。

2 法第七十二条の百十五第一項に規定する経済構造統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数は、前項に規定する統計表に記載された従業者数の確定数とする。ただし、当該従業者数の確定数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたときは市町村の境界が確定したときは、道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じたものとすることができる。

（政令第三十六条第二項の家屋又はその部分）

第七条の二十六 政令第三十六条第二項に規定する日常生活の用に供しないものとして総務省令で定める家屋又はその部分は、毎月一日以上の居住（これと同程度の居住を含む。）の用に供する家屋又はその部分以外の家屋又はその部分とする。

(法第七十三条の二第四項の専有部分の床面積の割合の補正等)
第七条の三 法第七十三条の二第四項に規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

2 法第七十三条の二第四項の規定による建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第十四条第一項から第三項までの規定の例により算定した同法第二条第三項に規定する専有部分(以下この条及び次条において「専有部分」という。)の床面積の割合の補正は、当該割合に、次の各号の算式により計算した数値(当該各号の二以上に該当する場合には、それぞれの数値を加えた数値)に一を加えた数値を乗じて行うものとする。

一 専有部分の天井の高さに差違がある場合

(家屋の評価額÷専有部分に係る附帯設備の評価額相当額の合計額÷専有部分に係る仕上部分の評価額相当額の合計額)÷(家屋の評価額)×天井の高さの差違に応ずる数値

二 専有部分の附帯設備の程度に差違がある場合

(専有部分に係る附帯設備の評価額相当額の合計額÷家屋の評価額)×(当該専有部分に係る附帯設備の単位床面積当りの評価額相当額÷専有部分に係る附帯設備の単位床面積当りの評価額相当額)÷一

三 専有部分の仕上部分の程度に差違がある場合

(専有部分に係る仕上部分の評価額相当額の合計額÷家屋の評価額)×(当該専有部分に係る仕上部分の単位床面積当りの評価額相当額÷専有部分に係る仕上部分の単位床面積当りの評価額相当額)÷一

3 前項各号の算式において、家屋とは専有部分の属する家屋(建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項及び次項において「家屋」という。)をいい、天井の高さの差違に応ずる数値とは専有部分に係る天井の高さと当該家屋の専有部分に係る天井の平均の高さとの差違のメートル数(メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。)に〇・一を乗じて得た数値をいう。この場合において、専有部分に係る天井の高さが当該家屋の専有部分に係る天井の平均の高さよりも低い場合には、当該数値は、負数とするものとする。

4 第二項の補正は、当該家屋の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次条において同じ。)の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に応じて協議して定めた補正の方法を当該道府県の条例で定めるところにより道府県知事に申し出た場合において当該道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該家屋に係る固定資産税について第十五条の三第三項の規定により市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

(法第七十三条の二第五項の専有部分の床面積の割合の補正等)

第七条の三の二 法第七十三条の二第五項に規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

2 第七条の三第二項及び第三項の規定は、法第七十三条の二第五項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合の補正について準用する。

3 法第七十三条の二第五項第一号に規定する総務省令で定めるところにより補正した専有部分の床面積は、同項に規定する居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計から同項第二号に規定する専有部分の床面積の合計を控除して得た床面積に、次の算式により計算した同項第一号に規定する人の居住の用に供する専有部分に係る数値を当該居住用超高層建築物における全ての人の居住の用に供する専有部分に係る当該数値の合計で除した数値を乗じたものとする。

人の居住の用に供する専有部分の床面積×(1000+(10/39)×(人の居住の用に供する専有部分が所在する階-1))

4 第二項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に応じて協議して定めた補正の方法を当該道府県の条例で

定めるところにより道府県知事に申し出た場合において当該道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該居住用超高層建築物に係る固定資産税について第十五条の三の二第四項の規定により市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

5 第三項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法(当該補正を行わないこととするものを含む。)を当該道府県の条例で定めるところにより道府県知事に申し出た場合において当該道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該居住用超高層建築物に係る固定資産税について第十五条の三の二第五項の規定により市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

(政令第三十六条の三第二項第六号の施設)

第七条の三の三 政令第三十六条の三第二項第六号に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設(これらの施設のうち同号に規定する病院又は診療所の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。)並びに駐車施設とする。

(政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等)

第七条の三の四 政令第三十六条の十第一項第四号に規定する総務省令で定める者は、同条第二項第三号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第九号に掲げる事業を経営する者とし、政令第三十六条の十第二項第六号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号並びに第十二号に掲げる事業を経営する者又はこれらの事業を経営することが確実であると見込まれる者とする。

2 政令第三十六条の十第二項第二号に規定する総務省令で定める者は、公益社団法人又は公益財団法人とする。

3 政令第三十六条の十第二項第三号に規定する総務省令で定める者は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第百十一号)第一条の規定による改正前の社会福祉事業法第二条第三項第五号に掲げる事業の経営について平成十一年三月三十一日までに同法第六十四条第一項の規定により届け出た宗教法人とする。

(政令第三十七条の施設)

第七条の四 政令第三十七条に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設(これらの施設のうち政令第三十七条に規定する施設の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。)並びに駐車施設とする。

(政令第三十七条の二の一の施設)

第七条の四の二 政令第三十七条の二の二に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設(これらの施設のうち法第七十三条の四第一項第八号に規定する病院及び診療所の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。)並びに駐車施設とする。

(政令第三十七条の二の三の施設)

第七條の四の三 政令第三十七条の二の三に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(政令第三十七条の二の五第二号の宿舍等)

第七條の四の四 政令第三十七条の二の五第二号に規定する総務省令で定める宿舍は、独立行政法人労働者健康安全機構法(平成十四年法律第七十一号)第十二条第一項第一号の療養施設に係る看護師が使用するものとされている宿舍とする。

2 政令第三十七条の二の五第三号に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設(これらの施設のうち独立行政法人労働者健康安全機構法第十二条第一項第一号の療養施設及び同項第七号の納骨堂の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。)並びに駐車施設とする。

(政令第三十七条の三第二号の宿舍)

第七條の五 政令第三十七条の三第二号に規定する総務省令で定める宿舍は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下この条において「機構」という。)が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十三号)第十九条第一項に規定する障害者職業センターの行う同法第二条第七号に規定する職業リハビリテーションを受ける者のために設置する宿舍及び機構が公共職業能力開発施設を行う職業訓練を受ける者のために設置する宿舍とする。

第七條の五の二 削除

(政令第三十七条の四第一項第三号及び第二項第二号の施設)

第七條の五の三 政令第三十七条の四第一項第三号及び第二項第二号に規定する総務省令で定めるものは、宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

第七條の五の四 削除

(政令第三十七条の五の二第二項第二号及び第四項第二号の施設)

第七條の五の五 政令第三十七条の五の二第二項第二号に規定する総務省令で定める施設は、ショルダール、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機整備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同項第一号の施設に隣接する緑地帯とする。

2 政令第三十七条の五の二第四項第二号に規定する総務省令で定める施設は、ショルダール、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機整備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同項第一号の施設に隣接する緑地帯(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第三項の市街化調整区域内にあるものに限る。)とする。

(政令第三十七条の五の二第二項第二号の住宅)

第七條の六 政令第三十七条の五の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同条第二項の基準に適合する旨を証する書類を法第七十三條の十四第四項に規定する当該住宅の取得につき同条第三項の規定の適用があるべき旨の申告の際に道府県知事に提出することにより証明がされた住宅とする。

(法第七十三條の二の二第二項の証明を受ける方法)

第七條の七 法第七十三條の二の二第二項に規定する総務省令で定める証明を受ける方法は、同項の規定の適用を受けるべき住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令第三十七條の十八第二項の基準に適合する旨を証する書類を、法第七十三條の二の二第二項に規定する当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、同項の規定の適用があるべき旨の申告をした道府県知事に提出する方法とする。

(政令第三十九條の六第四号の総務省令で定める日)

第七條の八 政令第三十九條の六第四号に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 当該土地について行われる特定土地改良事業(政令第三十九條の六第一号に規定する特定土地改良事業をいう。以下この条において同じ。)が一つである場合 当該特定土地改良事業について土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八條第十一項(同法第八十四條又は

第九十五條の二第三項の規定において準用する場合を含む。)の規定による事業の廃止の認可の公告があつた日(以下この条において「廃止公告の日」という。)又は当該特定土地改良事業に係る同法第八十七條第一項、第八十七條の二第二項若しくは第九十六條の二第一項の土地改良事業計画の取消しがあつた日(以下この条において「取消しの日」という。)

二 当該土地について行われる特定土地改良事業が二以上であつて、これらの事業のすべてが廃止される場合 これらの事業に係る廃止公告の日及び取消しの日のうち最も遅い日

三 当該土地について行われる特定土地改良事業が二以上であつて、これらの事業のうち一部の事業のみが廃止される場合 次のイ及びロに掲げる日のうち最も遅い日

イ 廃止される特定土地改良事業に係る廃止公告の日及び取消しの日

ロ 廃止されない特定土地改良事業に係る土地改良法第百十三條の二第二項又は第三項の規定による工事の完了の公告があつた日及び換地処分公告があつた日

(小売販売業者の営業所)との製造たばこの売渡し数量等に係る書類)

第八條 法第七十四條の二第三項の規定により卸売販売業者等(同条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下第八條の十一までにおいて同じ。)が小売販売業者から徴する書類は、次に掲げる事項が記載された書類とする。

一 当該小売販売業者の営業所ごとの当該小売販売業者への売渡しに係る製造たばこの品目及び品目ごとの数量

二 当該小売販売業者に売り渡した年月日

三 当該売渡しに係る小売販売業者の営業所の所在地及び名称

2 卸売販売業者等は、前項の書類を徴した日から五年間、これを保存しなければならない。

(卸売販売用であることを証する書類)

第八條の二 法第七十四條の二第四項の規定により卸売販売業者等が小売販売業者である卸売販売業者等から徴する書類は、次に掲げる事項が記載された書類とする。

一 当該売渡しに係る製造たばこの卸売販売用である旨

二 当該売渡しに係る製造たばこの品目及び品目ごとの数量

三 当該小売販売業者である卸売販売業者等に売り渡した年月日

四 当該小売販売業者である卸売販売業者等の住所及び氏名又は名称

2 卸売販売業者等は、前項の書類を徴した日から五年間、これを保存しなければならない。

(政令第三十九條の九第四号の総務省令で定める者)

第八條の二の二 政令第三十九條の九第四号に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十二條第六項又は第十三條第五項の規定により製造たばこ製造者(同法第六條第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。)とみなされる者

二 政令第三十九條の九第三号に規定する加熱式たばこの喫煙用具を同号に規定する者又は前号に掲げる者から委託を受けて製造した者

(加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲)

第八條の二の三 法第七十四條の四第三項第一号に規定する総務省令で定めるものは、フィルターのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 加熱式たばこ(次号に掲げる加熱式たばこの喫煙用具を除く。) 当該加熱式たばこに巻かれた紙及び葉たばこ(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第二号に規定する葉たばこをいう。)が充填されている容器

二 法第七十四條の三の二の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具 当該加熱式たばこの喫煙用具に充填した同条に規定するグリセリンその他の物品又はこれらの混合物以外のもの

(遠洋漁業船等の範囲)

第八條の三 政令第三十九條の十に規定する総務省令で定める船舶は、東経百十八度及び東経百五十九度の線並びに北緯二十度及び北緯四十五度の線で囲まれた海域を除く海域において行う漁業

の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条第九号に規定する母船式捕鯨業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船とする。

（課税免除事由に該当することを証するに足りる書類）

第八条の四 法第七十四条の六第二項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする卸売販売業者等は、当該製造たばこが外国航路又は外国航空路に就航する船舶又は航空機に積み込まれたことを当該積込み港の所轄税関長が証明した書類その他の当該製造たばこの売渡し又は消費その他の処分（以下この条及び第八条の十一第三号において「消費等」という。）が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存しなければならない。

2 法第七十四条の六第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする卸売販売業者等は、当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第三号又は第四号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を、法第七十四条の十一第一項又は第三項の申告書に添付して、当該道府県知事に提出しなければならない。

（道府県たばこ税に係る申告書等の様式）

第八条の五 道府県たばこ税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申告書等の種類		様式
(一) 道府県たばこ税申告書及びこれに係る修正申告書（法第七十四条の十一第一項の申告書及び法第七十四条の十二第二項の修正申告書）	第十六号	様式
	第十六号	第十六号
	第十六号	第十六号
(二) 製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類（法第七十四条の十一第一項の製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類）	第十六号	第十六号
(三) 提出期限の特例の指定を受けている者が提出すべき道府県たばこ税申告書及びこれに係る修正申告書（法第七十四条の十一第三項の申告書（同項の指定を受けている者が同条第二項の規定により申告書を提出すべき場合における同条第三項の申告書を除く。）及び法第七十四条の十二第二項の修正申告書）	第十六号	第十六号

2 卸売販売業者等が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を申告納付の方法により納付するとき（口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十六号の四様式による納付書（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類の添付）

第八条の六 法第七十四条の十四第一項の規定による控除又は同条第二項の規定による還付を受けようとする卸売販売業者等は、当該控除又は還付に係る法第七十四条の十一第一項又は第三項の規定による申告書に、販売契約の解除を証する書類その他の当該製造たばこの返還の事実を証するに足りる書類に基づいて作成した第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

（法第七十四条の十第二項に規定する申告書の提出）

第八条の七 法第七十四条の十第二項の規定により申告書を提出すべき卸売販売業者等は、第十六号様式による申告書（同条第三項の指定を受けている卸売販売業者等にあつては、第十六号の三様式による申告書）に、第十六号の二様式による書類及び第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

（申告書の提出期限の特例に係る申請書の提出）

第八条の八 法第七十四条の十第三項の指定を受けようとする卸売販売業者等は、第十六号の六様式による申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（道府県たばこ税に係る還付請求申告書の提出）

第八条の九 法第七十四条の十第五項の規定により、法第七十四条の十四第一項の規定による控除を受けようとする金額の還付を受けようとする卸売販売業者等は、第十六号の七様式による申告書を当該道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

（営業の開廃等の報告書の提出）

第八条の十 法第七十四条の十六第一項又は第二項の規定による報告をしようとする特定販売業者又は卸売販売業者は、第十六号の八様式による報告書を当該道府県知事に提出しなければならない。

（申告書の提出を受けた道府県知事から関係道府県知事への通知）

第八条の十一 法第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告書の提出を受けた道府県知事は、遅滞なく、次に掲げる事項を関係道府県知事に通知するものとする。

一 当該申告書を提出した卸売販売業者等が卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡した製造たばこの数量及び小売販売業者である卸売販売業者等に小売販売用として売り渡した製造たばこの数量

二 当該申告書を提出した卸売販売業者等が卸売販売業者等から買い受けた製造たばこの数量

三 当該申告書を提出した卸売販売業者等が小売販売業者等若しくは卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者に売渡しをし、又は消費等をした製造たばこの道府県ごとの数量

四 その他必要と認める事項

（総務省令で定める教育活動）

第八条の十二 法第七十五条の三第二号の総務省令で定める教育活動は、次に掲げるものとする。

一 体育の授業その他法令の規定により学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。次号において同じ。）が編成した教育課程に基づく授業

二 前号に定めるもののほか、当該学校の教育活動としてゴルフを実施する団体（当該学校の学長又は校長（以下本号において「学長等」という。）が当該学長等の定めるところによりその設立を承認したもので当該学校の教員が顧問として置かれているものに限る。）が、各年度ごとに作成する教育活動に関する計画（当該学長等が当該学長等の定めるところによりあらかじめ承認したものに限る。）に基づき実施する課外活動

（交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第八条の十三 道府県は、毎年度、法第百三条に規定する市町村に対して、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれその下欄に定める金額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額（二以上の市町村にまたがって所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税については当該ゴルフ場利用税の額を当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつてあん分した額とし、当該期間内に当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税についての過誤納に係る還付金を歳出予算から支出した場合においては、当該支出した額を控除した額とする。以下本表において「ゴルフ場のゴルフ場利用税の額」という。）の十分の七に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入したゴルフ場のゴルフ場利用税の額の十分の七に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入したゴルフ場のゴルフ場利用税の額の十分の七に相当する額

2 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかった金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき金額をこえて交付した金額がある場合においては、それぞれ当該金額は次の交付時期に交付すべき金額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3 第一項の規定によつて法第百三条に規定する市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合においては、当該錯誤に係る額を当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において、当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

第八条の十四から第八条の二十七まで 削除

(軽油引取税に係る納入申告書等の様式)
第八條の二十八 軽油引取税について、次の表の上欄に掲げる納入申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

納入申告書等の種類	
(一) 法第百四十四條の十四第二項の納入申告書	様式
(二) 法第百四十四條の十六第一項の証券	第十六号の十様式
(三) 法第百四十四條の十八第二項の申告書	第十六号の十一様式
(四) 法第百四十四條の二十一第六項の免税証	第十六号の十二様式
(五) 法第百四十四條の三十第一項の申請に用いる申請書	第十六号の十三様式
(六) 政令第四十三條の四第二項の免税軽油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書	第十六号の十四様式
(七) 政令第四十三條の十五第二項の免税軽油使用者証の交付申請書	第十六号の十五様式
(八) 政令第四十三條の十五第二項の書面	第十六号の十六様式
(九) 政令第四十三條の十五第三項の免税軽油使用者証	第十六号の十七様式
(十) 政令第四十三條の十五第十二項の免税証の交付申請書	第十六号の十八様式
(十一) 政令第四十三條の十五第十二項の明細書	第十六号の十九様式
(十二) 政令第四十三條の十五第十四項の免税証の交付申請の届出書	第十六号の二十様式
(十三) 政令第四十三條の十五第十七項の通知書	第十六号の二十一様式
(法第百四十四條の七第一項第一号の基準)	第十六号の二十二様式
(法第百四十四條の七第一項第二号の基準)	第十六号の二十三様式
(法第百四十四條の七第一項第三号の基準)	第十六号の二十四様式

第八條の二十九 法第百四十四條の七第一項第一号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるところとする。

一 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二十六条第一項の規定による届出を適正に行つた者であること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル以上であること。

ロ 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十六条第一項の規定による届出の日から起算して三年を経過しない者である場合に於ては、申請の日の属する年の前年における軽油の年間の製造量が二十万キロリットル以上であること。

2 法第百四十四條の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において合併した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人に係る前項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「合併により消滅した法人及び合併後存続する法人の当該合併前の軽油の製造量と当該合併により設立した法人又は当該合併後存続する法人の当該合併後の軽油の製造量の最近の三年における合計が六十万キロリットル」とする。

3 法第百四十四條の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等（分割、現物出資、法人税法第十二条の五の二に規定する現物分配又は同法第六十一条の十一第一項の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう。次項並びに次条及び第八條の三十一において同じ。）をした場合における当該分割等に係る分割法人等（同法第二条第二号の二に規定する分割法人、同法第十二条の四に規定する現物出資法人、同法第十二条の五の二に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十一第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。次条及び第八條の三十一において同じ。）に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する

分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）の前の軽油の製造量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

4 法第百四十四條の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等（法人税法第十二条の三に規定する分割承継法人、同法第十二条の五に規定する被現物出資法人、同法第十二条の五の三に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十一第二項に規定する譲渡法人をいう。次条及び第八條の三十一において同じ。）に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）の前の軽油の製造量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。以下この号において同じ。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

(法第百四十四條の七第一項第二号の基準)

第八條の三十 法第百四十四條の七第一項第二号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるところとする。

一 石油の備蓄の確保等に関する法律第十六條の規定による登録を受けた者であること。

二 最近の三年における軽油の年間の輸入量の平均が五万キロリットル以上であること。

2 法第百四十四條の七第一項の規定により同項第二号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において合併した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人に係る前項第二号の規定の適用については、同号中「最近の三年における軽油の年間の輸入量の平均が五万キロリットル」とあるのは、「合併により消滅した法人及び合併後存続する法人の当該合併前の軽油の輸入量と当該合併により設立した法人又は当該合併後存続する法人の当該合併後の軽油の輸入量の最近の三年における合計が十五万キロリットル」とする。

3 法第百四十四條の七第一項の規定により同項第二号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割法人等（第一項第二号の規定の適用については、同号中「最近の三年における軽油の年間の輸入量の平均が五万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）の前の軽油の輸入量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後の軽油の輸入量の最近三年における合計が十五万キロリットル」とする。

4 法第百四十四條の七第一項の規定により同項第二号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等（第一項第二号の規定の適用については、同号中「最近の三年における軽油の年間の輸入量の平均が五万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）の前の軽油の輸入量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。以下この号において同じ。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の輸入量の最近三年における合計が十五万キロリットル」とする。

（法第四百四十四条の七第一項第三号の基準）

第八條の三十一 法第四百四十四条の七第一項第三号に規定する総務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次のすべてに該当することとする。

イ 最近の三年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第八條の三十六までにおいて同じ。）の平均が三十万キロリットル以上であること。

ロ その者との間に、その者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを内容とする販売契約を締結している石油製品の販売業者で、他にこれと同様の販売契約を締結していないもの（ハ及び次条第一項第三号において「系列販売業者」という。）の数が百五十以上であること。

ハ 系列販売業者の主たる事務所又は事業所が三十以上の道府県に所在すること。

ニ 主として元売業者以外の者に対し軽油を販売するものであること。

二 その行う事業によつてその組合員又は会員のために奉仕することを目的とする全国を地区とする組合である場合にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 主として免税軽油を取り扱う石油製品の販売業者と継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結し、専ら当該販売業者に対し軽油を販売するものであること。

ロ その組合員又は会員（当該組合員又は会員の組合員又は会員等を含む。次条第一項第三号において同じ。）中の法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油使用者（以下第八條の五十三までにおいて「免税軽油使用者」という。）の数が三十万以上であること。

2 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第三号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において合併した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人に係る前項第一号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第八條の三十六までにおいて同じ。）の平均が三十万キロリットル」とあるのは、「合併により消滅した法人及び合併後存続する法人の当該合併前の軽油の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。この号及び次条第一項第三号において同じ。）と当該合併により設立した法人又は当該合併後存続する法人の当該合併後の軽油の販売量の最近の三年における合計（他の元売業者以外の者に対する販売量の合計に限る。）が九十万キロリットル」とする。

3 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第三号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割法人等に係る第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第八條の三十六までにおいて同じ。）の平均が三十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等の分割等前の軽油の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。以下この号及び次条第一項第三号において同じ。）を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後の軽油の販売量の最近三年における合計（他の元売業者以外の者に対する販売量の合計に限る。）が九十万キロリットル」とする。

4 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第三号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等に係る第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第八條の三十六までにおいて同じ。）の平均が三十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等の分割等前の軽油の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。以下この号及び次条第一項第三号において同じ。）を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の販売量の最

近三年における合計（他の元売業者以外の者に対する販売量の合計に限る。）が九十万キロリットル」とする。

（元売業者の指定の申請の手続等）

第八條の三十二 法第四百四十四条の七第一項の規定により元売業者の指定を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、第十六号の二十五様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならない。

一 法第四百四十四条の七第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる書類

イ 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十六条第一項の規定による届出を適正に行つた者であることを証する書面

ロ 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる書類

（一）第八條の二十九第一項第二号イの基準に該当する者	申請の日の属する年の前三年の軽油の製造量並びに申請の日の属する年の軽油の製造量及びその算出の基礎を記載した書面
	申請の日の属する年の前三年の軽油の製造量並びに申請の日の属する年の軽油の製造量及びその算出の基礎を記載した書面
（二）第八條の二十九第一項第二号ロの基準に該当する者	申請の日の属する年の前三年の軽油の製造量並びに申請の日の属する年の軽油の製造量及びその算出の基礎を記載した書面
	申請の日の属する年の前三年の軽油の製造量並びに申請の日の属する年の軽油の製造量及びその算出の基礎を記載した書面

ニ 法第四百四十四条の七第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる書類

イ 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十六条の規定による登録を受けた者であることを証する書面

ロ 申請の日の属する年の前三年の軽油の輸入量並びに申請の日の属する年の軽油の輸入量並びに輸入計画量及びその算出の基礎を記載した書面

三 法第四百四十四条の七第一項第三号に掲げる者にあつては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる書類

一 前条第一項第一号の基準に該当する者	申請の日の属する年の前三年の軽油の販売量及び他の元売業者に対する軽油の販売量並びに申請の日の属する年の軽油の販売量並びに販売計画量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。次条及び第八條の三十四において同じ。）及びその算出基礎を記した書面
	申請の日の属する年の前三年の軽油の販売量及び他の元売業者に対する軽油の販売量並びに申請の日の属する年の軽油の販売量及び免税軽油の販売数量を記載した書面
二 前条第一項第二号イの基準に該当する者	① 継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結している販売業者の氏名又は名称、住所又は所在地並びに申請の日の属する年の前年の軽油及び免税軽油の販売数量を記載した書面
三 前条第一項第二号ロの基準に該当する者	② 系列販売業者の氏名又は名称、住所又は所在地及び事業の概要を記載した書面
四 政令第四十三條の七第二号イからホまでのいずれにも該当しないことを誓約する第十六号の二十六様式により作成した書面	③ 系列販売業者であることを証する書面
五 誠実に事業を行うことを誓約する第十六号の二十七様式により作成した書面	④ 申請の日の属する年の前年の販売先ごとの販売数量を記載した書面
六 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類	⑤ 前条第一項第二号イに規定する販売契約に係る契約書の写し
七 定款又は寄附行為及び登記事項証明書	組合員又は会員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその組合員又は組合員中の免税軽油使用者の数を記載した書面
八 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表及び損益計算書	役員の名簿及び履歴書

七 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本又は本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。次条第六号イ及び第八条の三十四第六号イにおいて同じ。）の記載のある住民票の写し）

ロ 財産目録

ハ 履歴書

八 事務所又は事業所の名称及び所在地を記載した書類

二 道府県知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請書について調査し、遅滞なく、その申請書を総務大臣に送付しなければならない。

三 総務大臣は、法第四十四條の七第一項の規定による元売業者の指定をした場合においては、その旨を官報によつて公示するものとする。公示した事項に変更があつたとき又は同条第二項の規定により元売業者の指定を取り消したときも、同様とする。

（仮特約業者の指定の申請の手続）

第八條の三十三 法第四十四條の八第一項の規定により仮特約業者の指定を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、第十六号の二十八様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 元売業者との間に締結された販売契約書の写し

二 政令第四十三條の九各号のいずれにも該当しないことを誓約する第十六号の二十六様式により作成した書面

三 誠実に事業を行うことを誓約する第十六号の二十七様式により作成した書面

四 申請の日の属する年の前年の軽油の販売量並びに申請の日の属する年の軽油の販売量並びに販売計画量及びその算出の基礎を記載した書面

五 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ハ 役員の名簿及び履歴書

六 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本又は本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載のある住民票の写し

ロ 財産目録

ハ 履歴書

七 事務所又は事業所の名称及び所在地を記載した書類

（特約業者の指定の申請の手続）

第八條の三十四 法第四十四條の九第一項の規定により特約業者の指定を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、第十六号の二十九様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 元売業者との間に締結された販売契約書の写し

二 政令第四十三條の九各号のいずれにも該当しないことを誓約する第十六号の二十六様式により作成した書面

三 誠実に事業を行うことを誓約する第十六号の二十七様式により作成した書面

四 申請の日の属する年の前三年の軽油の販売量、元売業者に対する軽油の販売量及び特約業者に対する軽油の販売量並びに申請の日の属する年の軽油の販売量並びに販売計画量及びその算出の基礎を記載した書面

五 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ハ 役員の名簿及び履歴書

六 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本又は本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載のある住民票の写し

ロ 財産目録

ハ 履歴書

七 事務所又は事業所の名称及び所在地を記載した書類

（政令第四十三條の十一第四号の保証）

第八條の三十五 政令第四十三條の十一第四号に規定する保証を行おうとする元売業者は、当該仮

特約業者の引渡しに係る軽油の納入地（法第四十四條の二第二項に規定する納入地をいう。以下第八條の五十三までにおいて同じ。）の道府県知事に對し、当該道府県知事が指定する金額及び期間について保証を行うことを証する文書を提出しなければならない。

（政令第四十三條の十一第五号の総務省令で定める基準）

第八條の三十六 政令第四十三條の十一第五号に規定する総務省令で定める基準は、次の各号（同

条第四号ロに該当する場合にあつては、第一号から第三号までの各号）に掲げるとおりとする。

一 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十七條第一項の規定により石油販売業の届出を義務付けられている者にあつては、当該届出を適正に行っていること。

二 専ら元売業者以外の者に対し軽油を販売するものであること。

三 専ら特約業者以外の者に対し軽油を販売するものであること。

四 最近の三年における軽油の年間の販売量の平均が七十キロリットル以上であること。

（軽油引取税を課さないこととされる軽油の数量を証する書類の提出）

第八條の三十七 法第四十四條の十四第四項の規定によつて、道府県知事の承認を受けようとする

登録特別徴収義務者は、当該登録特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の道府県ごとに次の各号に掲げる軽油の数量の区分に応じ、当該各号に定める書類を同条第二項の納入申告書に添付して、これを当該道府県知事に提出しなければならない。

一 法第四十四條の五第一号の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたものであることを証するに足りる書類で、次に掲げる事項が記載されたもの

イ 輸出した者の氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 輸出の年月日

ハ 輸出した軽油の数量

ニ 輸出先

二 法第四十四條の五第二号の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量 次に掲げる事項が記載された書類

イ 当該軽油の数量

ロ 先に軽油引取税を課された状況

ハ 軽油引取税を課された後の当該軽油の流通の状況

三 法第四十四條の六の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量 当該道府県知事の交付した免税証（法第四十四條の二十一第一項に規定する免税証をいう。以下第八條の三十九までにおいて同じ。）

（政令第四十三條の十五第一項の総務省令で定める事項等）

第八條の三十八 政令第四十三條の十五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は法第四十四條の二十一第二項後段の規定により代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を

受けようとするそれぞれの者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

二 業種

三 免税軽油の用途に係る機械又は設備ごとの免税軽油の年間所要見込数量及びその合計数量
 四 法第百四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、当該代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

2 政令第四十三条の十五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称
 二 業種

三 免税軽油使用者証の交付年月日及び番号

四 当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に係る免税軽油の数量及び当該数量の計算の基礎となつた期間

五 法第百四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、当該代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出)

第八条の三十九 法第百四十四条の二十七第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称
 二 業種

三 免税軽油使用者証の番号

四 法第百四十四条の二十七第一項の規定による報告の対象となる期間(以下この項において「報告対象期間」という。)の初日及び末日の年月日

五 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油(免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この条において同じ。)の引取りに関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)

六 当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称

七 当該販売業者が提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項
 八 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)

九 当該報告対象期間の初日の前日及び末日における免税軽油の保有数量

2 法第百四十四条の二十七第一項の規定による報告書を提出しようとする免税軽油使用者証の交付を受けた者は、第十六号の三十様式による報告書に次に掲げる書類を添付して、これを当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に提出しなければならない。

一 報告対象免税軽油の引取りを行つた日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類
 二 前号に掲げるもののほか、道府県知事が当該報告書に記載された事項についての事実を証する書類として特に必要と認める書類

(軽油引取税の求償権の特例)

第八条の四十 軽油引取税が課される軽油の引取りを行つた者が、軽油引取税の特別徴収義務者から当該特別徴収義務者以外の者を経由して当該引取りを行つた場合における法第百四十四条の三十一第二項の規定の適用については、同項中「当該特別徴収義務者に」とあるのは、「当該軽油の引渡しを行つた者で当該特別徴収義務者以外のもの又は当該特別徴収義務者に」とする。

2 前項の規定は、当該特別徴収義務者以外の者が、その返還した軽油に対応する代金及び軽油引取税額に相当する額を支払つた場合におけるその者の当該特別徴収義務者に対する求償権の行使を妨げない。

(法第百四十四条の三十二第一項の総務省令で定める事項)

第八条の四十一 法第百四十四条の三十二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の炭化水素油の製造を行う場合 次に掲げる事項

イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地)(事業の委託をしている場合にあつては、承認を受けようとする者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地)並びにその委託を受けている者の氏名又は名称及び住所又は所在地)
 ロ 製造を行う年月日
 ハ 製造を行う場所
 ニ 製造に使用する炭化水素油その他の原材料の性状及び数量
 ホ 炭化水素油の製造方法
 ヘ 製造に使用する炭化水素油その他の原材料の仕入先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに仕入先ごとの仕入数量

ト 製造する炭化水素油の性状及び数量
 チ 製造する炭化水素油の用途
 リ 製造する炭化水素油の貯蔵場所
 ニ 製造する炭化水素油の譲渡先及び譲渡又は消費の予定年月日

二 法第百四十四条の三十二第一項第三号の燃料炭化水素油の譲渡を行う場合 次に掲げる事項
 イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地)
 ロ 譲渡を行う年月日
 ハ 譲渡を行う場所
 ニ 譲渡しようとする燃料炭化水素油の性状及び数量
 ホ 譲渡しようとする相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地

ヘ 譲渡に係る自動車の自動車登録番号
 三 法第百四十四条の三十二第一項第四号の燃料炭化水素油の消費を行う場合 次に掲げる事項
 イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地)
 ロ 消費を行う年月日
 ハ 消費しようとする燃料炭化水素油の性状及び数量
 ニ 消費に係る自動車の自動車登録番号
 ホ 消費に係る自動車の主たる定置場

(製造等の承認に係る手続)

第八条の四十二 元売業者(法第百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。次項において同じ。)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等及び自動車の保有者は、法第百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号に該当する場合に、それぞれ当該各号に掲げる行為をしようとする日前十日までに第十六号の三十一様式による承認申請書に過去における炭化水素油の製造の状況、軽油引取税に係る納入金の納入又は軽油引取税の納付の状況及び炭化水素油の製造又は貯蔵の用に供する施設又は設備の詳細を記載した書面を添付して、これを同項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

2 元売業者が法第百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の炭化水素油の製造を行う場合における同項の承認の申請については、前項に規定する道府県知事が軽油引取税の取締り又は保全

上支障がないと認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、当該元売業者が、三月ごとに、申請の日から三月間の炭化水素油の製造についての計画を記載した承認申請書に過去三月間における炭化水素油の製造の状況及び製造された炭化水素油の用途を記載した書面を添付して、これを前項に規定する道府県知事に提出する方法で行うことができる。

3 元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等及び自動車の保有者は、法第四百四十四条の三十二第一項第三号に該当する場合には、その行為をしようとする日前十日までに第十六号の三十二様式による承認申請書に、当該燃料炭化水素油が混和して製造されたものであるときは、当該製造に係る製造等承認証を、その者が過去において同号の承認を受けた者であるときは、前回承認を受けた際の当該譲渡に係る自動車用炭化水素油譲渡証の交付の状況及び軽油引取税の納付の状況を記載した書面を添付して、これを同項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

4 自動車の保有者は、法第四百四十四条の三十二第一項第四号に該当する場合には、その行為をしようとする日前十日までに第十六号の三十三様式による承認申請書に過去における燃料炭化水素油の消費の状況及び軽油引取税の納付の状況を記載した書面を添付して、これを同項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

5 次の表の上欄に掲げる製造等承認証の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

製造等承認証の種類		様式
一 法第四百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の承認に係る製造等承認証		第十六号の三十一様式
二 法第四百四十四条の三十二第一項第三号の承認に係る製造等承認証		第十六号の三十二様式
三 法第四百四十四条の三十二第一項第四号の承認に係る製造等承認証		第十六号の三十三様式

(自動車用炭化水素油譲渡証)

第八条の四十三 自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しは、道府県知事の交付する用紙によつて作成しなければならない。

2 前項の自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しの用紙には一連の番号を付けないなければならない。

3 自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しの様式は、第十六号の三十四様式による。

4 法第四百四十四条の三十二第一項第三号の承認を受けた者は、自動車用炭化水素油譲渡証の写しを、当該自動車用炭化水素油譲渡証を交付した日から起算して一年間保管しなければならない。

5 法第四百四十四条の三十二第一項第三号の承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油の譲渡が完了した際に第一項の用紙を所持しているときは、遅滞なく、これを交付した道府県知事に対し返納しなければならない。

(製造等に係る帳簿記載義務)

第八條の四十四 法第四百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の承認を受けた者は、事務所又は事業所(事業の委託をしている場合にあっては、その委託を受けている者の事務所又は事業所を含む。以下第八條の五十三までにおいて同じ。)ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 製造を行った年月日
- 二 製造を行った場所
- 三 製造に使用した炭化水素油その他の原材料の性状及び数量
- 四 炭化水素油の製造方法
- 五 製造に使用した炭化水素油その他の原材料の仕入先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに仕入先ごとの仕入数量
- 六 製造した炭化水素油の性状及び数量
- 七 製造した炭化水素油の用途
- 八 製造した炭化水素油の貯蔵場所及び在庫数量

九 製造した炭化水素油を譲渡し、又は消費したときは、その譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地、その譲渡又は消費の年月日並びにその譲渡数量又は消費数量

2 法第四百四十四条の三十二第一項第三号の承認を受けた者は、事務所又は事業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 譲渡を行った年月日
- 二 譲渡を行った場所
- 三 譲渡した燃料炭化水素油の性状及び数量
- 四 譲渡した相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに当該譲渡に係る自動車の自動車登録番号
- 五 交付した自動車用炭化水素油譲渡証の番号
- 六 燃料炭化水素油の貯蔵場所及び在庫数量

3 法第四百四十四条の三十二第一項第四号の承認を受けた者は、消費に係る自動車の主たる定置場ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 消費を行った年月日
- 二 消費した燃料炭化水素油の性状及び数量
- 三 消費に係る自動車の自動車登録番号
- 四 燃料炭化水素油の在庫数量

4 法第四百四十四条の三十二第一項第三号の承認を受けた者が、その者の事務所又は事業所において当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の保有者に譲渡し、同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を行った場合には、第二項第四号に掲げる事項のうち譲渡した相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地に係る事項の記載を省略することができる。ただし、道府県知事が特に必要があると認めてその記載を命じたときは、この限りでない。

(事業の廃止等の届出書の提出)

第八條の四十五 法第四百四十四条の三十四第一項の規定による届出をしようとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、事業を開始し、廃止し、又は休止しようとする日の五日前までに第十六号の三十五様式による届出書を、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に(元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に)提出しなければならない。

2 法第四百四十四条の三十四第二項の規定による届出をしようとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、当該販売契約の締結又は終了の日から五日以内に第十六号の三十六様式による届出書を主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に(元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に)提出しなければならない。

3 法第四百四十四条の三十四第三項の規定による届出をしようとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、遅滞なく、当該異動に係る事項を記載した第十六号の三十五様式又は第十六号の三十六様式による届出書を主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に(元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に)提出しなければならない。

(届出書の提出を受けた道府県知事から関係道府県知事への通知)

第八條の四十六 前条第一項の規定による届出書の提出を受けた道府県知事は、速やかに、次に掲げる事項を関係道府県知事に通知するものとする。

- 一 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 二 事務所又は事業所の名称及び所在地
- 三 事業の開始若しくは廃止の年月日又は休止期間
- 2 前条第二項の規定による届出書の提出を受けた道府県知事は、速やかに、次に掲げる事項を関係道府県知事に通知するものとする。
- 一 契約の当事者それぞれの氏名又は名称及び住所又は所在地
- 二 契約の締結又は終了の年月日

3 前条第三項の規定による届出書の提出を受けた道府県知事は、速やかに、当該異動に係る事項を関係道府県知事に通知するものとする。

を関係道府県知事に通知するものとする。

(法第百四十四条の三十五第一項の報告事項等)

第八條の四十七 法第百四十四條の三十五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同項に規定する総務省令で定める道府県知事は、同表の上欄に掲げる者及び同表の中欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる道府県知事とする。

者 業 売 元	
① 納入を行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに引取りを行った者ごとの引渡数量	主たる事務所又は事業所所在地の知事
② 納入を行った軽油についての納入を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの納入数量	
③ 納入を行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに引取りを行った者ごとの返還数量	
④ 納入を行った後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの返還数量	
⑤ 納入を行った軽油についての元売業者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの納入数量	
⑥ 納入を行った後返還を受けた軽油についての返還を受けた元売業者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの返還数量	
⑦ 軽油の製造を行った事業所の名称及び所在地並びに事業所ごとの軽油の製造数量	
⑧ 軽油の輸入の許可（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条に規定する輸入の許可をいう。以下この条、次条及び第八条の五十三において同じ。）に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の品名及び関税法第百二条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）の輸入統計品目表（以下この条、次条及び第八条の五十三において「輸入統計品目表」という。）の統計番号	
③ 引取りを行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの引取数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの引取数量	主たる事務所又は事業所所在地の知事
④ 納入を受けた軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの納入数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの納入数量	
⑤ 引取りを行った後返還を行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの返還数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの返還数量	
⑥ 納入を受けた後返還を行った軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの返還数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの返還数量	
⑦ 引渡しを行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの引渡数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの引渡数量	
⑧ 納入を行った軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの納入数量	
③ 引取りを行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの引取数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの引取数量	
④ 納入を受けた軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの納入数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの納入数量	

特約業者		造製油軽	
⑨ 消費を行った事務所又は事業所ごとの消費数量 ⑩ 引渡しを行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの返還数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量 ⑪ 納入を行った後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの返還数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量 ⑫ 元売業者の事務所又は事業所ごとの各月末日における軽油の在庫数量	① 軽油の製造を行った事業所の名称及び所在地並びに事業所ごとの軽油の製造数量 ② 軽油の輸入の許可に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税定率法別表の品名及び輸入統計品目表の統計番号 ③ 引取りを行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの引取数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引取数量 ④ 納入を受けた軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの納入数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量 ⑤ 引取りを行った後返還を行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの返還数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量 ⑥ 納入を受けた後返還を行った軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの返還数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量 ⑦ 引渡しを行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの引渡数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引渡数量 ⑧ 納入を行った軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量 ⑨ 消費を行った事務所又は事業所ごとの消費数量 ⑩ 引渡しを行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの返還数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量 ⑪ 納入を行った後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの返還数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量 ⑫ 特約業者の事務所又は事業所ごとの各月末日における軽油の在庫数量	主たる事務所又は事業所 知事	主たる事務所又は事業所 知事

③ 引取りを行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの引取数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの引取数量
④ 納入を受けた軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの納入数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの納入数量
⑤ 引取りを行った後返還を行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの返還数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの返還数量
⑥ 納入を受けた後返還を行った軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの返還数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの返還数量
⑦ 引渡しを行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの引渡数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの引渡数量
⑧ 納入を行った軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの納入数量
⑨ 消費を行った事務所又は事業所ごとの消費数量
⑩ 引渡しを行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの返還数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの返還数量
⑪ 納入を行った後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの返還数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの返還数量
⑫ 軽油製造業者等の事務所又は事業所ごとの各月末日における軽油の在庫数量

（法第百四十四条の三十五第二項の報告事項等）

第八十八条の四十八 法第百四十四条の三十五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に定める事項とし、同項に規定する総務省令で定める道府県知事は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事とする。

一 製造をした者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）

二 製造をした年月日

三 製造をした場所

四 製造に使用した炭化水素油その他の原材料の性状及び数量並びに軽油の製造方法

五 製造した軽油の数量

六 製造した軽油の用途

七 製造した軽油を譲渡しようとする相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡又は消費の予定年月日

八 製造した軽油を譲渡し、又は消費したときは、その譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地、その譲渡又は消費の年月日並びにその譲渡数量又は消費数量

（法第百四十四条の三十五第五項の総務省令で定める事項）

第八十八条の四十九 法第百四十四条の三十五第五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 軽油の納入先の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 納入を行った年月日

三 納入を行った軽油の数量

（法第百四十四条の三十五第六項の総務省令で定める事項）

第八十八条の五十 法第百四十四条の三十五第六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 納入を受けた軽油の引渡しを行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 納入を受けた軽油の納入を行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地

三 納入を受けた年月日

四 納入を受けた軽油の数量

（軽油の引取りの報告等の方法）

第八十八条の五十一 法第百四十四条の三十五第一項又は第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によるものとする。

一 法第百四十四条の三十五第一項の元売業者が軽油の納入地の道府県知事に對し報告すべき事項	第十六号の三十七様式から第十六号の四十様式まで
--	-------------------------

二 法第百四十四条の三十五第二項の元売業者、特約業者及び軽油製造業者等がその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に對し報告すべき事項	第十六号の四十一様式
--	------------

三 法第百四十四条の三十五第二項の規定による報告をしようとする者がその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に對し報告すべき事項	第十六号の四十二様式
---	------------

2 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等がその事務所又は事業所において行う自動車の保有者に対する現実の納入を伴う軽油の引渡しについては、第八十八条の四十七の表の中欄に掲げる事項のうち、引渡しを行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの引渡数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの引渡数量並びに納入を行った軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの納入数量を省略する方法により報告することができる。ただし、道府県知事が特に必要があると認めてその報告を命じたときは、この限りでない。

3 元売業者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に法第百四十四条の三十五第五項の規定による納入を行った軽油に係る第八十八条の四十九に規定する事項を、当該特約業者に対し通知しなければならない。

4 法第百四十四条の二第二項又は第二項に規定する軽油の引取りを行った者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に納入を受けた軽油に係る前条に規定する事項を記載した書類を、当該引取りに係る特別徴収義務者に提出しなければならない。

5 自動車の保有者が元売業者又は特約業者の事務所又は事業所において現実の納入を伴う軽油の引取りを行う場合において前項の書類の提出については、特別徴収義務者が前条に規定する事項を記載した書類を当該自動車の保有者が確認する方法で行うことができる。

（法第百四十四条の三十五第七項の書類の保存）

第八十八条の五十二 法第百四十四条の三十五第六項の規定により書類の提出を受けた特別徴収義務者は、これを当該書類の提出を受けた日から七年間、当該特別徴収義務者の事務所又は事業所に保存しなければならない。

（法第百四十四条の三十六の帳簿記載義務）

第八十八条の五十三 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、事務所又は事業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一 引取りを行った軽油の数量及び引取りを行った年月日並びに引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地

二 納入を受けた軽油の数量及び納入を受けた年月日並びに納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地

- 三 引渡しを行つた軽油の数量及び引渡しを行つた年月日並びに引取りを行つた者の氏名又は名称及び引取りを行つた者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 四 納入を行つた軽油の数量及び納入を行つた年月日並びに納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 五 各月末日における軽油の在庫数量
- 六 消費した軽油の数量及び消費の年月日
- 七 引取りを行つた後返還を行つた軽油の数量及び返還を行つた年月日並びに返還を受けた者の氏名又は名称及び返還を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 八 納入を受けた後返還を行つた軽油の数量及び返還を行つた年月日並びに返還を受けた者の氏名又は名称及び返還を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 九 引渡しを行つた後返還を受けた軽油の数量及び返還を受けた年月日並びに返還を行つた者の氏名又は名称及び返還を行つた者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 十 納入を行つた後返還を受けた軽油の数量及び返還を受けた年月日並びに返還を行つた者の氏名又は名称及び返還を行つた者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 二 前項の場合において、軽油が法第百四十四条の五又は第百四十四条の六の規定の適用を受けた、又は受けるべきものであるときは、その旨を付記しなければならない。
- 三 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 軽油の製造を行つた事業所の名称及び所在地、製造を行つた年月日並びに事業所ごとの軽油の製造数量
- 二 軽油の輸入の許可に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税定率法別表の品名及び輸入統計品目表の統計番号
- 四 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、帳簿を既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油に係るものとその他の軽油に係るものに区分しなければならない。
- 五 元売業者又は特約業者がその販売事業の一部を他の者に委託している場合においては、当該事業の委託を受けている者は、帳簿を当該委託者ごとのものとその他のものに区分し、第一項各号に掲げる事項及び当該委託に係る事項を記載しなければならない。
- 六 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等がその事務所又は事業所において行う自動車の保有者に対する現実の納入を伴う軽油の引渡しについては、第一項第三号及び第四号に掲げる事項（引渡しを行つた軽油の数量及び引渡しを行つた年月日並びに納入を行つた軽油の数量及び納入を行つた年月日を除く。）の記載を省略することができる。ただし、道府県知事が特に必要であると認めてその記載を命じたときは、この限りでない。
- （法第百四十四条の三十八の二第四項の場合等）
- 第八条の五十三の二** 法第百四十四条の三十八の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書（次項において「税務代理権限証書」という。）に、法第百四十四条の三十八の二第一項に規定する元売業者等への調査の通知は税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。
- 二 法第百四十四条の三十八の二第五項に規定する総務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。
- （法第百四十四条の六十第一項の総務省令で定める道路）
- 第八条の五十四** 法第百四十四条の六十第一項に規定する総務省令で定める道路は、第九条の九に定める道路とする。
- （交付時期及び交付時期ごとの交付額）
- 第八条の五十五** 法第百四十四条の六十第一項の指定道府県（以下第八条の五十九までにおいて「指定道府県」という。）は、毎年度、同項の指定市（以下第八条の六十までにおいて「指定市」という。）に対して、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれその下欄に定める額に当該指定市の区域内に存する一般国道等（法第百四十四条の六十第一項の一般国道等をいう。以下第八条の五十八までにおいて同じ。）の面積を当該指定道府県の区域内に存する一般国道等の面積で除して得た率を乗じて得た金額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額の基準となる額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した軽油引取税の額（当該期間内に軽油引取税に係る還付金を歳出予算から支出した場合においては、当該支出した額を控除した額とする。以下この表において同じ。）の十分の九に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した軽油引取税の額の十分の九に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した軽油引取税の額の十分の九に相当する額

二 前項の率を算出する場合において小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

三 第一項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき金額を超えて交付した金額がある場合においては、それぞれ当該金額を次の交付時期に交付すべき金額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（交付額の算定に用いる資料の提出義務）

第八条の五十六 指定市の長は、指定道府県の知事の定めるところにより、当該指定道府県が当該指定市に対して前条の規定により交付する額の算定に用いる一般国道等の面積に関する資料を当該指定道府県の知事に提出しなければならない。

（一般国道等の面積の算定）

第八条の五十七 法第百四十四条の六十第二項本文に規定する一般国道等の面積の算定は、道路法第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路（同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。）の算定に当該一般国道等の路面幅員を乗じて行うものとする。

二 前項の規定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、市町村の廃置分合、大規模な境界変更又は指定市の指定等により一般国道等を管理する都道府県又は指定市に変更があつたときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り前項及びこの項本文の規定による算定は、その年の四月一日現在における一般国道等の管理者の区分により行うことができる。

（一般国道等の面積の補正）

第八条の五十八 前条の規定によつて算定した一般国道等の面積は、次項以下に規定する方法によつて、補正するものとする。

二 一般国道等の面積のうち道路（橋りょうを除く。以下この項において同じ。）にかかる面積は、第一号及び第二号に掲げる率を連乗して得た率を基礎として、橋りょうにかかる面積は、第三号に掲げる率を基礎として、それぞれ総務大臣が定める率を乗じて補正するものとする。

一 次の算式によつて得た率

1 + (（有効幅員4.5メートル以上7.5メートル未満の道路（未改良にかかる道路を除く。）の延長×1.2） + (有効幅員4.5メートル以上の道路（改良にかかる道路を除く。）の延長×1.2） + (有効幅員4.5メートル未満の道路の延長×1.5）) / 道路の面積

二 次の算式によつて得た率

（砂利道の延長×1.3 + 舗装道の延長 / 道路の延長

三 次の算式によつて得た率

（木橋の延長×9 + 橋りょう（木橋を除く。）の延長×2.5） / 橋りょうの延長

前項の規定によつて補正された一般国道等の面積は、更に、次表によつて得られる当該指定道府県又は指定市の率を乗じて得た率を基礎として総務大臣が定める率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の平均交通量	率
二、五〇〇台以下	一・〇
二、五〇〇台を超え三、五〇〇台以下	一・二
三、五〇〇台を超え四、五〇〇台以下	一・四
四、五〇〇台を超え五、五〇〇台以下	一・六
五、五〇〇台を超え六、五〇〇台以下	一・八
六、五〇〇台を超え七、五〇〇台以下	二・〇
七、五〇〇台を超え八、五〇〇台以下	二・二
八、五〇〇台を超え一〇、五〇〇台以下	二・六
一〇、五〇〇台を超え一二、五〇〇台以下	三・〇
一二、五〇〇台を超え二八、五〇〇台以下	三・〇に一二、五〇〇台から計算して一、〇〇〇台までを増すことに〇・二を加算した数
二八、五〇〇台を超えるもの	六・六

4 第二項第三号の木橋とは、前年の四月一日現在において道路法第二十八条に規定する道路台帳に記載されている木橋をいい、前項の平均交通量とは、道路法第七十七条第一項の規定によつて国土交通大臣が最近に行つた一般交通調査に基づき、総務大臣が調査算定したものをいう。

5 第二項各号に掲げる率及び同項第一号及び第二号に掲げる率を連乗して得た率並びにこれらの率を基礎として総務大臣が定める率を算定する場合において、小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。

(総務大臣が定める率の算定に用いる資料の提出義務)

第八条の五十九 指定道府県の知事及び指定市の長は、総務大臣の定めるところにより、前条の規定によつて総務大臣が定める率の算定に用いるために必要な資料を総務大臣に提出しなければならない。

(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第八条の六十 第八条の五十五第一項の規定によつて指定市に対して交付すべき額を交付した後に於いて、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を発見した日以後に到来する交付時期において当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(法第百四十五号のエネルギー消費効率)

第九条 法第百四十五号第五号に規定するエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号)に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号)に定める基準エネルギー消費効率

(法第百四十九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第九条の二 法第百四十九条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスをを用いる自動車として当該自動車に係る道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条及び第九条の四において「自動車検査証」という。)において燃料が可

燃性天然ガスである旨が明らかにされているもの(可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。)とする。

2 法第百四十九条第一項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条及び第九条の四において「細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号の基準とする。

3 法第百四十九条第一項第二号に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。)が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第五百二十八号)による改正前の細目告示(以下この条及び第九条の四において「旧細目告示」という。)第四十一条

第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条及び第九条の四において「適用関係告示」という。)第二十八条第三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条の基準

4 法第百四十九条第一項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号の表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車であつて、低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三十三号)第五条の規定による認定(以下この条及び第九条の四において「低排出ガス車認定」という。)を受けたものであること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車であつて、低排出ガス車認定を受けたものであること。

5 法第百四十九条第一項第三号に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

6 法第百四十九条第一項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

7 法第百四十九条第一項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車 総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてプラグインハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

8 法第百四十九条第一項第四号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。
イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準(法第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。)に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分之一を超えない自動車であつて、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準(法第百四十九条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。)

に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の（１）の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条において「燃費評価実施要領」という。）第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が八十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

九 法第四百九十九条第一項第四号イ（１）（*i*）に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

十 法第四百九十九条第一項第四号イ（１）（*i*）に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第八項の基準とする。

十一 法第四百九十九条第一項第四号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（１）の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（１）の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

十二 法第四百九十九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（２）又は（３）に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（２）又は（３）に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

十三 法第四百九十九条第一項第四号ニに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（２）又は（３）に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（２）又は（３）に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

十四 法第四百九十九条第一項第四号ホに規定する車両総重量が三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（２）又は（３）に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（２）又は（３）に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和四年度燃費基準達成レベル」という。）が百（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百五）以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

十五 法第四百九十九条第一項第四号ヘに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（３）の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（３）の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが百五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

十六 法第四百九十九条第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法第四百九十九条第五号イ（１）（*i*）に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。第二十項第一号及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（１）の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法第四百九十九条第五号イ（１）（*i*）に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。第二十項第一号及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表

- の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- 二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 三 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 17 法第四百九十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準とする。
- 18 法第四百九十九条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成二十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第八項の基準とする。
- 19 法第四百九十九条第一項第五号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
- 一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。
- イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車
- ロ 平成二十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車
- 二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 三 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 20 法第四百九十九条第一項第六号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
- 一 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 二 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 21 法第四百九十九条第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。
- 22 法第四百九十九条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。
- 23 法第四百九十九条第一項第六号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
- 一 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 二 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 24 法第四百九十九条第一項第六号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件(平成三十年石油ガス軽中量車基準(同号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。第二十六項及び第九条の四において同じ。)に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。)に該当する自動車とする。
- 一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- 二 令和十二年度燃費基準達成レベルが百五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 25 法第四百九十九条第一項第六号ニに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和十二年度燃費基準達成レベルが百十以上である自動車(当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。)とする。
- 26 法第四百九十九条第一項第六号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件(平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。)に該当する自動車とする。
- 一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- 二 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 27 法第四百九十九条第一項第六号ヘに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、令和十二年度燃費基準達成レベルが百五以上である自動車(当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。)とする。
- 28 法第四百九十九条第一項第六号トに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件(平成二十八年石油ガス軽中量車基準(同号ト(1)(i)に規定する平成二十八年石油ガス軽中量車基準をいう。第九条の四において同じ。)に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。)に該当する自動車とする。
- 一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- 二 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル(第九条の四において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。)が百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 29 法第四百九十九条第一項第六号ト(1)(i)に規定する平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。
- 30 法第四百九十九条第一項第六号ト(1)(ii)に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第六十四項第一号の基準とする。
- 31 法第四百九十九条第二項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成十八年国土交通省告示第三百五十号。以下この条において「エネルギー消費効率算定告示」という。)第一条第一項第三号に掲げる方法とする。
- 32 法第四百九十九条第二項に規定する令和四年度基準エネルギー消費効率及び令和二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第二号に掲げる方法とする。
- 33 法第四百九十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第一号に掲げる方法とする。

第二項	その旨	その旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率等が算定されていない旨
第十号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上であること及び並びに	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びに
第十一号	その旨	その旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第十二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び並びに	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること及び並びに
第十三号	その旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	その旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第十四号	その旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	その旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

38 国土交通大臣の認定等（法附則第三十項において同じ。）の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。同項において同じ。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消後にその対象となつた自動車に新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイル（道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル）をいう。同項において同じ。）に記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第八項、第十一項から第十六項まで、第十九項、第二十項及び第二十三項から第二十八項まで（これらの規定は第三十四項及び前項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」と読み替へるものとする。

（法第五十六條の自動車の取得のために通常要する価額）

第九條の三 法第五十六條に規定する自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 初めて道路運送車両法第七條第一項に規定する新規登録を受けるべき自動車 当該自動車を通常の取引の条件に従つて自動車等の販売業者から取得するとしてした場合における当該自動車の販売価額に相当する金額
- 二 前号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車に初めて前号に規定する新規登録（以下この号において「初回新規登録」という。）を受けたときにおける前号に定める金額に、初回新規登録を受けた日の属する年の一月一日から起算した期間に応じ、総務大臣が定める割合を乗じて得た額

（法第五十七條第一項第一号イの乗用車等）

第九條の四 法第五十七條第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。
 - イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号イの表の（一）の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車
 - ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一條第一項第三号イの表の（一）の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

2 法第五十七條第一項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。
 - イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号イの表の（一）の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車
 - ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一條第一項第三号イの表の（一）の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車
- 二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 三 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

3 法第五十七條第一項第一号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

- イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号イの表の（二）又は（三）に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車
- ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一條第一項第三号イの表の（二）又は（三）に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上百五十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法第五十七條第一項第一号ニに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。
 - イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号イの表の（二）又は（三）に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車
 - ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一條第一項第三号イの表の（二）又は（三）に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 法第五十七條第一項第一号ホに規定する車両総重量が三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。
 - イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号イの表の（二）又は（三）に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車
 - ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一條第一項第三号イの表の（二）又は（三）に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満)であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

法第五十七條第一項第一号へに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

法第五十七條第一項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

法第五十七條第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

法第五十七條第一項第三号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

法第五十七條第一項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件(平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。)に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

法第五十七條第一項第三号ニに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車(当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。)とする。

法第五十七條第一項第三号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件(平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。)に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

法第五十七條第一項第三号へに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満である自動車(当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。)とする。

法第五十七條第一項第三号トに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件(平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。)に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八條第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

法第五十七條第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

平成三十一年カソリン軽中量車基準に適合する自動車窒素酸化物の排出量が細目告示第四

十一
一条
第一
項第
三号
イの
表の
(3)
の窒
素酸
化物
の欄
に掲
げる
値の
四分
の三
を超
えない
自動
車で、
かつ、
低排
出ガ
ス車
認定
を受け
たもの
である
こと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

法第五十七條第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十一年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車
十一 条第一項第三号イの表の（１）の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車
車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

口平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自

自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及び当該自動車に係る自動

車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

法第一百五十七条第二項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車窒素酸化物の排出量

十一條第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車であつて、低排出ガス車認定を受けたものであること。

平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の（１）の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車（以下「低排出ガス車」という。）の認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかとされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

法第五十七條第二項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

令和十二年燃費基準達成レベが六十以上七十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二、令和二年燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

法第五十七條第二項第三号に規定する乗用車で、総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十九

車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第六項、第十七項及び第二十一項から第二十四項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			
第一項 第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び その旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「WLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第二項 第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及び その旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びに その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びに その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第七項 第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び その旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第八項 第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及び その旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びに その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びに その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第九項 第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び その旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第十項 第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及び その旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びに その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びに その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第十六項 第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及び その旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びに その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びに その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第十七項 第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び その旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第二十一項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びにその旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第二十二項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第二十三項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第二十四項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第三十号	国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消後にその対象となつた自動車に新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイルに記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第一項から第二十七項まで（これらの規定を前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。 （環境性能割に係る申告書等の様式） 第九條の五 法第六十条第一項の規定により提出すべき申告書又は同条第二項の規定により提出すべき報告書の様式は、第十六号の四十三様式によるものとする。 （環境性能割の修正申告書の記載事項） 第九條の六 法第六十一条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	その旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

一	納税義務者の氏名又は名称及び住所
二	自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
三	自動車の取得がされた年月日
四	自動車の取得の原因
五	自動車の種別、用途、車名及び型式
六	自動車の定置場
七	既に納付の確定した環境性能割額
八	環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
九	前号の環境性能割額に相当する金額から第七号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
十	前各号に掲げるもののほか道府県の条例で定める事項

(自動車の性能が良好でないことに類する理由)

第九条の七 法第六十五条第一項に規定する総務省令で定める理由は、自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることとする。

(法第七十七條の六第一項の總務省令で定める市町村道)

第九條の八 法第七十七條の六第一項に規定する總務省令で定める市町村道は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である市町村道(橋梁を除く。)及び道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の規定により料金を徴収する市町村道とする。

(法第七十七條の六第二項の總務省令で定める道路)

第九條の九 法第七十七條の六第二項に規定する總務省令で定める道路は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である道路(橋梁を除く。)及び道路整備特別措置法の規定により料金を徴収する道路とする。

(道路の延長及び面積の算定)

第九條の十 法第七十七條の六第三項本文に規定する道路の延長及び面積は、道路の延長にあつては道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路(同法第九條の路線の認定の公示、同法第十八條第一項の道路の区域の決定の公示及び同條第四項の供用開始の公示が行われたものをいう。)の延長(道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第三十四條の開發道路にあつては、その延長に〇・五を乗じた延長)とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定をした数に一メートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

2 前項の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。ただし、前年の四月一日からその年の四月一日までの間において、市町村の廃置分合、大規模な境界変更又は法第七十七條の六第二項の指定市(第九條の十二第二項及び第九條の十五第四項において「指定市」という。)の指定等により道路を管理する都道府県又は市町村に変更があつたときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り前項及びこの項本文の規定による算定は、その年の四月一日現在における道路の管理者の区分により行うことができる。

(市町村道の延長及び面積の補正)

第九條の十一 前條の規定により算定した市町村道の延長及び面積は、次項から第六項まで及び第九條の十三に規定する方法により、補正するものとする。

2 市町村道の延長は、次の表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村道の種別		率
路面幅員四・五メートル以上の市町村道(橋梁を除く。以下この表において同じ。)		〇・九
路面幅員四・五メートル未満の市町村道		一・〇
木橋		四二・〇
橋梁(木橋を除く。)		一・〇

3 前項の規定により補正された市町村道の延長は、更に、当該市町村(特別区を含む。以下この項、第六項及び第九條の十五において同じ。)に係る市町村道の延長(前條の規定により算定した市町村道の延長をいう。)を千メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分		率
五〇人以下のもの		一・〇
五〇人を超え一〇〇人以下のもの		一・三
一〇〇人を超え一五〇人以下のもの		一・五

一五〇人を超え二〇〇人以下のもの	一・七
二〇〇人を超え二五〇人以下のもの	二・〇
二五〇人を超え三〇〇人以下のもの	二・二
三〇〇人を超え三五〇人以下のもの	二・四
三五〇人を超え四〇〇人以下のもの	二・七
四〇〇人を超え四五〇人以下のもの	二・九
四五〇人を超え五〇〇人以下のもの	三・一
五〇〇人を超え五五〇人以下のもの	三・三
五五〇人を超え六〇〇人以下のもの	三・六
六〇〇人を超え六五〇人以下のもの	三・八
六五〇人を超え七〇〇人以下のもの	四・〇
七〇〇人を超え七五〇人以下のもの	四・三
七五〇人を超え八〇〇人以下のもの	四・五
八〇〇人を超え八五〇人以下のもの	四・七
八五〇人を超え九〇〇人以下のもの	五・〇
九〇〇人を超え九五〇人以下のもの	五・二
九五〇人を超え一、〇〇〇人以下のもの	五・四
一、〇〇〇人を超え一、〇五〇人以下のもの	五・六
一、〇五〇人を超え一、一〇〇人以下のもの	五・九
一、一〇〇人を超え一、一五〇人以下のもの	六・一
一、一五〇人を超え一、二〇〇人以下のもの	六・三
一、二〇〇人を超え一、二五〇人以下のもの	六・六
一、二五〇人を超え一、三〇〇人以下のもの	六・八
一、三〇〇人を超えるもの	七・〇

4 第二項の表において「木橋」とは、前年の四月一日現在において道路法第二十八条に規定する道路台帳に記載されている木橋をいう。

5 市町村道の面積は、次の表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村道の種別		率
路面幅員六・五メートル以上の市町村道(橋梁を除く。以下この表において同じ。)		一・一
路面幅員四・五メートル以上六・五メートル未満の市町村道		〇・七
路面幅員四・五メートル未満の市町村道		一〇・八
橋梁		

6 前項の規定により補正された市町村道の面積は、更に、当該市町村に係る市町村道の面積(前條の規定により算定した市町村道の面積をいう。)を千平方メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分		率
一〇人以下のもの		一・〇
一〇人を超え二〇人以下のもの		一・二
二〇人を超え三〇人以下のもの		一・四
三〇人を超え四〇人以下のもの		一・六
四〇人を超え五〇人以下のもの		一・八
五〇人を超え六〇人以下のもの		二・〇

六〇人を超え七〇人以下のもの	二・一
七〇人を超え八〇人以下のもの	二・三
八〇人を超え九〇人以下のもの	二・五
九〇人を超え一〇〇人以下のもの	二・七
一〇〇人を超え一一〇人以下のもの	二・九
一一〇人を超え一二〇人以下のもの	三・一
一二〇人を超え一三〇人以下のもの	三・二
一三〇人を超え一四〇人以下のもの	三・四
一四〇人を超え一五〇人以下のもの	三・六
一五〇人を超え一六〇人以下のもの	三・八
一六〇人を超え一七〇人以下のもの	四・〇
一七〇人を超え一八〇人以下のもの	四・一
一八〇人を超え一九〇人以下のもの	四・三
一九〇人を超え二〇〇人以下のもの	四・五
二〇〇人を超えるもの	四・七

(一般国道等の延長及び面積の補正)

第九条の十二 第九条の十の規定により算定した一般国道等(法第七十七条の六第二項に規定する一般国道等をいう。以下この条及び次条第四項において同じ。)の延長及び面積は、次項から第五項まで及び次条に規定する方法により補正するものとする。

2 一般国道等の延長は、法第七十七条の六第二項の指定道府県(以下この条及び第九条の十五第四項において「指定道府県」という。)に係る一般国道等の延長(第九条の十の規定により算定した一般国道等の延長をいう。以下この項において同じ。)を千メートルで除して得た数値又は指定市に係る一般国道等の延長を千メートルで除して得た数値で当該指定道府県の人口(当該指定市の人口を除く。第四項において同じ。)又は当該指定市の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の区分	率
一、〇〇〇人以下のもの	一・〇
一、〇〇〇人を超え二、〇〇〇人以下のもの	一・五
二、〇〇〇人を超え三、〇〇〇人以下のもの	一・九
三、〇〇〇人を超え四、〇〇〇人以下のもの	二・三
四、〇〇〇人を超え五、〇〇〇人以下のもの	二・七
五、〇〇〇人を超え六、〇〇〇人以下のもの	三・一
六、〇〇〇人を超え七、〇〇〇人以下のもの	三・六
七、〇〇〇人を超え八、〇〇〇人以下のもの	四・〇
八、〇〇〇人を超え九、〇〇〇人以下のもの	四・四
九、〇〇〇人を超え一〇、〇〇〇人以下のもの	四・八
一〇、〇〇〇人を超え一一、〇〇〇人以下のもの	五・二
一一、〇〇〇人を超え一二、〇〇〇人以下のもの	五・七
一二、〇〇〇人を超え一三、〇〇〇人以下のもの	六・一
一三、〇〇〇人を超え一四、〇〇〇人以下のもの	六・五
一四、〇〇〇人を超えるもの	六・九

3 一般国道等の面積は、次の表の上欄に掲げる一般国道等の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

一般国道等の種別		率
一般国道(橋梁を除く。)	指定区間内の一般国道	〇・七
	指定区間外の一般国道	〇・六
高速自動車国道(橋梁を除く。)	砂利道	〇・六
	舗装道	〇・六
	砂利道	〇・六
	舗装道	〇・六
都道府県道(橋梁を除く。)	砂利道	〇・六
	舗装道	〇・六
橋梁	砂利道	〇・五
	舗装道	四・三

4 前項の規定により補正された一般国道等の面積は、更に、当該指定道府県に係る一般国道等の面積(第九条の十の規定により算定した一般国道等の面積をいう。以下この項において同じ。)を千平方メートルで除して得た数値又は当該指定市に係る一般国道等の面積を千平方メートルで除して得た数値で当該指定道府県の人口又は当該指定市の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の区分	率
五〇人以下のもの	一・〇
五〇人を超え一〇〇人以下のもの	一・二
一〇〇人を超え一五〇人以下のもの	一・四
一五〇人を超え二〇〇人以下のもの	一・六
二〇〇人を超え二五〇人以下のもの	一・八
二五〇人を超え三〇〇人以下のもの	二・〇
三〇〇人を超え三五〇人以下のもの	二・三
三五〇人を超え四〇〇人以下のもの	二・五
四〇〇人を超え四五〇人以下のもの	二・七
四五〇人を超え五〇〇人以下のもの	二・九
五〇〇人を超え五五〇人以下のもの	三・一
五五〇人を超え六〇〇人以下のもの	三・三
六〇〇人を超え六五〇人以下のもの	三・五
六五〇人を超え七〇〇人以下のもの	三・七
七〇〇人を超えるもの	三・九

5 第三項の表において「指定区間」とは、道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間をいう。

(人口の定義等)

第九条の十三 第九条の十一第三項及び第六項並びに前条第二項及び第四項において「人口」とは、前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口をいう。この場合において、第十三条の三の規定による人口が統計法第八条の規定により前年度末までに公表されている国勢調査のうち最近のものによる当該人口をいう。以下この項及び次項において同じ。)を当該市町村の常住人口(当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。)で除して得た率が一・一を超える市町村の第九条の十一第三項及び第六項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口(一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を同項の人口に加えた人口とする。

3 市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は市町村の境界が確定した場合には、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定後の関係市町村について地方自治法施行令第七十七條

第一項の規定に基づき都道府県知事が告示した人口を基礎として同項の規定に準じて当該市町村に係る昼間人口及び常住人口に相当する人口として算定した人口をそれぞれ前項の昼間人口及び常住人口とみなして、同項の規定を適用する。

4 前二条の規定により市町村道又は一般国道等の延長又は面積を補正する場合において、第九条の十一第二項、第五項及び前条第三項の道路の種類ごとの延長若しくは面積の数、これらの項に定める率を乗じた後の数又は第九条の十一第三項、第六項、前条第二項若しくは第四項に定める率を乗じた後の数にメートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。

（環境性能割額の交付額の算定に用いる資料の提出義務）

第九条の十四 市町村長（特別区の区長を含む。）は、道府県知事の定めるところにより、環境性能割額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を当該道府県知事に提出しなければならない。

（交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第九条の十五 道府県は、法第百七十七条の六第一項の規定により市町村に対し環境性能割額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を発見した日以後に到来する交付時期において当該交付すべき額に加算し、又はこれを減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る市町村道の延長又は面積（第九条の十一の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。）に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に交付した環境性能割額に乘じて得た額とする。

（法第百七十七条の六第一項の規定により市町村に対し環境性能割額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を発見した日以後に到来する交付時期において当該交付すべき額に加算し、又はこれを減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る市町村道の延長又は面積（第九条の十一の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。）に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に交付した環境性能割額に乘じて得た額とする。）

2 前項の場合においては、同項の交付時期において各市町村に交付する額は、政令第四十四条の八第二項の規定により当該交付時期に交付すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該交付時期に交付する同条第二項の交付額として算定した各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3 第一項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

4 第一項前段の規定は、指定道府県が法第百七十七条の六第二項の規定により指定市に対し環境性能割額を交付する場合について準用する。

（法第百七十七条の十二に規定する総務省令で定める方法）

第九条の十六 法第百七十七条の十二に規定する総務省令で定める方法は、道府県知事又は地方税共同機構から得た納付情報により納付する方法とする。

（種別割に係る申告書等の様式）

第九条の十七 法第百七十七条の十三第一項の規定により提出すべき申告書又は報告書の様式は、第十六号の四十三様式によるものとする。

（法第百七十七条の十二に規定する総務省令で定める納税義務者）

第九条の十八 法第百七十七条第二項に規定する総務省令で定める納税義務者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると見込まれるものとする。

一 法第百七十九条第二項の条例の施行後五年間に係る当該納税義務者（納税義務者となるべき者を含む。次号において同じ。）に対して課すべき当該道府県法定外普通税の課税標準の合計が、当該期間に係る当該道府県法定外普通税の課税標準の合計の十分の一を超えること。

二 前号の期間のうち、当該納税義務者に対して課すべき当該道府県法定外普通税の課税標準が、当該道府県法定外普通税の課税標準の十分の一を超える年が三年以上あること。

（法第百九十二条第一項第四号の二（一）の剰余金等）

第九条の十九 法第百九十二条第一項第四号の二（一）に規定する総務省令で定める剰余金は、会社計算規則第二十九条第二項第一号に規定する額とする。

2 法第百九十二条第一項第四号の二（一）に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 会社法第百四十七條の規定により資本金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七条第一項第一号に規定する額

二 会社法第百四十八條の規定により準備金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七条第二項第二号に規定する額

3 前項各号に定める額は、会社法第百五十二条の規定により損失の填補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るものとする。

4 法第百九十二条第一項第四号の二（一）に規定する総務省令で定める損失は、会社法第百五十二条の規定により損失の填補に充てた日における会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

第九条の二十 削除

（政令第四十七條の三第二号に規定する総務省令で定める世帯等）

第九条の二十一 政令第四十七條の三第二号に規定する総務省令で定める世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

一 夫、妻及び二人の子からなる世帯であること。

二 借家に居住する世帯であること。

三 収入のない世帯であること。

2 政令第四十七條の三第二号に規定する総務省令で定める率は、次の各号に掲げる生活保護法第八條第一項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分（前年の十二月三十一日における地域の級地区分とする。）に応じ、当該各号に定める率とする。

一 一級地 一・〇

二 二級地 〇・九

三 三級地 〇・八

（法第百三十一条の四第七項、第八項、第九項及び第十一項に規定する総務省令で定める方法）

第九条の二十二 法第百三十一条の四第七項（法第百三十一条の六第二項において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準（第三項において「特別徴収税額通知安全性基準」という。）に従い、地方税共同機構（以下「機構」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられた受信者ファイル（専ら法第百三十一条の四第七項に規定する特定特別徴収義務者の使用の用に供せられるファイルという。）に通知事項（法第百三十一条の四第一項に規定する通知事項をいう。第四項第一号において同じ。）に係る情報（以下この条において「通知情報」という。）を、

当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力して行う方法をいう。

2 前項に規定する方法により通知情報の提供を行う場合には、市町村長は、当該通知情報に電子署名（第二十四条の三十九第五項第一号に規定する電子署名をいう。以下この項、次項及び第十条第四項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（第二十四条の三十九第五項第二号に規定する電子証明書をいう。次項及び第十条第四項において同じ。）を併せてこれを送信しなければならない。

3 法第百三十一条の四第八項（法第百三十一条の六第二項において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、市町村長が、特別徴収税額通知安全性基準に従い、機構の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら

法第三百二十一条の四第八項に規定する特定特別徴収義務者（次項において「特定特別徴収義務者」という。）の使用の用に供せられるファイル（以下「ファイル」という。）に通知情報を、当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力し、及び機構が、当該通知情報を加工し、二次元コード（当該通知情報の内容記録したものであつて、機構の使用に係る電子計算機に送信することにより、当該通知情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものに限る。次項第一号において同じ。）を併せてこれを送信して行う方法をいう。

4 法第三百二十一条の四第九項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法をいう。

一 特定特別徴収義務者が、当該通知事項の提供を受けるべき納税義務者に係る通知事項及び二次元コードを印刷したものを交付して行う方法

二 特定特別徴収義務者が、当該通知情報の提供を受けるべき納税義務者に係る前項の方法により送信すべき通知情報を記録した電磁的記録媒体（法第七百六十二条第一号に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を交付して行う方法

5 法第三百二十一条の四第十一項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める方法は、市町村長が、通知情報を受信者ファイル（専ら法第三百二十一条の四第七項又は第八項に規定する特定特別徴収義務者（以下この項において「特定特別徴収義務者」という。）の使用の用に供せられるファイル（以下「ファイル」という。）に記録した旨を特定特別徴収義務者に対し、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により送信する方法をいう。

（退職等に伴う給与所得に係る特別徴収税額の一括徴収）

第九條の二十三 法第三百二十一条の五第二項ただし書の規定による納税義務者からの申出は、給与の支払を受けないこととなつた日の属する月の末日までにするものとする。

2 法第三百二十一条の五第二項ただし書の規定により給与の支払を受けないこととなつた日の属する月の翌月以降の月割額の全額を徴収されることとなる納税義務者は、当該給与の支払を受けないこととなつた日の属する月の末日までに、同項ただし書の規定する当該年度の初日の属する年の翌年の五月三十一日までに支払を受けるべき給与又は退職手当等の額からそれぞれ徴収されるべき給与所得に係る特別徴収税額について申し出るることができる。

3 法第三百二十一条の五第二項ただし書の規定する当該年度の初日の属する年の翌年の五月三十一日までに支払を受けるべき給与又は退職手当等の額からそれぞれ徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額は、前項の申出があつたときはその申出に係る額とし、その申出がないときは同条第二項ただし書の規定により徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を当該給与又は退職手当等の合計額と当該給与又は退職手当等のそれぞれの額との割合によつてあな分した額とする。

（特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出義務）

第九條の二十四 法第三百二十一条の五第三項に規定する届出書は、同条第二項の事由が発生した日の属する月の翌月の十日までに提出しなければならない。ただし、当該事由が四月二日から五月三十一日までの間に生じた場合における当該事由が生じた者に係る市町村民税を当該年度から新たに特別徴収の方法によつて徴収すべき市町村の長に対する当該届出書の提出は、法第三百二十一条の四第一項後段の規定による通知のあつた日の属する月の翌月の十日までとする。

（市町村の特別徴収の通知）

第九條の二十五 法第三百二十一条の七の五第一項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替へて準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 特別徴収対象年金所得者 当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称及び法人番号
二 年金保険者 前号に掲げる事項のほか、当該特別徴収対象年金所得者の性別、生年月日及び個人番号並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
（市町村と年金保険者との間における通知の方法）

第九條の二十六 法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する年金保険者が市町村長に対して行う通知は、年金保険者（当該年金保険者が政令第四十八條の九の十七第一項各号に掲げる者であ

る場合には、当該各号に定める者）が、法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する規定による年金保険者が通知すべき事項を記録した次条第二十項に規定する記録用の媒体（次項において「光ディスク等」という。）を機構に提供し、機構が、法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する規定により通知を受けるべき市町村長の使用に係る電子計算機に当該通知すべき事項を、機構の使用に係る電子計算機から入力して、当該市町村長に提供する方法により行うものとする。

2 法第三百二十一条の七の十一第二項に規定する年金保険者に対して行う通知は、市町村長が、機構の使用に係る電子計算機に同項に規定する規定により通知すべき事項を、当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力して、機構に提供し、機構が、当該通知すべき事項を記録した光ディスク等を年金保険者（当該年金保険者が政令第四十八條の九の十七第三項各号に掲げる者である場合には、当該各号に定める者）に提供する方法により行うものとする。

3 第一項に定めるもののほか、年金保険者が公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に關し法令に規定する事務の実施のために必要となる通知を市町村長に対して行う場合には、第一項に規定する方法により行うことができる。

4 前三項の規定による通知は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて行うものとする。

5 法第三百二十一条の七の三に規定する総務省令で定める事項は、老齢等年金給付の支払を受けている者の個人番号とする。

（市町村民税に係る申告書等の様式）

第十條 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式（個人の市町村民税に係るものを除く。）によることができないうむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 給与支払報告書	第十七号様式
(二) 公的年金等支払報告書	第十七号の二様式
(三) 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書（法第三百十七條の六第二項の規定によつて提出すべき届出書）	第十八号様式
(四) 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（法第三百二十一条の五第三項の規定によつて提出すべき届出書）	
(五) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第三百二十一条の八第一項の市町村民税の申告書及びこれに係る同条第三十四項の市町村民税の申告書）	第二十号様式 （別表一から別表四の三まで）
(六) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法第八十九條（同法第四百五十五條の五において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第三百二十一条の八第一項の市町村民税の申告書及びこれに係る同条第三十四項の市町村民税の申告書）	第二十号の二様式
(七) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第三百二十一条の八第一項及び第二項の市町村民税の申告書並びにこれらに係る同条第三十四項の市町村民税の申告書）	第二十号の三様式 （第二十号様式別表四の三）
(八) 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（政令第四十八條の十二の二第二項及び第四十八條の十二の三第二項の書類）	第二十号の三の二様式

(九) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第四十八条の十三第三十項並びに第四十八条の十三の第二項及び第五項の書類）	第二十号の四様式
(十) 課税標準の分割に関する明細書（法第三百二十一条の十三第一項の課税標準の分割に関する明細書）	第二十二号の様式
(十一) 均等割申告書（法第三百二十一条の八第三十一項の市町村民税の申告書）	第二十二号の様式

2 市町村内に恒久的施設を有する外国法人（法第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。）の第二十号様式別表一の二及び同様式別表二の五、第二十号の五様式並びに第二十二号の様式の記載については、法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにするものとする。

3 法第三百十七条の六第五項第一号及び第六項第一号に規定する方法により、同条第七項に規定する記載事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供する場合には、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載事項を、法第三百十七条の六第五項に規定する給与支払報告書記載事項の提供をする者又は同条第六項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供をする者の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

4 前項の規定により記載事項の提供を行う者は、当該記載事項に電子署名（当該提供を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ機構を通じて市町村の長に記載事項の提供の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

5 第三項に規定する記載事項の提供は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて行うものとする。

6 電子情報処理組織を使用する方法により申請等（総務大臣が定めるものに限る。以下この条において同じ。）を行う者は、第三項及び第二十四条の三十九の規定にかかわらず、認定特定電子計算機（機構の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて総務大臣の定める基準に適合することにつき機構の認定を受けたものをいう。）に備えられたファイル（以下この項から第八項までにおいて「特定ファイル」という。）に当該申請等に必要な情報（以下この項から第八項までにおいて「申請等情報」という。）を記録し、かつ、機構に対して、当該特定ファイルに記録された当該申請等情報を閲覧し、及び機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与することにより、当該申請等を行うことができる。この場合において、当該申請等については、当該特定ファイルに当該申請等情報が記録された時又は当該権限が付与された時のいずれか遅い時に、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該申請等情報が記録されたものとして、法第三百十七条の六及び第七百四十七条の二の規定を適用する。

7 前項の規定により特定ファイルに申請等情報を記録する場合におけるその記録に関するファイル形式については、総務大臣が定める。

8 第六項の申請等を行う者は、特定ファイルに記録した申請等情報の電磁的記録を同項の権限を付与した状態で総務大臣が定める期間保存しなければならない。

9 第六項の認定を受けようとする者（当該認定に係る電子計算機を管理する者に限る。第十五項において同じ。）は、次に掲げる事項を機構に申請しなければならない。

一 当該認定を受けようとする者の氏名（法人にあつては、名称。以下この条において同じ。）、住所又は居所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この項及び第十七項第一号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。同号において同じ。）

二 当該認定に係る電子計算機の名称

三 当該認定に係る電子計算機が第六項の総務大臣の定める基準に適合することを証する事項

四 その他参考となるべき事項

10 機構は、前項の申請があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、当該申請に係る電子計算機について第六項の認定をし、又は当該申請に係る電子計算機が同項の総務大臣の定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請を却下する。

11 機構は、第六項の認定をした場合において、同項の申請等を行う者の利便性の向上に資すると認めるときは、当該認定をした電子計算機（以下この条において「認定電子計算機」という。）について当該認定を受けた者（以下この条において「認定事業者」という。）の氏名及び住所又は居所、当該認定電子計算機の名称並びに当該認定の日の公表をすることができる。

12 認定事業者は、第九項各号に掲げる事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を機構に届け出なければならない。

13 機構は、前項の届出があつた場合において、第十一項の公表をしている事項に変更が生じたときは、その旨、当該届出による変更後の認定事業者の氏名及び住所又は居所、その変更後の認定電子計算機の名称並びにその変更の日の公表をしなければならない。

14 機構は、第六項の認定をした後、認定電子計算機が同項の総務大臣の定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

15 機構は、第十項又は前項の処分をするときは、第六項の認定を受けようとする者又は認定事業者に対し、その旨を通知する。

16 機構は、第十四項の処分をした場合（第六項の認定につき第十一項の公表をしている場合に限る。）には、その旨、認定事業者であつた者の氏名及び住所又は居所、当該処分に係る認定電子計算機の名称並びに当該処分の日の公表をしなければならない。

17 第六項の規定により同項に規定する申請等を行うものとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ機構に届け出なければならない。

一 当該申請等を行うものとする者の氏名、住所又は居所及び法人番号

二 当該申請等に係る認定電子計算機の名称

三 当該申請等に係る認定電子計算機について認定事業者の氏名及び住所又は居所

四 当該申請等の種別

五 その他参考となるべき事項

18 前項の届出をした者は、同項第二号から第五号までの届出事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を機構に届け出なければならない。

19 法第三百十七条の六第五項第二号又は第六項第二号の規定による記載事項の記録に関する技術基準については、総務大臣が定める。

20 法第三百十七条の六第五項第二号に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスクとする。

21 法第三百十七条の六第六項第三号に規定する総務省令で定める方法は、前条第一項に規定する方法とする。

22 法人（法第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。第十条の二の六において同じ。）が市町村民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第二十二号の四様式による納付書（当該様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（法人の都民税に係る申告書の様式）

第十条の二 法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項の申告書及びこれに係る同条第三十四項の申告書）	様式 第六号様式、第六号様式（その2）又は第六号様式（その3）（別表一から別表四の三まで）
(二) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法第八十九条（同法第四百五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項の申告書及びこれに係る同条第三十四項の申告書）	第六号の二様式
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれらに係る同条第三十四項の申告書）	第六号の三様式、第六号の三様式（その2）又は第六号の三様式（その3）（第六号様式別表四の三）
(四) 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（政令第五十七条の二の規定により準用される政令第四十八条の十二の二第二項及び第四十八条の十二の三第二項の書類）	第七号様式
(五) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第五十七条の二の規定により準用される政令第四十八条の十三第三十項並びに第四十八条の十三の二第四項及び第五項の書類）	第七号の二様式及び第二十号の四様式別表二
(六) 課税標準の分割に関する明細書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の十三第一項の課税標準の分割に関する明細書）	第十号様式
(七) 均等割申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第三十一項の申告書）	第十一号様式

2 特別区の存する区域内に恒久的施設を有する外国法人（法第二十三条第一項第三号ロ及び第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。）の第六号様式別表一の一及び同様式別表二の五、第七号の三様式並びに第十号様式の記載については、法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにするものとする。

3 特別区の存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人が都民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納付する場合を除く。）は、第一条の規定にかかわらず、当該地方団体の徴収金に第十二号の二様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情がある場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（納期の特例に関する承認の申請書）

第十条の二の二 政令第四十八条の九の十第一項（政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。一 政令第四十八条の九の十第一項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

二 法第三百二十一条の五の二第二項（法第三百二十八条の五第三項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする同項に規定する事務所等に係る最近における六月間の月別の給与の支払を受ける者の数及び当該給与の金額並びに臨時に雇用している者がある場合には、その者に係るこれらの内訳

三 当該市町村に係る地方団体の徴収金の滞納又は最近における著しい納付若しくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない事由によるものであるときは、その事由

四 第一号の申請書を提出した日以前一年以内において政令第四十八条の九の十第四項（政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。）の規定による取消しの通知を受けたことの有無

五 その他参考となるべき事項

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の三 政令第四十八条の九の十九第三項の規定による申請書の様式は、第十九号様式とする。

2 政令第四十八条の九の十九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第三百二十一条の七の十三第一項の申立てをしたことを証する書類

二 法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する市町村民税額が、租税特別措置法第四十条の三の三第二項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づき課されたものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 政令第四十八条の九の十九第三項第四号に規定する場合に該当するときには、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（法第三百二十一条の七の十四に規定する国税庁長官の通知）

第十条の二の四 法第三百二十一条の七の十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約（法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する租税条約をいう。次項第一号及び第三項第一号において同じ。）に規定する申立てをした市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号

二 前号の申立てが行われた日

三 第一号の申立てに係る所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第三百二十一条の七の十四第一項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分

四 その他参考となるべき事項

2 法第三百二十一条の七の十四第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号

二 前号の申立てに係る相互協議において政令第四十八条の九の十九第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日

三 その他参考となるべき事項

3 法第三百二十一条の七の十四第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号

二 前号の申立てに係る相互協議において法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する合意が行われた日

三 前号の合意に基づく所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第三百二十一条の七の十四第三項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分

四 その他参考となるべき事項
(納期の特例の要件を欠いた場合の届出書の記載事項)

第十條の二の五 政令第四十八條の九の十一(政令第四十八條の十七において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八條の九の十一に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

二 前号の届出書に係る事務所等の所在地

三 給与の支払を受ける者が常時十人未満でなくなつた事実

四 その他参考となるべき事項

(政令第四十八條の十二の二第一項の割合等)

第十條の二の六 政令第四十八條の十二の二第一項、第四十八條の十二の三第一項、第四十八條の十三第七項及び第二十九項並びに第四十八條の十三の二第二項(同条第三項において準用する場合を含む。第一号イ及び第二号において同じ。)(に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第四十八條の十二の二第一項、第四十八條の十二の三第一項、第四十八條の十三第七項及び第二十九項並びに第四十八條の十三の二第二項の關係市町村に係る場合(ロに該当する場合を除く。)(当該關係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する都に係る場合 当該都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から第三條の二第一号ロに規定する割合を控除した割合

二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第四十八條の十二の二第一項、第四十八條の十二の三第一項、第四十八條の十三第七項及び第二十九項並びに第四十八條の十三の二第二項の關係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

政令第四十八條の十三第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八條の十三第九項の規定の適用を受けようとする内国法人(同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。)(又は外国法人(同条第九項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。)(の名称、事務所又は事業所所在地(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地)及び法人番号並びに代表者の氏名

二 適格分割等(政令第四十八條の十三第九項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。)(に係る分割法人等(同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。)(の名称、事務所又は事業所所在地(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。)(及び法人番号並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 政令第四十八條の十三第九項(同項第二号に係る部分に限る。)(の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額(以下この条において「控除限度超過額」という。)(とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第四十八條の十三第九項(同項第二号に係る部分に限る。)(の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 その他参考となるべき事項

3 政令第四十八條の十三第二十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八條の十三第二十一項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人(同条第二十項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。)(の名称、事務所又は事業所所在地(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地)及び法人番号並びに代表者の氏名

二 適格分割等に係る分割法人等の名称、事務所又は事業所所在地及び法人番号並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 政令第四十八條の十三第二十一項(同項第二号に係る部分に限る。)(の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十三項各号に定める事業年度の同条第二十項に規定する控除未済外国法人税等額(第五項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。)(とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 その他参考となるべき事項

4 前項の規定は、政令第四十八條の十三の二第二項において準用する政令第四十八條の十三第二十六項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「政令」とあるのは「政令第四十八條の十三の二第二項において準用する政令」と、同項第四号中「政令」とあるのは「政令第四十八條の十三の二第二項において準用する政令」と、控除未済外国法人税等額(第五項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。)(とあるのは「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

5 政令第四十八條の十三第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第三百二十一条の八第三十八項の規定による控除をしようとする事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等(以下この条において「外国の法人税等」という。)(の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第四十八條の十三第二項又は第八項 控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

二 政令第四十八條の十三第二十項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

6 政令第四十八條の十三の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 税額控除不足額相当額(法第三百二十一条の八第四十二項(同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)(に規定する税額控除不足額相当額をいう。次号及び次項において同じ。)(の控除に関する事項を記載した書類

二 税額控除不足額相当額に係る過去適用事業年度(法第三百二十一条の八第四十二項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この条において同じ。)(の過去当初申告税額控除額(同項に規定する過去当初申告税額控除額をいう。第八項第二号において同じ。)(及び税額控除額(法第三百二十一条の八第三十九項に規定する税額控除額をいう。次号及び第八項において同じ。)(の控除に関する事項を記載した書類

三 対象前各事業年度(法第三百二十一条の八第四十二項に規定する対象前各事業年度をいう。以下この号及び第八項第三号において同じ。)(において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき同条第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

7 政令第四十八條の十三の二第四項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。ただし、同条第一項において準用する政令第四十八條の十三第二十項の規定に係る部分の金額については、同項に規定する控除未済税額控除不足額相当額に係る事業年度のうち最も古い事

業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第四十二項の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額とする。

一 法第三百二十一条の八第四十二項の規定による控除を受けるべき金額に係る過去適用事業年度の外国の法人税等の額

二 前号の過去適用事業年度における控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

8 政令第四十八条の十三の二第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 税額控除超過額相当額（法第三百二十一条の八第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。次項第一号において同じ。）に規定する税額控除超過額相当額をいう。次号において同じ。）の加算に関する事項を記載した書類

二 税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額及び税額控除額の控除に関する事項を記載した書類

三 対象前各事業年度において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき法第三百二十一条の八第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

9 政令第四十八条の十三の二第五項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 法第三百二十一条の八第四十三項の規定により加算されるべき金額に係る過去適用事業年度の外国の法人税等の額

二 前号の過去適用事業年度における控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第十條の二の七 政令第四十八条の十四の五第三号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議による前号に準ずる内容の契約の締結

2 法第三百二十一条の八第五十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 請求をする法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 請求をする法人の代表者の氏名及び住所又は居所

三 法第三百二十一条の八第五十六項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四 銀行又は郵便局において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地

五 その他参考となるべき事項

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第十條の二の八 法第三百二十一条の八第六十二項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。）を行う内国法人は、同条第六十二項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機から入力して、特定申告を行わなければならない。

2 前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に第二十四条の三十九第五項第一号に規定する電子署名（当該内国法人の代表者があらかじめ機構を通じて市町村長に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該内国法人の役員及び職員に限る。）のものを含む。以下この項において「電子署名」という。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第五項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

3 第一項の規定により特定申告を行う内国法人は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて特定申告を行うものとする。

4 法第三百二十一条の八第六十二項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二百九十八条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク又は磁気ディスクとする。

5 法第三百二十一条の八第六十六項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第六十二項の内国法人が、法人税法第七十五条の五第二項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

6 法第三百二十一条の八第六十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請をする内国法人の名称、事務所、事業所又は寮等所在の市町村及び法人番号

二 代表者の氏名

三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第三百二十一条の八第六十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

四 その他参考となるべき事項

7 法第三百二十一条の八第六十七項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第六十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

8 法第三百二十一条の八第七十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出をする内国法人の名称、事務所、事業所又は寮等所在の市町村及び法人番号

二 代表者の氏名

三 法第三百二十一条の八第六十六項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四 法第三百二十一条の八第七十三項の規定の適用をやめようとする理由

五 その他参考となるべき事項

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十條の二の九 政令第四十八条の十五の三第三項の規定による申請書の様式は、第二十二号の二の様式とする。

2 政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第三百二十一条の十一の二第二項の申立てをしたことを証する書類

二 法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第三十四項又は第六十七条の十八第三十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同法第六十六条の四第二十七項第三号（同法第六十六条の四の三第三十四項又は第六十七条の十八第三十三項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する条約相手国等を

いう。との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。）の対象であることを明らかにする書類

三 政令第四十八条の十五の三第三項第四号に規定する場合に該当するときには、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

第十条の十 削除

（課税標準の分割の基準である従業者の定義）

第十条の十一 法第三百二十一条の十三第二項の従業者とは、第三条の五に規定する従業者をいう。

（政令第四十九条の二第二号の固定資産に係る所有者情報を保有すると思料される者）

第十条の十二 政令第四十九条の二第二号の固定資産に係る所有者情報を保有すると思料される者であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第二号及び第七号に掲げる者については、同条第一号から第四号までに掲げる措置により判明した者に限る。

一 当該固定資産の使用者と思料される者

二 当該固定資産に関し所有権以外の権利を有する者

三 当該固定資産が所在する土地の登記事項証明書の交付の請求及び政令第四十九条の二第一号から第四号までに掲げる措置により判明した当該土地に関し所有権その他の権利を有する者（当該固定資産が土地である場合には、当該土地にある物件の登記事項証明書の交付の請求及び同条第一号から第四号までに掲げる措置により判明した当該物件に関し所有権その他の権利を有する者）

四 当該固定資産が農地である場合には、当該農地が記載されていると思料される農地台帳を備える農業委員会

五 当該固定資産が森林の土地である場合には、当該森林の土地が記載されていると思料される林地台帳を備える市町村の長

六 当該固定資産が所有者の探索について特別の事情を有するものとして総務大臣が定める土地又は家屋である場合には、総務大臣が定める者

七 政令第四十九条の二第三号の登記名義人等又は同条第四号の固定資産の所有者と思料される者が合併以外の事由により解散した法人である場合には、当該法人の清算人又は破産管財人（政令第四十九条の二第三号の登記名義人等が記録されていると思料される書類等）

第十条の十三 政令第四十九条の二第三号の登記名義人等が記録されていると思料される書類であつて総務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 当該登記名義人等が日本国籍を有する個人である場合には、次に掲げる書類

イ 住民基本台帳

ロ 戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票

二 当該登記名義人等が日本国籍を有しない個人である場合には、次に掲げる書類

イ 住民基本台帳

ロ 登録原票（政令第四十九条の二第三号に規定する登録原票をいう。次項第二号ロにおいて同じ。）

三 当該登記名義人等が法人である場合には、次に掲げる書類

イ 法人の登記簿（当該法人が地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体である場合にあっては、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第二十一条第二項に規定する台帳）

ロ 当該法人の代表者（政令第四十九条の二第一号から第四号までの措置により判明した者に限る。次項第三号ロにおいて同じ。）が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票（当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合には、当該法人の清算人又は破産管財人（同条第一号から第四号までの措置により判明した者に限る。次項第三号ロにおいて同じ。）が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票）

2 政令第四十九条の二第四号の固定資産の所有者と思料される者が記録されていると思料される書類であつて総務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 当該固定資産の所有者と思料される者が日本国籍を有する個人である場合には、戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票

二 当該固定資産の所有者と思料される者が日本国籍を有しない個人である場合には、次に掲げる書類

イ 住民基本台帳

ロ 登録原票

三 当該固定資産の所有者と思料される者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ 法人の登記簿

ロ 当該法人の代表者が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票（当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合には、当該法人の清算人又は破産管財人が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票）

（政令第四十九条の二第五号の固定資産の所有者を特定するための措置）

第十条の十四 政令第四十九条の二第五号の固定資産の所有者と思料される個人又は官公署に對してとる所有者を特定するための措置であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるもののいずれかとする。

一 当該個人（未成年者である場合にあっては、その法定代理人を含む。次号において同じ。）に對する書面の送付

二 当該個人への訪問

三 官公署に對する書面の送付その他の措置

（法第三百四十三条第十項の家屋の附帯設備）

第十条の十五 法第三百四十三条第十項に規定する総務省令で定めるものは、木造家屋にあつては外壁仕上、内壁仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上又は建具とし、木造家屋以外の家屋にあつては外周壁骨組、間仕切骨組、外壁仕上、内壁仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上又は建具とする。

（政令第四十九条の四第一項の施設）

第十条の三 政令第四十九条の四第一項に規定する総務省令で定める施設は、取水施設、貯水施設又は浄水施設（以下本条において「取水施設等」という。）の操作、監視その他の管理の用に供する施設で当該取水施設等と同一の構内に所在するものとする。

（政令第四十九条の五第一項の区域）

第十条の四 政令第四十九条の五第一項に規定する総務省令で定める区域は、つくば市の区域、つくばみらい市の区域、川口市の区域、さいたま市の区域、八潮市の区域、市川市の区域、松戸市の区域、流山市の区域、船橋市の区域、八千代市の区域、八王子市の区域、町田市の区域、多摩市の区域、藤沢市の区域、大和市の区域、奈良市の区域、生駒市の区域、東大阪市の区域、豊中市の区域、吹田市の区域、堺市の区域、守口市の区域、門真市の区域、箕面市の区域、川西市の区域及び三田市の区域（都市計画法第七条第二項の市街化区域に限る。）とする。

2 政令第四十九条の五第四項の表第一号に規定する総務省令で定める区域は、守口市の区域及び門真市の区域とする。

（法第三百四十八条第二項第七号の二の地域等）

第十条の五 法第三百四十八条第二項第七号の二に規定する総務省令で定める地域は、自然公園法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十一号）第九条の二第一号に掲げる第一種特別地域とする。

2 法第三百四十八条第二項第七号の二に規定する総務省令で定める土地は、池沼、山林及び原野とする。

（政令第四十九条の九の家屋）

第十条の六 政令第四十九条の九に規定する総務省令で定める家屋は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項又は第六項に規定する営業の用に供される家屋とする。

（政令第四十九条の十二第二項第三号の助産施設）

第十条の七 政令第四十九条の十二第二項第三号に規定する総務省令で定める助産施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十六条に規定する助産施設で、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第三十七条第二項又は第六項の規定による認可の申請又は変更の届出に係る同条第一項第二号に規定する図面において示された分娩室、陣痛室、新生児室、授乳室その他助産に必要な施設及び都道府県知事が認可した定員に係る病室とする。

第十条の七の二 削除

（政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等）

第十条の七の三 政令第四十九条の十五第一項第六号に規定する総務省令で定める者は、社会福祉法第六十八条の二及び第六十九条（それぞれ同法第七十四条の規定が適用される場合を含む。）の規定により都道府県知事に届出をした者で次に掲げる者とする。

一 宗教法人

二 政令第四十九条の十五第二項第二号に規定する事業の実施について都道府県又は指定都市等（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下この号及び第三項において同じ。）から委託を受けたものであることについて都道府県知事又は指定都市等の長が証明したもの

三 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する事業の実施について都道府県又は市町村から委託を受けた者

四 認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族その他の関係者により組織される団体（法人格のない団体を含む。）で営利を目的としない団体であることについて都道府県知事が証明したもの

2 政令第四十九条の十五第二項第二号に規定する総務省令で定める者は、前項第二号に掲げる者とする。

3 政令第四十九条の十五第二項第二号に規定する介助大訓練事業及び聴導大訓練事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、専らこれらの事業の用に供することについて都道府県知事又は指定都市等の長が証明した施設の用に供する固定資産とする。

4 政令第四十九条の十五第二項第三号に規定する総務省令で定める者は、公益社団法人又は公益財団法人とする。

5 政令第四十九条の十五第二項第四号に規定する総務省令で定める者は、第一項第一号に掲げる者とする。

6 政令第四十九条の十五第二項第四号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人で、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の公的医療機関の開設者（都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社及び農業協同組合連合会を除く。）であり、かつ、社会福祉法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業を行うものが事業の用に供する固定資産

二 社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業を実施する者の前事業年度（当該年度に係る賦課期日の属する事業年度（法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この号において同じ。）の前事業年度をいう。次項第二号及び第五号において同じ。）を通じて取扱患者の総延数に対する生活保護法第十五条若しくは第十六条に規定する医療扶助若しくは出産扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により算定された額及び同法第八十五条第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第八十五条の二第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額

の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数の割合（以下この項において「無料又は低額診療患者の割合」という。）が百分の十以上である事業の用に供する固定資産

三 無料又は低額診療患者の割合が百分の五以上百分の十未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額診療患者の割合から百分の五を減じた割合に五を乗じた割合に百分の七十五を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

四 無料又は低額診療患者の割合が百分の二以上百分の五未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額診療患者の割合から百分の二を減じた割合に十五を乗じた割合に百分の三十を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

7 政令第四十九条の十五第二項第五号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人で、医療法第三十一条の公的医療機関の開設者（都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社及び農業協同組合連合会を除く。）であり、かつ、社会福祉法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業を行うものが事業の用に供する固定資産

二 社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業（無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を利用させる事業に限る。）を実施する者の前事業年度を通じて入所者（介護保険法第四十八条第一項第二号に掲げる介護保健施設サービス（以下この号において「介護保健施設サービス」という。）を受けた者に限る。）の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護（介護保健施設サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護保健施設サービスに要したものに限る。）の額及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十九条各号に掲げる費用（介護保健施設サービスに要したものに限る。）の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護保健施設サービスを受けた者の延数の割合（次号及び第四号において「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」という。）が百分の十以上である事業の用に供する固定資産

三 無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合が百分の五以上百分の十未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合から百分の五を減じた割合に五を乗じた割合に百分の七十五を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

四 無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合が百分の二以上百分の五未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合から百分の二を減じた割合に十五を乗じた割合に百分の三十を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

五 社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業（無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院を利用させる事業に限る。）を実施する者の前事業年度を通じて入所者（介護保険法第四十八条第一項第三号に掲げる介護医療院サービス（以下この号において「介護医療院サービス」という。）を受けた者に限る。）の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護（介護医療院サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護医療院サービスを受けた者の延数の割合（次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」という。）が百分の十以上である事業の用に供する固定資産

六 無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合が百分の五以上百分の十未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合から百分の五を減じた割合に五を乗じた割合に百分の七十五を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

七 無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合が百分の二以上百分の五未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合から百分の二を減じた割合に十五を乗じた割合に百分の三十を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

八 政令第四十九条の十五第二項第七号に規定する小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

九 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する総務省令で定める者は、第一項第三号及び第四号に掲げる者（社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる放課後児童健全育成事業にあつては、第一項第三号に掲げる者に限る。）とする。

十 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する障害児通所支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法第六条の二の第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する放課後等デイサービス及び同条第五項に規定する保育所等訪問支援を行う事業の用に供する固定資産とする。

十一 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業及び児童育成支援拠点事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

十二 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、意見表明等支援事業及び子育て世帯訪問支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、託所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

十三 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する病児保育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室、託所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

十四 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、専ら児童福祉法第六条の三第十四項に規定する連絡及び調整等の用に供する固定資産とする。

十五 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する障害児相談支援事業、地域子育て支援拠点事業、親子再統合支援事業、親子関係形成支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、養子縁組あつせん事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、身体障害者の更生相談に応ずる事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

十六 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する社会的養護自立支援拠点事業及び妊産婦等生活援助事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

（政令第五十条の施設）
第十條の七の四 政令第五十条に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設（これらの施設のうち政令第五十条に規定する施設の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。）並びに駐車施設とする。

（政令第五十条の二の一の施設）
第十條の七の五 政令第五十条の二の二に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設（これらの施設のうち法第三百四十八条第二項第十一号の三に規定する病院及び診療所の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。）並びに駐車施設とする。

（政令第五十条の三第一項の施設）
第十條の七の六 政令第五十条の三第一項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設（これらの施設のうち法第三百四十八条第二項第十一号の四に規定する病院及び診療所の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。）並びに駐車施設とする。

（政令第五十条の三の二の施設）
第十條の七の七 政令第五十条の三の二に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

（政令第五十一条第一号の施設）
第十條の七の八 政令第五十一条第二号に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設（これらの施設のうち政令第五十一条第二号イに掲げる施設の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。）並びに駐車施設とする。

（政令第五十一条の二の第二号の宿舍等）
第十條の八 政令第五十一条の二の第二号に規定する総務省令で定める宿舍は、独立行政法人労働者健康安全機構法第十二条第一項第一号の療養施設に係る看護師が使用するものとされている宿舍とする。

二 政令第五十一条の二の第三号に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設（これらの施設のうち独立行政法人労働者健康安全機構法第十二条第一項第一号の療養施設及び同項第七号の納骨堂の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。）並びに駐車施設とする。

（政令第五十一条の二の第三号の施設）
第十條の八の二 政令第五十一条の二の第三号に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

（政令第五十一条の第三号の施設）
第十條の九 政令第五十一条の第三号に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

（政令第五十一条の四第二号の宿舍）
第十條の十 政令第五十一条の四第二号に規定する総務省令で定める宿舍は、第七条の五に規定する宿舍とする。

（政令第五十一条の八の基準）
第十條の十一 政令第五十一条の八第三号に規定する総務省令で定める基準は、寮費その他これに類する入居の対価の金額（食費、光熱水費その他実費徴収として徴収されるべき費用に係る金額を除く。）が、一月当たり三万五千円を超えないこととする。

第十條の十二 削除
（政令第五十一条の十四第一号の固定資産）
第十條の十三 政令第五十一条の十四第一号に規定する総務省令で定める固定資産は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める固定資産とする。

一 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。以下この条において「債務等処理法」という。）第十三条第一項第二号の業務の用に供する固定資産

当該業務の用に供する土地及び家屋で使用されていないもの（次号に掲げるものを除く。）
、鉄道事業の用に供されなくなった車両、軌条、まくら木若しくはコンテナの置場の用に供する土地又は車両の処分の用に直接供する固定資産

二 債務等処理法第十三条第一項第三号の業務の用に供する固定資産 同号に規定する宅地の造成及びこれに関連する施設の整備の用に直接供する作業用固定資産

三 債務等処理法第二十五条の規定により日本貨物鉄道株式会社に無償で貸し付けている固定資産 貨物停車場跡地に存する託所の用に供する家屋

（政令第五十一条の十五の六の基準）
第十條の十三の二 政令第五十一条の十五の六第三号に規定する総務省令で定める基準は、寮費その他これに類する入居の対価の金額（食費、光熱水費その他実費徴収として徴収されるべき費用に係る金額を除く。）が、一月当たり三万五千円を超えないこととする。

（政令第五十一条の十五の十一第一項の証明がされたもの）
第十條の十三の三 政令第五十一条の十五の十一第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものは、同項に規定する洪水吐グート等に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により同項に規定する河川管理者の証明がされたものとする。

（政令第五十一条の十六の市街地の区域）
第十條の十三の四 政令第五十一条の十六に規定する総務省令で定める市街地の区域は、東京都の特別区の存する区域並びに稲城市の区域、府中市の区域、国分寺市の区域、小平市の区域、東村山市の区域、所沢市の区域、さいたま市の区域、川崎市の区域、横浜市の区域及び松戸市の区域（都市計画法第七条第二項の市街化区域に限る。）とする。

(政令第五十一条の十六の二第三号の土地等)

第十条の十三の五

取水施設 貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設の操作、監視その他の管理の用に供する施設で当該取水施設、貯水施設若しくは浄水施設と同一の構内に所在するもの(ダム(ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下本条において同じ。)を除く。以下本項において「取水施設等」という。)の用に供する土地(取水施設等に係る水が当該取水施設等所在の市町村の区域内において供給される場合には、当該取水施設等の用に供する土地のうち当該市町村の区域内における供給に係る部分(当該取水施設等の用に供する土地の面積に当該市町村の区域内において供給される水の量の当該取水施設等に係る水の量に対する割合を乗じて得た面積に係るものとして区分された土地をいう。を除く。))とする。

2 政令第五十一条の十六の二第三号に規定する固定資産で総務省令で定めるものは、水道又は工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産(当該ダムにより貯留されている水が当該ダム所在の市町村の区域内において供給される場合には、当該固定資産のうち当該市町村の区域内における供給に係る部分(当該固定資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道又は工業用水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された固定資産をいう。を除く。))とする。

(政令第五十一条の十六の四第三号の土地等)

第十条の十三の六

政令第五十一条の十六の四第三号に規定する土地で総務省令で定めるものは、取水施設、貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設の操作、監視その他の管理の用に供する施設で当該取水施設、貯水施設若しくは浄水施設と同一の構内に所在するもの(ダム(ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。次項において同じ。))を除く。以下本項において「取水施設等」という。)の用に供する土地(取水施設等に係る水が当該取水施設等所在の市町村の区域内において供給される場合には、当該取水施設等の用に供する土地のうち当該市町村の区域内における供給に係る部分(当該取水施設等の用に供する土地の面積に当該市町村の区域内において供給される水の量の当該取水施設等に係る水の量に対する割合を乗じて得た面積に係るものとして区分された土地をいう。を除く。))とする。

2 政令第五十一条の十六の四第三号に規定する固定資産で総務省令で定めるものは、水道又は工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産(当該ダムにより貯留されている水が当該ダム所在の市町村の区域内において供給される場合には、当該固定資産のうち当該市町村の区域内における供給に係る部分(当該固定資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道又は工業用水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された固定資産をいう。を除く。))とする。

(法第三百四十九条の三第一項ただし書の線路設備)

第十条の十四

法第三百四十九条の三第一項ただし書に規定する総務省令で定める線路設備は、橋りよう、高架橋及び土工(線路築堤及び土留めに限る。)とする。

(政令第五十一条の二第一項の要件)

第十条の十五

政令第五十二条の二第一項に規定する総務省令で定める要件は、株式会社であつて、当該株式会社に出資した同項に規定するガス事業者がその発行済株式の総数の二分の一以上に相当する株式を所有していることとする。

(政令第五十二条の二第三項の機械及び装置等)

政令第五十二条の二の二第三項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。

2 政令第五十二条の二の二第三項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した機械及び装置 次に掲げる金額の合計額

イ 当該機械及び装置の購入の代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械及び装置の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)

ロ 当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した機械及び装置 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時における当該機械及び装置の取得のために通常要する価額

ロ 当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額

(法第三百四十九条の三第四項の船舶)

第十一条の二

法第三百四十九条の三第四項に規定する主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるものは、次に掲げる船舶とする。

一 次に掲げる船舶(以下この項において「総トン数五百トン以上の船舶等」という。)であつて、当該年度の初日の属する年の前年(以下この項において「前年」という。)中の外航就航日数の全就航日数に対する割合(以下この項において「外航就航率」という。)が二分の一を超えるもの

イ 総トン数(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下この項において同じ。)五百トン以上の船舶
ロ 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十六条第一項の規定による許可に係る船舶(次項において「許可に係る船舶」という。)又は漁業の許可及び取締り等に関する省令第四十条の規定による届出をして漁獲物を輸送する船舶(第四号及び次項において「運搬船」という。)であつて総トン数九百トン以上五百トン未満のもの

ハ 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第十九条の四第二項又は第二十条第一項の規定による届出をして旅客を輸送する船舶であつて総トン数五百トン以上五百トン未満のもの
二 前年中の外航就航率が零を超え、二分の一以下である総トン数五百トン以上の船舶等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
イ 前年四年から前々年までのいずれかの年において外航就航率が二分の一を超えていること

ロ 前年中にとん税法(昭和三十二年法律第三十七号)第二条第一項の外国貿易船として特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)第一条第一項に規定する開港に入港した回数が三以上であること

三 前年中の外航就航率が零である総トン数五百トン以上の船舶等であつて、前年四年から前々年までのいずれかの年において外航就航率が二分の一を超え、かつ、外航就航実績のあつた年が、前年四年以前に建造されたものについては前年四年から前々年までに三年以上、前年三年中及び前年二年中に建造されたものについては二年以上あるもの

四 前年中に建造された総トン数五百トン以上の船舶等であつて、次に掲げるもの

イ 総トン数五百トン以上の船舶であつて、総務大臣が当該船舶の構造、資格等からみて主として遠洋区域を航行区域とすると認めるもの

ロ 総トン数九百トン以上五百トン未満の船舶であつて、主として漁業法第三十六条第一項の規定による許可を受けて行う漁業に従事すると認められるもの

ハ 総トン数九百トン以上五百トン未満の運搬船

ニ 総トン数百トン以上五百トン未満の船舶であつて、主として海上運送法第十九条の四第二項又は第二十条第一項の規定による届出をして旅客を輸送していると認められるもの

2 法第三百四十九条の三第四項に規定する外航船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶は、許可に係る船舶、運搬船並びに漁業の許可及び取締り等に関する省令第四十一条の規定による届出をして使用する火船及び魚探船で、総トン数四十五トン以上九百トン未満のものとする。

(法第三百四十九条の三第五項の船舶)

第十一条の三 法第三百四十九条の三第五項に規定するその他の総務省令で定める船舶は、次に掲げるものとする。

一 専ら遊覧の用に供する船舶

二 快遊船

三 遊漁船

四 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）の規定によるモーターボート競走の用に供するモーターボート

（法第三百四十九条の三第七項の航空機）

第十一條の三の二 法第三百四十九条の三第七項に規定する国際路線に就航する航空機のうち総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が百分の八十以上である航空機とする。

2 法第三百四十九条の三第七項に規定する国際路線専用機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線にのみ就航した航空機とする。

3 法第三百四十九条の三第七項に規定する国際路線専用機に準ずるものとして総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が百分の九十五以上である航空機（前項に規定するものを除く。）とする。

（法第三百四十九条の三第八項の路線及び航空機）

第十一條の四 法第三百四十九条の三第八項に規定する総務省令で定める路線は、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域にその全部若しくは一部が含まれる離島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島に所在する空港をその起点、寄航地又は終点とする路線とする。

2 法第三百四十九条の三第八項に規定する総務省令で定める航空機は、その最大離陸重量が七十トン未満のものとする。

3 法第三百四十九条の三第八項に規定する特に地域的な航空運送の用に供する小型の航空機として総務省令で定めるものは、その最大離陸重量が三十トン未満の航空機とする。

（政令第五十二條の三の二の家屋）

第十一條の五 政令第五十二條の三の三に規定する総務省令で定める家屋は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項又は第六項に規定する営業の用に供される家屋とする。

（政令第五十二條の五の二第一項の鉄道施設等）

第十一條の六 政令第五十二條の五の二第一項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、総務大臣が定める路線に係る鉄道施設のうち、次に掲げるものとする。

一 当該路線のうち全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道（以下この項において「新幹線鉄道」という。）の路線以外の路線に係る線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫、詰所又は本州と北海道を連絡するトンネルを維持管理するために必要な貯水槽若しくは排水ポンプ設備その他の機械装置（次号の区間において新幹線鉄道の路線と共用するものを含む。）

二 当該路線のうち新幹線鉄道の路線の前号に規定する路線と共用する区間として総務大臣が定める区間の線路設備、電路設備又は停車場

2 政令第五十二條の五の二第二項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、総務大臣が定める路線に係る線路設備、電路設備、停車場又は変電所とする。

第十一條の七及び第十一條の八 削除

（政令第五十二條の十の五の施設）

第十一條の九 政令第五十二條の十の五第二号ロ及び第三号に規定する金額の定めのあるもので総務省令で定めるものは、宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

（政令第五十二條の十の七第二号の施設）

第十一條の十 政令第五十二條の十の七第二号に規定する総務省令で定める施設は、ショルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機整備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同条第一号の施設に隣接する緑地帯とする。

（政令第五十二條の十の九第二号の施設）

第十一條の十一 政令第五十二條の十の九第二号に規定する総務省令で定める施設は、ショルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機整備品又は航空

機部品の輸送の用に供する道路並びに同条第一号の施設に隣接する緑地帯（都市計画法第七条第三項の市街化調整区域内にあるものに限る。）とする。

（法第三百四十九条の三第二十六項のコンテナ）

第十一條の十二 法第三百四十九条の三第二十六項に規定する総務省令で定めるコンテナは、次の要件に該当するコンテナ（当該要件に該当することについて地方運輸局（運輸監視部を含む。）又はその運輸支局若しくは海事事務所長の証明したものに限る。）とする。

一 その長さが六メートル以上のものであり、かつ、その幅及び高さがいずれも二・四メートル以上のものであること又はその最大積載重量が十八トン以上のものであること。

二 当該年度の初日の属する年の前年中における外国貿易のために使用された日数の全使用日数に対する割合が八十パーセントを超えるものであること。

（政令第五十二條の十の十一の業務）

第十一條の十三 政令第五十二條の十の十一に規定する総務省令で定める業務は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 医療系研究成果展開事業のうち委託開発

二 医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業のうち共同研究のあつせん業務

三 先駆的医薬品・医療機器研究発掘支援事業

四 創薬総合支援事業

（住宅用地が同一の者によつて所有されていない場合における政令第五十二條の十一第二項の規定の適用）

第十二條 専ら人の居住の用に供する家屋又は政令第五十二條の十一第一項の家屋の敷地の用に供されている土地でその一部が住宅用地（法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地をいう。次条第二項において同じ。）であるものが同一の者によつて所有されていない場合においては、当該土地のうちそれぞれの所有者の所有に属する部分の面積を当該土地の総面積で除して得た割合をそれぞれ当該土地に係る政令第五十二條の十一第二項第一号又は第二号に定める土地の面積に乗じて得た面積に相当する土地をもつて、当該それぞれの所有者に係る同項の土地とする。

（法第三百四十九条の三の二第二項第二号に規定する住居の数の認定等）

第十二條の二 法第三百四十九条の三の二第二項第二号に規定する住居の数は、当該住居（政令第五十二條の十二に規定する住居をいう。）が、家屋のうちの人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部である場合には、当該部分の数による。

2 住宅用地でその一部が小規模住宅用地（法第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下本項において同じ。）であるものが同一の者によつて所有されていない場合においては、当該住宅用地のうちそれぞれの所有者の所有に属する部分の面積を当該住宅用地の総面積で除して得た割合をそれぞれ当該住宅用地に係る小規模住宅用地の面積に乗じて得た面積に相当する土地をもつて、当該それぞれの所有者に係る小規模住宅用地とする。

（政令第五十二條の十三第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第十二條の三 政令第五十二條の十三第四項第一号に規定する総務省令で定める面積は、同号イに規定する従前所有者等（以下本条において「従前所有者等」という。）が法第三百四十九条の三の三第一項に規定する震災等（以下本条において「震災等」という。）の発生した日において共有持分を有していた当該規定する被災住宅用地（以下本条において「被災住宅用地」という。）の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令第五十二條の十三第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（以下本条において「相続人等」という。）が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（以下本条において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の全部若

しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる面積

二 政令第五十二条の十三第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が同項第三号又は第五号に掲げる者（以下本条において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の全部等を取付けた場合 同項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取付けた場合における当該被災住宅用地の全部等のうち、同項第三号又は第五号の規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積に係る共有持分の割合に応ずる面積

2 政令第五十二条の十三第四項第一号ロに規定する総務省令で定める面積は、従前所有者等が震災等の発生した日において所有していた被災住宅用地の全部又は一部の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令第五十二条の十三第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部等を取付けた場合 その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる面積

二 政令第五十二条の十三第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取付けた場合 同項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取付けた場合における当該被災住宅用地の全部等のうち、同項第三号又は第五号の規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積に係る共有持分の割合に応ずる面積

3 政令第五十二条の十三第四項第一号ハに規定する総務省令で定める面積は、従前所有者等が震災等の発生した日において共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令第五十二条の十三第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部等を取付けた場合 その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる面積

二 政令第五十二条の十三第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取付けた場合 同項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取付けた場合における当該被災住宅用地の全部等のうち、同項第三号又は第五号の規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積に係る共有持分の割合に応ずる面積

4 政令第五十二条の十三第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうちの人の居住の用に供するため独立的に区画された部分又はその一部であった場合には、当該部分の数による。

（政令第五十二条の十三の二第四項の書類）

第十二条の三の二 政令第五十二条の十三の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 政令第五十二条の十三の二第二項第一号に規定する被災償却資産（以下この条において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災償却資産に代わるものとして法第三百四十九条の三の四の規定の適用を受けようとする償却資産（以下この号及び次号において「代替償却資産」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第十五条の四の二第二項第一号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災償却資産及び当該代替償却資産の所在地を記載した書類並びに当該被災償却資産が震災等（法第三百四十九条の三の三第一項に規定する震災等をいう。以下この号及び第十五条の四の二第二項第一号において同じ。）により被害を受けたことについて当該被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災償却資産が当該震災等により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災償却資産が被災年度（法第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災年度をいう。第十五条の四の二第二項第二号において同じ。）分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災償却資産が存したことを証する書類及び代替償却資産の詳細を明らかにする書類

三 政令第五十二条の十三の二第二項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法第三百四十九条の三の四の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令第五十二条の十三の二第二項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書、同項第三号又は第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（法第三百八十二条の二第二項の閲覧事項）

第十二条の三の三 法第三百八十二条の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、政令第五十二条の十四の表第二号から第四号までの上欄に掲げる者については、同表第一号の上欄に掲げる者の個人番号とする。

（政令第五十二条の十四の表の第四号の者）

第十二条の四 政令第五十二条の十四の表の第四号に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 所有者

二 破産法（平成十六年法律第七十五号）第七十四条の規定により破産管財人に選任された者及び同法第九十一条第二項の規定により保全管理人に選任された者

三 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第三十条第二項の規定により保全管理人に選任された者及び同法第四十二条第一項の規定により管財人に選任された者

四 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十七条第二項の規定により金融整理管財人に選任された者及び同法第二百六条の五第一項の規定による特定管理を命ずる処分があつた場合における預金保険機構

五 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第八十五条第二項の規定により管理人に選任された者

六 保険業法（平成七年法律第五号）第二百四十二条第二項の規定により保険管理人に選任された者

七 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三十二号）第十一条第二項の規定により金融整理管財人に選任された者

八 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第六十四条第二項の規定により管財人に選任された者及び同法第七十九条第二項の規定により保全管理人に選任された者

九 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第三十二条第二項の規定により承認管財人に選任された者及び同法第五十一条第二項の規定により保全管理人に選任された者

（政令第五十二条の十五の表の第三号の者）

第十二条の五 政令第五十二条の十五の表の第三号に規定する総務省令で定める者は、前条各号に掲げる者とする。

（法第三百四十九条の四第三項に規定する基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法）

第十三条 法第三百四十九条の四第三項に規定する廃置分合又は境界変更後存続する市町村の前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、左の各号に定めるところによる。

一 廃置分合によつて二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の基準財政収入額又は基準財政需要額（当該各市町村のうち次項の合併算定替市町村に該当するものについては、同項の規定により算定した基準財政収入額又は基準財政需要額とする。）をそれぞれ合算したもの

二 廃置分合によつて一の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村が前年度の初日に存在したものと仮定した場合において地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の規定に基いて計算した基準財政収入額又は基準財政需要額

三 境界変更によつて区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の基準財政収入額又は基準財政需要額（次項の合併算定替市町村に該当する市町村については、同項の規定により算定した基準財政収入額又は基準財政需要額とする。）に当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が前年度の初日に存在したものと仮定した場合において地方交付税法に基いて計算した基準財政収入額又は基準財政需要額をそれぞれ合算したもの

四 境界変更によつて区域を減じた市町村については、当該境界変更後の当該市町村が前年度の初日に存在したものと仮定した場合において地方交付税法の規定に基いて計算した基準財政収入額又は基準財政需要額

2 法第三百四十九条の四第三項に規定する廃置分合又は境界変更後存続する市町村で前年度の地方交付税の額の算定について他の法律の規定により当該廃置分合又は境界変更前の市町村が前年度の四月一日においてなお従前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定されたもの（以下この項において「合併算定替市町村」という。）の前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、左の各号に定めるところによる。

一 基準財政収入額は、当該合併算定替市町村の基準財政収入額

二 基準財政需要額は、当該合併算定替市町村の基準財政需要額。ただし、当該額が地方交付税の額の算定のため各合併関係市町村（市町村の合併により、その区域の全部又は一部が当該合併算定替市町村の一部となつた市町村をいう。以下同じ。）につき地方交付税法及びこれに基く命令の定めるところにより仮に計算した基準財政需要額の合算額（以下この号において「基準財政需要額の合算額」という。）に満たないときは、当該基準財政需要額の合算額とする。

（法第三百四十九条の四第四項に規定する場合等）

第十三条の二 法第三百四十九条の四第四項に規定する総務省令で定める場合は、同項に規定する錯誤に係る額の全額が、普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第四十六条第一項第一号に規定する発見年度（次項において「発見年度」という。）の基準財政収入額若しくは基準財政需要額に加算され、又はこれから減額される場合とする。

2 法第三百四十九条の四第四項に規定する普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があることが発見された場合には、同項に規定する錯誤に係る額を発見年度の翌年度において、同条第二項又は第三項に規定する前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額若しくは前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額（当該前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額について普通交付税に関する省令第四十六条第一項第二号又は第

三号の規定の適用がある場合にあつては、これらの規定により減額され、又は加算される前の基準財政需要額とする。）に加算し、又はこれから減額するものとする。

（市町村の廃置分合等の場合における関係市町村の人口）

第十三条の三 市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合、所属未定地を市町村の区域に編入した場合又は市町村の境界が確定した場合における法第三百四十九条の四第五項の人口については、地方自治法施行令第百七十七条第一項の規定によつて都道府県知事が告示したものによる。

（固定資産税に係る書類の様式）

第十四条 固定資産税について、次の表の上欄に掲げる書類（その備付けを法第三百八十条第二項の規定により電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項及び第五十五条の五の二において同じ。）の備付けをもつて行う固定資産課税台帳の全部又は一部、法第三百八十一条第九項の規定により同条第八項の別紙の作成を電磁的記録の作成をもつて行つている場合における同項の規定によるみなす土地補充課税台帳、その備付けを法第三百八十七条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行う土地名寄帳又は家屋名寄帳及びその作成を法第四百十五條第二項又は第四百十九條第五項の規定により電磁的記録の作成をもつて行う土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿（次項において「電磁的記録による書類」という。）を除く。）の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類		様式
（一）	法第三百四十九条の四第六項の規定による通知書	第二十三号様式
（二）	土地課税台帳及び土地補充課税台帳	第二十四号様式
（三）	家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳	第二十五号様式
（三の二）	課税説明書	第二十五号の二様式
（三の三）	法第三百六十四条第七項（法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による納税通知書	第二十五号の三様式
（四）	償却資産課税台帳及び法第三百八十三条（法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて市町村長（同項において法第三百八十三条を準用する場合にあつては、道府県知事）に提出すべき償却資産に係る申告書	第二十六号様式
（五）	法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳	第二十七号様式
（六）	土地名寄帳	第二十八号様式
（七）	家屋名寄帳	第二十九号様式
（八）	法第三百九十四条の規定によつて道府県知事又は総務大臣に提出すべき固定資産に係る申告書	第三十号様式
（九）	評価調査	
土地に係るもの		第三十一号様式
家屋に係るもの		第三十二号様式
償却資産に係るもの		第三十三号様式
（十）	土地価格等縦覧帳簿	第三十三号の二様式
（十一）	家屋価格等縦覧帳簿	第三十三号の三様式

2 前項の表の上欄に掲げる書類のうち電磁的記録による書類は、当該電磁的記録による書類に記録されている事項を記載した書類をそれぞれ同表の下欄に掲げる様式に準じて調製できるものでなければならぬ。

（法第三百四十九条の四第八項の規定による通知書）

第十五条 法第三百四十九条の四第八項の規定によつて総務大臣が道府県知事に対してする通知には、法第三百八十九条第一項、第三百九十三条第一項又は第四百十七條第二項の規定による市町村長及び所有者に対する通知に記載する事項の外、償却資産の価額の合計額、償却資産所在地の

市町村の人口及び当該市町村に係る法第三百四十九条の四第一項の表の下欄の金額を記載しなければならぬ。

(法第三百四十九条の五第四項に規定する新設大規模償却資産等に係る課税標準額の計算方法)

第十五条の二 法第三百四十九条の五第四項の規定によつて新設大規模償却資産(以下本条において「新設資産」という。)又は新設資産以外の大規模の償却資産(以下本条において「在来資産」という。)について課税定額を増額するための計算方法は、当該課税定額に次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号の算式により計算した額を加算して行うものとする。

一 第一次新設大規模償却資産(以下本条において「第一次資産」という。)と第二次新設大規模償却資産(以下本条において「第二次資産」という。)とがある場合における第二次資産については(イ)の算式、第一次資産については(ロ)の算式

(イ) (基準財政需要額 $\times$ (200/100) - (基準財政収入額 - 大規模資産の税収入見込額 + (大規模資産の課税定額 $\times$ 大規模資産の個数) $\times$ (1.4/100) $\times$ (75/100)) $\times$ (100/75) $\times$ (100/1.4)

(ロ) (基準財政需要額 $\times$ (220/100) - (基準財政収入額 - 大規模資産の税収入見込額 + (第二次資産の課税標準額 + 大規模資産の課税定額 $\times$ 第二次資産の個数) $\times$ (1.4/100) $\times$ (75/100)) $\times$ (100/75) $\times$ (100/1.4)

二 第一次資産と第三次新設大規模償却資産(以下本条において「第三次資産」という。)とがある場合における第三次資産については(イ)の算式、第一次資産については(ロ)の算式

(イ) (基準財政需要額 $\times$ (180/100) - (基準財政収入額 - 大規模資産の税収入見込額 + (大規模資産の課税定額 $\times$ 大規模資産の個数) $\times$ (1.4/100) $\times$ (75/100)) $\times$ (100/75) $\times$ (100/1.4)

(ロ) (基準財政需要額 $\times$ (220/100) - (基準財政収入額 - 大規模資産の税収入見込額 + (第三次資産の課税標準額 + 大規模資産の課税定額 $\times$ 第一次資産の個数) $\times$ (1.4/100) $\times$ (75/100)) $\times$ (100/75) $\times$ (100/1.4)

三 第二次資産と第三次資産とがある場合における第三次資産については(イ)の算式、第二次資産については(ロ)の算式

(イ) (基準財政需要額 $\times$ (180/100) - (基準財政収入額 - 大規模資産の税収入見込額 + (大規模資産の課税定額 $\times$ 大規模資産の個数) $\times$ (1.4/100) $\times$ (75/100)) $\times$ (100/75) $\times$ (100/1.4)

(ロ) (基準財政需要額 $\times$ (200/100) - (基準財政収入額 - 大規模資産の税収入見込額 + (第三次資産の課税標準額 + 大規模資産の課税定額 $\times$ 第二次資産の個数) $\times$ (1.4/100) $\times$ (75/100)) $\times$ (100/75) $\times$ (100/1.4)

四 第一次資産、第二次資産及び第三次資産がある場合における第三次資産については(イ)の算式、第二次資産については(ロ)の算式、第一次資産については(ハ)の算式

(イ) (基準財政需要額 $\times$ (180/100) - (基準財政収入額 - 大規模資産の税収入見込額 + (大規模資産の課税定額 $\times$ 大規模資産の個数) $\times$ (1.4/100) $\times$ (75/100)) $\times$ (100/75) $\times$ (100/1.4)

(ロ) (基準財政需要額 $\times$ (200/100) - (基準財政収入額 - 大規模資産の税収入見込額 + (第三次資産の課税標準額 + 大規模資産の課税定額 $\times$ 第二次資産及び第一次資産の個数) $\times$ (1.4/100) $\times$ (75/100)) $\times$ (100/75) $\times$ (100/1.4)

(ハ) (基準財政需要額 $\times$ (220/100) - (基準財政収入額 - 大規模資産の税収入見込額 + (第三次資産及び第二次資産の課税標準額 + 大規模資産の課税定額 $\times$ 第一次資産の個数) $\times$ (1.4/100) $\times$ (75/100)) $\times$ (100/75) $\times$ (100/1.4)

五 新設資産と在来資産とがある場合における在来資産については(イ)の算式、新設資産については(ロ)の算式

(イ) (基準財政需要額 $\times$ (160/100) - (基準財政収入額 - 大規模資産の税収入見込額 + (大規模資産の課税定額 $\times$ 大規模資産の個数) $\times$ (1.4/100) $\times$ (75/100)) $\times$ (100/75) $\times$ (100/1.4)

(ロ) (基準財政需要額 $\times$ (180/100) - (基準財政収入額 - 大規模資産の税収入見込額 + (在来資産の課税標準額 + 大規模資産の課税定額 $\times$ 新設資産の個数) $\times$ (1.4/100) $\times$ (75/100)) $\times$ (100/75) $\times$ (100/1.4)

六 第一次資産、第二次資産又は第三次資産のいずれか二以上と在来資産とがある場合における在来資産については(イ)の算式、第三次資産については(ロ)の算式、第三次資産と第二次資産とがあるときは又は第一次資産、第二次資産及び第三次資産があるときの第二次資産については(ハ)の算式、第一次資産と第二次資産とがあるときは(ニ)の算式、第三次資産及び第二次資産のうちいずれか一の新設資産と第一次資産とがあるときは又は第一次資産、第二次資産及び第三次資産があるときの第一次資産については(ホ)の算式

(イ) (基準財政需要額 $\times$ (160/100) - (基準財政収入額 - 大規模資産の税収入見込額 + (大規模資産の課税定額 $\times$ 大規模資産の個数) $\times$ (1.4/100) $\times$ (75/100)) $\times$ (100/75) $\times$ (100/1.4)

(ロ) (基準財政需要額 $\times$ (180/100) - (基準財政収入額 - 大規模資産の税収入見込額 + (在来資産の課税標準額 + 大規模資産の課税定額 $\times$ 新設資産の個数) $\times$ (1.4/100) $\times$ (75/100)) $\times$ (100/75) $\times$ (100/1.4)

(ハ) (基準財政需要額 $\times$ (200/100) - (基準財政収入額 - 大規模資産の税収入見込額 + (在来資産及び第三次資産の課税標準額 + 大規模資産の課税定額 $\times$ 第三次資産以外の新設資産の個数) $\times$ (1.4/100) $\times$ (75/100)) $\times$ (100/75) $\times$ (100/1.4)

(ニ) (基準財政需要額 $\times$ (220/100) - (基準財政収入額 - 大規模資産の税収入見込額 + (在来資産の課税標準額 + 大規模資産の課税定額 $\times$ 新設資産の個数) $\times$ (1.4/100) $\times$ (75/100)) $\times$ (100/75) $\times$ (100/1.4)

(ホ) (基準財政需要額 $\times$ (220/100) - (基準財政収入額 - 大規模資産の税収入見込額 + (在来資産及び第一次資産以外の新設資産の課税標準額 + 大規模資産の課税定額 $\times$ 第一次資産の個数) $\times$ (1.4/100) $\times$ (75/100)) $\times$ (100/75) $\times$ (100/1.4)

2 前項の規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 基準財政需要額 前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額をいう。

二 基準財政収入額 前年度又は地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額をいう。

三 大規模資産 在来資産又は新設資産をいう。

四 大規模資産の税収入見込額 第二号の基準財政収入額に算入された大規模資産に係る固定資産税の税収入見込額(地方交付税法第十四条第二項の基準税率をもつて算定した税収入見込額をいう)をいう。

五 課税標準額 法第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五の規定によつて大規模資産の所在する市町村が課することのできる固定資産税の課税標準となるべき額をいう。

六 課税定額 法第三百四十九条の四第一項の表の上欄に掲げる市町村に係る同表の下欄に掲げる金額(人口三十万人以上の市町村にあつては、大規模資産の価額の十分の四の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額を超えるときは、当該大規模資産の価額の十分の四の額)をいう。

(法第三百五十二条第一項の割合の補正等)

第十五条の三 法第三百五十二条第一項に規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

- 2 第七条の第三第二項及び第三項の規定は、法第三百五十二條第一項に規定する建物の区分所有等に関する法律第十四條第一項から第三項までの規定の例により算定した同法第二條第三項に規定する専有部分（以下この条から第十五条の四までにおいて「専有部分」という。）の床面積の割合の補正について準用する。
- 3 前項の補正は、当該家屋の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律第二條第二項に規定する区分所有者をいう。次条において同じ。）の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に応じて協議して定めた補正の方法を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該家屋に係る不動産取得税について第七条の第三第四項の規定により道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。
- （法第三百五十二條第二項の割合の補正等）
- 第十五条の三の二 法第三百五十二條第二項に規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。
- 2 第七条の第三第二項及び第三項の規定は、法第三百五十二條第二項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合の補正について準用する。
- 3 法第三百五十二條第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより補正した専有部分の床面積は、同項に規定する居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計から同項第二号に規定する専有部分の床面積の合計を控除して得た床面積に、次の算式により計算した同項第一号に規定する人の居住の用に供する専有部分に係る数値を当該居住用超高層建築物における全ての人の居住の用に供する専有部分に係る当該数値の合計で除した数値を乗じたものとする。
- 人の居住の用に供する専有部分の床面積 $\times (100 + (10 / 39) \times (\text{人の居住の用に供する専有部分が所在する階} - 1))$
- 4 第二項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に応じて協議して定めた補正の方法を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該居住用超高層建築物に係る不動産取得税について第七条の第三の二第四項の規定により道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。
- 5 第三項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法（当該補正を行わないこととするものを含む。）を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該居住用超高層建築物に係る不動産取得税について第七条の第三の二第五項の規定により道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。
- （法第三百五十二條の二第一項に規定する総務省令で定める場合等）
- 第十五条の四 法第三百五十二條の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 法第三百五十二條の二第一項に規定する共用土地で同項各号に掲げる要件を満たすもの（以下本項から第四項までにおいて「特定共用土地」という。）が住宅用地（法第三百四十九條の三の二第一項に規定する住宅用地をいう。以下本項において同じ。）である部分及び住宅用地以外の土地である部分を併せ有する土地である場合
- 二 特定共用土地が小規模住宅用地（法第三百四十九條の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下本項、次項及び第四項において同じ。）である部分及び小規模住宅用地以外の

住宅用地（次項及び第四項において「一般住宅用地」という。）である部分	
2 特定共用土地の面積が当該特定共用土地に係る家屋の床面積の十倍の面積以下である場合には、当該特定共用土地に係る次の表の上欄に掲げる共用土地納税義務者（同項に規定する共用土地納税義務者をいう。以下本項及び次項において同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。	
共用土地納税義務者の区分	算式
一 その全部が人の居住の用に供される専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六條第二項に規定する別荘をいう。第三号及び第六項において同じ。）の用に供されるものを除く。次号において同じ。）を所有する各共用土地納税義務者で当該特定共用土地の面積に当該持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、二百平方メートルに法第三百四十九條の三の二第二項第二号に規定する住居の数に乗じて得た面積とする。次号及び次項において同じ。）以下となる持分を有するもの	$(1/A) \times (B \times C) / D$ （算式の符号） A 当該特定共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該特定共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 C 当該特定共用土地の面積 D 当該特定共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積
二 その全部が人の居住の用に供される専有部分を所有する各共用土地納税義務者で当該特定共用土地の面積に当該持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる持分を有するもの	$(1/A) \times (B \times C) / D$ （算式の符号） A 当該特定共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該特定共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 C 200平方メートル（当該専有部分が2以上の部分に独立的に区画されている場合には、200平方メートルに法第三百四十九條の三の二第二項第二号に規定する住居の数に乗じて得た面積とする。） D 前号に掲げる各共用土地納税義務者が所有する専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されている専有部分を所有する各共用土地納税義務者にあつては、その所有する専有部分の数に法第349條の3の2第2項第2号に規定する住居の

[illegible]

第三項		当該特定共用土地に係る区分所有に係る家屋の床面積の 十倍の面積
5	法第三百五十二条の二第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 法第三百五十二条の二第三項に規定する被災共用土地（以下本項から第九項までにおいて「被災共用土地」という。）が法第三百四十九条の三の第三項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下本項において「住宅用地」とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地である部分を併せ有する土地である場合	
	二 被災共用土地が法第三百四十九条の三の第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の第二項の規定の適用を受ける土地（以下本号及び次項において「小規模みなし住宅用地」という。）である部分及び小規模みなし住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（次項において「一般みなし住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合	
6	被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法第三百五十二条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。次項及び第九項において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下本項から第八項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。	
被災共用土地納税義務者の区分		算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者		(1/A) × (B × C) / D (算式の符号)
イ 被災年度（法第三百四十九条の三の第一項に規定する被災年度をいう。以下本項及び次項において同じ。）に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘の用に供されていたものを除く。以下本号及び次号において同じ。）を震災等（法第三百四十九条の三の第一項に規定する震災等をいう。以下本項から第八項までにおいて同じ。）の発生した日において所有していた者（以下本項において「特例対象者」という。）で当該被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（震災等の発生した日の翌日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下本項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの		A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模みなし住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 C 当該被災共用土地の面積 D 当該被災共用土地に係る小規模みなし住宅用地である部分の面積
の者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとする。次号において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの		
二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者		
イ 特例対象者で被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（震災等の発生した日の翌日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの		
ロ 相続人等で被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの		
イ (1/A) × (B × (C + (200平方メートル × D - E × F) × (E × G - C) / (E × H - 200平方メートル × I)) / J) + K × (E × G - C - (200平方メートル × D - E × F) × (E × G - C) / (E × H - 200平方メートル × I)) / L) × (1/G) ロ (1/A) × (B × E) / J J × E × (F + H) である場合にあつてはイの算式を用い、J × E × (F + H) である場合にあつてはロの算式を用いる。 (算式の符号)		A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模みなし住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 C 200平方メートル（前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（Dにおいて「専有部分の従前所有者」という。）が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数（D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。）を乗じて得た面積とする。） D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの E 当該被災共用土地の面積 F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日における当該被災共

三 次に掲げる被災共用土地納税義務者 イ 被災年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者 ロ 震災等の発生した日の翌日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）	
（A）（B＋C）／（A×D） A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額 B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの C 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの D 本号に掲げる各被災共用土地納税義務者の被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの	用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの G 本号に掲げる各被災共用土地納税義務者の被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合 H 本号に掲げる各被災共用土地納税義務者の被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの I 本号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下Iにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの J 当該被災共用土地に係る小規模みなし住宅用地である部分の面積 K 当該被災共用土地に係る一般みなし住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 L 当該被災共用土地に係る一般みなし住宅用地である部分の面積

7 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で被災年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下本項において「併用専有部分」という。）を震災等の発生した日において所有していた者（以下本項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令第五十二条の十三第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が震災等の発生した日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下本項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下本項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下本項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとする。以下本項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下本項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乘じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乘ずるべき数値とする。 算式 $R \times K + W \times (1 - K)$ （算式の符号） R 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値 W 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値 K 居住割合 8 第六項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が震災等の発生した日の翌日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令第五十二条の十三第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下本項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同表の第三号に掲げる各被災共用土地の面積に適用する。 9 前三項の規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法第三百五十二条の二第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

項の表の 第二号の	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る一般みなし住宅用地	特定仮換地等に係る一般みなし住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非みなし住宅用地	特定仮換地等に係る非みなし住宅用地
第九項の表の第七項の項	被災共用土地の面積 被災共用土地に係る被災区分所有家屋 被災共用土地に係る被災区分所有家屋 被災共用土地に係る被災区分所有家屋 被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等の面積 特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋 特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋 特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋 特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋

（政令第五十二條の十三の三第三項の床面積の算定等）

第十五條の四の二 政令第五十二條の十三の三第三項の規定の適用について、同項中被災家屋（同條第一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同條第三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

2 政令第五十二條の十三の三第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋に代わるものとして法第三百五十二條の三の規定の適用を受けようとする家屋（以下この号及び次号において「代替家屋」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋及び当該代替家屋の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋が震災等により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋が当該震災等により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災家屋が被災年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋が存したことを証する書類及び代替家屋の詳細を明らかにする書類

三 政令第五十二條の十三の三第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法第三百五十二條の三の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（法第三百六十四條第五項に規定する総務省令で定める償却資産）

第十五條の五 法第三百六十四條第五項に規定する移動性償却資産又は可動性償却資産で総務省令で定めるものは、第十五條の六第一項の規定によつて総務大臣が指定する船舶とする。

（固定資産課税台帳の備付けを電磁的記録の備付けをもつて行う場合に講ずべき措置等）

第十五條の五の二 市町村は、法第三百八十条第二項の規定により固定資産課税台帳の全部又は一部の備付けを電磁的記録の備付けをもつて行う場合においては、当該固定資産課税台帳に記録をされている事項がその市町村の固定資産税に関する事務に従事している者以外の者に知られること及び当該固定資産課税台帳が滅失し又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 市町村は、法第三百八十一条第九項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添付する別紙の作成を電磁的記録の作成をもつて行う場合においては、当該別紙に記録をされている事

項がその市町村の固定資産税に関する事務に従事している者以外の者に知られること及び当該別紙が滅失し又はき損すること防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 市町村は、法第三百八十七条第二項の規定により土地名寄帳又は家屋名寄帳の備付けを電磁的記録の備付けをもつて行う場合においては、当該土地名寄帳又は家屋名寄帳に記録をされている事項がその市町村の固定資産税に関する事務に従事している者以外の者に知られること及び当該土地名寄帳又は家屋名寄帳が滅失し又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

4 市町村は、法第四百十五條第二項又は第四百十九條第五項の規定により土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成を電磁的記録の作成をもつて行う場合においては、当該土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿に記録をされている事項がその市町村の固定資産税に関する事務に従事している者以外の者に知られること及び当該土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿が滅失し又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(法第三百八十二條第二項において準用する同条第一項の規定事項)

第十五条の五の三 法第三百八十二條第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 土地の表示に関する登記をした場合 不動産登記法（平成十六年法律第二百三十三号）第十四条第一項の地図若しくは同条第四項の地図に準ずる図面又は不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第二号に規定する土地所在図若しくは同条第三号に規定する地積測量図

二 建物の表示に関する登記をした場合 不動産登記令第二条第五号に規定する建物図面又は同条第六号に規定する各階平面図

三 不動産登記法第百十九條第六項の申出をした者の住所が記録されている登記簿の表題部について土地又は建物の表示に関する登記をした場合 当該住所に係る不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百二條の十に規定する公示用住所（第十五條の五の五から第十五條の五の八までにおいて「公示用住所」という。）

第十五条の五の四 法第三百八十二條第二項第二号に規定する総務省令で定める者は、登記簿の表題部に記録した所有者であつた者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人であつた者とする。

(法第三百八十二條第二項第三号の総務省令で定める場合)

第十五条の五の五 法第三百八十二條第三号に規定する総務省令で定める場合は、公示用住所（登記簿の表題部に記録した所有者若しくは所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人又は前条に規定する者（次条において「登記名義人等」という。）に係るものに限る。以下この条において同じ。）について不動産登記規則第二百二條の十五第一項の規定による撤回又は同令第二百二條の十六第一項の規定による申出があつたことその他の事由により同令第二百二條の二第一項に規定する公示用住所管理ファイル（以下この条から第十五條の五の八までにおいて「公示用住所管理ファイル」という。）に公示用住所若しくは公示用住所の変更が記録され、又は公示用住所管理ファイルから公示用住所が削除された場合とする。

(法第三百八十二條第二項において準用する同条第一項の規定事項)

第十五条の五の六 法第三百八十二條第二項（第一号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、同号の登記又は登記の抹消に係る権利の登記名義人等の公示用住所とする。

2 法第三百八十二條第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、登記名義人等の公示用住所（公示用住所管理ファイルから公示用住所が削除された場合にあつては、その旨）とする。

第十五条の五の七 法第三百八十二條の二第二項ただし書及び第三百八十二條の三ただし書の総務省令で定める措置する総務省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかとする。

一 住所の削除

二 住所に代わるものとして市町村長が適当と認める事項の記載

三 前二号に掲げるもののほか、市町村長が適当と認める措置

(法第三百八十二條の四の総務省令で定めるもの等)

第十五条の五の八 法第三百八十二條の四に規定する総務省令で定めるものは、不動産登記法第百十九條第六項の申出がされた土地又は家屋に係る当該申出をした者の登記簿上の住所とする。

2 法第三百八十二條の四に規定する総務省令で定める場合は、法第三百八十二條第二項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項の規定により公示用住所が通知された場合（法第三百八十二條第二項（第三号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項の規定により公示用住所管理ファイルから当該公示用住所が削除された旨が通知された場合を除く。）とする。

3 法第三百八十二條の四の閲覧及び交付は、不動産登記法第百十九條第六項の申出をした者又はその相続人から求めがあつた場合には、固定資産課税台帳若しくは土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に当該者の登記簿上の住所を記載したものを閲覧に供し、又は法第三百八十二條の三に規定する証明書に当該住所を記載したものを交付することにより行うものとする。

4 法第三百八十二條の四に規定する住所に代わるものとして総務省令で定める事項は、当該住所に係る公示用住所とする。

第十五条の六 法第三百八十九條第一項の規定によつて総務大臣がする固定資産の指定等（法第三百八十九條第一項の規定によつて総務大臣が指定する償却資産は、船舶、車両その他総務大臣が必要と認めるものとする。）

2 市町村長は、移動性償却資産若しくは可動性償却資産で当該市町村を含む二以上の市町村にわたつて使用されるもの又は鉄道、軌道、発電、送電、配電若しくは電気通信の用に供する償却資産若しくは二以上の市町村にわたつて所在する償却資産で、その全体を一の償却資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもので当該市町村を含む二以上の市町村にわたつて使用されるものについて、翌年度分の固定資産税に係る当該償却資産の価格の配分を受けようとする場合においては、当該配分について所有者の住所及び氏名又は名称その他必要と認める事項を記載した申請書を道府県知事を経由して十月三十一日までに総務大臣に提出してその指定を求めることができる。

3 前項の申請書を受け取つた道府県知事は、遅滞なく、意見書を添えて、これを総務大臣に送付しなければならない。

4 総務大臣は、法第三百八十九條第一項各号の規定による指定をした場合においては、その旨を官報によつて告示するものとする。

(法第三百九十三條第二項の情報通信の技術を利用する方法)

第十五条の六の二 法第三百九十三條第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイル）をいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその通知すべき事項に係る情報を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法とする。

(法第三百九十六條の二第四項の場合等)

第十五条の六の三 法第三百九十六條の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五條の税務代理権限証書（次項において「税務代理権限証書」という。）に、法第三百九十六條の二第一項に規定する納税義務者への調査の通知は税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

2 法第三百九十六条の二第五項に規定する総務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

(法第四百七条第五号の者)

第十五条の六の四 法第四百七条第五号に規定する総務省令で定める者は、精神の機能の障害により固定資産評価員の職務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(法第四百十条第二項に規定する地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面)

第十五条の六の五 法第四百十条第二項の規定により一般の閲覧に供しなければならないものとされる地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面には、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める事項を図面により表示するものとする。

一 法第三百八十八条第一項の規定に基づく固定資産評価基準(昭和三十八年自治省告示第百五十八号。以下本号及び次号において「固定資産評価基準」という。)第1章第3節に規定する市街地宅地評価法が適用される地域 当該地域に係る標準宅地(固定資産評価基準第1章第3節二(一)2の規定により選定された標準宅地をいう。)の位置及び街路ごとの路線価(固定資産評価基準第1章第3節二(一)3の規定により付設された路線価に固定資産評価基準第1章第3節三の規定により算定された評点一点当たりの価額(次号において「評点一点当たりの価額」という。)を乗じたものをいう。)

二 固定資産評価基準第1章第3節に規定するその他の宅地評価法が適用される地域 当該地域に係る標準宅地(固定資産評価基準第1章第3節二(一)3の規定により選定された標準宅地をいう。)の位置及び単位地積当たりの価格(固定資産評価基準第1章第3節二(一)4の規定により付設された評点数を当該標準宅地の地積で除したものに評点一点当たりの価額を乗じたものをいう。)

(法第四百十八条の概要調書等)

第十五条の七 法第四百十八条、第四百二十一条第二項及び第七百四十三条第三項の概要調書は、納税義務者の数、決定価格及び課税標準額の総額、課税標準の特例措置に関する事項その他必要な事項に関して、総務大臣の定める様式により作成するものとする。

(法第四百四十二条第九号のエネルギー消費効率)

第十五条の八 法第四百四十二条第九号に規定するエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準に定める基準エネルギー消費効率

(法第四百四十六条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第十五条の九 法第四百四十六条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスをを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条及び第十五条の十一において「自動車検査証」という。)において燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされているもの(可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。)とする。

2 法第四百四十六条第一項第二号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を

定める告示(以下この条及び第十五条の十一において「細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号の基準とする。

3 法第四百四十六条第一項第二号ロに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第五百二十八号)による改正前の細目告示(以下この条及び第十五条の十一において「旧細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(以下この条において「適用関係告示」という。)第二十八条第百三十三項の基準とする。

4 法第四百四十六条第一項第二号ロに規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(一)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定(以下この条及び第十五条の十一において「低排出ガス車認定」という。)を受けた軽自動車とする。

5 法第四百四十六条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準(法第四百四十六条第一項第三号イ(一)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。第八項第一号及び第十五条の十一において同じ。)に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(一)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準(法第四百四十六条第一項第三号イ(一)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。第八項第一号及び第十五条の十一において同じ。)に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(一)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(次号及び第八項第二号において「燃費評価実施要領」という。)第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル(第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。)が八十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル(第十五条の十一第一項第三号及び第三項第三号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。)が百以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法第四百四十六条第一項第三号イ(一)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準とする。

7 法第四百四十六条第一項第三号イ(一)(ii)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第八項の基準とする。

8 法第四百四十六条第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

第五項第三号	次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。 イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（４）の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。 ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（４）の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。 二 燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第四項第二号において「令和四年度燃費基準達成レベル」という。）が百五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。 九 法第四百四十六條第二項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（以下この条において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第一項第三号に掲げる方法とする。 十 法第四百四十六條第二項に規定する令和四年度基準エネルギー消費効率及び令和二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。 十一 法第四百四十六條第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。 十二 法第四百四十六條第二項において準用する同条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第五項及び第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		第五項第二号
	第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が八十以上であること及び	第三条に規定する十・十五モード燃費値（次号及び第八項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率（次号及び第八項第二号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百七十三を乗じて得た数値以上であること並びに	
その旨		その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第二号及び第三号に掲げる方法（次号及び第八項第二号において「ＪＣＯハモード法及びW L T Cモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	第五項第一号
燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第三号及び第三項第三号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び		十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに	

		その旨	その旨並びにＪＣＯハモード法及びW L T Cモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第八項第二号	燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第四項第二号において「令和四年度燃費基準達成レベル」という。）が百五以上であること及び その旨	十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十三を乗じて得た数値以上であること並びに その旨並びにＪＣＯハモード法及びW L T Cモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されない旨	
16	法第四百四十六条第三項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第三号に掲げる方法とする。	法第四百四十六条第三項において準用する同条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項第二号中「第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が八十以上であること及び」とあるのは「第四条の二に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルが百十六以上であること並びに」と、「その旨」とあるのは「その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨」とする。	
17	国土交通大臣の認定等（法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等を含む。以下この項及び第十五条の十一第七項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。同項において同じ。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた軽自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査ファイル（道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル）をいう。第十五条の十一第七項において同じ。）に記載されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該軽自動車に対する第五項及び第八項（これらの規定を第十二項及び前項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替へるものとする。		
18	法第四百五十条の三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額（法第四百五十条の三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。）		
19	一 初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受ける三輪以上の軽自動車 当該三輪以上の軽自動車を通常の取引の条件に従つて自動車等の販売業者から取得するとした場合における当該三輪以上の軽自動車の販売価額に相当する金額		

二 前号に掲げる三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車 当該三輪以上の軽自動車が初めて前号に規定する車両番号の指定（以下この号において「初回車両番号指定」という。）を受けたときにおける前号に定める金額に、初回車両番号指定を受けた日の属する年の一月一日から起算した期間に応じた総務大臣が定める割合を乗じて得た額
（法第四百五十一条第一号の乗用車等）

第十五条の十一 法第四百五十一条第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（１）の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（１）の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

2 法第四百五十一条第二号に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（４）の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（４）の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

3 法第四百五十一条第二号第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（１）の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（１）の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法第四百五十一条第二号に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（４）に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の

欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の（４）に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項又は第二項の規定の適用がある場合における前各項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び	その旨	第一項第一号	令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び	その旨
第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及び	その旨並びにＪＣＯハモード法及びＷＬＴＣモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	第二項第二号	令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び	その旨並びにＪＣＯハモード法及びＷＬＴＣモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第三項第三号	令和二年度燃費基準達成レベル	その旨並びにＪＣＯハモード法及びＷＬＴＣモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに	第三項第三号	令和二年度燃費基準達成レベル	その旨並びにＪＣＯハモード法及びＷＬＴＣモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに

第四 項第 二号	が百以上である こと及び その旨	
	その旨	その旨並びにJCOハモード法及びWLTCモード法により当該軽自動車 のエネルギー消費効率率が算定されていない旨
令和四年度燃費 基準達成レベル が九十五以上百 未満であること 及び その旨	その旨並びにJCOハモード法及びWLTCモード法により当該軽自動車 のエネルギー消費効率率が算定されていない旨	十・十五モード燃費値が平成二十二年 度基準エネルギー消費効率に百 分の百四十七を乗じて得た数値以上 であること並びに

6 法第四百五十一條第五項において準用する同条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一 項第 二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに
	その旨	その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法（第三項第二号において「WLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第三 項第 二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及び	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びに
	その旨	その旨及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第三 項第 二号	令和十二年度燃費基 準達成レベルが六十 以上七十未満である こと及び その旨	その旨及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー 消費効率が算定されていない旨
		納税義務者の氏名又は名称及び住所 二 三輪以上の軽自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所

三 三輪以上の軽自動車の取得がされた年月日
四 三輪以上の軽自動車の取得の原因
五 三輪以上の軽自動車の種別、用途、車名及び型式
六 三輪以上の軽自動車の定置場
七 既に納付の確定した環境性能割額
八 環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
九 前号の環境性能割額に相当する金額から第七号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
十 前各号に掲げるもののほか市町村の条例で定める事項
（三輪以上の軽自動車の性能が良好でないことに類する理由）
第十五条の十四 法第四百五十九條第一項に規定する総務省令で定める理由は、三輪以上の軽自動車の車体の塗色等が当該三輪以上の軽自動車の取得に係る契約の内容と異なることとする。
（法第四百六十三條の十五第一項第一号二に規定する総務省令で定める原動機付自転車）
第十五条の十五 法第四百六十三條の十五第一項第一号二に規定する総務省令で定める原動機付自転車は、次のいずれかに該当する原動機付自転車とする。
一 車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のものが〇・五メートル以下の原動機付自転車
二 側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪の原動機付自転車
三 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車
（種別割に係る申告書等の様式）
第十六条 法第四百六十三條の十九第一項の規定により提出すべき次の表の上欄に掲げる申告書又は報告書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申告書等の種類	
（一） 軽自動車税（種別割） 申告（報告）書（軽自動車及び二輪の小型自動車に係る申告（報告）書）	様式 第三十三号の四の二様式
（二） 軽自動車税（種別割） 申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）（原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る新規又は変更申告（報告）書）	第三十三号の五様式
（三） 軽自動車税（種別割） 廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車）（原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る廃車申告書）	第三十四号様式

第十六条の二 第八條の規定は、法第四百六十五條第三項の規定により卸売販売業者等（同条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下第十六條の四までにおいて同じ。）が小売販売業者から徴する書類について準用する。
2 第八條の二の規定は、法第四百六十五條第四項の規定により卸売販売業者等が小売販売業者である卸売販売業者等から徴する書類について準用する。
（加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲）
第十六条の二の二 法第四百六十七條第三項第一号に規定する総務省令で定めるものは、フィルターのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一 加熱式たばこ（次号に掲げる加熱式たばこの喫煙用具を除く。）当該加熱式たばこに巻かれた紙及び葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）が充填されている容器
二 法第四百六十六條の二の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具 当該加熱式たばこの喫煙用具に充填した同条に規定するグリセリンその他の物品又はこれらの混合物以外のもの

（課税免除事由に該当することを証するに足りる書類）

第十六条の二の三 第八条の四第一項の規定は、法第四百六十九条第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする卸売販売業者等が保存すべき書類について準用する。

2 第八条の四第二項の規定は、法第四百六十九条第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする卸売販売業者等が提出すべき書類の提出について準用する。この場合において、第八条の四第二項中「第七十四条の十第一項又は第三項」とあるのは、「第四百七十三条第一項又は第二項」と、「道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

（市町村たばこ税に係る申告書等の様式）

申告書の種類	
（一）市町村たばこ税申告書及びこれに係る修正申告書（法第四百七十三条第一項の申告書及び法第四百七十五条第二項の修正申告書）	様式 第三十四号の二様式
（二）提出期限の特例の指定を受けている者が提出すべき市町村たばこ税申告書及びこれに係る修正申告書（法第四百七十三条第二項の申告書及び法第四百七十五条第二項の修正申告書）	第三十四号の二の二様式

2 卸売販売業者等が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を申告納付の方法により納付するとき（口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第三十四号の二の五様式による納付書（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類の添付）

第十六条の二の五 第八条の六の規定は、法第四百七十七條第一項の規定による控除又は同条第二項の規定による還付を受けようとする卸売販売業者等が当該控除又は還付に係る法第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書を提出する場合について準用する。

（申告書の提出期限の特例に係る申請書の提出）

第十六条の三 第八条の八の規定は、法第四百七十三条第二項の指定を受けようとする卸売販売業者等について準用する。

（市町村たばこ税に係る還付請求申告書の提出）

第十六条の四 法第四百七十三条第四項の規定により、法第四百七十七條第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとする卸売販売業者等は、第三十四号の二の六様式による申告書を当該市町村長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

（法第四百八十五条の十三第一項の市町村たばこ税の額）

第十六条の四の二 法第四百八十五条の十三第一項の市町村に納付された当該年度の市町村たばこ税の額に相当する額は、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により調製すべき市町村の決算に係る市町村たばこ税の額に相当する額とする。

（法第四百八十五条の十三第一項のたばこ消費基礎人口）

第十六条の四の三 法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ消費基礎人口（次条及び第十六条の四の五において「たばこ消費基礎人口」という。）は、第一号及び第二号により算出した数の合計数（特別区にあつては、次の各号により算出した数の合計数）とする。

一 国勢調査令によつて令和二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された令和二年国勢調査人口等基本集計第二十七表（男女、年齢（五歳階級及び三分区）、国籍総数か日本人別人口、平均年齢、年齢中位数及び人口構成比〔年齢別〕の表側「国籍総数か日本人」が「国籍総数」かつ表側「男女」が「総数」のうち、表頭が「総数」の欄の数から表頭が「〇〇四歳」、「五〇九歳」、「十〇十四歳」及び「十五〇十九歳」の各欄の数を控除した数

二 国勢調査令によつて令和二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された令和二年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第一一表（男女、年齢（五歳階級）、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率）の表頭「常住地又は従業地・通学地」が「県内他市町村に常住」のうち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」の欄の数から表側が「十五歳未満」及び「十五〇十九歳」の各欄の数を控除した数と表頭「常住地又は従業地・通学地」が「他県に常住」のうち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」の欄の数から表側が「十五歳未満」及び「十五〇十九歳」の各欄の数を控除した数との合計数

三 国勢調査令によつて令和二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された令和二年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第一一表（男女、年齢（五歳階級）、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率）の表頭「常住地又は従業地・通学地」が「自市内他区に常住」のうち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」の欄の数から表側が「十五歳未満」及び「十五〇十九歳」の各欄の数を控除した数

（法第四百八十五条の十三第一項のたばこ税に係る課税定額の算定方法）

第十六条の四の四 法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ税に係る課税定額は、次の算式によつて算定するものとする。

算式

$$A \times (C \times 2) / B$$

算式の符号

A 前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額

B 全国のたばこ消費基礎人口の合計

C 当該市町村のたばこ消費基礎人口

2 前項のたばこ税に係る課税定額を計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げる。

（市町村の廃置分合等の場合における関係市町村の市町村たばこ税の額及びたばこ消費基礎人口の算定方法）

第十六条の四の五 市町村（特別区を含む。以下本条において同じ。）の廃置分合若しくは境界変更があつた場合、所属未定地を市町村の区域に編入した場合又は市町村の境界が確定した場合における関係市町村の市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。以下本条において同じ。）の額及びたばこ消費基礎人口については、次の各号により算定するものとする。

一 廃置分合によつて二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村の市町村たばこ税の額及びたばこ消費基礎人口については、当該廃置分合前の各市町村に納付された市町村たばこ税の額及び各市町村のたばこ消費基礎人口をそれぞれ合計するものとする。

二 廃置分合によつて一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によつて区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の関係市町村のたばこ消費基礎人口は、地方自治法施行令第七十七條第一項の規定に基づき都道府県知事が告示した当該関係市町村の人口を基礎として同項第二号の規定に準じて算定するものとし、当該廃置分合又は境界変更後の関係市町村の市町村たばこ税の額は、当該廃置分合又は境界変更前に納付された当該関係市町村の市町村たばこ税の額を同号の規定に準じて算定したたばこ消費基礎人口によりあん分するものとする。

三 境界変更によつて区域を増した市町村については、当該境界変更後の当該市町村のたばこ消費基礎人口は、当該境界変更前の当該市町村のたばこ消費基礎人口に前号の規定に準じて算定した当該区域を増した部分に係るたばこ消費基礎人口を加えるものとし、当該境界変更後の当該市町村の市町村たばこ税の額は、当該区域を増した部分に係る市町村たばこ税の額として前号の規定に準じて算定したたばこ消費基礎人口によりあん分した額を加えるものとする。

四 所属未定地を市町村の区域に編入した市町村又は市町村の境界が確定した市町村の市町村たばこ税の額及びたばこ消費基礎人口については、前二号の規定に準じて算定するものとする。

(法第五百八十六条第一項の総務省令で定めるもの)

第十六条の四の六 法第五百八十六条第一項に規定する総務省令で定めるものは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人及びそれ以外の地方独立行政法人であつて同法第二十一条の規定に基づき病院事業を行うもののうち、地方公共団体から病院の譲渡を受けて医療法第七条第一項に規定する許可を受けたものとする。

(政令第五十四条の十三第三項第六号の施設)

第十六条の五 政令第五十四条の十三第三項第六号に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 電気、ガス、工業用水道若しくは水道を事業の用に供するための施設又はこれらに附属する施設

二 ばい煙若しくは粉じんの処理又は騒音の防止の用に供する施設

三 工業生産設備に関する保安を確保するために必要な施設

四 職業訓練施設

五 駐車場、車庫、食堂、休憩所、浴場、洗面所その他これらに類する施設

(政令第五十四条の十三の二第六項第六号の施設)

第十六条の五の二 政令第五十四条の十三の二第六項第六号に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 電気、ガス、工業用水道若しくは水道を事業の用に供するための施設又はこれらに附属する施設

二 ばい煙若しくは粉じんの処理又は騒音の防止のための施設

三 生産設備に関する保安を確保するために必要な施設

四 職業訓練施設

五 駐車場、車庫、食堂、休憩所、浴場、洗面所その他これらに類する施設

(政令第五十四条の十三の四第一項の施設等)

第十六条の五の三 政令第五十四条の十三の四第一項に規定する総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)第二条第一項第一号から第四号までに掲げる施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設のうち、会員その他の当該施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存するもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項若しくは第六項に規定する営業の用に供されるもの以外のものとする。

一 総合保養地域整備法第二条第一項第一号に掲げる施設 次に定める施設

イ 野球場

ロ 蹴球場

ハ バスケットボール場

ニ バレーボール場

ホ 陸上競技場

ヘ 庭球場

ト 水泳場

チ スキー場

リ スケート場

ヌ 体育館

ル トレーニングセンター(主として重量挙げ及びボディービル用具を用い室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。)

ヲ ゴルフ場

ワ ボーリング場

カ 弓場

ヨ 野営場(野外における宿泊を主たる目的としたレクリエーションの用に供するための施設で、管理施設、炊事施設、汚水処理施設、便所その他利便施設を備えたものをいう。)

タ 野外アスレチック場(専らスポーツ又はレクリエーションの用に供するため、材木、ロープ等で組み立てられた構築物が自然の地形等を利用して野外に連続的に配置された施設であつて、管理施設、休憩所その他利便施設を備えたものをいう。)

レ 漕艇場

ソ マリーナ(スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留する係留施設及びこれらの船舶の利便に供する港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号の二又は第九号の三から第十号の二までに掲げる施設(陸上船舶保管施設、係留施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを除くものとし、同項第四号に掲げる施設にあつては駐車場に限るものとし、同項第九号の三に掲げる施設にあつては緑地、広場、植栽及び休憩所に限るものとし、同項第十号に掲げる施設にあつては専ら乗組員が利用するものに限るものとする。)により構成される施設をいう。)

ツ 遊漁船等利用施設(スポーツ又はレクリエーションの用に供する遊漁船(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第二項に規定する船舶をいう。))その他の船舶を係留する係留施設及びこれらの船舶の利便に供する漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条第一号イ若しくはハ又は第二号イ、ロ、ホ、トからヌまで若しくはカに掲げる施設(陸上船舶保管施設、係留施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを除くものとし、同条第二号イに掲げる施設にあつては駐車場に限るものとし、同号トに掲げる施設にあつては荷役機械並びに製氷、冷凍及び冷蔵施設に限るものとし、同号リに掲げる施設にあつては宿泊所を除くものとし、同号カに掲げる施設にあつては広場、植栽及び休憩所に限るものとする。)により構成される施設をいい、同法第六条第一項から第四項までの規定に基づき指定された漁港の区域内において整備されるものに限る。)

ネ 釣り場(海、湖等においてレクリエーションの目的で魚類等を釣るための施設で、釣り桟橋、蓄養施設、管理施設、照明施設その他利便施設を備えたものをいう。)

二 総合保養地域整備法第二条第一項第二号に掲げる施設 次に定める施設

イ 劇場(観客を収容し、劇、音楽、映画等を鑑賞させる施設をいう。)

ロ 図書館(図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供する施設をいう。)

ハ 博物館(歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。))し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供する施設をいう。)

ニ 美術館

三 総合保養地域整備法第二条第一項第三号に掲げる施設 展望施設(高台等の地形を利用し、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設をいう。)

四 総合保養地域整備法第二条第一項第四号に掲げる施設 次に定める施設

イ 研修施設

ロ 会議場施設

ハ 展示施設

2 政令第五十四条の十三の四第一項に規定する金額の定めのあるもので総務省令で定めるものは、宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

(政令第五十四条の十三の五第四項の施設)

第十六条の五の四 政令第五十四条の十三の五第四項に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 電気、ガス、工業用水道若しくは水道を事業の用に供するための施設又はこれらに附属する施設

二 ばい煙若しくは粉じんの処理又は騒音の防止の用に供する施設

三 工業生産設備に関する保安を確保するために必要な施設

四 職業訓練施設

五 駐車場、車庫、食堂、休憩所、浴場、洗面所その他これらに類する施設

(政令第五十四条の十三の五第五項の施設)

第十六条の五の五 政令第五十四条の十三の五第五項に規定する宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設のうち、会員その他特定の者が専ら利用するもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項若しくは第六項に規定する営業の用に供するもの以外のものとする。

一 宿泊施設 旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する施設（旅館業法施行令（昭和三十一年政令第五十二号）第一条第一項又は第二項に定める施設の構造設備の基準を満たすものに限る。）

二 集会施設 次に定める施設

イ 研修施設

ロ 会議場施設

三 スポーツ施設 次に定める施設

イ 野球場

ロ 蹴球場

ハ バスケットボール場

ニ バレーボール場

ホ 陸上競技場

ヘ 庭球場

ト 水泳場

チ スキー場

リ スケート場

ヌ 体育館

ル トレーニングセンター（主として重量挙げ及びボディービル用具を用い、室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。）

ヲ ゴルフ場

ワ ボーリング場

カ 弓場

ヨ 野外アスレチック場（専らスポーツの用に供するため、材木、ロープ等で組み立てられた構造物が自然の地形等を利用して野外に連続的に配置された施設であつて、管理施設、休憩所その他利便施設を備えたものをいう。）

レ タ 漕艇場

マリナ（スポーツの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留する係留施設及びこれらの船舶の利便に供する港湾法第二条第五項第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号の二又は第九号の三から第十号の二までに掲げる施設（陸上船舶保管施設、係留施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを除くものとし、同項第四号に掲げる施設にあつては駐車場に限るものとし、同項第九号の三に掲げる施設にあつては緑地、広場、植栽及び休憩所に限るものとし、同項第十号に掲げる施設にあつては専ら乗組員が利用するものに限るものとする。）により構成される施設をいう。）

ソ 遊漁船等利用施設（スポーツの用に供する遊漁船（遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する船舶をいう。）その他の船舶を係留する係留施設及びこれらの船舶の利便

に供する漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号イ若しくはハ又は第二号イ、ロ、ホ、トからヌまで若しくはハに掲げる施設（陸上船舶保管施設、係留施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを除くものとし、同条第二号イに掲げる施設にあつては駐車場に限るものとし、同号トに掲げる施設にあつては荷役機械並びに製氷、冷凍及び冷蔵施設に限るものとし、同号リに掲げる施設にあつては宿泊所を除くものとし、同号カに掲げる施設にあつては広場、植栽及び休憩所に限るものとする。）により構成される施設をいい、同法第六条第一項から第四項までの規定に基づき指定された漁港の区域内において整備されるものに限る。）

2 政令第五十四条の十三の五第五項に規定する金額の定めのあるもので総務省令で定めるものは、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

(政令第五十四条の十三の六第一項の事業等)

第十六条の五の六 政令第五十四条の十三の六第一項に規定する総務省令で定める事業は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（平成十八年法律第三十一号）による廃止前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）第二条第一項に規定する輸入貨物（以下この項及び第三項において「輸入貨物」という。）である食料品の缶詰め又は包装、輸入貨物である木材の切削、輸入貨物である鋼材の表面処理その他これらに類する加工の事業とする。

2 政令第五十四条の十三の六第四項第五号に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 電気、ガス、工業用水道若しくは水道を事業の用に供するための施設又はこれらに附属する施設

二 ばい煙若しくは粉じんの処理又は騒音の防止の用に供する施設

三 駐車場、車庫、食堂、休憩所、浴場、洗面所その他これらに類する施設

3 政令第五十四条の十三の六第五項に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 輸入貨物を取り扱う事業の業務を支援する事業の用に供する事業場の用に供する施設

二 輸入の促進に寄与する新商品（部品を含む。）の開発又は輸入貨物の流通の円滑化に資する技術に関する研究開発の用に供する施設

三 展示施設若しくは見本市場施設又は研修施設若しくは会議場施設

四 卸売業の用に供する事業場の用に供する施設

五 上屋その他の荷さばき場、倉庫又は貨物の積卸しのための施設（これらに附帯する駐車場施設及び車庫を含む。）

六 小売業の用に供する店舗及びこれに附属する施設（これらに附帯する駐車場施設を含む。）

(政令第五十四条の十三の八第一項の施設等)

第十六条の五の七 政令第五十四条の十三の八第一項に規定する宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設のうち、会員その他特定の者が専ら利用するもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項若しくは第六項に規定する営業の用に供するもの以外のものとする。

一 宿泊施設 第十六条の五の五第一項第一号に規定する施設

二 集会施設 第十六条の五の五第一項第二号に規定する施設

三 スポーツ施設 第十六条の五の五第一項第三号に規定する施設

2 政令第五十四条の十三の八第一項に規定する金額の定めのあるもので総務省令で定めるものは、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

(法第五百八十六條第二項第二号口の汚水処理施設等)

第十六條の六 法第五百八十六條第二項第二号口に規定する総務省令で定める汚水若しくは廃液の処理施設又は除害施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水、廃液若しくは下水の有用成分を回収すること又は汚水、廃液若しくは下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）とする。

2 法第五百八十六條第二項第二号ハに規定する総務省令で定める地下水の水質を浄化するための施設は、井戸、冷却装置、分解装置、生物化学的処理装置、濾過装置、吸着装置、ばつき装置、沈澱又は浮上装置、イオン交換装置、汚泥処理装置、燃焼装置、乾燥装置、加熱装置、洗浄装置、中和装置、酸化又は還元装置、輸送装置、貯溜装置、油水分離装置、気液分離器及び電気的処理装置並びにこれらに附属するフード、送風機、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（地下水若しくは土壌の有用成分を回収すること又は地下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）とする。

3 法第五百八十六條第二項第二号ニに規定する総務省令で定めるばい煙の処理施設は、次の表の上欄に掲げるばい煙の処理施設のうち、それぞれ当該上欄に掲げる機械その他の設備（いおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを処理する施設に係るいおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを還元の方法により処理するための装置並びにこれに附属する機械その他の設備で専らいおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものの処理の用に供される蒸発器、ポンプ及びタンク（還元剤を供給するためのものに限る。）にあつては、昭和五十二年六月十八日以後において新設されたものに限る。）又は大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第一項に規定するばい煙を処理するための煙突で高さが七十メートル以上のものとする。

ばい煙の処理施設の種類

機械その他の設備

ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを処理する施設

1 ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを重力沈降、慣性分離、遠心力分離、濾過、洗浄、電気捕集又は音波凝集の方法により集じん又は除じんするための装置
2 1の装置に附属する次に掲げる機械その他の設備で、専ら集じん又は除じんの用に供されるもの
一 ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。）
二 ガス冷却器
三 通風機
四 空気圧縮機（バッグフィルターに付着したじんを除くためのものに限る。）
五 変圧器及び整流器（電気捕集の方法により集じんするための装置に附属するものに限る。）
六 ダスト取出機
七 ダスト運搬機
八 ダスト貯溜器
九 水管（ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る。）
十 水路、ポンプ、池及び槽（洗浄廃液を処理するためのものに限る。）並びに計測器
11 いおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを洗浄（吸収を含む）、中和、吸着又は還元の方法により処理するための装置

ス状のものを処理する施設

2 1の装置に附属する次に掲げる機械その他の設備で、専らいおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものの処理の用に供されるもの
一 ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。）
二 ガス冷却器
三 通風機
四 水管（ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る。）
五 塔及び槽（洗浄液を供給するためのものに限る。）
六 洗浄液再生装置
七 吸着剤再生装置
八 ミスト除去装置（これに附属する変圧器及び整流器を含む。）
九 水路、ポンプ、池及び槽（洗浄廃液を処理するためのものに限る。）並びに計測器
十 蒸発器、ポンプ及びタンク（還元剤を供給するためのものに限る。）

4 法第五百八十六條第二項第二号ニに規定する総務省令で定める粉じんの処理施設は、集じん機、フード、散水装置、無煙炭炭装置、ハードル及びフィルター並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備とする。

5 法第五百八十六條第二項第二号ホに規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設は、次に掲げる機械その他の設備とする。
一 吸着、燃焼、密閉、蒸留又は液化の方法により大気汚染防止法附則第九項に規定する指定物質（以下本号において「指定物質」という。）の排出又は飛散を抑制する機能を有する装置で次に掲げるもの
イ 活性炭利用吸着式処理装置（指定物質を活性炭に吸着させて処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にある洗浄設備又はドライクリーニング装置（指定物質を用いて洗浄を行うものに限る。以下本号において「洗浄設備等」という。）の部分を含む。）
ロ 直接燃焼式処理装置（指定物質を直接燃焼する方法により分解して処理する装置をいう。）
ハ 触媒利用燃焼式処理装置（指定物質を加熱し、かつ、白金等の触媒を利用する方法により当該指定物質を分解して処理する装置をいう。）
ニ 蓄熱体利用燃焼式処理装置（蓄熱された砂、セラミックス等を用いて指定物質を加熱する方法により当該指定物質を分解して処理する装置をいう。）
ホ ベンゼンタンク用浮き屋根（当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にあるベンゼンタンクの部分を含む。）
ヘ 密閉装置（指定物質を完全に密閉する方法により当該指定物質の排出又は飛散を抑制する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にある洗浄設備等の部分を含む。）
ト 蒸留式処理装置（指定物質を蒸留する方法により分離して処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にある洗浄設備等の部分を含む。）
チ 液化式処理装置（指定物質を液化する方法により分離して処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にある洗浄設備等の部分を含む。）
二 前号に掲げる装置に附属する次に掲げる機械その他の設備で、専ら指定物質の排出又は飛散の抑制の用に供されるもの
イ ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。）
ロ 冷却装置
ハ 送風機
ニ 熱交換機
ホ 加熱器
ヘ 圧縮機

イ 活性炭利用吸着式処理装置（指定物質を活性炭に吸着させて処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にある洗浄設備又はドライクリーニング装置（指定物質を用いて洗浄を行うものに限る。以下本号において「洗浄設備等」という。）の部分を含む。）
ロ 直接燃焼式処理装置（指定物質を直接燃焼する方法により分解して処理する装置をいう。）
ハ 触媒利用燃焼式処理装置（指定物質を加熱し、かつ、白金等の触媒を利用する方法により当該指定物質を分解して処理する装置をいう。）
ニ 蓄熱体利用燃焼式処理装置（蓄熱された砂、セラミックス等を用いて指定物質を加熱する方法により当該指定物質を分解して処理する装置をいう。）
ホ ベンゼンタンク用浮き屋根（当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にあるベンゼンタンクの部分を含む。）
ヘ 密閉装置（指定物質を完全に密閉する方法により当該指定物質の排出又は飛散を抑制する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にある洗浄設備等の部分を含む。）
ト 蒸留式処理装置（指定物質を蒸留する方法により分離して処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にある洗浄設備等の部分を含む。）
チ 液化式処理装置（指定物質を液化する方法により分離して処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にある洗浄設備等の部分を含む。）
二 前号に掲げる装置に附属する次に掲げる機械その他の設備で、専ら指定物質の排出又は飛散の抑制の用に供されるもの
イ ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。）
ロ 冷却装置
ハ 送風機
ニ 熱交換機
ホ 加熱器
ヘ 圧縮機

- ト 凝縮器
チ ばつき装置
リ 中和装置
ヌ 計測器及び自動調整装置
ル 変圧器及び整流器
ヲ 電動機
ワ ボイラー
カ 分離器
ヨ ポンプ、配管及びタンク
- 6 法第五百八十六條第二項第二号へに規定する総務省令で定める一般廃棄物処理施設は、次に掲げる施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八條第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。次項において「廃掃法改正令」という。）附則第二條第一項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第九條の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限りとする。）とする。
- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五條第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備に限る。）
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五條第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場
- 7 法第五百八十六條第二項第二号へに規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、次に掲げる施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二條第二項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第十五條の四の二第一項の認定（同条第三項において準用する同法第九條の八第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限りとする。）とする。
- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七條第一号から第十三号の二までに規定する産業廃棄物処理施設（脱水装置、乾燥装置、焼却装置、油水分離装置、中和装置、分解装置、破碎装置、コンクリート固化装置、焼結装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備に限る。）
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七條第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場
- 8 法第五百八十六條第二項第二号に規定する総務省令で定める特定悪臭物質の排出防止設備は、洗浄装置、燃焼装置、酸化装置、濾過装置、吸着装置、電気捕集装置、イオン交換装置、中和装置、隠蔽装置及びガス循環装置並びにこれらに附属する貯溜装置、汚水処理装置、冷却装置、熱交換器、通風機、空気圧縮機、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備とする。
- 9 法第五百八十六條第二項第二号に規定する総務省令で定める騒音を防止するための施設は、鉄筋コンクリート造、コンクリート造又はブロック造で、高さが二・五メートル以上の遮音堀とする。
- 10 法第五百八十六條第二項第二号に規定する総務省令で定める汚水の処理施設は、豚、牛又は馬のふん尿の処理施設のうち、沈澱又は浮上装置、汚泥処理装置、濾過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄装置、中和装置、凝集沈澱装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水の有用成分を回収することを専らその目的とするものを除く。）とする。
- 11 法第五百八十六條第二項第二号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設は、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第二條第八項に規定する排水水に係る処理施設のうち、沈澱又は浮上装置、濾過装置、

- 凝集沈澱装置、生物化学的処理装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することとを専らその目的とするものを除く。）とする。
- 12 法第五百八十六條第二項第二号に規定する総務省令で定めるダイオキシンの処理施設は、次の各号に掲げる処理施設の区分に応じ、当該各号に定める機械その他の設備とする。
- 一 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二條第二項に規定する特定施設（次号において「特定施設」という。）から発生するダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下本項において同じ。）の処理施設 重力沈降、慣性分離、遠心力分離、濾過、電気捕集、吸着、燃焼分解、触媒分解、冷却その他の方法によりダイオキシン類を処理するための装置及びこれらに附属する機械その他の設備（専らダイオキシン類の処理の用に供されるガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。）、ガス冷却器、変圧器、整流器、吸着剤再生装置、加熱器、ダスト取出機、ダスト運搬機、ダスト貯溜器、空気圧縮機、通風機、ミスト除去装置、貯水タンク、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備に限る。）
- 二 特定施設から排出されるダイオキシン類を含む汚水又は廃液の処理施設 沈澱、浮上、油水分離、汚泥処理、濾過、バーク処理、濃縮、燃焼、蒸発洗浄、冷却、中和、酸化、還元、凝集沈澱、脱有機酸、イオン交換、生物化学的処理、脱アンモニア、貯溜、輸送、吸着、紫外線照射及びオゾン注入による分解、逆浸透膜による除去その他の方法によりダイオキシン類を含む汚水又は廃液を処理するための装置並びにこれらに附属する機械その他の設備（専らダイオキシン類を含む汚水又は廃液の処理の用に供される電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することとを専らその目的とするものを除く。）に限る。）
- 13 法第五百八十六條第二項第二号に規定する総務省令で定める土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設は、井戸、冷却装置、分解装置、生物化学的処理装置、濾過装置、吸着装置、ばつき装置、沈澱又は浮上装置、イオン交換装置、汚泥処理装置、燃焼装置、乾燥装置、加熱装置、洗浄装置、中和装置、酸化又は還元装置、輸送装置、貯溜装置、油水分離装置、気液分離器及び電氣的処理装置並びにこれらに附属するフード、送風機、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（地下水若しくは土壌の有用成分を回収すること又は地下水を工業用水として再利用することとを専らその目的とするものを除く。）とする。
- （政令第五十四條の十五の施設）
- 第十六條の七 政令第五十四條の十五に規定する総務省令で定める施設は、遊技施設、食堂、喫茶店、物品販売施設並びに職員の福利及び厚生のに供する施設とする。
- （政令第五十四條の十五の二の要件）
- 第十六條の七の二 政令第五十四條の十五の二に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- 一 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない構造のものであること。
- 二 屋根及び壁を有するものであること。
- （政令第五十四條の十六第三号の施設）
- 第十六條の八 政令第五十四條の十六第三号に規定する総務省令で定める施設は、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。
- （政令第五十四條の十七第一号の法人等）
- 第十六條の九 政令第五十四條の十七第一号に規定する総務省令で定める法人は、農業を営む法人（もつぱら農業以外の事業を営む法人を除く。）とする。
- 2 政令第五十四條の十七第一項第三号に規定する総務省令で定める法人は、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第二條第二項第一号又は第二号に掲げる法人とする。
- 3 政令第五十四條の十七第二項第一号に規定する総務省令で定める施設は、農舎、農産物乾燥施設、たい肥舎、サイロ、たい肥盤、農産物集出荷施設、農産物処理施設、農産物貯蔵施設、農業

生産資材貯蔵施設、農機具保管修理施設、農道、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設、家畜管理舎及び農業生産に伴つて生ずる公害の防止のために必要な施設とする。

4 政令第五十四条の十七第二項第三号に規定する総務省令で定める施設は、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設及び水産業経営に伴つて生ずる公害の防止のために必要な施設とする。

(政令第五十四条の十八第一項第七号の割合等)

第十六条の十 政令第五十四条の十八第一項第七号に規定する総務省令で定める割合は、同号に規定する国、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合(以下この項において「国等」という。)の出資に係る法人(以下この項において「特定法人」という。)の議決権の総数に対する第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した数の割合とする。

一 国等が保有する特定法人の議決権の数

二 独立行政法人農畜産業振興機構が保有する特定法人の議決権の数に独立行政法人農畜産業振興機構の特定法人に対する出資金のうちに生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律(平成二十年法律第十二号)による改正前の独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第二百二十六号)第十条第二項又は独立行政法人農畜産業振興機構法附則第六条第一項の業務に係る出資金の占める割合を乗じて得た数

2 政令第五十四条の十八第二項第一号に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 農林水産業に関する教育又は試験研究のための施設

二 農林水産業経営に伴つて生ずる公害の防止のために必要な施設

三 購買施設、託児施設又は共同炊事施設

四 有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第六十四条第一項第二号に規定するラジオ放送の業務又は放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律(昭和三十一年法律第五百二十二号)第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設

五 配電又は受電のための施設

六 養畜の事業を営む者に譲渡し、又は貸し付けるための放牧施設その他これに附帯する施設

3 政令第五十四条の十八第二項第四号に規定する総務省令で定める施設は、独立行政法人農畜産業振興機構の出資(独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の業務に係るものに限る。)に係る畜産物の生産、保管、加工若しくは流通の用に供する施設又は畜産業経営に伴つて生ずる公害の防止のために必要な施設とする。

第十六条の十一 削除

(政令第五十四条の二十の施設)

第十六条の十二 政令第五十四条の二十第一号に規定する総務省令で定める施設は、倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター及び計算センターとする。

2 政令第五十四条の二十第二号に規定する総務省令で定める施設は、卸売業者が生鮮食品等を保管する施設のうち卸売市場法施行規則(昭和四十六年農林省令第五十二号)第七条第五項の規定により事業報告書において開設者に報告された施設とする。

3 政令第五十四条の二十第三号に規定する総務省令で定める施設は、生鮮食品等の小売業の近代化のために、国の補助を受けて設置される共同仕入配送施設又は株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)附則第十五条第一項の規定による解散前の国民生活金融公庫から資金の貸付けを受けて設置される共同工場、共同店舗若しくは共同施設(従業員の宿舍及び給食施設を除く。)とする。

(政令第五十四条の二十四第三項の倉庫業を営む者等)

第十六条の十三 政令第五十四条の二十四第三項に規定する総務省令で定める倉庫業を営む者は、倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第七条第一項の倉庫業者(倉庫業法施行規則(昭和

三十一年運輸省令第五十九号)第三条の八第一項に規定する水面倉庫のみを設置する者を除く。)とする。

2 政令第五十四条の二十四第三項に規定する総務省令で定める規模、構造その他の要件は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる容積、床面積又は野積面積を有するものであること。

イ 容器に入っていない粉状又は粒状の物品その他のばらの物品を保管する倉庫(第四号において「貯蔵槽倉庫」という。)の容積 三千五百立方メートル以上

ロ 倉庫業法施行規則別表に掲げる第八類物品を保管する倉庫(第五号において「冷蔵倉庫」という。)の容積 千六百立方メートル以上

ハ 倉庫業法施行規則別表に掲げる第七類物品を保管する倉庫(第三号及び第六号において「危険物品倉庫」という。)の床面積 二百平方メートル以上

ニ イ、ロ又はハに掲げる倉庫以外の倉庫の床面積 八百五十平方メートル(当該倉庫の階数が二以上のものにあつては、千六百平方メートル)以上

ホ 倉庫業法施行規則別表に掲げる第七類物品を保管するタンク(第六号において「危険物品タンク」という。)の容積 四百立方メートル以上

ヘ 倉庫業法施行規則別表に掲げる第四類物品又は第五類物品を保管する野積場の野積面積 八百五十平方メートル以上

二 倉庫業法第六条第一項第四号の基準に適合しているものであり、かつ、法附則第十五条第一項に規定する倉庫業を営む者によつて専ら他人の物品の保管の用に供されているものであること。

三 危険物品倉庫以外の倉庫にあつては、主要構造部が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものを除く。)であること。

四 貯蔵槽倉庫にあつては、穀物の貯蔵用の倉庫としての構造を有するものであること。

五 冷蔵倉庫にあつては、強制送風式冷蔵装置が設けられているものであること。

六 危険物品倉庫及び危険物品タンクにあつては、自動火災報知設備及び固定式消火設備が設けられているものであること。

(政令第五十四条の二十七第二項の施設)

第十六条の十三の二 政令第五十四条の二十七第二項に規定する総務省令で定める公益的施設その他の施設は、次に掲げる施設とする。

一 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三百三十四号)第三十一条の規定により建築される建築物

二 前号の建築物以外の施設で、その施設の用に供する土地の譲渡契約において、当該施設を整備すべき期間(五年以内のものに限る。)及び当該期間内に当該施設が整備されなかつた場合に独立行政法人都市再生機構が当該土地の譲渡契約を解除し、又は当該土地を買い戻すことができる旨の定めがあるもののうち、購買施設、教育文化施設、スポーツ用施設、事務所、工場、研究施設及び研修施設とする。

(政令第五十四条の二十七の三第二項の施設)

第十六条の十三の三 政令第五十四条の二十七の三第二項に規定する総務省令で定める施設は、その施設の用に供する土地の譲渡契約において、当該施設を整備すべき期間(五年以内のものに限る。)及び当該期間内に当該施設が整備されなかつた場合に独立行政法人都市再生機構が当該土地の譲渡契約を解除し、又は当該土地を買い戻すことができる旨の定めがあるもののうち、購買施設、教育文化施設、スポーツ用施設、事務所、工場、研究施設及び研修施設とする。

(政令第五十四条の二十七の三第二項の施設)

第十六条の十三の四 政令第五十四条の二十七の三第二項に規定する総務省令で定める施設は、その施設の用に供する土地の譲渡契約において、当該施設を整備すべき期間(五年以内のものに限る。)及び当該期間内に当該施設が整備されなかつた場合に法第五百八十六条第二項第二十一号の三に定める一体型土地区画整理事業の施行者が当該土地の譲渡契約を解除し、又は当該土地を

買い戻すことができる旨の定めがあるもののうち、購買施設、教育文化施設及びスポーツ用施設とする。

(政令第五十四条の三十二第二項第三号の土地等)

第十六条の十四 政令第五十四条の三十二第二項第三号に規定する総務省令で定める土地は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 当該土地の価額(政令第五十四条の三十三各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。以下本条、第十六条の十七及び第十六条の二十二第四項において同じ。)が当該土地に係る政令第五十四条の三十二第二項第三号に規定する被収用不動産等に係る補償金、対価若しくは移転補償金の額、従前の宅地等の価額の合計額又は従前の不動産に係る補償金若しくは清算金の額(以下本項及び第十六条の十七第一項第二号において「従前の不動産等の補償金等の額」という。)を超える場合 当該土地の面積に当該土地の価額に対する当該従前の不動産等の補償金等の額の割合を乗じて得た面積に相当する土地

二 当該土地の価額が当該土地に係る従前の不動産等の補償金等の額以下である場合 当該土地(政令第五十四条の三十二第二項第四号に規定する総務省令で定める土地は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 当該土地の価額が当該土地に係る政令第五十四条の三十二第二項第四号に規定する被収用不動産等に係る補償金、対価又は移転補償金の額(以下本項において「被収用不動産等の補償金等の額」という。)を超える場合 当該土地の面積に当該土地の価額に対する当該被収用不動産等の補償金等の額の割合を乗じて得た面積に相当する土地

二 当該土地の価額が当該土地に係る被収用不動産等の補償金等の額以下である場合 当該土地(政令第五十四条の三十二第二項第六号に規定する総務省令で定める土地は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 当該土地の価額が政令第五十四条の三十二第二項第六号に規定する譲渡不動産に係る対価の額(以下本項及び第十六条の十七第二項第二号において「譲渡不動産の対価の額」という。)を超える場合 当該土地の面積に当該土地の価額に対する当該譲渡不動産の対価の額の割合を乗じて得た面積に相当する土地

二 当該土地の価額が当該土地に係る譲渡不動産の対価の額以下である場合 当該土地(政令第五十四条の三十二第二項第七号に規定する総務省令で定める土地は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 当該土地の価額が当該土地に係る政令第五十四条の三十二第二項第七号に規定する交換分合前の土地の価額(以下本項及び第十六条の十七第三項第二号において「交換分合前の土地の価額」という。)を超える場合 当該土地の面積に当該土地の価額に対する当該交換分合前の土地の価額の割合を乗じて得た面積に相当する土地

二 当該土地の価額が当該土地に係る交換分合前の土地の価額以下である場合 当該土地(政令第五十四条の三十二第二項第三号に規定する総務省令で定める土地は、同項第二号の最近の取得の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

第十六条の十四の二 政令第五十四条の三十二第三項に規定する総務省令で定める土地は、同項第二号の最近の取得の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 政令第五十四条の三十二第二項第一号に規定する土地の取得 同号に掲げる土地

二 政令第五十四条の三十二第二項第三号に規定する土地の取得 同号に掲げる土地のうち、前条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める土地

三 政令第五十四条の三十二第二項第四号に規定する土地の取得 同号に掲げる土地のうち、前条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める土地

四 政令第五十四条の三十二第二項第六号に規定する土地の取得 同号に掲げる土地のうち、前条第三項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める土地

五 政令第五十四条の三十二第二項第七号に規定する土地の取得 同号に掲げる土地のうち、前条第四項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める土地

(政令第五十四条の三十二第四項第一号の土地の取得等)

第十六条の十五 政令第五十四条の三十二第四項第一号に規定する総務省令で定める土地の取得は、第十六条の十四第一項に規定する土地の取得とする。

2 政令第五十四条の三十二第四項第三号に規定する総務省令で定める土地の取得は、第十六条の十四第三項に規定する土地の取得とする。

3 政令第五十四条の三十二第四項第四号に規定する総務省令で定める土地の取得は、第十六条の十四第四項に規定する土地の取得とする。

(政令第五十四条の三十四第一項第九号の地役権)

第十六条の十六 政令第五十四条の三十四第一項第九号に規定する総務省令で定める地役権は、特別高圧架空電線の架設又は特別高圧地中電線の敷設のために設定された地役権その他建造物の設置を制限する地役権とする。

(政令第五十四条の三十四第二項第七号の価額等)

第十六条の十七 政令第五十四条の三十四第二項第七号に規定する総務省令で定める価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価額とする。

一 第十六条の十四第一項第一号に掲げる場合 当該土地に係る政令第五十四条の三十四第二項第七号に規定する従前の不動産等(次号において「従前の不動産等」という。)の取得価額

二 第十六条の十四第一項第二号に掲げる場合 当該土地に係る従前の不動産等の取得価額に当該土地に係る従前の不動産等の補償金等の額に対する当該土地の価額の割合を乗じて得た額

三 政令第五十四条の三十四第二項第八号に規定する総務省令で定める価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価額とする。

一 第十六条の十四第三項第一号に掲げる場合 当該土地に係る政令第五十四条の三十四第二項第八号に規定する譲渡不動産(次号において「譲渡不動産」という。)の取得価額

二 第十六条の十四第三項第二号に掲げる場合 当該土地に係る譲渡不動産の取得価額に当該土地に係る譲渡不動産の対価の額に対する当該土地の価額の割合を乗じて得た額

三 政令第五十四条の三十四第二項第九号に規定する総務省令で定める価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価額とする。

一 第十六条の十四第四項第一号に掲げる場合 当該土地に係る政令第五十四条の三十四第二項第九号に規定する交換分合前の土地(次号において「交換分合前の土地」という。)の取得価額

二 第十六条の十四第四項第二号に掲げる場合 当該土地に係る交換分合前の土地の取得価額に当該土地に係る交換分合前の土地の価額に対する当該土地の価額の割合を乗じて得た額

(特別土地保有税の申告書の記載事項)

第十六条の十八 法第五百九十九条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 納税義務者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。第十六条の二十五第一号において同じ。)(個人番号又は法人番号(同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。同号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地。同号において同じ。))

二 土地を譲渡した者の氏名又は名称及び住所又は所在地

三 土地の所在、地番、地目及び面積

四 土地の取得がされた年月日

五 土地の取得の原因及び目的

六 土地の取得価額及び当該土地に係る固定資産税又は不動産取得税の課税標準となるべき価格

七 特別土地保有税の課税標準額及び税額

八 法第六百一条第三項(法第六百二条第二項及び第六百三条の二の第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第四項(法第六百二条第二項において準用する場合を含む。)(第六百三条第三項又は第六百三条の二第五項の規定による徴収の猶予に係る税額がある場合には、当該徴収猶予に係る税額

九 その他参考となるべき事項

（特別土地保有税の修正申告書の記載事項）

第十六条の十九 法第六百条第二項に規定する総務省令で定める事項は、前条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項のほか次に掲げる事項とする。

一 土地又はその取得に係るすでに納付の確定した特別土地保有税額

二 特別土地保有税の課税標準額及び税額

三 前号の特別土地保有税額に相当する金額から第一号の特別土地保有税額に相当する金額を控除した金額

四 その他参考となるべき事項

（政令第五十四条の四十二第二項の申請書等の提出）

第十六条の二十 政令第五十四条の四十二第一項の規定による申請書及び事業計画書の提出は、法第六百一条第一項に規定する非課税土地（第四項において「非課税土地」という。）として使用し、又は使用させようとした日の属する月の翌々月の末日までに、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してしなければならない。

2 政令第五十四条の四十二第三項の規定による申請書の提出は、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してしなければならない。

3 政令第五十四条の四十二第六項の規定による申請書の提出は、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してしなければならない。

4 政令第五十四条の四十二第八項の規定による申請書の提出は、非課税土地として使用を開始した日以後遅滞なく、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してしなければならない。

（政令第五十四条の四十三第一項の申請書の提出）

第十六条の二十一 政令第五十四条の四十三第一項の規定による申請書の提出は、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してしなければならない。

（政令第五十四条の四十五第一項の土地等）

第十六条の二十二 政令第五十四条の四十五第一項に規定する総務省令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）附則第十四条第一項第一号の規定による貸付けを受けた者（地方公共団体（その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。）の出資又は拠出に係る法人に限る。）が当該貸付けに係る事業（同法第二条第二項第二号に掲げる民間都市開発事業に限る。）の用に供するために取得した土地のうち、当該事業に係る都市計画法第五十九条第四項の認可に付された同法第七十九条の条件において国又は地方公共団体（港湾法の規定による港務局を含む。以下この項及び次条第四項第二号において同じ。）に無償で譲渡することとされた土地

二 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十四条第一項第二号の規定による貸付けを受けた者が当該貸付けに係る事業の用に供するために取得した土地のうち、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に掲げる当該事業に係る承認若しくは許可の条件又は当該事業に係る届出時に当該貸付けを受けた者から提出された確認書（総務大臣が定めるものに限る。）において国又は地方公共団体に無償で譲渡することとされた土地

イ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築 同法第十六条又は第二十五条の三十若しくは第三十一条により準用される第十六条の承認

ロ 河川法（昭和三十三年法律第六十七号）による河川（同法が準用される河川を含む。）の河川工事 同法第二十条の承認

ハ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防工事 同法第四条の規定による制限に係る許可

ニ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止工事 同法第十一条第一項の承認

三 港湾法附則第十五項又は漁港及び漁場の整備等に関する法律附則第十一項の規定による貸付けを受けた者が当該貸付けに係る事業の用に供するために取得した土地のうち、当該事業に係る公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許に付された条件において国又は地方公共団体に無償で譲渡することとされた土地

2 政令第五十四条の四十五第四項第三号ハに規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十二条第二項第一号の貸付けを受けた者で厚生年金保険又は国民年金の被保険者に対しその持家としての住宅及び当該住宅の敷地の用に供されている土地の譲渡をするもの

二 地方公務員共済組合

三 前二号に掲げる者に類するもの

3 政令第五十四条の四十五第五項第二号に規定する総務省令で定める宅地の譲渡は、次に掲げる宅地の譲渡とする。

一 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第十二条第二項第一号の貸付けを受けた者が厚生年金保険又は国民年金の被保険者のうちから公正な方法により決定した者に対して行う当該貸付けに係る宅地の譲渡

二 地方公務員共済組合がその組合員のうちから公正な方法により決定した者に対して行うその造成した宅地の譲渡

三 前二号に掲げる宅地の譲渡に類するもの

4 政令第五十四条の四十五第七項に規定する総務省令で定める土地は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 当該土地の価額が当該土地に係る政令第五十四条の四十五第七項に規定する被収用不動産等又は被買収不動産等に係る補償金、対価又は移転補償金の額（以下この項において「被収用不動産等又は被買収不動産等の補償金等の額」という。）を超える場合 当該土地の面積に当該土地の価額に対する当該被収用不動産等又は被買収不動産等の補償金等の額の割合を乗じて得た面積に相当する土地

二 当該土地の価額が当該土地に係る被収用不動産等又は被買収不動産等の補償金等の額以下である場合 当該土地

（政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四十二第一項の申請書等の提出）

第十六条の二十二の二 政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四十二第一項の規定による申請書及び事業計画書の提出は、法第六百二条第一項各号に規定する土地の譲渡（第四項において「土地の譲渡」という。）をしようとした日の属する月の翌々月の末日までに、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してしなければならない。

2 政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四十二第三項の規定による申請書の提出は、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してなければならない。

3 政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四十二第六項の規定による申請書の提出は、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してなければならない。

4 政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四十二第八項の規定による申請書の提出は、土地の譲渡をした日以後遅滞なく、次の各号に掲げる土地の譲渡の区分に応じ当該各号に定める書類その他の当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してなければならない。

一 法第六百二条第一項第一号イに掲げる土地の譲渡 当該土地の買取りをする者の当該土地を買い取った旨を証する書類

- 二 法第六百二条第一項第一号ロに掲げる土地の譲渡 当該土地を譲り受けた国又は地方公共団体の当該土地を無償で譲り受けた旨を証する書類
- 三 法第六百二条第一項第二号ハに掲げる土地の譲渡 当該土地の買取りをする者（当該買取りをする者が政令第五十四条の四十五第二項第二号に掲げる法人である場合には、当該法人を所轄する地方公共団体の長）の当該土地を法第六百二条第一項第一号ハに規定する業務の用に直接供するために買い取った旨を証する書類
- 四 法第六百二条第一項第二号ニに掲げる土地の譲渡のうち政令第五十四条の四十五第四項第一号に掲げるもの 次に掲げる書類
- イ 都市計画法第三十五条第二項の文書の写し及び同法第三十六条第二項に規定する検査済証の写し（同法第二十九条第一項又は第二項の許可に基づく地位を承継した者で、その承継につき同法第四十五条の都道府県知事の承認を要するものにあつては、これらの書類及び当該承認を受けた旨を証する書類）
- ロ 当該土地の譲渡が政令第五十四条の四十五第四項第一号ロに掲げる要件に該当する事実を明らかにする書類
- 五 法第六百二条第一項第二号ニに掲げる土地の譲渡のうち政令第五十四条の四十五第四項第二号に掲げるもの 次に掲げる書類
- イ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十四条第二項の通知の文書の写しその他の当該土地の譲渡が政令第五十四条の四十五第四項第二号イに掲げる要件に該当する事実を明らかにする書類
- ロ 当該土地の譲渡が政令第五十四条の四十五第四項第二号ロに掲げる要件に該当する事実を明らかにする書類
- 六 法第六百二条第一項第二号ニに掲げる土地の譲渡のうち政令第五十四条の四十五第四項第三号に掲げるもの 次に掲げる書類
- イ 次に掲げる土地の譲渡の区分に応じ、それぞれに定める書類
- (1) その宅地の造成につき土地の所有者等が開発許可を受けている場合（開発許可に基づく地位を承継している場合を含む。）における宅地の譲渡 第四号イに掲げる書類
- (2) その宅地の造成につき開発許可を要しない場合における宅地の譲渡 第五号イに掲げる書類
- ロ 当該譲渡を受けた者が当該譲渡に係る宅地の上に自己の計算により住宅を新築し、かつ、当該新築した住宅とともに当該宅地を公募の方法により譲渡するものであることを明らかにする書類又は当該宅地の譲渡を受けた者が当該宅地を公募に係る応募者に対し譲渡することを約し、かつ、当該宅地の上に住宅を請負の方法により新築するものであることを明らかにする書類
- 七 法第六百二条第一項第二号ニに掲げる土地の譲渡のうち政令第五十四条の四十五第四項第四号に掲げるもの 次に掲げる書類
- イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の確認を受けた旨を証する書類の写しその他の当該土地の譲渡が政令第五十四条の四十五第四項第四号イに掲げる要件に該当する事実を明らかにする書類
- ロ 当該土地の譲渡が政令第五十四条の四十五第四項第四号ロに掲げる要件に該当する事実を明らかにする書類
- 八 法第六百二条第一項第二号ニに掲げる土地の譲渡のうち政令第五十四条の四十五第四項第五号に掲げるもの 第六号イに掲げる書類
- 九 法第六百二条第一項第二号ニに掲げる土地の譲渡のうち政令第五十四条の四十五第四項第六号に掲げるもの 第七号イに掲げる書類
- 十 法第六百二条第一項第二号ニに掲げる土地の譲渡のうち政令第五十四条の四十五第四項第七号に掲げるもの 次に掲げる書類

- イ 当該譲渡に係る土地の所在地を管轄する市町村長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この号において「指定都市」という。）の長を除く。）又は特別区若しくは指定都市の区若しくは総合区の長から交付を受けた当該土地に係る政令第五十四条の四十五第四項第七号イに規定する個人若しくは他の個人の親族の住民票の写しその他当該土地が同号イに規定する土地に該当することを明らかにする書類
- ロ 政令第五十四条の四十五第四項第七号ハに規定する居住用土地等の譲渡に係る対価の額から当該居住用土地等に係る同号ハ（一）及び（二）に掲げる金額の合計額を控除した金額が同号ハに規定する売買の代理報酬相当額を超えないことを明らかにするその計算に関する明細書
- 十の二 法第六百二条第一項第一号ホに掲げる土地の譲渡 同号ホに規定する民間都市開発推進機構の当該土地を同号ホに規定する業務の用に直接供するために買い取った旨を証する書類
- 十一 法第六百二条第一項第二号に掲げる土地の譲渡 当該土地を譲り受けた者の当該土地を譲り受けた旨を証する書類及び当該土地が同号に規定する被収用不動産等に代わる土地のうち前条第四項に規定する土地である事実を明らかにする書類
- 十二 法第六百二条第一項第三号に掲げる土地の譲渡 当該土地を譲り受けた者の当該土地を譲り受けた旨を証する書類及び当該土地が同号に規定する被収用不動産等に代わる土地のうち前条第四項に規定する土地である事実を明らかにする書類
- （政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四十三第一項の申請書の提出）
- 第十六条の二十二の三 政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四十三第一項の規定による申請書の提出は、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してしなければならない。
- （政令第五十四条の四十六第二項第一号の土地等）
- 第十六条の二十三 政令第五十四条の四十六第二項第一号に規定する総務省令で定める土地は、第十六条の十四第二項に規定する土地とする。
- 2 政令第五十四条の四十六第五項の規定による申告書の提出は、当該申告書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してしなければならない。
- 3 政令第五十四条の四十六第三項の規定によつて読み替えられた政令第五十四条の三十二第三項に規定する総務省令で定める土地は、同項第二号の最近の取得の第十六条の十四の二各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める土地とする。
- （政令第五十四条の四十八第一項の申請書の提出）
- 第十六条の二十三の二 政令第五十四条の四十八第一項の規定による申請書の提出は、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類等を添付してしなければならない。ただし、当該申請書が既に法第六百三条の二第二項の認定又は法第六百三条の二の二第二項の確認を受けた土地に係るものであるときは、市町村長は、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類等の全部又は一部について添付を要しないこととすることができる。
- （政令第五十四条の四十八の二第二項の申請書の提出）
- 第十六条の二十三の三 第十六条の二十の規定は政令第五十四条の四十八の二第二項において準用する政令第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項又は第八項の規定による申請書の提出について、第十六条の二十一の規定は政令第五十四条の四十八の二第二項において準用する政令第五十四条の四十三第三項の規定による申請書の提出について準用する。この場合において、第十六条の二十第一項中「法第六百一条第一項に規定する非課税土地（第四項において「非課税土地」という。）として使用し、又は使用させようとした日」とあるのは「法第六百三条の二の二第二項に規定する免除土地（第四項において「免除土地」という。）として使用し、又は使用させようとした日」と、同条第四項中「非課税土地」とあるのは「免除土地」と読み替えるものとする。

（特別土地保有税に係る申告書等の様式）
第十六条の二十四 特別土地保有税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申告書等の種類	
申告書及び修正申告書（法第五百九十九条第一項の申告書及び法第六百条第二項の修正申告書）	様式 第三十四号の五様式
（一） 非課税土地・特例譲渡・免除土地認定申請書（政令第五十四条の四十二第一項（政令第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項において準用する場合を含む。）の申請書）	第三十四号の六様式
（二） 非課税土地・特例譲渡・免除土地確認申請書（政令第五十四条の四十二第八項（政令第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項において準用する場合を含む。）の申請書）	第三十四号の七様式
（三） 納税義務の免除に係る期間の延長申請書（政令第五十四条の四十三第一項（政令第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項において準用する場合を含む。）の申請書）	第三十四号の八様式
（四） 徴収猶予申告書（政令第五十四条の四十六第五項の申告書）	第三十四号の九様式
（五） 免除認定申請書（政令第五十四条の四十八第一項の申請書）	第三十四号の十様式

（法第六百二十五条第一項の申告書の記載事項）
第十六条の二十五 法第六百二十五条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納税義務者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
 - 二 法第六百二十一条に規定する遊休土地（以下本条、次条、第十六条の二十八及び第十六条の二十九において「遊休土地」という。）の所在、地番、地目及び面積
 - 三 都市計画法第十条の三第一項に規定する遊休土地転換利用促進地区の所在及び面積
 - 四 遊休土地の時価及び遊休土地である土地の取得価額、当該遊休土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格並びに当該遊休土地に係る法第五百九十六条に規定する法第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税の税額（当該遊休土地である土地のうちに土地に対して課する特別土地保有税が課される土地がある場合に限る。）
 - 五 遊休土地に対して課する特別土地保有税の課税標準額及び税額
 - 六 その他参考となるべき事項
- （遊休土地に対して課する特別土地保有税の修正申告書の記載事項）
第十六条の二十六 法第六百二十七条において準用する法第六百条第二項に規定する総務省令で定める事項は、前条第一号から第四号までに掲げる事項のほか次に掲げる事項とする。
- 一 すでに納付の確定した遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額
 - 二 遊休土地に対して課する特別土地保有税の課税標準額及び税額
 - 三 前号の特別土地保有税額に相当する金額から第一号の特別土地保有税額に相当する金額を控除した金額
 - 四 その他参考となるべき事項
- （土地に対して課する特別土地保有税に関する規定の準用）
第十六条の二十七 第十六条の十六の規定は、政令第五十四条の五十一第一項において準用する政令第五十四条の三十四第一項第十号の地役権について準用する。

2 第十六条の十七の規定は、政令第五十四条の五十一第二項において準用する政令第五十四条の三十四第二項第七号の価額等について準用する。
（政令第五十四条の五十七第七項の申請書の提出）
第十六条の二十八 政令第五十四条の五十七第七項の規定による申請書の提出は、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類等を添付してしなければならない。ただし、当該申請書

が既に法第六百二十九条第一項の認定を受けた遊休土地に係るものであるときは、市町村長は、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類等の全部又は一部について添付を要しないこととすることができる。

申告書等の種類	
（遊休土地に対して課する特別土地保有税に係る申告書等の様式） 第十六条の二十九 遊休土地に対して課する特別土地保有税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。	様式 第三十四号の十一様式
（一） 申告書及び修正申告書（法第六百二十五条第一項の申告書及び法第六百二十七条において準用する法第六百条第二項の修正申告書）	第三十四号の十二様式
（二） 免除認定申請書（政令第五十四条の五十七第七項の申請書）	第三十四号の十三様式

（法第六百六十九条第二項の総務省令で定める納税義務者）
第十六条の三十 法第六百六十九条第二項に規定する総務省令で定める納税義務者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると見込まれるものとする。

- 一 法第六百六十九条第二項の条例の施行後五年間に係る当該納税義務者（納税義務者となるべき者を含む。次号において同じ。）に対して課すべき当該市町村法定外普通税の課税標準の合計が、当該期間に係る当該市町村法定外普通税の課税標準の合計の十分の一を超えること。
- 二 前号の期間のうち、当該納税義務者に対して課すべき当該市町村法定外普通税の課税標準が当該市町村法定外普通税の課税標準の十分の一を超える年が三年以上あること。

第十七条から第二十四条まで 削除
（政令第五十六条の十七の二の国の雇用に関する助成に係る者）
第二十四条の二 政令第五十六条の十七の二に規定する総務省令で定める国の雇用に関する助成に係る者は、次に掲げる者とする。

- 一 政令第五十六条の十七の二第一号に掲げる者で雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第九十九条又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第六條の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金の支給に係るもののうち、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢五十五歳以上六十五歳未満の者
 - 二 政令第五十六条の十七の二第二号に掲げる者で公共職業安定所長の指示により雇用保険法施行規則第九十三条又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第十八条第五号に規定する作業環境に適應させるための訓練を受けたもののうち、当該公共職業安定所長の指示を受けた日において年齢五十五歳以上六十五歳未満の者
 - 三 政令第五十六条の十七の二第三号に掲げる者で同号に掲げる雇用奨励金の支給に係る雇入れの日において年齢五十五歳以上六十五歳未満のもの
- （政令第五十六条の二十七の施設）
第二十四条の三 政令第五十六条の二十七に規定する総務省令で定める施設は、家畜飼養管理施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ及びきのこ栽培施設とする。

（政令第五十六条の二十八第二項第二号の施設）
第二十四条の四 政令第五十六条の二十八第二項第二号に規定する総務省令で定める施設は、農林水産業に関する試験研究のための施設とする。
（政令第五十六条の二十九の施設）
第二十四条の五 政令第五十六条の二十九第一号に規定する総務省令で定める施設は、倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター及び計算センターとする。

2 政令第五十六条の二十九第二号に規定する総務省令で定める施設は、卸売業者が生鮮食料品等を保管する施設のうち卸売市場法施行規則第七条第五項の規定により事業報告書において開設者に報告された施設とする。

(政令第五十六条の三十四第一項の事業)

第二十四条の五の二 政令第五十六条の三十四第一項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 中小企業等協同組合法第九条の二第二項第四号又は第九条の九第一項第六号に掲げる事業
二 商店街振興組合法第十三条第一項第四号若しくは第五号又は第十九条第一項第六号若しくは第七号に掲げる事業

三 協同組合連合会が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第一項第三号に掲げる事業(当該協同組合連合会の所属員が一の建物に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業に限る。)

四 事業協同小組合又は協同組合連合会での組合員又は所属員の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第一項第三号に規定する特定中小事業者(小売商業又はサービス業を行う者に限る。)であるものが実施する同項第二号に掲げる事業(同号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第二十八条第一項第一号イに掲げる要件に適合する同項に規定する共同化計画に基づき実施されるものの用に供するために施設を整備する事業に限る。)

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第二号ハ及びニに掲げる事業(独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第三十条第二項第一号に規定する合併会社又は同省令第三十一条第四項第一号に規定する出資会社(合併又は出資をしようとする者の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第一項第三号に規定する特定中小事業者(小売商業又はサービス業を行う者に限る。))であるものに限る。))が実施する同省令第三十条第一項第一号又は第三十一条第二号に規定する事業を除く。)

(法第七百一条の三十四第三項第十九号イの事業)

第二十四条の五の三 法第七百一条の三十四第三項第十九号イに規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 中小企業等協同組合法第九条の二第二項第四号又は第九条の九第一項第六号に掲げる事業
二 商店街振興組合法第十三条第一項第四号若しくは第五号又は第十九条第一項第六号若しくは第七号に掲げる事業

三 協同組合連合会の所属員が実施する総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二条第二項第五号イに掲げる一の建物に集合して行う事業

四 事業協同小組合又は協同組合連合会での組合員又は所属員の三分の二以上が経済産業省関係総合特別区域法施行規則(平成二十三年経済産業省令第四十五号)第一条第一項第二号イに規定する特定中小事業者(小売商業又はサービス業を行う者に限る。)であるものが実施する総合特別区域法第二条第二項第五号イに掲げる共同して行う事業

五 合併会社(経済産業省関係総合特別区域法施行規則第一条第二号ハに規定する合併会社をいう。以下この号及び次条第五号において同じ。)、出資会社(同令第一条第一項第二号ニに規定する出資会社をいう。次条第五号において同じ。)、承認合併会社(同令第一条第一項第二号ホに規定する承認合併会社をいう。次条第五号において同じ。))又は承認出資会社(同令第一条第一項第二号ホに規定する承認出資会社をいう。次条第五号において同じ。))が実施する総合特別区域法第二条第二項第五号イに掲げる共同して行う事業(合併をしようとする者の三分の二以上が同令第一条第一項第二号イに規定する特定中小事業者(小売商業又はサービス業を行う者に限る。))であるものに限る。))が実施する事業を除く。)

(法第七百一条の三十四第三項第十九号ロの事業)

第二十四条の五の四 法第七百一条の三十四第三項第十九号ロに規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 中小企業等協同組合法第九条の二第二項第四号又は第九条の九第一項第六号に掲げる事業
二 商店街振興組合法第十三条第一項第四号若しくは第五号又は第十九条第一項第六号若しくは第七号に掲げる事業

三 協同組合連合会の所属員が実施する総合特別区域法第二条第三項第五号イに掲げる一の建物に集合して行う事業

四 事業協同小組合又は協同組合連合会での組合員又は所属員の三分の二以上が経済産業省関係総合特別区域法施行規則第一条第一項第二号イに規定する特定中小事業者(小売商業又はサービス業を行う者に限る。)であるものが実施する総合特別区域法第二条第三項第五号イに掲げる共同して行う事業

五 合併会社、出資会社、承認合併会社又は承認出資会社が実施する総合特別区域法第二条第三項第五号イに掲げる共同して行う事業(合併をしようとする者の三分の二以上が経済産業省関係総合特別区域法施行規則第一条第一項第二号イに規定する特定中小事業者(小売商業又はサービス業を行う者に限る。))であるものに限る。))が実施する事業を除く。)

(政令第五十六条の三十九の施設等)

第二十四条の六 政令第五十六条の三十九に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 貨物取扱施設、航空機部品の整備及び保管のための施設、整備用資材の保管のための施設、地上作業用機材の整備のための施設、車庫、変電所及び配電所
二 旅客カウンター、チケットロビー、キャッシュヤールーム、遺失物保管室及び手荷物取扱施設
三 待合室、ロビー及び通路、階段等無償で旅客又は一般公衆の用に供する施設(政令第五十六条の四十三第二項に規定する消防用設備等又は同条第三項に規定する防災に関する施設若しくは設備に係る部分を除く。)

2 政令第五十六条の三十九に規定する総務省令で定める部分は、当該施設のうち当該施設に係る事業所床面積に当該施設を使用する国際路線に就航する各航空機の客席時間数(当該航空機の客席数(貨物の運送の用に供する航空機にあつては、同じ型式の旅客の運送の用に供する航空機と同等の客席数を有するものとみなす。))に当該航空機の最近の一年間における航行時間乗じて得た数値をいう。以下本項において同じ。))の合計数の当該施設を使用する国際路線又は国内路線に就航する各航空機の客席時間数の合計数に対する割合を乗じて得た事業所床面積に相当する部分とする。

(政令第五十六条の四十第一項の総務省令で定める要件)

第二十四条の六の二 政令第五十六条の四十第一項に規定する総務省令で定める要件は、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第五十条の十一の規定により事業者設備識別番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第十号に規定する事業者設備識別番号をいう。))の指定を受け、当該事業者設備識別番号により、同法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続して中継電話(電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第一条第二項第三号に規定する中継電話をいう。事業者設備識別番号の呼に係る料金が当該事業者設備識別番号に係る着信側の利用者に課される機能を付加して提供されるものを除く。))を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が当該第一種指定電気通信設備を設置する者と同程度以上とする。

(政令第五十六条の四十の二の施設)

第二十四条の六の三 政令第五十六条の四十の二に規定する総務省令で定める施設は、信書便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物をいう。第二十四条の二十一において同じ。))の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設とする。

(政令第五十六条の四十の三の施設)

第二十四条の六の四 政令第五十六条の四十の三第一号に規定する総務省令で定める施設は、郵便物の配達、表示、区分、転送、還付及び保管の用に供する施設とする。

2 政令第五十六条の四十の三第二号に規定する総務省令で定める部分は、当該施設のうち当該施設に係る事業所床面積に当該施設における郵便窓口業務等処理するための端末機（電子計算機及び電気通信回線により郵便窓口業務等処理するための端末機のうち当該業務に従事する者が窓口カウンターにおいて使用するために設置するものに限る。）の合計数の当該施設における郵便窓口業務等、銀行業及び生命保険業の代理業務並びに金融商品仲介業の業務を処理するための端末機（電子計算機及び電気通信回線によりこれらの業務を処理するための端末機（銀行業の代理業務を処理するための端末機のうち郵便振替の業務のみに使用するものを除く。）のうちこれらの業務に従事する者が窓口カウンターにおいて使用するために設置するもの（これらの端末機と同様の機能を有する端末機を当該施設の窓口カウンター以外においても使用するために設置している場合には、当該同様の機能を有する端末機を含む。）に限る。）の合計数に対する割合を乗じて得た事業所床面積に相当する部分とする。

（政令第五十六条の四十一第三号の福利又は厚生のための施設）
第二十四条の七 政令第五十六条の四十一第三号に規定する総務省令で定める専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設は、次に掲げる施設とする。

一 農業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）に規定する企業年金連合会、農業者年金基金、法人である労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）による法人である職員団体等その他これらに類する組合又は団体が経営する専らこれらの組合又は団体の構成員の利用に供する福利又は厚生のための施設

二 公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）又は法第七百一条の三十四第二項に規定する人格のない社団等が経営する専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設

三 前号に掲げる施設のほか、政令第五十六条の四十一第一号及び第二号並びに前二号に規定するものから経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設

（政令第五十六条の四十二第三号の特定路外駐車場）
第二十四条の八 政令第五十六条の四十二第三号に規定する総務省令で定める特定路外駐車場は、一般公共の用に供されるものとして指定都市等の長が認めた同条第一号に規定する特定路外駐車場とする。

（政令第五十六条の四十三第三項第五号の防災に関する施設又は設備）
第二十四条の九 政令第五十六条の四十三第三項第五号に規定する総務省令で定める防災に関する施設又は設備は、次に掲げる施設又は設備とする。

一 指定都市等の条例の規定に基づき設置する喫煙所
二 前号に掲げるもののほか、指定都市等の条例又は消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二章第二項に規定する消防長若しくは同法第十三条第一項に規定する消防署長若しくは建築基準法第二章第三十五号に規定する特定行政庁の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると指定都市等の長が認めるもの

（政令第五十六条の四十六の労働者の詰所）

第二十四条の十 政令第五十六条の四十六に規定する総務省令で定める労働者の詰所は、労働者詰所及び現場事務所とする。

（政令第五十六条の五十三第一号の汚水処理施設等）

第二十四条の十一 政令第五十六条の五十三第一号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設及び除害施設は、第十六条の六第一項に規定する施設とする。

2 政令第五十六条の五十三第二号に規定する総務省令で定めるばい煙処理施設は、第十六条の六第三項に規定する施設とする。

3 政令第五十六条の五十三第二号に規定する総務省令で定める揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設は、次に掲げる施設とする。

一 吸着、分解又は分離の方法により大気汚染防止法第二条第四項に規定する揮発性有機化合物（以下この号及び次号において「揮発性有機化合物」という。）の排出を抑制する機能を有する装置で次に掲げるもの

イ 吸着装置（揮発性有機化合物を吸着剤に吸着させて処理する装置をいう。）

ロ 分解装置（揮発性有機化合物を直接燃焼、触媒燃焼、蓄熱燃焼、放電又は微生物に接触させ生物的作用を利用する方法により当該揮発性有機化合物を分解して処理する装置をいう。）

ハ 分離装置（揮発性有機化合物を冷却して液化する方法、水、油若しくはアルコールに吸収させる方法、蒸留する方法、分離膜を用いる方法又はこれらを組み合わせた方法により当該揮発性有機化合物を分離して処理する装置をいう。）

二 前号に掲げる装置に附属する次に掲げる機械その他の設備で、専ら揮発性有機化合物の排出の抑制の用に供されるもの

イ ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。）

ロ 冷却装置

ハ 送風機

ニ 熱交換機

ホ 加熱器

ヘ 圧縮機

ト 凝縮器

チ ばつき装置

リ 中和装置

ル ミスト除去装置

ス 計測器及び自動調整装置

ヲ 変圧器及び整流器

フ 電動機

カ ボイラー

コ 分離器

タ ポンプ、配管及びタンク

4 政令第五十六条の五十三第三号に規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設は、第十六条の六第五項に規定する施設（同項第一号ホからトまでに掲げる装置及びこれらに附属する同項第二号に掲げる機械その他の設備を除く。）とする。

5 政令第五十六条の五十三第四号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、第十六条の六第六項第一号に掲げる施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。次項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）とする。

6 政令第五十六条の五十三第四号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、第十六条の六第七項第一号に掲げる施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）とする。

7 政令第五十六条の五十三第六号に規定する総務省令で定めるダイオキシン類の処理施設は、第十六条の六第十二項に規定する施設とする。

（政令第五十六条の五十四の施設）

第二十四条の十二 政令第五十六条の五十四に規定する総務省令で定める施設は、国若しくは地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付けを受けて設置される消費地食肉冷蔵施設とする。

第二十四条の十三 削除

(政令第五十六條の五十七第二項の要件等)

第二十四條の十四 政令第五十六條の五十七第二項に規定する総務省令で定める要件は、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格A九〇〇二(木質材料の加圧式保存処理方法)に適合する処理方法により行われるものであることとする。

第二十四條の十五から第二十四條の十八まで 削除

(政令第五十六條の六十及び政令第五十六條の六十一第一号の施設)

第二十四條の十九 政令第五十六條の六十及び政令第五十六條の六十一第二号に規定する総務省令で定める施設は、ロビー、浴室、厨房、機械室その他これらに類する施設(政令第五十六條の四十三第二項に規定する消防用設備等又は同条第三項に規定する防災に関する施設若しくは設備に係る部分を除く。)で宿泊に係るものとする。

(政令第五十六條の六十四の施設)

第二十四條の二十 政令第五十六條の六十四に規定する総務省令で定める施設は、第二十四條の六十一項に規定する施設とする。

(政令第五十六條の六十六の施設)

第二十四條の二十一 政令第五十六條の六十六に規定する総務省令で定める施設は、信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設とする。

第二十四條の二十二 削除

第二十四條の二十三及び第二十四條の二十四 削除

(政令第五十六條の七十二第二号の親族)

第二十四條の二十五 政令第五十六條の七十二第二号に規定する総務省令で定める親族は、同号に規定する従前の組合員の配偶者及び子以外の親族で、当該従前の組合員と生計を一にしているものとする。

(政令第五十六條の七十二第三号の要件)

第二十四條の二十六 政令第五十六條の七十二第三号に規定する総務省令で定める要件は、同号に規定する特例事業所等に代わるものと認められる他の事業所等において、当該特例事業所等において行われていた事業と同種の事業を行うこととする。

第二十四條の二十七 削除

(事業所税の徴収に要する費用)

第二十四條の二十八 法第七百一条の七十三の事業所税の徴収に要する費用は、当該年度の歳入に所属する事業所税の額の百分の五に相当する額とする。

(事業所税に係る申告書の様式)

第二十四條の二十九 事業所税について、法第七百一条の四十六第一項及び第七百一条の四十七第一項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七百一条の四十九第二項の修正申告書の様式は、第四十四号様式(別表一から別表四まで)によるものとする。

(政令第五十六條の八十四の二第三項の床面積の算定等)

第二十四條の二十九の二 政令第五十六條の八十四の二第三項の規定の適用について、同項中被災家屋(同条第一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。)で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

2 政令第五十六條の八十四の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋に代わるものとして法第七百二条の四の二の規定の適用を受けようとする家屋(以下この号及び次号において「代替家屋」という。)の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)並びに当該被災家屋及び当該代替家屋の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋が震災等(法第七百二条の四の二に規定する震災等をいう。以下この号及び次号において同じ。)により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋が当該震災等により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災家屋が震災等の発生した日の属する年の一月一日(当該震災等の発生した日が一月一日である場合には、当該震災等の発生した日の属する年の前年の一月一日)を賦課期日とする年度の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋が存したことを証する書類及び代替家屋の詳細を明らかにする書類

三 政令第五十六條の八十四の二第一項第一号から第四号までに掲げる者(以下この号において「相続人等」という。)が、法第七百二条の四の二の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

(政令第五十六條の八十七第三号の交通施設)

第二十四條の三十 政令第五十六條の八十七第三号に規定する総務省令で定める交通施設は、次に掲げる交通施設とする。

一 飛行場及び航空保安施設(これらに附帯する施設を含む。)

二 一般旅客自動車運送事業の用に供する施設

(法第七百三十三條の四第六項ただし書及び第八項ただし書に規定する総務省令で定める補正方法)

第二十四條の三十の二 法第七百三十三條の四第六項ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同条第八項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(次項において「補正前の国民健康保険税の基礎課税額」という。)が同条第六項に規定する基礎課税限度額(次項において「基礎課税限度額」という。)を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の基礎課税額(当該補正前の国民健康保険税の基礎課税額が基礎課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の基礎課税額を基礎課税限度額として計算した基礎課税額)の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ法第七百三十三條の四第三項の標準基礎課税総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

(法第七百三十三條の四第十五項ただし書及び第十六項ただし書に規定する総務省令で定める補正方法)

第二十四條の三十の三 法第七百三十三條の四第十五項ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同条第十六項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(次項において「補正前の国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額」という。)が同条第十五項に規定する後期高齢者支援金等課税限度額(次項において「後期高齢者支援金等課税限度額」という。)を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額

及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額（当該補正前の国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額が後期高齢者支援金等課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額を後期高齢者支援金等課税限度額として計算した後期高齢者支援金等課税額）の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ法第七百三十三条の四第十二項の標準後期高齢者支援金等課税総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

（法第七百三十三条の四第二十三項ただし書及び第二十四項ただし書に規定する総務省令で定める補正方法）

第二十四条の三十の四 法第七百三十三条の四第二十三項ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同条第二十四項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（次項において「補正前の国民健康保険税の介護納付金課税額」という。）が同条第二十三項に規定する介護納付金課税限度額（次項において「介護納付金課税限度額」という。）を上回る世帯に属する介護納付金課税被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の介護納付金課税額（当該補正前の国民健康保険税の介護納付金課税額が介護納付金課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の介護納付金課税額を介護納付金課税限度額として計算した介護納付金課税額）の総額のうち介護納付金課税被保険者に係る所得割総額及び資産割総額が、それぞれ法第七百三十三条の四第二十項の標準介護納付金課税総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

（政令第五十六條の八十九第四項第二号に規定する総務省令で定める場合）

第二十四条の三十の五 政令第五十六條の八十九第四項第二号に規定する総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 被保険者が出生した後に、その者の属する世帯の納税義務者が、市町村長に対し、同項第一号に規定する所得割額及び被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合
- 二 被保険者が出生した後に、その者の属する世帯の納税義務者による前号の届出が行われていない場合であつて、市町村長が、当該減額の実施に必要な事項を確認することができた場合

（老齢等年金給付の年額の算定方法）

第二十四条の三十一 政令第五十六條の八十九の二第三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、当該被保険者である世帯主が特別徴収対象被保険者であるかどうかの判定を行う月分として支払を受けることとなっている当該世帯主に係る老齢等年金給付の額に相当する額に十二を乗じて得た額とする。

（市町村の特別徴収の通知）

第二十四条の三十二 法第七百十八條の三第一項（法第七百十八條の六、第七百十八條の七第三項及び第七百十八條の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 特別徴収対象年金給付の種類及び額並びに当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）の名称

（支払回数割保険税額の端数計算）

第二十四条の三十三 法第七百十八條の三第二項に規定する支払回数割保険税額を計算する場合において、その額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数

金額又はその全額は、すべて当該年度の十月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る支払回数割保険税額に合算するものとする。

（市町村が年金保険者等に対する通知を行う事由等）

第二十四条の三十四 法第七百十八條の五第一項（法第七百十八條の六、第七百十八條の七第三項及び第七百十八條の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の国民健康保険税額が、法第七百十八條の三第一項の規定により年金保険者に対して通知された後の当該年度中に減額された場合
- 二 災害その他の特別の事情が生じたことにより、当該特別徴収対象被保険者について特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収することが適当でないとき市町村が認めた場合

第二十四条の三十五 法第七百十八條の五第一項の規定による市町村から年金保険者への通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該通知に係る特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 当該特別徴収対象被保険者について特別徴収を行わないこととする旨及びその理由
- 三 特別徴収対象年金給付の種類及び年金保険者の名称

（法第七百十八條の七第一項の支払回数割保険税額に相当する額）

第二十四条の三十六 法第七百十八條の七第一項に規定する支払回数割保険税額に相当する額は、当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険税額とする。

（年金保険者が特別徴収対象保険税額の納入の義務を負わなくなる事由等）

第二十四条の三十七 法第七百十八條の九第一項に規定する総務省令で定める場合は、特別徴収対象年金給付の支払額が当該支払に係る次の各号に掲げる額の合計額に満たない場合とする。

- 一 法第七百十八條の三第二項（法第七百十八條の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第七百十八條の七第一項及び第七百十八條の八第一項に規定する支払回数割保険税額、支払回数割保険税額に相当する額及び支払回数割保険税額の見込額
- 二 介護保険法第三百三十五條第三項、第三百三十六條第一項（介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）第四十五條の二第一項及び第四十五條の三第一項において準用する場合を含む。）及び第四百四十四條第二項の規定による支払回数割保険料額の見込額、支払回数割保険料額及び支払回数割保険料額に相当する額

- 3 法第七百十八條の九第二項に規定する通知は、速やかに行うものとする。
- 2 法第七百十八條の九第二項に規定する通知は、速やかに行うものとする。

別徴収対象被保険者とする。

（法第七百三十一條第三項の総務省令で定める納税義務者）

第二十四条の三十八 法第七百三十一條第三項に規定する総務省令で定める納税義務者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると見込まれるものとする。

- 一 法第七百三十一條第三項の条例の施行後五年間に係る当該納税義務者（納税義務者となるべき者を含む。次号において同じ。）に対して課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が、当該期間に係る当該法定外目的税の課税標準の合計の十分の一を超えること。
- 二 前号の期間のうち、当該納税義務者に対して課すべき当該法定外目的税の課税標準が当該法定外目的税の課税標準の十分の一を超える年が三以上あること。

（書面等地方税関係申告等及び書面等以外地方税関係申告等）

第二十四条の三十九 地方団体の長は、書面等地方税関係申告等（法第七百四十七條の二第一項に規定する書面等地方税関係申告等をいう。以下同じ。）又は書面等以外地方税関係申告等（法第七百四十七條の三第一項に規定する書面等以外地方税関係申告等をいう。以下同じ。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二條第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用し、かつ、機構を経由して行わせる場合には、情報通信の技

術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従って行わせるものとする。

2 法第七百四十七条の第二項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して書面等地方税関係申告等を行う者は、書面等地方税関係申告等書面等（法第七百四十七条の第二項に規定する書面等をいう。次条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、書面等地方税関係申告等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、書面等地方税関係申告等を行わなければならない。

3 法第七百四十七条の第三項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して書面等以外地方税関係申告等を行う者は、書面等以外地方税関係申告等を行うときに通知すべきこととされている事項を、書面等以外地方税関係申告等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、書面等以外地方税関係申告等を行わなければならない。

4 第二項の規定により書面等地方税関係申告等を行う者又は前項の規定により書面等以外地方税関係申告等を行う者は、当該書面等地方税関係申告等又は書面等以外地方税関係申告等の情報に電子署名（当該書面等地方税関係申告等又は書面等以外地方税関係申告等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ機構を通じて地方団体の長に当該書面等地方税関係申告等又は書面等以外地方税関係申告等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、総務大臣の指定する方法により当該書面等地方税関係申告等又は書面等以外地方税関係申告等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

5 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の第二項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ニ その他総務大臣が定めるもの

（特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知等）

第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令（法第七百四十七条の第二項に規定する地方税関係法令をいう。次項において同じ。）の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているものとする。

一 法第二十條の十一の規定による資料の提供

二 法第四十六條第五項、第六十三條第一項、第七十二條の四十九の二、第七十二條の五十九第一項、第三百二十五條、第三百五十四條の二、第六百五十五條及び第七百一十條の五十五第一項の規定による関係書類の閲覧又は記録

三 法第五十三條第六十二項及び第六十三項の規定による通知

四 法第五十八條第六項の規定による通知

五 法第六十三條第三項及び第四項の規定による通知

六 法第七十二條の四十八の二第八項及び第十二項の規定による通知

七 法第二百九十四條第三項の規定による通知

八 法第三百七十一條の規定による通知

九 法第三百二十一條の十四第六項の規定による通知

十 法附則第七條第五項及び第六十二項に規定する申告特例通知書の送付

十一 政令第二十四條の三第六項（政令第二十四條の四第八項、第二十四條の四の二、第二十四條の四の三第三項及び第二十四條の五において準用する場合を含む。）の規定による通知

2 法第七百四十七條の五第一項に規定する総務省令で定めるものは、前項各号に掲げるもののうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているもののものをいう。

3 行政機関の長（法第七百四十七條の四第一項に規定する行政機関の長をいう。以下この項において同じ。）は、特定書面等地方税関係通知（法第七百四十七條の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知をいう。以下同じ。）又は特定地方税関係通知等（法第七百四十七條の五第一項に規定する特定地方税関係通知等をいう。以下同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う場合には、次に定める基準に従つて行うものとする。

一 次のイからハまでの順序に従い、それぞれイからハまでに定めるところにより行うこと。

イ 機構の使用に係る電子計算機に、行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された特定書面等地方税関係通知又は特定地方税関係通知等を行うときに通知すべきこととされている事項（ロ及びハにおいて「通知事項」という。）を送信すること。

ロ 機構の使用に係る電子計算機において、通知事項に係る通信の交換が行われ、他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

ハ 当該他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録されること。

二 前号の事務の実施に必要な電気通信回線その他の電気通信設備は、総務大臣が定める技術基準に適合するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項について、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

（政令第五十七條の五第二項の特定徴収金の納付又は納入に関する事項）

第二十四条の四十一 政令第五十七條の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる地方団体の徴収金に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。

一 第二十四条の四十三第一項第一号に規定する方法により納付し、又は納入する地方団体の徴収金 同号に規定する符号

二 第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する地方団体の徴収金 同号柱書に規定する符号

（政令第五十七條の五第二項の特定徴収金に関する事項の地方団体への通知等）

第二十四条の四十二 政令第五十七條の五第二項に規定する特定徴収金に関する事項で総務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 法第七百四十七條の六第二項に規定する特定徴収金（以下「特定徴収金」という。）の納付又は納入を行った者の名称（次条第一項第一号に規定する方法により納付し、又は納入する場合に限る。）

二 特定徴収金の納付又は納入が行われた日

三 特定徴収金の収納を行った法第七百四十七條の六第三項に規定する特定金融機関等（第三十一条の五第四号及び第三十一条の六第四号において「特定金融機関等」という。）又は特定徴収金の納付若しくは納入の委託を受けた法第七百四十七條の八第一項に規定する機構指定納付受託者（以下「機構指定納付受託者」という。）の名称その他のこれらの者を識別するための事項

四 特定徴収金の税目（税目を識別するための符号その他の事項を含む。）及び金額

五 前条第一号又は第二号に規定する符号

六 その他参考となるべき事項

2 政令第五十七條の五第二項に規定する機構が収納した特定徴収金については、同項に規定する地方団体の会計管理者又は地方自治法施行令第六十八條第六項に規定する当該地方団体の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関のうち地方団体が指定したものに払い込むものとする。

3 政令第五十七條の五第二項に規定する通知及び払込みは、特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従って行うものとする。

(法第七百四十七條の六第二項の総務省令で定める方法)

第二十四條の四十三 法第七百四十七條の六第二項に規定する総務省令で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

一 機構の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、地方団体の徴収金の納付若しくは納入の手続に利用することができる入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを使用して地方団体の徴収金の納付又は納入に関する書類に記載すべきこととされている事項を機構の使用に係る電子計算機に送信した上で、機構から得た個々の納付又は納入を識別するために当該事項に基づき機構が割り当てる符号を用いて納付し、又は納入する方法

二 地方団体の徴収金の納付又は納入に関する書類であつて次に掲げる符号が記載されているもの又は次に掲げる符号を用いて納付し、又は納入する方法

イ ロ に掲げる符号を電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信するための符号

ロ 個々の納付又は納入を識別するために地方団体が割り当てる符号

2 前項各号に掲げる方法のいずれかにより地方団体の徴収金の納付又は納入を行おうとする者のうち、地方団体の徴収金の納付若しくは納入の手続に利用することができる入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するもののみを使用して地方団体の徴収金の納付又は納入の手続を行おうとするものは、次に掲げる事項をあらかじめ機構に届け出なければならない。

一 氏名、住所又は居所

二 地方団体の徴収金の納付又は納入の手続に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別及び口座番号

三 その他参考となるべき事項

(法第七百四十七條の六第三項の総務省令で定める基準)

第二十四條の四十四 法第七百四十七條の六第三項に規定する総務省令で定める基準は、地方団体の徴収金の収納の事務を行うための総務大臣が定める役務を提供することができることとする。

(政令第五十七條の五の二第三項の特定徴収金に関する事項)

第二十四條の四十五 政令第五十七條の五の二第三項に規定する特定徴収金に関する事項で総務省令で定めるものは、第二十四條の四十二第一項第二号から第六号までに規定する事項とする。

(機構指定納付受託者に対する通知)

第二十四條の四十六 法第七百四十七條の七に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる事項の通知とする。

一 地方団体の徴収金の納付若しくは納入に関する書類に記載すべきこととされている事項又は記載されている事項その他の当該徴収金を特定するために必要な事項(第二十四條の四十三第一項第一号又は第二号柱書に規定する符号を含む。)

二 次に掲げるいずれかの事項

イ クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項

ロ 電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する方法(イに規定する方法を除く。)による決済に関し必要な事項

(機構指定納付受託者の指定の手続)

第二十四條の四十七 法第七百四十七條の八第一項の規定による機構の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地その他機構が必要と認める事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

(納付又は納入の受託の手続)

第二十四條の四十八 機構指定納付受託者は、法第七百四十七條の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けたときは、当該特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者に、その旨を電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

2 前項の機構指定納付受託者は、同項に規定する委託を受けた特定徴収金に係る第二十四條の四十六第一号に掲げる事項が記録された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を保存するものとする。

(機構指定納付受託者の指定に係る通知事項等)

第二十四條の四十九 法第七百四十七條の八第二項に規定する総務省令で定める事項は、機構が同条第一項の規定による指定をした日とする。

(機構指定納付受託者の名称等の変更の届出)

第二十四條の五十 機構指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、法第七百四十七條の八第三項の規定により機構が定める日までに、その旨を記載した届出書を機構に提出しなければならない。

(機構指定納付受託者の報告)

第二十四條の五十一 機構指定納付受託者は、法第七百四十七條の十第二項の規定により、次に掲げる事項を機構に報告しなければならない。

一 報告の対象となつた期間並びに当該期間において法第七百四十七條の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日

二 前項の期間において受けた同号の委託に係る次に掲げる事項

イ 第二十四條の四十六第一号に掲げる事項

ロ 特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者から法第七百四十七條の七の規定により委託を受けた年月日

(機構指定納付受託者が受けた委託に関する事項の地方団体への通知)

第二十四條の五十二 機構は、法第七百四十七條の十第三項の規定により、前条各号に掲げる事項及び同条の報告を行つた機構指定納付受託者の名称その他の当該者を識別するための事項を同項に規定する地方団体に通知しなければならない。

(機構指定納付受託者に対する報告の徴収)

第二十四條の五十三 機構は、機構指定納付受託者に対し、法第七百四十七條の十一第二項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

(機構指定納付受託者の指定取消の通知)

第二十四條の五十四 機構は、法第七百四十七條の十二第一項の規定による指定の取消をしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知するものとする。

(地方税関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第二十五條 法第七百四十八條第一項の規定により地方税関係帳簿(同項に規定する地方税関係帳簿をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係る電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。以下この条から第二十七條までにおいて同じ。)の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする同項各号に掲げる者は、次に掲げる要件(当該者が

特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び保存を行っている場合には、第三号に掲げる要件を除く。）に従って当該電磁的記録の備付け及び保存を行っていない。

一 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下この条及び第二十七条において同じ。）に当該法第七百四十八条第一項各号に掲げる者が開発したプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下この項及び第五項第四号において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。

イ 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下この条及び第二十七条第一項第三号において同じ。）の概要を記載した書類

ロ 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類

ハ 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）

二 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

三 地方税に関する法令の規定による当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと。

二 前項に規定する特定要件とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件をいう。

一 法第七百四十八条第一項の規定により地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする同項各号に掲げる者 次に掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、ハ（二）及び（三）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）

イ 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

(1) 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(2) 当該地方税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行つた場合には、その事実を確認することができること。

ロ 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と関連地方税関係帳簿（当該地方税関係帳簿に関連する地方税関係帳簿をいう。ロにおいて同じ。）の記録事項（当該関連地方税関係帳簿が、法第七百四十八条第一項の規定により当該関連地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関連地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は法第七百四十九条第一項若しくは第三項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（同条第一項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下この項及び次条において同じ。）による保存をもつて当該関連地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は

当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

ハ 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

(1) 取引年月日、取引金額及び取引先（二）及び（三）において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

(2) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

(3) 二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること。

二 法第七百四十九条第一項の規定により地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする法第七百四十八条第一項各号に掲げる者 次に掲げる要件

イ 前号に定める要件

ロ 次条第一項第一号（一）の電磁的記録に、前号イ（一）及び（二）に規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。

ハ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、地方税関係帳簿の種類及び取引年月日その他の日付を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを採し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

二 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

ホ 当該地方税関係帳簿の保存期間（地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該地方税関係帳簿に係る地方税の法定納期限（法第十一條の四第一項に規定する法定納期限をいう。）後三年を経過する日までの間（当該法第七百四十八条第一項各号に掲げる者が当該地方税関係帳簿に係る地方税の納税義務者でない場合には、当該者が当該納税義務者であるとした場合における当該期間に相当する期間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前項第二号及び前号ハに掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ（二）及び（三）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号ハに規定する機能（当該者が地方税に関する法令の規定による当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ（一）に掲げる要件を満たす機能）に相当するものに限る。）を確保しておくこと。

三 第一項の規定は、法第七百四十八条第二項の規定により地方税関係書類（同項に規定する地方税関係書類をいう。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする同項各号に掲げる者の当該電磁的記録の保存について準用する。この場合において、第一項中「特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは、「当該電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（取引年月日その他の日付を検索の条件として設定すること及びその範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。）を確保して当該電磁的記録の」と読み替えるものとする。

四 法第七百四十八条第三項に規定する総務省令で定める装置は、スキャナとする。

五 法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類（同項に規定する地方税関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする同項の表の各号の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場

法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類（同項に規定する地方税関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする同項の表の各号の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場

合には、第五号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

一次に掲げる方法のいずれかにより入力すること。

イ 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと。

ロ 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該地方税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。

二 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件（当該者が同号イ又はロに掲げる方法により当該地方税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ スキャナ（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を使用する電子計算機処理システムであること。

（1） 解像度が、日本産業規格（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）Z六〇一六附属書AのA・一・二に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上で読み取るものであること。

（2） 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上で読み取るものであること。

ロ 当該地方税関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務（電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。）に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号及び第二十七条第一項において「タイムスタンプ」という。）を付すこと（当該地方税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと）。

（1） 当該記録事項が変更されていないことについて、当該地方税関係書類の保存期間（地方税に関する法令の規定により地方税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

（2） 課税期間（地方税に関する法令の規定により地方税の課税標準の計算の基礎となる期間をいう。）中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

ハ 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。

（1） 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

（2） 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができること。

三 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該地方税関係書類に関連する地方税関係帳簿の記録事項（当該地方税関係帳簿が、法第七百四十八条第一項の規定により当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は法第七百四十九条第一項若しくは第三項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

四 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が三十五センチメートル以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。

イ 整然とした形式であること。

ロ 当該地方税関係書類と同程度に明瞭であること。

ハ 拡大又は縮小して出力することが可能であること。

二 地方団体の長が定めるところにより日本産業規格Z八三〇五に規定する四ポイントの大きな文字を認識することができること。

五 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

イ 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先（ロ及びハにおいて「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

六 第一項第一号の規定は、法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする同項の表の各号の上欄に掲げる者の当該電磁的記録の保存について準用する。

法第七百四十八条第三項の表の各号の上欄に掲げる者が、災害その他やむを得ない事情により、同項前段に規定する総務省令で定めるところに従つて同項前段の地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができ。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは、この限りでない。

七 法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えている次の表の各号の上欄に掲げる者は、当該地方税関係書類のうち当該地方税関係書類の保存に代える日（第二号において「基準日」という。）前に作成又は受領をした当該各号の中欄に掲げる書類（以下この項及び次項において「過去分書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書（以下この項において「適用届出書」という。）を、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長に提出したとき（従前において当該過去分書類と同一の種類書類に係る適用届出書を当該地方団体の長に提出していない場合に限る。）は、第五項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手續を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該過去分書類（当該地方団体に係るものに限る。）に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号ロ中「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキャナで読み取る際に」と、「こと（当該地方税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと）」とあるのは「こと」とする。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

二 基準日

三 その他参考となるべき事項

一 法第七十四 条の二第一項に 規定する卸売販 売業者等	同条第三項に規定 する書類	同項の小売販売業者の営業所所在地の道府県知事
二 法第四百十 四条の三十二第 一項第三号に係 る承認を受けた 者	同条第四項に規定 する書類	同項の小売販売業者である卸売販売業者等の営業所 所在地の道府県知事
三 法第四百十 四条の三十五第 七項の特別徴収 義務者	法第七十四条の六 第二項に規定する 書類	法第七十四条の二第二項の小売販売業者の営業所所 在地の道府県知事又は同条第二項の卸売販売業者等 の事務所若しくは事業所で当該売渡し若しくは消費 等に係る製造たばこを直接管理するものの所在地の 道府県知事
四 法第四百六 十五条第一項に 規定する卸売販 売業者等	同条第六項に規定 する自動車用炭化 水素油譲渡証の写 し	同条第一項に規定する道府県知事
	同項に規定する書 類	法第四百四十四条の二第一項に規定する軽油の納入地 所在地の道府県知事
	同条第三項に規定 する書類	同項の小売販売業者の営業所所在地の市町村長
	同条第四項に規定 する書類	同項の小売販売業者である卸売販売業者等の営業所 所在地の市町村長
	法第四百六十九 条第二項に規定する 書類	法第四百六十五条第一項の小売販売業者の営業所所 在地の市町村長又は同条第二項の卸売販売業者等の 事務所若しくは事業所で当該売渡し若しくは消費等 に係る製造たばこを直接管理するものの所在地の市 町村長

8 前項の規定により過去分書類に係る電磁的記録の保存をする法第七百四十八条第三項の表の各号の上欄に掲げる者が、災害その他やむを得ない事情により、同項前段に規定する総務省令で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができ。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該総務省令で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたと認められるときは、この限りでない。

9 法第七百四十八条第三項後段に規定する総務省令で定める要件は、同項後段の地方税関係書類に係る電磁的記録について、当該地方税関係書類の保存場所に、地方税に関する法令の規定により当該地方税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

(地方税関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第二十六条 法第七百四十九条第一項の規定により地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする法第七百四十八条第一項各号に掲げる者は、前条第一項各号に掲

げる要件(当該者が同条第二項に規定する特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つて当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。)

一 当該電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。

イ 当該電子計算機出力マイクロフィルム

の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

ロ 次に掲げる事項が記載された書類

(1) 法第七百四十八条第一項各号に掲げる者(その者が法人である場合には、当該法人の地方税関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者)の当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及びその氏名

(2) 当該電子計算機出力マイクロフィルム

の作成責任者の氏名

(3) 当該電子計算機出力マイクロフィルム

の作成年月日

二 当該電子計算機出力マイクロフィルム

の保存をする場所に、日本産業規格B七一一六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダープリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルム

の内容を当該マイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようしておくこと。

2 前項の規定は、法第七百四十九条第二項の規定により地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする法第七百四十八条第二項各号に掲げる者の当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項中「前条第一項各号」とあるのは「前条第一項第一号及び第三号」と、「特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは「特定要件(同項第二号ハからホまでに掲げるものに限る。に従つて」と、「及び次に」とあるのは「並びに次に」と読み替えるものとする。

3 法第七百四十九条第三項に規定する総務省令で定める場合は、法第七百四十八条第一項の規定により地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えている同項各号に掲げる者の当該地方税関係帳簿又は同条第二項の規定により地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えている同項各号に掲げる者の当該地方税関係書類の全部又は一部について、その保存期間(地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿又は地方税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)の全期間(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。)につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第七百四十九条第三項の規定により地方税関係帳簿又は地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿又は地方税関係書類に係る電磁的記録の保存に代えようとする法第七百四十八条第一項各号に掲げる者又は同条第二項各号に掲げる者の当該地方税関係帳簿又は地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

(法第七百五十条第三項の電磁的記録の保存)

第二十七条 法第七百五十条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項(以下この項において「記載事項」という。)に係る電磁的記録の提供を受けた者(以下この項及び第三項において「保存義務者」という。)は、当該電磁的記録を、当該地方税関係書類の徴収若しくは当該書類の提出が書面により行われたとした場合又は書面により行われその写しが作成されたとした場合に、地方税に関する法令の規定により、当該

書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第二十五条第一項第二号及び第五項第五号並びに同項第六号において準用する同条第一項第一号（イに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が地方税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求（以下この項において「電磁的記録の提示等の要求」という。）に応じることができるとしている場合には、同条第五項第五号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が、その判定期間に係る基準期間における売上高が五千万円以下である事業者である場合又は地方税に関する法律の規定による当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている場合であつて、当該電磁的記録の提示等の要求に応じることができるようにしているときは、同号に掲げる要件）を除く。）に従つて保存しなければならない。

一 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該記載事項の授受を行うこと。

二 次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すこと。

イ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことを当該記載事項の授受後、速やかに行うこと。

ロ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該記載事項の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。

三 次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該記載事項の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。

イ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

四 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業者 個人事業者（業務を行う個人をいう。以下この項において同じ。）及び法人をいう。

二 判定期間 次に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ次に定める期間をいう。

イ 個人事業者 当該電磁的記録の提供を受けた日の属する年の一月一日から十二月三十一日までの期間

ロ 法人 当該電磁的記録の提供を受けた日の属する事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次号において同じ。）

三 基準期間 個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が一年未満である法人については、その事業年度開始の日の二年前の日の前日から同日以後一年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいう。

3 次の表の各号の上欄に掲げる保存義務者が、災害その他やむを得ない事情により、法第七百五十条第三項に規定する総務省令で定めるところに従つて当該各号の中欄に掲げる書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明したとき、又はそれぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長が当該総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が地方税に関する法律の規定による当該電磁的記録及び当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしているときは、第一項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保

存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかったとした場合又は当該理由がなかったとした場合において、当該総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができなかったと認められるときは、この限りでない。

一 法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等		同条第三項に規定する書類	同項の小売販売業者の営業所所在地の道府県知事
二 法第四百四十四条の三十五第六項に規定する特別徴収義務者		同条第四項に規定する書類	同項の小売販売業者である卸売販売業者等の営業所所在地の道府県知事
三 法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等		同条第三項に規定する書類	同項の小売販売業者の営業所所在地の市町村長

第二十八条から第三十条まで 削除

第三十一条 法第七百五十八条第一項に規定する報告書に記載すべき同項第一号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項（法第七百五十七条第一号に規定する税負担軽減措置等（以下この項において「税負担軽減措置等」という。）の適用の状況に係るものに限る。）は、次に掲げる税負担軽減措置等の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに基づくものとする。

一 道府県民税、事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税、鉦区税、市町村民税、狩猟税、事業所税及び都市計画税に係る税負担軽減措置等 総務大臣が行つた地方税の賦課徴収の状況に関する調査の結果

二 固定資産税に係る税負担軽減措置等 法第三百八十九条第一項の規定により総務大臣が決定した同項に規定する価格等に基づき算定した法第七百五十七条第三号に規定する適用額を集計したもの、法第四百二十二条の規定による概要調査に記載された事項、法第七百四十三条第三項の規定による概要調査に記載された事項又は総務大臣が行つた固定資産税の賦課徴収の状況に関する調査の結果

2 法第七百五十八条第一項に規定する報告書に記載すべき同項第二号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項（法第七百五十七条第二号に規定する租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の状況に係るものに限る。）は、法第七百五十九条第一項及び第二項の規定により財務大臣から提供を受けた法第七百五十七条第五号に規定する適用実態調査情報に基づくものとする。

（機構が処理することとされている事務）

第三十一条の二 国税通則法第七十四条の十二第一項の規定による閲覧及び提供（地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う場合に限る。）については、機構は、当該経由に関する事務を処理することとする。

第三十一条の二の二 機構は、道路運送車両法施行規則第六十三条の規定に基づき国土交通大臣（道路運送車両法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会。以下この条において同じ。）が電気通信回線を通じて道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十二条の納付の有無の事実の確認を行う場合であつて、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に登録されている情報を地方団体の長がその使用に係る電子計算機に登録されている情報と照合させることとしているときは、地方団体の長の使用に係る電子計算機の設置及び管理に関する事務を行うことができる。

(法第七百八十三条第二項の総務省令で定める事項)
第三十一条の三 法第七百八十三条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第七百八十二条第一号に掲げる機構処理税務事務(法第七百六十二条第二号に規定する機構処理税務事務をいう。次条第一項において同じ。)に関する事項
- 二 法第七百八十二条第二号に掲げる教育及び研修に関する事項
- 三 法第七百八十二条第三号に掲げる調査研究に関する事項
- 四 法第七百八十二条第四号に掲げる広報その他の啓発活動に関する事項
- 五 法第七百八十二条第五号に掲げる開発及び運用に関する事項
- 六 法第七百八十二条第六号に掲げる事務の受託に関する事項
- 七 法第七百八十二条第七号に掲げる情報の提供その他の支援に関する事項
- 八 その他機構の業務の執行に關する必要な事項

(法第七百八十五条第一項の機構処理税務事務の実施に關する総務省令で定める事項)

第三十一条の四 法第七百八十五条第一項に規定する機構処理税務事務の実施に關する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 機構処理税務事務の適正な実施に關する職員の啓発及び教育に關する事項
- 二 機構処理税務事務の実施に係る事務を統括管理する者に關する事項
- 三 機構処理税務情報(法第七百六十二条第三号に規定する機構処理税務情報をいう。次号において同じ。)の消去を適切に実施するための必要な措置に關する事項
- 四 機構処理税務情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置に關する事項
- 五 機構処理税務事務に關する帳簿、書類、資料及び電磁的記録媒体(法第七百六十二条第一号ロに規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)の保存に關する事項
- 六 機構処理税務事務に關して知り得た秘密の保持に關する事項
- 七 機構処理税務事務の実施に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管理その他のこれらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に關する事項
- 八 機構処理税務事務の実施に係る電子計算機及び端末装置が不正に操作された疑いがある場合における調査その他不正な操作に対する必要な措置に關する事項
- 九 機構処理税務事務の実施に係る監査に關する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、機構処理税務事務の適切な実施を図るための必要な措置に關する事項

2 機構は、法第七百八十五条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に同項に規定する機構処理事務管理規程を添えて総務大臣に提出しなければならない。

3 機構は、法第七百八十五条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(帳簿の記載事項)

第三十一条の五 法第七百八十九条に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 機構を経由して行っている地方税関係申告等(法第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。次条第一号及び第三十一条の六の二において同じ。)及び地方税関係通知(法第七百六十二条第一号ロに掲げる通知をいう。次条第一号において同じ。)の状況に關する記録
- 二 地方税関係手続用電子情報処理組織の運用状況に關する記録
- 三 法第七百四十七条の六第一項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の状況に關する記録
- 四 法第七百四十七条の六第三項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の特定金融機関等への委託に關する記録

五 法第七百四十七条の八第一項の規定に基づき行っている機構指定納付受託者の指定に關する記録

(機構における機構処理税務事務の実施状況についての報告書の作成及び公表)

第三十一条の六 法第七百九十条の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することにより行うものとする。

- 一 機構を経由して行っている地方税関係申告等及び地方税関係通知の状況に關する記録
- 二 地方税関係手続用電子情報処理組織の運用状況に關する記録
- 三 法第七百四十七条の六第一項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の状況に關する記録
- 四 法第七百四十七条の六第三項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の特定金融機関等への委託に關する記録
- 五 法第七百四十七条の八第一項の規定に基づき行っている機構指定納付受託者の指定に關する記録

(法第七百九十条の二の軽微な事象等)

第三十一条の六の二 法第七百九十条の二の総務省令で定める軽微な事象は、地方税関係申告等又は特定徴収金の納付若しくは納入を行う者の使用に係る電子計算機の故障その他の当該事象による影響を受ける者が限られている事象とする。

2 法第七百九十条の二に規定する総務省令で定める事項は、同条の事象の状況及びそれに対する処置とする。

(財務諸表に含める書類)

第三十一条の七 法第七百九十三条第一項に規定する総務省令で定める書類は、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書とする。

(閲覧期間)

第三十一条の八 法第七百九十三条第三項に規定する総務省令で定める期間は、五年間とする。

(電磁的方法)

第三十一条の九 法第七百九十三条第四項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

(財務諸表の電磁的方法による公開の方法)

第三十一条の十 法第七百九十三条第四項の規定による措置は、前条に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。)を使用する方法により行わなければならない。

(会計規程)

第三十一条の十一 機構は、業務の開始の際、会計に關する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(市町村の廃置分合等があつた場合における昭和二十九年年度の基準財政収入額の算定の方法)

第三十二条 地方税法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百十二号)附則(以下「一部改正法附則」という。)第二十三項に規定する廃置分合又は境界変更後存続する市町村の昭和二十九年年度の基準財政収入額の算定方法は、当該廃置分合又は境界変更の区分に応じ、左の各号に定めるところによる。

- 一 廃置分合によつて二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の昭和二十九年年度の基準財政収入額を合算したもの

二 廃置分合によつて一の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村が昭和二十九年の初日に存在したものと仮定した場合において地方交付税法の規定に基き、又は当該規定の例によつて計算した昭和二十九年度の基準財政収入額

三 境界変更によつて区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の昭和二十九年度の基準財政収入額に当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が昭和二十九年の初日に存在したものと仮定した場合において地方交付税法に基き、又は当該規定の例によつて算定した昭和二十九年度の基準財政収入額を合算したものと

四 境界変更によつて区域を減じた市町村については、当該境界変更後の当該市町村が昭和二十九年の初日に存在したものと仮定した場合において地方交付税法の規定に基き、又は当該規定の例によつて計算した昭和二十九年度の基準財政収入額

二 前項第一号又は第三号の場合において、当該廃置分合又は境界変更前の市町村で昭和二十九年の基準財政収入額がないものがあるときは、昭和二十九年四月二日から当該廃置分合又は境界変更があつた日の前日までの間に行われた廃置分合又は境界変更の区分に応じ、当該市町村について同項各号の規定によつて計算した昭和二十九年度の基準財政収入額をもつて、当該市町村の同項第一号又は第三号に規定する当該廃置分合前又は境界変更前の昭和二十九年度の基準財政収入額とみなす。

（町村合併前の各市町村の旧課税限度額の計算の方法）

第三十三条 一部改正法附則第二十四項の規定による旧課税限度額の計算は、同項に規定する町村合併前の市町村について、町村合併をした法第三百四十九条の四第一項に規定する大規模の償却資産の所在する各市町村ごとに同法同条第一項及び第二項並びに第三百四十九条の五の規定を適用した場合において、当該大規模償却資産に対して課することのできる固定資産税の課税標準となるべき額を合算して行うものとする。

（電子文書法に基づく電磁的記録による保存）

第三十四条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の主務省令で定める保存（電子文書法第二条第五号に規定する保存をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、法第七百四十七条の十一第一項の規定に基づく書面（電子文書法第二条第三号に規定する書面をいう。次条から第三十七条までにおいて同じ。）の保存とする。

第三十五条 民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。以下この条及び第三十七条において同じ。）が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録（電子文書法第二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び第三十七条において同じ。）の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成（電子文書法第二条第六号に規定する作成をいう。次条及び第三十七条において同じ。）された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次号及び第三十七条において「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてきた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 民間事業者等が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

（電子文書法に基づく電磁的記録による作成）

第三十六条 電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、法第七百四十七条の十一第一項の規定に基づく書面の作成とする。

第三十七条 民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算

機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

（特定徴収金に係る納付書等の様式）

第三十八条 納税義務者又は特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。）を第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる様式を添えて納付し、又は納入するものとする。

一 給与所得に係る個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税（特別徴収の方法により納入するものに限り。）	第五号の十五の二様式
二 法人の道府県民税若しくは法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税又は法人の事業税及び特別法人事業税	第十二号の二の二様式
三 利子等に係る道府県民税	第十二号の六の二様式
四 特定配当等に係る道府県民税（第六号に掲げるものを除く。）	第十二号の九の二様式
五 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税	第十二号の十二の二様式
六 特定配当等に係る道府県民税（法附則第三十三条の二の二第一項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合に限り。）	第十二号の十五の二様式
七 道府県たばこ税（申告納付の方法により納付するものに限り。）	第十六号の四の二様式
八 法人の市町村民税	第二十二号の四の二様式
九 市町村たばこ税（申告納付の方法により納付するものに限り。）	第三十四号の二の五の二様式

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。但し、第九条の規定は、入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）施行の日から施行する。

（適用区分）

第一条の二 この府令の規定は、この附則において特別の定があるものを除く外、法人（法人税法第四条の法人を除く。）の道府県民税に関する部分は昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、法人の行う事業に対する事業税に関する部分は昭和二十九年一月一日の属する事業年度分から、市町村民税の法人税割に関する部分は昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、その他の部分（娯楽施設利用税に関する部分を除く。）は昭和二十九年年度分から適用する。（昭和二十八年年度分以前の地方税）

第一条の三 昭和二十八年年度分以前の地方税（法人の行う事業に対する事業税にあつては昭和二十九年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分、入場税にあつては入場税法施行の日の前日以前の分、市町村民税の法人税割にあつては昭和二十九年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分）については、なお、従前の例による。

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）
第二条 法附則第四条第一項第一号に規定する市町村長の承認を受けようとする納税義務者は、同号に規定する取得期限の属する年の翌年三月十五日までに、特定譲渡（同号に規定する特定譲渡をいう。第三項第一号イ及び第四項第一号において同じ。）について同条第一項第一号の承認を受けようとする旨、同号の特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産（同号に規定する買換資産をいう。以下この条において同じ。）の取得（同号に

規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をすることが困難であると認められる事情の詳細、取得をする予定の買換資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した申請書に、当該非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産の取得をすることが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、当該市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

2 法附則第四条第七項第二号又は第十三項第二号の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書の様式は、第五号の四様式によるものとする。

3 法附則第四条第十四項の規定による申告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した様式によつてしなければならない。

一 特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までに買換資産の取得をしない場合

イ 譲渡資産の所在地及び当該譲渡の年月日

ロ 当該買換資産の取得をしないこととなつた旨

ハ 当該納税義務者の氏名、住所及び個人番号

ニ その他参考となるべき事項

二 買換資産の取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る法附則第四条第一項第三号に規定する住宅借入金等（以下この号において「住宅借入金等」という。）の金額を有しない場合

イ 前号イ、ハ及びニに掲げる事項

ロ 取得をした買換資産の所在地及び当該取得の年月日

ハ 当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有しないこととなつた旨

三 買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日までに当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合

イ 前号イ及びロに掲げる事項

ロ 当該買換資産を居住の用に供しないこととなつた旨

4 法附則第四条第十五項の規定による申告は、次に掲げる事項を記載した書類によつてしなければならない。

一 譲渡資産の所在地及び当該譲渡の年月日

二 取得をした買換資産の所在地及び当該取得の年月日

三 当該買換資産を居住の用に供しないこととなつた旨

四 当該納税義務者の氏名、住所及び個人番号

五 その他参考となるべき事項

5 前年中に生じた法附則第四条第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額について、同条第四項又は第十項の規定によつて、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度の道府県民税又は市町村民税の法附則第三十四条第一項若しくは第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項若しくは第五項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除を受けようとする道府県民税又は市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第二項若しくは第三百七十七条の二第二項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書（法附則第四条第七項第二号又は第十三項第二号の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十五号様式による附属申告書を添付しなければならない。

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第二条の二 法附則第四条の二第七項第二号又は第十三項第二号の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書の様式は、第五号の四様式によるものとする。

2 前年中に生じた法附則第四条の二第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額について、同条第四項又は第十項の規定によつて、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の道府県民税又は市町村民税の法附則第三十四条第一項若しくは第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項若しくは第五項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除を受けようとする道府県民税又は市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第二項若しくは第三百七十七条の二第二項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書（法附則第四条の二第七項第二号又は第十三項第二号の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十五号の二様式による附属申告書を添付しなければならない。

（法附則第五条の四第三項又は第八項に規定する申告書の提出）

第二条の三 法附則第五条の四第三項又は第八項の申告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 所得税法第九十条の規定の適用を受け、かつ、法第四十五条の二第二項又は第三百七十七条の二第二項の申告書を提出しない者 第五十五号の三様式

二 前号に掲げる者以外の者 第五十五号の四様式

2 前項第一号に掲げる者は、同号に定める様式による申告書に所得税法第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票を添付しなければならない。

（道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書等の様式）

第二条の四 道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等に係る次の表の上欄に掲げる文書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

文書の種類	
（一）申告特例申請書（法附則第七条第三項及び第十項の申請書）	様式 第五十五号の五様式
（二）申告特例申請事項変更届出書（法附則第七条第四項及び第十一項の変更届出）	第五十五号の六様式
（三）申告特例通知書（法附則第七条第五項及び第十二項の申告特例通知書）	第五十五号の七様式

（法附則第七条第三項第五号及び第十項第五号に規定する総務省令で定める事項）

第二条の五 法附則第七条第三項第五号及び第十項第五号に規定する総務省令で定める事項は、同条第三項第三号及び第十項第三号に掲げる地方団体に対する寄附金の額を支出した年月日並びに個人番号その他参考となるべき事項とする。

（法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除に係る添付書類）

第二条の六 法附則第八条の二の二第二項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七号の三様式によるものとする。

2 法附則第八条の二の二第二項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第一項の法人が支出した寄附金を受けた同項に規定する認定地方公共団体（第四項及び次条第二項において「認定地方公共団体」という。）が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

3 法附則第八条の二の二第五項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第二十号の五様式によるものとする。

4 法附則第八条の二の二第五項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第四項の法人が支出した寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

(法人の都民税の特定寄附金税額控除に係る添付書類)

第二条の六の二 法附則第八条の二の二第七項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第五項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七号の様式によるものとする。

2 法附則第八条の二の二第七項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第五項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第七項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第四項の法人が支出した寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

(法附則第九条第七項に規定する未収金)

第二条の七 法附則第九条第七項第二号に規定する未収金で総務省令で定めるものは、東京湾横断道路事業会計規則(昭和六十三年建設省令第一号)別表第一に規定する建設事業未収入金とする。

(政令附則第六条の二第二項の配電事業に係る定期支払額として支払うべき金額)

第二条の七の二 政令附則第六条の二第二項第二号に規定する法附則第九条第八項第二号に規定する配電事業に係る定期支払額として同号に規定する一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額及び政令附則第六条の二第二項第三号に規定する法附則第九条第八項第二号に規定する配電事業に係る定期支払額として同項第三号に規定する配電事業を行う法人に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額は、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)別表第一に規定する配電事業に係る譲受価格・借受価格等の定期支払額として支払うべき金額とする。

(法附則第九条第二十項の取引)

第二条の八 法附則第九条第二十項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(法附則第九条第二十一項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等)

第二条の九 法附則第九条第二十一項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては賠償負担相当金(電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第四十五条の二十一の十第一項第三号に規定する賠償負担相当金をいう。)の額とし、法附則第九条第二十一項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の八第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。

2 法附則第九条第二十一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては廃炉円滑化負担相当金(電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十三第三号に規定する廃炉円滑化負担相当金をいう。)の額とし、法附則第九条第二十一項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の十一第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。

3 法附則第九条第二十一項に規定する配電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者(電気事業法施行規則第四十五条の二十一の九第一項に規定する原子力発電事業者をいう。)とする。

4 法附則第九条第二十一項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものは、電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十第一項及び第四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者とする。

(法附則第九条第二十二項の取引)

第二条の十 法附則第九条第二十二項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、ガス事業会計規則(昭和二十九年通商産業省令第十五号)附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(政令附則第六条の二第十三項の金額)

第二条の十一 政令附則第六条の二第十三項に規定する総務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 電気供給業を行う法人が小売電気事業(電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業をいう。)を行う場合 広域的運営推進機関に対して支払うべき拠出金(地方税法施行規則附則第二条の十一各号に規定する拠出金を定める告示(令和六年経済産業省告示第六十五号。次号において「拠出金告示」という。))第一号に規定するものに限る。の金額

二 電気供給業を行う法人が一般送配電事業(電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業をいう。又は配電事業(同項第十一号の二に規定する配電事業をいう。))を行う場合 広域的運営推進機関に対して支払うべき拠出金(拠出金告示各号に規定するものに限る。の金額

(法人の事業税の特定寄附金税額控除に係る添付書類)

第三条 法附則第九条の二の二第二項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七号の様式によるものとする。

2 法附則第九条の二の二第二項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第一項の法人が支出した寄附金を受けた同項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

(譲渡制に係る処分に関する不服審査等の特例)

第三条の二 法附則第九条の四第一項の規定により税務署長が消費税の賦課徴収の例により消費税と併せて賦課徴収を行う譲渡制に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、国税に関する法律に基づく処分とみなして、国税通則法施行規則(昭和三十一年大蔵省令第二十八号)第十二条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「消費税をいう。」とあるのは「消費税をいう。、地方消費税の譲渡制」と、当該国税」とあるのは「当該国税又は地方消費税の譲渡制」と、同条第二項第二号中「国税の」とあるのは「国税又は地方消費税の譲渡制の」とする。

(電子情報処理組織による申告の特例)

第三条の二の二 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第二項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項(第三項から第五項までにおいて「申告書記載事項」という。))を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定の例による。

2 前項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の届出は、法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第二項の事業者(法第七十二条の八十九の二第三項に規定する受託事業者を除く。)が資本金の額又は出資の金額が一億円を超える法人に該当することとなつた日から一月以内(当該法人が新たに設立されたものであつて、次に掲げる法人である場合には、その設立の日から二月以内)に行わなければならない。

一 その設立の時ににおける資本金の額、出資の金額その他これらに類するものとして消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第六十三条の第三項で定める金額が一億円を超える法人（法人税法第二条第四号に規定する外国法人を除く。）

二 保険業法第二条第五項に規定する相互会社

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

五 国又は地方公共団体

3 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項に規定する総務省令で定める方法は、同項に規定する電子情報処理組織を使用して、申告書記載事項を入力して送信する方法とする。

4 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項の提供については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項の規定の例により、行わなければならない。

5 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項を提供する場合には、同項の事業者は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項（第四号に係る部分を除く。）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

（譲渡割に係る徴収取扱費の国庫納付）

第三条の二の三 道府県知事は、法附則第九条の十四第二項の規定による通知があつた場合においては、速やかに、当該通知があつた日及び当該通知に係る徴収取扱費基礎額（政令附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費基礎額をいう。）により算定した徴収取扱費（法附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。）の額を国に通知しなければならない。

2 道府県は、前項の徴収取扱費の額を国が発行する納入告知書に基づき国庫に納付しなければならない。

（福島県双葉郡楡葉町等に係る人口の定義の特例）

第三条の二の四 福島県双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口は、第七条の二の十四の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

（福島県双葉郡楡葉町等に係る従業者数の定義の特例）

第三条の二の五 福島県双葉郡楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町並びに相馬郡飯館村に対する法第七十二条の百十五第一項の規定の適用については、当分の間、経済構造統計の最近に公表された結果による当該市町村の従業者数は、第七条の二の十五の規定にかかわらず、経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）による改正前の経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百二十五号。以下この条において「旧経済センサス基礎調査規則」という。）により調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数の確定数に、令和三年五月三十一日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十一年六月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た従業者数（その従業者数が旧経済センサス基礎調査規則により調査した同年七月一日現在における当該市町村の従業者数を超えるときは、旧経済センサス基礎調査規則により調査した同日現在における当該市町村の従業者数とする。）とする。

（政令附則第六条の十六第五項の鉄道事業者等）

第三条の二の六 政令附則第六条の十六第五項に規定する旅客鉄道事業を営営する鉄道事業者に代わつて引き続き旅客鉄道事業を営営しようとする者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第二項に規定する鉄道事業者（第一号において「鉄道事業者」という。）で次に掲げるものの以外のものであるとする。

一 法附則第十条第七項に規定する鉄道事業の用に供する不動産を取得する時点において、その営む鉄道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪府及び名古屋をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項第一号に掲げる者

2 政令附則第六条の十六第六項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた不動産は、法附則第十条第七項に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産のうち政令附則第六条の十六第六項各号に掲げるものの以外のものであることについて国土交通大臣の証明を受けた不動産とする。

3 政令附則第六条の十六第六項第三号に規定する総務省令で定めるところは、線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する不動産とする。

（法附則第十条の二第三項の証明がされた家屋）

第三条の二の七 法附則第十条の二第三項に規定する博覧会協会に無償で貸し付けることにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、同項に規定する契約の契約書の写しを道府県知事に提出することにより証明がされた家屋とする。

（政令附則第七条第三項の特定目的会社等）

第三条の二の八 政令附則第七条第三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた特定目的会社は、同項各号に掲げる要件に該当するものとして資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第七十七条第一項の規定により同項に規定する長官権限を委任された同項に規定する財務局長（次項及び附則第三条の二の十一第一項において「財務局長」という。）又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十五条第一項の規定により財務局長の長とみなされた沖縄総合事務局の長（次項及び附則第三条の二の十一第一項において「沖縄総合事務局長」という。）の証明がされた特定目的会社とする。

2 政令附則第七条第四項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた不動産は、同項各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとして財務局長又は沖縄総合事務局長の証明がされた不動産とする。

（政令附則第七条第五項の投資信託等）

第三条の二の九 政令附則第七条第五項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた投資信託は、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件に該当するものとして金融庁長官の証明、同項第二号に掲げる要件に該当するものとして国土交通大臣の証明が、それぞれされた投資信託とする。

2 政令附則第七条第五項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる者以外の者については金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下この項及び附則第三条の二の十一第二項において「定義内閣府令」という。）第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、第二号に掲げる者については同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

一 定義内閣府令第十条第一項第一号から第九号まで、第十一号から第十四号まで、第十六号から第二十二号まで、第二十五号及び第二十六号に掲げる者

二 定義内閣府令第十条第一項第十五号に掲げる者

三 定義内閣府令第十條第一項第二十三号に掲げる者（同号イに掲げる要件に該当する者に限る。）のうちに掲げる者

イ 有価証券報告書（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四條第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この号において同じ。）を提出している者で、定義内閣府令第十條第一項第二十三号の届出を行った日以前の直近に提出した有価証券報告書に記載された当該有価証券報告書に係る事業年度及び当該事業年度の事業年度の貸借対照表（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第二十号の四に規定する外国会社（以下この号において「外国会社」という。）である場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する財務書類）における財務諸表等規則第十七條第一項第六号に掲げる有価証券（外国会社である場合には、同号に掲げる有価証券に相当するもの）の金額及び財務諸表等規則第三十二條第一項第一号に掲げる投資有価証券（外国会社である場合には、同号に掲げる投資有価証券に相当するもの）の金額の合計額が百億円以上であるもの

ロ 海外年金基金（企業年金基金又は確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会に類するもので次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。）によりその発行済株式の全部を保有されている内国法人（資産の流動化に関する法律第二條第三項に規定する特定目的会社及び投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十二項に規定する投資法人を除く。ハにおいて同じ。）

(1) 外国の法令に基づいて組織されていること。

(2) 外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されること。

ハ 定義内閣府令第十條第一項第二十六号に掲げる者によりその発行済株式の全部を保有されている内国法人

（政令附則第七條第六項の家屋）

第三條の二の十 政令附則第七條第六項に規定する総務省令で定める家屋は、次の各号に掲げる家屋のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明がされたものとする。

一 住宅（床面積（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分の全ての床面積）が五十平方メートル（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七條第一項の登録を受けた同法第五條第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であつてその全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋にあつては、三十平方メートル）以上のものに限る。）で都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域（次号から第四号までにおいて「市街化区域」という。）内に所在するもの

二 事務所で市街化区域内に所在するもの

三 店舗で市街化区域内に所在するもの

四 駐車場法（昭和三十三年法律第六十六号）第二條第二号に規定する路外駐車場（複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は垂直循環方式（垂直面内に配列された多数の自動車の駐車のために供する部分が循環移動する方式をいう。）若しくはエレベーター方式（昇降装置と多層に設けられた自動車の駐車のために供する部分の組合せで立体的に構成させる方式をいう。）による駐車装置を用いて設けられるものに限る。）で市街化区域内に所在するもの

五 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二條第二項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する家屋（その構造及び設備が同法第三條第二項に規定する基準を満たすものに限るものとし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二條第六項第四号に定める施設を除く。）

六 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二條第二項に規定する大規模小売店舗

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八條の規定により選定された民間事業者が同法第七條の規定により選定された特定事業において取得する建物

八 倉庫（床面積が三千平方メートル以上のものに限る。）であつて、流通加工の用に供する空間を有するもの

九 医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所

十 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二條第三項に規定する公的介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設

十一 第一号から第三号まで及び第五号から前号までに掲げる家屋又はこれらの家屋の敷地内に設ける自動車若しくは自転車等の駐車のための施設（専らこれらの家屋の利用者の用に供するものに限る。）

（政令附則第七條第七項の投資法人等）

第三條の二の十一 政令附則第七條第七項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた投資法人は、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件に該当するものとして財務局長又は沖縄総合事務局長の証明、同項第二号に掲げる要件に該当するものとして国土交通大臣の証明が、それぞれされた投資法人とする。

2 政令附則第七條第七項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、附則第三條の二の九第二項各号に掲げるものとする。ただし、同項第二号に掲げる者以外の者については定義内閣府令第十條第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、附則第三條の二の九第二項第二号に掲げる者については定義内閣府令第十條第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

（政令附則第七條第十項第二号の家屋）

第三條の二の十二 政令附則第七條第十項第二号に規定する総務省令で定める家屋は、次に掲げる家屋とする。

一 国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第十七号）第十条の公邸及び同法第十二條の無料宿舍の用に供する家屋

二 無償で公共の用に供する駐車場の用に供する家屋

三 税関の支署及び出張所、地方出入国在留管理局及びその支局並びにこれらの出張所、検疫機関、総合通信局の出張所、警察機関、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二條第一項に規定する地方整備局の事務所のうち港湾空港工事事務所及び空港工事事務所、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十三條に規定する管区海上保安本部の事務所のうち航空基地並びに地方航空局並びにその事務所のうち空港事務所及び空港出張所の用に供する家屋

（政令附則第七條第十項第三号の家屋）

第三條の二の十三 政令附則第七條第十項第三号に規定する総務省令で定める家屋は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋をいう。）とする。

（政令附則第七條第十一項第一号の総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業）

第三條の二の十四 政令附則第七條第十一項第一号に規定する認定事業をいう。以下この条において証明がされた認定事業は、当該認定事業（同号に規定する認定事業をいう。以下この条において同じ。）が施行される同号に規定する都市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同号に規定する他の都市開発事業をいう。以下この条において同じ。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて、国土交通大臣の証明がされた認定事業とする。

(政令附則第七條第十二項の施設)
第三條の二の十五 政令附則第七條第十二項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(政令附則第七條第十五項第二号の建築物)

第三條の二の十六 政令附則第七條第十五項第二号に規定する建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

- 一 外壁及び軒裏が、建築基準法第二條第八号に規定する防火構造であること。
- 二 屋根が、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百三十六條の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。
- 三 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に十五分間以上耐える性能を有するものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。

(政令附則第七條第十五項第三号の政府の補助)

第三條の二の十七 政令附則第七條第十五項第三号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウエルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅(高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。)の整備を行う事業に係る補助とする。

(法附則第十一條第十二項の適格特例投資家限定事業者等)

第三條の二の十八 法附則第十一條第十二項に規定する適格特例投資家限定事業者のうち総務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者として国土交通大臣の証明を受けたものをいう。

- 一 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二條第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者であること。
- 二 法附則第十一條第十二項に規定する不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の全てを宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二條第三号に規定する宅地建物取引業者に委託する者であること。

2 法附則第十一條第十二項第二号イに規定する総務省令で定める行為は、更地である土地の上に家屋を新築する行為とする。

(政令附則第七條第十九項の証明がされた家屋)

第三條の二の十九 政令附則第七條第十九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋について行う同項に規定する増築等の工事に要した費用の額(附則第三條の二の二十一において「増築等の工事に要した費用の額」という。)が三百万円以上であることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(政令附則第七條第二十一項の証明がされた家屋)

第三條の二の二十 政令附則第七條第二十一項に規定する建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項の基準に適合する旨を証する書類を道府県知事に提出することにより証明がされた家屋とする。

2 政令附則第七條第二十一項に規定する家屋の用途が同項に規定する用途であるものとして総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(政令附則第七條第二十一項の証明がされた家屋)

第三條の二の二十一 政令附則第七條第二十二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋について行う増築等の工事に要した費用の額が、千万円又は当該家屋の取得価額の百分の一に相当する額のいずれか多い額を超えるものであることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(法附則第十一條第十四項の特定公益的施設等)

第三條の二の二十二 法附則第十一條第十四項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則(平成二十四年復興庁令第三号)第十八條第一項第六号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

(政令附則第七條第二十四項第二号の施設)
第三條の二の二十三 政令附則第七條第二十四項第二号に規定する総務省令で定めるものは、宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

(政令附則第七條第二十四項第三号の住宅性能向上改修住宅)

第三條の二の二十四 政令附則第九條の二に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅性能向上改修住宅は、当該住宅性能向上改修住宅が同条各号に掲げる要件のいずれかに該当する旨を証する書類を法附則第十一條の四第四項に規定する改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、同項の規定の適用があるべき旨の申告をした道府県知事に提出することにより証明がされた住宅性能向上改修住宅とする。

(政令附則第十條の書類等)

第四條 政令附則第十條第三項に規定する総務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法附則第十二條第一項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第七十條の四第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地(第十二項を除き、以下この条において「農地等」という。)の同法第七十條の四第一項本文に規定する贈与(同項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者にする贈与を除く。以下この項において「贈与」という。)をした者が、租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第四十條の六第一項に規定する個人に該当する者である旨及び当該贈与を受けた者が同条第五項に規定する要件に該当する者である旨の当該農地等の所在地を管轄する政令附則第十條第十七項に規定する農業委員会(以下この条において「農業委員会」という。)の証明書
- 二 前号に規定する贈与をした者(以下この項、第四項、第十項及び第十一項において「贈与者」という。)から贈与により農地等を取得した者が当該贈与者の推定相続人に該当すること

を証する書類
 三 贈与者から贈与により農地等を取得した場合における当該贈与に係る契約書その他その事実を証する書類
 四 贈与者から贈与により取得した農地等の地目及び地積その他の明細を記載した書類

2 租税特別措置法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第十五号)第二十三條の十三第一項から第三項までの規定は、法附則第十二條第二項において準用する租税特別措置法第七十條の八第一項及び第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税特別措置法施行規則第二十三條の十三第一項中「法第七十條の八第一項の」とあるのは、「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十二條第二項において準用する法第七十條の八第一項の」と、「当該受贈者の納税地の所轄税務署長」とあるのは、「道府県知事」と、同項第一号中「及び住所又は居所」とあるのは、「住所又は居所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)」と、同条第三項中「納税の猶予」とあるのは、「徴収の猶予」と読み替えるものとする。

3 租税特別措置法施行規則第二十三條の七第六項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項、第三十五項、第三十七項、第三十九項、第四十項及び第四十二項並びに第二十三條の七の二第二項から第四項まで、第六項、第七項、第八項(同条第三項、第四項、第六項及び第七項に係る部分に限る。)及び第十項の規定は、法附則第十二條第二項において準用する租税特別措置法第七十條の四第九項、第十項及び第十九項並びに第七十條の四の二第三項及び第八項(同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。)並びに政令附則第十條第五項において準用する租税特別措置法施行令第四十條の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第五十八項、第六十三項及び第六十四項並びに第四十條の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項(同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一 租税特別措置法第七十条の四第三十六項の事実が生じた当該農地等の地目、面積及び所在場所並びに当該農地等につき法附則第十二条第一項の規定の適用を受けている受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

二 前号の農地等につき生じた同号の事実の詳細及び当該事実の生じた年月日並びに当該事実に関し行つた当該許可、あつせん、届出の受理その他の行為の内容

三 その他参考となるべき事項

13 農業委員会は、租税特別措置法第七十条の四第三十七項の規定により、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けた準農地の利用の形態その他の現況を当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

一 当該通知に係る法附則第十二条第一項の規定の適用を受けている受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

二 前号の受贈者が租税特別措置法第七十条の四第四項に規定する十年を経過する日において有する法附則第十二条第一項の規定の適用を受けた準農地の地目、面積及び所在場所

三 前号の準農地につき、同号の十年を経過する日における農地又は採草放牧地としての第一号の受贈者の農業の用、租税特別措置法第七十条の四第四項に規定する農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な施設の用その他の用に供されているもののその利用の形態の別及びこれらの用に供されていないものの別に、地目及び面積並びに当該受贈者の利用の状況その他の現況の詳細

四 その他参考となるべき事項

14 政令附則第十條第十八項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

二 法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける農地等（当該農地等が二以上ある場合には、それぞれその農地又は採草放牧地をいう。）の所在、地番、地目及び面積

三 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書、第四項及び第五項並びに法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第三十項及び第三十一項の規定の適用があつた場合には、その旨

四 当該受贈者が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第十五項第三号の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地を取得した場合においては、その旨及び当該農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積

五 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用があつた場合には、その旨及び同項に規定する営農困難時貸付農地等の所在、地番、地目及び面積

六 法附則第十二条第三項の規定の適用があつた場合には、その旨

七 その他参考となるべき事項

15 政令附則第十條第二十一項に規定する総務省令で定める事項は、引き続き法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受けた旨及び同項に規定する特定貸付農地等に係る特定貸付け（同項に規定する特定貸付けをいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する事項で次に掲げるものとする。

一 当該特定貸付農地等の所在、地番、地目及び面積

二 当該特定貸付けを行つた年月日

三 当該特定貸付農地等を借り受けた者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

四 当該特定貸付けに係る法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する地上権（民法第二百六十九条の二第一項の地上権を除く）、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間

五 当該特定貸付農地等について引き続き特定貸付けを行つてゐる旨

16 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者が特定貸付けを行つてゐる場合における第十四項の規定の適用については、同項第五号中「第七十条の四第二十二項」とあるのは「第七十条の四の二第一項」とする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第四条の七

政令附則第十條の二の二第二項に規定する総務省令で定めるものは、音波機械、整備教育用エンジン、火炮及び誘導武器の発射装置並びに通信の用に供する機械及びリーダーの整備用機械等とする。

2 政令附則第十條の二の二第五項に規定する委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるものは、農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるものをいう。）の全ての委託を受けて農作業を行う者とする。

3 政令附則第十條の二の二第五項に規定する素材生産業を営む者で総務省令で定めるものは、前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産業を営む者とする。

4 政令附則第十條の二の二第七項の表に規定するとび・土工事業で総務省令で定めるものは、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の規定によるとび・土工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工事業とする。

5 政令附則第十條の二の二第七項の表に規定する航空運送サービス業で総務省令で定めるものは、飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業とする。

6 政令附則第十條の二の二第七項の表に規定する公共の飛行場で総務省令で定めるものは、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、女満別空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、出雲空港、岡山空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、徳島飛行場、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、奄美空港、那覇空港、宮古空港及び新石垣空港とする。

7 政令附則第十條の二の二第七項の表に規定する木材加工業で総務省令で定めるものは、一般製材業、単板製材業、床板製材業、木材チップ製材業、造作材製材業、合板製材業、建築用木製組立材料製材業、パーティクルボード製材業及び木材防腐処理業とする。

8 政令附則第十條の二の二第七項の表に規定する木材市場業で総務省令で定めるものは、政令第五十六條の五十七第一項に規定する市場を開設し、又は経営する事業とする。

9 政令附則第十條の二の二第七項の表に規定する堆肥製造業で総務省令で定めるものは、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二十二條第一項の規定により届出がされた同項第三号の事業場内で行われるバーク堆肥製造業とする。

10 第八條の三十八の規定は、法附則第十二條の二の二第七項において準用する法第百四十四條の二十一の規定による免税の手續について準用する。この場合において、第八條の三十八第一項第一号中「氏名又は名称及び個人番号（行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二條第五項に規定する個人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）又は法人番号（同條第十五項に規定する法人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は法第百四十四條の二十一第二項後段の規定により代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けようとするそれぞれの者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」とあるのは「及び氏名又は名称」と、同項第三号中「又は設備」とあるのは「、車両又は設備」と、同項第四号中「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」とあるのは「及び氏名又は名称」と読み替へるものとする。

11 第八條の三十九の規定は、法附則第十二條の二の二第七項において準用する法第百四十四條の二十七の規定による免税軽油の引取り等に係る報告義務について準用する。

12 法附則第十二条の二の七第五項から第七項までの規定の適用がある場合における前項において準用する第八条の三十九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第二項
八 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者の報告対象免税軽油の使用に係る事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）	八 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者の報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）

第二項
第十六号の三十様式

第二項
一 報告対象免税軽油の引取りを行つた日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類

第二項
前号

13 法附則第十二条の二の七第四項の場合における第八条の三十一、第八条の三十七及び第八条の五十三の規定の適用については、第八条の三十一第一項中「法第四百四十四条の二十一第一項」とあるのは「法第四百四十四条の二十一第一項（法附則第十二条の二の七第二項において読み替へて準用する場合を含む。）」と、第八条の三十七第一項中「法第四百四十四条の六」とあるのは「法第四百四十四条の六又は法附則第十二条の二の七第一項」と、法第四百四十四条の二十一第一項とあるのは「法第四百四十四条の二十一第一項（法附則第十二条の二の七第二項において読み替へて準用する場合を含む。）」と、第八条の五十三第二項中「又は第四百四十四条の六」とあるのは「若しくは第四百四十四条の六又は法附則第十二条の二の七第一項」とする。

第四條の八 法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一第六項の規定により交付される免税証の様式は、第十六号の十三様式とする。

2 政令附則第十条の二の二第八項において準用する第四十三条の十五の規定による免税証の手續に係る様式は、第十六号の十六の二様式、第十六号の十七の二様式から第十六号の二十四様式まで及び第十六号の三十様式とする。

3 政令附則第十条の二の二十項において準用する第四十三条の四の規定による届出及びその承認の様式は、第十六号の十五様式とする。

（環境性能割交付金を計算する場合に係る経過措置）

第四條の九 当分の間、第九条の十の規定により道路の延長及び面積を算定する場合には、道路台帳が調製されていない道路にあつては、道路橋りよう現況調査に記載されている延長及び路面幅員によることができる。

（福島県双葉郡楢葉町等に係る人口の定義の特例）

第四條の九の二 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する第九条の十三第一項及び第二項の規定（第九条の十一第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。）の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる第九条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

第一項
前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口

第二項
昼間人口（従業地、通学地による人口が

第二項
により前年度末までに国勢調査のうち最近のもの当該人口をいう。以下この項及び次項

第二項
常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ

（法附則第十二条の二の十一第一項の認定又は評価）

第四條の十 法附則第十二条の二の十一第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（附則第五条の二及び附則第五条の三において「低排出ガス車認定」という。）又は自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（附則第五条の二の三において「燃費評価実施要領」という。）第三条から第四条の三までの規定による評価とする。

（法附則第十二条の二の十三第一項の路線バス等）

第四條の十一 法附則第十二条の二の十三第一項に規定する乗降口から車椅子を固定することができ設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る第九条の二第二項に規定する自動車検査証（以下この条から附則第五条の二までにおいて「自動車検査証」という。）においてノンステップバスである旨が明らかにされているものとする。

2 法附則第十二条の二の十三第二項に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 法附則第十二条の二の十三第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同項に規定する路線定期運行の用に供する自動車（第五項第一号において「乗合バス」という。）移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下この条において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準

二 法附則第十二条の二の十三第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車（第五項第二号において「貸切バス」という。）公共交通移動等円滑化基準省令第三十八条第一項及び第四十条第二項並びに公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第一

二 法附則第十二条の二の十三第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合 次に

掲げる事項

イ 法附則第十二条の二の十三第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨

口 自動車の通常の取得価額（法第百五十六条に規定する通常の取得価額をいう。次号ロにおいて同じ。）

八 自動車の乗車定員

二 法附則第十二条の二の十三第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第四項及び第五項に掲げる自動車にあつては、二に掲げる事項を余く。）

イ 法附則第十二条の二の十三第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ 自動車の通常の取得価額
ハ 自動車の車両総重量（第九条の二第三項第一号に規定する車両総重量をいう。附則第五条の二第二項において同じ。）

二 自動車の乗車定員

前項第一号ハ並びに第二号ハ及びニ掲げる事項は、当該自動車に係る法第六十条第一項若しくは第六十一条の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

(法附則第十二条の三第二項の専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車等

車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関の燃料に着火性、耐腐食性等を高めるための必要の改良を施した自動車当該自動車に係る第九条の二第一項に規定する自動車検査証において主燃料がメタノールである旨が明らかにされているものとする。

〔法附則第十二条の第三項に規定するメタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものは、温度十五度かつ千十三ヘクトパスカルの気圧において、当該燃料に混合されたメタノールの容積を当該燃料に混合されたメタノール以外のものの容積で除して得た数値が四以上となるものとする。〕

(法附則第十二条の三第二項第二号の基準等)

五條の二 法附則第十二條の三第二項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第十一号の基準とする。

法附則第十二条の第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する天然ガス自動車とする。

一 車両総重量が二・五トン以下の自動車、窒素酸化物の排出量が道路運送車両の保安基準の細目（以下「細目」という。）を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第一号の十一号イの表の（１）から（３）までに掲げる自動車の種類の欄に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二、車両総重量が三・五トンを超える自動車、窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

3 法附則第十二条の第三項第四号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第九条の二第八項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル(以下この条において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。)が百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 第九条の二第八項第三号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル(以下この条において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。)が百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法附則第十二条の第三項第五号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 法附則第十二条の第三項第六号に規定する軽油自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法附則第十二条の第三項第一号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

7 法附則第十二条の第三項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

8 法附則第十二条の第三項第三号に規定する軽油自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9 国土交通大臣の認定等(法附則第十二条の五第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた自動車(新に受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイル(道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルという。)に記録されてから、当該新に受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第三項から前項までの規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。

(法附則第十二条の四第一項に相当するもの)

第五条の二の二 法附則第十二条の四第一項に規定する法第四百六条第二項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、自動車(当該装置の用い方に従い用いることをいう。

(法附則第十二条の五第一項の認定又は評価)

第五条の二の三 法附則第十二条の五第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の三までの規定による評価とする。

(政令附則第十條の三第二項の総務省令で定める区域)

第五条の三 政令附則第十條の三第二項に規定する総務省令で定める区域は、つくば市の区域、つくばみらい市の区域、川口市の区域、さいたま市の区域、八潮市の区域、市川市の区域、松戸市の区域、流山市の区域、船橋市の区域、八千代市の区域、八王子市の区域、町田市の区域、多摩市の区域、藤沢市の区域、大和市の区域、奈良市の区域、生駒市の区域、東大阪市の区域、豊中市の区域、吹田市の区域、堺市の区域、川西市の区域及び三田市の区域(都市計画法第七条第二項の市街化区域に限る。)とする。

(法附則第十四条の二第三項の証明がされた固定資産)

第五条の四 法附則第十四条の二第三項に規定する博覧会協会に無償で貸し付けていることにつき総務省令で定めるところにより証明がされた固定資産は、同項に規定する契約書の写しを市町村長に提出することにより証明がされた固定資産とする。

（政令附則第十一條第二項第一号の倉庫等）

第六條 政令附則第十一條第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた倉庫は、同号に掲げる要件に該当するものとして、国土交通大臣の定めるところにより地方運輸局長（運輸監理部の長を含む。）の証明がされた倉庫とする。

2 政令附則第十一條第二項第一号イに規定する総務省令で定める冷蔵品は、倉庫業法施行規則別表に掲げる第八類物品とし、同号に規定する総務省令で定める倉庫は、倉庫業法施行規則第三条の四第一項に規定する一類倉庫とする。

3 政令附則第十一條第二項第一号ハに規定する総務省令で定める骨格材は、その肉厚が三ミリメートル以上の骨格材とする。

4 政令附則第十一條第二項第一号ホ（2）に規定する装置で総務省令で定めるものは、貯蔵槽ごとに搬入する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有し、荷揚げ能力が毎時三百トン以上である装置とする。

5 政令附則第十一條第二項第一号ホ（3）に規定する装置で総務省令で定めるものは、貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有する装置とする。

6 政令附則第十一條第二項第一号ホ（5）に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 次に掲げるシステムが導入されているものであること。

イ データ交換システム（荷主その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）

ロ 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。）

二 貨物の搬出場所の前面に奥行き十五メートル以上の空地が設けられているものであること。

7 政令附則第十一條第二項第一号（4）及び同号ト（3）に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 倉庫の一の階のいずれかの外壁面に貨物の搬出場所が技術的に可能な範囲で設けられているものであること。

二 前号に規定する貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が倉庫内に設けられているものであること。

三 第一号に規定する貨物の搬出入場所の前面に奥行き十五メートル以上の空地が設けられているものであること。

四 倉庫に併設して流通加工の用に供する空間が設けられているものであること。

五 前項第一号に掲げる要件に該当するものであること。

六 次に掲げるもののいずれかを有するものであること。

イ 無人搬送車（自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であつて、日本産業規格（産業標準化法第二十條第一項に規定する日本産業規格をいう。）D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものをいう。）

ロ 自動化保管装置（貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であつて、地震の影響を軽減する機能を有するものをいう。）

ハ 高度荷さばき装置（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであつて貨物の荷さばきを行うもの又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であつて貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものをいう。）

ニ 自動検品システム（スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムをいう。）

8 政令附則第十一條第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた倉庫は、同号に掲げる要件に該当するものとして、国土交通大臣の定めるところにより地方運輸局長（運輸監理部の長を含む。）の証明がされた倉庫とする。

9 政令附則第十一條第三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた機械又は設備は、同項各号に掲げる機械又は設備のいずれかに該当するものであることについて国土交通大臣の定めるところにより地方運輸局長（運輸監理部の長を含む。）の証明がされた機械又は設備とする。

10 政令附則第十一條第三項第一号に掲げる貨物の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システムとして総務省令で定めるものは、政令附則第十一條第二項各号に掲げる倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者が提供する当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムとする。

11 政令附則第十一條第三項第一号及び第二号に規定する総務省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる機械設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。

機械設備の種類	基準
	映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は政令附則第十一條第一一 一到着時刻表
一 特定搬出用	二 項各号に掲げる倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器であること。
二 自動運搬装置	貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有し、かつ、搬出能力が毎時百トン以上であつて、自動検量装置（貨物の重量を自動的に計量する装置をいう。）が取り付けられたものであること。

12 政令附則第十一條第三項第三号に規定する総務省令で定める機能は、次に掲げる機能とする。

一 貨物の運送の用に供する自動車に係る自動車登録番号標を撮影し、当該自動車に係る情報を取得する機能

二 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した情報システムにより前号の情報の解析を行う機能

三 赤外線投光機能

13 法附則第十五條第二項第一号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、濃縮又は乾燥装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）で、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）附則別表の中欄に掲げる業種、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）附則別表の中欄に掲げる業種その他の区分又は排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）附則別表の中欄に掲げる業種に属する事業者が取得したものとする。

14 法附則第十五條第二項第二号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号）第十六項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）（ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽（熱回収又は再生利用の用に供するものに限る。）を有するものに限る。）及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）とする。

15 法附則第十五條第二項第三号に規定する総務省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、第十六条の六第六項第二号に掲げる一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八

- 条第一項の許可に係るものに限る。)(擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備に限る。とする。
- 16 法附則第十五条第二項第四号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七号第十二号、第十二号の二及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設(焼却装置、分解装置、溶融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備に限る。)(のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの(廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。))並びに同法第十五条の四の二第一項の認定(同条第三項において準用する同法第九条の八第六項の変更の認定を含む。))及び同法第十五条の四の四第一項の認定に係るものとする。
- 17 法附則第十五条第二項第五号に規定する総務省令で定める除害施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置及びイオン交換装置とする。
- 18 法附則第十五条第三項に規定する新たに固定資産税が課されることとなる航空機で総務省令で定めるものは、次に掲げる航空機とする。
- 一 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百条の許可を受けた者(次号において「運航者」という。)(が当該航空機に係る法第二百四十三条第一項の所有者(同条第九項の規定により所有者とみなされる者を含む。))であるもの
- 二 運航者が他の者から賃借している航空機であつて、当該航空機に係る賃貸借契約において、運航者が当該航空機に係る賃貸借期間中の公租公課を負担する旨の定めがあることについて国土交通大臣の証明を受けたもの
- 19 法附則第十五条第三項第一号に規定する地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が三分の二以上である航空機のうち、その最大離陸重量が二百トン未満のものとする。
- 20 法附則第十五条第三項第二号に規定する特に地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において特に地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が三分の二以上である航空機のうち、その最大離陸重量が五十トン未満のものとする。
- 21 法附則第十五条第三項第二号イに規定する総務省令で定める小型の航空機は、その最大離陸重量が三十トン未満の航空機とする。
- 22 政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。
- 23 政令附則第十一条第八項に規定する総務省令で定める車両は、既に事業の用に供されていた車両(日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第二十二条の規定により承継した車両のうち、エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。以下この項において「既存更新車両」という。)(を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既存更新車両に代えて当該事業の用に供される車両であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。
- 一 当該車両の最高速度が既存更新車両の最高速度を超えること。
- 二 当該車両の最高出力が既存更新車両の最高出力を超えること。
- 24 政令附則第十一条第九項に規定する電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水を素を充填するための設備で総務省令で定めるものは、水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、ディスプレイを同時に設置する場合のこれらの設備(当該設備と同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナッパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装置、水素製造原料払出装
- 置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。))とする。
- 25 法附則第十五条第七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費に係る補助とする。
- 26 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一 購入した設備 次に掲げる金額の合計額
- イ 当該設備の購入の代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該設備の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)
- ロ 当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額
- 二 購入以外の方法により取得した設備 次に掲げる金額の合計額
- イ その取得の時における当該設備の取得のために通常要する価額
- ロ 当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額
- 27 法附則第十五条第八項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。
- 一 次のいずれかに該当する船舶であること。
- イ 前年中における外国貿易船(第十一条の二第二項第二号ロに規定する外国貿易船をいう。以下この号において同じ。))として就航した日数の全就航日数に対する割合が二分の一を超える船舶(前年の一月二日以後に建造された船舶で前年中における就航日数が零であるものにあつては、当該船舶の構造、資格等からみて主として外国貿易船として就航するものと認められる船舶)
- ロ 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体(以下ロにおいて「日本人」という。)(が前年の一月二日以後に日本人以外の者から譲渡を受けた船舶のうち、当該譲渡を受けた日から前年の十二月三十一日までの期間中における外国貿易船として就航した日数の全就航日数に対する割合が二分の一を超える船舶(当該期間中における就航日数が零であるものにあつては、当該船舶の構造、資格等からみて主として外国貿易船として就航するものと認められる船舶)
- 二 次のいずれかに該当する船舶であること。
- イ 海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)第四十三条第一項第四号イに掲げる船舶のうち、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)第二条の二第二項第二号の設備を有するもの又は船舶自動化設備特殊規則(昭和五十八年運輸省令第六号)第五条の衛星航法装置、同令第五条の二の自動衝突予防援助装置及び船舶設備規程(昭和九年通信省令第六号)第百四十六条の二十五第一項の船速距離計(ドブラ式のものに限る。)(若しくは同令第百四十六条の四十三第三項のサイドスラスト(船首に設置されているものに限る。)(ロにおいて「衛星航法装置等」という。)(を有するもの
- ロ 海上運送法施行規則第四十三条第一項第四号ロに掲げる船舶のうち衛星航法装置等を有するもの
- 28 法附則第十五条第八項に規定する総務省令で定める特定船舶は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に係る基準に適合することについて国土交通大臣の証明がされた船舶とする。
- 29 政令附則第十一条第十四項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者(以下この項において「鉄道事業者」という。)(又は軌道法第四条に規定する軌道経営者(以下この項において「鉄道事業者等」という。))で次に掲げるものの以外のものである。
- 一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が二十キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市(東京都、大阪市及び名古屋市をいう。以下この項において同

じ。〕又は都市（松戸市、横浜市、堺市、姫路市及び福岡市をいう。次号において同じ。）に存する鉄道事業者等

二 他の鉄道事業者等（その営む路線が大都市に存するものに限る。）と直通運輸を行う鉄道事業者等（その営む路線の全部又は一部が大都市又は都市に存するものうち、当該鉄道事業者等の営む路線の長さと当該鉄道事業者等が直通運輸に使用する当該他の鉄道事業者等の営む路線の長さの合計が二十キロメートルを超えているもの）

三 鉄道事業法第十五条第一項に規定する第三種鉄道事業者でその営む路線の全部又は一部が大都市又は都市（神戸市をいう。）に存するものうち、当該第三種鉄道事業者の営む路線を使用して二以上の他の鉄道事業者等（当該他の鉄道事業者等のいずれかの営む路線が大都市に存するものに限る。）が直通運輸を行つており、かつ、当該第三種鉄道事業者の営む路線の長さ（当該路線を使用する二以上の他の鉄道事業者等の営む路線で当該直通運輸に係るものの長さの合計が二十キロメートルを超えているもの）

四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社若しくは同条第二項に規定する貨物会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社

五 鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四条に規定する鉄道の種類のうち、同条第一号に掲げる普通鉄道以外の鉄道の事業を営む鉄道事業者

法附則第十五条第十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち土木構造物の耐久性の確保に資する補強若しくは改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業若しくはインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

31 法附則第十五条第十項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一 信号保安設備
二 保安通信設備
三 防護設備

四 停車場設備（安全性の向上のために改良されたものに限る。）
五 線路設備又は電路設備（安全性の向上のために改良されたものに限る。）

六 変電所（安全性の向上のために改良されたものに限る。）
七 既に事業の用に供されていた車両（次号において「既存車両」という。）のうち安全性の向上のために改良されたもの

八 既存車両に代えて事業の用に供される車両のうち既存車両と比べて安全性の向上が図られているもの

32 法附則第十五条第十一項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 階段を用いずに乗降が可能な旅客用乗降口（次号において「特定乗降口」という。）を有し、かつ、客室に係る床面の全部又は一部の高さが軌条面から四百ミリメートル以内である車両
二 前号に掲げる車両以外の車両（同号に掲げる車両と連結して事業の用に供されるものに限る。）で、法附則第十五条第十一項に規定する高齢者、障害者等が当該車両の客室に特定乗降口から貫通路を通じて容易に至ることができる構造であるもの

33 政令附則第十五条第十五項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 法附則第十五条第十二項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるもののうち、既に事業の用に供されていた車両を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い当該車両に代えて当

該事業の用に供される車両（以下この号及び次号イにおいて「代替車両」という。）又は代替車両以外の車両で新たな営業路線の開業若しくは列車の編成を構成する車両の増加に伴い新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の用に供するものを除く。以下この号及び次号イにおいて「非代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件（次項に規定する小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては、イ及びロに掲げる要件）のいずれにも該当するもの

イ 当該代替車両にあつては一次周波数制御方式（サイリスターにより制御される方式を除く。以下このイ及び次号において同じ。）の導入によりその制御方式が既に事業の用に供されていた車両の制御方式に比べて性能が向上しており、当該非代替車両にあつてはその制御方式が一次周波数制御方式であること

ロ 当該代替車両又は当該非代替車両が電力回生ブレーキを有すること（これらの車両が内燃機関を有する場合を除く。次号イ（２）及びロ（２）において同じ。）

ハ 当該代替車両又は当該非代替車両が有する客室内の照明器具、前照灯及び行先表示器が発光ダイオードを光源とするものであること

ニ 当該代替車両又は当該非代替車両が自動制御の機能を有する空調制御装置を用いた空調システムを有すること

ホ 当該代替車両又は当該非代替車両がアルミニウム合金製又はステンレス鋼製のものであること

二 法附則第十五条第十二項に規定する改良された車両で政令で定めるもののうち、次に掲げる車両

イ 代替車両又は非代替車両であつて、改良により新たに次に掲げる要件のいずれにも該当することとなつたもの

(1) 当該代替車両又は当該非代替車両の制御方式が一次周波数制御方式であること

(2) 当該代替車両又は当該非代替車両が電力回生ブレーキを有すること

ロ 既に事業の用に供されていた車両を改良して当該事業の用に供するものうち、当該改良により新たに次に掲げる要件のいずれにも該当することとなつたもの（イに掲げる車両を除く。）

(1) 当該車両の制御方式が一次周波数制御方式であること

(2) 当該車両が電力回生ブレーキを有すること

34 法附則第十五条第十二項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるものの以外のものである。

一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者等（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一體的推進に関する特別措置法第七條第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社

35 政令附則第十五条第十七項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 国家公務員宿舍法第十条の公邸及び同法第十二条の無料宿舍の用に供する家屋及び償却資産

二 無償で公共の用に供する駐車場の用に供する家屋及び償却資産

三 税関の支署及び出張所、地方出入国在留管理局及びその支局並びにこれらの出張所、検疫機関、総合通信局の出張所、警察機関、国土交通省設置法第三十二条第一項に規定する地方整備

局の事務所のうち港湾空港工事事務所及び空港工事事務所、海上保安庁法第十三条に規定する管区海上保安本部の事務所のうち航空基地並びに地方航空局並びにその事務所のうち空港事務所及び空港出張所の用に供する家屋及び償却資産

36 政令附則第十一号第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

37 政令附則第十一号第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業は、当該認定事業（同号に規定する認定事業をいう。以下この項において同じ。）が施行される同号に規定する都市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同号に規定する他の都市開発事業をいう。以下この項において同じ。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて、国土交通大臣の証明がされたものとする。

38 政令附則第十九号に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一 緑化施設
二 通路（次に掲げる施設のいずれかと連絡するものであること、何らの制限なしに通行できること及び構造上他の施設と区分されているものであることについて国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）

イ 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
ロ 公園、緑地、広場その他の公共空地

39 法附則第十五条第十七項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一 線路設備
二 電路設備
三 停車場、変電所、車庫、工場、倉庫又は詰所
四 車両

40 法附則第十五条第十七項に規定する政府又は地方公共団体の補助で総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 鉄道施設の安全対策事業に係る政府の補助のうち鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助
二 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業に限る。）又は先進車両導入等に係る政府の補助のうち先進車両導入支援事業、先進車両導入支援試験実証事業若しくはインバウンド先進車両導入支援事業に係る補助を原資とする地方公共団体の補助

41 法附則第十五条第十八号第一号に規定する木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備は、木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号。次項並びに第四十五項第一号及び第二号において「利用促進法施行令」という。第二号第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破碎することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものものを製造するもので、破砕機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩、分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管を含む。）のうち租税特

別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者若しくは同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（第四十三項第二号において「中小事業者等」という。）又は同条第十九項第九号に規定する農業協同組合等が新設したものとする。

42 法附則第十五条第十八号第二号に規定するエタノールその他の総務省令で定める燃料は、利用促進法施行令第二条第三号に掲げるエタノール（次項第一号において「エタノール」という。）又は同条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステル（次項第二号において「脂肪酸メチルエステル」という。）とする。

43 法附則第十五条第十八号第二号に規定する設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる設備とする。

一 エタノール製造設備（エタノールを製造するもので、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置（蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。）又は膜処理装置（膜処理により高純度化させる機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、粉碎器、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、精製装置、熱交換器、冷却装置、貯蔵装置、ボイラー、脱臭装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

二 脂肪酸メチルエステル製造設備（脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち中小事業者等が新設したもの

44 法附則第十五条第十八号第三号に規定する水素その他の総務省令で定める成分は、水素、一酸化炭素及びメタンとする。

45 法附則第十五条第十八号第三号に規定するガスを製造するための設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる設備とする。

一 利用促進法施行令第二条第五号に掲げる水素、一酸化炭素及びメタンを主成分とするガスを製造する設備で、ガス化炉、精製装置及び貯蔵装置を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃焼装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）
二 利用促進法施行令第二条第六号に掲げるメタンを製造する設備で、発酵装置及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃焼装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

46 政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

47 政令附則第十五条第二十五項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾（以下この項において「国際拠点港湾」という。）のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であること。

二 国際拠点港湾のうち、当該港湾が連続する二以上の係留施設等（輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係るコンテナ埠頭を構成する係留施設及び荷さばき地をいう。次項において同じ。）を有していること。

三 国際拠点港湾のうち、当該港湾の港湾区域（港湾法第二条第三項に規定する港湾区域をいう。以下この号において同じ。）を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体に指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この号において同じ。）が含まれること。ただし、港湾区域を地先水面とする地域を区域とする指定都市が存在

しない道府県にあつては、当該港湾における輸出入に係るコンテナ取扱量が当該道府県に存する港湾のうち最も多い港湾であること。

48 政令附則第十一条第二十六項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

49 法附則第十五条第二十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

50 政令附則第十一条第二十七項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一 避難に適した構造であること。

二 地震及び津波に対して安全な構造であること。

三 津波により浸水した場合に想定される水深を考慮した安全な高さに避難上有効な場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。

51 法附則第十五条第二十二項に規定する総務省令で定める避難の用に供する部分は、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）第一条の規定により明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路とする。

52 政令附則第十一条第二十八項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 誘導灯

二 誘導標識

三 自動解錠装置（地震動を感じた場合に、出入口に設ける戸の施錠装置を自動的に解錠する機能を有する装置（遠隔操作により解錠する機能を併せて有する装置を含む。）をいう。）

四 防災用倉庫

五 防災用ベンチ

六 非常用電源設備

53 政令附則第十一条第二十九項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

54 政令附則第十一条第三十項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第二十九項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

55 法附則第十五条第二十五項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

一 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二条の三第三項第一号に規定する認定地域炭素化促進事業計画に従い取得した設備であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 出力五十キロワット以上であること。

ロ 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

(1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域炭素移行・再エネ推進交付金に限る。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る。）、又は非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る。）を受けて取得した設備

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の二十四第一項に規定する対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業により取得した設備

ハ 建築物の屋根に設ける設備でないこと。

ニ 公有地に設ける設備でないこと。

二 産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備

56 法附則第十五条第二十五項第一号イに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

57 法附則第十五条第二十五項第一号ロに規定する総務省令で定める規模は、出力二十キロワットとする。

58 法附則第十五条第二十五項第一号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

59 法附則第十五条第二十五項第一号ニに規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。

60 法附則第十五条第二十五項第二号に規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。

61 法附則第十五条第二十五項第二号に規定する特定バイオマス発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三条第二十七号に定める設備の区分等に該当する設備とする。

62 法附則第十五条第二十五項第三号イに規定する総務省令で定めるものは、第五十五項第二号に掲げる設備とする。

63 法附則第十五条第二十五項第三号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力五千キロワットとする。

64 法附則第十五条第二十五項第四号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。

65 法附則第十五条第二十六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設総合安全対策事業費に係る補助とする。

66 法附則第十五条第二十六項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条第二号及び第三号に規定する特定鉄道等施設に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

67 法附則第十五条第二十六項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、一日当たりの平均片道断面輸送量が一万人以上の線区におけるラーメン構造形式の橋台のうち、前項に規定する工事ににより新たに取得した部分として国土交通大臣の証明がされたものとする。

68 法附則第十五条第二十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

69 法附則第十五条第二十八項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

70 政令附則第十一条第三十五項第六号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。

一 農業用道路

71 法附則第十五条第三十項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 政令附則第三十一條第三十四項第一号に規定する一般送配電事業者又は配電事業者		管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル
二 政令附則第三十一條第三十四項第二号に規定する電気通信事業者		市内線路設備、市外線路設備及びこれらを収容し、又は保護するための土木路設備
三 政令附則第三十一條第三十四項第三号に規定する事業者		ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを収容し、又は保護するための設備
72 法附則第十五條第三十一項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六條第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にある全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるもの（当該土地の所有者が法附則第十五條第三十一項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八條第一項に規定する賃借権の設定等を受けたものを除く。）とする。		
73 政令附則第三十一條第三十六項に規定する総務省令で定める用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。		
一 住宅		
二 学校		
三 幼保連携型認定こども園		
四 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの		
五 保育所その他これに類するもの		
六 建築基準法施行令第十九條第一項に規定する児童福祉施設等（助産所及び前二号に掲げるものを除く。）		
七 診療所		
八 病院		
九 公衆便所		
十 工場		
十一 倉庫		
74 政令附則第三十一條第三十六項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が前項各号に掲げる用途以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。		
75 法附則第十五條第三十三項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則第十八條第一項第六号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。		
76 政令附則第三十一條第四十一項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。		
77 政令附則第三十一條第四十一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。		
一 購入した機械及び装置 次に掲げる金額の合計額		
イ 当該機械及び装置の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械及び装置の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）		
ロ 当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額		
二 購入以外の方法により取得した機械及び装置 次に掲げる金額の合計額		
イ その取得の時ににおける当該機械及び装置の取得のために通常要する価額		
ロ 当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額		

78 政令附則第三十一條第四十三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械装置等の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した機械装置等 次に掲げる金額の合計額

イ 当該機械装置等の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械装置等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該機械装置等を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した機械装置等 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該機械装置等の取得のために通常要する価額

ロ 当該機械装置等を事業の用に供するために直接要した費用の額

79 法附則第十五條第三十八項に規定する一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十一條の三各号に掲げるもののうち同令第十一條の二各号に掲げる施設等の整備に関する事業とする。

80 法附則第十五條第三十八項に規定する滞在快適性等向上施設等で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一條の二各号に掲げるものとする。

81 政令附則第三十一條第四十四項に規定する固定資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる固定資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた固定資産とする。

一 都市再生特別措置法施行規則第十一條の二第一号に掲げる施設等の用に供する土地

二 前号に掲げる土地の上に設置される都市再生特別措置法施行規則第十一條の二第一号から第三号まで及び第五号から第十号までに掲げる施設等の用に供する償却資産

三 都市再生特別措置法施行規則第十一條の二第四号に掲げる施設等の用に供する家屋（改修（増築、改築又は模様替をいう。）が行われたもので、かつ、一般公衆の利用に供する部分（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある部分を除く。）に限る。）

82 法附則第十五條第三十九項に規定する地域における需要に応じ多様な主体が開設することができ無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三條第十五号に規定するローカル5Gの無線局（無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2注22（11）に規定する地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。）とする。

83 政令附則第三十一條第四十五項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した償却資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該償却資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該償却資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した償却資産 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該償却資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

84 政令附則第三十一條第四十六項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた事業とする。

一 当該事業が行われる政令附則第三十一條第四十六項に規定する都市機能誘導区域（次項第二号イにおいて「都市機能誘導区域」という。）内において十以上の自転車駐車場を用いて行うものであること。

二 情報通信技術を利用した自転車駐車場の使用状況を管理するシステムを用いて行うものであること。

85 法附則第十五条第四十項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた償却資産とする。

- 一 自転車（人の力を補うため電動機を用いるものに限る。）
- 二 自転車駐車器具（道路法施行令第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具をいう。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 都市機能誘導区域にある誘導施設（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第二項第三号に規定する誘導施設をいう。）又は旅客施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号に規定する旅客施設をいう。）を中心とする半径百五十メートルの円で囲まれる区域内にある自転車駐車場（一の当該区域内に整備される自転車駐車場を定めるために必要な車輪止め装置の数の合計が二十五以上であるものに限る。）の用に供されるものであること。

ロ 自転車に充電するための設備を有するものであること。

86 法附則第十五条第四十一項第一号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

87 法附則第十五条第四十一項第二号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

88 法附則第十五条第四十三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾における脱炭素化促進事業に係る補助とする。

89 法附則第十五条第四十三項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、陸上電力供給設備とする。

90 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める機械装置等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。
- 二 法附則第十五条第四十四項に規定する中小事業者等が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであるものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なものであること。

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額／設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

91 政令附則第十一条第四十七項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該固定資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

92 政令附則第十一条第四十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十五条第四十四項に規定する中小事業者等が取得する同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第十五条第四十四項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

93 法附則第十五条第四十五項に規定する電気自動車で総務省令で定めるものは、電気自動車（燃料電池自動車を除く。）とする。

94 政令附則第十五条第五十項第一号に規定する土地で総務省令で定めるものは、同条第五十一項に規定する設備を設置するための台の水平投影面積に相当する土地とする。

95 政令附則第十五条第五十項第二号に規定する電気自動車に充電に際して駐車するため必要な土地として総務省令で定めるものは、次項に規定する充電設備により同時に充電することができる電気自動車（法附則第十五条第四十五項に規定する電気自動車をいう。次項において同じ。）の台数に三十八平方メートルを乗じて得た面積（当該面積が実際に要した面積と著しく異なる場合にあっては、市町村長が調査した面積）に相当する土地（当該土地が法附則第十五条第四十五項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあっては、当該土地が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該土地に係る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

96 政令附則第十五条第五十一項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、電気自動車に動力として用いる電気を充電するための充電設備及び変電設備（当該充電設備及び当該変電設備が法附則第十五条第四十五項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあっては、当該充電設備及び当該変電設備が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該充電設備及び当該変電設備に係る固定資産税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

（法附則第十五条の二第二項の算定方法）

第六条の二 法附則第十五条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する償却資産に対して昭和六十二年三月三十一日後新たに固定資産税が課されることとなった年度から、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この条において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この条において「旧交付金法」という。）附則第十七項の表の上欄に掲げる償却資産の区分に応じ同表の中欄に掲げる年度分から当該償却資産につき同項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下この条において同じ。）が適用された年度分（法附則第十五条の二第一項に規定するこれに類する償却資産にあっては旧交付金法附則第十七項の規定が適用されるべきであった年度分）を控除した年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

（政令附則第十一条の二第三項の固定資産）

第六条の三 政令附則第十一条の二第三項に規定する鉄道事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する固定資産又は車両とする。

2 政令附則第十一条の二第三項に規定する鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所及び車両とする。

（政令附則第十一条の三第三号の固定資産）

第六条の四 政令附則第十三条の三第三号に規定する総務省令で定める固定資産は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める固定資産とする。

- 一 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社（次号において「旅客会社」という。）が同条第二項に規定する貨物会社（次号において「貨物会社」という。）に貸し付けている固定資産 線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する固定資産

二 貨物会社が旅客会社に無償で貸し付けている固定資産 線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する固定資産

(政令附則第十二条の補正等)

第七条 附則第三条の第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第十一項(同条第十五項において準用する場合を含む。)に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第十三項に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る居住として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合、同条第十六項に規定する区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合、同条第二十一項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合、同条第二十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第二十九項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合、同条第三十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合、同条第三十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第四十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合、同条第四十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅専有部分の床面積に対する割合、同条第四十九項に規定する人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合並びに同条第五十項及び第五十一項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

2 政令附則第十二条第四項第一号ロ及び第二号、第十一項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ、第十三項第一号ロ及び第二号、第十六項第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第二十一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第二十六項、第二十九項、第三十三項、第三十六項、第四十項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第四十三項、第四十六項、第四十九項、第五十項第一号

ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十一項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

3 法附則第十五条の七第三項に規定する総務省令で定める書類は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三号)第六条、第九条又は第十五条に規定する通知書の写しとする。

4 法附則第十五条の七第四項に規定する通知を受けたことを証する書類として総務省令で定めるものは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第九条に規定する通知書の写しとする。

5 政令附則第十二条第十二項第一号イに規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一 外壁及び軒裏が、建築基準法施行令第二百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

二 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に十五分間以上耐える性能を有するものであること。

三 前号に掲げるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。

4 政令附則第十二条第十二項第一号ロに規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅(高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。)の整備を行う事業に係る補助とする。

7 法附則第十五条の九第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第十九項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた住宅につき同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた住宅とする。

8 政令附則第十二条第二十項第三号に規定する総務省令で定める部分は、共同住宅等である耐震基準適合住宅の次に掲げる部分とする。

一 建物の区分所有等に関する法律第二条第一項に規定する建物の部分に相当する部分

二 前号に掲げるもののほか、共同住宅等の壁で区画された部分で住戸(寄宿舎の寝室その他これに類する共同住宅等の部分を含む。)であるもの

9 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号(当該書類を提出する者の個人番号に限る。次項及び第十二項において同じ。)を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 法附則第十五条の九第六項に規定する納税義務者の住民票の写し

二 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 政令附則第十二条第二十三項第一号に掲げる者 その者の住民票の写し

ロ 政令附則第十二条第二十三項第二号に掲げる者 その者の介護保険法第十二条第三項に規定する被保険者証の写し

ハ 政令附則第十二条第二十三項第三号に掲げる者 同号に該当する旨を証する書類の写し

三 次に掲げるいずれかの書類

イ 法附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事に係る明細書(当該居住安全改修工事の内容及び費用を確認することができるものに限る。)、当該居住安全改修工事が行われた箇所を撮影した写真及び工事費用を支払ったことを確認することができる領収証

四 政令附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事が行われた旨を証する書類
ロ 政令附則第十二条第二十四項に規定する補助金等の交付、居宅介護住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認することができる書類

- 五 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類
- 10 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。
- 一 法附則第十五条の九第十一項に規定する納税義務者の住民票の写し
- 二 法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が行われた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
- 三 政令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類
- 11 法附則第十五条の九の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十五条に規定する通知書の写し
- 二 法附則第十五条の九の二第二項に規定する耐震改修が行われた旨及び当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類
- 12 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。
- 一 法附則第十五条の九の二第六項に規定する納税義務者の住民票の写し
- 二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十五条に規定する通知書の写し
- 三 法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が行われた旨及び法附則第十五条の九の二第四項に規定する住宅又は同条第五項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分が認定長期優良住宅に該当することとなった旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
- 四 政令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類
- 五 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類
- 13 第九項から前項までの規定にかかわらず、市町村長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 14 政令附則第十二条第四十八項第二号イに規定するマンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるものは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の二第二項第二号に規定する長期修繕計画とする。
- 15 政令附則第十二条第四十八項第二号ロに規定する総務省令で定める部分は、前項に規定する長期修繕計画に基づき算定された修繕積立金の額に係る部分とする。
- 16 法附則第十五条の九の三第一項に規定するマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものは、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事とする。
- 17 法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事が行われた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
- 二 政令附則第十二条第四十八項第一号イに該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
- 三 政令附則第十二条第四十八項第一号ロに該当する旨を証する書類
- 四 次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- イ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマン

ション 政令附則第十二条第四十八項第二号イに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

ロ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第一条の六又は第一条の十一に規定する通知書の写し及び政令附則第十二条第四十八項第二号ロに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

五 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

18 法附則第十五条の十第一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、建築物耐震対策緊急促進事業のうち耐震改修を行う事業に係る補助とする。

19 法附則第十五条の十第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第十九項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた家屋につき法附則第十五条の十第一項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

20 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に関しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

政令附則第十二条第一項第八号	人の居住の用に供するため画された家屋の一部分でその床面積	併用住宅（その一部を人の居住の用に供する家屋をいう。以下この表において同じ。）にあつては、当該独立的に区画された家屋の一部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等（政令附則第十二条第一項第四号に規定する共同住宅等をいう。以下この表において同じ。）に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第一項第九号	人の居住の用に供する専有部分でその床面積	併用住宅にあつては、当該専有部分のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第一項第十二号	サービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供するために独立的に区画されたサービス付き高齢者向け貸家住宅の一部分でその床面積	併用住宅にあつては、当該独立的に区画された政令附則第十二条第一項第三号に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅の一部分の床面積のうち同項第十一号に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第二項	人の居住の用に供する部分（別荘の用に供	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

政令附則 第十二条 第三項第 一号	床面積	併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分の床面積とする。
政令附則 第十二条 第四項第 一号	当該居住用専 有部分の床面 積	区分所有に係る住宅（政令附則第十二条第一項第一号に規定する住宅をいう。以下この表において同じ。）に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第二項 第二号	貸家の用に供 する部分（別 荘の用に供す る部分を除く。 次項及び第十 四項において 同じ。）の床 面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第十三項 第一号	当該高齢者向 け貸家用専有 部分の床面積	政令附則第十二条第一項第十一号に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第十六項 第一号イ 及びロ	専有部分の床 面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第十六項 第二号イ	特定居住用部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第十六項 第二号ロ	特定居住用部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第十六項 第三号イ	専有部分の床 面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第十六項 第三号ロ	特定居住用部 分以外の部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分以外の部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

政令附則 第十二条 第十六項 第三号ロ	特定居住用部 分以外の部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分以外の部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第十六項 第三号イ	専有部分の床 面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第十六項 第四号ロ	特定居住用部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第二十項 第三号	一の独立区画 部分（人の居 住の用に供す るために独立 的に区画され た部分として 総務省令で定 める部分をい う。以下この 条において同 じ。）の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第二十一 項第一号	一の独立区画 部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第二十一 項第二号	人の居住の用 に供する部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第二十一 項	居住用専有部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第二十一 項	人の居住の用 に供する部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

政令附則 第十二条 第五十項 第一号ハ	一の独立区画 部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第五十項 第二号ロ	居住用専有部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第五十項 第二号ハ	人の居住の用 に供する部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第五十項 第二号ハ	居住用専有部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第五十一項 第一号	一の独立区画 部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第五十一項 第二号ロ	居住用専有部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第五十一項 第二号ハ	人の居住の用 に供する部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第五十一項 第二号ハ	居住用専有部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第五十一項 第二号ハ	人の居住の用 に供する部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条 第五十一項 第二号ハ	居住用専有部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

- (法附則第十五条の十一の総務省令で定めるところにより証明がされた家屋)
- 第七条の二** 法附則第十五条の十一第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第十条第二項に規定する通知書の写し及び文部科学大臣が総務大臣と協議して定める主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた家屋につき同項の規定の適用がある旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。
- (政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等)
- 第七条の三** 政令附則第十二条の四第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。
- 一 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が同条第四項第一号イに規定する従前所有者等（次号及び次項において「従前所有者等」という。）から法附則第十六条の二第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積
- 二 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合、同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定にない前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合）における当該被災住宅用地の一部等（以下この項及び次項において「被災住宅用地の一部等」という。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積
- 三 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等（以下この項及び次項第三号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合、同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（被災住宅用地の全部等若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分）の割合に応ずる被災住宅用地の面積
- 四 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等（以下この項及び次項第三号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合、同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（被災住宅用地の全部等若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分）の割合に応ずる被災住宅用地の面積
- 五 政令附則第十二条の四第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部であった場合には、当該部分の数による。
- 六 法附則第十六条の二第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地（以下この条において「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規

定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二 被災共用土地が法附則第十六条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分

算式

一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者

(1/A) × (B × C) / D
(算式の符号)

イ 平成二十八年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（同月十四日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十八年四月十三日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとする。以下この項において「相続等」に係る特定共

A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額
B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額
C 当該被災共用土地の面積
D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの

二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者

イ 特例対象者で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（平成二十八年四月十四日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの

ロ 相続人等で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの

イ (1/A) × (B × (C + (200平方メートル × D - E × F) × (E × G - C) / (E × H - 200平方メートル × I)) / J) + K × (E × G - C) / (200平方メートル × D - E × F) × (E × G - C) / (E × H - 200平方メートル × I) / L) × (1/G)
ロ (1/A) × (B × E) / J
J × E × (F + H) である場合にはイの算式を用い、J × E × (F + H) である場合にはロの算式を用いる。

(算式の符号)

A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額
B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額
C 200平方メートル（前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（Dにおいて「専有部分の従前所有者」という。）が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数（D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。）を乗じて得た面積とする。）
D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの

E 当該被災共用土地の面積
F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの

G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用

に係る賦課期日における当該被災共用

6	被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五	土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合 H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの I この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの J 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積 K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積 （A1（B+C））／（A×D） （算式の符号） A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額 B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの C 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの

第五項の表の第一号	第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が平成二十八年四月十四日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合においては、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。	号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとする。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乘じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。
	第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が平成二十八年四月十四日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合においては、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。	算式 $a \times K + a \times (1 - K)$ （算式の符号） a 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値 K 居住割合 a 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値 D $\left(\frac{1}{A} \right) \times \left(\frac{B \times C}{D} \right) + F \times \left(\frac{C \times E}{G} \right)$

三 次に掲げる被災共用土地納税義務者 イ 平成三十年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者		専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの E 当該被災共用土地の面積 F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合 H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの I この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの J 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積 K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積 （算式の符号） A（A+B+C）／（A×D） A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額	
7 被災共用土地納税義務者が平成三十年六月二十八日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。） 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が平成三十年六月二十八日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政		ロ 平成三十年六月二十八日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。） B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの C 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの 6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成三十年年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を平成三十年六月二十七日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとする。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乘じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。 算式 $a \times K + b \times (1 - K)$ （算式の符号） a 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値 b 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値 K 居住割合	

第五項の表の第二号	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地納税義務者	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地の面積	特定仮換地等納税義務者
	被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合
	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
第五項の表の第三号	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
第六項	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る特例適用共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特例適用共有持分
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
第七項	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
前項の表の第五項の表の第一号の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地

前項の表の第五項の表の第二号の項	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
前項の表の第六項の項	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積

政令附則第二条の五第十三項の規定の適用については、同項中被災家屋（同条第十一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であつて、同条第二号に掲げる区分所有に係る特別適用家屋の専有部分の床面積の算定方法に關しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用している又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

三 政令附則第十二条の五第十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋又は政令附則第十二条の五第十五項第一号に規定する被災償却資産（以下この項において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の三第十項又は第十五項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号及び次号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が平成三十年七月豪雨により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災家屋又は被災償却資産が平成三十年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された旨を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等の詳細を明らかにする書類

三 政令附則第十二条の五第十五項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十五項第二号から

ら第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が法附則第十六条の三令附則第十二条の五第十一項第二号から第四号まで又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

第七條の五 政令附則第十四條の第六第四項第一号に規定する総務省令で定める面積は、同号イに規定する従前所有者等（以下この項及び次項において「従前所有者等」という。）が令和二年七月二日において共有持分を有していた法附則第十六條の四第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の全部又は一部に係る当該共有持分の割合

に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が従前所有者等から被災住宅用地の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に依り、被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の六第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等（以下この号及び次項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等）のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に依り、被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に依り、被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める面積とする。

二 政令附則第十二条の六第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部等（以下この号及び次項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等）のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部等）のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に依り、被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める面積とする。

三 政令附則第十二条の六第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていいた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部であつた場合には、当該部分の数による。

四 法附則第十六条の四第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法附則第十六条の四第三項に規定する被災共用土地（以下この条において「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二 被災共用土地が法附則第十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の第二項の規定の適用を受ける土地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

五 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の四第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合に依り、同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に依り、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

算式

(1/A) × (B × C) / D

(算式の符号)

A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額

B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額

C 当該被災共用土地の面積

D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者
イ 令和二年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を令和二年七月二日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（同月三日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が令和二年七月二日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの

二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者
イ 特例対象者で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（令和二年七月三日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を有しているもの）

イ (1/A) × (B × C) / D
O 平方メートル × D × E × F × (E × G × I) / (E × H - 200 平方メートル × I) / J + K × (E × G × I - 200 平方メートル × D × E

分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの
ロ 相続人等で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの

$\times F) \times (E \times G - C) \div (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I) \div (L) \times (1 \div G)$	$J \wedge E \times (F + H)$ である場合にはイの算式を用い、 $J \vee E \times (F + H)$ である場合にはロの算式を用いる。 (算式の符号)
A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額	
B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額	
C 200平方メートル（前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（Dにおいて「専有部分の従前所有者」という。）が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数（D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。）を乗じて得た面積とする。）	
D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの	
E 当該被災共用土地の面積	
F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの	
G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	
H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの	
I この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等	

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で令和二年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を令和二年七月二日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乘じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地	三 次に掲げる被災共用土地納税義務者 イ 令和二年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者 ロ 令和二年七月三日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）	に係る特例対象者（以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの J 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積 K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積 （A－（B＋C））／（A×D） （算式の符号） A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額 B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの C 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの

納税義務者をもって前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもって同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもって当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもって当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもって当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乘ずるべき数値とする。

$$\frac{r \times K + a \times (1 - K)}{(算式の符号)}$$

前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が令和二年七月三日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもって同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。

前三項の規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第十六条の四第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

第五項の表の第一号	第五項の表の第一号
当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
$(1/A) \times (B \times C) / D$	$(1/A) \times ((B \times E) / D) + F \times ((C - E) / G)$
D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積	D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積
E 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積	E 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積
F 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額	F 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額
G 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積	G 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積

表の第二号

$$\frac{(1/A) \times (B \times (C + (200 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F) \times (E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I)) / J) + K \times (M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I)) / L}{(1/A) \times ((B \times M) / J) + N \times ((E - M) / O)}$$

$$\frac{E \times (F + H)}{L}$$

$$\frac{M \times (F + H)}{L}$$

第六項 当該被災共用土地の面積

9 法附則第十六条の四第八項の規定の適用がある場合における第四項から前項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項各号列記以外の部分	第四項各号列記以外の部分
附則第十六条の四第三項	附則第十六条の四第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
附則第十六条の四第三項	附則第十六条の四第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
被災共用土地	特定仮換地等
同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）	同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により読み替えて適用される同条第一項
被災共用土地	特定仮換地等
附則第十六条の四第一項	附則第十六条の四第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項
被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋

第五項の表の第二号	附則第十六条の四第三項	附則第十六条の四第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
	同項の	同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項の
	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
	被災共用土地に係る次の	特定仮換地等に係る次の
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
第五項の表の第一号	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る特定共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特定共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
第五項の表の第二号	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
第五項の表の第三号	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
第六項	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る特例適用共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特例適用共有持分
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る特例適用共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特例適用共有持分

第七項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
前項の表以外の部分	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
前項の表の第五項の表の第一号の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
前項の表の第五項の表の第二号の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
前項の表の第六項の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋

（政令附則第十三条第三号の田又は畑）
第八条 政令附則第十三条第三号に規定する総務省令で定める田又は畑は、次に掲げる田又は畑とする。

- 一 耕作以外の用に供するため農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十三条第一項の規定による許可を受けた田又は畑
- 二 農地法第四十五条第一項又は農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法第七十八条第一項の規定による農林水産大臣の管理に係る土地で耕作又は養畜の事業以外の事業に供するための貸付けに係る田又は畑

三 耕作以外の用に供するため農地法第四十七条又は農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の農地法第八十条第一項の規定による売払いを受けた田又は畑

四 土地改良法に基づく土地改良事業を行う者がその事業に供するため取得した田又は畑（これらに関する農地法第三条第一項に規定する権利（所有権を除き、以下「使用収益権」という。）が取得され、又は使用されたものを含む。）

五 独立行政法人水資源機構がダム、堰、堤防、水路若しくは貯水池の敷地又はこれらの施設の建設のために必要な道路の敷地若しくはこれらの施設の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため取得した田又は畑（これらに関する使用収益権が取得されたものを含む。）

六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は東京地下鉄株式会社が鉄道建設の敷地又は鉄道施設の建設のために必要な道路若しくは線路若しくはは鉄道施設の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため取得した田又は畑（これらに関する使用収益権が取得されたものを含む。）

七 成田国際空港株式会社が成田国際空港の敷地若しくは当該空港の建設のために必要な道路若しくは線路若しくはは当該空港の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため、又は航空法第三十八条第一項若しくは第四十三条第一項の許可を受けて設置する航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第一条に規定する航空保安無線施設若しくは航空灯火の設置予定地とされている土地の区域内において航空保安無線施設若しくは航空灯火を設置するため取得した田又は畑（これらに関する使用収益権が取得されたものを含む。）

八 都市計画法第四十五条の都市計画事業に供するため、同法第五十六条第一項、第五十七条第三項若しくは第六十七条第二項の規定によりその所有権が移転され、又は同法第六十八条第一項の規定による請求によりその所有権が移転された同法第七条第一項の市街化区域（以下「市街化区域」という。）内にある田又は畑

（法附則第二十七条の五第一項の規定による前年度分の固定資産税の課税標準額等の記載）

第八条の二 法附則第二十七条の五第一項の規定により課税明細書に記載しなければならないものとされる前年度分の固定資産税の課税標準額（法附則第二十七条の五第一項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げる宅地等（法附則第二十七条第二号に規定する宅地等をいう。以下この条において同じ。）に係る固定資産税に限り、当該各号に定める額とする。

一 調整対象宅地等（法附則第二十三条に規定する調整対象宅地等をいう。）である小規模住宅用地（法第三百四十九条の三の第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この号において同じ。）である部分、一般住宅用地（住宅用地で小規模住宅用地以外のものをいう。）である部分又は非住宅用地等（住宅用地以外の宅地等をいう。）である部分（以下この条において「調整部分」という。）及び調整部分以外の部分（以下この条において「非調整部分」という。）を併せ有する宅地等 当該宅地等の調整部分に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（二以上の調整部分を有する宅地等にあつては、当該宅地等のそれぞれの調整部分に係る前年度分の固定資産税の課税標準額。以下この号において同じ。）及び当該宅地等の非調整部分に係る前年度分の固定資産税の課税標準額それぞれとの額又は当該宅地等の調整部分に係る前年度分の固定資産税の課税標準額及び当該宅地等の非調整部分に係る前年度分の固定資産税の課税標準額の合計額

二 二以上の調整部分を有する宅地等で非調整部分を有しないもの 当該宅地等のそれぞれの調整部分に係る前年度分の固定資産税の課税標準額又はこれらの合計額

法附則第二十七条の五第一項の規定により課税明細書に記載しなければならないものとされる同項第一号に定める額（以下この項において「固定資産税の課税標準となるべき額」という。）は、次の各号に掲げる宅地等に係る固定資産税に限り、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる宅地等 当該宅地等の調整部分に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（二以上の調整部分を有する宅地等にあつては、当該宅地等のそれぞれの調整

部分に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額。以下この号において同じ。）及び当該宅地等の非調整部分に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額それぞれの額又は当該宅地等の調整部分に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額及び当該宅地等の非調整部分に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額の合計額

二 前項第二号に掲げる宅地等 当該宅地等のそれぞれの調整部分に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額又はこれらの合計額

（法附則第二十九条の四第一項の徴収猶予の期間）

第八条の二の二 法附則第二十九条の四第一項に規定する総務省令で定める一定の期間は、当該市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税の納期限の翌日から平成十一年三月三十一日（当該市街化区域農地のうち法附則第十九条の三第三項の規定の適用を受けるものにあつては、同項の表に規定する市街化区域設定年度から起算して四年度を経過した年度の末日）までとする。

（政令附則第十四条の五第二項第七号の書類等）

第八条の三 政令附則第十四条の五第二項第七号に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 政令附則第十四条の五第二項第七号に規定する宅地の造成に係る設計説明書及び設計図で都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十六条第三項の設計説明書及び同条第四項の設計図に準ずるもの（これを作成した者が記名したものに限る。）

二 政令附則第十四条の五第二項第七号に規定する宅地の造成に係る区域の位置及び概要を示す書面で都市計画法施行規則第十七条第一項第一号の開発区域位置図及び同項第二号の開発区域区域図に準ずるもの

政令附則第十四条の五第七項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 政令附則第十四条の五第四項に規定する申告書に添付する書類 次に掲げる計画的な宅地化のための手続の区分に応じ、それぞれに定める書類

イ 政令附則第十四条の五第二項第一号から第七号までに掲げる手続 都道府県知事又は市町村長のこれらの規定に規定する申請又は要請を受理したことを証する書類

ロ 政令附則第十四条の五第二項第八号に掲げる協議 都道府県知事又は市町村長の同号に規定する宅地化に係る協議が開始されたことを証する書類

二 政令附則第十四条の五第五項に規定する申請書に添付する書類 当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類

三 政令附則第十四条の五第六項に規定する申請書に添付する書類 次に掲げる計画策定等の区分に応じ、それぞれに定める書類

イ 政令附則第十四条の五第三項第一号に掲げる開発行為の許可 都市計画法第三十五条第二項に規定する通知の文書の写し及び当該通知に係る開発行為の区域内に申請に係る土地が所在することを証する書類

ロ 政令附則第十四条の五第三項第二号、第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる計画策定等 これらの規定に規定する認可を受けたことを証する書類及び当該認可に係る区域内に申請に係る土地が所在することを証する書類

ハ 政令附則第十四条の五第三項第三号、第六号又は第九号に掲げる計画策定等 これらの規定に規定する事業計画の決定の公告又は都市計画の決定の告示の写し及び当該事業計画又は都市計画に係る区域内に申請に係る土地が所在することを証する書類

ニ 政令附則第十四条の五第三項第十号に掲げる優良な宅地化計画の認定 申請に係る土地について同号に規定する認定を受けたことを証する書類

（課税標準の特例措置の適用を受ける地下道又は跨線道路路橋の範囲等）

第八条の三の二 地方税法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十一号）附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第十九項に規定する地下道又は跨線道路路橋は、公衆が利用することができる地下道又は跨線道

路橋（鉄道事業若しくは軌道経営の業務のみの用に供する部分、旅客のみの利用に供する部分又は他の者に貸し付けている部分を除く。）とする。

2 附則第七條第一項の規定は、地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第四十九号）附則第四條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の地方税法施行令附則第十二條第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第十項に規定する割合の補正の方法について準用する。

（法附則第二十九條の九第三項の認定又は評価）

第八條の三の三 法附則第二十九條の九第三項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定実施要領第五條の規定による認定（附則第八條の三の五及び附則第八條の四において「低排出ガス車認定」という。）又は自動車燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（附則第八條の四において「燃費評価実施要領」という。）第三條から第四條の三までの規定による評価とする。

（法附則第三十條第一項の専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等）

第八條の三の四 法附則第三十條第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した軽自動車である旨が明らかなにされているものとする。

2 法附則第三十條第一項に規定するメタノールとメタノール以外のものの混合物で総務省令で定めるものは、温度十五度かつ千十三ヘクトパスカルの気圧において、当該燃料に混合されたメタノールの容積を当該燃料に混合されたメタノール以外のものの容積で除して得た数値が四以上となるものとする。

3 法附則第三十條第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

4 法附則第三十條第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する軽自動車で総務省令で定めるものは、当該軽自動車に係る自動車検査証においてハイブリッド自動車である旨が明らかにされている軽自動車とする。

（法附則第三十條第二項第一号の基準等）

第八條の三の五 法附則第三十條第二項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一條第一項第十一号の基準とする。

2 法附則第三十條第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一條第一項第十一号イの表の（１）又は（４）に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けた軽自動車とする。

3 法附則第三十條第三項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号イの表の（１）の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一條第一項第三号イの表の（１）の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第十五條の九第五項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル（次項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が九十以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 第十五條の九第五項第三号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル（次項第三号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法附則第三十條第四項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号イの表の（１）の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一條第一項第三号イの表の（１）の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 国土交通大臣の認定等（法附則第三十條の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消後にその対象となつた軽自動車に新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査ファイル（道路運送車両法第七十二條第一項に規定する軽自動車検査ファイルという。）に記載されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該軽自動車に対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第七十二條第一項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替えるものとする。

（法附則第三十條の二第二項の認定又は評価）

第八條の四 法附則第三十條の二第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三條から第四條の三までの規定による評価とする。

（福島県双葉郡楡葉町等に係るたばこ消費基礎人口の算定の特例）

第八條の四の二 福島県双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する第十六條の四の三の規定の適用については、当分の間、同条中「第一号及び第二号により算出した数の合計数」とあるのは「第一号及び第二号により算出した数の合計数に令和二年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た数」と、同条第一号中「令和二年十月一日現在」とあるのは「平成二十二年十月一日現在」と、「令和二年国勢調査人口等基本集計第二十七表（男女、年齢（五歳階級及び三区分別）、国籍総数）が日本人別人口、平均年齢、年齢中位数及び人口構成比（年齢別）」の表側「国籍総数か日本人」が「国籍総数」かつ表側「男女」が「総数」のうち、表頭が「総数」の欄の数から表頭が「〇・四歳」、「五・九歳」、「十・十四歳」及び「十五・十九歳」とあるのは「平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三十二表（年齢（各歳）、男女別人口、年齢別割合、平均

年齢及び年齢中位数（総数及び日本人）の表頭「総数（年齢）」のうち総数の欄の数から「（再掲）〇（四歳）」「（再掲）五（九歳）」「（再掲）十（十四歳）及び「（再掲）十五（十九歳）」と、同条第二号中「令和二年十月一日現在」とあるのは「平成二十二年十月一日現在」と、令和二年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第一一表（男女・年齢（五歳階級、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率）の表頭「常住地又は従業地・通学地」が「県内他市町村に常住」とあるのは「平成二十二年国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級、男女別人口及び就業者数）の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち県内他市町村に常住」と、「うち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」とあるのは「表側「総数（男女別）」と、「表側が「十五歳未満」及び「十五（十九歳）」とあるのは「十五歳未満」及び「十五（十九歳）」と、「表頭「常住地又は従業地・通学地」が「他県に常住」とあるのは「うち他県に常住」とする。

（政令附則第十五条の三第一項の修正した額等）

第八条の五 政令附則第十五条の三第一項に規定する総務省令で定めるところにより修正した額は、当該土地の取得の日の属する年の翌年の一月一日（当該土地の取得の日が一月一日である場合にあつては、同日）から当該年度の初日の属する年の一月一日までの間の毎年の公示価格（地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第八条に規定する公示価格をいう。）の水準の変動を勘案して総務大臣が定める率を当該土地に係る法第五百九十三条第一項の取得価額に乘じて得た額とする。

2 政令附則第十五条の三第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、当該土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格を基礎として総務大臣が定める方法により算定した額とする。

3 法附則第三十一条の二第二項の規定が適用される場合においては、第十六条の第十八第六号中「及び」とあるのは、「及び修正取得価額並びに」とする。

（政令附則第十五条の五第一項の申請書等の提出）

第八条の六 政令附則第十五条の五第一項の規定による申請書及び事業計画書の提出は、法附則第三十一条の三の二第三項の規定による徴収の猶予の取消しの日（同条第一項に規定する免除期間に係る地方団体の徴収金の徴収の猶予をされていなかった者が当該申請書を提出する場合にあつては、同条第二項の規定による申出の日）から六月を経過する日までに、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してしなければならない。

2 政令附則第十五条の五第三項の規定による申請書の提出は、法附則第三十一条の三の二第二項に規定する非課税土地（次項において「非課税土地」という。）としての使用の開始、同条第一項に規定する特例譲渡（以下この項及び次項において「特例譲渡」という。）又は同条第一項に規定する免除土地（次項において「免除土地」という。）としての使用の開始の日以後遅滞なく、同条第一項に規定する譲渡者から交付を受けた当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類（当該申請書に係る確認が特例譲渡に係るものである場合には、第十六条の二十二の二第四項各号に掲げる土地の譲渡の区分に応じ当該各号に定める書類その他の当該事実を証する書類）を添付してしなければならない。

3 政令附則第十五条の五第四項の規定による事実を証する書類の交付は、非課税土地としての使用の開始、特例譲渡又は免除土地としての使用の開始の日以後遅滞なくしなければならない。

4 政令附則第十五条の五第五項の規定による申出書の提出は、当該申出書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してしなければならない。

5 政令附則第十五条の五第六項において準用する政令第五十四条の四十三第一項の規定による申請書の提出は、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してしなければならない。

（政令附則第十六条の二第一項の申出書等の提出）

第八条の七 政令附則第十六条の二第一項の規定による申出書の提出は、当該申出書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してなければならない。

2 政令附則第十六条の二第二項の規定による申請書及び事業計画書の提出は、法附則第三十一条の三の二第三項の規定による徴収の猶予の取消しの日（同条第一項に規定する免除期間に係る地方団体の徴収金の徴収の猶予をされていなかった者が当該申請書を提出する場合にあつては、同項の規定による申出の日）の属する月の翌々月の末日までに、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してしなければならない。

3 政令附則第十六条の二第四項の規定による申請書の提出は、法附則第三十一条の三の二第一項に規定する非課税土地としての使用の開始、同項に規定する特例譲渡（以下この項において「特例譲渡」という。）又は同条第一項に規定する免除土地としての使用の開始の日以後遅滞なく、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類（当該申請書に係る確認が特例譲渡に係るものである場合には、第十六条の二十二の二第四項各号に掲げる土地の譲渡の区分に応じ当該各号に定める書類その他の当該事実を証する書類）を添付してしなければならない。

4 政令附則第十六条の二第五項において準用する政令第五十四条の四十三第一項の規定による申請書の提出は、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してなければならない。

（政令附則第十六条の二の三第一項の申出書等の提出）

第八条の八 政令附則第十六条の二の三第一項の規定による申出書の提出は、当該申出書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してなければならない。

2 政令附則第十六条の二の三第二項の規定による申請書及び事業計画書の提出は、法附則第三十一条の三の四第二項の規定による徴収の猶予の取消しの日（法附則第三十一条の三の三第二項に規定する予定期間（同条第三項の規定により読み替えて準用する法第六百一条第二項の規定により予定期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）に係る地方団体の徴収金の徴収の猶予をされていなかった者が当該申請書を提出する場合にあつては、法附則第三十一条の三の四第一項の規定による申出の日）の属する月の翌々月の末日までに、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してなければならない。

3 政令附則第十六条の二の三第四項の規定による申請書の提出は、法附則第三十一条の三の二第一項に規定する非課税土地としての使用の開始、同項に規定する特例譲渡（以下この項において「特例譲渡」という。）又は同条第一項に規定する免除土地としての使用の開始の日以後遅滞なく、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類（当該申請書に係る確認が特例譲渡に係るものである場合には、第十六条の二十二の二第四項各号に掲げる土地の譲渡の区分に応じ当該各号に定める書類その他の当該事実を証する書類）を添付してしなければならない。

4 政令附則第十六条の二の三第五項において準用する政令第五十四条の四十三第一項の規定による申請書の提出は、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してなければならない。

（特別土地保有税に係る非課税土地等予定地認定申請書等の様式）

第八条の九 特別土地保有税について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申請書等の種類	
(一) 非課税土地等予定地認定申請書（政令附則第十五条の五第一項、第十六条の二第二項又は第十六条の二の三第二項の申請書）	様式 第四十九号
(二) 非課税土地等確認申請書（政令附則第十五条の五第三項、第十六条の二第四項又は第十六条の二の三第四項の申請書）	様式 第五十号様式
(三) 非課税土地等予定地のための譲渡又は用途変更申出書（政令附則第十五条の五第五項、第十六条の二第一項又は第十六条の二の三第一項の申出書）	様式 第五十一号
(四) 予定期間の延長申請書（政令附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項又は第十六条の二の三第五項において読み替えて準用する政令第五十四条の四十三第一項の申請書）	様式 第五十一号 の二様式

（政令附則第十六条の二の五第二号の特殊の装置）

第九条 政令附則第十六条の二の五第二号に規定する総務省令で定める特殊の装置は、エレベーター・スライド方式、多段方式又は二段方式による駐車装置（駐車場法施行令（昭和三十三年政令第百四十号）第十五条の規定による国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）とする。

（政令附則第十六条の二の八第一項の施設等）

第十二条の三 政令附則第十六条の二の八第一項に規定する特定民間観光関連施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設のうち、会員その他の当該施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存するもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業若しくは同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの以外のものとする。

一 スポーツ又はレクリエーション施設 次に定める施設

イ 水泳場

ロ スケート場

ハ トレーニングセンター（主として重量挙げ及びボディービル用具を用い室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。）

ニ ゴルフ場

ホ ボーリング場

ヘ テーマパーク（文化、歴史、科学その他の特定の主題に基づいて施設全体の環境を整備し、その主題に関連する遊戯施設その他の設備を設け、当該設備により客に娯楽を提供する施設をいう。）

二 教養文化施設 次に定める施設

イ 劇場（観客を収容し、劇、音楽、映画等を鑑賞させる施設をいう。）

ロ 動物園

ハ 植物園

ニ 水族館

ホ 文化紹介体験施設

三 休養施設 次に定める施設

イ 展望施設（高台等の地形を利用し、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設をいう。）

ロ 温泉保養施設（温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設（宿泊の用に供する施設を備えたものを除く。）で、温泉浴場、健康相談室（医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。）及び休憩室を備えたものをいう。）

ハ สปา施設（浴場施設であつて、海水、海藻、海泥その他の海洋資源、沖縄振興特別措置法第三条第一号に規定する沖縄（以下このハにおいて「沖縄」という。）の泥岩その他の堆積岩又は沖縄の農産物その他の植物の有する美容・瘦身効果その他の健康増進効果を利用し、マッサージその他手技又は機器を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行うための施設及び休憩室を備えたものをいう。）

四 集会施設 次に定める施設

イ 研修施設

ロ 会議場施設

ハ 展示施設

ニ 結婚式場

五 販売施設 沖縄振興特別措置法第八条第一項の規定により沖縄県知事が指定する販売施設のうち、沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第七条第一号に規定する小売施設及び飲食施設

2 政令附則第十六条の二の八第一項に規定する金額の定めのあるもので総務省令で定めるものは、宿泊施設、駐車施設及び遊技施設並びに飲食店、喫茶店及び物品販売施設（前項第五号に掲げるものを除く。）とする。

3 政令附則第十六条の二の八第六項に規定する総務省令で定める施設は、法附則第三十三条第五項に規定する特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設については、次の表第一号から第十四号までに掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる施設とし、法附則第三十三条第五項に規定する特定農産加工業経営改善等臨時措置法第五条第一項に規定する調達安定化措置に係る事業の用に供する施設については、同表第十五号に掲げる業種の区分に応じ、同号下欄に掲げる施設とする。

業種	施設
一 かんきつ果汁製造業	搾汁設備を有する施設
二 非かんきつ果汁製造業	搾汁設備を有する施設
三 パインアップル缶詰製造業	剥皮芯抜設備を有する施設
四 こんにやく粉製造業	こんにやく粉の生産の用に供する設備を有する施設
五 トマト加工品製造業	搾汁設備を有する施設
六 甘しよでん粉製造業	でん粉の生産の用に供する設備を有する施設
七 馬鈴しよでん粉製造業	でん粉の生産の用に供する設備を有する施設
八 米加工品製造業	米穀粉、包装もち、加工米飯、米菓生地及び和生菓子（米を原材料とするものに限る。）の生産の用に供する設備を有する施設
九 麦加工品製造業（パスタ製造業を含む。）	精選設備を有する施設（パスタ製造業にあつては、パスタの生産の用に供する設備を有する施設）
十 砂糖製造業	砂糖の生産の用に供する設備を有する施設
十一 菓子製造業（チョコレート製造業、キャンデー製造業及びビスケット製造業に限る。）	チョコレート、キャンデー又はビスケットの生産の用に供する設備を有する施設
十二 乳製品製造業	乳製品の生産の用に供する設備を有する施設（チーズ製造業にあつては、凝乳設備を有する施設）
十三 牛肉調製品製造業	急速冷凍設備を有する施設
十四 豚肉調製品製造業	急速冷凍設備を有する施設
十五 小麦若しくは大豆又はこれらを使用して生産された農産加工品を原材料として使用する食品製造業	小麦若しくは大豆又はこれらを使用して生産された農産加工品（特定農産加工業経営改善等臨時措置法第五条第一項に規定する代替原材料を含む。）を原材料として使用して生産される農産加工品の生産の用に供する設備を有する施設

4 法附則第三十三条第六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

（法附則第三十三条の三第二項又は第六項の譲渡）

第十三条 法附則第三十三条の三第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた譲渡は、次の各号に掲げる譲渡の区分に応じ当該各号に掲げる書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書を含む。）に添付することにより証明がされた譲渡とする。

一 租税特別措置法第二十八条の四第三項第一号、第二号又は第四号から第八号までに掲げる譲渡 それぞれ租税特別措置法施行規則第十一条第一項第一号、第二号又は第四号から第八号までに掲げる書類

二 租税特別措置法第二十八条の四第三項第三号に掲げる譲渡 次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十四条第五項各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に掲げる書類

ロ 当該土地等の譲渡が租税特別措置法施行令第十九条第十項に規定する譲渡に該当し、かつ、当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、租税特別措置法施行規則第十一条第四号ロ（一）から（四）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ（一）から（四）までに掲げる書類

2 前項の規定は、法附則第三十三条の三第六項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた譲渡について準用する。この場合において、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百七十七条の二第一項」と、「第四十五条の三第一項」とあるのは「第三百七十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第十三条の三 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項各号に掲げる土地等の譲渡の区分に応じ、当該各号に定める書類（同条第二項に規定する書類を含む。）を法第四十五条の二第二項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書を含む。以下この条及び次条において同じ。）に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第二項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに係る土地等の譲渡（次号に掲げるものを除く。） 当該土地等の買取りをする同項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第一号イ及びロに掲げる書類

ロ 土地等の買取りをする者の当該買取った土地等を法附則第三十四条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号の宅地又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（既に政令附則第十七条の二第二項に規定する市町村長の同項又は同条第三項若しくは第四項の承認を受けて同条第二項又は第三項に規定する市町村長が認定した日の通知を受けている場合（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十二項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第二十四項若しくは第二十五項の承認を受けて同条第二十三項又は第二十四項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知を受けている場合を含む。次号ロ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。）には、当該通知に係る文書の写し（次号ロ及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。）

二 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十四号に係る土地等の譲渡（同号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。） 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第二号イからハまでに掲げる書類

ロ 土地等の買取りをする者の当該買取った土地等を法附則第三十四条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十四号の一団の宅地の用に供することを約する書類（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）

三 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号に係る土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第三号イ及びハに掲げる書類

ロ 土地等の買取りをする者の当該買取った土地等を法附則第三十四条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）

3 前項の場合において、同項各号に掲げる書類を添付した法第四十五条の二第二項の規定による申告書が提出された後、法附則第三十四条の二第二項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者が政令附則第十七条の二第二項又は第三項に規定する市町村長が認定した日の通知を受けたときは、前項各号に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日は、当該通知に係る市町村長が認定した日の属する年の十二月三十一日であつたものとし、当該土地等の譲渡について租税特別措置法施行令第二十号の二第二十三項又は第二十四項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の写しが納税地の所轄税務署長に提出されたときは、前項各号に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日は、当該通知に係る所轄税務署長が認定した日の属する年の十二月三十一日であつたものとする。

4 第二項各号に掲げる書類を添付して法第四十五条の二第二項の規定による申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、租税特別措置法施行令第二十号の二第二十三項又は第二十四項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の交付を受けた場合には、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出しなければならない。

5 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	第四十五条の二第一項	第三百七十七条の二第一項
第二項	附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令	附則第三十四条の二第五項に規定する総務省令
第三項	第四十五条の二第一項	第三百七十七条の二第一項
第四項	第四十五条の二第二項	第三百七十七条の二第二項
第五項	附則第三十四条の二第二項	附則第三十四条の二第五項
第六項	附則第三十四条の二第一項	第三百七十七条の二第一項

6 政令附則第十七条の二第二項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項及び第十項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第一項又は第三項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同条第一項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日（同条第三項の承認にあつては、同条第二項に規定する当初認定日の属する年の末日）の翌日から十五日を経過する日まで、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一次に掲げる事項

イ 申請者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称、所在地及びその代表者その他の責任者の氏名

ロ 当該確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第二項各号に定める事由がある旨及び当該事由の詳細（同条第三項の承認にあつては、同項に定める事由がある旨及び当該事由の詳細並びに同条第二項に規定する市町村長が認定した日の年月日）

- ハ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の着工予定年月日及び完成予定年月日
- 二 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第一項に規定する開発許可等を受けることができるものと見込まれる年月日及び同条第二項又は第三項に規定する市町村長の認定を受けようとする年月日
- 二 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十項第二号に掲げる書類
- 七 政令附則第十七条の二第二項第二号に規定する災害その他の総務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。
- 一 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十一項第一号及び第二号に掲げる事情
- 二 前号に掲げる事情のほか、土地等の買取りをする者の責に帰せられない事由で、かつ、当該土地等の買取りをする日においては予測できなかった事由に該当するものとして市町村長が認めた事情が生じたこと。
- 八 法附則第三十四条の二第七項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項に規定する書類とする。
- 九 前項に規定する書類の交付を受けた者（法附則第三十四条の二第二項又は第五項に規定する土地等の譲渡につきこれらの規定の適用を受けている者に限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類に当該交付を受けた書類（法第四十五条の二第一項又は第三百七条の二第一項の規定による申告書に添付しているものを除く。）を添付して、市町村長に提出しなければならない。
- 一 法附則第三十四条の二第二項又は第五項の適用を受けた譲渡に係る土地等のその譲渡をした年月日、当該土地等の面積及び所在地
- 二 当該土地等の買取りをした者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- 三 第一号に規定する譲渡に係る土地等のうち、当該交付を受けた書類を提出することにより租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなったものの面積及び所在地
- 四 その他参考となるべき事項
- 四 確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同項に規定する予定期間の末日の属する年の翌年一月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に第六項第二号に掲げる書類を添付して、当該市町村長に提出しなければならない。
- 一 第六項第一号イに掲げる事項
- 二 当該確定優良住宅地造成等事業について、法附則第三十四条の二第九項の特定非常災害として指定された非常災害により同項に規定する予定期間内に政令附則第十七条の二第四項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細
- 三 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の完成予定年月日
- 四 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第四項に規定する開発許可等を受けることができるものと見込まれる年月日
- 五 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第一項、第三項又は第四項の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る同条第二項から第四項までに規定する市町村長が認定した日
- 11 前項の場合において、第二項に規定する書類を添付して法第四十五条の二第一項又は第三百七条の二第一項の規定による申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第二項又は第五項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長が認定した日の通知に関する文書の写しの交付を受けたとき（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十五項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。）は、当該通知に関する文書の写しを、遅滞

なく、市町村長に提出するものとし、当該通知に関する文書の写しの提出（当該申告書に添付した場合を含む。）があつた場合には、政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長が認定した日は当該通知に係る市町村長が認定した日であつたものと、当該土地等の譲渡は法附則第三十四条の二第九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

12 法附則第三十四条の二第十項の規定による申告は、次に掲げる事項を記載した書類によつてしなければならない。

一 法附則第三十四条の二第二項又は第五項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等のその譲渡をした年月日、当該土地等の面積及び所在地

二 当該土地等の買取りをした者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三 第一号に掲げる譲渡に係る土地等のうち、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなったもの

四 その他参考となるべき事項

（法附則第三十四条の二の二の証明等）

第十三条の四 前条第二項に規定する書類を添付して法第四十五条の二第一項の規定による申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第二項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第十七条の二の二第二項に規定する市町村長が認定した日の通知（当該土地等につき阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成七年政令第二十九号）第十四条第二項に規定する税務署長が認定した日の通知を含む。以下この項において同じ。）に関する文書の写しの交付を受けたときは、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知に関する文書の写しの提出があつた場合には、当該土地等の譲渡は法附則第三十四条の二の二に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとし、政令附則第十七条の二の二第二項に規定する市町村長が認定した日は、当該通知に係る市町村長が認定した日とする。

2 政令附則第十七条の二の二第一項に規定する事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、平成八年一月一日から同年一月十五日までの間に、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称、所在地及びその代表者その他の責任者の氏名

ロ 当該確定優良住宅地造成等事業について、政令附則第十七条の二の二第一項に規定する期間内に同項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細

ハ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の完成予定年月日

ニ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二の二第一項に規定する開発許可等を受けることができるものと見込まれる年月日及び同条第二項に規定する市町村長の認定を受けようとする年月日

ホ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業について、政令附則第十七条の二第一項若しくは第三項又は第四項若しくは第六項の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る同条第二項若しくは第三項又は第五項若しくは第六項に規定する市町村長が認定した日の年月日

二 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成七年大蔵省令第十二号）第七条第二項第二号に掲げる書類

3 第一項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、同項中「第四十五条の二第二項」とあるのは「第三百七十七条の二第二項」と、「附則第三十四条の二第二項」とあるのは「附則第三十四条の二第五項」とする。

(法附則第三十五条第三項又は第七項の譲渡)

第十四条 附則第十三条(租税特別措置法第二十八条の四第三項第一号から第三号までに掲げる譲渡に関する部分に限る。)の規定は、法附則第三十五条第三項又は第七項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた譲渡について準用する。

(政令附則第十八条第二項又は第六項の明細書等)

第十五条 政令附則第十八条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める明細書は、租税特別措置法施行規則第十八条の九第二項に掲げる項目を記載した一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書とする。

2 政令附則第十八条第三項又は第七項の規定により読み替えられた同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措置法施行規則第十一条の三第七項各号に掲げる事項とする。

(政令附則第十八条の二第二項又は第六項の明細書等)

第十六条 政令附則第十八条の二第二項又は第六項に規定する総務省令で定める明細書は、租税特別措置法施行規則第十八条の十第二項において準用する同令第十八条の九第二項に掲げる項目を記載した上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書とする。

2 政令附則第十八条の二第三項又は第七項の規定により読み替えられた同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措置法施行規則第十一条の三第七項各号に掲げる事項とする。

(特定口座年間取引報告書等の申告書への添付等)

第十七条 法第四十五条の二第二項若しくは第三百七十七条の二第二項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書(法附則第三十五条の三第八項又は第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。)に政令附則第十八条の二第二項又は第六項に規定する明細書を添付すべき道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、当該申告書にこれらの明細書と併せて租税特別措置法施行令第二十条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書若しくはその写し又は当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税実施法令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面(以下この条において「特定口座年間取引報告書等」という。)(二以上の法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座(前年において租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定があるものを除く。以下この項において「特定口座」という。)を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの合計表(政令附則第十八条の四第四項に規定する合計表をいう。))の添付をする場合には、当該明細書には、附則第十五条第一項の規定にかかわらず、当該添付をする特定口座年間取引報告書等に記載がされた上場株式等(法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式等をいう。))に係るこれらの規定による記載は、要しない。

2 政令附則第十八条の四第四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該申告書に添付する特定口座年間取引報告書等に記載されている租税特別措置法施行規則第十八条の十三の五第二項第六号イからハまでに掲げる金額及び同項第七号イからハまでに掲げる金額のそれぞれの合計額
- 二 当該申告書に添付する特定口座年間取引報告書等に記載されている租税特別措置法施行規則第十八条の十三の五第二項第六号イからハまでに掲げる金額及び同項第七号イからハまでに掲げる金額のそれぞれの合計額
- 三 その他参考となるべき事項

(道府県民税配当割納入申告書等の特例)

第十八条 法附則第三十三条の二の二第二項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合における第三条の十第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	第十二号の七様式	第十二号の十三様式
第二項	第十二号の八様式	第十二号の十四様式
第二項	第十二号の九様式	第十二号の十五様式

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)

第十九条 政令附則第十八条の五第一項第一号又は第十項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額は、法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡(以下この条において「上場株式等の特定譲渡」という。)による事業所得又は雑所得と当該上場株式等の特定譲渡以外の上場株式等の譲渡(以下この条において「上場株式等の一般譲渡」という。)による事業所得又は雑所得とを区分して当該上場株式等の特定譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該上場株式等の特定譲渡をした日の属する年分の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該上場株式等の特定譲渡と当該上場株式等の一般譲渡の双方に関連して生じた金額(以下この条において「共通必要経費の額」という。)があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該上場株式等の特定譲渡に係る必要経費の額と当該上場株式等の一般譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第二十條 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十八項第一号に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる特定株式(法附則第三十五条の三第一項に規定する特定株式をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 特定中小会社(法附則第三十五条の三第一項に規定する特定中小会社をいう。以下この条において同じ。)の設立の際に発行された特定株式 当該特定中小会社の成立の日
- 二 特定中小会社の設立の日後に発行された特定株式 当該特定株式の払込期日
- 2 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十八項第一号に規定する総務省令で定める方法は、会社が法人税法第二条第十号に規定する会社(次項において「同族会社」という。)に該当するかどうかを判定する場合におけるその判定の方法とする。

3 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十八項第一号に規定する総務省令で定める者は、当該特定株式を発行した特定中小会社(同族会社に該当するものに限り。))の株主のうち、その者を法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第七十一条第一項の役員であるとした場合に同項第四号イに掲げる要件を満たすこととなる当該株主とする。

4 政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十八項第八号に規定する総務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則(平成十一年通商産業省令第七十四号)第十一条第二項第三号ロに規定する投資に関する契約に該当するものとする。

5 政令附則第十八条の六第六項第一号又は第二十三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡による事業所得又は雑所得と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡による事業所得又は雑所得とを区分して当該特定株式の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該特定株式の譲渡をした日の属する年分の一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該特定株式の譲渡と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡の双方に関連して生じた金額(以下この項において「共通必要経費の額」という。)があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該特定株式の譲渡に係る必要経費の額と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

6 法附則第三十五条の第三項又は第十八項において準用する法第四十五条の第二項又は第三百七条の第二項の規定による申告書の様式は、第五号の様式によるものとする。

7 前年中に生じた法附則第三十五条の第三項又は第十八項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額について、同条第五項又は第十五項の規定によつて、その損失が生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の法附則第三十五条の第二項若しくは第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第三十五条の第二項若しくは第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の第二項若しくは第三百七条の第二項の申告書又は法第四十五条の第二項若しくは第三百七条の第二項の申告書（法附則第三十五条の第三項又は第十八項において準用する法第四十五条の第二項又は第三百七条の第二項の規定による申告書を含む。）に、第五十三号様式による附属申告書を添付しなければならない。

8 前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の第三項又は第十八項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（同条第五項又は第十五項の規定により前年中において控除されたものを除く。）について、これらの規定によつて、法附則第三十五条の第二項若しくは第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第三十五条の第二項若しくは第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の第二項若しくは第三百七条の第二項の申告書又は法第四十五条の第二項若しくは第三百七条の第二項の申告書（法附則第三十五条の第三項又は第十八項において準用する法第四十五条の第二項又は第三百七条の第二項の規定による申告書を含む。）に、第五十四号様式による附属申告書を添付しなければならない。

（政令附則第十八条の七第二項又は第五項の明細書）

第二十一条 政令附則第十八条の七第二項又は第五項に規定する総務省令で定める明細書は、租税特別措置法施行規則第十九条の七第一項に掲げる項目を記載した先物取引に係る雑所得等の金額の計算に関する明細書とする。

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第二十一条の二 法附則第三十五条の四の第二項又は第十項において準用する法第四十五条の第二項又は第三百七条の第二項の規定による申告書の様式は、第五号の様式によるものとする。

2 前年中に生じた法附則第三十五条の四の第二項又は第八項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額について、同条第一項又は第七項の規定によつて、その損失が生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の法附則第三十五条の四第一項又は第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の第二項若しくは第三百七条の第二項の申告書又は法第四十五条の第二項若しくは第三百七条の第二項の申告書（法附則第三十五条の四の第二項又は第十項において準用する法第四十五条の第二項又は第三百七条の第二項の規定による申告書を含む。）に、第五十八号様式による附属申告書を添付しなければならない。

3 前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の四の第二項又は第八項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（同条第一項又は第七項の規定により前年中において控除されたものを除く。）について、これらの規定によつて、法附則第三十五条の四第一項又は第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の第二項若しくは第三百七条の第二項の申告書又は法第四十五条の第二項若しくは第三百七条の第二項の申告書（法附則第三十五条の四の第二項又は第十項において準用する法第四十五条の第二項又は第三百七条の第二項の規定による申告書を含む。）に、第五十九号様式による附属申告書を添付しなければならない。

（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例）

第二十二條 一般社団法人及び一般財団法人等に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四

十條第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて同法第六條第一項の登記をしていないもの（次項においてそれぞれ「特定一般社団法人」又は「特定一般財団法人」という。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第七條の三の四第二項の規定を適用する。

2 特定一般社団法人又は特定一般財団法人（法附則第四十一条第一項に規定する認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、同条第二項に規定する非営利型法人に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第二十四条の七第二号の規定を適用する。

（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例）

第二十二條の二 法附則第四十四条の三第一項に規定する市町村長の承認を受けようとする道府県民税の所得割の納税義務者は、平成二十四年三月十五日までに、法附則第四條第一項第一号に規定する特定譲渡をした同号に規定する譲渡資産について同項の規定の適用を受けようとする旨、東日本大震災（法附則第四十二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）に起因するやむを得ない事情により同号に規定する買換資産の取得（同号に規定する取得をいう。以下この項及び第四項において同じ。）が困難であると認められる事情の詳細、取得をする予定の当該買換資産についての取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した申請書に、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により同号に規定する買換資産の取得が困難であると認められる事情を証する書類を添付して、法附則第四十四条の三第一項に規定する市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

2 附則第十三条の三第二項に規定する書類を添付して法第四十五条の第二項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第二項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第二十七条の三第二項に規定する市町村長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたとき（当該土地等につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第十四条の二第一項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。）は、当該通知書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知書の写しの提出があつた場合には、当該土地等の譲渡は法附則第四十四条の三第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

3 政令附則第二十七条の三第二項に規定する事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第二項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、平成二十四年一月一日から同月十六日まで間に、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称、所在地及びその代表者その他の責任者の氏名

ロ 当該確定優良住宅地造成等事業について、東日本大震災による被害により平成二十三年十二月三十一日までに政令附則第二十七条の三第二項に規定する開発許可等を受けることが困難となつた事情の詳細

ハ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の完成予定年月日

ニ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第二十七条の三第二項に規定する開発許可等を受けることができる見込まれる年月日

ホ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第一項又は第三項の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る同条第二項又は第三項に規定する市町村長が認定した日

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第四条の二第二項第二号に掲げる書類

4 法附則第四十四条の三第三項に規定する市町村長の承認を受けようとする市町村民税の所得割の納税義務者は、平成二十四年三月十五日までに、法附則第四十一条第一号に規定する特定譲渡をした同号に規定する譲渡資産について同項の規定の適用を受けようとする旨、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により同号に規定する買換資産の取得が困難であると認められる事情の詳細、取得をする予定の当該買換資産についての取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した申請書に、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により同号に規定する買換資産の取得が困難であると認められる事情を証する書類を添付して、同項に規定する市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

5 附則第十三条の三第五項の規定により読み替えて準用する同条第二項に規定する書類を添付して法第三百七条の二第二項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第三百七条の三第一項に規定する確定申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第五項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第二十七条の三第五項に規定する市町村長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたとき（当該土地等につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十四条の二第一項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。）は、当該通知書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知書の写しの提出があつた場合には、当該土地等の譲渡は法附則第四十四条の三第四項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

6 政令附則第二十七条の三第五項に規定する事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第五項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、平成二十四年一月一日から同月十六日までの間に、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称、所在地及びその代表者その他の責任者の氏名

ロ 当該確定優良住宅地造成等事業について、東日本大震災による被害により平成二十三年十二月三十一日までに政令附則第二十七条の三第五項に規定する開発許可等を受けることが困難となつた事情の詳細

ハ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の完成予定年月日

ニ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第二十七条の三第五項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる年月日

ホ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第四項又は第六項の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る同条第五項又は第六項に規定する市町村長が認定した日

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第二項第二号に掲げる書類

（政令附則第三十一条第七項に規定する総務省令で定める書類）

第二十二條の三 政令附則第三十一条第七項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法附則第五十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第一項に規定する被災家屋（以下この号において「被災家屋」という。）又は同条第二項に規定する従前の土地（以下この号において「従前の土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災家屋又は当該従前の土地の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋が東日本大震災により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 被災家屋の床面積及び法附則第五十一条第一項に規定する代替家屋（以下ロにおいて「代替家屋」という。）の床面積を証する書類又は従前の土地の面積及び代替家屋の敷地の用に供する土地の面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二項第二号から第四号までに掲げる者（以下ハにおいて「相続人等」という。）が、法附則第五十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

ニ 政令附則第三十一条第三号に掲げる者が、法附則第五十一条第二項の規定の適用を受けようとする場合に於ては、イからハまでに掲げるもののほか、政令附則第三十一条第二項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

二 法附則第五十一条第三項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第三項に規定する被災農用地（以下この号において「被災農用地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災農用地の所在地を記載した書類、当該被災農用地が東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が証する書類並びに当該被災農用地を平成二十三年三月十一日において所有していた旨を証する書類

ロ 被災農用地の面積及び法附則第五十一条第三項に規定する当該被災農用地に代わる農用地の面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第三項第一号に掲げる者が、法附則第五十一条第三項の規定の適用を受けようとする場合に於ては、イ及びロに掲げるもののほか、農業を営む者であることを証する書類

ニ 政令附則第三十一条第三項第二号から第四号までに掲げる者（以下ニにおいて「相続人等」という。）が、法附則第五十一条第三項の規定の適用を受けようとする場合に於ては、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

三 法附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第四項に規定する対象区域内家屋（以下この号において「対象区域内家屋」という。）又は同条第五項に規定する対象土地（以下この号において「対象土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内家屋又は当該対象土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を同条第四項又は第五項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所有していた旨を証する書類

ロ 対象区域内家屋の床面積及び法附則第五十一条第四項に規定する代替家屋（以下ロにおいて「代替家屋」という。）の床面積を証する書類又は対象土地の面積及び代替家屋の敷地の用に供する土地の面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第四項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第五項第二号から第四号までに掲げる者（以下ハにおいて「相続人等」という。）が、法附則第五十一条第四項

又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

二 政令附則第三十一条第五項第三号に掲げる者が、法附則第五十一条第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イからハまでに掲げるもののほか、政令附則第三十一条第五項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

四 法附則第五十一条第六項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第六項に規定する対象区域内農用地（以下この号において「対象区域内農用地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内農用地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内農用地を同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所有していた旨を証する書類

ロ 対象区域内農用地の面積及び法附則第五十一条第六項に規定する当該対象区域内農用地に代わる農用地の面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第六項第一号に掲げる者が、法附則第五十一条第六項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、農業を営む者であることを証する書類

ニ 政令附則第三十一条第六項第二号から第四号までに掲げる者（以下ニにおいて「相続人等」という。）が、法附則第五十一条第六項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第三十一条第五項に規定する総務省令で定める書類）

第二十三条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等（法附則第五十三条の二第一項に規定する被災自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合）は、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十五条に規定する個人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十五条に規定する法人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車

が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等（自動車又は法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項（地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「平成三十一年改正法」という。）附則第十一条第五項か

ら第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第二項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項（平成三十一年改正法附則第十一条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第三項に規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5) 既に法附則第五十七条第二項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第二項に規定する代替軽自動車

(6) 既に法附則第五十七条第三項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第三項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7) 既に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条第一項において「元年十月旧法」という。）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に元年十月旧法附則第五十二条第二項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた元年十月旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(9) 既に元年十月旧法附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた元年十月旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第五十二条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十三条の二第二項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書又は同法第七十二条の規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損

壊した場所の所在地又は当該自動車等の主たる定置場所所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

四 政令附則第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十三條の二第二項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十二條第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十三條の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二條第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三條の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の同項各号又は法附則第五十三條の二第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第百四十七條第一項又は第四百四十四條第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十三條の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三條の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三條の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三條の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十七條第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十七條第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七條第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に元年十月旧法附則第五十二條第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に元年十月旧法附則第五十二條第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (9) 既に元年十月旧法附則第五十二條第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二條第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二條第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

二 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三條の二第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三條の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三條の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三條の二第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車に対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十三條の二第二項又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 政令附則第三十二條の二第二項に規定する主たる定置場所所在の道府県の知事が法附則第五十四條第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ロ 政令附則第三十五條第十項に規定する主たる定置場所所在の市町村の長が法附則第五十八條第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

- (1) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三條の二第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合、道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書（二）から（四）までにおいて「登録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は同法第七十二條の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（二）から（四）までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類
- (2) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三條の二第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限る。）に該当する場合、登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第三項に規定する道府県知事が適当と認める書類。以下この号において同じ。）
- (3) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三條の二第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合、登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類
- (4) （一）から（三）までに掲げる場合以外の場合、登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの

又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもののうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十三条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類（政令附則第三十二条の二に規定する総務省令で定める書類）

第二十三条の二 政令附則第三十二条の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の二第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四條第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七条第一項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5) 既に法附則第五十七条第二項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車

(6) 既に法附則第五十七条第三項の規定を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7) 既に元年十月旧法附則第五十二条第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に元年十月旧法附則第五十二条第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車

(9) 既に元年十月旧法附則第五十二条第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の二第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三条の二第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車が対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十四条第三項に規定する道府県の知事が必要と認める事項

二 法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けたことを証する書類

三 政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

政令附則第三十二条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四條第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者の氏名又は名称

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三条の二第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

ト イからヘまでに規定するもののほか、法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書であつて当該対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの

三 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事が適当と認める書類）及び当該自動車等を

同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等)

第二十四条 政令附則第三十三条第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第三十三条第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等(次号及び次項において「相続人等」という。)が同号イに規定する従前所有者等(次号及び次項において「従前所有者等」という。)から法附則第五十六条第一項に規定する被災住宅用地(以下この項、次項及び第十一項において「被災住宅用地」という。)の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分(次号において「被災住宅用地の一部等」という。)を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第三十三条第三号又は第五号の規定により相続人等が同項第三号又は第五号に掲げる者(以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。)から被災住宅用地の一部等を取付した場合、同項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等(これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取付した場合における当該被災住宅用地の一部等を取付した前相続人等を含む。)から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、同項第三号又は第五号の規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2 政令附則第三十三条第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第三十三条第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分(次号において「被災住宅用地の全部等」という。)を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部は面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第三十三条第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取付した場合、同項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等(これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取付した場合における当該被災住宅用地の全部等を取付した前相続人等を含む。)から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、同項第三号又は第五号の規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部は面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

3 政令附則第三十三条第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうちの人の居住の用に供するため独立的に区画された部分又はその一部であつた場合には、当該部分の数による。

4 法附則第五十六條第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法附則第五十六條第三項に規定する被災共用土地(以下第九項までにおいて「被災共用土地」という。)が同条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により住宅用地とみなされた土地(以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。)である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地(第九項において「非住宅用地」という。)である部分を併せ有する土地である場合

二 被災共用土地が法附則第五十六條第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九條の三の二第二項の規定の適用を受ける土地(以下この号、次項及び第八項において「小規模

住宅用地」という。)である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地(次項、第八項及び第九項において「一般住宅用地」という。)である部分を併せ有する土地である場合
被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋(法附則第五十六條第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。次項、第八項及び第九項において同じ。)の床面積の十倍の面積以下である場合における同条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者(同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。第七項までにおいて同じ。)の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分

算式

一次に掲げる各被災共用土地納税義務者
イ 平成二十三年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分(その全部又は一部が別荘(政令第三十六條第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。)の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。)を平成二十三年三月十日において所有していた者(以下この項において「特例対象者」という。)で平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分(平成二十三年三月十一日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル(当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。)以下となる当該共有持分を有しているもの

算式
(1/A) × (B × C) / D
(算式の符号)
A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額
B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額
C 当該被災共用土地の面積
D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

ロ 政令附則第三十三條第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十三年三月十日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分(以下この項及び次項において「特定共有持分」という。)を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等(同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。)で平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合(当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。)を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの

二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者
イ (1/A) × (B × (C + (200平方メートル × D - E × F) × (E

イ 特例対象者で平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（平成二十三年三月十一日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの

ロ 相続人等で平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの

$$\frac{(E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I) \div J + K \times (E \times G - 200 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F) \times (E \times G - I) \div (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I) \div L \times (1 \div G)}{(1 \div A) \times (B \times E) \div J}$$

ロ $(1 \div A) \times (B \times E) \div J$

ハ $E \times (F + H)$ である場合にあつてはイの算式を用い、 $J \div E \times (F + H)$ である場合にあつてはロの算式を用いる。

度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの

イ この号に掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下イにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの

ロ 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

ハ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額

ニ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積

ホ $(A - (B + C)) \div (A \times D)$

イ 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの

ロ 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から令和8年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの

ハ この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から令和8年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合

ニ この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から令和8年度までの各年度に係る賦課期日において「併用専有部分」という。）を平成二十三年三月十日において所有していたもの（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第三十三条第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十三年三月十日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）

（算式の符号）

A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額

B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額

C 200平方メートル（前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（Dにおいて「専有部分の住居数」という。）を乗じて得た面積とする。）

D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの

E 当該被災共用土地の面積

F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から令和8年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの

G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から令和8年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合

H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から令和8年度までの各年度に係る賦課期日において「併用専有部分」という。）を平成二十三年三月十日において所有していたもの（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第三十三条第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十三年三月十日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）

次に掲げる被災共用土地納税義務者

ア 平成二十三年年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者

イ 平成二十三年三月十一日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）

A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額

B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの

C 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの

D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から令和8年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの

6

被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十三年年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項において「併用専有部分」という。）を平成二十三年三月十日において所有していたもの（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第三十三条第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十三年三月十日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）

[illegible][illegible]

は同条第十五項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

11 政令附則第三十三条第二十五項の規定の適用については、同項中対象区域内家屋（同条第二十三項第一号に規定する対象区域内家屋をいう。次項第四号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第二十四項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

12 政令附則第三十三条第二十九項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 被災住宅用地の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災住宅用地に代わるものとして法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「代替土地」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十五条に規定する法人番号をいう。以下この項において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災住宅用地及び当該代替土地の所在地を記載した書類並びに当該被災住宅用地に存する法第三百四十九条の三の二第一項に規定する家屋（以下この号において「被災住宅」という。）が東日本大震災により被害を受けたことについて当該被災住宅用地の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災住宅が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 被災住宅用地が平成二十三年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたことを証する書類及び代替土地を同条第一項に規定する住宅用地として使用する予定であることを約する書類

ハ 被災住宅用地の面積（当該被災住宅用地が共有物であるときは、政令附則第三十三条第十三項第一号に掲げる者が有していた当該被災住宅用地に係る持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積）及び代替土地の面積（当該代替土地が共有物であるときは、同項各号に掲げる者が有している持分の割合に応ずる代替土地の面積）を証する書類

ニ 政令附則第三十三条第十一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする場合に於ては、この号のイからハまでに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

ホ 政令附則第三十三条第十一項第三号に掲げる者が、法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする場合に於ては、この号のイからニまでに掲げるもののほか、政令附則第三十三条第十一項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

二 法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 被災家屋又は政令附則第三十三条第十七項第一号に規定する被災償却資産（以下この号において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋又は被災

償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が東日本大震災により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 被災家屋又は被災償却資産が平成二十三年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第三十三条第十四項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十七項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合に於ては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第三十三条第十四項第二号から第四号まで又は同条第十七項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第十七項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

三 法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 対象区域内住宅用地（法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地をいう。以下この号において同じ。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内住宅用地に代わるものとして同項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「代替土地」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該対象区域内住宅用地及び当該代替土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内住宅用地を同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を証する書類

ロ 対象区域内住宅用地が平成二十三年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたことを証する書類及び代替土地を同条第一項に規定する住宅用地として使用する予定であることを約する書類

ハ 対象区域内住宅用地の面積（当該対象区域内住宅用地が共有物であるときは、政令附則第三十三条第二十項第一号に掲げる者が有していた当該対象区域内住宅用地に係る持分の割合に応ずる対象区域内住宅用地の面積）及び代替土地の面積（当該代替土地が共有物であるときは、同項各号に掲げる者が有している持分の割合に応ずる代替土地の面積）を証する書類

ニ 政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合に於ては、この号のイからハまでに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

ホ 政令附則第三十三条第二十項第三号に掲げる者が、法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合に於ては、この号のイからニまでに掲げるもののほか、政令附則第三十三条第二十項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

四 法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 対象区域内家屋又は法附則第五十六条第十五項に規定する対象区域内償却資産（以下この号において「対象区域内償却資産」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、対象区域内家屋又は対象区域内償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該

象区域内家屋又は対象区域内償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を同条第十四項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を証する書類又は当該対象区域内償却資産を同条第十五項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を約する書類

ロ 対象区域内家屋又は対象区域内償却資産が平成二十三年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の対象区域内家屋又は対象区域内償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第三十三条第二十三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六條第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合に於ては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第三十三条第二十三項第二号から第四号まで又は同条第二十六項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては対象区域内償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類）

第二十五条 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十七條第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等（法附則第五十七條第一項に規定する被災自動車等をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の所有者（法第四百四十七條第一項又は第四百四十四條第一項に規定する場合においては、これらの規定に規定する買主。以下この号及び次条第一項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十七條第一項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この号において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等（法第四百四十五條第三号に規定する自動車又は軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三條の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三條の二第二項（地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二十二号。以下この項において「平成三十一年改正法」という。）附則第十一条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三條の二第二項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三條の二第三項（平成三十一年改正法附則第十一条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三條の二第三項に規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七條第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5) 既に法附則第五十七條第二項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七條第二項に規定する代替軽自動車

(6) 既に法附則第五十七條第三項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七條第三項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7) 既に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「元年十月旧法」という。）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に元年十月旧法附則第五十二条第二項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた元年十月旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(9) 既に元年十月旧法附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた元年十月旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第五十二条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車等が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七條第一項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることとされる事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車等の主たる定置場所所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

四 政令附則第三十四條第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七條第一項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲

2
けるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類
政令附則第三十四条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の同項各号又は法附則第五十七条第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合に於ては、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車台番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この号において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (3) 既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (4) 既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (5) 既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (6) 既に法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
既に法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (7) 既に法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
既に法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (8) 既に法附則第五十二条第四項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
既に法附則第五十二条第四項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (9) 既に法附則第五十二条第五項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
既に法附則第五十二条第五項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (10) 既に法附則第五十二条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
既に法附則第五十二条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
既に法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

へ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十七条第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日
チ イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第二項又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 次に掲げるいづれかの書類

イ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ロ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

- (1) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書（二）から（四）までにおいて「登録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（二）から（四）までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類
- (2) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限る。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第三項に規定する道府県知事が適当と認める書類。以下この号において同じ。）
- (3) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類
- (4) （一）から（三）までに掲げる場合以外の場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもののうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十四条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類（政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類）

第二十六条 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この項において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地。以下この条において同じ。）、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5) 既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(6) 既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7) 既に元年十月旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に元年十月旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(9) 既に元年十月旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第一項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 申請軽自動車について法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けたことを道府県知事が証する書類又は道路運送車両法第二十八条第一項に規定する登録事項等証明書（第四項第二号ニにおいて「登録事項等証明書」という。）若しくは同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（第四項第二号において「軽自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、若しくは損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該自動車等の主たる定置場所在地の道府県知事若しくは市町村長が証する書類、被災自動車等の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例の定めるところにより同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災自動車等の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災自動車等の所有者でなくなつたことについて証する書類

四 政令附則第三十四条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、第二号の道府県知事が証する書類を提出する場合を除き、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十五条第一項に規定する者が法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災二輪自動車等（法附則第五十八条第二項に規定する被災二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場

ロ 法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する二輪自動車等（以下この項において「申請二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該被災二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けた被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める同項に規定する二輪自動車等、同条第六項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十八条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第七項に規定する他の二輪自動車等がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請二輪自動車等が被災二輪自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第二項に規定する市町村長が必要と認める事項

と認めるに際し、法附則第五十八条第二項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 被災二輪自動車等が二輪の小型自動車の場合には、道路運送車両法第七十二条の三に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（第五項第三号において「二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて滅失し、又は損壊した二輪の小型自動車が被災二輪自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合又は被災二輪自動車等が原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）の場合には、滅失し、若しくは損壊した法附則第五十八条第二項に規定する二輪自動車等が被災二輪自動車等であることについて当該二輪自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該二輪自動車等の主たる定置場所所在地の市町村長が証する書類、被災二輪自動車等の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例で定めるところにより同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなった旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災二輪自動車等の主たる定置場所所在地の市町村長が当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなったことについて証する書類

四 政令附則第三十五条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

政令附則第三十五条第二項に規定する者が法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災小型特殊自動車（法附則第五十八条第三項に規定する被災小型特殊自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場所（法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この項において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場所

ハ 当該被災小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けた被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十八条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十八条第九項に規定する他の小型特殊自動車又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第九項に規定する他の小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号及び車

台番号

4

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請小型特殊自動車が被災小型特殊自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第三項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 滅失し、若しくは損壊した小型特殊自動車が被災小型特殊自動車であることについて当該小型特殊自動車が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該小型特殊自動車の主たる定置場所所在地の市町村長が証する書類、被災小型特殊自動車の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例で定めるところにより同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなった旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災小型特殊自動車の主たる定置場所所在地の市町村長が当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなったことについて証する書類

三 政令附則第三十五条第二項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十七条第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場所並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十八条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場所並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

（1）既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

（2）既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

（3）既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

（4）既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

（5）既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

（6）既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車

（7）既に元年十月旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

（8）既に元年十月旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

（9）既に元年十月旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- 二 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十七条第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
- ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十七条第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日
- チ イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第四項又は第五項に規定する市町村長が必要と認める事項
- 二 次に掲げるいずれかの書類
- イ 申請軽自動車について法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けたことをこれらの規定に規定する道府県知事が証する書類
- ロ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類
- ハ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類
- 二 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類
- (1) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号において「解体登録事項等証明書」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第七項において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該自動車等を法附則第五十三条の二第二号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類
- (2) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限る。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号において「用途廃止登録事項等証明書」という。）及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため法附則第五十八条第四項又は第五項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第七項において「用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書」という。）のうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び持出日証明書類

- (3) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 解体登録事項等証明書又は解体軽自動車検査記録事項等証明書、持出日証明書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類
- (4) (一) から (三) までに掲げる場合以外の場合 用途廃止登録事項等証明書又は用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの
- 三 政令附則第三十四条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類
- 政令附則第三十五条第四項又は第五項に規定する者が法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 次に掲げる事項を記載した書類
- イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十八条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の同条第六項各号又は第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合においては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）
- ロ 法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとするこれらの規定に規定する二輪自動車等（以下この号において「申請二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場
- ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等、同条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等又は同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号
- 二 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十八条第六項各号又は第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
- ト 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の用途を廃止し、又は解体した日
- チ イからトまでに規定するもののほか、申請二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第六項又は第七項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）について法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなったことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号において「誓約書」という。）

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は誓約書

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は誓約書及び法附則第五十八条第六項第三号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第七項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下（2）及び第三号ハにおいて「持出日証明書」という。）

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書

三 二輪の小型自動車について法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は二輪自動車検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した二輪の小型自動車を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなったことを証するもの（以下この号及び第八項第三号において「用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は二輪自動車検査記録事項等証明書であつて解体した二輪の小型自動車を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなったことを証するもの（以下この号及び第八項第三号において「解体二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び持出日証明書

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書

四 政令附則第三十五条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が 法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類 政令附則第三十五条第七項又は第八項に規定する者が法附則第五十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十八条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の同条第八項各号又は第九項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号並びに主たる定置場

ロ 法附則第五十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この号において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小型特殊自動車又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号

ニ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十八条第八項各号又は第九項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の用途を廃止し、又は解体した日
チ イからトまでに規定するもののほか、申請小型特殊自動車に法附則第五十八条第八項又は第九項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に法附則第五十八条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車に法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内用途廃止等

小型特殊自動車に該当することとなったことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）

三 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は誓約書、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第九項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下この号において「持出し証明書」という。）、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類及び持出し証明書

五 政令附則第三十五条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類対象区域内軽自動車等（法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等という。以下この条において同じ。）のうち軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長に提出しなければならぬ政令附則第三十五条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類
イ 対象区域内用途廃止等自動車等（三輪以上の軽自動車に限る。以下この項において同じ。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該対象区域内用途廃止等自動車等の車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別
ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十八条第十三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十七条第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日
ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が必要と認める事項
ニ 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二号第一号の規定に該当する自動車等であつた場合には、用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書
三 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二号に掲げる自動車等に該当する場合で、当該自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車等を同号イに規定する引取業者（以下この号において「引取業者」という。）

に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類（次号において「引取証明書」という。）、当該自動車等を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二号第三号に掲げる自動車等に該当する場合で、当該自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を証するため当該自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出し証明書」という。）、当該自動車等を同項第三号イに規定する引取業者に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、引取証明書及び持出し証明書、当該自動車等を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車等を解体したことを証する書類及び持出し証明書

八 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十八条第二項に規定する二輪自動車等という。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類
イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものを除く。）であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）
ロ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十八条第十三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
ニ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の用途を廃止し又は解体した日
ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内二輪自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が必要と認める事項
ニ 当該二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものを除く。）である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類
イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号において「誓約書」という。）
ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書、当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類
ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を証するため当該二輪自動車等

の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下このハにおいて「持出日証明書類」という。）、当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

三 当該二輪自動車等が二輪の小型自動車である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下このハにおいて「持出日証明書類」という。）、当該二輪自動車等を解体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

9 対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場所

ロ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十八条第十三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ニ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の用途を廃止し、又は解体した日

ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内小型特殊自動車の主たる定置場所所在の市町村の長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）

三 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由に

より提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該小型特殊自動車の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

（法附則第五十九条第一項の総務省令で定める事実）

第二十七条 法附則第五十九条第一項に規定する総務省令で定める事実は、新型コロナウイルス感染症（同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次条第一項第一号において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日から法附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする地方団体の徴収金の納期限までの間（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日から二月を経過した日以前に納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金にあつては、同年二月一日から同法の施行の日から二月を経過する日までの間）における連続する一月以上の期間の収入金額（納税者又は特別徴収義務者の事業に係る収入金額をいう。以下この条において同じ。）を当該期間の初日の一年前の日から当該期間の末日の一年前の日までの期間の収入金額で除して得た割合がおおむね百分の八十以下となつたこととする。

（法附則第六十条第一項の総務省令で定めるところにより証明がされた場合等）

第二十八条 法附則第六十条第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた場合は、次の各号に掲げる書類のいずれかを同項に規定する耐震改修（以下この項において「耐震改修」という。）の日から六月以内に、同項に規定する耐震基準不適合既存住宅につき同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十七の二第一項の規定の適用があるべき旨の申告をした道府県知事に提出することにより証明がされた場合とする。

一 当該耐震基準不適合既存住宅の耐震改修に係る工事を請け負つた建設業者その他の者から交付を受けた書類で新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により法附則第六十条第一項の個人が当該耐震基準不適合既存住宅の取得をした日から六月以内に耐震改修に係る工事が完了しなかつた旨、耐震改修に係る契約を締結した年月日及び耐震改修をした年月日を明らかにする書類

二 法附則第六十条第一項の個人の当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつた事実の詳細、耐震改修に係る契約を締結した年月日及び耐震改修をした年月日を明らかにする書類

2 法附則第六十条第一項の規定の適用がある場合における第七条の七の規定の適用については、「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した」とあるのは、「耐震改修の」とする。

（法附則第六十三条第二項の総務省令で定める書類）

第二十九条 法附則第六十三条第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第六十三条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨を証する書類

二 法附則第六十三条第一項に規定する特例対象資産の一覧表

附 則（昭和三十一年八月一日総理府令第三〇号）抄

（施行期日）

1 この府令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この府令による改正後の地方税法施行規則の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、個人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は昭和三十一年度分から、法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は昭和三十一年九月一日以後に申告する分、法人税法第四条の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割に関する部分は昭和三十一年度分の市町村民税から、督促状に関する部分はこの府令施行の日以後に交付する分、法人の事業税の申告書の様式に関する部分はこの府令施行の日以後に申告する分、

道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税に関する部分は昭和三十一年四月一日以後の申告に係る分から、その他の部分は昭和三十一年度分の地方税から適用する。

3 この府令による改正後の地方税法施行規則第六条第三項の規定は、昭和三十年七月一日の属する事業年度分から適用する。

附 則 (昭和三十一年九月一日総理府令第四十五号)

この府令は、昭和三十年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和三十一年一月二四日総理府令第五五号)

この府令は、公布の日から施行し、昭和三十年七月一日の属する事業年度分から適用する。

附 則 (昭和三十一年四月二四日総理府令第三〇号) 抄

1 この府令は、公布の日から施行する。ただし、軽油引取税に関する部分(第十八条を除く。)

2 この府令による改正後の地方税法施行規則(以下「新府令」という。)第十七条の規定は、昭和三十一年四月一日以後において使用する電気に対して課する電気ガス税から適用する。

附 則 (昭和三十一年五月一五日総理府令第三五号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年四月一〇日総理府令第一八号) 抄

(施行期日)
1 この府令は、地方税法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十号。附則第一条ただし書に係る部分を除く。)の施行の日から施行する。ただし、遊興飲食税及び電気ガス税に関する部分は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2 この府令による改正後の地方税法施行規則の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、法人の道府県民税及び法人の市町村民税に関する部分は昭和三十一年四月一日の属する事業年度分並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額を課税標準とする法人税割(清算所得に対する法人税額を課税標準とする法人税割を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。)及びこれと合算して課する均等割から、法人の行う事業に対する事業税に関する部分は昭和三十一年四月一日の属する事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課されない法人以外の法人の清算中の事業年度に係る事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき事業税を含む。)から、その他の部分は昭和三十一年度分の地方税から適用する。

(道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、法人税法第一条第二項において法人とみなされるものについては、この府令による改正後の地方税法施行規則の規定は、当該法人でない社団又は財団の昭和三十一年四月一日以後に開始する事業年度分の道府県民税及び市町村民税について適用し、当該法人でない社団又は財団の同日前に開始した事業年度分の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を行うものについては、この府令による改正後の地方税法施行規則の規定は、当該法人でない社団又は財団の昭和三十一年四月一日以後に開始する事業年度分の事業税から適用する。

附 則 (昭和三十一年六月四日総理府令第三三三号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年七月一日総理府令第四〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年一〇月一四日総理府令第六九号)

この府令は、公布の日から施行する。

抄

附 則 (昭和三十三年四月五日総理府令第二五号)

この府令は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の地方税から適用する。

附 則 (昭和三十三年八月二二日総理府令第七一号) 抄

1 この府令は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の地方道路譲与税及び軽油引取税から適用する。

附 則 (昭和三十三年三月三一日総理府令第一八号)

(施行期日)

1 この府令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(法人の道府県民税及び市町村民税、法人の事業税並びに固定資産税に関する規定の適用)

2 この府令による改正後の地方税法施行規則中法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に関する改正部分(第五条の二の改正規定を除く。)は、昭和三十四年四月一日の属する事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する分から、固定資産税に関する改正部分は、昭和三十四年度分から適用する。

附 則 (昭和三十四年五月二七日総理府令第三五号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十四年八月三一日総理府令第五一号)

この府令は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の地方道路譲与税及び軽油引取税から適用する。

附 則 (昭和三十四年二月二六日総理府令第六六号) 抄

1 この府令は、地方税法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第四百十九号)の施行の日(昭和三十五年一月一日)から施行する。

附 則 (昭和三十五年四月二二日総理府令第二二号) 抄

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

(法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に関する規定の適用)

2 この府令による改正後の地方税法施行規則中法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に関する改正部分は、昭和三十五年四月一日の属する事業年度分から適用する。

附 則 (昭和三十五年七月一日自治省令第三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十五年八月八日自治省令第九九号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十五年度分の軽油引取税から適用する。

附 則 (昭和三十六年四月三〇日自治省令第九九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号。附則第一条ただし書に係る部分を除く。)の施行の日から施行する。ただし、遊興飲食税に関する改正規定及び附則第四項、第五項及び第八項の規定は、昭和三十六年五月一日から施行する。

(適用区分)

2 この省令による改正後の地方税法施行規則第六条の規定は、この省令(附則第一条ただし書に係る部分を除く。)の施行の日の属する事業年度分の法人の事業税から適用する。

附 則 (昭和三十六年四月三〇日自治省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十六年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭和三十六年九月五日自治省令第二二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の地方税法施行規則中個人の道府県民税及び市町村民税並びに個人の事業税(以下「個人の道府県民税等」という。)に関する規定は、昭和三十七年度分の個人の道府県民税等から適用し、昭和三十六年度分までの個人の道府県民税等については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十七年三月三十一日自治省令第六号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新令」という。）中個人の道府県民税及び市町村民税（以下「個人の道府県民税等」という。）に関する規定は、昭和三十七年度分の個人の道府県民税等から適用し、昭和三十六年度分の個人の道府県民税等については、なお従前の例による。

（法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に関する規定の適用）
3 新令中法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税（以下本項において「法人の道府県民税等」という。）の規定（新令第三条中第六号様式の二に関する部分の規定及び第十号中第二十号様式の二に関する部分の規定を除く。）は、この省令の施行の日の属する事業年度分の法人の道府県民税等から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税等については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）
6 この省令による改正後の地方税法施行規則第十一条第一項の規定は、昭和三十七年度の固定資産税から適用し、昭和三十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十七年六月一日自治省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年九月二十九日自治省令第二十一号）
この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）中個人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、昭和三十八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から、第十条の三の規定は、昭和三十八年度分の固定資産税から適用し、昭和三十七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十八年三月二〇日自治省令第一〇号） 抄
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十八年四月一日自治省令第二十二号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第五条の二の改正規定、第十四条の改正規定（「徴税令書」を「納税通知書」に改める部分に限る。）並びに第一号様式、第一号の二様式、第二号様式、第四号様式及び第二十五号の二様式の改正規定は昭和三十八年十月一日から、附則第三項の規定は狩猟法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第二十三号）の施行の日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用）
2 この省令による改正後の地方税法施行規則の第五号の十四様式については、昭和三十九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用する。

附 則（昭和三十八年八月三十一日自治省令第二十四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年一月三〇日自治省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
1 この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用）
2 この省令による改正後の地方税法施行規則中個人の道府県民税及び個人の市町村民税（以下「個人の道府県民税等」という。）に関する規定は、昭和三十九年度分の個人の道府県民税等から適用し、昭和三十八年度分までの個人の道府県民税等については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十九年五月二十八日自治省令第二十三号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に関する規定の適用）

2 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）中法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税（以下本項において「法人の道府県民税等」という。）に関する規定は、昭和三十九年四月一日の属する事業年度分の法人の道府県民税等及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する道府県民税等から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税等及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する道府県民税等については、なお従前の例による。

（個人の事業税に関する規定の適用）
3 新規則中第十四号の二様式は、昭和四十年年度分の個人の事業税から適用する。

附 則（昭和三十九年一〇月三十一日自治省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年三月三十一日自治省令第九号）
（施行期日）

第一条 この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

（機械設備等を定める総理府令の廃止）

第二条 地方税法第三百四十九条の三第六項の規定を受ける機械設備等を定める総理府令（昭和三十一年総理府令第二十七号）は、廃止する。

（個人の道府県民税等に関する規定の適用）

第三条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）中個人の道府県民税及び個人の市町村民税（以下「個人の道府県民税等」という。）に関する部分は、昭和四十年年度分の個人の道府県民税等から適用し、昭和三十九年度分までの個人の道府県民税等については、なお従前の例による。

（特別区たばこ消費税に関する規定の適用）

第四条 新規則第八条の規定及び第十六号の二様式は、昭和四十年四月一日以後小売人又は国内消費費用として直接消費者に売り渡される製造たばこに係る特別区たばこ消費税から適用する。

（固定資産税に関する規定の適用）

第五条 次条の規定の適用がある場合を除き、新規則中固定資産税に関する部分は、昭和四十年年度分の固定資産税から適用し、昭和三十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第六条 新規則第十条の五の規定は、昭和四十年一月二日以後において取得された同条に規定する機械設備等について昭和四十一年度分の固定資産税から適用する。

2 昭和四十年一月一日以前に取得された機械設備等で旧地方税法第三百四十九条の三第六項の規定の適用を受ける機械設備等を定める総理府令の適用を受けていたものに対して課する昭和四十二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四〇年五月二十九日自治省令第一六号） 抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
（法人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用）

2 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）中法人の道府県民税及び市町村民税（以下本項において「法人の道府県民税等」という。）に関する規定は、昭和四十年四月一日の属する事業年度分の法人の道府県民税等及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税等（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税等を含む。以下本項において同じ。）から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税等及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税等については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する規定の適用）

3 新規則中法人の事業税に関する規定は、昭和四十年四月一日の属する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分により納付すべき法人の事業税を含む。以下本項において同じ。）から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

4 新規則第二十六号様式及び第三十号様式は、昭和四十一年度分の固定資産税から適用し、昭和四十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附則（昭和四十一年三月三十一日自治省令第五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（個人の道府県民税等に関する規定の適用）

2 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）中個人の道府県民税及び個人の市町村民税（以下「個人の道府県民税等」という。）に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の道府県民税等から適用し、昭和四十年度分までの個人の道府県民税等については、なお従前の例による。

附則（昭和四十一年五月三十一日自治省令第二一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、娯楽施設利用税及び電気ガス税に関する改正規定は、昭和四十一年六月一日から、料理飲食等消費税に関する改正規定は、昭和四十一年八月一日から施行する。

（法人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用）

2 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）中法人の道府県民税及び市町村民税（以下本項において「法人の道府県民税等」という。）に関する規定は、昭和四十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税等及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税等（清算中の事業年度の所得に係る法人の道府県民税等及び同日以前に終了した事業年度分の法人の道府県民税等を含む。以下本項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税等及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税等については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する規定の適用）

3 新規則中法人の事業税に関する規定は、昭和四十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算中の事業年度の所得に係る法人の事業税及び残余財産の一部分により納付すべき法人の事業税を含む。以下本項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

附則（昭和四十一年八月二〇日自治省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十二条第三項の改正規定は、昭和四十一年度分の軽油引取税から適用する。

附則（昭和四十一年一〇月二〇日自治省令第二六号）抄

1 この省令は、昭和四十一年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第十項、第十一項及び第十四項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の地方税法施行規則の規定（附則第十項、第十一項及び第十四項の規定を除く。）は、個人の道府県民税及び市町村民税（分離課税に係る所得割を除く。次項において同じ。）の納税通知書、給与支払報告書並びに個人の道府県民税及び市町村民税の納期限変更告知書及び督促状（分離課税に係る所得割について使用する場合の当該納期限変更告知書及び督促状を除く。）に関する部分にあつては施行日以後に交付し、又は提出する分から、その他の部分にあつては施行日以後に支払われるべき退職手当等に係る分から適用する。

附則（昭和四十一年二月二六日自治省令第三二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の地方税法施行規則第五号の三様式、第五号の四様式、第五号の五様式、第五号の七様式、第五号の十様式、第五号の十二様式、第十四号の二様式、第二十六号様式及び第三十号様式は、昭和四十二年度分の個人の道府県民税、個人の事業税、個人の市町村民税及び固定資産税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の道府県民税、個人の事業税、個人の市町村民税及び固定資産税については、なお従前の例による。

附則（昭和四十二年五月三十一日自治省令第二一号）

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十二年六月一日から施行する。

（個人の道府県民税等に関する規定の適用）

2 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第五号の三様式、第五号の五様式、第五号の七様式、第五号の十様式及び第十七号様式は、昭和四十二年度分の個人の道府県民税及び個人の市町村民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の道府県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

3 新規則第十条の四、第十一条の二及び第十五条の二の規定は、昭和四十二年度分の固定資産税から適用し、昭和四十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附則（昭和四十二年七月三十一日自治省令第二二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（軽油引取税に関する規定の適用）

2 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二十二条第三項の表は、昭和四十二年度の軽油引取税から適用する。

（法人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用）

4 新規則第十号様式、第二十号様式、第二十一号様式、第二十二号様式及び第二十二号の二様式は、昭和四十二年六月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附則（昭和四十二年九月一六日自治省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十二年二月二十六日自治省令第三十六号）

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）の規定（第二条の五の規定を除く。）は、昭和四十三年度分の個人の道府県民税及び市町村民税並びに個人の事業税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税並びに個人の事業税については、なお従前の例による。

3 新規則第二条の五の規定は、この省令の施行の日以後に提出する同条に規定する特別徴収票について適用し、同日前に提出する当該特別徴収票については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十三年三月三〇日自治省令第九号）

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

（固定資産税に関する規定の適用）

2 改正後の地方税法施行規則附則第八号及び第九号の規定は、昭和四十三年度分の固定資産税から適用し、昭和四十二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十三年四月二七日自治省令第二二号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十三年七月一日から施行する。ただし、料理飲食等消費税に関する改正規定は昭和四十三年六月一日から、不動産取得税に関する改正規定は公布の日から施行する。

附 則（昭和四十三年八月五日自治省令第二三三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（法人の事業税に関する規定の適用）

2 改正前の地方税法施行規則第三条の三の規定は、昭和四十三年八月五日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお効力を有する。

附 則（昭和四十三年九月二二日自治省令第二八号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和四十三年十二月二八日自治省令第三四号）

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の地方税法施行規則の規定は、昭和四十四年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十四年四月九日自治省令第九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（個人の道府県民税等に関する規定の適用）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）別表第十九号様式は、昭和四十四年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（個人の事業税に関する規定の適用）

第三条 新規則第七条の二の規定は、昭和四十四年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十三年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用等）

第四条 新規則附則第八条第五号及び第六号の規定は、昭和四十四年度分の固定資産税から適用し、昭和四十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和四十四年度分の固定資産税に限り、新規則第十条の十一中「前年度に係る事業計画」とあるのは「昭和四十四年度に係る事業計画」と読み替えるものとする。

附 則（昭和四十四年五月三十一日自治省令第二六号）

この省令は、昭和四十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和四十四年七月二八日自治省令第二四号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

（固定資産税に関する規定の適用）

3 この省令による改正後の地方税法施行規則第十条の三の規定は、昭和四十五年度分の固定資産税から適用する。

附 則（昭和四十四年十二月二七日自治省令第三四号）

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十五年一月一日から施行する。

（個人の道府県民税等に関する規定の適用）

2 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、昭和四十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

3 新規則附則第十一条第二項の規定は、昭和四十五年度分の固定資産税から適用し、昭和四十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十五年四月一七日自治省令第一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条の改正規定は昭和四十五年六月一日から、第五号の五様式の改正規定は昭和四十六年一月一日から施行する。

（個人の道府県民税等に関する規定の適用）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）は、昭和四十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 改正前の地方税法施行規則第三号様式、第三号様式別表三及び第三号様式別表四は、昭和四十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税については、なおその効力を有する。

3 新規則第五号の五様式は、昭和四十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用する。

（固定資産税に関する規定の適用）

第三条 新規則附則第八条第九号及び第十号の規定は、昭和四十五年度分の固定資産税から適用し、昭和四十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第四条 新規則附則第九条の規定は、昭和四十五年六月一日以後に使用する電気に対する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十五年五月二五日自治省令第二三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年七月一日自治省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年二月二十八日自治省令第二十九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（適用区分等）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第五号の四様式及び第十七号様式別表は、昭和四十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則第五号の九様式及び第五号の十四様式は、この省令の施行の日以後に提出する退職所得申告書及び特別徴収票については、適用し、同日前に提出するこれらの退職所得申告書又は特別徴収票については、なお従前の例による。

3 市町村は、前項に規定する様式については、当分の間、改正前の地方税法施行規則第五号の九様式及び第五号の十四様式によることができる。

附 則（昭和四十六年三月三〇日自治省令第八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第九条の二の改正規定は同年七月一日から、附則第八条の次に二条を加える改正規定並びに第五号の五様式（雑損控除に関する部分に限る。）、第二十四号様式及び第二十五号の二様式の改正規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

（個人の道府県民税等に関する規定の適用）

第二条 次項に定めるものを除き、改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）中個人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、昭和四十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則第五号の五様式中雑損控除に関する部分の規定は、昭和四十七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十六年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する規定の適用）

第三条 新規則第四条の規定は、昭和四十六年四月一日以後に開始する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に開始した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第十一号）附則第三条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十四第一項ただし書の規定の適用を受ける法人に係る事業税の課税標準となる各事業年度の所得の計算については、改正前の地方税法施行規則第四条の規定は、なおその効力を有する。

（娯楽施設利用税に関する規定の適用）

第四条 昭和四十六年度に限り、新規則第九条の二第一項の表の八月の項中「三分の一に相当する額」とあるのは、「六分の一に相当する額」とする。

（固定資産税に関する規定の適用）

第五条 新規則第十条の三の二から第十条の四までの規定は、昭和四十六年度分の固定資産税から適用し、昭和四十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第二項の規定は、昭和四十五年一月二日以後に新設された同項に規定する管路について昭和四十六年度分の固定資産税から適用し、昭和四十五年一月一日以前に新設された同項に規定する管路に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十六年八月三十一日自治省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年一〇月二三日自治省令第二三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十七号様式別表及び第十八号様式の改正規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第十七号様式別表は、昭和四十七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十六年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則第十八号様式は、この省令の施行の日以後に提出する給与支払報告又は特別徴収に係る給与所得者異動届出書について適用し、同日前に提出する給与支払報告又は特別徴収に係る給与所得者異動届出書については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十六年二月二二日自治省令第二六号）

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十七年一月一日から施行する。

（個人の道府県民税等に関する規定の適用）

2 改正後の地方税法施行規則第五号の四様式及び第五号の十二様式は、昭和四十七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十六年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十七年四月一日自治省令第四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五号の五様式、第五号の六様式、第五号の十一様式及び第五号の十二様式の改正規定は、昭和四十八年一月一日から施行する。

（個人の道府県民税等に関する規定の適用）

第二条 次項に定めるものを除き、改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）は、昭和四十七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十六年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則第五号の五様式、第五号の六様式、第五号の十一様式及び第五号の十二様式は、昭和四十八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第三条 新規則第十条の三の二、第十条の三の四及び第十条の五第一項の規定は、昭和四十七年度分の固定資産税から適用し、昭和四十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第四項の規定は、昭和四十七年一月二日以後に新設された同項に規定する電力ケーブルについて昭和四十八年度分の固定資産税から適用し、昭和四十七年一月一日以前に新設された同項に規定する電力ケーブルについては、なお従前の例による。

附 則（昭和四十七年六月一日自治省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年九月二九日自治省令第二三三号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の地方税法施行規則第十条の六の三の規定は、昭和四十七年度分の固定資産税から適用する。

附 則（昭和四十七年二月二六日自治省令第二九号）

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

（個人の道府県民税等に関する規定の適用）

2 改正後の地方税法施行規則の規定は、昭和四十八年度分の個人の事業税並びに道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の事業税並びに道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十八年四月二六日自治省令第二二号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第九条の二第一項の改正規定及び電気ガス税に関する改正規定は昭和四十八年六月一日から、第五号の七様式及び第五号の十二様式の改正規定は昭和四十九年一月一日から施行する。

(個人の道府県民税等に関する規定の適用)

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第五号の七様式及び第五号の十二様式は、昭和四十九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する規定の適用)

第三条 新規則第四条の規定は、昭和四十八年四月一日以後に終了する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に終了した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。

(娯楽施設利用税に関する規定の適用)

第四条 新規則第九条の二第一項の規定の適用については、昭和四十八年度に限り、同項の表八月の項中「七月」とあるのは「六月」と、「二分の一」とあるのは「三分の一」と、「相当する額」とあるのは「相当する額と七月中に収入したゴルフ場の娯楽施設利用税の額の二分の一に相当する額との合計額」とする。

(固定資産税に関する規定の適用)

第五条 新規則の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十八年度分の固定資産税から適用し、昭和四十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 改正前の地方税法施行規則（次項において「旧規則」という。）第十一条の二の規定は、昭和四十七年三月三十一日までの間において新設された同条に規定する機械その他の設備については、なおその効力を有する。

3 旧規則附則第六条第二項の規定は、昭和四十七年三月三十一日までの間において取得された同項に規定する機械その他の設備については、なおその効力を有する。

附 則（昭和四十八年六月一六日自治省令第一五号）**(施行期日)**

1 この省令は、公布の日から施行する。

(法人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用)

2 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）中法人の道府県民税及び市町村民税（以下本項において「法人の道府県民税等」という。）に関する規定は、昭和四十八年四月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税等及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税等（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税等を含む。以下本項において同じ。）から適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税等及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税等については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する規定の適用)

3 新規則中法人の事業税に関する規定は、昭和四十八年四月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下本項において同じ。）から適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十八年六月三〇日自治省令第一七号） 抄

1 この省令は、昭和四十八年七月一日から施行する。

(固定資産税に関する規定の適用)

2 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第十二条及び附則第七条の規定は、昭和四十九年度分の固定資産税から適用し、昭和四十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

3 この省令の施行の日において土地を所有する者に係る当該土地に対して課する特別土地保有税については、新規則第十六条の二十第一項（新規則第十六条の二十二第三項において準用する場合を含む。）中「法第六百一条第一項に規定する非課税土地（第三項において「非課税土地」という。）として使用しようとした日の属する月の翌翌月の末日までに」とあるのは、「昭和四十八年八月三十一日までに」とする。

附 則（昭和四十八年九月二九日自治省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年二月一七日自治省令第三二号）**(施行期日)**

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(適用区分等)

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第五号の四様式、第五号の十様式及び第十七号様式別表は、昭和四十九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則第五号の九様式は、この省令の施行の日以後に提出する退職所得申告書について適用し、同日前に提出する退職所得申告書については、なお従前の例による。

3 市町村は、前項に規定する様式については、当分の間、改正前の地方税法施行規則第五号の九様式によることができる。

附 則（昭和四十九年一月二五日自治省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月三〇日自治省令第九号） 抄**(施行期日)**

第一条 この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(個人の道府県民税等に関する規定の適用)

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第一号の三様式の表及び第三号様式別表三の表は、昭和四十九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する規定の適用)

第三条 新規則第四条の二の規定は、昭和四十九年四月一日（次条において「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の事業税から適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十九年度分の固定資産税から適用し、昭和四十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則第十一条の規定は、施行日以後に新設された同条に規定する設備について、昭和五十年度分の固定資産税から適用する。

3 改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）第十一条第一項の規定は、昭和四十九年三月三十一日までの間において新設された同項に規定するでん粉廃液の濃縮設備については、なおその効力を有する。

4 旧規則附則第六条第二項の規定は、昭和四十二年一月二日から昭和四十九年一月一日までの間において取得された同項に規定する機械その他の設備については、なおその効力を有する。

（特別土地保有税に関する規定の適用）

第五条 新規則第十六条の十二第二項の規定は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては昭和四十九年度分まで適用し、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては、昭和四十九年一月一日以後の土地の取得について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十九年六月八日自治省令第一八号）

- この省令は、公布の日から施行する。
- この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）中法人の道府県民税及び市町村民税（以下本項において「法人の道府県民税等」という。）に関する規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税等及び同日以後の解散による清算所得に対する法人税を課される法人の清算年度の法人の道府県民税等及び同日以前の解散による清算所得に対する法人税を課される法人の清算年度の法人の道府県民税等及び同日以前の解散による清算所得に対する法人税を課される法人の道府県民税等については、なお従前の例による。
- 新規則第六号様式別表七、第六号様式別表八及び第六号様式別表九は、昭和四十九年四月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。
- 新規則第六号様式、第七号様式、第八号様式及び第十号様式は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日以前の解散による清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る事業税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十九年八月一九日自治省令第二八号）

- この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十五号の八様式及び第十五号の八の二様式の改正規定は、昭和四十九年十月一日から施行する。
（自動車取得税の規定の適用）
- 改正後の地方税法施行規則第十一條の規定は、昭和四十九年四月一日以後に行われた自動車の取得に対して課する自動車取得税について適用し、同日前に行われた自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
（料理飲食等消費税の領収証の様式に関する経過措置）
- 道府県は、料理飲食等消費税の領収証及びその写しの様式については、当分の間、この省令による改正前の地方税法施行規則第九條の三に定める様式によることができる。

附 則（昭和四十九年十二月一六日自治省令第四一號）

- （施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。
- （適用区分等）
第二条 改正後の地方税法施行規則第五号の四様式、第五号の十様式及び第十七号様式別表は、昭和五十年年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。
- 市町村は、退職所得申告書の様式については、当分の間、改正前の地方税法施行規則第五号の九様式によることができる。

附 則（昭和四十九年十二月二七日自治省令第四六号）

- この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年三月三一日自治省令第六号） 抄

第一条 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、附則第九條の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定は、同年六月一日から施行する。

（個人の道府県民税等に関する規定の適用）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第一号の三様式及び第三号様式別表三は、昭和五十年年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（法人の道府県民税等に関する規定の適用）

第三条 新規則の規定中法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、昭和五十年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する規定の適用）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散による清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税については、なお、従前の例による。

2 新規則第六号様式を昭和五十年五月一日前に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以前の解散による清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税について適用する場合は、

所得金額		と		あ		る		の		は	
総額 ②		年350万円以下の金額 (21)		年350万円を超える年700万円以下の金額 (22)		年700万円を超える金額 (23)		計 (21)+(22)+(23) (24)		軽減税率不適用法人の金額 (25)	
	円	100	円	100	円	100	円	100	円	100	円

所得金額		と		あ		る		の		は	
総額 ②		年300万円以下の金額 (21)		年300万円を超える年600万円以下の金額 (22)		年600万円を超える金額 (23)		計 (21)+(22)+(23) (24)		軽減税率不適用法人の金額 (25)	
	円	100	円	100	円	100	円	100	円	100	円

3 新規則第八号様式及び第十号様式の改正規定中「300万円」を「350万円」に、「600万円」を「700万円」に改正する部分は、昭和五十年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日以前の解散による清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第五条 新規則の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十年年度分の固定資産税から適用し、昭和四十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する規定の適用)

第六条 新規則の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十年年度分から適用し、昭和四十九年度分の土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新規則の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(電気税に関する規定の適用)

第七条 新規則附則第九条及び附則第九条の二の規定は、昭和五十年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

附則 (昭和五〇年七月五日自治省令第一〇号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の表の改正規定及び第三十五号様式の次に一様式を加える改正規定は、昭和五十年十月一日から施行する。

(法第七百条の十四第二項の申告書の様式に関する経過措置)

2 道府県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の十四第二項の申告書の様式については、当分の間、地方税法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十八号)による改正前の地方税法第七百条の十四の規定に基づく様式によることができる。

附則 (昭和五〇年八月二日自治省令第一三三号)

この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年二月一六日自治省令第二八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(適用区分等)

第二条 改正後の地方税法施行規則第五号の四様式、第五号の十様式及び第十七号様式別表は、昭和五十年年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十年年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 市町村は、退職所得申告書の様式については、当分の間、改正前の地方税法施行規則第五号の九様式によることができる。

附則 (昭和五一年三月三十一日自治省令第九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、附則第九条及び第九条の二の改正規定は、同年六月一日から施行する。

(個人の道府県民税等に関する規定の適用)

第二条 改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)の規定中個人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、昭和五十年年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十年年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する規定の適用)

第三条 新規則第六号様式別表七は、昭和五十年四月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

第四条 新規則附則第四条の規定は、昭和五十年一月一日以後の地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第七号。次項において「昭和五十年法律第七号」という。)第一条の規定に

よる改正後の地方税法附則第十二条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

2 改正前の地方税法施行規則(以下「旧規則」という。)附則第四条の規定は、昭和四十九年十二月三十一日以前に行われた昭和五十年法律第七号の規定による改正前の地方税法附則第十二条第一項に規定する農地及び採草放牧地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧規則附則第四条の見出し中「政令」とあるのは「旧政令」と、同条第一項中「政令」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和五十年政令第五十八号) 附則第四条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の政令(以下本条において「旧政令」という。)」と、「自治省令」とあるのは「総務省令」と、同項第一号中「法」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第七号。以下本条において「昭和五十年法律第七号」という。 附則第四条第六項の規定によりなおその効力を有することとされる昭和五十年法律第七号による改正前の法」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法(以下本条において「旧租税特別措置法」という。)」と、「租税特別措置法施行令」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和五十年政令第六十号) による改正前の租税特別措置法施行令」と、同条第二項中「政令」とあるのは「旧政令」と、「自治省令」とあるのは「総務省令」と、「租税特別措置法」とあるのは「旧租税特別措置法」と、同条第三項中「政令」とあるのは「旧政令」と、「自治省令」とあるのは「総務省令」と、同条第四項中「政令」とあるのは「旧政令」と、「自治省令」とあるのは「総務省令」と、「法」とあるのは「昭和五十年法律第七号附則第四条第六項の規定によりなおその効力を有することとされる昭和五十年法律第七号による改正前の法」とする。

(固定資産税及び都市計画税に関する規定の適用等)

第五条 次項から第四項までに定めるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、昭和五十年年度分の固定資産税及び都市計画税から適用し、昭和五十年年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧規則附則第六条第二項の規定は、昭和五十年一月一日までの間において新設された同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

3 新規則附則第六条第五項の規定は、昭和五十年一月二日以後において取得された同項に規定する電子計算機について、昭和五十年年度分の固定資産税から適用する。

4 旧規則附則第六条第六項の規定は、昭和五十年一月一日までの間において取得された同項に規定する電子計算機に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

5 昭和五十年法律第七号附則第七條第十六項に規定する自治省令で定める電子計算機は、旧規則附則第六条第六項に規定する電子計算機のうち、その記憶容量(検査用ビットを除く。)が百万ビット未満であるものとする。

(軽自動車税に関する規定の適用)

第六条 新規則第十六条の二の規定は、昭和五十年年度分の軽自動車税から適用し、昭和五十年年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(電気税に関する規定の適用)

第七条 新規則附則第九条及び附則第九条の二の規定は、昭和五十年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する規定の適用)

第八条 新規則第十六条の七、第十六条の十三の二及び第十六条の二十二第一項第三号(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)の規定は、昭和五十一年度分から適用し、昭和五十一年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新規則第十六条の七及び第十六条の十三の二(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)の規定は、施行日以後の土地の取得について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新規則第十六条の二十二第一項第三号(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)の規定は、昭和五十年四月一日以後の土地の取得について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(税率の引上げに伴う軽油引取税の申告納入書の様式)

第九条 昭和五十一年法律第七号附則第十三条第一項第一号の引渡し又は移出に係る軽油引取税の特別徴収義務者が当該軽油引取税を申告納入する場合における新規則第十八条の規定の適用については、同条の規定に基づく第三十五号様式中「15,000円」とあるのは「4,500円」とする。

(事業所税に関する規定の適用)

第十条 新規則第二十四条の八第六項の規定の適用については、昭和五十一年十月一日前に終了する事業年度分の法人の事業及び同年前の年分の個人の事業並びに同日前に行われる法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋の新築又は増築に限り、同項中「第十六条の七第七項及び第八項」とあるのは、「地方税法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年自治省令第九号)による改正前の地方税法施行規則第十条の六の二第二項及び第十一条の四第一項」とする。

附則 (昭和五十一年八月六日自治省令第二四号)

この省令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

附則 (昭和五十一年二月一日自治省令第三四号)

(施行期日)

1 この省令は、地方税法施行令の一部を改正する政令(昭和五十一年政令第三百八号。以下「昭和五十一年政令第三百八号」という。)の施行の日から施行する。

(個人の道府県民税等に関する規定の適用)

2 改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第五号の四様式は、昭和五十二年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十一年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(法人の道府県民税等に関する規定の適用等)

3 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中法人の道府県民税、市町村民税及び都民税(以下「法人の道府県民税等」という。)に関する部分は、昭和五十一年十月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税等について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税等については、なお従前の例による。

4 新規則第六号様式別表三、同号様式別表四、同号様式別表五の二、第二十号様式別表三、同号様式別表四及び同号様式別表五の二は、この省令の施行の日以後に申告書(地方税法(昭和五十五年法律第二百二十六号)第五十三条第一項若しくは第二項又は第三百二十一条の八第一項若しくは第二項(同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。))の規定による申告書をいう。以下同じ。を提出する法人の道府県民税等について適用し、同日前に申告書を提出した法人の道府県民税等については、なお従前の例による。

5 昭和五十一年政令第三百八号附則第三項第一号に規定する届出は、新規則第六号様式別表三、同号様式別表四、同号様式別表五の二、第二十号様式別表三、同号様式別表四及び同号様式別表五の二により地方税法施行令昭和二十五年政令第二百四十五号第九條又は第四十八條の十三第十項(同令第五十七條の二において準用する場合を含む。)に規定する外国の法人税等

(地方税法第五十三条第八項又は第三百二十一条の八第八項(同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。))に規定する外国の法人税等をいう。))の額の控除に関する事項を記載した書類(次項において「外国の法人税等の額の控除に関する届出書」という。)を昭和五十一年政令第三百八号附則第三項第一号に規定する都道府県知事又は市町村長に提出して行うものとする。

6 昭和五十一年政令第三百八号附則第四項の規定による通知は、前項の規定により提出した外国の法人税等の額の控除に関する届出書の写し一通を昭和五十一年政令第三百八号附則第四項に規定する関係都道府県知事及び市町村長に送付して行うものとする。

附則 (昭和五十一年三月三十一日自治省令第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

(電気税に関する規定の適用)

第二条 改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第十六条の四の規定は、昭和五十二年四月一日(以下「施行日」という。)以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用する。

(事業所税に関する規定の適用)

第三条 新規則第二十四条の十二の規定は、施行日以後に行われる地方税法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋(以下この条において「事業所用家屋」という。)の新築又は増築に対して課すべき地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税(以下この条において「新増設に係る事業所税」という。)並びに施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十二年以後の年分の個人の事業に対して課すべき地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税(以下この条において「事業に係る事業所税」という。)について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税並びに施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び同年前の年分の個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

第四条 新規則附則第十一条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十二年二月一七日自治省令第二一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(適用区分等)

第二条 改正後の地方税法施行規則第三号様式別表一及び別表二、第五号の四様式並びに第十七号様式別表は、昭和五十三年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十二年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 市町村は、特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書の様式については、前項の規定にかかわらず、昭和五十三年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、改正前の地方税法施行規則第三号様式別表一から別表四までによることができる。

附則 (昭和五十三年三月三十一日自治省令第七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(法人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)の規定中法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、昭和五十三年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事

業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新規則第四条の規定は、法人の施行日以後に取得する租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。以下「昭和五十三年法律第十一号」という。）附則第十五条第二項の規定の適用を受ける昭和五十三年法律第十一号による改正前の租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等（以下この条において「特例適用特定株式等」という。）を含む。）について適用し、法人の施行日前に取得した同項に規定する特定株式等（特例適用特定株式等を除く。）については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 地方税法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第九号）附則第四条第二項の規定により地方税法第七十三条の二第二項の規定の適用を受けた旨の申出をしようとする者は、その旨及び次に掲げる事項を記載した申出書により道府県知事に申出をしなければならない。

一 申出をしようとする者の氏名又は名称及び住所

二 地方税法第七十三条の二第二項の保留地予定地である土地（以下「保留地予定地である土地」という。）について地方税法第七十三条の二第二項の契約が締結された日

三 地方税法第七十三条の二第二項の契約に基づき保留地予定地である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日

四 その他他参考となるべき事項

2 前項の規定による申出書には、当該申出書に記載した事項についての事実を証する書類を添付しなければならない。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条 新規則第十一条の四第一項第二号の規定の適用については、同号に規定する新帯広空港の供用が開始されるまでの間、同号中「新帯広空港」とあるのは、「帯広空港」とする。

（電気税に関する経過措置）

第六条 新規則第十六条の四の規定は、施行日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第七条 新規則第二十四条の八第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十三年以後の年分の個人の事業に対して課すべき地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この条において「事業に係る事業所税」という。）並びに施行日以後に行われる地方税法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この条において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この条において「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び同年前の年分の個人の事業に対して課する事業に係る事業所税並びに施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第八条 新規則第十六条の七第三項（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）の規定は、昭和五十三年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十二年分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新規則第十六条の七第三項（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新規則第十六条の二十二の規定は、施行日以後に行われる土地の譲渡について適用し、施行日前に行われた土地の譲渡については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第九条 新規則附則第十一条第二号の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税については、なお従前の例による。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第十条 昭和五十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、新規則附則第十三条第一項第一号中「第十六条の二十二第一項第一号」とあるのは、「地方税法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年自治省令第七号）による改正前の地方税法施行規則第十六条の二十二第一項第一号」とする。

附則（昭和五十三年八月一九日自治省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十三年度分の地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び自動車取得税から適用する。

附則（昭和五十四年三月三十一日自治省令第八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は同年四月十六日から、軽油引取税に関する改正規定は同年六月一日から、附則第十三条の次に一条を加える改正規定は昭和五十五年四月一日から施行する。

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第九条の四第二項の規定は、昭和五十四年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則第五号の九様式は、昭和五十四年以後に支払うべき退職手当等（地方税法第二十三条第一項第六号及び同法第二百九十二条第一項第六号に規定する退職手当等をいう。以下同じ。）について適用し、同年前に支払うべき退職手当等については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条 改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第六条第一項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和五十四年政令第六十七号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の地方税法施行令附則第十一条第二項の規定の適用を受ける重油に係る水素化脱硫装置に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

2 旧規則附則第六条第五項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十二号）附則第七条第七項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十五条第七項の規定の適用を受ける電子計算機に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

3 旧規則附則第六条第六項の規定は、昭和三十九年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に取得された槽又は池のうち冷却のために使用するものに対して課する昭和五十六年度までの各年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第十六条の七第五項各号」とあるのは、「地方税法施行規則第十六条の七第五項各号」と、「昭和五十三年自治省令第八号」による改正前の地方税法施行規則第十六条の七第五項各号」と、「昭和五十三年一月一日」とあるのは「昭和五十四年三月三十一日」と、「租税特別措置法第十一条第一項又は第四十三条第一項の規定の適用を受けるもの」とあるのは「租税特別措置法第十一条第一項又は第四十三条第一項の規定の適用を受けたもの」とする。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第四条 新規則第十六条の七第五項第一号の規定は、昭和五十四年四月一日（以下「施行日」という。）以後において取得される構築物について適用し、施行日前に取得された構築物については、なお従前の例による。

2 新規則第十六条の二十二第一項の規定は、施行日以後に行われる土地の譲渡について適用し、施行日前に行われた土地の譲渡については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五条 旧規則附則第十一条第三号の規定は、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお効力を有する。

附 則（昭和五十四年六月八日自治省令第一五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 改正前の地方税法施行規則第二十四条の二第一号、第二号及び第三号の規定は、この省令の施行の日前の日における雇入れに係る同条第一号、第二号及び第三号に掲げる者については、なおその効力を有する。

附 則（昭和五十四年九月二八日自治省令第二四号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条 改正後の地方税法施行規則第十七号様式別表は、昭和五十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十四年二月二八日自治省令第二九号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条 改正後の地方税法施行規則第一号の様式及び第五号の様式は、昭和五十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十五年三月三十一日自治省令第六号）

第一条 この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第十六条の四及び第十八条の二の改正規定は同年六月一日から、附則第十三条の二の改正規定は昭和五十六年四月一日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）附則第五条第五項第二号の規定は、昭和五十四年一月二日以後において取得された同号に規定する施設について、昭和五十五年度分の固定資産税から適用する。

2 新規則附則第六条第四項及び第七項の規定は、昭和五十五年度分の固定資産税から適用し、昭和五十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和五十四年三月三十一日までに取得された改正前の地方税法施行規則附則第六条第十二項の表の第十三項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第三条 新規則第十六条の七第五項第一号の規定は、昭和五十五年一月二日以後において取得される構築物について適用し、同日前に取得された構築物については、なお従前の例による。

2 新規則第十六条の七第十項の表の第二号の規定は、昭和五十五年四月一日（以下「施行日」という。）以後において取得される遮音覆いについて適用し、施行日前に取得された遮音覆いについては、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第四条 新規則第十八条の二の規定（木材注葉業に関する部分に限る。）は、昭和五十五年六月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用する。

（事業所税に関する経過措置）

第五条 新規則第四十四号様式は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十五年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この項において「事業に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び施行日前に廃止された個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新規則第四十五号様式及び第四十八号様式は、施行日以後に行われる地方税法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この項において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この項において「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十五年八月六日自治省令第一九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（地方税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の地方税法施行規則第十七条の九第一項の規定は、昭和五十五年度分の自動車取得税から適用し、昭和五十四年度分までの自動車取得税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十五年二月三日自治省令第二三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第五号の様式、第五号の七様式、第五号の十二様式及び第十七号様式別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第五号の様式、第五号の七様式、第五号の十二様式及び第十七号様式別表は、昭和五十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に改正前の地方税法施行規則第六条の四第二項の規定によりなされている届出は、新規則第六条の四第二項の規定による届出とみなす。

附 則（昭和五十六年三月三十一日自治省令第九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十六条の四の次に三条を加える改正規定、第十八条の二の改正規定及び第三十四号様式の次に三様式を加える改正規定 昭和五十六年六月一日

二 第二十四条の二十一の次に一条を加える改正規定 昭和五十六年十月一日

三 第二十四条の九第二号の改正規定 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十五号）の施行の日

四 第十六条の十四に一項を加える改正規定、第十六条の十五に一項を加える改正規定、第十六条の十七に一項を加える改正規定及び第二十四条の三の次に一条を加える改正規定 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の三様式は、昭和五十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則の規定中法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、昭和五十六年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額並びに残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新規則第三条の二の規定並びに第六号様式別表三及び別表四の二並びに第二十号様式別表三及び別表四の二は、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）
第三条 新規則第十六条の七第十項及び第十六条の十三第二項の規定は、施行日以後において取得される償却資産又は倉庫について適用し、施行日前に取得された償却資産又は倉庫については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第四条 新規則第二十四条の九第一号の規定並びに第四十四号様式別表四及び第四十五号様式別表三は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十六年以後の年分の個人の事業に対して課すべき地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この条において「事業に係る事業所税」という。）並びに施行日以後に行われる同法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この条において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき同法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この条において「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び同年前の年分の個人の事業に対して課する事業に係る事業所税並びに施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十六年六月六日自治省令第一五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十六年六月八日から施行する。ただし、第二十四条の二十一の二の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（適用区分等）

第二条 改正前の地方税法施行規則第二十四条の二の規定は、昭和五十六年六月八日前に雇入れられた同条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる者並びに作業環境に適応させるための訓練を同日前に受け始めた同条第四号に掲げる者については、なおその効力を有する。

附 則（昭和五十六年九月二九日自治省令第二四号）

この省令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年二月二三日自治省令第三一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、第五号の四様式及び第十七号様式別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第三条、第五条、第十条及び第十条の二の規定に基づく申告書等の様式については、昭和五十九年三月三十一日までの間、改正前の地方税法施行規則の規定に基づく申告書等の様式によることができる。

2 新規則第五号の四様式及び第十七号様式別表は、昭和五十七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十六年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十七年三月三一日自治省令第九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、附則第十三条第一項及び第十四条の改正規定並びに附則第三条第一項の規定は、昭和五十八年四月一日から施行する。

（道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税の徴収猶予に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第一号様式、第一号の二様式、第一号の二の二様式及び第一号の二の三様式は、昭和五十七年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第十号）附則第三条に規定する特定中間申告書（以下この条において「特定中間申告書」という。）に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税を除く。）について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税及び特定中間申告書に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税については、なお従前の例による。

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第三条 新規則附則第十三条第一項及び第十四条の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則第六号の二様式及び第二十号の二様式は、施行日以後に終了する事業年度分の退職年金等積立金に係る法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の退職年金等積立金に係る法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

第四条 新規則第六号様式、第六号様式別表五及び第八号様式は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税（施行日前に解散した法人の清算中の事業年度に係る事業税を除く。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前に解散した法人の清算中の事業年度に係る事業税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条 新規則第十一条の四第一項第二号の規定は、昭和五十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第七十五号）附則第五条第五項の規定によつて読み替えられた改正後の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一号第十九項に規定する自治省令で定める肥料又は家畜の飼料を生産するためのん粉廃液の濃縮設備、果実の果皮の乾燥設備並びに有機性の汚泥の脱水設備及び乾燥設備は、次に掲げるものとする。

一 でん粉廃液全濃縮装置及びこれに附属する脱汁装置、貯溜装置、加温装置、消泡装置、分離装置、汽缶装置、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備

二 租税特別措置法第十一条第一項又は第四十三条第一項の規定に該当する乾燥装置及びこれに附属する搬送装置、前処理装置、貯溜装置、破碎装置その他の附属設備

三 租税特別措置法第十一条第一項又は第四十三条第一項の規定に該当する脱水装置、乾燥装置及びこれに附属する搬送装置、貯溜装置その他の附属設備
(特別土地保有税に関する経過措置)

第六条 新規則第十六条の六第十一項の規定は、施行日以後において取得される浮基礎について適用し、施行日前に取得された浮基礎については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十七年七月二三日自治省令第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(地方税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の地方税法施行規則第十七条の九第一項の規定は、昭和五十七年度分の自動車取得税から適用し、昭和五十六年度分までの自動車取得税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十七年一〇月二五日自治省令第二三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の改正規定、第十五号の二様式から第十五号の五様式まで、第十五号の六の二様式及び第十五号の七様式の改正規定並びに第三十六号様式の次に一様式を加える改正規定並びに附則第三条の規定は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(個人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用等)

第二条 改正後の地方税法施行規則第五号の四様式、第五号の五様式及び第十七号様式別表は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 市町村は、昭和五十七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の納税通知書については、この省令による改正前の地方税法施行規則第二条に定める様式によることができる。

(料理飲食等消費税に係る領収証及びその写しの様式に関する経過措置)

第三条 道府県は、料理飲食等消費税の領収証及びその写しの様式については、当分の間、この省令による改正前の地方税法施行規則第九条の三に定める様式によることができる。

附 則 (昭和五十八年三月三一日自治省令第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(法人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第六号様式、第六号様式別表四の三、第七号様式及び第八号様式は、昭和五十八年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、昭和五十八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、昭和五十七年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新規則第十条の五の規定は、昭和五十七年一月二日以後に取得された同条に規定する障壁その他の構築物に対して課する昭和五十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された改正前の地方税法施行規則(第四項において「旧規則」という。)第十条の五に規定する障壁その他の構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則第十一条の二及び新規則附則第六条第十四項の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得された旧規則附則第六条第十二項の表の第二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新規則第十五条の四の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新規則附則第八条の三第六項第三号イ及びロの規定は、昭和五十七年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第四条 新規則第十六条の十三第二項の規定は、施行日以後において取得される施設について適用し、施行日前に取得された施設については、なお従前の例による。

2 新規則第十六条の二十二第一項第三号ロ(4)、同号ハ、同項第四号ロ及び同項第五号ロの規定は、昭和五十七年一月一日以後に同項第三号から第五号までに掲げる譲渡がされた土地について適用し、同日前にこれらの規定に掲げる譲渡がされた土地については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 新規則附則第十一条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第六条 新規則第二十四条の八第九項及び第二十四条の十二(法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税(以下この項において「事業に係る事業所税」という。))に関する部分に限る。の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十八年以後の年の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年の個人の事業及び昭和五十八年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新規則第二十四条の八第九項及び第二十四条の十二(法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税(以下この項において「新増設に係る事業所税」という。))に関する部分に限る。並びに第二十四条の十三の規定は、施行日以後に行われる法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋(以下この項において「事業所用家屋」という。)の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十八年七月二日自治省令第二二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の五及び第一条の七第二十二号の改正規定は、昭和五十八年八月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 昭和五十八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税については、改正前の地方税法施行規則第五号の四様式、第五号の七様式、第五号の十様式、第五号の十二様式及び第十七号様式別表によることができるものとし、昭和五十七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十八年一〇月一三日自治省令第二四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 次項に定めるものを除き、改正後の地方税法施行規則の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 償却資産に係る申告書については、昭和六十年十二月三十一日までの間、改正前の地方税法施行規則第二十六号様式によることができる。

附 則 (昭和五十八年二月一七日自治省令第二九号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十四号様式及び第二十五号様式の改正規定は昭和五十九年一月一日から、第三十六号様式及び第三十八号様式から第三十九号の二様式までの改正規定は昭和六十年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の地方税法施行規則第十七条の九及び第二十一条、地方道路譲与税法施行規則第二条、石油ガス譲与税法施行規則第二条並びに自動車重量譲与税法施行規則第二条の規定は、昭和五十八年度分の自動車取得税、軽油引取税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税から適用する。

附 則 (昭和五十九年三月三十一日自治省令第五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の五の次に一条を加える改正規定、第五号の八様式の改正規定、第五号の十四様式の次に一様式を加える改正規定並びに附則第三条第一項及び第二項の規定は昭和五十九年七月一日から、第一条の九の次に一条を加える改正規定及び附則第三条第三項の規定は昭和六十年四月一日から施行する。

(法人の道府県民税若しくは市町村民税又は法人の事業税に関する経過措置)

第二条 改正前の地方税法施行規則(以下「旧規則」という。第一条の三の四の規定並びに第一号様式、第一号の二様式、第一号の三の二様式及び第一号の三の三様式は、昭和五十九年四月一日(次項において「施行日」という。前に終了した事業年度に係る法人の道府県民税若しくは市町村民税又は法人の事業税については、なおその効力を有する。)

2 改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。第一号様式、第一号の二様式、第六号様式、第七号様式、第八号様式、第九号様式、第十号様式、第十一号様式、第二十号様式、第二十二号の三様式、第二十一号様式、第二十二号様式、第二十三号の二様式及び第二十二号の三様式は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の道府県民税若しくは市町村民税又は法人の事業税については、適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の道府県民税若しくは市町村民税又は法人の事業税については、なお従前の例による。)

(個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第三条 昭和六十年七月一日前に個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収義務者が法第五十条の五及び第三百二十八条の五第二項の納入申告書を市町村長に提出する場合における当該納入申告書の様式については、旧規則第二条第二項に定める様式によることができる。

2 昭和六十年七月一日前に個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を納入する場合における当該納入金に添える納入書の様式については、従前の例によることができる。

3 昭和五十九年十二月三十一日までに締結される地方税法施行令の一部を改正する政令(昭和五十九年政令第六十一号)による改正後の地方税法施行令第七条の十五の三第一項第三号に掲げる契約に係る新規則第一条の十の規定の適用については、昭和六十年度分及び昭和六十一年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、同条第三号中「次に掲げる要件」とあるのは「イからハまでに掲げる要件」と、同号ハ中「であり、かつ、当該年金共済契約に基づき支払うべき年金の額(年金の支払開始日から一定の期間内に年金受取人が死亡してもなお年金を支払う旨の定めのある年金共済契約にあつては、当該一定の期間内に支払うべき年金の額とする。の)の一部を一括して支払う旨の定めがないこと」とあるのは「であること」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第四条 新規則第十一条の四の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七号)以下この項において「改正法」という。附則第十四条第四項の規定によりなお効力を有することとされる改正法による改正前の地方税法附則第十五条第八項に規定する償却資産のうち産業廃棄物(改正法による改正後の地方税法附則第十五条第七項に規定する産業廃棄物を除く。)の処理の用に供する償却資産に対し

て課する昭和六十年度分までの固定資産税については、旧規則附則第六条第六項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「政令」とあるのは、「地方税法施行令の一部を改正する政令(昭和五十九年政令第六十一号)附則第六条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の地方税法施行令」とする。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 新規則第十七条の九第二項、第十七条の十第四項及び第十七条の十一第二項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の自動車取得税について適用し、昭和五十八年度分までの自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第六条 新規則第十九条第一項、第二十一条第二項及び第二十二条第四項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の軽油引取税について適用し、昭和五十八年度分までの軽油引取税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十九年六月二十九日自治省令第一六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条第一項の改正規定は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法施行規則第十七号様式別表は、昭和六十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、昭和五十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十九年二月六日自治省令第二九号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の地方税法施行規則第五号の四様式は、昭和六十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、昭和五十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十九年二月二六日自治省令第三二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 法人の道府県民税、市町村民税及び都民税並びに法人の事業税に係る地方団体の徴収金を納付する者が当該地方団体の徴収金を納付する場合における当該地方団体の徴収金に添える納付書の様式については、昭和五十九年十二月二十五日において当該地方団体の徴収金に添える納付書の様式が光学式文字読み取り方式である場合に限り、当分の間、従前の例によることができる。

附 則 (昭和六〇年二月二六日自治省令第四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

(道府県民税及び市町村民税に係る消費税に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法施行規則の規定中道府県民税に係る消費税及び市町村民税に係る消費税に関する部分は、昭和六十年四月一日以後に行われた地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第八十八号)第一条の規定による改正後の地方税法第七十四条の四第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき道府県民税及び市町村民税に係る消費税について適用し、同日前に日本専売公社が売り渡した製造たばこに対して課する道府県民税及び市町村民税に係る消費税については、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年三月三〇日自治省令第一〇号）

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十八条の二及び第三十六号様式の改正規定並びに附則第四条の規定 昭和六十年十月一日
二 附則第五条第一項の規定（「雇用保険法施行規則」とあるのを「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（昭和五十八年労働省令第六号）による改正前の雇用保険法施行規則」と読み替へる部分に限る。） 昭和六十一年一月一日

三 附則第十三条の二の改正規定 昭和六十一年四月一日
(個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条第二項ただし書に規定するやむを得ない事情があると認める場合において、地方税法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十九年自治省令第五号。次項において「昭和五十九年改正省令」という。）附則第三条第一項の規定を適用するときは、同項中「昭和六十年七月一日」とあるのは、「昭和六十一年七月一日」とする。

2 新規則第二条の六に規定するやむを得ない事情があると認める場合において、昭和五十九年改正省令附則第三条第二項の規定を適用するときは、同項中「昭和六十年七月一日」とあるのは、「昭和六十一年七月一日」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第三条 新規則第十条の三の規定は、昭和六十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

昭和五十七年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に取得された改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第六条第九項の表の第十三項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

昭和五十五年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に取得された旧規則附則第六条第十二項の表の第四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(輕油引取税に關する経過措置)

新規則第十八条の二第六項の規定は、昭和六十年十月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第五條 旧規則第二十四條の二の規定（同條第二号に係る部分に限る。）は、昭和六十二年十二月三十一日までに同号に掲げる者がある場合における同日までに開始する事業年度分の法人の事業及び昭和六十二年以前の年分の個人の事業に対して課すべき地方税法（次項において「法」という。）第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税については、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第二十四條の二の見出し中「政令」とあるのは「旧政令」と、同条各号列記以外の部分中「政令」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第六十三号）附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の政令（以下この条において「旧政令」という。）と、同條第二号中「政令」とあるのは「旧政令」と、**「雇用保険法施行規則」とあるのは「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（昭和五十八年労働省令第六号）による改正前の雇用保険法施行規則」とする。**

2 旧規則第二十四条の十七の規定は、昭和六十年四月一日（以下「施行日」という。）前に行われた法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋の新築又は増築に対して課する法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税については、なおその効力を有する。

(法人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置

第六條 新規則第六号様式、第六号様式別表一、第七号様式、第八号様式、第十号様式、第二十号様式、第二十号様式別表一、第二十号の三様式、第二十一号様式及び第二十二号の二様式は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第七條 新規則第六号様式別表五、第六号様式別表五の二及び第六号様式別表十の二は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新規第十四号の二様式は、昭和六十一年以後の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税について適用し、昭和六十年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年二月二六日自治省令第二六号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(經過措置)

2 改正後の地税法施行規則第一号の三様式及び第五号の四様式は、昭和六十一年度以後の年度までの個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、昭和六十年度分までの個人の道府県民税税額及び市町村民税については、なお従前の例による。

附則（昭和六一年三月三十一日自治省令第六号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(手持品課税に係る道府県たばこ消費税の申告方法等)

第二條 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の修正申告書の様式は、別記第一号様式によるものとする。

2 改正法附則第五條第五項の規定により卸売販売業者等（同条第二項に規定する「卸売販売業者等」をいう。次項において同じ。）又は小売販売業者が道府県たばこ消費税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に改正後の地方税法施行規則（以下「新規規則」という。）第十六号の四様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 改正法附則第五條第七項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、新規則第八條の六の規定により改正法第一條の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十四條の十第一項から第三項まで又は第五項の規定による申告書に添付すべき新規則第十六條の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて改正法附則第五條第二項の規定により道府県たばこ消費税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該製造たばこの本数をその品目ごとに記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。（個人の市町村民税に関する経過措置）

新規則附則第十五条の規定は、

適用し、昭和六十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

改正法附則第七条第三項及び第四項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法附則第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の二及び第三十五条の三の規定の適用については、改正前の地方税法附則(以下「旧規則」という。附則第十六条及び第十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則附則第十六条中「租税特別措置法施設法施行規則」とあるのは「租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(昭和六十年大蔵省令第十六号)附則第七項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の租税特別措置法施行規則(次条において「旧租税特別措置法施行規則」という。)」と、「政令」とあるの

は「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第八十二号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による改正前の地方税法施行令（次条において「旧令」という。）と、「自治省令」とあるのは「総務省令」と、旧規則附則第十七条中「政令」とあるのは「旧令」と、「租税特別措置法施行規則」とあるのは「旧租税特別措置法施行規則」と、「法」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第七条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第四条 新規則第十一条第一項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 旧規則附則第五条第七項に規定する設備に対して課する昭和六十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市町村たばこ消費税の申告方法等）

第五条 改正法附則第九条第三項の申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第二号様式によるものとする。

2 改正法附則第九条第五項の規定により卸売販売業者等（同条第二項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）又は小売販売業者が市町村たばこ消費税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に新規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 附則第二条第三項の規定は、改正法附則第九条第七項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等が当該控除又は還付に係る新法第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定による申告書を提出する場合について準用する。この場合において、「第五条第二項」とあるのは「第九条第二項」と、「道府県たばこ消費税」とあるのは「市町村たばこ消費税」と読み替えるものとする。

4 前三項の規定は、特別区たばこ消費税について準用する。この場合において、第一項中「別記第二号様式」とあるのは「別記第三号様式」と、第二項及び前項中「市町村たばこ消費税」とあるのは「特別区たばこ消費税」と読み替えるものとする。

（電気税に関する経過措置）

第六条 新規則第十六条の三の規定は、昭和六十一年四月一日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、施行日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、施行日前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、施行日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第七条 新規則第十六条の六第十項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和六十一年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和六十年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新規則第十六条の六第十項の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

別記第一号様式

（用紙日本工業規格B5）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十一年自治省令第六号）附則第二条関係）

（略）

別記第二号様式

（用紙日本工業規格B5）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十一年自治省令第六号）附則第五条関係）

（略）
別記第三号様式

（用紙日本工業規格B5）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十一年自治省令第六号）附則第五条関係）

（略）

附則（昭和六十一年五月三〇日自治省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年三月三〇日自治省令第九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第十条の七及び附則第八条の三の二の規定は、昭和六十三年以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 改正前の地方税法施行規則附則第六条第十七項の規定は、昭和六十二年四月一日前に取得された同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「法附則第十五条第十九項に規定する自治省令」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）以下本項において「国鉄関連改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十九項に規定する総務省令」とし、同項第一号及び第三号中「法附則第十五条第十九項」とあるのは「国鉄関連改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十九項」と、「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とあるのは「国鉄関連改正法第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」と、「法第三百四十九条の三第二十三項」とあるのは「国鉄関連改正法附則第三条第十項の規定によりなおその効力を有することとされる国鉄関連改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百四十九条の三第二十三項」とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

第三条 新規則附則第十一条及び第十一条の二の規定は、昭和六十二年四月一日以後に取得する自動車に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前に取得する自動車に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

附則（昭和六十二年三月三十一日自治省令第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（法人の道府県民税若しくは市町村民税又は法人の事業税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第六号様式、第六号様式別表五、第六号様式別表五の二、第八号様式、第十号様式、第二十一号様式及び第二十二号の二様式は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の道府県民税若しくは市町村民税又は法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の道府県民税若しくは市町村民税又は法人の事業税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条 新規則第十条の三の規定は、昭和六十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。この場合において、昭和六十一年一月一日までの間に建設されたトンネルに対して課する昭和六十一年度分の固定資産税に係る新規則第十条の三第一項の規定の適用については、同条中「奈良市の区域、生駒市の区域、東大阪市の区域」とあるのは「奈良市の区域」と、「除く。」並びに国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令（昭和六十二年自治省令第十号）による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則（昭和三十一年総理

府令第三十一号) 第一条の四第一項に規定する区域(東京都の特別区の存する区域、川崎市の区域及び横浜市の区域を除く。)とあるのは「除く。」とする。

(事業所税に関する経過措置)

第四条 新規則第二十四条の六第二項の規定は、昭和六十二年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和六十二年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき地方税法(以下「法」という。)第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税(以下この条において「事業に係る事業所税」という。)並びに施行日以後に行われる法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋(以下この条において「事業所用家屋」という。)の新築又は増築に対して課すべき法第七百一条の三十二第二項に規定する新增設に係る事業所税(以下この条において「新增設に係る事業所税」という。)について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び昭和六十二年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税並びに施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 昭和六十四年四月一日前に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和六十四年前の年分の個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税の税額を納付する場合における法第七百一条の四十六第一項及び法第七百一条の四十七第一項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七百一条の四十九第二項の修正申告書の様式については、改正前の地方税法施行規則(以下「旧規則」という。)第四十四号様式(別表一から別表四まで)によることができる。

3 昭和六十四年四月一日前に行われる事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税の税額を納付する場合における法第七百一条の四十八の申告書及び同条の申告書に係る法第七百一条の四十九第二項の修正申告書の様式については、旧規則第四十五号様式(別表一から別表三まで)によることができる。

附 則 (昭和六十二年五月二〇日自治省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十二年六月一九日自治省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十二年九月三〇日自治省令第二九号)

1 この省令は、昭和六十二年十月一日から施行する。
2 改正後の地方税法施行規則第四号の二様式及び第五号の二様式は、昭和六十二年十月一日以後に納期限(第五号の二様式にあつては、申告納入すべきであつた納期限をいう。以下同じ。)が到来する道府県民税及び市町村民税について適用し、同日前に納期限が到来する道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六十二年二月四日自治省令第三二二号)

この省令は、総合保養地域整備法附則第三条の施行の日(昭和六十二年十二月五日)から施行する。

附 則 (昭和六十二年二月二八日自治省令第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の三第二項第三号及び第七号の二第二号の改正規定並びに第五号の四様式、第五号の七様式、第十七号様式別表、第四十八号の二様式から第四十八号の七様式まで、第四十八号の八様式及び第四十八号の九様式の改正規定は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 改正前の地方税法施行規則(以下「旧規則」という。)第二条の三第一項第二号及び第二項第五号の規定は、昭和六十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第二号中「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号) 第三条の二に規定する利子所得」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律

(昭和六十二年法律第九十六号) 第九条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号) 第三条の二に規定する利子所得」とする。

2 改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第一号の三様式、第五号の四様式、第五号の七様式及び第七号様式別表は、昭和六十三年年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、昭和六十二年年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3 昭和六十三年年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る新規則第十七号様式別表については、旧規則第十七号様式別表によることができる。この場合において、地方税法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第九十四号) による改正後の地方税法(以下この項において「新法」という。)第三十四条第五項又は第三百十四条の二第五項に規定する配偶者特別控除額に相当する金額があるときは、当該様式の摘要の欄に配偶者の給与所得等(新法第二十三条第一項第七号に規定する給与所得等をいう。以下この項において同じ。)の合計額及び給与所得等以外の所得の合計額を記載するものとする。

(法人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分(様式記載要領を除く。)は、昭和六十三年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税を含む。以下本条において同じ。)について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 旧規則第三条の表、第十条の表及び第十條の二の表(別表一に関する部分に限る。)は、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なおその効力を有する。

3 新規則第七号様式の表(法人の道府県民税に関する部分に限る。)及び第二十号の三様式の表は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

4 新規則第六号様式別表四の三の表、第六号の二様式の表、第十一号様式の表、第二十号様式の表、第二十号様式別表四の三の表、第二十号の二様式の表、第二十一号様式の表、第二十二号様式の表及び第二十二号の三様式の表は、施行日以後に確定する法人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

(法人の事業税に関する経過措置)

第四条 新規則第六号様式の表、第八号様式の表及び第九号様式の表(法人の事業税に関する部分に限る。)は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下本条において同じ。)について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新規則第七号様式の表(法人の事業税に関する部分に限る。)は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(昭和六十三年年度の利子割額に係る道府県間の精算の特例)

第五条 昭和六十三年年度に限り、新規則第三条の六第一項の規定の適用については、同項の表中「二月から五月まで」は「四月及び五月」とする。

この省令は、公布の日から施行し、改正後の附則第六条第三十一項の規定は、昭和六十三年十二月二十九日から適用する。

油引取税の特別徴収義務者として指定されていた特約業者（平成二年五月三十一日までの間に新法第七百条の六の四第一項の規定による特約業者の指定を受ける者に限る。）に係る新規則第十

八条の十の規定の適用については、平成五年三月三十一日までの間に限り、同条中「同条第四号ロ」とあるのは「同条第四号ロ又は平成元年九月三十日において現に地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第十四号）による改正前の法の規定により元売業者の指定を受けている者又は軽油引取税の特別徴収義務者として指定されていた特約業者」と、同条第三号中「専ら」とあるのは「主として」とする。

附 則（平成元年七月二十七日自治省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年八月二日自治省令第三五号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の地方税法施行規則第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表は、平成二年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成元年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（平成元年二月二〇日自治省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年三月三十一日自治省令第二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十八条の三の改正規定及び附則第四条の規定 平成二年六月一日

二 第一条の十三の次に一条を加える改正規定 平成三年四月一日

（個人の事業税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第七条の二第五号の規定は、平成二年以後の年の年中における事業の所得に対して課すべき個人の事業税について適用し、平成元年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、平成二年以後の年の年中における事業の所得に対して課すべき個人の事業税については、同号中「租税特別措置法第二十一条の規定又は」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成二年法律第十三号）附則第七条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十条の規定若しくは法第三十二条第二項の規定においてその例によるものとされる租税特別措置法の一部を改正する法律（平成二年法律第十三号）附則第七条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十条の規定により必要経費若しくは総収入金額に算入した金額又は租税特別措置法第二十一条の規定若しくは」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条 地方税法の一部を改正する法律（平成二年法律第十四号）附則第六条第六項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十五条第七項に規定する振動を防止するための償却資産に対して課する平成二年度分及び平成三年度分の固定資産税については、改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第六条第十三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「政令附則第十一条第十四項第五号」とあるのは、「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第九十号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の地方税法施行令附則第十一条第十四項第五号」とする。

2 昭和五十六年四月一日から平成元年三月三十一日までの間に取得された旧規則附則第六条第十

七項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和六十年四月一日から平成元年三月三十一日までの間に取得された旧規則第六条第二十四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第二十六項の規定は、昭和六十四年一月二日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧規則附則第六条第二十五項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（平成二年六月一日自治省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年六月二十九日自治省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年八月一日自治省令第二四号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の地方税法施行規則第十七号様式別表は、平成三年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（平成二年十一月十七日自治省令第三〇号）

この省令は、平成二年十一月二十日から施行する。

附 則（平成二年十二月二七日自治省令第三七号）

（施行期日）

1 この省令は、平成三年一月一日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第十六条の規定は、平成三年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

3 新規則第五号の四様式及び第五号の五様式は、平成三年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（平成三年三月三〇日自治省令第九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条の五を第九条の七とし、第九条の二から第九条の四までを二条ずつ繰り下げ、第九条

の次に二条を加える改正規定及び附則第五条の規定 平成三年七月一日

二 附則第三条の二の六の次に一条を加える改正規定及び附則第四条の改正規定 平成四年一月一日

三 附則第七条、第八条の二、第八条の三及び第十三条の三の改正規定並びに第二十四号様式の改正規定 平成四年四月一日

四 第十一号様式記載要領1及び第二十二号の三様式記載要領1の改正規定 地方自治法の一部

を改正する法律（平成三年法律第二十四号）の施行の日

（法第十九条の自治省令で定める処分に関する特例）

第二条 平成三年度に限り、改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の七第二十二号の規定の適用については、同号中「附則第二十九条の五第四項」とあるのは、「附則第二十九条の五第八項」とする。

（法人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第三条 新規則第六号様式の表（法人の道府県民税に関する部分に限る。）、第六号様式別表四の表及び第二十号様式別表四の表は、平成三年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する

事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

第四条 新規則第六号様式（法人の事業税に関する部分に限る。）第六号様式別表五、第六号様式別表五の二の表及び第八号様式は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税（施行日前に解散した法人の清算中の事業年度に係る事業税を除く。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前に解散した法人の清算中の事業年度に係る事業税については、なお従前の例による。

（平成三年度の特別地方消費税の交付額の特例）

第五条 平成三年度に限り、新規則第九条の三第一項の規定の適用については、同項中「毎年度三月に、前年度三月から二月まで」とあるのは、「平成四年三月に、平成三年八月から平成四年二月まで」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第六条 新規則第十一条の二の規定は、平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第十九項の規定は、平成二年一月二日以後に取得された同項に規定する機械その他の設備に対して課する平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された改正前の地方税法施行規則附則第六条第十八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附則（平成三年八月一日自治省令第二号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の附則第十八条の規定は平成三年五月二十四日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第十六条の五の十の次に一条を加える改正規定 平成三年十一月十三日

二 附則第六条第三十八項の改正規定 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第八号）第二条の規定の施行の日

三 附則第十三条の三の改正規定 平成四年四月一日

附則（平成三年九月六日自治省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年九月二五自治省令第二六号）

この省令は、平成三年十月一日から施行する。

附則（平成三年二月二六自治省令第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成四年一月一日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第五号の四様式及び第五号の五様式は、平成四年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（法人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第三条 新規則第六号様式別表一記載要領及び第二十号様式別表一記載要領は、平成四年一月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

第四条 新規則第六号様式の表及び第八号様式（法人の事業税に関する部分に限る。）並びに第六号様式別表九記載要領は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税（施行日前に解散した法人の清算中の事業年度に係る事業税を除く。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前に解散した法人の清算中の事業年度に係る事業税については、なお従前の例による。

附則（平成四年三月三十一日自治省令第九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の二第六号の改正規定 平成五年一月一日

二 附則第十三条の三第二項第二号、第三項及び第四項の改正規定 平成五年四月一日

三 第十条の改正規定及び附則第二条第一項の規定 平成六年一月一日

（個人の市町村民税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第十条第二項及び第三項の規定は、平成六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則の規定による磁気テープによる給与支払報告書の提出については、新規則第十条第二項及び第三項の規定の例により、平成六年一月一日前においても承認することができる。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 地方税法の一部を改正する法律（平成四年法律第五号）附則第八条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十五条第五項に規定する機械その他の設備に対して課する平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税については、改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第六条第六項の規定は、なおその効力を有する。

3 地方税法の一部を改正する法律（平成四年法律第五号）附則第八条第五項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十五条第七項に規定する悪臭物質の排出を防止するための償却資産に対して課する平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税については、旧規則附則第六条第十四項の規定は、なおその効力を有する。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第四条 新規則第十六条の五の五第一項の規定は、平成四年四月一日（以下「施行日」という。）以後において取得される土地に係る区域について適用し、施行日前に取得された土地に係る区域については、なお従前の例による。

2 新規則第十六条の五の六の規定は、施行日以後において新設される設備について適用し、施行日前に新設された設備については、なお従前の例による。

附則（平成四年七月一日自治省令第一七号）

この省令は、平成四年七月四日から施行する。ただし、附則第六条第十八項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成四年七月一六日自治省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成四年七月三十一日自治省令第二三号）

この省令は、平成四年八月一日から施行する。

附則（平成四年九月二五自治省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の十二の四を第十六条の十二の五とし、第十六条の十二の三を第十六条の十二の四とし、第十六条の十二の二の次に一条を加える改正規定、附則第十二条の三第一項の改正規定及び附則第十二条の五（見出しを含む。）の改正規定は、平成四年十月一日から施行する。

附則（平成四年一〇月七日自治省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成四年二月二八日自治省令第三五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成五年一月一日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第五号の九様式は、平成五年一月一日以後に支払を受けるべき退職手当等（地方税法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等については、なお従前の例による。

（個人の事業税に関する経過措置）

第三条 新規則第七条の二第七号の規定及び第五号の四様式は、平成四年以後の年の年中における事業の所得に対して課すべき個人の事業税について適用し、平成三年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

附 則（平成五年三月三十一日自治省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十八条の三第六項の改正規定及び附則第五条の規定 平成五年六月一日

二 第十五条の四第二項及び第四項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定、附則第八条の二及び第十三条の二第一項第四号イの改正規定並びに第二十四号様式、第二十五号の二様式、第二十八号様式及び第三十一号様式の改正規定並びに次条第三項及び附則第三条の規定 平成六年四月一日

（固定資産税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第二十六項の規定は、平成四年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋に対して課する平成五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第六条第二十五項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則第十五条の四第二項、第四項及び第五項の規定並びに第二十四号様式、第二十五号の二様式、第二十八号様式及び第三十一号様式は、平成六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（法附則第二十九条の四第一項の徴収猶予の期間の特例）

第三条 新規則附則第八条の二の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第一項及び第二項の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、適用しない。

2 旧規則附則第八条の二の規定は、前項の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、旧規則附則第八条の二中「法附則第十九条の三第三項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）による改正前の地方税法附則第十九条の三第三項」とする。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第四条 新規則第十六条の六第七項第一号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成五年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成四年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新規則第十六条の六第七項第一号の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成五年四月一日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第五条 新規則第十八条の三第六項の規定は、平成五年六月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

附 則（平成五年四月一日自治省令第一九号）

この省令は、平成五年四月十五日から施行する。

附 則（平成五年七月三〇日自治省令第二二号）

1 この省令は、平成五年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十六条の十一の改正規定 平成五年八月二日

二 第四十三号の十七様式及び第四十三号の十七様式別表七の改正規定 平成五年十二月一日

三 附則第十三条の二第一項第四号並びに附則第十三条の三第二項、第三項、第九項第三号及び第十項第三号の改正規定 平成六年四月一日

2 改正後の地方税法施行規則第四十三号の十七様式及び第四十三号の十七様式別表七は、平成五年十二月以後の月分に係る報告書から適用し、平成五年十一月までの月分に係る報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成五年九月二八日自治省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の十九の表の改正規定は、平成五年十二月一日から施行する。

附 則（平成五年十二月二八日自治省令第三〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則第二条第一項の規定、第一号の三様式、第三号様式、第三号様式別表、第五号様式、第五号様式別表、第五号の四様式、第五号の五様式及び第五号の十様式は、平成六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 市町村は、特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書並びに特別徴収税額変更通知書の様式については、前項の規定にかかわらず、平成六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、改正前の地方税法施行規則第三号様式から第三号様式別表二まで及び第五号様式から第五号様式別表二までによることができる。

附 則（平成六年三月三十一日自治省令第一六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十八条の三に一項を加える改正規定及び第三十六号様式の改正規定 平成六年六月一日

二 第十六条の六に一項を加える改正規定、第二十四条の八に一項を加える改正規定及び附則第六条第九項の次に一項を加える改正規定 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）の施行の日

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）附則第二十一条の規定並びに第三号様式別表及び第五号様式別表は、平成六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（法人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第三条 新規則第六号様式、第七号様式及び第八号様式（法人の道府県民税に関する部分に限る。）並びに第二十号様式、第二十号の三様式及び第二十一号様式は、平成六年四月一日（以下「施行

日」という。)以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第四条 新規則第六号様式、第七号様式及び第八号様式(法人の事業税に関する部分に限る。)は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新規則第六号様式別表五の二は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成元年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得された改正前の地方税法施行規則(以下「旧規則」という。)附則第六条第三十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第七条第七項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十五条第三十四項に規定する機械その他の設備(平成四年四月一日から平成七年十二月三十一日までの間に取得されたものに限る。)に対して課する固定資産税については、旧規則附則第六条第四十二項の規定は、なおその効力を有する。

4 地方税法第三百四十九条の三第三十四項に規定する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税について改正法附則第九条の規定の適用がある場合においては、地方税法施行規則及び国有資産等所在市町村交付金法施行規則の一部を改正する省令(平成十二年自治省令第二十一号)第一条の規定による改正後の地方税法施行規則第二十五号様式記載心得1、第二十五号の二様式、第二十九号様式記載心得1及び第三十二号様式記載心得4中「又は第39条」とあるのは、「第39条又は地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成6年法律第15号)附則第9条」と、地方税法施行規則及び国有資産等所在市町村交付金法施行規則の一部を改正する省令(平成十二年自治省令第二十一号)第一条の規定による改正後の地方税法施行規則第三十四号様式Ⅲ第2表記載心得3中「又は旧法附則第16条の2」とあるのは、「旧法附則第16条の2又は地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成6年法律第15号)附則第9条」とする。

(自動車取得税に関する経過措置)

第六条 新規則附則第十二条の二第一項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年六月二日自治省令第三号)

1 この省令は、平成六年九月四日から施行する。ただし、附則第十三条の三の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

2 改正後の地方税法施行規則第十八条の三第六項の規定は、平成六年九月四日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年九月二八日自治省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年十一月二日自治省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年十二月二四日自治省令第四七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成七年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の地方税法施行規則(次項において「新規則」という。)附則第二十一条の規定並びに第三号様式別表、第五号様式別表及び第五号の四様式は、次項に定めるものを除き、平成七年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成六年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則第三号様式別表及び第五号様式別表並びに第五号の四様式の適用については、平成七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、新規則第三号様式別表及び第五号様式別表中

とあとの関係は	配偶者特別控除	控除対象配偶者		所得金額	控除額
		その他の配偶者	配偶者特別控除		
とあとの関係は	配偶者特別控除	その他の配偶者	配偶者特別控除	0より99,999円	33万円
				100,000より149,999円	28万円
				150,000より199,999円	23万円
				200,000より249,999円	18万円
				250,000より299,999円	13万円
				300,000より349,999円	8万円
				350,000より399,999円	3万円
				400,000より449,999円	0円
				450,000より499,999円	33万円
				500,000より549,999円	33万円
				550,000より599,999円	33万円
				600,000より649,999円	16万円
				650,000より699,999円	11万円
				700,000より749,999円	6万円
				750,000より799,999円	3万円
				800,000より849,999円	0円

「と、第五号の四様式配偶者特別控除の欄中」⑩万円未満である者：33万円／⑩万円以上である者：33万円（合計所得金額15万円）／とあるのは「⑤万円未満である者：33万円／⑤万円以上10万円未満である者：30万円／⑩万円以上である者：30万円（合計所得金額15万円）／と、「33万円未満であり、かつ、5万円」とあるのは「5万円」と、「④⑤万円未満である者：33万円／④⑤万円以上75万円未満である者：38万円（合計所得金額138万円）／⑦5万円以上76万円未満である者：30万円／④⑤万円以上である者：30万円（合計所得金額140万円）／と、※（一）内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないものうち最も多い金額とする。」とあるのは「※（一）内の金額が30万円未満で、かつ、5万円の整数倍でないときは、当該金額に満たない5万円の整数倍の金額のうち最も多い金額とし、（一）内の金額が30万円を超えるときは、30万円とする。」とする。

附則（平成七年三月二七日自治省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十三号様式、第二十四号様式、第二十五号の様式、第二十八号様式、第三十一号様式及び第三十四号様式の改正規定は、平成八年一月一日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則の規定中固定資産税に関する部分は、平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附則（平成七年三月三一日自治省令第一七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、附則第十二条の二第二項第二号から第五号までの改正規定、同項第六号の改正規定（附則第十六条の二の六第一項第六号）を「附則第十六条の二の六第一項第五号」に改める部分に限る。）並びに同項第七号及び第八号の改正規定は、平成七年九月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規規則」という。）附則第三条の二の三の規定は、平成七年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第四条の規定は、平成七年一月一日前に行われた地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号。以下「改正法」という。）による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十二条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧規則附則第四条第一項中「自治省令」とあるのは「総務省令」と、同項第一号中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法（以下本項、第五項及び第六項において「改正前の租税特別措置法」という。）と、「同法」とあるのは「改正前の租税特別措置法」と、「租税特別措置法施行令」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第五十八号）附則第二十八條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令（次項において「改正前の租税特別措置法施行令」という。）と、同条第二項中「租税特別措置法施行規則（平成七年大蔵省令第三十三号）附則第十四條第一項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の租税特別措置法施行規則（以下本項において「改正前の租税特

別措置法施行規則」という。）第二十三條の七第五項及び第十六項の」と、「租税特別措置法施行令」とあるのは「改正前の租税特別措置法施行令」と、「租税特別措置法施行規則」とあるのは「改正前の租税特別措置法施行規則」と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、「自治省令」とあるのは「総務省令」と、同条第三項及び第四項中「自治省令」とあるのは「総務省令」と、同条第五項及び第六項中「租税特別措置法」とあるのは「改正前の租税特別措置法」とする。

3 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第四百十二号。以下「改正令」という。）附則第三条第三項に規定する証明は、改正法附則第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定の適用を受けようとする使用貸借による権利の設定をした同項に規定する受贈者の申請に基づき、同項に規定する農業生産法人の所在地を管轄する改正令附則第三条第三項に規定する農業委員会が、当該農業生産法人が同項各号に掲げる要件のすべてに該当することを明らかにする事実を記載した書類により行うものとする。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条 次項に定めるものを除き、新規規則の規定中固定資産税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年四月一日から平成六年三月三十一日までの間に取得された旧規則附則第六条第二十一項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第四条 改正法附則第九条第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第五百八十六条第二項第十一号の二に規定する土地については、旧規則第十六条の二の二の規定は、なおその効力を有する。

2 新規規則第十六条の二の四の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新規規則第十六条の二の四の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新規規則第十六条の二第二項第二号の規定は、平成七年一月一日以後に同号に規定する譲渡がされた土地について適用し、同日前に同号に規定する譲渡がされた土地については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五条 新規規則附則第十二条の二第二項第六号の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第六条 改正法附則第十五条の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第三十五条の三の規定の適用については、旧規則附則第十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第三号中「租税特別措置法第四十一条の八第一項第一号」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第十九条の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十一条の六第一項第一号」と、同条第二項中「租税特別措置法施行規則」とあるのは「租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成七年大蔵省令第三十三号）附則第八条の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の租税特別措置法施行規則（次項において「改正前の租税特別措置法施行規則」という。）と、「租税特別措置法施行令」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第五十八号）附則第十四条の規定によりなお効力を有することとされる同

令による改正前の租税特別措置法施行令（次項において「改正前の租税特別措置法施行令」という。）と、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第四百十二号）」附則第八号の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下この項及び次項において「改正前の地方税法施行令」という。）と、「第四十一条の八第七項」とあるのは「第四十一条の六第七項」と、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）」附則第十五条の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」と、「地方税法施行令附則第十八条の二第四項」とあるのは「改正前の地方税法施行令第十八条の二第四項」と、同条第三項中「租税特別措置法施行規則」とあるのは「改正前の租税特別措置法施行規則」と、「租税特別措置法施行令」とあるのは「改正前の租税特別措置法施行令」と、「地方税法施行令」とあるのは「改正前の地方税法施行令」とする。

附則（平成七年四月一日自治省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年二月二四日自治省令第三四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

（地方消費税に関する経過措置）

第二条 地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第一百一十号。以下「改正法」という。）附則第五条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「新法」という。）第七十二条の八十七の規定による申告書に係る消費税法（昭和六十三年法律第八十号）第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間（以下この条において「中間申告対象期間」という。）を一の課税期間とみなして改正法附則第六条第一項の規定を適用して算出した金額を当該中間申告対象期間に係る新法第七十二条の八十七各項の規定に規定する消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額として当該申告書を提出する事業者（新法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をい、新法第七十二条の八十七第一項に規定する承継相続人を含む。次項及び次条において同じ。）に係る改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第七十二条の三及び第七十二条の五の規定の適用については、新規則第七十二条の三第一項第四号中「当該中間申告対象期間に係る消費税法第四十二条第一項第一号に掲げる金額（同法第四十三條第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額）」とあるのは、「当該中間申告対象期間を一の課税期間とみなして地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第一百一十号）附則第六条第一項の規定を適用して算出した金額」とする。

2 前項の事業者は、改正法附則第五条第一項の規定による申告書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 当該申告書に係る中間申告対象期間に係る改正法附則第六条第一項第一号に掲げる金額の計算に関する明細

二 当該中間申告対象期間に係る改正法附則第六条第一項第二号に掲げる金額の計算に関する明細

三 その他参考となるべき事項

第三条 改正法附則第六条第一項又は第四項の規定の適用を受ける事業者に係る新規則第七十二条の四第一項及び第七十二条の五の規定の適用については、新規則第七十二条の四第一項第三号中「当該課税期間に係る法第七十二条の八十八第一項に規定する消費税法」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第一百一十号）附則第六条第一項又は第四項に規定する残額」と、同項第四号中「消費税法」とあるのは「残額」とする。

2 改正法附則第六条第二項又は第三項の規定の適用を受ける事業者に係る新規則第七十二条の四第二項及び第七十二条の五の規定の適用については、新規則第七十二条の四第二項第三号中「当

該課税期間に係る法第七十二条の八十八第二項に規定する不足額」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第一百一十号）附則第六条第二項又は第三項に規定する控除しきれなかつた金額」と、同項第四号中「不足額」とあるのは「金額」とする。

3 改正法附則第六条第五項の規定の適用を受ける事業者に係る新規則第七十二条の四第二項及び第七十二条の五の規定の適用については、新規則第七十二条の四第二項第三号中「当該課税期間に係る法第七十二条の八十八第二項に規定する不足額」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第一百一十号）附則第六条第五項に規定する同条第一項第二号に掲げる金額」と、同項第四号中「不足額」とあるのは「金額」とする。

4 前三項の事業者は、改正法附則第六条各項の規定による申告書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 改正法附則第六条第一項第一号に掲げる金額の計算に関する明細

二 改正法附則第六条第一項第二号に掲げる金額の計算に関する明細

三 その他参考となるべき事項

第四条 当分の間、新規則第七十二条の三から第七十二条の五までの規定の適用については、新規則第七十二条の三第一項第一号中「法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所（当該場所と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下本号、次条及び第七十二条の二の六において「住所等」という。）とが異なる場合には、当該場所及び住所等）」とあるのは「住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（次条において「住所等」という。）と、新規則第七十二条の四第一項第一号及び第二項第一号中「法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所（当該場所と住所等とが異なる場合には、当該場所及び住所等）」とあるのは「住所等」と、新規則第七十二条の五第一項第一号中「その者に係る法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所（当該場所と住所及び居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下本号、次条及び第七十二条の二の六において「住所等」という。）とが異なる場合には、当該場所及び住所等とが異なる場合には、当該場所及び住所又は居所）」とあるのは「その死亡の時ににおける住所又は居所」とする。

附則（平成七年二月二六日自治省令第三八号）

この省令は、平成八年一月一日から施行する。

附則（平成八年三月三十一日自治省令第一四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第十条の二の六の次に一条を加える改正規定及び第十一条の六の次に一条を加える改正規定並びに附則第十三条、第十三条の二及び第十四条の改正規定並びに附則第三条第二項の規定は、平成九年四月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第七十二条の五の三の規定は、平成八年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第四条第二項の規定の適用を受けている者について新規則附則第四条第二項の規定により読み替えて準用される租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成八年大蔵省令第十八号）による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の九第一項から第三項までの規定を準用する場合においては、同条第一項中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条第二項において準用する法第七十条の七第一項の」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号。以下この項及び第三項において「改正法」という。）附則第四条第七項において準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条第二項において準用する法第七十条の七第一項の」と、「法第七十条の七第一項に」とあるのは「改正法附則第四条第七項において準用する地方税法附則第十二条第二項にお

いて準用する法第七十条の七第一項」と、同条第三項中「法第七十条の七第二項」とあるのは「改正法附則第四条第七項において準用する地方税法附則第十二条第二項において準用する法第七十条の七第二項」と読み替えるものとする。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成七年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新規則第十条の三及び第十一条の五の規定は、平成九年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

3 新規則第十一条の四第三項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する航空機に対して課する平成九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）第十一条の四第三項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号。以下「改正法」という。）附則第六条第六項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十四条の規定を受ける施設又は設備に対して課する固定資産税については、旧規則附則第五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「自治省令」とあるのは、「総務省令」とする。

5 新規則附則第六条第四十項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機器に対して課する平成九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第二十項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新規則附則第六条第五十二項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械その他の設備に対して課する平成九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新規則附則第六条第五十三項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械その他の設備に対して課する平成九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十一項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新規則附則第六条第六十項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する設備に対して課する平成九年度以後の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 改正法附則第六条第二十一項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第三十五項の規定の適用を受ける機械その他の設備に対して課する固定資産税については、旧規則附則第六条第四十六項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「自治省令」とあるのは、「総務省令」とする。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第四条 第三項に定めるものを除き、新規則の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成八年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成七年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新規則の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新規則第十六条の十三第二項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に設置される地方税法施行令第五十四条の二十四第三項に規定する施設の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に設置された同項に規定する施設の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 新規則附則第十二条の二第一項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第六条 改正法附則第十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第三十二条の三第十一項の規定の適用については、旧規則附則第十二条の三第三項の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成八年五月三十一日自治省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年六月三十一日自治省令第二五号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成八年七月三十一日自治省令第二九号）

この省令は、平成八年八月一日から施行する。

附則（平成八年八月三十一日自治省令第三一号）

この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附則（平成八年一〇月九日自治省令第三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年一二月二四日自治省令第三六号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成九年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の地方税法施行規則第五号の四様式は、平成九年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税並びに平成八年度以後の年の年中における事業の所得に対して課すべき個人の事業税について適用し、平成八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税並びに平成七年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

附則（平成九年三月三十一日自治省令第八号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年三月三十一日自治省令第二一四号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(法人の道府県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第六号様式の表（法人の道府県民税に関する部分に限る。）は、平成九年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第三条 新規則第六号様式（法人の事業税に関する部分に限る。）、第六号様式別表五、第六号様式別表五の二の表、第六号様式別表七記載要領、第六号様式別表八記載要領及び第八号様式記載要領は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税（施行日前に解散した法人の清算中の事業年度に係る事業税を除く。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前に解散した法人の清算中の事業年度に係る事業税については、なお従前の例による。

(平成九年度の特別地方消費税の交付額の特例)

第四条 平成九年度に限り、新規則第九条の三第一項の規定の適用については、同項中「毎年度三月に、前年度三月から二月までの間」とあるのは「平成十年三月に、平成九年三月及び四月」と、「とする」とあるのは「とする。以下本項において同じ」と、「二分の一」とあるのは「五分

の二」と、「相当する額」とあるのは「相当する額と平成九年五月から平成十年二月までの間に当該道府県に納入され、又は納付された当該各市町村に所在する同条の場所に係る特別地方消費税の額の二分の一に相当する額との合計額」とする。

第五條 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分

は、平成九年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成八年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六條第四十五項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械その他の設備に対して課する平成十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された第一條の規定による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第六條第四十一項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六條第五十六項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械その他の設備に対して課する平成十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六條第五十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）附則第九條第九項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧法」という。）附則第十五條第三十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、旧規則附則第六條第六十七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第三十二項に規定する機械その他の設備に対する旧規則附則第六條第六十七項の規定の適用については、同項中「政令附則第十一條第四十一項に規定する自治省令」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第百号）附則第三條第五項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同令第一條の規定による改正前の地方税法施行令附則第十一條第四十一項に規定する総務省令」と、同項第一号中「トリクロロエチレン」とあるのは「同議定書附属書CのグループIに属するもの並びにトリクロロエチレン」と、同項第二号中「ドライクリーニング装置（特定フロン等に代替する溶剤を用いて洗浄を行うものに限るものとし、これと同時に設置する専用の廃液処理装置、溶剤回収装置又は配管を含む。）」とあるのは「削除」と、同項第三号中「代替する物質」とあるのは「代替する物質（オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書CのグループIに属するものを除く。以下本項において同じ。）」とする。

（事業所税に関する経過措置）

第六條 旧規則第二十四條の十一第六項に規定する設備に係る地方税法第七百一條の三十一第一項第五号に規定する事業所等において行う事業のうち、施行日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業（施行日以後に事業を開始する法人の事業を除く。）及び平成九年度以前の年分の個人の事業（施行日以後に事業を開始する個人の事業を除く。）に対して課する同法第七百一條の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税並びに平成十年三月三十一日までに行為れる旧規則第二十四條の十一第六項に規定する設備に係る同法第七百一條の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋の新築又は増築に対して課すき同法第七百一條の三十二第二項に規定する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附則（平成九年六月二二日自治省令第二十九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年六月一八日自治省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年一一月二七日自治省令第四〇号）

この省令は、平成九年十二月一日から施行する。

附則（平成九年一二月二五日自治省令第四四号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年一月三〇日自治省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月三二日自治省令第一六号）抄

（施行期日）

第一條 この省令は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中地方税法施行規則第十六條の五の二十二の次に二條を加える改正規定（同規則第十六條の五の二十四に係る部分に限る。）並びに同規則附則第十二條の三及び第十二條の四の改正規定（同規則附則第十二條の四第六項から第八項までに係る部分に限る。）並びに同規則附則第十二條の五を同規則附則第十二條の八とし、同条の前に三條を加える改正規定（同規則附則第十二條の七第二項及び第三項に係る部分に限る。）中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行の日

二 第一條中地方税法施行規則第十八條の三に一項を加える改正規定及び同規則第三十六號様式の改正規定（自動車教習所業に係る部分に限る。）平成十年六月一日

三 第一條中地方税法施行規則第十八條の十一の次に二條を加える改正規定（同規則第十八條の十一の三に係る部分に限る。）及び同規則第四十三號の六様式の次に一様式を加える改正規定平成十年十月一日

四 第一條中地方税法施行規則第二十六條を同規則第三十四條とし、同規則第二十五條を同規則第三十三條とし、同規則第二十四條の三十一を同規則第三十二條とし、同規則第二十四條の三十の次に七條を加える改正規定 地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号。以下「改正法」という。）附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日

五 第一條中地方税法施行規則第十三條の二の改正規定、同規則第十六號様式から第十六號の三様式まで、第十六號の五様式から第十六號の八様式まで、第三十四號の二様式から第三十四號の二の四様式まで及び第三十四號の二の六様式の改正規定、同規則第四十四號様式から第四十五號様式別表までの改正規定（「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める部分に限る。）並びに同規則第四十八號の二様式から第四十八號の九様式までの改正規定並びに附則第七條の規定 平成十一年四月一日

六 第一條中地方税法施行規則第三十四號の八様式及び第三十四號の九様式の改正規定、同規則第三十四號の十様式の改正規定（第三十四號の十様式（第十六條の二十四関係）を「第三十四號の十様式（用紙日本工業規格A4）（第十六條の二十四関係）」に改める部分に限る。）並びに同規則第三十四號の十一様式から第三十五號様式まで、第三十五號様式別表、第三十五號の三様式、第三十六號の二様式から第四十二號様式まで、第四十三號様式の改正規定（「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める部分に限る。）、第四十三號の二様式から第四十三號の六様式まで、第四十三號の七様式から第四十三號の九様式まで及び第四十三號の十一様式から第四十三號の十七様式別表十までの改正規定 平成十一年一月一日

（納付受託証書及び納入受託証書に関する経過措置）
第二條 道府県又は市町村は、地方税法第十六條の二第二項の規定による納付受託証書又は納入受託証書の様式については、平成十一年三月三十一日までの間、第一條の規定による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）第一號の二様式によることができる。

（個人の道府県民及び市町村民に関する経過措置）
第三條 第一條の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第五號の九様式及び第十八號様式は、平成十年四月一日（以下「施行日」という。）以後に提出する退職所得申告書及び給与所得者異動届出書について適用し、施行日前に提出する退職所得申告書及び給与所得者異動届出書については、なお従前の例による。

2 新規則第十七号様式及び第十七号の二様式は、平成十一年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3 第一項の規定にかかわらず、退職所得申告書にあつては平成十年十二月三十一日まで、給与所得者異動届出書にあつては平成十一年十二月三十一日まで提出するものに限り、旧規則第五号の九様式及び第十八号様式によることができる。

(法人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

4 新規則の規定中法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分に納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

5 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分に納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における旧規則第六号様式、第六号様式別表五及び第六号様式別表五の二の適用については、旧規則第六号様式中「法人税の明細書(別表4)の(29)」とあるのは「法人税の明細書(別表4)の(30)」と、旧規則第六号様式別表五及び第六号様式別表五の二中「法人税の明細書(別表4)の(29)」とあるのは「法人税の明細書(別表4)の(30)」とする。

2 新規則第四条の規定は、法人の施行日以後に取得する租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第五十五条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

3 第七号様式の改正規定(「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める部分を除く。)による改正後の第七号様式の規定は、施行日以後に開始する事業年度の翌事業年度の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度の翌事業年度の法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

6 新規則の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(道府県たばこ税及び市町村たばこ税に関する経過措置)

7 新規則第十六号様式から第十六号の三様式まで、第十六号の五様式から第十六号の八様式まで、第三十四号の二様式から第三十四号の二の四様式別表まで、第三十四号の二の六様式及び第四十八号の二様式から第四十八号の九様式までの様式については、平成十二年三月三十一日までの間、旧規則の相当の様式によることができる。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

8 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成十年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成九年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第二十三項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定するごみ処理施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第二十三項に規定するごみ処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第二十四項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する一般廃棄物の最終処分場に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第二十四項に規定する一般廃棄物の最終処分場に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第二十五項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する産業廃棄物処理施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第二十五項に規定する産業廃棄物処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新規則附則第六条第二十六項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する廃油の焼却施設、廃プラスチック類の破碎施設及び廃プラスチック類の焼却施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第二十六項に規定する廃油の焼却施設、廃プラスチック類の破碎施設及び廃プラスチック類の焼却施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新規則附則第六条第三十四項第二号の規定は、施行日以後に取得された改正法第一条の規定による改正後の地方税法附則第十五条第八項に規定する施設又は設備に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された改正法第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第十五条第八項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新規則附則第六条第三十六項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する産業廃棄物の焼却施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十六項に規定する産業廃棄物の焼却施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 改正法附則第六条第八項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第九項に規定する騒音を防止するための施設に対して課する平成十年度分及び平成十一年度分の固定資産税については、旧規則附則第六条第三十八項の規定は、なおその効力を有する。

9 新規則附則第六条第四十三項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する機器に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第四十四項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 新規則附則第六条第五十四項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する機械その他の設備に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第五十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 新規則第二十六号様式から第二十六号様式別表二まで及び第三十号様式から第三十号様式別表四までについては、平成十一年十二月三十一日までの間、旧規則の相当の様式によることができる。

(特別土地保有税に関する経過措置)

9 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新規則第十六条の五の二十一第三項第六号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新築又は増築された同号に規定する店舗及び附属施設の用に供する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

4 新規則第十六条の六第六項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に取得された同項に規定する施設の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

5 新規則第十六条の六第七項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に取得された同項に規定する施設の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

6 平成十一年一月一日前に行われる申告又は申請について新規則第三十四号の五様式から第三十四号の七様式までの様式を適用する場合には、新規則第三十四号の五様式中「第三十四号の五様式（用紙日本工業規格A4）（第十六条の二十四関係）」とあるのは「第三十四号の五様式（第三十六号の二十四関係）」と、新規則第三十四号の六様式中「第三十四号の六様式（用紙日本工業規格A4）（第十六条の二十四関係）」とあるのは「第三十四号の六様式（第三十六号の二十四関係）」と、新規則第三十四号の七様式中「第三十四号の七様式（用紙日本工業規格A4）（第十六条の二十四関係）」とあるのは「第三十四号の七様式（第三十六号の二十四関係）」とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

第十条 新規則の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第十一条 新規則第十八条の三第四項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 平成二年五月三十一日において地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第十四号）附則第八条第七項の規定により特約業者とみなされていた者に係る新規則第十八条の三第四項の規定の適用については、当分の間、「専ら潤滑油」とあるのは「潤滑油」とする。

3 新規則第三十五号様式、第三十五号様式別表及び第三十五号の三様式は、平成十一年一月以後の月分に係る申告書から適用し、平成十年十二月までの月分に係る申告書については、なお従前の例による。

4 新規則第四十三号の十三様式から第四十三号の十七様式別表十までの様式は、平成十一年一月以後の月分に係る報告書から適用し、平成十年十二月までの月分に係る報告書については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第十二条 第三項に定めるものを除き、新規則の規定中事業に係る事業所税（地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び第四項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十年前の年分の個人の事業及び平成十年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 第四項に定めるものを除き、新規則の規定中新増設に係る事業所税（地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項及び第四項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋（地方税法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 第一条の規定（地方税法施行規則第四十四号様式から第四十四号様式別表四までの改正規定（「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の地方税法施行規則第四十四号様式から第四十四号様式別表四までの様式は、平成十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十一年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十一年前の年分の個人の事業及び平成十一年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

4 第一条の規定（地方税法施行規則第四十五号様式から第四十五号様式別表までの改正規定（「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の地方税法施行規則第四十五号様式から第四十五号様式別表までの様式は、平成十一年四月一日以後に行われる事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、同日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年五月二九日自治省令第二七号）

この省令は、平成十年五月三十一日から施行する。

附則（平成一〇年一〇月二一日自治省令第三九号）

この省令は、平成十年十月二十二日から施行する。

2 改正後の地方税法施行規則第十条の十二及び第十条の十三並びに同令附則第六条の四第一項第二号の規定は、平成十一年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年一二月三〇日自治省令第四一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、第二条の三第一項第二号の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第五号の四様式は、平成十一年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 平成十一年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、新規則第五十三号様式中「平成十年から平成 年までの間」とあるのは「平成9年中」と、「平成 年度分以前の各年度分」とあるのは「平成10年度分」とする。

附則（平成一二年一月二七日自治省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月二一日自治省令第一七号）抄

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の三の次に二条を加える改正規定、第十条の七の改正規定及び同条の次に六条を加える改正規定（第十条の七の二に係る部分に限る。） 平成十二年四月一日

二 第二十四条の十二、第二十四条の十五、第二十四条の十六及び第二十四条の二十四の改正規定 平成十一年十月一日

三 附則第四条の二及び第八条の三の四の改正規定 平成十一年五月一日

四 附則第六条第六十二項の改正規定 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）の施行の日

五 附則第六条第八十一項各号の改正規定 平成十一年五月二十日

六 附則第六条に一項を加える改正規定 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百二十二号）の施行の日

七 第三十六号様式の改正規定 平成十一年六月一日
(個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 平成十二年一月一日前に交付される納税通知書に係る改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第一号の三様式の適用については、同様式中(当該期間の属する各年の前年の11月30日)とあるのは、「(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、平成11年11月30日)とする。」
(事業税に関する経過措置)

第三条 新規則第六号様式、第六号様式別表五及び第八号様式は、平成十一年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新規則第十四号の様式は、平成十一年以後の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税について適用し、平成十一年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新規則の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成十一年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第三十三項第二号の規定は、施行日以後に取得された地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第十五号。以下「改正法」という。)による改正後の地方税法附則第十五条第八項に規定する施設又は設備に対して課する平成十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された改正法による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第十五条第八項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第五十四項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する機械その他の設備に対して課する平成十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された改正前の地方税法施行規則(以下「旧規則」という。)附則第六条第五十四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法施行令の一部を改正する政令(平成十一年政令第九十四号。以下「改正令」という。)附則第四条第七項の規定によりなお効力を有することとされる改正令による改正前の地方税法施行令(以下「旧令」という。)附則第十一条第三十五項第一号に規定する設備に対して課する固定資産税に係る旧規則附則第六条第六十二項の規定の適用については、同項中「政令附則第十一条第三十五項第一号」とあるのは、「地方税法施行令の一部を改正する政令(平成十一年政令第九十四号)附則第四条第七項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の地方税法施行令附則第十一条第三十五項第一号」とする。

5 新規則附則第六条第六十三項第二号の規定は、施行日以後に取得された同号に規定する設備に対して課する平成十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第六十三項第二号に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新規則附則第六条第七十二項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する機械その他の設備に対して課する平成十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第七十一項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新規則附則第六条第八十三項の規定は、施行日以後に新造された同項に規定する内航船舶に対して課する平成十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新造された旧規則

則附則第六条第八十二項に規定する内航船舶に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定(新規則第十六条の二十三の三(改正令による改正後の地方税法施行令(以下「新令」という。)第五十四条の四十八の二第一項において準用する新令第五十四条の四十三第一項の規定による申請書の提出に係る部分に限る。)及び第十六条の二十四の表(四)並びに附則第八条の六及び第八条の七の規定を除く。)中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十一年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定(新規則第十六条の二十三の三(新令第五十四条の四十八の二第一項において準用する新令第五十四条の四十三第一項の規定による申請書の提出に係る部分に限る。)及び第十六条の二十四の表(四)並びに附則第八条の六及び第八条の七の規定を除く。)中土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新規則第十六条の五の五第一項の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後に整備される新令第五十四条の十三の四第二項に規定する施設の用に供する研究所用の建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に整備された旧令第五十四条の十三の四第二項に規定する施設の用に供する研究所用の建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 改正法附則第十条第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第五百八十六条第二項第一号の五に規定する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、旧規則第十六条の五の六の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「自治省令」とあるのは、「総務省令」とする。

5 改正法附則第十条第六項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第三十一条の二第三項に規定する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、旧規則附則第九条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「自治省令」とあるのは、「総務省令」とする。

(自動車取得税に関する経過措置)

第七条 新規則附則第十二条の二の三第一項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日から平成十一年六月三十日までの間に行う自動車の取得に係る新規則附則第十二条の二の三第一項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「当該各号に掲げる自動車」とあるのは「当該各号に掲げる自動車及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成三年運輸省令第三号)第三条の規定による改正後の道路運送車両の保安基準(以下本項において「平成五年保安基準」という。)第三十一条第五項の規定の適用を受ける自動車のうち同項の表の第四号に掲げるもので同項及び平成五年保安基準第三十一条の二第一項の基準に適合するもの」と、同項第二号中「道路運送車両の保安基準第三十一条第六項の規定の適用を受ける自動車(車両総重量が十二トンを超えるものに限る。)」で同項の基準に適合するもの」とあるのは「道路運送車両の保安基準(以下本号において「平成六年保安基準」という。)第三十一条第六項の規定の適用を受ける自動車(車両総重量が五トン以下のもので直接噴射式の原動機を有するものに限る。)」で同項及び平成六年保安基準第三十一条の二第四項の基準に適合するもの並びに平成六年保安基準第三十一条第六項の規定の適用を受ける自動車(車両総重量が五トンを超えるもので直接噴射式の原動機を有するもの及び直接噴射式の原動機以外の原動機を有するものに限る。)」で同項の基準に適合するもの」とする。

については、同項及び同条第三項の規定の例により、平成十四年一月一日前においても承認することができる。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分
は、平成十二年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十一年度分ま
での固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第三十五項第二号の規定は、施行日以後に取得された改正法第一条の規定に
よる改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第十五条第八項に規定する施設又は設備に
対して課する平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧
法附則第十五条第八項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前
の例による。

3 新規則附則第六条第四十四項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する機器に対して
課する平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附
則第六条第四十二項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例によ
る。

4 新規則附則第六条第五十七項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する機械その他の
設備に対して課する平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得さ
れた旧規則附則第六条第五十四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税につい
ては、なお従前の例による。

5 新規則附則第六条第五十九項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する機械その他の
設備に対して課する平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得さ
れた旧規則附則第六条第五十五項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税につい
ては、なお従前の例による。

6 新規則附則第六条第六十六項第二号の規定は、施行日以後に新設された同号に規定する設備に
対して課する平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧
規則附則第六条第六十三項第二号に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従
前の例による。

7 新規則附則第六条第七十三項の規定は、施行日以後に新設された同項に規定する設備又は施設
に対して課する平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された
旧規則附則第六条第六十九項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、な
お従前の例による。

8 改正法附則第七条第十七項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十六条の二
第十項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、旧規則附則第七条の二第十一
項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「自治省令」とあるのは、「総
務省令」とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

第七条 新規則附則第十二条の二の三第一項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべ
き自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税につい
ては、なお従前の例による。この場合において、平成十二年八月三十一日までにを行う自動車の取得
に係る同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「当該各号に掲げる自動車」と
あるのは「当該各号に掲げる自動車及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成三
年運輸省令第三号）第四条の規定による改正後の道路運送車両の保安基準第三十一条第六項の規
定の適用を受ける自動車（車両総重量が十二トンを超えるものに限る。）で同項の基準に適合す
るもの」とする。

（事業所税に関する経過措置）

第八条 新規則の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係
る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年
度分の法人の事業及び平成十二年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を
除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分

の法人の事業並びに平成十二年前の年分の個人の事業及び平成十二年分の個人の事業で施行日前
に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新規則の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係
る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所
用家屋（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項にお
いて同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前
に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、な
お従前の例による。

附則（平成二年六月七日自治省令第三十七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年九月二四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十
三年一月六日）から施行する。

附則（平成二年九月二八日自治省令第四七号）

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

附則（平成二年一月一七日自治省令第四九号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成二年一月三〇日自治省令第五二号）

この省令は、平成十二年十一月三十日から施行する。

附則（平成二年二月二八日自治省令第五九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（地方税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の地方税法施行規則第十条の十四の規定は、平成十二年三月二十一
日以後に新たに建設された同条に規定する償却資産に対して課する平成十三年度以後の年度分の
固定資産税について適用し、同条に新たに建設された第二条の規定による改正前の地方税法施
行規則第十条の十四に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例に
よる。

附則（平成二年三月三〇日総務省令第五五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第一条の四第二項、第三条から第三条の三の二まで、第三条の六第一項、第四条、第五条第
一項の表の（六）、第六条、第十条第一項、第十条の二第一項及び第十号の二の四の改正規定

並びに第六号様式から第六号の三様式まで、第八号様式から第九号の二様式まで、第二十号様
式、第二十号様式別表三記載要領、第二十号の二様式、第二十号の四様式、第二十一号様式及
び第二十二号様式の改正規定並びに次条第一項の規定 平成十三年三月三十一日

二 第一条の十四及び第一条の十五の改正規定、第九条の二を第九条の二とし、第九条の次
に一条を加える改正規定、第十七条の二及び附則第五条の改正規定、附則第五条の次に一条を
加える改正規定並びに第十六号の八様式の次に一様式を加える改正規定 平成十四年四月一日
三 第十条の四及び第十号の十三の二の改正規定並びに附則第六条第六十項の改正規定（浦和
市、大宮市、及び「与野市」を削り、「吉川市」の下に「さいたま市」を加える部分に限
る。） 平成十三年五月一日

四 第十六条の五の十一の改正規定 平成十三年十一月十三日

五 第十六条の九第二項の改正規定 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）の施行の日
六 第十六条の二十二の二第四項第四号イの改正規定 都市計画法及び建築基準法の一部を改正
する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日

七 第二十四条の十一に一項を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び附則第六条第五十七項第九号を削り、同項第九号とし、同項に一号を加え、同項を同条第六十八項とする改正規定（同項に一号を加える部分に限る。）並びに附則第四条第五項の規定食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）の施行の日八 附則第三条の二の七の改正規定（同条を附則第三条の二の六とする部分を除く。）及び附則第六条第九十九項第四号の改正規定 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）の施行の日九 附則第六条第四十一項の改正規定 都市緑地保全法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十七号）の施行の日

十 附則第六条第七十項を同条第七十三項とし、同項の次に一項を加える改正規定（同項の次に一項を加える部分に限る。）及び附則第四条第八項の規定 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十三号）の施行の日

十一 附則第七条中第三項を第四項とし、第二項の次に一項を加える改正規定及び同条に一項を加える改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日

十二 附則第八条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする改正規定及び附則第四条第十一項の規定 平成十四年三月三十一日

（事業税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第六条の規定は、平成十三年四月一日（以下「施行日」という。）以後に合併が行われる場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に合併が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新規則第七条の二第九号の規定及び第十四号の二様式は、平成十三年年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十二年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 次項に定めるものを除き、新規則の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第三条の二の八の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第五条第五項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十一條第十二項に規定する不動産の取得（施行日から平成十五年三月三十一日までの間に行われたものに限る。）に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成十三年年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十二年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第二十三項第一号の規定は、施行日以後に取得された同様に規定する産業廃棄物処理施設に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第二十三項第一号に規定する産業廃棄物処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第四十四項の規定は、施行日以後に取得された同様に規定する機器に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第四十四項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 旧規則附則第六条第五十七項第九号の規定は、平成十四年三月三十一日までの間に新設された同様に規定する設備に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合に

において、施行日から平成十四年三月三十一日までの間に新設された同様に規定する設備に対する新規則附則第六条第五十九項の規定の適用については、同項中「第八号」とあるのは、「第八号並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年総務省令第五十六号）附則第四条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の地方税法施行規則第六条第五十七項第九号」とする。

5 新規則附則第六条第五十八項第十号の規定は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の施行の日以後に取得された同様に規定する機械その他の設備に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新規則附則第六条第六十八項の規定は、施行日以後に新設された同様に規定する設備に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧規則附則第六条第六十六項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新規則附則第六条第七十項の規定は、施行日以後に新設された同様に規定する設備に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧規則附則第六条第六十七項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新規則附則第六条第七十四項の規定は、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に取得された同様に規定する土木設備に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 新規則附則第六条第七十六項の規定は、施行日以後に新設された同様に規定する設備又は施設に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧規則附則第六条第七十三項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 新規則附則第六条第七十九項の規定は、施行日以後に取得された同様に規定する機械その他の設備に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第七十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 新規則附則第八条の規定は、平成十五年年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十四年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。（特別土地保有税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定（新規則附則第八条の六から第八条の八までの規定を除く。）中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十三年年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十二年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 第四項に定めるものを除き、新規則の規定（新規則附則第八条の六から第八条の八までの規定を除く。）中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新規則第十六条の六第七項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に取得された同様に規定する施設の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

4 旧規則第十六条の二十二第二項第一号及び第三項第一号の規定は、施行日前に年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）附則第三条の規定による廃止前の年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第八十号）第十七条第一項第二号の資金の貸付けを受けた者については、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第十六条の二十二第二項第一号及び第三項第一号中「年金福祉事業団法」とあるのは、「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）附則第三条の規定による廃止前の年金福祉事業団法」とする。

(自動車取得税に関する経過措置)

第六条 新規則の規定(新規則第十七条の二及び第十六号の九様式の規定を除く。)中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第七条 新規則の規定中事業に係る事業所税(改正法第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十三年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十三年前の年分の個人の事業及び平成十三年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新規則の規定中新増設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。)の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附則 (平成一三年五月一日総務省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一三年五月一日総務省令第七二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(法人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法施行規則(次条において「新規則」という。)の規定中法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、平成十三年四月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日以後に合併等(合併、分割、現物出資又は事後設立(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)が行われる場合における各事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分(同日に合併等が行われる場合における法人の事業年度分を除く。)の法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日前に合併等が行われた場合における各事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第三条 新規則の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十三年四月一日以後に終了する事業年度分及び計算期間分の法人の事業税並びに同日以後に合併等が行われる場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に解散が行われる場合の清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分(同日に合併等が行われる場合における法人の事業年度分を除く。)及び計算期間分の法人の事業税並びに同日前に合併等が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前に解散が行われた場合における解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

附則 (平成一三年八月三〇日総務省令第一一四号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の附則第十二条の二の三第八項第三号の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附則 (平成一三年九月一四日総務省令第二二五号)

この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附則 (平成一三年一〇月三一日総務省令第一四二号)

この省令は、平成十三年十一月一日から施行する。

附則 (平成一三年一二月二七日総務省令第一八〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第五十五号)の施行の日(平成十四年一月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に地方税法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第八号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第七百条の六の二第二項の規定により同項第一号に掲げる者として元売業者の指定を受けている者に対する地方税法第七百条の六の二第二項の規定による指定の取消しに係るこの省令による改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第十八条の三の二第二項第一号の規定の適用については、「石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第二十三条第一項の規定による届出を適正に行つた」とあるのは、「石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第五十五号)第一条の規定による廃止前の石油業法(昭和三十七年法律第二百二十八号)第四条の規定による許可を受けた」とする。

2 この省令の施行の際現に旧法第七百条の六の二第二項の規定により同項第二号に掲げる者として元売業者の指定を受けている者に対する地方税法第七百条の六の二第二項の規定による指定の取消しに係る新規則第十八条の四第一項第一号の規定の適用については、平成十四年一月一日から三月間は、「石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条の規定による登録を受けた者」とあるのは、「石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条の規定による登録を受けた者又は石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第五十五号)第一条の規定による廃止前の石油業法(昭和三十七年法律第二百二十八号)第十二条第一項の規定による届出を適正に行つた者」とする。

3 この省令の施行の際現に旧法第七百条の六の四第一項の規定により特約業者の指定を受けている者に対する地方税法第七百条の六の四第三項の規定による指定の取消しに係る新規則第十八条の十第一号の規定の適用については、「当該届出」とあるのは、「当該届出又は石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第五十五号)第一条の規定による廃止前の石油業法(昭和三十七年法律第二百二十八号)第十三条の規定による石油製品販売業の届出」とする。

附則 (平成一三年一二月二八日総務省令第一八三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一三年一二月二八日総務省令第一八四号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十四年一月一日から施行する。

(個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

2 改正後の地方税法施行規則第二条第二項及び第二条の三第二項の規定並びに第一号の三様式、第三号様式別表、第五号様式別表、第五号の四様式、第五号の四様式別表及び第五号の十様式は、平成十四年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

3 改正後の地方税法施行規則第三十五号の三様式別表及び第四十三号の十七様式別表十二は、施行日以後の軽油の輸入について適用し、施行日以前の軽油の輸入については、なお従前の例による。

附則 (平成一四年二月八日総務省令第一〇号)

この省令は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第一号)の施行の日から施行する。

附則（平成十四年二月二十八日総務省令第一九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附則（平成十四年三月一日総務省令第二三三号）

この省令は、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日（平成十四年三月二日）から施行する。

附則（平成十四年三月三十一日総務省令第四四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十四条の二第一号の改正規定 公布の日

二 第四十三号の二様式、第四十三号の五様式及び第四十三号の六様式の改正規定 平成十四年十月一日

三 第十号の十二の改正規定及び第十二条の三の次に二条を加える改正規定 平成十五年四月一日

四 第十号の七の三第三項第二号の改正規定 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二二号）の施行の日

五 第十六条の五の二十四の次に四条を加える改正規定及び附則第十二条の四に五項を加える改正規定（同条第七項及び第八項に係る部分に限る。） 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の施行の日

六 第十六条の六に一項を加える改正規定及び附則第六条第三十一項を同条第三十四項とし、同項の次に一項を加える改正規定（同条第三十五項に係る部分に限る。） 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の施行の日

七 第十六条の九第二項の改正規定 漁業再整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十三号）の施行の日

八 第二十四条の二十二の改正規定、附則第十三条の三第二項第一号の改正規定（同号ロ中「第二十條の二第十五項」を「第二十條の二第十六項」に改める部分及び「同条第十六項又は第十八項」を「同条第十七項又は第十八項」に改める部分を除く。）、同項第二号から第四号までの改正規定、同条第九項第三号及び第十項第三号の改正規定並びに第十一号様式記載要領1及び第二十二号の三様式記載要領1の改正規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の施行の日

九 附則第十三条の三第二項第一号の改正規定（同号ロ中「第二十條の二第十五項」を「第二十條の二第十六項」に改める部分及び「同条第十六項又は第十八項」を「同条第十七項又は第十八項」に改める部分に限る。）並びに同条第三項及び第四項の改正規定 都市再開発法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十一号）の施行の日

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十三年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成十四年度分の固定資産税に係る地方税法の一部を改正する法律（平成十四年法律第十七号。以下「改正法」という。）による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第四百十條第二

項の規定の適用については、同項に規定する地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面に、新規則第十五条の六の二第一号に規定する標準宅地の位置又は同条第二号に規定する標準宅地の位置を表示することが困難である場合には、同条の規定にかかわらず、当該標準宅地の位置を示さないことができる。

3 改正法附則第五条第十三項の規定によりなお効力を有することとされる改正法による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十五条第六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第六条第二十七項から第三十二項までの規定は、なおその効力を有する。

4 改正法附則第五条第十五項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第八項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、旧規則附則第六条第三十五項及び第三十六項の規定は、なおその効力を有する。

5 改正法附則第五条第十六項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第九項に規定する施設に対して課する固定資産税については、旧規則附則第六条第三十七項及び第三十八項の規定は、なおその効力を有する。

6 新規則附則第六条第四十七項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する機器に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第四十四項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新規則附則第六条第六十項及び第六十一項の規定は、施行日以後に取得された同条第六十項に規定する機械その他の設備に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第五十八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新規則附則第六条第七十項第二号の規定は、施行日以後に新設された同号に規定する設備に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧規則附則第六条第六十八項第二号に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 新規則附則第六条第九十項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する電気通信設備に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第八十八項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 新規則附則第六条第一百項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する設備に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第一百四十四項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第四条 新規則の規定（新規則附則第八条の六及び第八条の七の規定を除く。）中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十三年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新規則の規定（新規則附則第八条の六及び第八条の七の規定を除く。）中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五条 新規則の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第六条 新規則の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十四年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十四年前の年分の個人の事業及び平成十四年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新規則の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 旧規則第二十四条の二第一号の規定は、炭鉱離職者に係る職業転換給付金の支給基準に関する省令及び雇用・能力開発機構の炭鉱労働者及び炭鉱離職者に対する援護業務並びに援護業務に係る財務及び会計に関する省令を廃止する省令（平成十四年厚生労働省・経済産業省令第一号）附則第二項の規定による廃止前の炭鉱離職者に係る職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十六年通商産業省・労働省令第二号）第五条第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金の支給に係る者については、なおその効力を有する。この場合において、「炭鉱離職者に係る職業転換給付金の支給基準に関する省令」とあるのは、「炭鉱離職者に係る職業転換給付金の支給基準に関する省令及び雇用・能力開発機構の炭鉱労働者及び炭鉱離職者に対する援護業務並びに援護業務に係る財務及び会計に関する省令を廃止する省令（平成十四年厚生労働省・経済産業省令第一号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の炭鉱離職者に係る職業転換給付金の支給基準に関する省令」とする。

附 則（平成十四年六月二八日総務省令第七二号）

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成十四年八月一日総務省令第八六号）

この省令は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則（平成十四年八月二三日総務省令第九一号）

この省令は、平成十五年一月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成十四年一〇月九日総務省令第一〇七号）

この省令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成十四年二月二六日総務省令第一二八号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第一条の四の次に一条を加える改正規定、第一条の五第二項の改正規定及び附則第三条の二の二の改正規定は、平成十五年一月六日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の地方税法施行規則第三号様式別表及び第五号様式別表は、平成十五年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年一月八日総務省令第三号）

この省令は、平成十五年二月一日から施行する。

附 則（平成十五年一月一四日総務省令第一七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二八日総務省令第五四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 改正後の地方税法施行規則（次条において「新規則」という。）の規定中法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税、同日以後に終了する連結事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税、同日以後に終了する事業年度に係る退職年金等積立金に係る法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この条及び次条において同じ。）による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税並びに残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税、同日前に終了した計算期間に係る法人の道府県民税及び市町村民税、同日前に終了した事業年度に係る退職年金等積立金に係る法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日前の解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

第三条 新規則の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に終了する計算期間に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税、同日前に終了した計算期間に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年三月三十一日総務省令第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第六号様式別表九記載要領、同様式別表十記載要領、同様式別表十二記載要領及び同様式別表十三記載要領の改正規定 平成十五年三月三十一日

二 附則第四条及び第六条の規定 平成十五年七月一日

三 第一条中地方税法施行規則第七条の五の二及び第七条の五の三の改正規定、同規則第十条の八の次に二条を加える改正規定、同規則第十条の九、第十一条の七、第十六条の十、第十六条の十一並びに附則第八号及び第六号の改正規定並びに同規則附則第八号第七号の改正規定（「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める部分に限る。） 平成十五年十月一日

四 第一条中地方税法施行規則第一条の十二の次に二条を加える改正規定、同規則第二条の三の改正規定、同規則第三条の六の二を削る改正規定、同規則第三条の九の次に二条を加える改正規定、同規則第四条及び附則第十五条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同規則附則第十七条第一項を削る改正規定、同条第二項の改正規定（当該特定保管口座内上場株式等の譲渡につき、一般長期所有上場特定株式等の譲渡及び一般長期所有上場株式等の譲渡（政令附則第十八条の二第七項第一号イに規定するものを除く。）をいう。）の別に「を」を「当該特定口座内保管上場株式等の譲渡につき」に、「第十八条の十三の五第五項各号」を「第十八条の十三の五第四項各号」に改める部分を除く）、同項を同条第一項とする改正規定、同条第三項の改正

3 改正法附則第七條第七項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、新規則第八條の六の規定により改正法第一條の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十四條の十第一項から第三項まで又は第五項の規定による申告書に添付すべき新規則第十六

号の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて改正法附則第七条第二項の規定により道府県たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該製造たばこの本数をその品目ごとに記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成十五年以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十四年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新規則第十一条の二及び第十五条の六の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第六十九項の規定は、施行日以後に新設された同項に規定する設備に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧規則附則第六条第七十項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第七十一項の規定は、施行日以後に新設された同項に規定する設備に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧規則附則第六条第七十二項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新規則附則第六条第七十二項の規定は、施行日以後に新設された同項に規定する搬送設備に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧規則附則第六条第七十三項に規定する搬送設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新規則附則第六条第七十六項の規定は、施行日以後に新設された同項に規定する設備又は施設に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧規則附則第六条第七十八項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新規則附則第六条第七十九項の規定は、施行日以後に新設された同項に規定する機械その他の設備に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧規則附則第六条第八十一項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市町村たばこ税の申告方法等）

第六条 改正法附則第十四条第三項の申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第二号様式によるものとする。

2 改正法附則第十四条第五項の規定により卸売販売業者等（同条第二項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）又は小売販売業者が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に新規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 第四条第三項の規定は、改正法附則第十四条第七項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等が当該控除又は還付に係る新法第四百七十三条第一項 第二項又は第四項の規定による申告書を提出する場合について準用する。この場合において、第四条第三項中「附則第七条第二項」とあるのは、「附則第十四条第二項」と読み替えるものとする。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第七条 新規則の規定（新規則附則第八条の六から第八条の八までの規定を除く。）中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十五年以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十四年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新規則の規定（新規則附則第八条の六から第八条の八までの規定を除く。）中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地

保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第八条 旧規則附則第十二条の二の三第一項第一号の規定は、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第二百二十八号。以下この条において「改正令」という。）附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる改正令第一条の規定による改正前の地方税法施行令（次項において「旧令」という。）附則第十六条の二の六第二項第一号に掲げる排出ガス保安基準に適合する自動車の取得（施行日から平成十五年九月三十日までの間に行われたものに限る。）に対して課すべき自動車取得税については、なおその効力を有する。

2 旧規則附則第十二条の二の三第一項第二号の規定は、改正令附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧令附則第十六条の二の六第二項第二号に掲げる排出ガス保安基準に適合する自動車の取得（施行日から平成十六年九月三十日までの間に行われたものに限る。）に対して課すべき自動車取得税については、なおその効力を有する。

（事業所税に関する経過措置）

第九条 新規則の規定中事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十五年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十五年前の年分の個人の事業及び平成十五年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた事業所用家屋（改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧法」という。）第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。）の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税（旧法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。）については、なお従前の例による。

別記第一号様式

（用紙日本工業規格A4）（地方税法施行規則及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第六十六号）附則第四条関係）（略）

別記第二号様式

（用紙日本工業規格A4）（地方税法施行規則及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第六十六号）附則第六条関係）（略）

附 則（平成十五年五月三〇日総務省令第八五号）

この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則（平成十五年七月二二日総務省令第九九号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行し、改正後の第十一条の十及び附則第六条第六十二項の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

附 則（平成十五年八月二八日総務省令第一一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

（法人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（次条において「新規則」という。）の規定中法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税、同日以後に開始する計算期間に係る法人の道府県民税及び市町村民税、同日以後に開始する事業年度に係る退職年金等積立金に係る法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日以後の解散（当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成十六年四月一日以後である解散に限り、合併に

による解散を除く。以下この条及び次条において同じ。）による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税並びに残余財産の一部分分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税、同日前に開始した計算期間に係る法人の道府県民税及び市町村民税、同日前に開始した事業年度に係る退職年金等積立金に係る法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日前の解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

第三条 新規則の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税、同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年九月三〇日総務省令第二二二号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成十五年一〇月三十一日総務省令第一三五号）

この省令は、平成十五年十一月一日から施行する。

附 則（平成十五年一〇月三十一日総務省令第一三六号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

2 改正後の第一号の様式、第三号様式別表、第五号様式別表及び第五号の様式別表は、平成十六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（平成十六年三月三〇日総務省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の地方税法施行規則附則第六条第六十二項の規定は、平成十五年十二月十七日から適用する。

附 則（平成十六年三月三十一日総務省令第七七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第十八条、第十八条の六第三項、第十八条の十一の二第二項、第十八条の十三第一号、第十八条の十四、第十八条の十六及び第十八条の二十三の改正規定、同規則第三十五号の様式及び同様式備考5の改正規定、同規則第三十八号の二様式の次に一様式を加える改正規定並びに同規則第四十三号様式及び第四十三号の七様式の改正規定 平成十六年六月一日

二 第一条中地方税法施行規則第十六条の十三の三の改正規定 平成十六年七月一日

三 第一条中地方税法施行規則附則第六条第七十四項の次に一項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法の施行の日

四 第一条中地方税法施行規則第三条第一項の表、第十条第一項の表及び第十条の二第一項の表の改正規定 信託業法（平成十六年法律第五十四号）の施行の日

五 第一条中地方税法施行規則第十一号様式記載要領及び第二十二号の三様式記載要領の改正規定 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）第四条の規定の施行の日

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の第三項第六号の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十六年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新規則の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十六年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税、同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新規則第七条の二の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十六年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新規則の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第四十四項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する機器に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第六条第四十八項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第五十四項及び第五十五項の規定は、施行日以後に取得された同条第五十四項に規定する機械その他の設備に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第五十九項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第五十六項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する機械その他の設備に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第六十一項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第七七号。以下「改正法」という。）附則第十条第二十三項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十五条第二十四項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、旧規則附則第六条第六十四項の規定は、なおその効力を有する。

6 新規則附則第六条第六十項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する車両に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第六十五項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新規則附則第六条第九十五項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する施設に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第九十八項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第六条 新規則の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新規則の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第七条 新規則附則第十二条の二の三第一項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。この場合において、施行日から平成十七年九月三十日までの間に施行する自動車の取得に係る同項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる自動車」とあるのは、「次の各号に掲げる自動車又は地方税法施行規則及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十二条の二の三第一項第一号から第四号までに掲げる自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合する自動車」とする。

（軽油引取税に関する経過措置）

第八条 改正法附則第十五条第二項の規定による製造の承認については、新規則第十八条の十三第一号並びに第十八条の十四第一項、第二項及び第五項の規定並びに同規則第四十三号の七様式の例によるものとする。

（事業所税に関する経過措置）

第九条 新規則の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十六年度以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十五年前の年分の個人の事業及び平成十六年度の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 改正法附則第十八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法附則第三十二条の七第十項の規定の適用を受ける施設については、旧規則附則第十二条の四第四項及び第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項第一号中「環境事業団から譲渡を受けた」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第四条第一項の規定による解散前の環境事業団（以下本項及び次項において「旧環境事業団」という。）から譲渡を受けた」と、「環境事業団理事長」とあるのは「旧環境事業団理事長」とし、同項第二号中「環境事業団」とあるのは「旧環境事業団」とし、同条第五項中「環境事業団理事長」とあるのは「旧環境事業団理事長」とする。

附則（平成一六年四月一六日総務省令第八三三）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則様式は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税、同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同日前に開始し、かつ同日以後に終了する事業年度における改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）第六号様式、第六号様式別

表五、第六号の三様式及び第八号様式の適用については、旧規則第六号様式の表中「所得金額（法人税の明細書（別表4）の（30））又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4）の（41））」とあるのは「所得金額（法人税の明細書（別表4）の（29））又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4）の（40））」と、「法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の（47））」とあるのは「法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の（38））又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4）の（46））」と、第六号様式別表五の表中「所得金額又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4）の（30））又は法人税の明細書（別表4）の（29））」とあるのは「所得金額又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4）の（29））」と、第六号の三様式の表中「所得金額（法人税の明細書（別表4）の（30））」とあるのは「所得金額（法人税の明細書（別表4）の（29））」と、「法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の（39））」とあるのは「法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の（38））」と、第八号様式の表中「所得金額（法人税の明細書（別表4）の（30））」とあるのは「所得金額（法人税の明細書（別表4）の（29））」とする。

附則（平成一六年七月一日総務省令第一〇一）

この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成一六年二月三日総務省令第一四一）

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第一号の三様式備考、第一号の四様式備考、第二号様式備考、第三号様式備考、同様式別表、第四号様式備考、第五号様式備考、同様式別表、第五号の二様式備考及び第二十五号の三様式の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

2 改正後の第一号の三様式の表及び第五号の四様式は、平成十七年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十六年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月三十一日総務省令第五〇）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 地方税法施行規則第二十四条の七第一号の改正規定、同規則附則第十二条の二の三第五項を削る改正規定、同条第六項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定及び同条第七項を削る改正規定並びに附則第五条第三項の規定 平成十七年十月一日

二 地方税法施行規則第十条第二項の改正規定、同規則附則第十五条の二第一項、第十五条の三、第十七条及び第二十条の改正規定並びに第十七号様式、同様式別表、同様式別表記載心得、第十七号の二様式記載心得、同様式別表及び同様式別表記載心得の改正規定 平成十八年一月一日

三 地方税法施行規則第七条の二の十六及び第二十四条の二の改正規定、同規則附則第十三条の三の改正規定並びに第四十四号様式、同様式別表一記載心得、同様式別表二及び同様式記載心得の改正規定並びに第四十四号様式別表三記載心得の改正規定（「第39条第10項」を「第39条第7項」に改める部分を除く。） 平成十八年四月一日

四 地方税法施行規則第二十四条の十一第三項の改正規定及び同規則附則第六条第二十四項の次に一項を加える改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行の日

五 地方税法施行規則第七条の三の五第一項の改正規定及び同規則第十条の七の第三十項を削る改正規定 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の施行の日

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

新規則附則第六條第四十六項第一號の規定は、施行日以後に取

新規則附則第六條第六十八項の規定は、

平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧規則附則第六

(自動車取得税に関する経過措置)

新規則附則第十二条の二の三第三項第二号の規定

(怪由引取説に關する怪過昔置)

日規則第十八条の三第四項（名古屋空港に関する）

平成十七年二月十七日において旧法第七百条の十

4 新規則第十八条の三第四項の規定は、平成十七年二月十七日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

5 新規則第十八条の六第一項第六号イ、第十八条の七第五号イ及び第十八条の八第五号イの規定は、平成十七年三月七日以後に提出する新規則第十八条の六第一項、第十八条の七及び第十八条の八に規定する申請書について適用する。

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する経過措置)

第八条 新規則第三十一条第一項の規定は、施行日以後に行う電子取引の取引情報(新法第七百五十五条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

附 則 (平成一十七年四月二十六日総務省令第八〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法施行規則の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業税 同日以後に開始する計算期間分の法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この条において同じ。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度分の法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税、同日前に開始した計算期間分の法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同日前に開始し、かつ同日以後に終了する事業年度における改正前の地方税法施行規則(以下「旧規則」という。)第六号様式、第六号様式別表五、第六号の三様式及び第八号様式の適用については、旧規則第六号様式の表中「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(29))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(30))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(29))又は個別所得金額(別表4)の(30))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(29))又は個別所得金額(別表4)の(30))」とあるのは「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(30))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(29))又は個別所得金額(別表4)の(30))」と、第六号様式別表五の表中「所得金額又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(29))又は法人税の明細書(別表4)の(30))」とあるのは「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(30))又は法人税の明細書(別表4)の(29))」とあるのは「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(30))又は法人税の明細書(別表4)の(29))」と、第六号の三様式の表中「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(29))」とあるのは「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(30))」と、第八号様式の表中「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(29))」とあるのは「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(30))」とする。

附 則 (平成一十七年六月三〇日総務省令第一〇七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第一号の三様式、第三号様式別表、第五号様式別表及び第五号の四様式は、平成十八年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則第十条第二項の規定は、平成十七年九月一日以後に提出する同条に規定する光ディスク等について適用する。

附 則 (平成一十七年九月二七日総務省令第一四一号)

この省令は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二号)の施行の日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一十七年二月二八日総務省令第一六八号)

この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則 (平成一十八年二月二六日総務省令第二二号)

この省令は、平成十八年二月一日から施行する。

附 則 (平成一十八年三月三十一日総務省令第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条及び第五条の規定 平成十八年七月一日

二 第一条中地方税法施行規則第七条の三の三から第七条の三の五まで、第十条の七の二及び第十条の七の三の改正規定 平成十八年十月一日

三 第一条中地方税法施行規則第十五条の改正規定及び同規則附則第十七条第二項の改正規定(附則第十八条第二項の下に「又は第七項」を加える部分に限る。) 平成十九年一月一日

四 第一条中地方税法施行規則附則第二条及び第二条の二の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同規則附則第十三条、第十三条の三から第十四条まで及び第十五条の二の改正規定、同規則附則第十七条の改正規定(同条第二項の改正規定(「附則第十八条第二項」の下に「又は第七項」を加える部分に限る。))を除く。並びに同規則附則第十九条から第二十一条の二までの改正規定並びに附則第一条の二の規定 平成二十年一月一日

五 第一条中地方税法施行規則第一条の十五の改正規定 平成二十年一月一日

六 第一条中地方税法施行規則第十六条の五の二の改正規定 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律(平成十八年法律第三十一号)の施行の日

七 第一条中地方税法施行規則附則第三条を同規則附則第二条の六とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに同規則第四十四号様式及び同様式記載心得の改正規定 会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日

八 第一条中地方税法施行規則附則第六条第五十二項の改正規定(「附則第二十八項」を「附則第二十九項」に改める部分を除く。)、及び同条第五十四項の改正規定(「附則第二十九項」を「附則第二十五項」に改める部分を除く。)、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十八号) 附則第一条第一号(平成十九年度分の道府県民税及び市町村民税の減額に係る申告方法)

第一条の二 地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第七号。以下「平成十八年改正法」という。)、附則第六条第三項及び第十二条第三項の申告書の様式は、別記第三号様式によるものとする。

(手持品課税に係る道府県たばこ税の申告方法等)

第二条 平成十八年改正法附則第九条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第一号様式によるものとする。

2 平成十八年改正法附則第九条第五項の規定により卸売販売業者等(同条第二項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。))又は小売販売業者が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に第一条の規定による改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第十六号の四様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 平成十八年改正法附則第九条第七項の規定による控除又は還付を受けるようとする卸売販売業者等は、新規則第八条の六、第八条の七又は第八条の九の規定により、それぞれ地方税法第七十四条の十第一項若しくは第三項、第二項又は第五項の規定による申告書に添付すべき新規則第十六号の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて平成十八年改正法附則第九条第二項の規定により道府県たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に

係る製造たばこの品目ごとの数量を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成十八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十七年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第二十項第一号及び第二号の規定は、平成十八年四月一日(以下「施行日」という。)以後に取得された同号に規定する産業廃棄物処理施設に対して課する平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された第一条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下「旧規則」という。)附則第六条第二十一項第一号及び第二号に規定する産業廃棄物処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第八十九項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第九十五項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第九十項第六号の規定は、施行日以後に取得された同号に規定する設備に対して課する平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(固定資産税の課税明細書の記載事項の特例に関する経過措置)

第四条 市町村は、平成十八年度分の固定資産税に限り、地方税法第三百六十四条第三項に規定する課税明細書の様式については、新規則第二十五号の二様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(手持品課税に係る市町村たばこ税の申告方法等)

第五条 平成十八年改正法附則第十七条第三項の申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第二号様式によるものとする。

2 平成十八年改正法附則第十七条第五項の規定により卸売販売業者等(同条第二項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。)又は小売販売業者が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に新規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 平成十八年改正法附則第十七条第七項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、新規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、それぞれ地方税法第四百七十三条第一項若しくは第二項又は第四項の規定による申告書に添付すべき新規則第十六号の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて平成十八年改正法附則第十七条第二項の規定により市町村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

(軽油引取税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 旧規則第十八条の三第四項(山形空港に関する部分に限る。次項において同じ。)の規定は、施行日前に平成十八年改正法第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第七百条の十五第八項の規定により提出された免税証に記載された免税軽油(同条第一項に規定する免税軽油をいう。以下この項において同じ。)の数量に相当する数量の軽油を引き渡した当該免税証に係る同条第八項に規定する免税取扱特別徴収義務者である者以外の軽油の販売業者が施行日以後において当該免税証を当該免税証に係る同項に規定する免税取扱特別徴収義務者である販売業者に提出して当該免税証に記載された免税軽油の数量に相当する数量の軽油を引き取る場合における当該軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なおその効力を有する。

3 施行日前において旧法第七百条の十五第一項の規定により免税証の交付を受けた旧規則第十八条の三第四項に掲げる旧法第七百条の十五第一項に規定する免税軽油使用者が、施行日において、当該交付を受けた免税証のうち当該免税証の交付を行った道府県に係る旧法第七百条の十一の三第三項に規定する登録特別徴収義務者又は当該免税証に係る旧法第七百条の十五第八項に規定する免税取扱特別徴収義務者である者以外の軽油の販売業者に提出していない免税証を所持しているときは、当該免税証軽油使用者は、施行日以後速やかに当該免税証をその交付を受けた道府県知事に返納しなければならない。

(事業所税に関する経過措置)

第七条 新規則の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十八年度以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十八年分の年分の個人の事業及び平成十八年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

別記第一号様式

(用紙日本工業規格A4・青色)(地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成十八年総務省令第六十号) 附則第二条関係)

(略)

別記第二号様式

(用紙日本工業規格A4・緑色)(地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成十八年総務省令第六十号) 附則第五条関係)

(略)

別記第三号様式

附則 (平成十八年五月二十六日総務省令第八七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年六月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の地方税法施行規則附則第六条第六十四項の規定は、この省令の施行の日以後に新設された同項に規定する設備又は施設に対して課する平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新設された改正前の地方税法施行規則附則第六条第六十六項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附則 (平成十八年五月三〇日総務省令第九〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 地方税法施行規則附則第二条の三から第二条の五までの改正規定 平成十九年四月一日
- 二 地方税法施行規則附則第三条の二の二十五の改正規定 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第五十四号)の施行の日

(法人の事業税に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法施行規則の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業税、同日以後に開始する計算期間分の法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この条において同じ。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度分の法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税、同日前に開始した計算期間分の法人の

事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

附則（平成一八年六月一四日総務省令第九六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年一〇月二六日総務省令一二二号）

この省令は、平成十八年十一月一日から施行する。

附則（平成一八年一二月二〇日総務省令第一三二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則第一条の十三第一項及び第二条第一項の規定並びに第一号の三様式、第三号様式、第三号様式別表、第五号の四様式別表及び第五号の十三様式は、平成十九年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附則（平成一八年一二月二二日総務省令第一三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（出納長及び収入役に関する経過措置）

第二条 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長又は収入役がなお従前の例により在職する場合においては、第一条の規定による改正前の地方自治法施行規則（以下「旧規則」という。）第十二条第一項の規定、別記載予算に係る節の区分の表及び別記予算に関する説明書様式給与費明細書の1の備考1並びに第二条の規定による改正前の地方税法施行規則第四号様式及び第四号の二様式は、なおその効力を有する。

附則（平成一八年一二月二八日総務省令第一五一号）

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

附則（平成一九年一月三一日総務省令第四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日総務省令第四三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十三条の三の改正規定 平成二十年四月一日
- 二 第一条の九第一号、第四条の六並びに第六条の四第一項及び第二項の改正規定 信託法（平成十八年法律第八号）の施行の日
- 三 附則第十五条の三の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日

四 附則第三条の二の二十の次に一条を加える改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）の施行の日

（所得譲与税法施行規則の廃止）

第二条 所得譲与税法施行規則（平成十六年総務省令第百号）は、廃止する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第三条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第五号の四様式及び第十七号様式別表は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第四条 新規則第十六号の九様式は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第五条 新規則附則第六条第四十一項第二号から第四号までの規定は、施行日以後に取得されたこれらの規定に掲げる機械その他の設備に対して課する平成二十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得されたこの省令による改正前の地方税法施行規則（次項において「旧規則」という。）附則第六条第四十三項第二号から第四号までの規定に掲げる機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 施行日前に取得された旧規則附則第六条第九十七項第四号に規定する駐車場及び駐輪場並びに駐車装置に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（固定資産税の家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の様式等の特例に関する経過措置）

第六条 市町村は、平成十九年度分の固定資産税に限り、地方税法第三百四十一條第十二号及び第十三号に規定する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の様式については、新規則第二十五号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 市町村は、平成十九年度分の固定資産税に限り、地方税法第三百六十四條第三項に規定する課税明細書の様式については、新規則第二十五号の二様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 市町村は、平成十九年度分の固定資産税に限り、地方税法第四百九條第四項に規定する評価調書の様式については、新規則第三十二号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4 市町村は、平成十九年度分の固定資産税に限り、地方税法第四百十五條第一項に規定する家屋価格等縦覧帳簿の様式については、新規則第三十三号の三様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則（平成一九年五月二九日総務省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項、第五条第一項、第十条第一項及び第十條の二第一項の改正規定は信託法（平成十八年法律第八号）の施行の日から施行する。

附則（平成一九年六月一九日総務省令第六九号）

この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。

附則（平成一九年九月二〇日総務省令第一〇四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則第一号の三様式及び第三号様式別表は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附則（平成一九年九月二八日総務省令第二二四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。

（経過措置）

第二条 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等（平成十九年内閣府令第五十六号。第一号において「改正内閣府令」という。）附則第三条第一項の規定により同項に規定する適格機関投資家とみなされた者のこの省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）附則第三条の二の十一第二項及び第三条の二の十三第二項の規定の適用については、当該みなされた者の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者とみなす。

- 一 改正内閣府令第一条の規定による改正前の証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「旧定義内閣府令」という。）第四条第一項第二十一号又は第二十四号の規定により届出を行った者 新規則附則第三条の二の十一第二項第五号に掲げる者

二 旧定義内閣府令第四条第一項第二十二号の規定により届出を行った者 新規則附則第三条の二の十一第二項第六号に掲げる者

第三条 平成十九年九月三十日から平成二十年三月三十一日までの間における新規則附則第三条の二の十一第二項第二号の規定の適用については、同号中「定義内閣府令第十条第一項第九号に掲げる者（其済水産業協同組合連合会を除く。）」とあるのは、「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十六号）第一条の規定による改正前の証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第四条第一項第九号に掲げる者」とする。

附則（平成一九年一〇月三十一日総務省令第一三四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日より施行する。ただし、附則第二条から第七条までの規定は、公布の日から施行する。

（国民健康保険税の特別徴収の開始に伴う経過措置）

第二条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第三百三十四号）による改正後の地方税法施行規則（以下「改正省令」という。）第二十四条の三十一の規定は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百二十四号。次条において「国保令等改正令」という。）附則第三条第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額について準用する。

第三条 改正省令第二十四条の三十二の規定は、国保令等改正令附則第三条第一項第四号に規定する総務省令で定める事由について準用する。

第四条 改正省令第二十四条の三十三の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「健康保険法等改正法」という。）附則第四十五条第三項において読み替えて準用する健康保険法等改正法第十六条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）第七百十八条の三第一項に規定する総務省令で定める事項について準用する。

第五条 改正省令第二十四条の三十五の規定は、健康保険法等改正法附則第四十五条第三項において準用する新地方税法第七百十八条の五第一項に規定するその他総務省令で定める場合について準用する。

第六条 改正省令第二十四条の三十六の規定は、健康保険法等改正法附則第四十五条第三項において準用する新地方税法第七百十八条の五第一項の規定による市町村から当該特別徴収対象被保険者に係る年齢等年金給付の支払をする者（次条において「年金保険者」という。）への通知について準用する。

第七条 改正省令第二十四条の三十八の規定は、健康保険法等改正法附則第四十五条第三項において準用する新地方税法第七百十八条の九第一項の規定による年金保険者が特別徴収対象保険税額の納入の義務を負わなくなる事由等について準用する。

附則（平成二〇年一月三十一日総務省令第四号）

この省令は、平成二十年二月一日から施行する。

附則（平成二〇年四月三〇日総務省令第五七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第十八条の二の二の改正規定 公布の日から起算して二月を経過した日

二 第一条中地方税法施行規則第一条の十第二項の改正規定（「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める部分に限る。）、同規則第十六条の十二第二項の改正規定及び同規則第二十四条の十二の改正規定（「大規模野菜低温貯蔵庫及び」を削る部分を除く。）並びに附則第六条の規定 平成二十年十月一日

三 第一条中地方税法施行規則附則第二条の三の改正規定 平成二十一年一月一日

四 第一条中地方税法施行規則第一条の十二の二、第一条の十二の三及び第一条の十五の改正規定、同規則第二条第一項の表の改正規定、同条第二項の改正規定、同規則第二条の二第一項の表の改正規定、第二条の六及び第九条の四の改正規定並びに同規則第九条の五の次に三条を加える改正規定並びに附則第二条第三項の規定 平成二十一年四月一日

五 第一条中地方税法施行規則附則第三十七条第二項の改正規定（附則第三十五条の二の六第四項若しくは第十項）を「附則第三十五条の二の六第八項若しくは第十八項」に改める部分に限る。及び同規則附則第十九条の改正規定 平成二十一年一月一日

六 第一条中地方税法施行規則第二条の三並びに同規則附則第十五条の二及び第十五条の三の改正規定並びに同規則附則第十七条第二項の改正規定（附則第三十五条の二の三第一項）を「附則第三十五条の二の四第一項」に改める部分に限る。平成二十二年四月一日

七 第一条中地方税法施行規則第七条の三の第三項及び第二十四条の七の改正規定並びに同規則附則第三条の二の二の次に四条を加える改正規定（第三条の二の二の二の次に四条に係る部分に限る。）、同規則附則第六条に四項を加える改正規定（同条第九十九項に係る部分に限る。）、及び同規則附則第一条を加える改正規定並びに附則第三条第二項の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）

八 第一条中地方税法施行規則附則第六条に四項を加える改正規定（同条第九十七項に係る部分に限る。）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十九号）の施行の日

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の十三第一項の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則第一条の十五の規定は、個人の道府県民税及び市町村民税の納税義務者が平成二十年四月一日以後に支払うべき地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法第三十四条第五号の三に規定する掛金に係る同号に規定する損害保険契約等について適用し、個人の道府県民税及び市町村民税の納税義務者が同日前に支払うべき改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二十四条第五号の三に規定する掛金に係る同号に規定する損害保険契約等については、なお従前の例による。

3 新規則第五号の五の二様式は、平成二十一年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

4 改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三の規定に基づく第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第二十条第九項から第十一項までの規定は、なおその効力を有する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人による不動産の取得であつて附則第一条第七号に定める日に行われたものに対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第二百二十四号）附則第二条の規定により旧規則附則第三条の二の十一第二項第五号又は第六号に掲げる者とみなされた者の新規

則附則第三条の二の十二第二項の規定の適用については、当該みなされた者の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者とみなす。

一 旧規則附則第三条の二の十一第二項第五号に掲げる者とみなされた者 新規則附則第三条の二の十二第二項第三号イに掲げる者

二 旧規則附則第三条の二の十一第二項第六号に掲げる者とみなされた者 新規則附則第三条の二の十二第二項第一号に掲げる者

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第四条 新規則附則第六条第十三項の規定は、平成二十年四月一日以後に取得された同項に規定する施設に対して課すべき平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧規則第六条第十三項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第三十六項の規定は、平成二十年四月一日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課すべき平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に旧規則附則第六条第三十九項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第四十一項の規定は、平成二十年四月一日以後に取得された同項に規定する機械その他の設備に対して課すべき平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧規則附則第六条第四十九項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第六十九項の規定は、平成二十年四月一日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課すべき平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に旧規則附則第六条第八十項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新規則附則第六条第七十三項の規定は、平成二十年四月一日以後に取得された同項に規定する施設に対して課すべき平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧規則附則第六条第八十四項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新規則附則第六条第七十四項の規定は、平成二十年四月一日以後に取得された同項に規定する設備を設置するための事業により取得された停車場建物等に対して課すべき平成二十一年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に取得された旧規則附則第六条第八十五項に規定する設備を設置するための事業により取得された停車場建物等に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

7 新規則附則第六条第八十七項の規定は、平成二十年四月一日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得された家屋及び償却資産に対して課すべき平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に旧規則附則第六条第九十八項に規定する政府の補助を受けて取得された家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 市町村は、平成二十一年度分の固定資産税に限り、地方税法第三百四十一条第十四号に規定する償却資産課税台帳については、新規則第二十六号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

9 地方税法第三百八十三条（同法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて市町村長（同項において同法第三百八十三条を準用する場合にあつては、道府県知事）に提出すべき償却資産に係る申告書の様式については、平成二十年十二月三十一日までの間、新規則第二十六号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

10 地方税法第三百九十四条の規定によつて道府県知事又は総務大臣に提出すべき固定資産に係る申告書の様式については、平成二十年十二月三十一日までの間、新規則第三十号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

11 市町村は、平成二十年度分の固定資産税に限り、地方税法第四百九条第四項に規定する評価調書の様式については、新規則第三十三号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 新規則第十六号の九様式は、この省令の施行の日の翌日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第六条 旧規則第二十四条の十二に規定する資金（農林漁業金融公庫、日本政策投資銀行又は国民生活金融公庫の資金に限る。）の貸付けを受けて設置された施設に係る事業所等（地方税法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。）において行う事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年五月二六日総務省令第六四号）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第二条第二項の規定は平成二十年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下次項において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。）については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の地方税法施行規則は、平成二十年十月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税並びにこれらと併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年六月一八日総務省令第七四号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年九月二六日総務省令第一〇七号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年十一月二七日総務省令第二二二号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、地方税法施行規則第二条第一項及び第九条の六の改正規定並びに第一号の三様式、第三号様式、同様式別表及び第五号の十三様式の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則の規定は、平成二十一年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年十一月二八日総務省令第二二五号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附則（平成二〇年二月一〇日総務省令第一四一四号）抄

第一条 この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附則（平成二十二年二月二七日総務省令第三号）

この省令は、平成二十二年二月一日から施行する。

附則（平成二十二年三月三十一日総務省令第三十六号）

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法施行規則附則第十三条の三の改正規定、平成二十二年四月一日
- 二 第一条中地方税法施行規則附則第三条の二の二十（見出しを含む。）の改正規定、同規則附則第三条の二の二十一（見出しを含む。）の改正規定、同規則附則第三条の二の二十二（見出しを含む。）の改正規定、同規則附則第三条の二の二十三（見出しを含む。）の改正規定、同規則附則第三条の二の二十四（見出しを含む。）の改正規定、同規則附則第四条及び第八号第一号から第三号までの改正規定並びに附則第十二条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法施行令の項の改正規定（「第十二項」を「第十三項」に改める部分に限る。）に限る。）農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日
- 三 第二条の規定、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日

（自動車取得税に関する経過措置）

第二条 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「改正法」という。）附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）第十七条の十四第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により減額する場合において、平成二十一年八月以後に到来する交付時期において交付すべき額から当該減額する額を差し引いた額が零を下回るときは、当該下回る額は、当該交付時期において、改正法第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百三十三条第一項及び第二項の規定によって交付すべき自動車取得税額から控除するものとする。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 第三条** この省令の施行の際現にされている旧規則第十八条の十四第一項の規定による製造等の承認の申請は、新規則第八条の四十二第一項の規定による製造等の承認の申請とみなす。
- 2 この省令の施行の際現にされている旧規則第十八条の十四第三項の規定による譲渡の承認の申請は、新規則第八条の四十二第三項の規定による譲渡の承認の申請とみなす。
- 3 この省令の施行の際現にされている旧規則第十八条の十四第四項の規定による消費の承認の申請は、新規則第八条の四十二第四項の規定による消費の承認の申請とみなす。
- 4 改正法附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる軽油引取税について旧規則第二十三条の規定により減額する場合において、平成二十一年八月以後に到来する交付時期において交付すべき額から当該減額する額を差し引いた額が零を下回るときは、当該下回る額は、当該交付時期において、新規則第八条の五十五の規定によって交付すべき軽油引取税額から控除するものとする。
- 5 平成二十一年四月一日から平成二十一年六月三日までの間における新規則附則第四条の五第十項の規定の適用については、「静岡空港、中部国際空港」とあるのは「中部国際空港」とする。
- 6 旧規則第三十五号様式から第四十三号の十八様式までは、平成二十二年三月三十一日までの間、それぞれ新規則第十六号の十様式から第十六号の四十二様式とみなす。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第四条 新規則附則第六条第四十三項の規定は、施行日以後に新たに取得された同項に規定する償却資産に対して課すべき平成二十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新たに取得された旧規則附則第六条第四十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第四十五項の規定は、施行日以後に新設された同項に規定する設備に対して課すべき平成二十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧規則附則第六条第四十六項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第六十三項の規定は、施行日以後に新造された同項に規定する内航船舶に対して課すべき平成二十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新造された旧規則附則第六条第六十四項に規定する内航船舶に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第七十六項の規定は、施行日以後に新たに製造された同項に規定する車両に対して課すべき平成二十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新たに製造された旧規則附則第六条第七十九項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新規則附則第六条第七十九項の規定は、施行日以後に新たに取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成二十二年以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に新たに取得された旧規則附則第六条第八十二項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年六月五日総務省令第五十六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年八月二四日総務省令第八三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条の改正規定は、平成二十二年一月一日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第三条 新規則の規定中個人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、平成二十二年以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年十一月二三日総務省令第一二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則の規定は、平成二十二年以後の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年二月二八日総務省令第二二四号）

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則（平成二十二年三月三十一日総務省令第二七号）

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の四の二第二項第二号の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）、第三条の四の四第二項第二号の改正規定、第五条の三第二項、第五条の五第二項及び第十条の二の七第二項第二号の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）並びに第十条の二の八第二項第二号の改正規定、平成二十二年六月一日

二 第一条中地方税法施行規則附則第六条第三十八項の改正規定（「附則第十一条第十八項」を「附則第十一条第十二項」に改める部分及び同条第二十六項とする部分を除く。）及び附則第五條第三項の規定 平成二十二年七月一日

三 第一条の四第二項、第三条第一項、第三条の二の二、第三条の三及び第三条の三の二の改正規定、第三条の三の三の改正規定（同条第一項の改正規定（第二条第十二号の七の五）を「第二条第十二号の七の七」に改める部分に限る。）を除く。）、第三条の四の二第二項第二号の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、第三条の六第一項、第四条の三の二第一項、第四条の四及び第五条第一項の改正規定、第五条の三の改正規定（同条第二項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）を除く。）、第五条の四第二項第二号の改正規定、第五条の五の改正規定（同条第二項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）を除く。）、第五条の六第二項、第六条の二第四項、第八条の二十九、第十条第一項、第十条の二第一項及び第十条の二の五の改正規定、第十条の二の七第二項第二号の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）並びに次条、附則第四条第一項及び第六条の規定並びに附則第七条の規定（別表地方税法施行令の項中、「第十二条の二第二十八項」を「第十二条の二第十六項」に改める部分を除く。） 平成二十二年十月一日

四 第二条の五を第二条の五の二とし、第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の二の次に一條を加える改正規定、第七条の二の十五を第七条の二の十六とし、第七条の二の十四を第七条の二の十五とし、第七条の二の十三を第七条の二の十四とする改正規定、第七条の二の十二の改正規定、同条を第七条の二の十三とする改正規定、第七条の二の十一を第七条の二の十二とし、第七条の二の十を第七条の二の十一とし、第七条の二の九を第七条の二の十とする改正規定、第七条の二の八第二号の改正規定、同条を第七条の二の九とする改正規定、第七条の二の七を第七条の二の八とし、第七条の二の四から第七条の六までを一條ずつ繰り下げる改正規定、第七条の二の三第一項第一号及び第二号の改正規定、同条を第七条の二の四とする改正規定、第七条の二の二の次に一條を加える改正規定、第十条の二の十を第十条の二の十一とし、第十条の二の九の次に一條を加える改正規定、第十五条の四の次に一條を加える改正規定、第十六条の二三の三の次に一條を加える改正規定、第二十四条の二十二から第二十四条の二十五までの改正規定並びに第二十四条の二十六を削り、第二十四条の二十七を第二十四条の二十六とし、同条の次に一條を加える改正規定並びに第五号の十四様式の改正規定 平成二十三年一月一日

五 第一条の十四及び第一条の十五の改正規定 平成二十五年一月一日
（手持品課税に係る道府県たばこ税の申告方法等）

第二条 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号。以下「平成二十二年改正法」という。）附則第六條第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第一号様式によるものとする。

2 平成二十二年改正法附則第六條第五項の規定により卸売販売業者等（同条第二項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）又は小売販売業者が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金にこの省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規規則」という。）第十六号の四様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 平成二十二年改正法附則第六條第七項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、新規規則第八條の六、第八條の七又は第八條の九の規定により、それぞれ地方税法第七十四條の十第一項若しくは第三項、第二項又は第五項の規定による申告書に添付すべき新規規則第十六号の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて平成二十二年改正法附則第六條第二項の規定により道府県たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならぬ。

（自動車取得税に関する経過措置）
第三条 新規規則第十六号の九様式は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）
第四条 新規規則の規定中軽油引取税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に行われる新規規則第八條の二十九第三項に規定する分割等（同項に規定する現物分配のうち、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）について適用し、同日前に行われたこの省令による改正前の地方税法施行規則（次項及び次条において「旧規則」という。）第八條の二十九第三項に規定する分割等については、なお従前の例による。

2 旧規則第十六号の十様式は、平成二十三年三月三十一日までの間、新規規則第十六号の十様式とみなす。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）
第五条 新規規則附則第六條第十六項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する産業廃棄物処理施設に対して課すべき平成二十三年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六條第十九項に規定する産業廃棄物処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規規則附則第六條第二十項の規定は、平成二十二年以後の年度において固定資産税が課されることとなる同項に規定する航空機に対して課する平成二十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度から平成二十一年度までの間において新たに固定資産税が課されることとなった旧規則附則第六條第三十二項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規規則附則第六條第二十六項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する家屋に対して課すべき平成二十三年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六條第三十八項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規規則附則第六條第二十九項の規定は、施行日以後に新たに取得される同項に規定する機械その他の設備に対して課すべき平成二十三年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新たに取得された旧規則附則第六條第四十一項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新規規則附則第六條第四十九項の規定は、施行日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得される償却資産に対して課すべき平成二十三年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧規則附則第六條第六十七項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新規規則附則第六條第六十四項及び第六十五項の規定は、施行日以後に新設される同項に規定する設備に対して課すべき平成二十三年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧規則附則第六條第八十四項及び第八十五項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新規規則附則第六條第七十項の規定は、施行日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得される家屋又は償却資産に対して課すべき平成二十三年以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に旧規則附則第六條第九十一項において準用する同条第九十項に規定する政府の補助を受けて取得された家屋又は償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市町村たばこ税の申告方法等）
第六条 平成二十二年改正法附則第十二條第三項の申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第二号様式によるものとする。

2 平成二十二年改正法附則第十二條第五項の規定により卸売販売業者等（同条第二項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）又は小売販売業者が市町村たばこ税に係る地方団

第三号様式別表の改正規定 平成二十四年四月一日
四年一月一日

三 第十六条の十第二項第四号の改正規定 放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日

四 附則第六条第七十三項の改正規定（同項を同条第五十四項とする部分を除く。） 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日

五 附則第六条第五十九項の改正規定（附則第十一條第四十二項）を「附則第十一條第三十項」に改める部分及び同項を同条第四十六項とする部分を除く。） 都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日

六 附則第三条の二十を附則第三条の二十六とし、同条の次に三条を加える改正規定（附則第三条の二十七及び第三条の二十八に係る部分に限る。）及び附則第七条の改正規定並びに附則第四条第三項の規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日

七 第十六条の二十二第一項第三号の改正規定及び附則第六条に四項を加える改正規定（同条第五十八項に係る部分を除く。） 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号） 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第三号様式別表、第五号の様式、第五号の五の二様式及び第十七号の二様式別表は、平成二十四年度以後の年度の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第三条 新規則第十六号の様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第四条 施行日から附則第一条第三号に定める日の前日までの間における新規則附則第六条第二十六項の規定の適用については、同項中「第九十一條第二項第二号」とあるのは「第二条の二第二項第二号」と、「基幹放送事業者」とあるのは「放送事業者」とする。

2 施行日から附則第一条第四号に定める日の前日までの間における新規則附則第六条第五十四項の規定の適用については、同項中「附則第十五條第四十四項」とあるのは、「附則第十五條第三十三項」とする。

3 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則附則第七条第五項の規定は、同号に定める日以後に新築される貸家住宅に対して課すべき平成二十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同号に定める日の前日までに新築された貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年七月二十九日総務省令第一〇八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（地方税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 経済センサス基礎調査規則によって調査した平成二十一年七月一日現在における従業者数が公表された日（以下「公表日」という。）の前日までにあった都道府県の境界変更に対する第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新地方税法施行規則」という。）第七条の二の九、第七条の二の十及び第七条の二の十二の規定の適用については、新地方税法施行規則第七条の二の九第二号中「によって調査した平成二十一年七月一日現在における」とあるのは、「附則第二条の規定による廃止前の事業所・企業統計調査規則（昭和五十六年総理府令第二十六号）によって調査した当該境界変更のあった時における最近の」とする。

2 平成二十一年七月二日から公表日の前日までの間にその境界に変更があった都道府県に対する新地方税法施行規則第七条の二の十二の規定の適用については、同条中「当該従業者数が公表された後」とあるのは、「同年七月一日以後」とする。

3 平成二十一年七月二日から公表日の前日までの間に廃置分合若しくは境界変更があった市町村又は境界が確定した市町村に対する新地方税法施行規則第七条の二の十五の規定の適用については、道府県知事が必要と認める場合に限り、同条中「当該従業者数が公表された後」とあるのは、「同年七月二日以後」とする。	
附 則 （平成二十三年七月二十九日総務省令第一〇号） この省令は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の施行の日から施行する。 附 則 （平成二十三年七月二十九日総務省令第二十一号） この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。	
附 則 （平成二十三年八月二日総務省令第二一八号） （施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。	
第二条 平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置（平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域）という。）であって同年三月十二日に告示区域（以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。）であって同年三月十二日において同法附則第五十五條の二第一項第二号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であつた区域は、地方税法施行規則第二十二條の三、第二十三條、第二十三條の二、第二十四條第十一項及び第十二項並びに第二十五條第四項から第九項までの規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	
附則第二十二條の三	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一條第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合 次に
法附則第五十一條第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合 次に	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一條第四項に規定する
法附則第五十一條第四項に規定する	平成二十三年三月十一日
同条第四項又は第五項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百五十八号。以下「改正令」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一條第四項第二号から第四号まで
政令附則第三十一條第四項第二号から第四号まで	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一條第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては
法附則第五十一條第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一條第五項第三号
政令附則第三十一條第五項第三号	

附則第二十三 条第一項	法附則第五十一条第五項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第五項
	政令附則第三十一条第五項 第一号	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第五項第一号 地方税法等改正法
附則第二十三 条第二項	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「地方税法等改正法」という。）	
	政令附則第三十二条第三項又は第四項	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第三項又は第四項
附則第二十三 条第二項	法附則第五十二条第二項又は第三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項又は第三項
	法附則第五十二条第二項に規定する	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項に規定する
附則第二十三 条第二項	同項各号又は第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
	法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	
附則第二十三 条第二項	法附則第五十二条第二項第二号に掲げる	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二号に掲げる
	法附則第五十二条第二項第三号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号
附則第二十三 条第二項	法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ
	政令附則第三十二条の二第二項	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条の二第二項
附則第二十三 条第二項	法附則第五十四条第七項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第七項
	政令附則第三十四条第十項	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第十項
附則第二十三 条第二項	法附則第五十七条第十三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項
附則第二十三 条の二第一項	政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号
	法附則第五十二条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第二十三 条の二第二項	法附則第五十四条第三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第三項
	法附則第五十二条第二項第二号に掲げる	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる
附則第二十三 条の二第二項	法附則第五十二条第二項第三号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号
	法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ
附則第二十三 条の二第二項	法附則第五十二条第三項の規定	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第三項の規定
	政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号
附則第二十三 条の二第二項	法附則第五十四条第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
	法附則第五十二条第二項第二号に掲げる	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる
附則第二十三 条の二第二項	法附則第五十二条第二項第三号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号
	法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ
附則第二十三 条の二第二項	法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車
	同条第二十三項第一号	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三項第一号
附則第二十三 条の二第二項	法附則第五十六条第十三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十三項
	同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第二十三 条の二第二項	政令附則第三十三条第二十項第一号	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第一号
	政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号まで	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号まで

附則第二十五 条第四項	政令附則第三十三條第二十 項第三号	改正令附則第三十三條の規定により読み替えて適用さ れる政令附則第三十三條第二十項第三号
	法附則第五十六條第十四項 又は第十五項	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十六條第十四項又は第 十五項
	法附則第五十六條第十五項	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十六條第十五項
	同条第十四項に規定する警 戒区域設定指示が行われた 日	平成二十三年三月十一日
	同項に規定する警戒区域設 定指示区域内に所有してい た旨を証する	同条第十四項に規定する警戒区域設定指示区域内 に所有していた旨を証する
	同条第十五項に規定する警 戒区域設定指示が行われた 日	平成二十三年三月十一日
	同項に規定する警戒区域設 定指示区域内に所有してい た旨を約する	同条第十五項に規定する警戒区域設定指示区域内 に所有していた旨を約する
	政令附則第三十三條第二十 三項第二号から第四号まで	改正令附則第三十三條の規定により読み替えて適用さ れる政令附則第三十三條第二十三項第二号から第 四号まで
	政令附則第三十二條第三項 又は第四項	改正令附則第三十三條の規定により読み替えて適用さ れる政令附則第三十二條第三項又は第四項
	法附則第五十七條第四項又 は第五項	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十七條第四項又は第五 項
附則第二十五 条第四項	法附則第五十二條第二項各 号又は第三項に規定する警 戒区域設定指示が行われた 日	平成二十三年三月十一日
	法附則第五十二條第二項第 二号に掲げる	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十二條第二号に 掲げる
	法附則第五十二條第二項第 三号	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十二條第二項第三号
	法附則第五十二條第二項第 二号イ若しくは第三号イ	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十二條第二項第二号イ 若しくは第三号イ
	法附則第五十二條第二項又 は第三項	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十二條第二項又は第三 項
	政令附則第三十二條の二第 二項	改正令附則第三十三條の規定により読み替えて適用さ れる政令附則第三十二條の二第二項

附則第二十五 条第五項	法附則第五十四條第七項	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十四條第七項
	政令附則第三十四條第十項	改正令附則第三十三條の規定により読み替えて適用さ れる政令附則第三十四條第十項
	法附則第五十七條第十三項	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十七條第十三項
	法附則第五十二條第二項第 二号イに規定する	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十二條第二項第二号イ に規定する
	政令附則第三十二條第三項 第二号及び第三号又は第四 項第二号及び第三号	改正令附則第三十三條の規定により読み替えて適用さ れる政令附則第三十二條第三項第二号及び第三号 又は第四項第二号及び第三号
	政令附則第三十四條第四項 又は第五項	改正令附則第三十三條の規定により読み替えて適用さ れる政令附則第三十四條第四項又は第五項
	法附則第五十七條第六項又 は第七項	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十七條第六項又は第七 項
	法附則第五十七條第六項に 規定する	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十七條第六項に規定す る
	同条第六項各号又は第七項 に規定する警戒区域設定指 示が行われた日	平成二十三年三月十一日
	法附則第五十七條第六項各 号又は第七項に規定する警 戒区域設定指示が行われた 日	平成二十三年三月十一日
附則第二十五 条第六項	法附則第五十七條第六項第 二号	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十七條第六項第二号
	法附則第五十七條第六項第 三号	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十七條第六項第三号
	法附則第五十七條第六項第 一号	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十七條第六項第一号
	政令附則第三十四條第十項	改正令附則第三十三條の規定により読み替えて適用さ れる政令附則第三十四條第十項
	法附則第五十七條第十三項	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十七條第十三項
	政令附則第三十四條第四項 第二号及び第三号又は第五 項第二号及び第三号	改正令附則第三十三條の規定により読み替えて適用さ れる政令附則第三十四條第四項第二号及び第三号 又は第五項第二号及び第三号
	政令附則第三十四條第七項 又は第八項	改正令附則第三十三條の規定により読み替えて適用さ れる政令附則第三十四條第七項又は第八項
	法附則第五十七條第八項又 は第九項	地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替 えて適用される法附則第五十七條第八項又は第九 項

附則第二十五 条第八項	法附則第五十七條第八項に規定する	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第八項に規定する
	同条第八項各号又は第九項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第二十五 条第七項	法附則第五十七條第八項各号又は第九項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
	法附則第五十七條第八項第二号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第八項第二号
附則第二十五 条第六項	法附則第五十七條第八項第三号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第八項第三号
	法附則第五十七條第八項第一号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第八項第一号
附則第二十五 条第五項	政令附則第三十四條第十項	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四條第十項
	法附則第五十七條第十三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項
附則第二十五 条第四項	政令附則第三十四條第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四條第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号
	法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内軽自動車等	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内軽自動車等
附則第二十五 条第三項	法附則第五十七條第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
	法附則第五十二條第二項第二号に掲げる	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二條第二号に掲げる
附則第二十五 条第二項	法附則第五十二條第二項第三号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二條第二項第三号
	法附則第五十二條第二項第二号イ若しくは第三号イ	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二條第二項第二号イ若しくは第三号イ
附則第二十五 条第一項	法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内自動車	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内自動車
	法附則第五十二條第二項第一号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二條第二項第一号
附則第二十五 条第八項	法附則第五十七條第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日

附則第二十五 条第九項	法附則第五十七條第六項第二号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第六項第二号
	法附則第五十七條第六項第三号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第六項第三号
附則第二十五 条第八項	法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等
	法附則第五十七條第六項第一号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第六項第一号
附則第二十五 条第七項	法附則第五十七條第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
	法附則第五十七條第八項第二号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第八項第二号
附則第二十五 条第六項	法附則第五十七條第八項第三号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第八項第三号
	法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車
附則第二十五 条第五項	法附則第五十七條第八項第一号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第八項第一号
	法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車
附則第二十五 条第四項	法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車
	法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車
附則第二十五 条第三項	法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車
	法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車
附則第二十五 条第二項	法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車
	法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車
附則第二十五 条第一項	法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車
	法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車

附則（平成二十三年八月二十六日総務省令第二二二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、第十七号の二様式別表の改正規定は平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第三号様式別表は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則第十七号の二様式別表は、平成二十六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年九月二日総務省令第一三二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十二年九月三十日以前に解散（合併による解散を除く。次項において同じ。）が行われた場合における各事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税に係るこの省令による改正前の地方税法施行規則（次項において「旧規則」という。）第八号様式、第九号様式、第二十一号様式及び第二十二号様式については、なお従前の例による。

2 法人の平成二十二年九月三十日以前の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）に係る旧規則第八号様式及び第九号様式については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年九月三〇日総務省令第一三六号）

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年一〇月三十一日総務省令第一四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（地方税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した平成二十二年十月一日現在における人口の確定数が官報で公示された日（以下「公示日」という。）の前日までであった都道府県の境界変更に対する第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新地方税法施行規則」という。）第七條の二の九及び第七條の二の十の規定の適用については、新地方税法施行規則第七條の二の九第一号中「平成二十二年十月一日」とあるのは、「平成十七年十月一日」とする。

2 平成二十二年十月二日から公示日の前日までの間に都道府県の境界変更があった場合においては、都道府県知事が地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十六條第一項の規定に基づいて当該境界変更を考慮した平成二十二年十月一日現在における当該都道府県の人口を告示するまでの間、当該都道府県に対する新地方税法施行規則第七條の二の十一の規定の適用については、同条中「当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十六條第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口」とあるのは、「同年十月二日以後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、当該境界変更のあつた区域の人口（地方税法施行規則及び地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第四百七号）附則第二条第一項の規定により読み替えられた後の第七條の二の九第一号に規定する境界変更のあつた区域の人口をいう。）を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の人口から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の人口に加えたもの」とする。

3 平成二十二年十月二日から公示日の前日までの間に市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、都道府県知事が地方自治法施行令第七十七條第一項の規定に基づいて当該廃置分合若しくは境界変更又は境界の確定を考慮した平成二十二年十月一日現在における当該市町村の人口を告示するまでの間、当該市町村に対する新地方税法施行規則第七條の二の十四の規定の適用については、同条中「当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令第四百七十七條第一項の規定に基づいて都道府県知事が市町村（特別区を含む。）次条において同じ。）の人口を告示したときは、その人口」とあるのは、「同年十月二日以後において市町村（特別区を含む。）次条において同じ。）の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の人口を関係市町村の人口に加え、又は関係市町村の人口から減じたもの」とする。

附 則（平成二十三年二月二日総務省令第一五六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六條の四第一項の改正規定（「第七十二條の四十九第四項」を「第七十二條の四十八の二第四項」に改める部分に限る。）及び第十号の三様式記載要領1の改正規定 公布の日から起算して二月を経過した日
- 二 第四條の改正規定 平成二十四年四月一日
- 三 第六條の三及び第七條の二の改正規定 平成二十五年一月一日

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日から前条第一号に掲げる日の前日までの間におけるこの省令による改正後の地方税法施行規則第六條の五の規定の適用については、同条中「第七十二條の四十八の二第五項」とあるのは、「第七十二條の四十九第五項」とする。

附 則（平成二十三年二月一日総務省令第一六一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条に二項を加える改正規定は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百三十三号）の施行の日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 平成二十三年四月二十一日における地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百三十三号）による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第五十一条第四項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同年三月十二日において新法附則第五十五条の二第二項第二号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であつた区域は、この省令による改正後の地方税法施行規則附則第二十二條の三第四号の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、同号中「法附則第五十一条第六項の規定の適用を受けようとする場合、次に」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百三十三号）以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第六項の規定の適用を受けようとする場合、次に」と、「法附則第五十一条第六項に規定する」とあるのは「改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第六項に規定する」と、「同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「政令附則第三十一条第六項第一号」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百九十二号）以下「改正令」という。）附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第六項第一号」と、「法附則第五十一条第六項の規定の適用を受けようとする場合にあつては」とあるのは「改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第六項の規定の適用を受けようとする場合にあつては」と、「政令附則第三十一条第六項第二号から第四号まで」とあるのは「改正令附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第六項第二号から第四号まで」とする。

附 則（平成二十四年三月三十一日総務省令第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七條の五の五及び第十一條の十一の改正規定並びに附則第五条第一項及び第六条第四項の規定 平成二十四年七月一日
- 二 第二条の三の二、第二条の三の五、第二条の五、第五号の四様式、第五号の五の二様式、第五号の五の三様式、第五号の十四様式及び第十七号様式別表の改正規定並びに次条の規定（第三号様式別表に係る部分を除く。）及び附則第九条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第十四條の九第三項」を「（第一条第二項において準用する場合を含む。）第十四條の九第三項（第一条第二項及び第十四條の十一第二項において準用する場合を含む。）」に改める部分、「第十五條の四第二項」の下に「第十六條の二第二項」を加える部分、「第二十條の九の三第一項及びび」の下に「第三項並びに」を加える部分、「第三十八項、第四十項及び第四十一項」を「第二十八項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十四項及び第四十五項」に改める部分、「第五十三條第二十二項及び第二十三項」を「第五十三條第二十二項、第二十三項及び第二十八項」に改める部分、「第五十三條第三十八項」を「第五十三條第三十七項」に改める部分、「第五十三條第四十項及び第四十一項については第七百三十四條第三項において、第五十三條第四十四項及び第四十五項については第一条第二項において」に改める部分、「第七十二條の四十九第二項及び第四項から第六項まで」を「第七十二條の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで」に改める部分及び

- び「第七百三十三条の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五条）を「第七百三十三条の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五条第二項」に改める部分を除く。）及び同表地方税法施行令の項の改正規定（「第七条の三の四第一項」の下に、「第七条の四の七第一項」を加える部分、「第二十四条の三第一項」を「第二十条の二第一項（第一条において準用する場合を含む）」、第二十四条の三第一項」に改める部分、「第二十五条第一項」の下に、「第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第一項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第一項」を加える部分、「第四十三条の十七」の下に、「第四十三条の十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項」を加える部分、「第四十六条の三の二第一項」の下に、「第四十七条の五第一項」を加える部分「第五十四条の四十二第一項」を「第五十二条の十三の二第一項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む）」、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第二項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む）」、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む）」、第五十四条の四十二第一項」に改める部分及び「第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む）」の下に、「第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む）」、第五十六条の四十九の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む）」、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む）」を加える部分に限る。平成二十五年一月一日
- 三 第三号様式別表の改正規定及び次条第四項の規定（第三号様式別表に係る部分に限る。）平成二十五年四月一日
- 四 第一条の八の改正規定 平成二十五年七月一日
- 五 第一条の七第二十三号、第九条の八第一項及び第二項、第十条、第十条の二の二並びに第十条の三の改正規定並びに附則第九条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定（「第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九」を「第四十八条の九の八、第四十八条の九の九第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十」に改める部分に限る。）及び同表地方税法施行規則の項の改正規定（「第八条の五十一第一項並びに第十条第三項」を「第八条の五十一第一項並びに第十条第二項から第六項まで」に改める部分に限る。）に限る。）平成二十六年一月一日
- 六 附則第六条に三項を加える改正規定（同条第六十項に係る部分に限る。）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日
- （個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）
- 第二条** この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三の二第二項の規定は、同項に規定する給与支払者が平成二十五年一月一日以後に同項に規定する給与所得者から受理する同項に規定する給与所得者の扶養親族申告書について適用する。
- 2 新規則第二条の三の五第二項の規定は、同項に規定する公的年金等支払者が平成二十五年一月一日以後に同項に規定する公的年金等受給者から受理する同項に規定する公的年金等受給者の扶養親族申告書について適用する。
- 3 新規則第二条の五第一項の規定は、同項に規定する退職手当等の支払者が平成二十五年一月一日以後に同項に規定する退職手当等の支払を受ける者から受理する同項に規定する申告書について適用する。
- 4 新規則第三号様式別表、第五号の四様式、第五号の五の二様式、第五号の五の三様式及び第七号様式別表は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。
- 5 新規則第五号の十四様式は、平成二十五年以後の各年において支払の確定した地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法第五十条の九及び第三百二十八条の十四に規定する退職手当等についてこれらの規定により提出し、又はこれらの規定により交付するこれらの規定に規定する特別徴収票について適用し、平成二十四年以前の各年において支払の確定した平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十条の九及び第三百二十八条の十四に規定する退職手当等についてこれらの規定により提出し、又はこれらの規定により交付するこれらの規定に規定する特別徴収票については、なお従前の例による。
- （自動車取得税に関する経過措置）
- 第三条** 新規則第十六号の九様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- （軽油引取税に関する経過措置）
- 第四条** 新規則附則第四条の七の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- （不動産取得税に関する経過措置）
- 第五条** 新規則第七号の五の五第一項の規定は、平成二十四年七月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。
- 2 この省令による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第三条の二の十五の規定は、平成二十四年改正法附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十一条第一項に規定する家屋の取得が施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。
- （固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）
- 第六条** 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成二十三年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 平成二十四年度分及び平成二十五年度分の固定資産税及び都市計画税に係る新規則第十条の七の三第七項第二号の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「及び」と、「に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十九条各号に掲げる費用の額の合計額」とあるのは「の規定により算定された額」と、「同法第四十八条第一項第二号」とあるのは「同条第一項第二号」とする。
- 3 旧規則第十条の十三第三号に規定する貸し付けている土地に対して課する平成二十四年度分及び平成二十五年度分の固定資産税及び都市計画税については、同号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「平成二十三年一月一日」とあるのは、「平成二十五年一月一日」とする。
- 4 新規則第十一条の十一の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。
- 5 新規則附則第六条第二十三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に取得された同項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する平成二十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧規則附則第六条第二十五項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成二十四年改正法附則第八条第八項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第二十項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、旧規則附則第六条第四十一項の規定は、なおその効力を有する。

7

平成二十四年改正法附則第八条第十項及び第十四条第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条の三第二項に規定する旧資産に対応するものとして取得された家屋又は償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、旧規則附則第六条の四第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

(総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域等に関する経過措置)

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

項 一 十 第 条 四 十 二 第 則 附		項 二 十 第 条 四 十 二 第 則 附	
同条第二十三項第一号	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十三項第一号		
法附則第五十六条第十三項	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十三項		
同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日		
政令附則第三十三条第二十項第一号	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第一号		
政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号まで	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号まで		
政令附則第三十三条第二十項第三号	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第三号		
法附則第五十六条第十四項又は第十五項	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十四項又は第十五項		
法附則第五十六条第十五項	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十五項		
同条第十四項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日		
同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を証する	同条第十四項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を証する		
同条第十五項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日		
同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を約する	同条第十五項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を約する		

2 政令附則第三十三條第二十三項第二号から第四号まで
 平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定の適用がある場合における新規則附則第二十三條第二項、第二十三條の二及び第二十五條第四項から第九項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附 則 第 三 十 二 条 第 二 項

政令附則第三十二條第三項又は第四項	地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百九号。以下「改正令」という。）附則第九條第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二條第三項又は第四項
法附則第五十二條第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年改正法」という。）附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二條第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における
法附則第五十二條第二項に規定する	平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二條第二項に規定する
同項各号又は同条第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十二條第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする自動車	平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二條第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする自動車
法附則第五十二條第二項各号又は第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十二條第二項第二号に掲げる	平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二條第二号に掲げる
法附則第五十二條第二項第三号	平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二條第二項第三号
法附則第五十二條第二項第二号イ若しくは第三号イ	平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二條第二号イ若しくは第三号イ
法附則第五十二條第二項又は第三項に規定する	平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二條第二項又は第三項に規定する
政令附則第三十二條の二第二項	改正令附則第九條第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二條の二第二項

附 則 第 三 十 二 条 第 一 項

附 則 第 三 十 二 条 第 二 項

法附則第五十四條第七項	平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十四條第七項
政令附則第三十四條第十項	改正令附則第九條第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四條第十項
法附則第五十七條第十三項	平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項
政令附則第三十二條第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号	改正令附則第九條第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二條第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号
法附則第五十二條第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては	平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二條第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては
法附則第五十二條第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十四條第三項	平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十四條第三項
法附則第五十二條第二項第二号に掲げる	平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二條第二号に掲げる
法附則第五十二條第二項第三号	平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二條第二項第三号
法附則第五十二條第二項第二号イ若しくは第三号イ	平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二條第二号イ若しくは第三号イ
法附則第五十二條第三項の規定	平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二條第三項の規定
政令附則第三十二條第四項第二号及び第三号	改正令附則第九條第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二條第四項第二号及び第三号
法附則第五十四條第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日

項 二 第		項 四 第 条 五 十 二 第 則 附	
法附則第五十二条第二項第二号に掲げる	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二号に掲げる	法附則第五十七條第四項又は第五項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第四項又は第五項
法附則第五十二条第二項第三号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号	法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ	法附則第五十二条第二項第二号に掲げる	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる
法附則第五十二条第二項又は第三項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項又は第三項	法附則第五十二条第二項第二号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二号
政令附則第三十二条の二第二項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条の二第二項	法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ
法附則第五十四条第七項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第七項	政令附則第三十二条第三項又は第四項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第三項又は第四項
政令附則第三十四条第十項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第十項		

第 則 附		項 五 第 条 五 十 二 第 則 附	
法附則第五十七条第十三項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項	法附則第五十七條第六項又は第七項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第六項又は第七項
法附則第五十二条第二項第二号イに規定する	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二号イに規定する	法附則第五十七條第六項に規定する	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第六項に規定する
政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号	同条第六項各号又は第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
政令附則第三十四条第四項又は第五項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第四項又は第五項	法附則第五十七條第六項各号又は第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
政令附則第三十四条第七項又は第八項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第七項又は第八項	法附則第五十七條第六項第二号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第六項第二号
		法附則第五十七條第六項第三号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第六項第三号
		法附則第五十七條第六項第一号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第六項第一号
		政令附則第三十四条第十項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第十項
		法附則第五十七條第十三項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項
		政令附則第三十四条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号
		政令附則第三十四条第七項又は第八項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第七項又は第八項

法附則第五十七条第八項第三号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第三号
法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車
法附則第五十七条第八項第一号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第一号

附 則（平成二十四年六月一八日総務省令第五三三三三）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年六月二七〇日総務省令第五七七〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年八月三〇日総務省令第八三三〇）

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

附 則（平成二十四年九月二八日総務省令第八八八〇）

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則（平成二十四年一一月三〇日総務省令第九七七〇）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行規則第五号の九様式は、平成二十五年一月一日以後に提出する地方税法第五十条の六第一項第一号及び第三百二十八条の六第一項第一号に規定する退職所得申告書について適用する。

附 則（平成二五年三月一三日総務省令第二三三〇）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

（地方消費税に関する経過措置）

第二条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び次条において「改正法」という。）附則第四条第一項の規定の適用を受ける事業者（改正法第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「新法」という。）第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいい、新法第七十二条の八十七第一項に規定する承継相続人を含む。次条において同じ。）に係るこの省令による改正後の地方税法施行規則（次条において「新規則」という。）第七条の二の四の規定の適用については、同条第一項第二号中「次条及び第七条の二の六」とあるのは「以下この項、次条及び第七条の二の六」と、同項第四号中「当該中間申告対象期間に係る消費税法第四十二条第一項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額」とあるのは「当該中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。次号において「改正法」という。）附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）」と、同項第五号中「前号に掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額」とあるのは「当該中間申告対象期間を一の課税期間とみなして改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される改正法第一条による改正後の法第七十二条の八十八第一項の規定を適用して算出した譲渡割額に相当する金額」とする。

2 前項の事業者は、改正法附則第四条第一項の規定による申告書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 当該申告書に係る消費税法（昭和六十三年法律第八八〇）第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間に係る改正法附則第五条第一項第一号イ及びロに掲げる金額の計算に関する明細

二 当該中間申告対象期間に係る改正法附則第五条第一項第二号イ及びロに掲げる金額の計算に関する明細

三 その他参考となるべき事項

第三条 改正法附則第五条第一項又は第四項の規定の適用を受ける事業者に係る新規則第七条の二

の五の規定の適用については、同条第一項第三号中「当該課税期間に係る法第七十二条の八十八第一項に規定する消費税額」とあるのは「当該課税期間に係る社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。次号において「改正法」という。）附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）」と、同項第四号中「前号に掲げる消費税額を課税標準として算出した譲渡割額」とあるのは「当該課税期間に係る改正法附則第五条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

2 改正法附則第五条第二項又は第三項の規定の適用を受ける事業者に係る新規則第七条の二の五の規定の適用については、同条第二項第三号中「当該課税期間に係る法第七十二条の八十八第二項に規定する不足額」とあるのは「当該課税期間に係る社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。次号において「改正法」という。）附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）」と、同項第四号中「前号に掲げる不足額に六十三分の十七を乗じて得た金額」とあるのは「当該課税期間に係る改正法附則第五条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た不足額」とする。

3 改正法附則第五条第五項の規定の適用を受ける事業者に係る新規則第七条の二の五の規定の適用については、同条第二項第三号中「当該課税期間に係る法第七十二条の八十八第二項に規定する不足額」とあるのは「当該課税期間に係る社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。次号において「改正法」という。）附則第五条第一項第二号イに掲げる金額及び同号ロに掲げる金額」と、同項第四号中「前号に掲げる不足額に六十三分の十七を乗じて得た金額」とあるのは「当該課税期間に係る改正法附則第五条第一項第二号イに掲げる金額及び同号ロに掲げる金額」とする。

4 前三項に規定する事業者は、改正法附則第五条各項の規定による申告書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 当該申告書に係る地方税法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間に係る改正法附則第五条第一項第一号イ及びロに掲げる金額の計算に関する明細

二 当該課税期間に係る改正法附則第五条第一項第二号イ及びロに掲げる金額の計算に関する明細

三 その他参考となるべき事項

附 則（平成二五年三月三〇日総務省令第三七七〇） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の三の八を削る改正規定、第七条の二の二の改正規定、第九条の三を削り、第九条の二の三を第九条の三とする改正規定、第二十五条から第二十九条までの改正規定及び第三十一条を削り、第三十二条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とし、第三十四条を第三十三条とする改正規定並びに附則第三条の規定、平成二十六年一月一日

二 附則第六条に四項を加える改正規定（同条第六十二項に係る部分に限る。） 港灣法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号） 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

（固定資産税に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則附則第六条第三十五項の規定は、平成二十五年四月一日以後に取得される同項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する平成二十六年以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得されたこの省令による改正前の地方税法施行規則附則第六条第三十八項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年六月二日総務省令第六十六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十四条の二十二の改正規定並びに附則第三条の二の十七、第四条の四第九項第一号及び第六条第十八項の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定及び附則第七条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法施行規則の項の改正規定に限る。） 公布の日

二 第九条の七及び第九条の八の改正規定並びに附則第五条の規定、平成二十八年十月一日

三 附則第十五条から第十七条まで、第十九条及び第二十條の改正規定並びに附則第七条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定のうち「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に改める部分及び「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」に改める部分に限る。） 平成二十九年一月一日

四 附則第三条の二の十七を附則第三条の二の十八とし、附則第三条の二の十六の次に一条を加える改正規定、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則（次条及び附則第四条において「新規則」という。）附則第三条の二の十七の規定は、同号に定める日以後の地方税法附則第十一条の四第一項に規定する事業所の事業の用に供する施設の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同項に規定する事業所の事業の用に供する施設の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条 新規則附則第六条第十八項の規定は、附則第一条第一号に定める日以後に取得される地方税法附則第十五条第四項に規定する事業所の事業の用に供する家屋に対して課すべき平成二十六年以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された同項に規定する事業所の事業の用に供する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第四条 新規則第二十四条の二十二の規定は、同条に規定する助成金の支給に係る施設又は設備に係る事業所等（地方税法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この条において同じ。）において行う事業に対して課すべき事業所税について適用し、附則第一条第一号に掲げる規定による改正前の地方税法施行規則第二十四条の二十二に規定する助成金の支給に係る施設又は設備に係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年六月二八日総務省令第七〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年九月四日総務省令第八五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八条の二十九第一項、第八条の三十第一項第一号、第八条の三十二第一項第一号イ、同項第二号イ及び第八条の三十六第一号並びに第十六号の二十五様式の改正規定、公布の日

二 附則第三条の二の八第七号の改正規定、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十四号）の施行の日（平成二十五年九月五日）

附則（平成二十六年一月一七日総務省令第三号）

この省令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

附則（平成二十六年三月三十一日総務省令第三四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第六条の五の次に一条を加える改正規定、同令第七条の二の二を削り、同令第七条の二の三を同令第七条の二の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第八条の五十三の次に一条を加える改正規定及び同令第十五条の六の二を同令第十五条の六の三とし、同令第十五条の六の次に一条を加える改正規定、平成二十六年七月一日

二 第一条中地方税法施行規則第三条第一項の表（四）の項、第三条の二、第三条の四第二項第二号、第三条の四の二、第三条の四の三第二項第二号、第三条の四の四、第十條第一項の表（八）の項、第十条の二第一項の表（四）の項、第十条の二の四、第十条の二の六第二項第二号及び第十条の二の七第二項第二号の改正規定並びに附則第九条中総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法施行規則の項の改正規定、平成二十六年十月一日

三 第一条中地方税法施行規則附則第八条の三の四を削り、同令附則第八条の三の四とする改正規定、同令附則第八条の三の三の改正規定及び同令附則第八条の三の二の次に一条を加える改正規定並びに同令第四十八号の五様式、第四十八号の六様式及び第四十八号の九様式の改正規定、平成二十八年四月一日

四 第一条中地方税法施行規則附則第六条に八項を加える改正規定（同条第六十二項から第六十五項までに係る部分に限る。） 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号） 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

五 第一条中地方税法施行規則附則第六条に八項を加える改正規定（同条第六十六項に係る部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日

六 第一条中地方税法施行規則第七条の三の三第一項の改正規定及び第十条の七の三の改正規定（同条第六項第一号に係る部分を除く。）並びに附則第四条第一項の規定、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

（個人の道府県民税に係る経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の十第二項の規定は、施行日以後に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の四の二第二項第二号ロに掲げる利子の支払の取次ぎをする金融機関については、なお従前の例による。

附則第七条第五項に規定する政府の補助を受けて新築された貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 市町村は、平成二十六年分固定資産税に限り、地方税法第三百四十一条第十二号及び第十三号に規定する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の様式については、新規則第二十五号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4 市町村は、平成二十六年分固定資産税に限り、地方税法第三百六十四条第三項に規定する課税明細書の様式については、新規則第二十五号の様式にかかわらず、なお従前の例によることとができる。

5 市町村は、平成二十六年分固定資産税に限り、地方税法第三百六十四条第七項（同法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による納税通知書の様式については、新規則第二十五号の様式にかかわらず、なお従前の例によることとができる。

（事業所税に関する経過措置）

第七条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金に対する新規則第二十四号の七第一号の規定の適用については、同号中「消費生活協同組合連合会」とあるのは、「消費生活協同組合連合会、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」とする。

2 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三条第十三号に規定する存続連合会に対する新規則第二十四号の七第一号の規定の適用については、同号中「消費生活協同組合連合会」とあるのは、「消費生活協同組合連合会、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会」とする。

附 則（平成二十六年六月三〇日総務省令第五五号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年六月三〇日総務省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六号様式別表一記載要領4の改正規定（「当期発生額②」の欄の金額（」の次に「連結地方法人税個別帰属額及び」を加える部分に限る。）、第七号の二様式の表の改正規定、第七号の二様式記載要領の改正規定（同様式記載要領4（「」中「第六号様式別表4の2」を「第七号の2様式別表2」に改める部分を除く。）、第七号の二様式別表一の表、第七号の二様式別表一記載要領、第七号の二様式別表二の表、第七号の二様式別表二記載要領、第七号の二様式別表三記載要領1、第七号の二様式別表四記載要領1、第七号の二様式別表五記載要領1及び第七号の二様式別表六記載要領1の改正規定、第二十号様式別表一記載要領4の改正規定（「当期発生額②」の欄の金額（」の次に「連結地方法人税個別帰属額及び」を加える部分に限る。）並びに第二十号の四様式記載要領、第二十号の四様式別表一の表、第二十号の四様式別表一記載要領、第二十号の四様式別表二の表、第二十号の四様式別表三記載要領1、第二十号の四様式別表三記載要領1、第二十号の四様式別表四記載要領1、第二十号の四様式別表五記載要領1及び第二十号の四様式別表六記載要領1の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十六年二月二二日総務省令第九六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十三条の三の改正規定（同条第六項第一号に係る部分を除く。）マシンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）

二 第三号様式別表裏面の改正規定 平成二十七年一月一日

三 第九号の二様式、第九号の三様式、第十二号の四様式、第十二号の四の二様式、第十二号の四の三様式、第十二号の八様式及び第十二号の十四様式の改正規定 平成二十八年一月一日

四 第九条の六及び第九号の八第四項の改正規定 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の翌年の四月一日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の第三第二項第三号、第五号及び第八号の規定は、施行日の属する年の翌年の四月一日の属する年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、当該年度の前年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則第二条の三の第三第一項第一号及び第二号、第二項第一号並びに第三項、第二項の三の六

第一項第一号及び第二号並びに第二項、第二項の五第二項第一号及び第三項並びに附則第二条第二項第一号及び第三項第四号の規定は、施行日以後に行われる地方税法（以下「法」という。）第四十五号の三の二第二項若しくは第二項、第四十五号の三の三第一項、第五十号の七第一項、第三百十七号の三の二第二項若しくは第二項、第三百十七号の三の三第一項、第五十号の七第一項、第七第一項又は附則第四条第十四項の規定による申告について適用し、施行日以前に行われた法第四十五号の三の二第二項若しくは第二項、第四十五号の三の三第一項、第五十号の七第一項、第三百十七号の三の二第二項若しくは第二項、第三百十七号の三の三第一項、第三百二十八号の七第一項又は附則第四条第十四項の規定による申告については、なお従前の例による。

3 新規則第九条の六及び第九号の八第四項の規定は、施行日の属する年の翌年の四月一日以後に行われる法第三百二十一条の七の三又は第三百二十一条の七の五第一項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知について適用し、同日以前に行われた法第三百二十一条の七の三又は第三百二十一条の七の五第一項の規定による通知については、なお従前の例による。

4 新規則第十条第六項第一号、第十条の二の二第一号、第十条の二の三第一号及び附則第十三条の三第六項第十号の八第一項、第四十八号の九の九第一項（政令第四十八号の十七において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは新規則附則第十三条の三第六項に規定する申請書又は政令第四十八号の九の十（政令第四十八号の十七において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する届出書について適用し、施行日以前に提出した政令第四十八号の九の八第一項、第四十八号の九の九第一項若しくはこの省令による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第十三条の三第六項に規定する申請書又は政令第四十八号の九の十に規定する届出書については、なお従前の例による。

5 新規則第一条及び第二項並びに第三項第一号及び第二号並びに第十号の二の四第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号の規定は、施行日以後に提出する政令第九号の七第十五項若しくは第二十五項又は第四十八号の十三第十六項若しくは第二十六項に規定する書類について適用し、施行日以前に提出した政令第九号の七第十五項若しくは第二十五項又は第四十八号の十三第十六項若しくは第二十六項に規定する書類については、なお従前の例による。

6 新規則第三条の二の二第二項第一号、第三条の四の二第二項第一号、第二項第一号及び第三項第一号、第三条の四の四第一項第一号及び第二号、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号並びに第十号の二の五第二項第一号の規定は、施行日以後に行われる法第五十三号第三十三項若しくは第三百二十一条の八第三十三項の規定による請求又は法第五十五号の三第一項から第三項までの規定による通知について適用し、施行日以前に行われた法第五十三号第三十三項若しくは第三百二十一条の八第三十三項の規定による請求又は法第五十五号の三第一項から第三項までの規定による通知については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新規則第四条の三の二第二項第一号、第五条の三第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号、第五条の五第一項第一号及び第二号、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号並びに第六条の四第二項第一号の規定は、施行日以後に行われる法第七十二条の二十四の十第四項若しくは第七十二条の四十八の二第四項の規定による請求又は法第七十二条の三十九の三第一項から第三項まで若しくは第七十二条の三十九の五第一項から第三項までの規定による通知について適用し、施行日前に行われた法第七十二条の二十四の十第四項若しくは第七十二条の四十八の二第四項の規定による請求又は法第七十二条の三十九の三第一項から第三項まで若しくは第七十二条の三十九の五第一項から第三項までの規定による通知については、なお従前の例による。

2 新規則第七条の二第二号の規定は、施行日の属する年以後の年分の所得に係る個人の事業税について適用し、施行日の属する年の前年以前の年分の所得に係る個人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第四条 新規則第七条の二の四第一項第一号、第七条の二の五第一項第一号及び第二項第一号並びに第七条の二の六第一項第二号の規定は、施行日以後に開始する課税期間（消費税法（昭和六十二年法律第八号）第十九条第一項に規定する課税期間をいう。以下この条において同じ。）に係る法第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は第七十二条の八十九第一項に規定する申告書について適用し、施行日前に開始した課税期間に係る法第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は第七十二条の八十九第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第五条 新規則附則第四条第四項第一号イ及び第二号イ、第五項第一号並びに第十一項第一号の規定は、施行日以後に提出する政令附則第十條第六項、第七項又は第十六項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した政令附則第十條第六項、第七項又は第十六項に規定する届出書については、なお従前の例による。

2 新規則附則第四条第十四項第一号の規定は、施行日以後に行われる政令附則第十條第二十項の規定による通知については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第六条 新規則附則第二十三條第一項第一号ロ及び第二項第一号ロの規定は、施行日以後に提出する新規則附則第二十三條第一項第一号又は第二項第一号に規定する書類について適用し、施行日前に提出した旧規則附則第二十三條第一項第一号又は第二項第一号に規定する書類については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第七条 新規則第八条の三十八第一項第一号及び第四号の規定は、施行日以後に提出する政令第四十三條の十五第一項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した政令第四十三條の十五第一項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新規則第八条の四十一第一号イ、第二号イ及び第三号イ並びに第八条の四十八第一号の規定は、施行日以後に行われる法第四百四十四條の三十二第一項の規定による承認の申請又は施行日以後に製造する軽油に係る法第四百四十四條の三十五第二項の規定による承認の申請又は施行日前に製造した軽油に係る法第四百四十四條の三十五第二項の規定による報告については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第八条 新規則附則第二十三條の二第二項第一号ロ及び第二項第一号イの規定は、施行日以後に提出する新規則附則第二十三條の二第二項第一号又は第二項第一号に規定する書類について適用し、施行日前に提出した旧規則附則第二十三條の二第二項第一号又は第二項第一号に規定する書類については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第九条 新規則附則第二十四條第十二項第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イの規定は、施行日以後に提出する新規則附則第二十四條第十二項各号に規定する書類について適用し、施行日前に提出した旧規則附則第二十四條第十二項各号に規定する書類については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第十条 新規則附則第二十五條第一項第一号ロ、第二項第一号ロ、第三項第一号ロ、第四項第一号ロ、第五項第一号ロ、第六項第一号ロ、第七項第一号イ、第八項第一号イ及び第九項第一号イの規定は、施行日以後に提出する新規則附則第二十五條第一項第一号、第二項第一号、第三項第一号、第四項第一号、第五項第一号、第六項第一号、第七項第一号、第八項第一号又は第九項第一号に規定する書類について適用し、施行日前に提出した旧規則附則第二十五條第一項第一号、第二項第一号、第三項第一号、第四項第一号、第五項第一号、第六項第一号、第七項第一号、第八項第一号、第九項第一号又は第九項第一号に規定する書類については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十一条 新規則第十六條の十八第一号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、当該年度の前年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新規則第十六條の十八第一号の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新規則第十六條の二十五第一号の規定は、施行日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度以後の年度分の遊休土地に対して課する特別土地保有税について適用し、当該年度の前年度分までの遊休土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する経過措置)

第十二条 新規則第二十七條第一項第一号、第二十八條第一項第一号及び第二項第一号並びに第二十九條第二項第一号の規定は、施行日以後に提出する法第七百五十條第一項若しくは第七百五十二條第一項に規定する申請書又は法第七百五十一條第一項若しくは第二項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した法第七百五十條第一項若しくは第七百五十二條第一項に規定する申請書又は法第七百五十一條第一項若しくは第二項に規定する届出書については、なお従前の例による。

2 新規則第二十七條第四項第一号の規定は、施行日以後に行われる法第七百五十條第五項の規定による通知について適用し、施行日前に行われた同項の規定による通知については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年三月三十一日総務省令第三八号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六條の六、第七條の二の三、第八條の五十三の二及び第十五條の六の二の改正規定 平成二十七年七月一日

二 第二十五條及び第二十六條の改正規定並びに附則第九條の規定 平成二十七年九月三十日

三 第二條の二第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に三項を加える改正規定、第二條の三、第二條の三の二第二項、第二條の三の三、第二條の三の四第二項、第二條の三の五第二項及び第二條の三の六の改正規定並びに次条及び附則第十條の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八

号)別表地方税法施行令の項の改正規定(「第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項」を「第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項」に改める部分に限る。)に限り、平成二十八年一月一日

四 第三条第一項の表(四)の改正規定、第三条の二の改正規定(同条第一項第一号に係る部分を除く。)並びに第十条第一項の表(八)及び第十条の二第二項の表(四)並びに第十条の二の四の改正規定並びに附則第四条の二及び第八条の四の改正規定並びに第四十八号の二様式から第四十八号の九様式までを削る改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定並びに附則第十條の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(「第十四条の十八第二項」の下に「(第一項第二項において準用する場合を含む。)、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項(同条第一項から第三項までについては第一項第二項において、第十五条の二第七項及び第八項については第一項第二項及び第十五条の六の二第三項において準用する場合を含む。)、第十五条の二の二第一項及び第二項(同条第一項については第一項第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第十五条の二第三項、第五十五条の三十九の四第三項、第七十二条の三十八の二第二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十三条の二十五第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第三百二十一條の七の十二第三項、第三百二十一條の十一の二第三項、第三百二十一條の十一の三第三項及び第六百一十條第六項並びに附則第二十九條の四第二項、第二十九條の五第十項及び第三十一條の三の四第七項において、第十五條の二の二第二項については第一項第二項、第十五條の六の二第三項、第五十五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第二項、第七十二條の三十九の二第三項、第七十二條の三十九の四第三項、第七十二條の五十七の二第三項、第七十三條の二十五第三項、第三百二十五條第五項、第四百四十四條の二十九第二項、第三百二十一條の七の十二第三項、第三百二十一條の十一の二第三項、第三百二十一條の十一の三第三項及び第六百一十條第六項並びに附則第二十九條の四第二項、第二十九條の五第十項及び第三十一條の三の四第七項において準用する場合を含む。)、第十五條の三第三項(第一項第二項、第十五條の五の三第二項、第十五條の六の三第二項、第五十五條の二第四項、第五十五條の四第四項、第七十二條の三十八の二第二項、第七十二條の三十九の二第二項、第七十二條の三十九の四第四項、第七十二條の五十七の二第二項、第七十二條の三十九の四第四項、第七十二條の五十七の二第二項、第七十三條の二十五第三項、第三百二十一條の七の十二第三項、第三百二十一條の十一の二第三項、第三百二十一條の十一の三第三項及び第六百一十條第六項並びに附則第二十九條の四第二項、第二十九條の五第十項及び第三十一條の三の四第七項において準用する場合を含む。))を「第十五條の四第二項」の下に「第十五條の六の二第二項及び第二項」を加える部分に限る。)及び同令別表地方税法施行令の項の改正規定(「第九条の七第十五項、第二十五項及び第二十九項」を「第九条の七第十六項、第二十六項及び第三十項」に、「第四十八條の十三第十六項、第二十六項及び第三十項」を「第四十八條の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項」に改める部分に限る。)に限り、平成二十八年四月一日

五 略

六 附則第二十二條の四第一項及び第二十四條の二第二項の改正規定 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日

七 附則第七條第八項及び第九項の改正規定並びに附則第七條第六項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第二条の二第三項から第五項まで並びに第二条の三第二項第八号及び第三項の規定は、平成二十九年度以後の年度

分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法(以下「法」という。)(第四十五条の二第一項及び第三百七十七條の二第一項に規定する申告書を提出する場合(法第四十五条の三第一項及び第三百七十七條の三第一項の規定により提出されたものとみなされる場合を含む。以下この項において同じ。))について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る法第四十五条の二第二項及び第三百七十七條の二第二項に規定する申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

2 新規則第二条の三の二第二項並びに第二条の三の三第一項(同項第二号に係る部分に限る。)、第四項及び第五項の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八條第一項に規定する給与等(以下この項において「給与等」という。)(に係る法第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七條の三の二第二項に規定する申告書(以下この項において「給与所得者の扶養親族申告書」という。))又は法第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七條の三の二第二項に規定する申告書(以下この項において「給与所得者の扶養親族異動申告書」という。))を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等に係る給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

3 新規則第二条の三の五第二項並びに第二条の三の六第一項(同項第二号に係る部分に限る。)、第三項及び第四項の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三十三條の二に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)(に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七條の三の三第一項に規定する申告書(法第四十五条の三の三第二項及び第三百七十七條の三の三第二項の規定により提出するものを含む。以下この項において「公的年金等受給者の扶養親族申告書」という。))を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第三条 平成二十七年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間(地方税法施行令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。次項において同じ。))とする徴収取扱費(法第七十二條の百三十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。次項において同じ。))の支払についての新規則第七條の二の八及び附則第三條の二の三の規定の適用については、新規則第七條の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額(政令第三十五条の十七第一項に規定する」とあるのは「平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百十六号。以下この項及び附則第三條の二の三第一項において「改正令」という。))附則第三條第一項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額をいう。))及び平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額(改正令附則第三條第一項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十七年四月及び五月の」と、新規則附則第三條の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額(政令附則第六條の十一第一項に規定する」とあるのは「平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額(改正令附則第三條第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第六條の十一第一項に規定する平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額をいう。))及び平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額(改正令附則第三條第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第六條の十一第一項に規定する平成二十七年四月及び五月の」とする。

2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号) 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十七年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十六年総務省令第三十四号) 附則第三条第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七條の二の八及び同項後段の規定により

読み替えて適用される新規則附則第三条の二の三の規定については、同項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七條の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十二号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五條の十七第一項に規定する」とあるのは「平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十二号。以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される政令第三十五條の十七第一項（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十二号。附則第三条の二の三第一項において「二十六年改正令」という。）附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される場合に限る。以下この項において同じ。）に規定する平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額をいう。及び平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される政令第三十五條の十七第一項に規定する平成二十七年四月及び五月の」と、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令附則第三条第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する）」とあるのは「平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項（二十六年改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される場合に限る。以下この項において同じ。）に規定する平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）」及び平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項（二十六年改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される場合に限る。以下この項において同じ。）に規定する平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）」及び平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項（二十六年改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される場合に限る。以下この項において同じ。）に規定する平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）」とする。

第四条 新規則第七條の二の十の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる地方消費税の清算について適用する。

（道府県たばこ税に関する経過措置等）

第五条 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第十二條第二項の規定の適用がある場合における新規則第八條の五第一項、第八條の七及び第八條の九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八條の五第一項	第十六号様式	
	第十六号の様式	第十六号の様式
第八條の五第一項	平成二十七年改正前の地方税法施行規則第四十八号の三様式	平成二十七年改正前の地方税法施行規則第四十八号の三様式
	第十六号の様式	第十六号の様式
第八條の七	平成二十七年改正前の地方税法施行規則第四十八号の二様式	平成二十七年改正前の地方税法施行規則第四十八号の二様式
	第十六号の様式	第十六号の様式
第八條の九	平成二十七年改正前の地方税法施行規則第四十八号の四様式	平成二十七年改正前の地方税法施行規則第四十八号の四様式
	第十六号の様式	第十六号の様式

2 平成二十七年改正法附則第十二條第四項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。）

二 営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称

三 平成二十七年改正法附則第十二條第六項の規定により卸売販売業者等（同条第三項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）又は小売販売業者が道府県たばこ税に係る地方団

体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に新規則第十六号の四様式による納付書を添えて納付するものとする。

4 平成二十七年改正法附則第十二條第八項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、新規則第八條の六、第八條の七又は第八條の九の規定により、それぞれ法第七十四條の十第一項若しくは第三項、第二項又は第五項の規定による申告書に添付すべき新規則第十六号の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする紙巻たばこ三級品（平成二十七年改正法附則第十二條第一項に規定する紙巻たばこ三級品をいう。以下この項において同じ。）について平成二十七年改正法附則第十二條第三項の規定により道府県たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

5 第二項から前項までの規定は、平成二十七年改正法附則第十二條第九項の規定により道府県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「附則第十二條第四項」とあるのは「附則第十二條第十項において準用する同条第四項」と、第三項中「附則第十二條第六項」とあるのは「附則第十二條第十項において準用する同条第六項」と、前項中「附則第十二條第八項」とあるのは「附則第十二條第十項において準用する同条第八項」と、「附則第十二條第三項」とあるのは「附則第十二條第九項」と読み替えるものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、平成二十七年改正法附則第十二條第十一項の規定により道府県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「附則第十二條第四項」とあるのは「附則第十二條第十二項において準用する同条第四項」と、第三項中「附則第十二條第六項」とあるのは「附則第十二條第十二項において準用する同条第六項」と、第四項中「附則第十二條第八項」とあるのは「附則第十二條第十二項において準用する同条第八項」と、「附則第十二條第三項」とあるのは「附則第十二條第十一項」と読み替えるものとする。

7 第二項から第四項までの規定は、平成二十七年改正法附則第十二條第十三項の規定により道府県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「附則第十二條第四項」とあるのは「附則第十二條第十四項において準用する同条第四項」と、第三項中「附則第十二條第六項」とあるのは「附則第十二條第十四項において準用する同条第六項」と、第四項中「附則第十二條第八項」とあるのは「附則第十二條第十四項において準用する同条第八項」と、「附則第十二條第三項」とあるのは「附則第十二條第十三項」と読み替えるものとする。

第六條 新規則第十六号の様式は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第七條 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成二十七年改定以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成二十六年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新規則第十一條の九第三号の規定は、施行日以後に取得される同号に規定する償却資産に対して課する固定資産税について適用し、施行日前に取得されたこの省令による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）第十一條の九第三号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六條第三十四項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課する固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六條第三十三項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六條第三十五項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する平成二十七年改定以後の年度分の固定資産税について適用し、

施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十四項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新規規則附則第六条第五十六項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械類に対して課する固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第五十五項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新規規則附則第七条第八項及び第九項の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に提出する法附則第十五条の八第六項又は第十一項に規定する申告書について適用し、同日前に提出したこれらの規定に規定する申告書については、なお従前の例による。

7 新規規則第三十号様式は、平成二十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十七年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置等）
第八條 平成二十七年改正法附則第二十条第二項の規定の適用がある場合における新規規則第十六条の二の四第一項及び第十六条の四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条 の二の四 第一項	第三十四号の 二様式	第三十四号の 二の二様式	第三十四号の 二の六様式
		平成二十七年改正前の地方税法施行規則第四十八号の六様式	平成二十七年改正前の地方税法施行規則第四十八号の九様式

2 平成二十七年改正法附則第二十条第四項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。）

二 営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称

3 平成二十七年改正法附則第二十条第六項の規定により卸売販売業者等（同条第三項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）又は小売販売業者が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に新規規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

4 平成二十七年改正法附則第二十条第八項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、新規規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、それぞれ法第四百七十三条第一項若しくは第二項又は第四項の規定による申告書に添付すべき新規規則第十六号の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする紙巻たばこ三級品（平成二十七年改正法附則第二十条第一項に規定する紙巻たばこ三級品をいう。以下この項において同じ。）について平成二十七年改正法附則第二十条第三項の規定により市町村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

5 第二項から前項までの規定は、平成二十七年改正法附則第二十条第九項の規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「附則第二十条第四項」とあるのは「附則第二十条第十項において準用する同条第四項」と、第三項中「附則第二十条第六項」とあるのは「附則第二十条第十項において準用する同条第六項」と、前項中「附則第二十条第八項」とあるのは「附則第二十条第十項において準用する同条第八項」と、「附則第二十条第三項」とあるのは「附則第二十条第九項」と読み替えるものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、平成二十七年改正法附則第二十条第十一項の規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「附則第二十条第四項」とあるのは「附則第二十条第十二項において準用する同条第四項」と、第三項中「附則第二十条第六項」とあるのは「附則第二十条第十二項において準用する同条第六項」と、第四項中「附則第二十条第八項」とあるのは「附則第二十条第十二項において準用する同条第八項」と、「附則第二十条第三項」とあるのは「附則第二十条第十一項」と読み替えるものとする。

7 第二項から第四項までの規定は、平成二十七年改正法附則第二十条第十三項の規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「附則第二十条第四項」とあるのは「附則第二十条第十四項において準用する同条第四項」と、第三項中「附則第二十条第六項」とあるのは「附則第二十条第十四項において準用する同条第六項」と、第四項中「附則第二十条第八項」とあるのは「附則第二十条第十四項において準用する同条第八項」と、「附則第二十条第三項」とあるのは「附則第二十条第十三項」と読み替えるものとする。

（電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する経過措置）
第九條 新規規則第二十五条第三項、第五項及び第六項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書（法第七百五十条第二項に規定する申請書をいう。以下この条において同じ。）に係る地方税関係書類（法第七百四十八条第二項に規定する地方税関係書類をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に提出した申請書に係る地方税関係書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年五月二十九日総務省令第五四号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六号様式別表六の表の改正規定は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十七年七月一日総務省令第六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年七月一日総務省令第六一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二十二第一項第二号イの改正規定は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十七年九月三〇日総務省令第八五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則附則第四条の四第九項第二号、第十二号の二様式の表及び第二十二号の四様式の表の改正規定並びに第二条の規定並びに附則第十三条の規定 公布の日
二 第一条中地方税法施行規則第十七号の二様式別表の改正規定 平成二十七年十月一日
三 附則第六条及び第十条の規定 平成二十八年四月一日
四 第一条中地方税法施行規則第十八号様式の表及び同様式記載心得の改正規定並びに次条第七項の規定 平成二十九年一月一日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規規則」という。）第三号様式別表裏面は、平成二十八年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十七年分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規規則第五号の四様式から第五号の七様式まで、第十七号様式、第十七号の二様式、第五十五号の三様式及び第五十五号の四様式は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3 新規規則第五号の八様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される地方税法（以下「法」という。）第五十条の五及び第三百二十八条の五第二項に規定する納入申

（十五号）附則第六條關係）

都道府県提出用(第一号様式)

- 1 この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第12条第4項の規定による申告又はこれに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 2 印章の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

収受印		市町村または税の特典品課税納税申告書		※	申告者の種別	小・卸	整理番号	※
令和 年 月 日		営業所又は貯蔵場所 の所在地及び名称 住所又は居所 氏名又は名称 及び代表者氏名 個人番号又は 法人番号 同上代理人		店舗名() (電話番号 — — —) (フリガナ) (電話番号 — — —) ※個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 個人番号又は法人番号 同上代理人				
下記のとおり、令和 年 月 日現在における、事業者は二商品に係る市町村または税の特典品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。								
区 分		① 所持する数量 たばこ二商品の数量		税額 修正申告の場合の 翌年度分の確定額 (四半単位で記入)				
		本						
市 町 村 税		⑤ 税額標準となる紙巻 たばこ二商品の数量		納付すべき税額 (四半単位で記入)				
		本						
		⑥ ③(⑤×④) 円		⑦ 円		⑧ 円(④又は⑤×⑥)		
分県別売先、自動販売機等の所在地		所 在 地		条 件				
(〒 — — —) (電話番号 — — —)		(〒 — — —) (電話番号 — — —)						
税理士法第30条の書面提出		※ 作成税理士署名・押印		(電話番号 — — —)				
税理士法第33条の2の書面提出		市町村管理簿						
修正申告の場合の当初申告年月日		※ 令和 年 月 日		※ 締切		※ 納期限		
納付の日付		※ 令和 年 月 日		※ 締切				
※ 身元確認		※ 口済		※ 承認書類		※		
※ 本人確認		※ 口済		※ 承認書類		※		
※ 本人確認		※ 口済		※ 承認書類		※		

(別)章欄には記入しないでください。

別添第2号式記載要領

① 申告書は、地方税法等の一部を改正する法律(平成9年法律第2号)別添第2号4の項に定める申告又はこれに係る修正申告する申告書に使用すること。

② 章の欄は、記載しないこと。

③ 「個人(又は法人)個人」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

附則（平成二七年一〇月二九日總務省令第九〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第十七号の二様式別表の改正規定並びに次条第二項及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(經過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（次項において「新規則」という。）第三号様式及び同様式別表表面は、平成二十八年年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十七年年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則第十号の二様式別表は、この省令の公布の日以後に地方税法第三百七条の六第四項の規定により提出する同項に規定する公的年金等支払報告書について適用し、同日前に同項の規定により提出した同項に規定する公的年金等支払報告書については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年一〇月二十九日総務省令第九一號）抄

抄

第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定及び附則第三条の規定 公布の日

第二 一条中地方税法施行規則第三号様式の改正規定 平成二十九年一月一日

三 第一条中「地方税法施行規則第一号の三様式の改正規定及び次条第一項の規定」を「平成二十九年

四月一日
(經過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二号の三様式は、平成二十九年四月一日以後に行われる地方税法（以下この条において「法」という。）第三百二十一条の七の五第一項（法第三百二十一条の七の八第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知について適用し、同日前に行われた法第三百二十一条の七の五第一項の規定による通知については、なお従前の例による。

2 新規則第三号様式、第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表は、平成二十九年年度以後の年度の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3 新規則第五号の九様式は、この省令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に提出される法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する申告書書について適用し、施行日前に提出された法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 新規則第五号の十四様式及び第五号の十四の二様式は、施行日以後に支払うべき法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）に係る法第五十条の九及び第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票について適用し、施行日前日に支払うべき退職手当等に係る法第五十条の九及び第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票については、なお従前の例による。

附則（平成二七年二月二五日総務省令第一〇八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年一月二九日総務省令第四号）

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三十一日総務省令第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日

二 第一条中地方税法施行規則第二十四条の六の二の改正規定（平成二十八年五月二十一日）
 三 第一条中地方税法施行規則第二十一条の七第二十三号、第九条の八、第十条第六項第一号、第十条の二及び第十条の三の改正規定並びに同令附則第四条第二項及び第三項後段の改正規定並びに第四条の規定並びに次条第四項の規定及び附則第七条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法施行令の項の改正規定（第四十八号の九の九第一項及び第四項並びに第四十八号の九の十）を「第四十八号の九の十第一項及び第四項並びに第四十八号の九の十一」に改める部分に限る。）に限る。）平成二十九年一月一日

四 略

五 第一条中地方税法施行規則第六條第四項及び第五項の改正規定、同条第三十五項の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同項を同条第三十八項とする改正規定、同条第三十四項を同条第三十七項とし、同条第三十三項を同条第三十六項とする改正規定、同条第三十二項を同条第三十五項とする改正規定、同条第三十一項の改正規定（第四号に係る部分を除く）、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項を同条第三十三項とする改正規定、同条第二十九項の改正規定、同項を同条第三十二項とする改正規定、同条第二十八項の改正規定、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項から第二十七項までを三項ずつ繰り下げる改正規定、同条第二十三項の改正規定（附則第十一條第九項）を「附則第十一條第十項」に改める部分に限る。）同項を同条第二十六項とする改正規定、同条第二十二項の改正規定、同項を同条第二十五項とする改正規定、同条第二十一項の改正規定、同項を同条第二十四項とする改正規定、同条第二十項の改正規定、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項から第十九項までを三項ずつ繰り下げる改正規定、同条第十五項を同条第十八項とする改正規定、同条第十四項を同条第十七項とする改正規定、同条第十三項を同条第十六項とする改正規定、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第九項から第十一項までを三項ずつ繰り下げる改正規定、同条第八項の改正規定、同項を同条第九項とし、同項の次に二項を加える改正規定並びに同条第七項の次に一項を加える改正規定、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規規則」という。）第二条の三の第三項から第八項までの規定は、平成二十九年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八條第一項に規定する給与等に係る地方税法（以下「法」という。）第四十五條の三の二第二項及び第三十七條の三の二第二項に規定する申告書又は法第四十五條の三の二第二項及び第三十七條の三の二第二項に規定する申告書提出する場合について適用する。

2 新規規則第二条の三の六第二項から第五項までの規定は、平成二十九年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十三條の二に規定する公的年金等に係る法第四十五條の三の三第一項及び第三十七條の三の三第一項に規定する申告書（法第四十五條の三の三第二項及び第三十七條の三の三第二項の規定により提出するものを含む。）を提出する場合について適用する。
 3 新規規則第二条の五第三項から第六項までの規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき法第五十條の二及び第三百二十八條に規定する退職手当等に係る法第五十條の七第一項及び第三百二十八條の七第一項に規定する申告書について適用する。

4 新規規則第十條第六項第一号、第十條の二の二第一号及び第十條の二の三第一号の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に提出する地方税法施行令（以下「政令」という。）第四十八條の九の八第一項若しくは第四十八條の九の十第一項（政令第四十八條の十七において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する申請書又は政令第四十八條の九の十一（政令第四十八條の十七において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する届出書について適用し、同日前に提出した政令第四十八條の九の八第一項若しくは第四十八條の九の十第一項に規定する申請書又は政令第四十八條の九の十一に規定する届出書については、なお従前の例による。

5 新規規則第三号様式別表表面は、施行日以後に行われる法第三百二十一条の四第一項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第三百二十一条の六第一項の規定による通知について適用し、施行日前に行われた法第三百二十一条の四第一項又は第三百二十一条の六第一項の規定による通知については、なお従前の例による。

6 新規規則第五号の十四様式、第五号の十四の二様式及び第十七号様式別表は、施行日以後に法第五十條の九及び第三百二十八條の十四の規定により提出し、若しくは交付するこれらの規定に規定する特別徴収票又は法第三百十七條の六第一項若しくは第三項の規定により提出したこれらの規定に規定する給与支払報告書については、なお従前の例による。

7 法附則第三十五條の二の五第二項の規定により読み替えられた法第七十一條の三十一第二項の規定により第一号による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）第十二号の十三様式から第十二号の十五様式までによる同項に規定する納入申告書を提出した場合には、当分の間、新規規則第十二号の十三様式から第十二号の十五様式までによる同項に規定する納入申告書を提出したものとする。

（地方消費税に関する経過措置）

第三条 新規規則第七條の二の八及び附則第三條の二の三の規定は、平成二十八年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。以下「改正令」という。）による改正後の政令（以下「新令」という。）第三十五條の十七第一項及び附則第六條の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。次項及び第三項において同じ。）とする徴収取扱費（法第七十二條の百十三第一項及び附則第九條の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。次項及び第三項において同じ。）の支払から適用する。この場合において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。第三項において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新規規則第七條の二の八及び附則第三條の二の三の規定の適用については、新規規則第七條の二の八第一項中「政令第三十五條の十七第一項」とあるのは、「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。附則第三條の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五條第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五條の十七第一項」と、新規規則附則第三條の二の三第一項中「政令附則第六條の十一第一項」とあるのは「改正令附則第五條第一項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六條の十一第一項」とする。

2 平成二十八年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七條の二の八及び附則第三條の二の三の規定の適用については、新規規則第七條の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（政令第三十五條の十七第一項に規定する）」とあるのは「平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。以下この項及び附則第三條の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五條第二項の規定により読み替えて適用される政令第三十五條の十七第一項に規定する平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五條第二項の規定により読み替えて適用される政令第三十五條の十七第一項に規定する平成二十八年四月及び五月の」と、新規規則附則第三條の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（改正令附則第六條の十一第一項に規定する）」とあるのは「平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五條第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第六條の十一第一項に規定する平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五條第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第六條の十一第一項に規定する平成二十八年四月及び五月の）」とする。

3 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十八年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、同項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する」とあるのは「平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する平成二十八年四月及び五月の」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新規則附則第四条第七項及び第十五項の規定は、施行日以後に新令附則第十条第七項又は第二十三項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に改正令第一条の規定による改正前の政令附則第十条第七項又は第二十三項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五条 新規則第十六号の九様式は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第六条 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会に対する新規則第十六条の十第一項の規定の適用については、同項中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会」とする。

2 新規則附則第六条第二十六項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課する固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第二十三項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第三十五項の規定は、施行日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得される償却資産に対して課する固定資産税について適用し、施行日前に旧規則附則第六条第三十二項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第四十七項の規定は、施行日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得される償却資産に対して課する固定資産税について適用し、施行日前に旧規則附則第六条第四十四項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 改正令附則第十一条第六項に規定する鉄道事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する固定資産又は車両とする。

6 改正令附則第十一条第六項に規定する鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所及び車両とする。

7 平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）以下この項において「改正法」という。）附則第十八条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の法附則第五十六条の二第三項に規定する車両等に対して課する固定資産税については、旧規則附則第二十四条の二第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法附則第五十六条の二第三項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第十八条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の法附則第五十六条の二第三項」とする。

8 新規則第二十五条の三様式は、施行日以後に法第三百六十四条第五項の規定により徴収する固定資産税の納税通知書として交付（以下この項において「交付」という。）がされる場合について適用し、施行日前に交付がされた場合については、なお従前の例による。

附則（平成二十八年三月三十一日総務省令第三十九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第三条の四第二項、第三条の四の二第一項第四号、第三条の四の二第二項、第五条の二第二項、第五条の四第二項、第十条の二の六第二項及び第十條の二の七第二項の改正規定並びに同令附則第五条の二第六項及び第八項の改正規定 平成二十九年四月一日

二 第一条中地方税法施行規則第二条の二第二項及び第七項の改正規定並びに次条の規定 平成三十一年一月一日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則第二条の二第二項及び第七項の規定は、令和元年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三十年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第三条 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）以下この条及び次条において「改正法」という。）附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた自動車取得税について第一条の規定による改正前の地方税法施行規則第八条の二十七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により減額する場合において、令和元年十月以後に到来する交付時期において交付すべき額から当該減額する額を差し引いた額が零を下回るときは、当該下回る額は、当該交付時期において、改正法第二条の規定による改正後の地方税法第七十七條の六第一項及び第二項の規定によつて交付すべき環境性能割額から控除するものとする。

附則（平成二十八年六月三〇日総務省令第六十九号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四号の二様式及び第五号の二様式の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

附則（平成二十八年七月一日総務省令第七〇号）

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二十八年一〇月七日総務省令第八六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則等の一部を改正する省令（次条において「新規則」という。）別記第一号様式は、この省令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）

という。)以後に地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号。次条において「改正法」という。)附則第十二条第四項の規定により提出する申告書について適用し、施行日前に同項の規定により提出した申告書については、なお従前の例による。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第三条 新規則別記第二号様式は、施行日以後に改正法附則第二十条第四項の規定により提出する申告書について適用し、施行日前に同項の規定により提出した申告書については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年一〇月三十一日総務省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年一〇月三十一日総務省令第八八号)

この省令は、平成二十八年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年二月二十八日総務省令第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則第五十五号の七様式は、この省令の施行の日以後に送付する地方税法附則第七条第一項及び第八項に規定する申告特例通知書について適用し、同日前に送付する同条第一項及び第八項に規定する申告特例通知書については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年一月一三日総務省令第二号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の地方税法施行規則第二条の四第一号イの規定による指定を受けている法人は、この省令の施行の日、この省令による改正後の地方税法施行規則第一条の九の二第一号の指定があつたものとみなす。

附 則 (平成二十九年三月八日総務省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月三十一日総務省令第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条第一項、第六条及び第六条の二の改正規定、同条を第六条の二の二とし、第六条の次に一条を加える改正規定並びに第七条の二の六第一項第四号の改正規定、附則第三条の二の改正規定並びに第七号の三様式の表及び第十号様式の改正規定、第十号様式別表を削る改正規定並びに第十号の二様式の表の改正規定並びに附則第十一条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)別表地方税法施行規則の項の改正規定(第六条の二第四項)を「第六条の二の二第六項」に改める部分に限る。)に限る。公布の日

二 第八条の二十九第三項及び第四項の改正規定 平成二十九年十月一日

三 第一条の九の三を第一条の九の四とし、第一条の九の二の次に一条を加える改正規定、第二条の二、第二条の三第三項、第二条の三の第三十項ただし書、第二条の三の五第二項並びに第二条の三の六第七項ただし書及び第八項の改正規定並びに次条第一項及び附則第十一条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定(第三十五号の四の二)を「第三十五号の四の二第三項」に改める部分に限る。)に限る。平成三十年一月一日

四 附則第三条の二の十六の改正規定(同条第二項を削る部分を除く。) 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第九号)の施行の日

五 附則第三条の二の八第五号の改正規定 旅館業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第九号)の施行の日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第二条の二第三項の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法(次条第一項において「法」という。)第四十五号の二第二項及び第三百七十七号の二第二項に規定する申告書(以下この項において「申告書」という。)を提出する場合について適用し、同日前に申告書を提出した場合及び同日以後に平成二十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第一百十八号。以下この条及び次条第一項において「改正令」という。)附則第二条第十項の規定により同項に規定する徴収された利子割の額の還付を請求しようとする者(以下この項において「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを同条第十項の都道府県の知事に提出しなければならない。

一 請求者の氏名及び住所

二 請求者の所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)第十二条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。次号において「新租税特別措置法」という。)第四条の二第一項又は第四条の三第二項に規定する勤務先の名称及び所在地

三 当該還付に係る新租税特別措置法第四条の二第二項に規定する財産形成住宅貯蓄又は新租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄の受入れをしていた新租税特別措置法第四条の二第二項に規定する金融機関の営業所等の名称及び所在地

四 当該徴収された利子割の額及びその徴収の年月日

五 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十九年政令第一百四十四号)附則第二条第二項各号に掲げる事実の発生が改正令附則第二条第十項に規定する災害等の事由に基因するものであることについての事情の詳細及び当該災害等の事由が生じた年月日

六 その他参考となるべき事項

3 前項の規定は、改正令附則第二条第十一項において準用する同条第十項の規定により同条第十項に規定する徴収された配当割の額の還付を請求しようとする者について準用する。

4 新規則第三号様式別表は、平成二十九年年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第三条 新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定は、平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間(改正令による改正後の地方税法施行令第三十五号の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。次項及び第三項において同じ。)とする徴収取扱費(法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。次項及び第三項において同じ。)の支払から適用する。この場合において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号。第三項において「地方税法等改正法」という。)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令第三十五号の十七第一項」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第三十五号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。)附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五号の十七第一項

の三十四に規定する申請書について適用し、施行日前に提出したこの省令による改正前の地方税法施行規則（次条第二項から第五項までにおいて「旧規則」という。）第八條の三十二第一項、第八條の三十三及び第八條の三十四に規定する申請書については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第八條 施行日から平成三十年三月三十一日までの間における新規則附則第六條第三十一項の規定の適用については、同項中「二酸化炭素排出抑制対策事業費又は」とあるのは「二酸化炭素排出抑制対策事業費、」と、「に係る」とあるのは「又は水素供給設備整備事業費に係る」とする。

2 新規則附則第六條第三十五項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する政府の補助を受けて取得される償却資産に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に旧規則附則第六條第三十五項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六條第三十八項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六條第三十八項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六條第四十七項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する政府の補助を受けて取得される家屋又は償却資産に対して課すべき固定資産税又は都市計画税について適用し、施行日前に旧規則附則第六條第四十七項に規定する政府の補助を受けて取得された家屋又は償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

5 新規則附則第六條第五十九項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械類に対し課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六條第六十項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第九條 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十條に規定する存続中央会に対する新規則第十六條の十第一項の規定の適用については、同項中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十條に規定する存続中央会」とする。

附則 （平成二十九年三月三十一日総務省令第二十七号）

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（自動車取得税に関する経過措置）

2 この省令による改正後の地方税法施行規則第十六條の九様式は、この省令の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

附則 （平成二十九年七月六日総務省令第四十六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）の施行の日から施行する。）

附則 （平成二十九年七月七日総務省令第四十八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則 （平成二十九年一〇月一二日総務省令第六十九号）

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、附則第十七條第一項の改正規定は令和二年一月一日から施行する。

附則 （平成二十九年二月一八日総務省令第八一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日から平成三十年十二月三十一日までの間におけるこの省令による改正後の地方税法施行規則（次条において「新規規則」という。）第十条の二の第三項第二号の規定の適用については、同号中「第四十条の三の第三十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第三項）」とあるのは、「第四十条の三の第三十二項第一号（同法第四十一条の十九の五第十項）」とする。

（事業税に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の日から平成三十年十二月三十一日までの間における新規規則第七條第二項第二号の規定の適用については、同号中「第四十条の三の第三十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第三項）」とあるのは、「第四十条の三の第三十二項第一号（同法第四十一条の十九の五第十項）」とする。

附則（平成二十九年十二月二十六日総務省令第八三三号）

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の地方税法施行規則第二條第二項及び第三項は、平成三十年年度以後の年度の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年三月三十一日総務省令第二四四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十六条の五の五第一項第一号の改正規定 平成三十年六月十五日

二 第八条の二の次に二条を加える改正規定並びに第十六条の二、第十六条の様式、第十六号の様式並びに第十六号の様式記載要領5及び6の改正規定並びに附則第四条、第五号、第八号及び第九号の規定 平成三十年十月一日

三 第一条の十の改正規定、附則第二条の四に一項を加える改正規定並びに第十七号様式別表及び第十七号の様式別表の改正規定並びに次条第二項及び附則第十二条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（第三項、第四項）の下に「第五項」を加え、「第十項及び第十一項」を「第十項、第十一項及び第十二項」に改める部分に限る。）に限る。） 平成三十一年一月一日

四 附則第六条に九項を加える改正規定（同条第八十六項から第九十一項までに係る部分に限る。）及び附則第十二条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定（附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）の下に「第十一項第四十六項」を加える部分に限る。）に限る。） 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第 号）の施行の日

五 附則第三条の二の十八の次に一条を加える改正規定及び附則第六条に九項を加える改正規定（同条第九十二項に係る部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

六 第十五条の六の三を第十五条の六の四とし、同条の前に一条を加える改正規定 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

七 附則第四条の四第十一項、第四条の六の二第十七項第一号ハ、第五条の二第四項及び第八号の三の四第三項の改正規定 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規規則」という。）第二条の三の六第六項及び第七項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する新規規則第二条の三の五第一項に規定する公的年金等受給者の扶養親族申告書について適用する。

2 新規規則第十七号様式別表及び第十七号の様式別表は、令和元年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三十年年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第三条 新規規則第七條の二の九、第七條の二の十、第七條の二の十二及び第七條の二の十三の規定は、施行日以後に行われる地方消費税の清算について適用し、施行日前に行われた地方消費税の清算については、なお従前の例による。

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則（以下「三十一年十月新規規則」という。）第十六号様式、第十六号の様式及び第十六号の様式は、同条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき道府県民税及び市町村民税について適用し、同日以前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十八号）による改正前の地方税法施行規則第四十八号の様式別表記載要領4中「と紙巻たばこ以外の」を「法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる」に改め、「もの」の次に「及び加熱式たばこを同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数」を加える。

（手持品課税に係る道府県民税及び市町村民税の申告方法等）

第五条 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三三三号。以下「改正法」という。）附則第十條第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第一号様式によるものとする。

2 改正法附則第十條第五項の規定により卸売販売業者等（同条第二項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）又は同条第二項に規定する小売販売業者が道府県民税及び市町村民税の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に地方税法施行規則（以下「規則」という。）第十六号の四様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 卸売販売業者等が、改正法附則第十條第二項の規定による道府県民税及び市町村民税に相当する金額について、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第八條の六、第八條の七又は第八條の九の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき三十年十月新規規則第十六号の様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ（同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。）について改正法附則第十條第二項の規定により道府県民税及び市町村民税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（自動車取得税に関する経過措置）

第六条 新規規則第十六号の九様式は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第七条 新規規則第十條の七の三第七項第五号に規定する事業を実施する者（施行日の前日において社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に掲げる事業を実施していた病院又は病床を有する診療所の開設者のうち、令和六年三月三十一日までの間に当該病院又は当該診療所の病床を介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）附則第二条に規定する転換（次項において「転換」という。）を行って介護医療院を開設したものであって、前事業年度を通じて新規規則第十條の七の三第七項第五号に規定する入所者（次項において「入所者」という。）の総延数が零であるものに限る。）に対する新規規則第十條の七の三第七項第五号から第七号までの規定の適用については、同項第五号中「の前事業年度

を通じた入所者（介護保険法第四十八条第一項第三号に掲げる介護医療院サービス（以下この号において「介護医療院サービス」という。）を受けた者に限る。）の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護（介護医療院サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護医療院サービスを受けた者の延数の割合（次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」という。）とあるのは「のうち地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）附則第七条第一項の規定の適用を受けるもの、前事業年度を通じて取扱患者の総延数に対する生活保護法第十五条若しくは第十六条に規定する医療扶助若しくは出産扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法第七十六条第二項の規定に算定された額及び同法第八十五条第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第八十五条の二第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数の割合（次号及び第七号において「無料又は低額診療患者の割合」という。）と、同項第六号及び第七号中「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」とあるのは「無料又は低額診療患者の割合」とする。

2 新規則第十條の七の三第七項第五号に規定する事業を実施する者（施行日の前日において社会福祉法第二條第三項第十号に掲げる事業を実施していた介護老人保健施設（病院又は病床を有する診療所の開設者が平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に当該病院又は当該診療所の病床の転換を行つて開設したものに限る。）の開設者のうち、令和六年三月三十一日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設したものであつて、前事業年度を通じて入所者の総延数が零であるものに限る。）に対する新規則第十條の七の三第七項第二号及び第五号から第七号までの規定の適用については、同項第二号中「以下この号」とあるのは「以下この項」と、同項第五号中「の前事業年度を通じて入所者（介護保険法第四十八条第一項第三号に掲げる介護医療院サービス（以下この号において「介護医療院サービス」という。）を受けた者に限る。）の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護（介護医療院サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護医療院サービスを受けた者の延数の割合（次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」という。）とあるのは「のうち地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）附則第七條第二項の規定の適用を受けるもの、前事業年度を通じて入所者（介護保健施設サービスを受けた者に限る。）の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する施設介護（介護保健施設サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保健施設サービスに要したものに限る。）の額及び介護保健施設サービスに要した費用（介護保健施設サービスに要したものに限る。）の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護保健施設サービスを受けた者の延数の割合（次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護保健施設入所者の割合」という。）と、同項第六号及び第七号中「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」とあるのは「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」とする。

3 新規則附則第六條第十二項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する汚水又は廃液の処理施設に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得されたこの省令による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第六條第十二項に規定する汚水又は廃液の処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六條第十八項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する除害施設に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六條第十八項に規定する除害施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新規則附則第六條第三十三項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する国際船舶に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六條第三十三項に規定する国際船舶に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新規則附則第六條第四十八項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械その他の設備に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六條第四十八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新規則附則第六條第六十七項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する鉄道施設に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六條第六十一項に規定する鉄道施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新規則附則第六條第七十八項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する土地に対して課すべき固定資産税又は都市計画税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六條第七十二項に規定する土地に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

9 平成二十三年五月二日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された改正法附則第二十条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の法附則第五十六條の二第二項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、旧規則附則第二十四條の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「政令附則第三十三條の二」とあるのは、「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三十五号）附則第八條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による改正前の政令附則第三十三條の二」とする。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第八條 三十年十月新規則第十六條の五様式は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第四百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用し、同日前行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市町村たばこ税の申告方法等）

第九條 改正法附則第二十三條第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第二号様式によるものとする。

2 改正法附則第二十三條第五項の規定により卸売販売業者等（同条第二項に規定する卸売販売業者等）をいう。次項において同じ。）又は同条第二項に規定する小売販売業者が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に規則第三十四條の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 卸売販売業者等が、改正法附則第二十三條第二項の規定による市町村たばこ税に相当する金額について、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第十六條の二の五又は第十六條の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき三十年十月新規則第十六條の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ（同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。）について改正法附則第二十三條第二項の規定により市町村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（事業所税に関する経過措置）

第十條 新規則第二十四條の二十二の規定は、同条に規定する助成金の支給に係る施設又は設備に係る事業所等（地方税法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この

条において同じ。）において行う事業に対して課すべき事業所税について適用し、旧規則第二十条の二十二に規定する助成金の支給に係る施設又は設備に係る事業所等において行う事業に對して課する事業所税については、なお従前の例による。

別記第一号様式
(用紙日本産業規格A4) (地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十四号) 附則第五条関係)

別記第一号様式(用紙日本産業規格A4)(地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十四号)附則第五条関係)

道府県たばこ税の手続き課税納税申告書

申告者の欄別		附・小	郵便番号	番
(〒――) Ⅱ ――				
営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称		店鋪名(――)		
住所又は居所		(〒――) Ⅱ ――		
氏名又は名称及び代表者氏名		(フリガナ)		
個人番号又は法人番号		1個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。		
同 上 代 理 人		⑩		

知事宛
令和 年 月 日

取受印

下記のとおり、令和 年 月 日現在における、道府県たばこ税の手続き課税納税申告書(開票後申告書・修正申告書)を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)
紙巻たばこ	①	本 ★ ⑥	本
葉巻たばこ	②	①(①×1)	本 ★ ⑦
パイプたばこ	③	②(②×1)	本 ★ ⑧
詰めたばこ	④	③(③×0.5)	本 ★ ⑨
加熱式たばこ	⑤	④(④×0.5)	本 ★ ⑩
かみ用のたばこ	⑥	⑤(⑤×0.5)	本 ★ ⑪
かぎ用のたばこ	⑦	⑥(⑥×0.5)	本 ★ ⑫

③(③～⑦の合計) 本

所持する製造たばこの数量の合計

区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨)
⑧(⑧)		0.07	⑧⑧×0.07

道府県税

区分	税額の合計額 (1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額 (1円単位で記入)
⑨⑨	円 ⑨⑨	円 ⑨⑨又は⑨⑨⑨	円 ⑨⑨又は⑨⑨⑨

道府県税

総理士法第30条の2の書面提出

税理士法第30条の2の書面提出

⑩ (電話番号 ――)

出版販売先、自動販売機等の所在地及び名称

所 在 地

を 称

修正申告の場合の当初申告年月日

令和 年 月 日

確認

納 期 限

通 信 日 付 印

令和 年 月 日

確認

令和 年 月 日

番号確認

身分確認

口済

口未済

申請書番号

個人番号カード/通知カード・運転免許証

その他

(注1) 空欄には記入しないでください。

(注2) 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

別記第一号様式記載要領

1 この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号、以下「平成30年改正法」という。)附則第10条第3項の規定による申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。

2 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条第1項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

3 「⑩」欄には、所持する加熱式たばこについて、地方税法第14条の4第3項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。

4 卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。

(1) 平成30年改正法附則第10条第2項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)」の欄の「★⑥」欄から「★⑩」欄に記載すること。

(2) 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「⑩」欄には、「地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)」欄の「★⑥」欄から「★⑩」欄までの数量を合計した本数を記載すること。

別記第二号様式
(用紙日本産業規格A4) (地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十四号) 附則第九条関係)

別記第二号様式(用紙日本産業規格A4) (地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第20号)附則第五号関係)

市町村たばこ税の手持品課税納税申告書

令和 年 月 日		申告者の種別	部・小	電話番号	年
営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称		(〒 ー) 店番(ー)			
住所又は居所		(〒 ー) 番 ー (フリガナ)			
氏名又は名称及び代表者氏名		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
個人番号又は法人番号		同 上 代 理 人			

市区町村長殿

下記のとおり、令和 年 月 日現在における、市町村たばこ税の手持品課税納税申告書(期後申告書・修正申告書)を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)
紙巻たばこ	①	本	★①
葉巻たばこ	②	本	★②
パイプたばこ	③	本	★③
詰めたばこ	④	本	★④
加熱式たばこ	⑤	本	★⑤
かみ用のたばこ	⑥	本	★⑥
かき用のたばこ	⑦	本	★⑦
所持する製造たばこの数量の合計		本	

区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨)
市区町村税	⑧(①)	0.43	⑨(⑧×0.43) 円

区分	税額の合計額 (1円未満で記入)	修正申告の場合の修正申告書の確定額 (1円未満で記入)	納付すべき税額 (1円未満切捨)
市区町村税	⑩(⑨)	⑪	⑫又は⑩-⑪ 円

製造士法第30条の書面提出 作成処理士署名・押印

製造士法第33条の2の書面提出 (電話番号 ー ー)

出展販売先、自動販売機等の所在地及び名称 (〒 ー) 番 ー (フリガナ)

市区町村長殿

修正申告の場合の当初申告年月日 令和 年 月 日 確認 令和 年 月 日

通 信 日 付 印 令和 年 月 日 確認 令和 年 月 日

番号確認 身元確認 口消口税済 市販認可書 個人番号カード/通知カード・運転免許証その他の顔

(注)1. 空欄には記入しないでください。
2. 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。
別記第2号様式記載要領
1. この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号、以下「平成30年改正法」という。)附則第23条第3項の規定による申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
2. 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第3条第3項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第19項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
3. 「⑤」欄には、所持する加熱式たばこについて、地方税法第67条第3項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。
4. 卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。
(1) 平成30年改正法附則第23条第2項の規定により市町村たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)」の欄の「★⑤」欄から「★⑥」欄に記載すること。
(2) 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に当たっては、「⑧」欄には、「地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)」欄の「★⑧」欄から「★⑨」欄までの数量を合計した本数を記載すること。

附 則 (平成三〇年三月三十一日総務省令第25号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の六、第三条第三項及び第五条第三項の改正規定、第十条第九項の改正規定(同項を同条第十項とする部分を除く)、第十条の二第三項の改正規定、第二十四条の三十八の次に七条を加える改正規定(第二十四条の四十一から第二十四条の四十五までに係る部分に限る。)並びに第三十一条の次に十条を加える改正規定(第三十一条の五第三号及び第四号並びに第三十一条の六第三号及び第四号に係る部分に限る。) 令和元年十月一日

二 第三条の十四の改正規定 令和二年一月一日

三 第一条の四第二項及び第五条第一項の改正規定並びに附則第二条の八の次に一条を加える改正規定 令和二年四月一日

四 附則第四条及び第七条の規定 令和二十年十月一日

五 附則第五条及び第八条の規定 令和三年十月一日

六 第八条の二の三及び第十六条の二の二の改正規定並びに第十六号様式、第十六号の二様式並びに第十六号の五様式記載要領5及び6の改正規定並びに附則第三条及び第六条の規定 令和四年十月一日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 平成三十年三月三十一日における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の市(以下この条において「指定都市」という。)の区域のうち、平成三十年四月一日において引き続き指定都市の区域である区域については、同日に指定都市の区域となったものとみなして、この省令による改正後の地方税法施行規則第三条の九、第三条の十一の二及び第三条の十三の二の規定を適用する。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第三条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則第十六号様式、第十六号の二様式及び第十六号の五様式は、同条第六号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用し、同日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る道府県たばこ税の申告方法等)

第四条 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号。以下「改正法」という。)附則第十二条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第一号様式によるものとする。

2 改正法附則第十二条第五項の規定により卸売販売業者等(地方税法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。次項及び次条において同じ。)又は小売販売業者(地方税法第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者をいう。次条第二項において同じ。)が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に地方税法施行規則(以下「規則」という。)第十六号の四様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 卸売販売業者等が、改正法附則第十二条第二項の規定による道府県たばこ税に相当する金額について、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第八条の六、第八条の七又は第八条の九の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき規則第十六号の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ(同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。)について改正法附則第十二条第二項の規定により道府県たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

第五条 改正法附則第十三条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記

第一号様式によるものとする。

2 改正法附則第十三条第五項の規定により卸売販売業者等又は小売販売業者が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に規則第十六号の四様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 卸売販売業者等が、改正法附則第十三条第二項の規定による道府県たばこ税に相当する金額について、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第八条の六、第八条の七又は第八条の九の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき規則第十六号の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ（同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。）について改正法附則第十三条第二項の規定により道府県たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則第十六号の五様式は、同条第六号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用し、同日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市町村たばこ税の申告方法等）

第七条 改正法附則第二十五条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第二号様式によるものとする。

2 改正法附則第二十五条第五項の規定により卸売販売業者等（地方税法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。次項及び次条において同じ。）又は小売販売業者（地方税法第四百六十四条第一項第四号に規定する小売販売業者をいう。次条第二項において同じ。）が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 卸売販売業者等が、改正法附則第二十五条第二項の規定による市町村たばこ税に相当する金額について、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき規則第十六号の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ（同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。）について改正法附則第二十五条第二項の規定により市町村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

第八条 改正法附則第二十六条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第二号様式によるものとする。

2 改正法附則第二十六条第五項の規定により卸売販売業者等又は小売販売業者が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 卸売販売業者等が、改正法附則第二十六条第二項の規定による市町村たばこ税に相当する金額について、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき規則第十六号の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ（同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。）について改正法附則第二十六条第二項の規定により市町村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

別記第一号様式

（用紙日本産業規格A4）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）附則第四条・第五条関係）

道府県たばこ税の手持品課税納税申告書

都道府県提出用
(第一号様式)

別記第1号様式記載要領

2 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

こと。

(1) 平成30年改正法附則第12条第2項又は附則第13条第2項の規定により道府県またはこの税の課税対象となる製造またはこの数量については、「地方税の課税対象数量(初歩販売業者等用)」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。

から「★⑬」欄までの数量を合計した本数を記載すること。

(受印用)		市 町 村 役 所		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課	
市 区 町 村 長 官 印 令和 年 月 日		寄附者の氏名		卸 小 売 業 者 名		寄 附 金 額	
		(〒 — —) 所 在 地 及 び 名 称		(〒 — —) 所 在 地 及 び 名 称		(〒 — —) 所 在 地 及 び 名 称	
		市 町 村 長 官 印 市 区 町 村 長 官		住 所 又 は 居 所		店 舗 名 (— —)	
				氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名		(フナガサ)	
市 区 町 村 長 官 印 市 区 町 村 長 官		個人番号又は 法人 番 号		1個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
		同 上 代 理 人		(— — — — —)			
下記のとおり、令和 年 月 日現在における、市町村たばこ税の手持品課税納税申告書(期後申告書・修正申告書)を提出します。							
製造たばこの区分		所 持 重 量		所持する 製造たばこの数量		地方税の課税対象数量 (卸売販売業者等用)	
紙 巻 煙 草		①		g (①×1)		本 ★ ① 本	
巻 煙 草		②		g (②×1)		本 ★ ② 本	
パイプ 煙 草		③		g (③×0.5)		本 ★ ③ 本	
短 冊 煙 草		④		g (④×0.5)		本 ★ ④ 本	
加 熱 式 煙 草		⑤		g (⑤×0.5)		本 ★ ⑤ 本	
か み 用 の た ば こ		⑥		g (⑥×0.5)		本 ★ ⑥ 本	
か ぎ 用 の た ば こ		⑦		g (⑦×0.5)		本 ★ ⑦ 本	
所持する製造たばこの数量の合計		本		(①～⑦の合計)			
区 分		課 税 標 準 と なる 製造たばこの本数		1本当たりの 税率		税 額 (1円未満切捨)	
市 町 村 税		⑧(①)		本		円 ⑧×⑨×0.43	
区 分		税 額 の 合 計 額 (1円単位で記入)		修正申告書の確定額		納付すべき税額 (1円単位で記入)	
市 町 村 税		⑩(⑧)		円 ⑩		円 ⑩×⑪又は⑩×⑫	
税理士法第30条の2の書面提出		⑬		作成税理士名		(電話番号) (— —)	
税理士法第33条の2の書面提出		⑭		所 在 地		名 称	
(〒 — —) ⑭		(〒 — —) ⑭		(〒 — —) ⑭		(〒 — —) ⑭	
市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課	
修正申告書の場合の当期申告年月日		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課	
通 信 日 付 印		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課	
市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課	
市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課	
市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課	
市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課	
市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課	
市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課	
市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課	
市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課	
市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課	
市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課	
市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課		市 区 町 村 農 業 課	
市 区 町							

[illegible]

附則（平成三〇年七月六日総務省令第四一號）
 の省令は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七號）附則第一条第一號に掲げる規定の施行の日から施行する。
 附則（平成三〇年七月二一日総務省令第四二號）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の九の五、第三条第一項本文、第三条の十三の二及び第五条第三項の改正規定並びに次条の規定及び附則第四条の規定（地方税法施行規則第三条の十三の二の改正規定に係る部分に限る。）は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月六日総務省令第五四号)

(施行期日)

1 この省令は平成三十一年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令による改正後の地方税法施行規則第二条の二第五項及び第七項並びに第二条の第三第二項(第九号に係る部分に限る。)及び第四項の規定並びに第三号様式別表、第五号の四様式及び及び第五号の十三様式は、令和元年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三十年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附則（平成三十一年三月二十九日総務省令第三八号）抄

抄

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第一条の十七を同令第一条の十九とする改正規定、同令第一条の十六の改正規定、同条を同令第一条の十八とする改正規定及び同令第一条の十五の次に二条を加える改正規定並びに第五十五号の五様式の改正規定並びに次条第一項及び第三項の規定並びに附則第七条の規定 令和元年六月一日

二 第一条中地方税法施行規則第八条の十六及び第八条の十七の改正規定 令和元年七月一日
(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の十六及び第一条の十七の規定は、令和二年十月一日以後に開始する新規則第一条の十六第二項に規定する指定対象期間に係る同条第一項に規定する指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県、市町村又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）が同項に規定する申出書等を提出する場合について適用する。

2 前条第一号に掲げる規定の施行の日から令和二年九月三十日までの期間に係る指定を都道府県等が受けようとする場合における新規則第一条の十六及び第一条の十七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条の 十六第一	七月一日から同月 三十一日まで	四月一日から同月十日まで
第一条の 十六第二	毎年十月一日から 翌年九月三十日 まで をいう。	令和元年六月一日から令和二年九月三十日まで をいう。ただし、総務大臣が、指定を受けようとする都道府県等について、当該期間を指定対象期間とすることが適当でない と認める場合には、当該都道府県等に係る指定対象期間は令和元年六月一日から同年九月三十日までの期間とする。

3 前項の規定により読み替えられた新規則第一条の十六第二項ただし書の規定の適用がある場合における同項ただし書に規定する指定対象期間に係る指定をされた都道府県等は、前二項の規定

にかかわらず、令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの期間に係る指定を受けるために、新規則第一条の十六第一項に規定する申出書等を提出することができる。この場合において、当該都道府県等が行う当該申出書等の提出については、同条及び新規則第一条の十七の規定を適用する。

第三条 新規則第七條の二の十の規定は、この省令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に行われる地方消費税の清算について適用し、施行日前に行われた地方消費税の清算については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）
 第四条 新規則第十六号の九様式は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）
 第五条 第一条の規定による改正前の地方税法施行規則第二十四条の二十二に規定する助成金の支給に係る施設又は設備に係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

附則（平成三十一年三月二十九日総務省令第三十九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日

二 第一条中地方税法施行規則第二条に四項を加える改正規定、同令第二条の二第二項及び第四項並びに第二条の三の二から第二条の三の七までの改正規定並びに同令第三号様式別表裏面、第五号の四様式、第五号の五の二様式及び第五十五号の七様式備考の改正規定並びに次条の規定 令和二年一月一日

三 第一条中地方税法施行規則第一条の二の改正規定、同令第一条の九の五を同令第一条の九の七とし、同令第一条の九の四を同令第一条の九の六とし、同令第一条の九の三の次に二条を加える改正規定、同令第三条の三の二の次に一条を加える改正規定、同令第三条の四第二項第二号、第三条の四の二第二項第四号及び第三条の四の三第二項第二号の改正規定、同令第四条の六の次に一条を加える改正規定、同令第四条の七の次に一条を加える改正規定、同令第五条の二第二項第二号の改正規定、同条を同令第五条の二の三とし、同令第五条の次に二条を加える改正規定、同令第五条の四第二項第二号の改正規定、同令第十条の二の十一を削り、同令第十条の二の十を同令第十条の二の十一とする改正規定、同令第十条の二の九第二項第二号の改正規定、同条を同令第十条の二の十とする改正規定、同令第十条の二の八第二項第二号の改正規定、同条を同令第十条の二の九とする改正規定並びに同令第十条の二の七の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第三条の二を削り、同令附則第三条の二の二を同令附則第三条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同令附則第三条の二の七第二項第三号ロの改正規定並びに附則第五条の規定 令和二年四月一日

四 第一条中地方税法施行規則第十条の二の三第二項第二号の改正規定 令和四年一月一日

五 略

六 第一条中地方税法施行規則附則第六條第七十七項の改正規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則第五十五号の七様式の適用については、令和二年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、同様式備考中「特例控除対象寄附金の額」とあるのは、「特例控除対象寄附金の額及び同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）の額」とする。

（事業税に関する経過措置）

第三条 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。附則第七条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六條第四項に規定する市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、毎年度、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三條第一項の規定により調製された市町村の決算に係る市町村民税の法人税割額のうち標準税率をもつて算定された額で当該年度前三年度内（交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内。以下この条において同じ。）の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額及び同項の規定により調製された都の決算に係る都民税の法人税割額（地方税法第五條第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四條第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額をいう。）のうち標準税率をもつて算定された額で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額とする。

（地方消費税に関する経過措置）

第四条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第七條の二の八及び附則第三条の二の三の規定は、令和元年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）による改正後の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第三十五條の十七第一項及び附則第六條の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。）とする徴収取扱費（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）第二条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二條の百十三第一項及び附則第九條の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新規則第七條の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七條の二の八第一項中「政令」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令」とあるのは「改正令」とあるのは「改正令」とする。

2 令和元年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七條の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七條の二の八第一項中「政令」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令」とあるのは「改正令」とあるのは「改正令」とする。

3 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和元年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七條の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「附則第四条第一項後段」とあるのは、「附則第四条第三項」とする。

4 令和元年十二月から令和二年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七條の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七條の二の八第一項中「政令」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第四項の

規定により読み替えて適用される政令」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令」とあるのは「改正令附則第四条第四項の規定により読み替えて適用される政令」とする。

5 地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和元年十二月から令和二年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「附則第四条第一項後段」とあるのは、「附則第四条第四項」とする。

第五条 令和二年四月一日前に設立された法人である事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）で同日以後最初に開始する課税期間（同法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。）において所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）第五条の規定による改正後の消費税法（昭和六十六年法律第百八号）第四十六条の二第二項に規定する特定法人に該当する事業者（地方税法第七十二条の八十七各項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項の事業者に限る。）は、当該課税期間開始の日以後一月以内に第一条の規定による改正後の地方税法施行規則附則第三条の二の二第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項の届出を行わなければならない。

附 則 （令和元年五月七日総務省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年六月二八日総務省令第一九号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和元年七月五日総務省令第二号） 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の十三の三、第四条の四、第五条、第六条の五、第七条の二の四第一項第五号及び第七条の二の五第二項第四号の改正規定並びに第一号様式の表の改正規定、第六号様式の表の改正規定（「（33）」を「（34）」に改める部分、「（49）」を「47」に改める部分及び「56」を「54」に改める部分を除く。）、同様式記載要領の改正規定（同様式記載要領10、12及び19に係る部分を除く。）、同様式別表五の二の表の改正規定（別表5の6（「（36）」又は別表5の6の2（「（27）」を「別表5の6の2（「（27）」に改める部分に限る。）、同様式別表五の六、同様式別表十四記載要領、第六号の三様式の表、同様式記載要領、第七号の三様式の表、第十号の三様式の表、同様式記載要領、第十号の五様式の表、同様式記載要領、第十二号の二様式の表、第十三号様式の表、同様式記載要領、第十三号の二様式の表、第十四号様式の表、同様式記載要領及び第二十号の五様式の表の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和元年十月一日

二 第五号の十四様式及び第五号の十四の二様式の改正規定、第六号様式の表の改正規定（「（33）」を「（34）」に改める部分に限る。）、同様式記載要領12の改正規定、同様式別表一記載要領の改正規定（「（18）」の欄を「（18）」の欄の金額、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2（2の2）の（27）の欄）に改める部分に限る。）、同様式別表五の表の改正規定、同様式別表五記載要領の改正規定（同表記載要領4に係る部分を除く。）、同様式別表五の二の表の改正規定（「（23）」を「（24）」に改める部分に限る。）、同様式別表五の二記載要領、同様式別表五の二の二の表、同様式別表九の記載要領3、同様式別表十記載要領、同様式別表十一の表及び同様式別表十一記載要領の改正規定並びに第二十号様式別表一記載要領の改正規定（「（18）」の欄を「（18）」の欄の金額、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2（2の2）の（27）の欄）に改める部分に限る。） 令和二年一月一日

三 附則第二十号の改正規定 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日

（地方消費税に関する経過措置）

第二条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び次条において「改正法」という。）附則第十条第一項の規定の適用を受ける事業者（改正法第二条による改正後の地方税法（以下この項において「新法」という。）第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいい、新法第七十二条の八十七第一項に規定する承継相続人を含む。次条において同じ。）に係るこの省令（附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方税法施行規則（次条において「新規則」という。）第七十二条の二の四の規定の適用については、同条第一項第二号中「次条及び第七十二条の六」とあるのは「以下この項、次条及び第七十二条の六」と、同項第四号中「当該中間申告対象期間に係る消費税法第四十二条第一項第一号に掲げる金額（同法第四十三号第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額）」とあるのは「当該中間申告対象期間を一つの課税期間とみなした場合における社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。次号において「改正法」という。）附則第十一条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）及び同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）及び同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除しきれなかった金額」と、同項第五号中「前号に掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは「当該中間申告対象期間を一つの課税期間とみなして改正法附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用される改正法第二条による改正後の法第七十二条の八十八第一項の規定を適用して算出した譲渡割額に相当する金額」とする。

2 前項の事業者は、改正法附則第十条第一項の規定による申告書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 当該申告書に係る消費税法（昭和六十三年法律第八号）第四十三号第一項に規定する中間申告対象期間に係る改正法附則第十一条第一項第一号及び二に掲げる金額の計算に関する明細

二 当該中間申告対象期間に係る改正法附則第十一条第一項第二号及び三に掲げる金額の計算に関する明細

三 その他参考となるべき事項

第三条 改正法附則第十一条第一項又は第四項の規定の適用を受ける事業者に係る新規則第七条の二の五の規定の適用については、同条第一項第三号中「当該課税期間に係る社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。次号において「改正法」という。）附則第十一条第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）及び同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）がある場合においては、当該控除しきれなかった金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）」と、同項第四号中「前号に掲げる消費税額を課税標準として算出した譲渡割額」とあるのは「当該課税期間に係る改正法附則第十一条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

2 改正法附則第十一条第二項又は第三項の規定の適用を受ける事業者に係る新規則第七条の二の五の規定の適用については、同条第二項第三号中「当該課税期間に係る社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。次号において「改正法」という。）附則第十一条第一号に掲げる金額

から同項第二号に掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合において、当該控除しきれなかった金額）及び同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）と、同項第四号中「前号に掲げる不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは「当該課税期間に係る改正法附則第十一条第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかった金額」とする。

3 改正法附則第十一条第五項の規定の適用を受ける事業者に係る新規則第七条の二の五の規定の適用については、同条第二項第三号中「当該課税期間に係る法第七十二条の八十八第二項に規定する不足額」とあるのは「当該課税期間に係る社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。次号において「改正法」という。）附則第十一条第一号に掲げる金額及び同号に掲げる金額」と、同項第四号中「前号に掲げる不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは「当該課税期間に係る改正法附則第十一条第一号に掲げる金額」とする。

4 前三項に規定する事業者は、改正法附則第十一条各項の規定による申告書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- 一 当該申告書に係る地方税法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間に係る改正法附則第十一条第一項第一号イ及びロに掲げる金額の計算に関する明細
- 二 当該課税期間に係る改正法附則第十一条第一項第二号イ及びロに掲げる金額の計算に関する明細
- 三 その他参考となるべき事項

附則（令和元年二月一日総務省令第六十四号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日総務省令第二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第三十九号）附則第三条（地方税法施行規則等）の規定 公布の日
- 二 第十六号様式別表一記載要領4及び5、同様式別表二記載要領4、第十六号の様式記載要領4、同様式別表一記載要領5及び6の改正規定並びに附則第八条の規定 令和二年十月一日
- 三 第一条の九の七を第一条の九とし、第一条の九の六の次に二条を加える改正規定、第二条の二第四項の改正規定（第三十四条第九項及び第三十四号の二第九項）を「第三十四条第八項及び第三十四号の二第八項」に改める部分に限る、同条第五項の改正規定（同項を同条第六項とする部分を除く。）及び第二条の三の六第六項の改正規定（昭和四十二年法律第八十一号）を削る部分に限る、並びに第一号の三様式、第一号の四様式、第三号様式別表、第四号様式、第四号の二様式、第五号の二様式、第五号の四様式、同様式別表、第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表の改正規定 令和三年一月一日
- 四 第二十四条の三十九第一項第四号の次に三号を加える改正規定及び附則第六条の規定 令和三年十月一日
- 五 第二条の二の改正規定（同条第四項中「第三十四条第九項及び第三十四号の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三十四号の二第八項」に改める部分、同項中「（以下この項において「申告者」という。）」を削る部分及び同項中「又は所得税法」を「又は同法」に改める部分並びに同条第五項中「第三十四条第九項及び第三十四号の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三十四号の二第八項」に改める部分を除く。）及び第二条の三の改正規定並びに次条の規定 令和六年一月一日

十六 第十六条の十二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第二十四条の五の見出しの改正規定及び第二十四条の五に一項を加える改正規定 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

七 附則第六条に八項を加える改正規定（同条第八十八項及び第八十九項に係る部分に限る。）特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

八 附則第四条の七第九項の改正規定 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の二第四項及び第五項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法第四十五条の二第一項及び第三百七十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合（同法第四十五条の三第一項及び第三百七十七条の三第一項の規定により提出されたものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る同法第四十五条の二第一項及び第三百七十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第三条 新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定は、令和二年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九十九号）による改正後の地方税法施行令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）とする徴収取扱費（地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）の支払から適用する。この場合において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令第三十五条の十七第一項」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九十九号。附則第三条の二の三第一項において「改正法」という。）附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令附則第六条の十一第一項」とあるのは「改正法附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項」とする。

2 令和二年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（政令第三十五条の十七第一項に規定する）」とあるのは「令和二年三月の徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九十九号。以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正法」という。）附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和二年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和二年四月及び五月の）と、新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（政令附則第六条の十一第一項に規定する）」とあるのは「令和二年三月の徴収取扱費基礎額（改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和二年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正法附則第五条第二項の規定によ

り読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和二年四月及び五月の」とする。

3 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和二年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、同項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する」とあるのは「令和二年三月の徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号。以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和二年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和二年四月及び五月の」と、第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する」とあるのは「令和二年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和二年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和二年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和二年四月及び五月の」とする。

4 令和三年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（政令第三十五条の十七第一項に規定する」とあるのは「令和三年三月の徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号。以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第七項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和三年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第七項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和三年四月及び五月の」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（政令附則第六条の十一第一項に規定する」とあるのは「令和三年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第七項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和三年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第七項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和三年四月及び五月の」とする。

5 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和三年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、同項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する」とあるのは「令和三年三月の徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号。以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和三年三月の徴収

取扱費基礎額をいう。）及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第八項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する令和三年四月及び五月の」と、第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する」とあるのは「令和三年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第八項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和三年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第五条第八項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する令和三年四月及び五月の」とする。

（自動車税に関する経過措置）
第四条 新規則第十六号の四十三様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条 新規則附則第六条第二十五項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得されたこの省令による改正前の地方税法施行規則附則第六条第二十五項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特定書面等地方税関係申告等に関する経過措置）

第六条 新規則第二十四条の三十九第一項（第四号の二から第四号の四までに係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第七百四十七条の第二項の特定書面等地方税関係申告等について適用する。

附 則（令和二年四月三〇日総務省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月二四日総務省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年七月一四日総務省令第六五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（次条において「新規則」という。）第一条の十六及び第一条の十七の規定は、都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）がこの省令の施行の日以後に地方税法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（以下この条及び次条において「申出書等」という。）を提出する場合について適用し、都道府県等が同日前に申出書等を提出した場合については、なお従前の例による。

第三条 令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの期間（都道府県等が新規則第一条の十六第三項の規定により申出書等を提出する場合には、同条第四項に規定する告示をした日から令和三年九月三十日までの期間）に係る地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定を都道府県等が受けようとする場合における新規則第一条の十七第二項の規定の適用については、同条第二号中「前年度（前条第二項に規定する指定対象期間の初日の属する年度の前年度をいう）」とあるのは、「令和元年六月一日から令和二年三月三十一日までの期間」とする。

附 則（令和二年七月二七日総務省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

のは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度」とと、「属する事業年度開始」とあるのは「属する連結事業年度又は事業年度開始」と、「それぞれの事業年度」とあるのは「それぞれの連結事業年度又は事業年度」と、「法人の事業年度」とあるのは「法人の連結事業年度」と読み替えるものとする。

7 改正令附則第三条第三十八項の規定により新令第八条の二十四の規定を準用する場合には、同条中「被合併法人等」とあるのは、「同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）と、「前十年内事業年度」とあるのは「前十年内連結事業年度」と、「前十年内事業年度」とあるのは「前十年内連結事業年度」と、「法第五十三条第二十七項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この条において「改正法」という。）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第五十三条第十五項」と、「控除対象還付対象欠損調整額」とあるのは「控除対象個別帰属還付税額」と、「控除対象還付対象欠損調整額」とあるのは「計算の基礎となった連結欠損金額（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三条の規定（同法附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第二条第九号の二に規定する連結欠損金額をいう。）に係る連結事業年度」と、「開始の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「開始の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書（改正法附則第五条第六項において準用する改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下この条において「四年新法」という。）第五十三条第二十八項に規定する法人の道府県民税の確定申告書をいう。以下この条において同じ。）」と、同条ただし書中「法第五十三条第二十八項」とあるのは「改正法附則第五条第六項において準用する四年新法第五十三条第二十八項」と、「控除対象還付対象欠損調整額」とあるのは「控除対象個別帰属還付税額」と、「前十年内事業年度」とあるのは「前十年内連結事業年度」と、「属する」とあるのは「属する連結事業年度若しくは」と読み替えるものとする。

8 改正令附則第三条第三十九項の規定により新令第九条の規定を準用する場合には、同条中「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」と、「被合併法人等の前十年内事業年度」とあるのは「が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内連結事業年度（以下この条において「前十年内連結事業年度」という。）と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」と、「前十年内事業年度」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度」とと、「属する事業年度開始」とあるのは「属する連結事業年度又は事業年度開始」と、「それぞれの事業年度」とあるのは「それぞれの連結事業年度又は事業年度」と、「法人の事業年度」とあるのは「法人の連結事業年度」と読み替えるものとする。

9 改正令附則第五条第二十六項の規定により新令第八条の十五の規定を準用する場合には、同条中「法第五十三条第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この条において「改正法」という。）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「なお効力を有する旧法」という。）第三百二十一条の八第六項に規定する控除対象個別帰属調整額」と、「控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「「控除対象個別帰属調整額」と、「係る通算適用前欠損金額」とあるのは「係るなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第五項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額」と、「最初通算事業年度（当該通算適用前欠損金額が通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合における法人税法第五

十七条第八項の規定によりなものとされたものである場合にあっては、当該新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度」とあるのは「最初連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定（同法附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この条において「なお効力を有する旧法人税法」という。）第十五条の二第二項に規定する最初連結事業年度をいう。）」と、「法人税法第五十七条第六項又は第八項」とあるのは「なお効力を有する旧法人税法第八十一条の九第二項」と、「あること」とあるのは「ないこと」と、「法人の道府県民税の確定申告書（法第五十三条第五項に規定する法人の道府県民税の確定申告書）」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書（改正法附則第十三条第四項において準用する改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下この条において「四年新法」という。）第三百二十一条の八第五項に規定する法人の市町村民税の確定申告書」と、「その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「法第五十三条第五項」とあるのは「改正法附則第十三条第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第五項」と、「控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「控除対象個別帰属調整額」と、「事業年度又は」とあるのは「事業年度若しくは連結事業年度又は」と、「以後」とあるのは「若しくは連結事業年度以後」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

10 改正令附則第五条第二十七項の規定により新令第八条の十六の規定を準用する場合には、同条中「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「被合併法人等の前十年内事業年度」とあるのは「が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内事業年度（以下この条において「前十年内事業年度」という。）と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「前十年内事業年度」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」とと、「前日の属する事業年度」とあるのは「前日の属する事業年度又は連結事業年度」と、「それぞれの事業年度」とあるのは「それぞれの事業年度又は連結事業年度」と読み替えるものとする。

11 改正令附則第五条第三十二項の規定により新令第八条の十五の規定を準用する場合には、同条中「前十年内事業年度」とあるのは「前十年内連結事業年度（以下この条において「前十年内事業年度」という。）と、「法第五十三条第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この条において「改正法」という。）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属調整額」と、「控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「「控除対象個別帰属調整額」と、「に係る通算適用前欠損金額が生じた事業年度後最初の最初通算事業年度（当該通算適用前欠損金額が通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合における法人税法第五十七条第八項の規定によりなものとされたものである場合にあっては、当該新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度）」について法人税法第五十七条第六項又は第八項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書（法第五十三条第五項に規定する法人の道府県民税の確定申告書）」とあるのは「の生じた連結事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書（改正法附則第十三条第五項において準用する改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下この条において「四年新法」という。）第三百二十一条の八第五項に規定する法人の市町村民税の確定申告書」と、「提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出して」とあるのは「提出して」と、同条ただし書中「法第五十三条第五項」とあるのは「改正法附則第十三条第五項において準用する四年新法第三百二十一条の八第五項」と、「控除対象通算適

用前欠損調整額」とあるのは「控除対象個別帰属税額」と、「前十年内事業年度」とあるのは「前十年内連結事業年度」と、「属する」とあるのは「属する連結事業年度若しくは」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

12 改正令附則第五篇三十三項の規定により新令第八条の十六の規定を準用する場合には、同条中「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」と、「合併法人等」の前十年内事業年度」とあるのは「合併法人等」の前十年内連結事業年度（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内連結事業年度（以下この条において「前十年内連結事業年度」という。）と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」と、「前十年内事業年度」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する連結事業年度又は事業年度開始」と、「それぞれの事業年度」とあるのは「それぞれの連結事業年度又は事業年度」と、「法人の事業年度」とあるのは「法人の連結事業年度」と読み替えるものとする。

13 改正令附則第五篇三十八項の規定により新令第八条の二十四の規定を準用する場合には、同条中「合併法人等」とあるのは「同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）と、「前十年内事業年度」とあるのは「前十年内連結事業年度（以下この条において「前十年内事業年度」とあるのは「前十年内連結事業年度」と、「法第五十三條第二十七項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この条において「改正法」という。）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第三百二十一条の八第十五項」と、「控除対象還付対象欠損調整額」とあるのは「控除対象個別帰属還付税額（以下この条において「還付税額」という。）と、「控除対象個別帰属還付税額」と、「控除対象個別帰属還付税額」とあるのは「計算の基礎となつた連結欠損金額（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三条の規定（同法附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第二十九条の二に規定する連結欠損金額をいう。）に係る連結事業年度」と、「開始の日」の属する事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書（改正法附則第十三条第六項において準用する改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下この条において「四年新法」という。）第三百二十一条の八第二十八項に規定する法人の市町村民税の確定申告書をいう。以下この条において同じ。）と、同条ただし書中「法第五十三條第二十八項」とあるのは「改正法附則第十三条第六項において準用する四年新法第三百二十一条の八第二十八項」と、「控除対象還付対象欠損調整額」とあるのは「控除対象個別帰属還付税額」と、「前十年内事業年度」とあるのは「前十年内連結事業年度」と、「属する」とあるのは「属する連結事業年度若しくは」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

14 改正令附則第五篇三十九項の規定により新令第九条の規定を準用する場合には、同条中「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」と、「合併法人等」の前十年内事業年度」とあるのは「合併法人等」の前十年内連結事業年度（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内連結事業年度（以下この条において「前十年内連結事業年度」という。）と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」と、「前十年内事業年度」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する連結事業年度又は事業年度開始」と、「それぞれの事業年度」とあるのは「それぞれの連結事業年度又は事業年度」と、「法人の事業年度」とあるのは「法人の連結事業年度」と読み替えるものとする。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新規規則の規定中法人の事業税に関する部分（様式に関する部分を除く。）は、施行日以後に開始する事業年度（連結し法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

2 施行日前に開始した事業年度（連結し法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、旧規則の規定中法人の事業税に関する部分（様式に関する部分を除く。）は、なおその効力を有する。

附則（令和二年一〇月一日総務省令第九五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年二月二日総務省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日総務省令第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第二条の三第二項に一号を加える改正規定、同令第二条の五第二項及び第二十五条の改正規定、同令第二十六条の改正規定（同条第一項第一号ロ（一）中「記名押印」を「その氏名」に改める部分及び同号ロ（二）の改正規定を除く。）並びに同令第二十七條から第三十條までの改正規定並びに同令附則第三条の二の二第一項及び第五項の改正規定並びに同令第五号の十四様式備考、第五号の十四の二様式備考及び第十七号の二様式別表の改正規定並びに次条及び附則第九条の規定 令和四年一月一日

二 略

三 第一条中地方税法施行規則附則第二条の九の次に一条を加える改正規定 令和四年四月一日

四 第一条中地方税法施行規則第三十一条の二の二の改正規定 令和五年一月一日

五 第一条中地方税法施行規則附則第三十条第二項第二号の改正規定、同条第四項第一号の改正規定（「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改める部分に限る。）、同項を同条第八項とする改正規定、同条第三項の改正規定及び同項を同条第七項とし、同条第二項の次に四項を加える改正規定並びに第四条中地方自治法施行規則附則第四条の改正規定並びに附則第六條第四項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

六 第一条中地方税法施行規則附則第六條第三十一項を同条第二十九項とし、同項の次に一項を加える改正規定（第三十項に係る部分に限る。） 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

七 第一条中地方税法施行規則附則第六條に四項を加える改正規定（第八十六項及び第八十七項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規規則」という。）第二条の三第二項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号。以下「法」という。）第四十五条の二第一項及び第三十七條の二第二項に規定する申告書を提出する場合（法第四十五条の三第一項及び第三十七條の三第一項の規定により提出されたものとみなされる場合に限る。以下この項において同じ。）について適用し、令和三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る法第四十五条の二第一項及び第三十七條の二第二項に規定する申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

2 新規規則第五号の十四様式及び第五号の十四の二様式は、令和四年一月一日以後に支払うべき法第五十條の二及び第三百二十八條に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」と

いう。）について法第五十条の九及び第三百二十八条の十四の規定により提出し、又は交付するこれらの規定に規定する特別徴収票について適用し、同日前に支払うべき退職手当等についてこれらの規定により提出し、又は交付したこれらの規定に規定する特別徴収票については、なお従前の例による。

3 新規則第十七号の二様式別表は、令和四年一月一日以後に法第三百十七号の六第四項の規定により提出する同項に規定する公的年金等支払報告書について適用し、同日前に同項の規定により提出した同項に規定する公的年金等支払報告書については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新規則附則第三条の二の二第五項の規定の適用については、同項中「第六条第一項」とあるのは、「第六条」とする。

（軽油引取税に関する経過措置）

第四条 新規則附則第四条の七第七項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に係る経過措置）

第五条 新規則第十六号の四十三様式は、施行日以後に取得される自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第六条 新規則第十条の二の十五の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第二十七項の規定は、施行日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得される設備に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（次項及び附則第九条第一項において「旧規則」という。）附則第六条第二十九項に規定する政府の補助を受けて取得された設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第三十五項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十六項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和三年四月一日から附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得（地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）第一条の規定による改正後の法附則第六十条に規定する取得をいう。）をされた新規則附則第三十条第二項に規定する家屋に対する同項第二号の規定の適用については、同号中「中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十四項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）」とする。

（軽自動車税に係る経過措置）

第七条 新規則第三十三号の四様式は、施行日以後に取得される三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（特定書面等地方税関係申告等に係る経過措置）

第八条 新規則第二十四条の三十九第一項（第一号の四、第四号、第七号の二、第七号の三及び第十一号の二に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる法第七百四十七条の二第二項の特定書面等地方税関係申告等について適用する。

（電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置）

第九条 新規則第二十五条第二項の規定の適用については、旧規則第二十五条第二号に規定する承認を受けている同号に規定する関連地方税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、新規則第二十五条第二項第一号ロに規定する関連地方税関係帳簿の記録事項とみなす。

2 新規則第二十五条第五項の規定の適用については、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）第一条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第七百四十八条又は第七百四十九条第一項若しくは第二項の承認を受けている旧法第七百四十八条に規定する地方税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、新規則第二十五条第五項第四号に規定する地方税関係帳簿の記録事項とみなす。

3 新規則第二十五条第七項及び第八項の規定は、令和四年一月一日以後に提出する同条第七項に規定する適用届出書に係る同項に規定する過去分書類について適用する。

附則（令和三年三月三十一日総務省令第三五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、附則第三十条を削る改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税についてのこの省令による改正前の地方税法施行規則第二条第二項の規定による同項に規定する通知事項の提供については、なお従前の例による。

2 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三第二項（第八号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法（以下「法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合（法第四十五条の三第一項及び第三百十七条の三第一項の規定により提出されたものとみなされる場合に限る。以下この項において同じ。）について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

3 新規則第二条の三の第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二条の三の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与等（以下この項において「給与等」という。）について法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項に規定する申告書又は法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項に規定する申告書（以下この項において「給与所得者の扶養親族申告書等」という。）を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について給与所得者の扶養親族申告書等を提出した場合については、なお従前の例による。

4 新規則第二条の三の五第三項及び第二条の三の六第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受ける場合を除く。以下この項において「公的年金等」という。）について法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等についてこれらの規定に規定する申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

附則（令和三年七月一九日総務省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六号様式別表九記載要領の改正規定及び同表の次に一表を加える改正規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から施行する。

附則（令和三年八月二日総務省令第七三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年九月三〇日総務省令第九七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（法人の道府県民税、市町村民税及び都民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、この省令による改正後の地方税法施行規則（以下この条及び次条において「新規則」という。）の規定中法人の道府県民税、市町村民税及び都民税に関す

る部分は、この省令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税並びに施行日以後に終了する連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）次項において「四年旧法人税法」という。）第十五条の二第二項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税並びに施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税については、なお従前の例による。

2 新規則第三条第一項、第十条第一項及び第十條の二第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度（四年旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税について適用する。

3 新規則第十三号の二様式及び第十四号様式は、法人が施行日以後に提出する新規則第三条第一項（八）の届出書について適用し、法人が施行日前に提出したこの省令による改正前の地方税法施行規則（次条第二項において「旧規則」という。）第三条第一項（八）の届出書については、なお従前の例による。

（法人の事業税及び特別法人事業税に関する経過措置）

第三条 次項に定めるものを除き、新規則の規定で法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税については、なお従前の例による。

2 新規則第十三号様式、第十三号の二様式及び第十四号様式は、法人が施行日以後に提出する新規則第四条の四（一）及び（二）の申請書並びに同条（三）の届出書について適用し、法人が施行日前に提出した旧規則第四条の四（一）及び（二）の申請書並びに同条（三）の届出書については、なお従前の例による。

附 則（令和三年二月二十五日総務省令第二〇八号）

この省令は、令和四年一月一日から施行する。

附 則（令和四年一月一日総務省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中地方税法施行規則附則第四条の九の二の改正規定並びに第二条及び第三条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

（地方税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数が官報で公示された日の前日までにあった都道府県の境界変更に対する第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新地方税法施行規則」という。）第七条の二の九及び第七条の二の十の規定の適用については、新地方税法施行規則第七条の二の九第一号中「令和二年十月一日」とあるのは、「平成二十七年十月一日」とする。

附 則（令和四年二月一八日総務省令第五号）

この省令は、令和四年二月二十日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日総務省令第二十七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第一条中地方税法施行規則第二条の二第四項の改正規定（同項ただし書中「第百九十五条第四項」の下に「第百九十五条の二第二項」を加える部分を除く。）、同条第五項ただし書の改正

規定、同令第二条の三の改正規定（同条第四項の改正規定（「前項第九号」を「第二項第九号」に改める部分に限る。）及び第四号に掲げる改正規定を除く。）、同令第二条の三の二の改正規定（同条第一項中「第二条の三の四第一号」を「第二条の三の四第一項第一号」に改める部分及び同条第四項中「第二条の三の四第二号」を「第二条の三の四第一項第二号」に改める部分を除く。）及び同令第二条の三の三から第二条の三の七までの規定の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに同令附則第三条の二の二の改正規定並びに同令第十七号様式別表記載要領の改正規定（同表記載要領9（ロ）及び（ハ）に係る部分を除く。）及び第十七号の様式別表記載要領の改正規定並びに次条第一項、第三項、第四項、第六項及び第七項の規定
令和五年一月一日

三 第一条中地方税法施行規則第二条の六、第三条第三項、第五条第三項、第十条第十項、第十条の二第三項及び第二十四条の四十一から第二十四条の四十五までの改正規定、同条の次に九条を加える改正規定、同令第三十一条の五及び第三十一条の六の改正規定並びに同令第三十三条の次に四条を加える改正規定並びに同令附則第三条の二の十七第一項の改正規定及び同令附則第三条の二の二十第一項の改正規定（附則第七條第二十三項）を「附則第七條第二十二項」に改める部分を除く。 令和五年四月一日

四 第一条中地方税法施行規則第一条の十二の二第二項、第一条の十二の三第二項及び第二条の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「付記し」を「付記し」に改める部分及び同項第十号に係る部分に限る。）、同令第二条の三の三第十項ただし書及び第二条の三の六第九項ただし書の改正規定（「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改める部分に限る。）並びに同条第十項の改正規定（「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に改める部分に限る。）並びに同令附則第十七条第一項及び第十九条の改正規定並びに同令第五十六号様式及び第五十七号様式の改正規定並びに次条第二項の規定 令和六年一月一日

五 第一条中地方税法施行規則附則第三条の改正規定及び附則第三条の規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三第二項（第七号の二及び第七号の三に係る部分に限る。）、第三項及び第四項の規定は、令和五年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百七十七條の二第二項に規定する申告書（法第四十五条の三第一項及び第三百七十七條の三第一項の規定により提出されたものとみなされるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を提出する場合について適用し、令和四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る法第四十五条の二第一項及び第三百七十七條の二第二項に規定する申告書を提出した場合には、なお従前の例による。

2 令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る法第四十五条の二第一項及び第三百七十七條の二第二項に規定する申告書を提出した場合における第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）第二条の三第二項第十号に掲げる事項については、なお従前の例による。

3 前条第二号に掲げる規定の施行の日（次項において「二号施行日」という。）から同条第四号に掲げる規定の施行の日（次項において「四号施行日」という。）の前日までの間における新規則第二条の三の三第十一項の規定の適用については、同項中「係る扶養控除額」とあるのは「係る地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第二条の規定による改正後の地方税法第三十四条第一項第十一号及び第四項の規定により控除すべき金額（第二号及び第三号において「扶養控除額」という。）と、「第二条の二第五項」とあるのは「第二条の二第四項」と、同項第二号及び第三号中「が法」とあるのは「が地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第二条の規定による改正後の地方税法」とする。

4 二号施行日から四号施行日の前日までの間における新規則第二条の三の六第十項の規定の適用については、同項中「係る扶養控除額」とあるのは「係る地方税法等の一部を改正する法律（令

和二年法律第五号) 第二条の規定による改正後の地方税法第三十四条第一項第十一号及び第四項の規定により控除すべき金額(第二号及び第三号において「扶養控除額」という。)と、「第二条の第二項」とあるのは「第二条の第四項」と、同項第二号及び第三号中「が法」とあるのは「が地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号) 第二条の規定による改正後の地方税法」とする。

5 新規則第五号の九様式は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出される法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する申告書について適用し、施行日前に提出されたこれらの規定に規定する申告書については、なお従前の例による。

6 前条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則(次項において「二号新規則」という。)第十七号様式別表は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

7 二号新規則第十七号の二様式別表は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法施行規則(以下この項において「五号旧規則」という。)附則第四条第四項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号) 附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に基づく五号旧規則附則第四条第四項第一号に規定する賃借権等が消滅した場合については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「同条第八項」とあるのは、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号) 附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項」とする。

第四条 (固定資産税に関する経過措置) 新規則附則第六条第十一項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械設備に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第九項に規定する機械設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第十二項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する汚水又は廃液の処理施設に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第十三項に規定する汚水又は廃液の処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第十三項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定するごみ処理施設に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第十四項に規定するごみ処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第十四項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する一般廃棄物の最終処分場に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第十五項に規定する一般廃棄物の最終処分場に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新規則附則第六条第二十四項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第二十五項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新規則附則第六条第四十一項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械その他の設備に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第四十四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新規則附則第六条第七十五項の規定は、施行日以後に整備される同項第二号に規定する償却資産に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に整備された旧規則附則第六条第八十一項第二号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

第五条 新規則第二十五条第五項(第二号ロに係る部分に限る。)及び第二十七条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に保存が行われる法第七百四十八条第二項に規定する地方税関係書類(以下この項及び次項において「地方税関係書類」という。)又は法第七百五十条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項若しくは同条第二項に規定する書類に記載すべき事項(以下この項及び次項において「地方税関係書類等に記載すべき事項」という。)に係る電磁的記録について適用し、施行日前に保存が行われた地方税関係書類又は地方税関係書類等に記載すべき事項に係る電磁的記録については、なお従前の例による。

2 施行日から令和五年七月二十九日までの間に地方税関係書類又は地方税関係書類等に記載すべき事項に係る電磁的記録について保存が行われる場合における新規則第二十五条第五項の規定の適用については、同項第二号ロ中「業務をいう。」とあるのは、「業務をいう。)又は一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務」とする。

附則 (令和四年七月七日総務省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号) 附則第四条の十一第三項の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

附則 (令和四年七月二十五日総務省令第四八号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十号の二様式記載要領の改正規定、第十号の三様式記載要領の改正規定(同様式記載要領5及び10に係る部分に限る。)及び第十号の四様式記載要領の改正規定は、令和四年十二月三十一日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。)第三条の規定(同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号) 第二条第十二号の七に規定する連結子法人の同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が令和四年四月一日前に開始した事業年度に係る法人の事業税に係るこの省令による改正後の地方税法施行規則第六号様式別表五の六の三の規定の適用については、同表記載要領中租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の各規定には、当該規定に対応する令和二年所得税法等改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年所得税法等改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法の規定を含むものとする。

附則 (令和四年二月一六日総務省令第七八号)

この省令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十二月十六日) から施行する。

附則 (令和四年二月二二日総務省令第八〇号)

(施行期日) 第一条 この省令は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(地方税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則第三号様式別表裏面は、令和五年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附則 (令和五年三月三二日総務省令第三六号)

抄 (施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第十五条の十五の改正規定並びに同令第三十三号の五様式及び第三十四号様式の改正規定並びに附則第六条第一項の規定 令和五年七月一日

二 第一条中地方税法施行規則第二条の改正規定（同条第二項中「第十条第七項」を「第十条第二十項」に改める部分を除く。）、同令第二条の六の改正規定、同令第九条の二の改正規定（同条第八項第一号イに係る部分、同令第二号中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分、同条第九項、第十一項第一号イ及び第十二項第一号イに係る部分、同条第十三項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のロ又はハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の（2）」又は「（3）」に改める部分、同条第十六項第一号イ、第十七項第一号イ、第十八項及び第二十項第一号イに係る部分、同条第三十四項の表第八項第二号の項中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分並びに同条第三十七項の表第八項第二号の項中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分を除く。）、同令第九条の四の改正規定（同条第一項第一号イ、第二項第一号イ及び第三項第一号イに係る部分、同条第四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のロ又はハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の（2）」又は「（3）」に改める部分並びに第六項第一号イ、第七項第一号イ、第八項第一号イ、第十四項第一号イ、第十七項第一号イ及び第十八項第一号イに係る部分を除く。）、同令第十五条の九の改正規定（同条第五項第一号イに係る部分、同令第二号中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分、同条第六項及び第八項第一号イに係る部分、同条第十二項の表第五項第二号の項中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分並びに同条第十五項中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分を除く。）、同令第十五条の十一の改正規定（同条第一項第一号イ、第二項第一号イ、第三項第一号イ及び第四項第一号イに係る部分を除く。）、同令第二十五条及び第二十七条の改正規定並びに同令附則第二十條の改正規定並びに同令第一号の三様式、第二号様式、第三号様式、同様式別表、第四号様式、第十八号様式記載要領2並びに第十九号様式及び同様式記載要領1の改正規定並びに第四條の規定並びに次条第二項及び附則第七條の規定、令和六年一月一日

三 第一条中地方税法施行規則第二条の二から第二条の三の四まで及び第十五条の改正規定並びに同令第十五条の六の四を同令第十五条の六の五とし、同令第十五条の六の三を同令第十五条の六の四とし、同令第十五条の六の二を同令第十五条の六の三とし、同令第十五条の六の次に一条を加える改正規定、令和七年一月一日

四 第一条中地方税法施行規則第四条の七第十二項の改正規定並びに同令第十六号の十三様式の備考の表及び第十六号の三十の二様式の改正規定、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

五 第一条中地方税法施行規則第十六条の二十二の二第四項第五号イの改正規定、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行の日

六 第一条中地方税法施行規則附則第六条に七項を加える改正規定（同条第八十八項から第九十一項までに係る部分に限る。）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

七 第一条中地方税法施行規則第二十四条の四十の改正規定（同条の見出しを改める部分、同条第三項中「特定地方税関係通知（一）」を「特定地方税関係通知等（一）」に、「特定地方税関係通知をいう」を「特定地方税関係通知等を用いる」に改める部分及び同項第一号イ中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改める部分に限る。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規規則」という。）第一条の十六第四項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法施行規則第一条の十六第六項に規定する指定を受けようとする都道府県、市町村又は特別区が同項に規定する申出書等を提出する場合について適用する。

2 新規規則第一号の三様式、第二号様式、第三号様式、同様式別表、第四号様式、第十八号様式及び第十九号様式は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新規規則第十七号様式別表は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新規規則第三条の十四第二項及び第六条の二の二第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第四条 施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（次項及び附則第七条において「二号施行日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（次項及び次条において「旧規則」という。）第九条の二第十四項第一号イ及び第十五項第一号イの規定の適用については、同条第十四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一条第一項第三号イの表の（3）」と、同条第十五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一条第一項第三号イの表の（3）」とする。

2 施行日から二号施行日の前日までの間における旧規則第九条の四第五項第一号イ、第十五項第一号イ及び第十六項第一号イの規定の適用については、同条第五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一条第一項第三号イの表の（3）」と、同条第十五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のロ又はハ」とあるのは「第四十一条第一項第三号イの表の（2）」又は「（3）」と、同条第十六項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一条第一項第三号イの表の（3）」とする。

3 新規規則第十六号の四十三様式は、施行日以後に取得される自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条 新規規則附則第六条第三十三項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十四項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第六条 新規規則第十五条の十五の規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新規規則第三十三号の四様式は、施行日以後に取得される三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置）

第七条 新規規則第二十五条第五項の規定は、二号施行日以後に保存が行われる地方税法（次項において「法」という。）第七百四十八条第三項に規定する地方税関係書類（以下この項において「地方税関係書類」という。）について適用し、二号施行日前に保存が行われた地方税関係書類については、なお従前の例による。

2 新規規則第二十七条の規定は、二号施行日以後に保存が行われる法第七百五十条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項（以下この項において「地方税関係書類等に記載すべき事項」という。）について適用し、二号施行日前に保存が行われた地方税関係書類等に記載すべき事項については、なお従前の例による。

附則（令和五年七月一八日総務省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年七月二四日総務省令第六〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の二、第二十四条の三十の五及び第三十八条の改正規定並びに第五号の四様式、同様式別表、第五号の十五様式、第五号の十五の二

様式、第十二号の十三様式、第十二号の十四様式、第十二号の十五様式、第十二号の十五の二様式、第十六号の四十三様式及び第三十三号の四様式記載要領の改正規定並びに次条の規定は、令和六年一月一日から施行する。

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の二第七項第二号ハ及び第八項第二号ハの規定は、令和七年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法（以下「法」という。）第四十五条の二第二項及び第三百七条の二第二項に規定する申告書を提出する場合（法第四十五条の三第一項及び第三百七条の三第一項の規定により提出されたものとみなされる場合を含む。以下この項において同じ。）について適用し、令和六年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る法第四十五条の二第二項及び第三百七条の二第二項に規定する申告書を提出した場合には、なお従前の例による。

2 新規則第五号の四様式及び同様式別表は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3 新規則第五号の十五様式及び第五号の十五の二様式は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

4 新規則第十二号の十三様式から第十二号の十五の二様式までの様式は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に法附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた法第七十一条の三十一第二項の規定により添付する同項に規定する納入申告書について適用し、同日前に法附則第三十三条の二の二第二項又は第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた法第七十一条の三十一第二項の規定により添付した同項に規定する納入申告書及び同日前に租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由が生じた場合に同日以後に法附則第三十三条の二の二第二項の規定により読み替えられた法第七十一条の三十一第二項の規定により添付する同項に規定する納入申告書については、なお従前の例による。

5 法附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた法第七十一条の三十一第二項の規定によりこの省令による改正前の地方税法施行規則第十二号の十三様式から第十二号の十五の二様式までの様式による同項に規定する納入申告書を提出した場合には、当分の間、新規則第十二号の十三様式から第十二号の十五の二様式までの様式による同項に規定する納入申告書を提出したものとはみなす。

附 則 （令和六年三月一日総務省令第三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

附 則 （令和六年三月三〇日総務省令第三十七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法施行規則附則第十五条第二項、第十六条第二項、第二十条第五項及び第二十二条の二の改正規定並びに同令第十七号様式別表記載要領の改正規定 令和七年一月一日
- 二 第一条中地方税法施行規則第三条の十五及び第四条の改正規定並びに同令附則第二条の六の二の次に一条を加える改正規定、同令附則第二条の八及び第二条の九の改正規定、同令附則第二条の十の改正規定（附則第九条第二十二項）を「附則第九条第二十三項」に改める部分に

限る。）、同令附則第四条の七の改正規定（同条第六項中「石垣空港」を「新石垣空港」に改める部分を除く。）並びに同令附則第四条の八第二項及び第三項の改正規定並びに附則第二条第三項の規定 令和七年四月一日

三 第一条中地方税法施行規則第三条の十三の三の次に一条を加える改正規定並びに同令第四条の五、第四条の六の二及び第四条の七の改正規定並びに附則第二条第一項及び第二項の規定 令和八年四月一日

四 第一条中地方税法施行規則第一条の九の五第一項の改正規定 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行の日

五 第一条中地方税法施行規則附則第十二条の三第三項の表以外の部分の改正規定及び同表に次のように加える改正規定 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

（地方消費税に関する経過措置）

第三条 新規則第七条の二の九及び第七条の二の十の規定は、この省令の施行の日（以下この条及び次条第二項において「施行日」という。）以後に行われる地方消費税の清算について適用し、施行日前行われた地方消費税の清算については、なお従前の例による。

第四条 次項に定めるものを除き、新規則の規定中固定資産税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第二十七項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する国際船舶に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された第一条の規定による改正前の地方税法施行規則附則第六条第二十七項に規定する国際船舶に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附 則 （令和六年五月二四日総務省令第五一号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第一号様式（第一条の四関係）

道府県民税
事業税・特別法人事業税
市町村民税
の徴収猶予(法第15条の4)の届出書

受付印

知事殿
市町村長

令和 年 月 日提出

主たる事務所又は事業所

所在地

名称

法人番号

代表者氏名

道府県市町村又は主たる事業所内にある事業所

所在地及び電話番号

名称

この届出書の基礎となる修正申告又は更正

修正申告書提出年月日

更正年月日

徴収猶予を受けようとする税目

上記の税額

事業年度

修正申告書提出年月日

更正年月日

税 円

税 円

備考

第1号様式記載要領

1 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託に係る修正申告書等に係る税額の徴収猶予の届出をする場合にあっては、「名称」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

第一号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第一条の六関係）

納付（納入）受託証書

委託者（納税者）
（特別徴収義務者）

住所氏名

殿

証券の種類
記号番号

券面金額

支払人
支払場所

支払期日

振出人

住所氏名

取立
費用

1 委託者は、委託の取消しをすることができません。

2 受領した証券が不渡りとなり、銀行からその手数料の請求があつたときは、直ちに、銀行に支払つて下さい。

3 将来本証書記載の徴収金を直ちに徴収しなければならない事情が生じたときは、この納付（納入）の受託を取り消すことがあります。

納付（納入）委託

年度

税目

納期
納期限

税額

何
加算金額

延滞金額

督促手数料

滞納処分費

合計

247247

247

備考 1 この通知書は、第1号の4様式による納付の告知以外の納付の告知について使用すること。
2 市町村は、この通知書の裏面に、市町村民税、道府県民税及び森林譲渡税の賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において徴せらるべき滞罰、この通知書の記載事項に不備がある場合における修正の方法並びに特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合には、その額は普通徴収の方法によって徴収されるものであること、法別明細第5条の規定による個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除が行われた場合には、同条の規定により控除した額及び控除しきれなかった額を記載すること。
3 繰上徴収の方法により徴収する場合は、「上記2の各別明細からの納付額をそれぞれの納期に納めてください。」に代えて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期にかかわらず、各納期分を令和 年 月 日までに納めてください。」と記載すること。
4 「内国半の売却益額(15)」の欄は、内国半の売却による事業所得がある場合において法別明細第6条第2項又は第5項の規定の適用を受けるときの同条第2項第1号又は第5項第1号に規定する売却益額の合計額及び税額を記載すること。この場合において、「税所得金額(2)」の欄は、同条第2項第2号又は第5項第2号に規定する事業所得の金額がないものとして計算した課税標準額及び税額を記載すること。
5 「文芸者の法人番号」の欄には、当分の年の文芸者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

第一号の四様式（第二条関係）

第一号の四様式(第二条関係)

市町村民税 道府県民税									
納税通知書(分離課税に係る所得割分)									
第 号	納 税 者	氏 名		殿					
令和 年		住 所							
普 通 税	市 町 村 民 税 道 府 県 民 税	百	十	万	千	百	十	円	
上 記 の 明 細									
区 分	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税 額 ①		既に徴収されたまたは 徴収されるべき額 ②			不足税額 ①ー②		
市 町 村 民 税									
道 府 県 民 税									
計									
延 滞 金	地方税法第328条の5第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)の翌日から納付の日までの期間の回数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額、この場合における年当たりの割合は、同年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。								
納 期 限									
納 付 場 所									
上記のとおり納めて下さい。 令和 年 月 日									
市町村長 氏 名 印									
注意 裏面をよくお読み下さい。									

- 備考 1 この通知書は、法第328条の13第1項の規定による普通徴収について使用すること。
- 2 市町村は、この納税通知書の裏面に、分離課税に係る所得割の賦課の根拠となった法律および条例の規定、分離課税に係る所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置ならびにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
- 3 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記のとおり納めて下さい。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期限にかかわらず、令和 年 月 日までに納めて下さい。」と記載すること。

第二号様式（第二条関係）

第二号様式(第二条関係)

第 号	納 期 限 変 更 告 知 書						
納 税 者 また は 特 別 徴 収 義 務 者	氏名または 名 称	殿					
	住所または 所 在 地						
令和 年(度)分	市町村民税	第	期(月)分				
	道府県民税	第	期(月)分				
	森林環境税	第	期(月)分				
		第	期(月)分				
納 税 通 知 書 特別徴収税額通知書	番 号						
変 更 後 の 納 期 限	令和 年 月 日						
税 率 また は 納 入 金 額	百	十	万	千	百	十	円
納 付 (入) 場 所							
地方税法第13条の2第1項の規定によつて繰上徴収しますので上記のとおり納期限を変更します。 令和 年 月 日 市町村長 氏 名 印							

- 備考 1 分離課税に係る所得割の場合には、特別徴収の場合にあつては「納 税 通 知 書 特別徴収税額通知書 番 号」の欄、普通徴収の場合にあつては「第 期(月)分」の欄は記載せず、「令和 年(度)分」の欄は「令和 年分」として記載すること。
- 2 市町村は、この告知に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

第三号様式(用紙日本産業規格B4)(第二条関係)
令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

平

特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
月	人数	納付額	人数	納付額	
6月分			2月分		
7月分			1月分		
8月分			2月分		
9月分			3月分		
10月分			4月分		
11月分			5月分		

(備考)

地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに市町村税条例第 条の規定によって、令和 年度給与所得等に係る市町村民税、道府県民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

令和 年 月 日

市町村民 氏 名 ㊟

指定番号

宛名番号

市町村コード

受給者番号

氏名

個人番号

6月分

7月分

8月分

9月分

10月分

11月分

12月分

1月分

2月分

3月分

4月分

5月分

(摘要)

住所

変更月

月

指定番号

宛名番号

市町村コード

受給者番号

氏名

個人番号

6月分

7月分

8月分

9月分

10月分

11月分

12月分

1月分

2月分

3月分

4月分

5月分

(摘要)

住所

変更月

月

指定番号

宛名番号

市町村コード

受給者番号

氏名

個人番号

6月分

7月分

8月分

9月分

10月分

11月分

12月分

1月分

2月分

3月分

4月分

5月分

(摘要)

住所

変更月

月

指定番号

宛名番号

市町村コード

受給者番号

氏名

個人番号

6月分

7月分

8月分

9月分

10月分

11月分

12月分

1月分

2月分

3月分

4月分

5月分

(摘要)

住所

変更月

月

指定番号

宛名番号

市町村コード

受給者番号

氏名

個人番号

6月分

7月分

8月分

9月分

10月分

11月分

12月分

1月分

2月分

3月分

4月分

5月分

(摘要)

住所

変更月

月

指定番号

宛名番号

市町村コード

受給者番号

氏名

個人番号

6月分

7月分

8月分

9月分

10月分

11月分

12月分

1月分

2月分

3月分

4月分

5月分

(摘要)

住所

変更月

月

特別徴収義務者

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

備考 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2 地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の適用がある場合には、その旨を備考欄に記載すること。
3 「個人番号」欄には、納税義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載すること。
4 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
5 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
6 「特別徴収義務者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第三号様式別表(用紙日本産業規格B4)(第二条関係)
令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得

給与収入

給与所得(所得金額調整控除後)

その他の所得計

主たる給与以外の合算所得区分

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

総所得額①

所得

雑所得

医療費

社会保険料

小規模企業共済

生命保険料

地震保険料

所得控除合計②

配偶者

扶養親族該当区分

本人該当区分

配偶者

扶養親族

所得控除

所得

山林所得

分離長期譲渡

分離長期譲渡

株式等の譲渡

上場株式等の配当等

先物取引

納付額

6月分

7月分

8月分

9月分

10月分

11月分

12月分

1月分

2月分

3月分

4月分

5月分

受給者番号

氏名

住所

指定番号

宛名番号

あなたの特徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して7月以内に市町・村長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る徴収の決定を受けた日の翌日から起算して6月以内に市町・村長を被告として(市町・村長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分が取消しを求めた後、前記の審査請求に対する徴収を継続してなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても徴収がないとき、②処分、処分が執行又は継続の徴収により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他徴収を継続しないことにつき正当な理由があるときは、徴収をしないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

令和 年 月 日

市町村民 氏 名 ㊟

問合せ先

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得

給与収入

給与所得(所得金額調整控除後)

その他の所得計

主たる給与以外の合算所得区分

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

総所得額①

所得

雑所得

医療費

社会保険料

小規模企業共済

生命保険料

地震保険料

所得控除合計②

配偶者

扶養親族該当区分

本人該当区分

配偶者

扶養親族

所得控除

所得

山林所得

分離長期譲渡

分離長期譲渡

株式等の譲渡

上場株式等の配当等

先物取引

納付額

6月分

7月分

8月分

9月分

10月分

11月分

12月分

1月分

2月分

3月分

4月分

5月分

受給者番号

氏名

住所

指定番号

宛名番号

あなたの特徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して7月以内に市町・村長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る徴収の決定を受けた日の翌日から起算して6月以内に市町・村長を被告として(市町・村長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分が取消しを求めた後、前記の審査請求に対する徴収を継続してなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても徴収がないとき、②処分、処分が執行又は継続の徴収により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他徴収を継続しないことにつき正当な理由があるときは、徴収をしないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

令和 年 月 日

市町村民 氏 名 ㊟

問合せ先

備考 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

2 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該経路義務者の受給者番号を記載すること。

3 市町村は、変更となった理由を簡潔に記載すること。

4 差引納付額は、特別徴収税額から既納付税額を差し引いた額から控除不足額額又は既充当・既委託納付額額のいずれか大きい方の額を差し引くこと。

5 変更前税額額は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。

6 地方自治法第252条の19第1項の市については、8割と「2%」とあるのは「1%」と、「3%」とあるのは「4%」と、「1.6%」とあるのは「2.24%」と、「0.4%」とあるのは「0.56%」と、「1.2%」とあるのは「0.56%」と、「0.6%」とあるのは「0.28%」と、「0.3%」とあるのは「0.14%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.15%」とあるのは「0.07%」と、「0.6%」とあるのは「0.8%」と、「5分2」とあるのは「5分1」の「1」と、「5分3」とあるのは「5分4」とする。
市町村民税 3/5 道府県民税 2/5 とあるもの「市町村民税 4/5 道府県民税 1/5」と、4%とあるのは「2%」と

第四号様式（第二条関係）

備考 1 この督促状は、第4号の2様式による督促以外の督促について使用すること。
2 分離課税に係る所得割の場合には、「令和 年(度)分」の欄は「令和 年分」として記載し、「第 期(月)分」の欄には記載しないこと。
3 市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

第四号の二様式（第二条関係）

第四号の二様式(第二条関係)									
第 号		督 促 状							
特別徴収義務者		氏 名 又 は 名 称		所 属					
		住 所 又 は 所 在 地							
令和 年 分		市町村民税 道府県民税				円 円	第 月 分		
納 入 金 額		百 十 万 千 百 十 円							
更正(決定)による加算金額		過少申告加算金額		過 常 分	基礎となる税額		課 率	加 算 金 額	
					円	$\frac{10}{100}$	円		
		不申告加算金額		5%加重分		$\frac{5}{100}$	①		
				15%適用分		$\frac{15}{100}$	②		
				5%加重分		$\frac{5}{100}$			
				10%加重分		$\frac{10}{100}$			
				5%適用分		$\frac{5}{100}$			
		重 加 算 金 額		35%適用分		$\frac{35}{100}$	④		
				10%加重分		$\frac{10}{100}$	⑤		
				40%適用分		$\frac{40}{100}$			
				10%加重分		$\frac{10}{100}$			
		納 入 金 額		①+②+③+④+⑤					
		延 滞 金		納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は金額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額、この場合における年当たりの割合は、関年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。					
督促手数料		円							
上記の金額が滞納となっていますので至急市(町、村)指定金融機関等(会計管理者)に納入してください。 令和 年 月 日		市町村長 氏 名 印							

- 備考
- 1

この督促状は、法第328条の5第1項に規定する特別徴収義務者に対する督促について使用すること。
- 2

市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
- 3

「過少申告加算金額」欄の「過百分」の欄には、法第328条の11第1項に規定する対象不足金額を、「5%加重分」の欄には、当該対象不足金額のうちの同項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「①」の欄には、過百分及び5%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
- 4

「不申告加算金額」欄の「15%適用分」の欄には、法第328条の11第2項に規定する納入すべき税額を、「5%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「10%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第4項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「②」の欄には、15%適用分及び加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
- 5

「重加算金額」欄の「35%適用分」の欄には、法第328条の12第1項に規定する不足金額を、「10%加重分」の欄には、当該不足金額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「④」の欄には、35%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
- 6

「重加算金額」欄の「40%適用分」の欄には、法第328条の12第2項に規定する計算の基礎となるべき税額を、「10%加重分」の欄には、当該計算の基礎となるべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑤」の欄には、40%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

第五号の二様式(第二条関係)

第 号		市町村民税 道府県民税		更正(決定)通知書		令和 年 月 分	
特別徴収義務者 氏名又は名称 住所又は所在地				殿			
申告書提出期限		令和 年 月 日		申告書提出年月日		令和 年 月 日	
		退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		市 町 村 民 税 額		道 府 県 民 税 額	
更正(決定)による 税額等		①		円		円	
既に納入の確定した 税額		②					
この通知書により納 入すべき税額		①-②					
延 滞 金		申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)(1)に年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第9号)による改正前の租税特別措置法第33条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)(2)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年4月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第33条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)(3)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。))を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、隔年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。					
更正(決定)による加算金額		基 礎 となる税額		課 率		加 算 金 額	
		円		10 100		円	
		過 少 申 告 加 算 金 額		通 常 分		③	
				5%加重分		5 100	
		不 申 告 加 算 金 額		15%適用分		15 100	
				5%加重分		5 100	
				10%加重分		10 100	
				5%適用分		5 100	
		重 加 算 金 額		35%適用分		35 100	
				10%加重分		10 100	
40%適用分				40 100			
10%加重分				10 100			
納 入 額		③+④+⑤+⑥+⑦					
納 期 限		令和 年 月 日		納入場所			
地方税法第328条の9第 項の規定により、上記のとおり更正(決定)しましたので、納期限までに納めてください。 令和 年 月 日 市町村民長 氏 名 印							

第五号様式及び第五号様式別表
第五号の二様式(第二条関係)
削除

[illegible]

6. 給与所得の内訳
(1) 給与などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	給 付 額	源泉 徴収 額	月 収
1	円		円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
合 計			円
法人番号又は所 在 地 番 号			
納 税 者 名 氏			
電 話 番 号			

7. 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支 払 者 の「住所」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
1			円	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				

8. 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支 払 者 の「住所」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
1			円	円
2				
3				
4				
5				

9. 雑所得(上記の年金等以外)に関する事項

種 目	収入金額	必要経費
1	円	円
2		
3		
4		
5		

10. 組合・協会の所得に関する事項

組合・協会の種類	収入金額	必要経費	特別控除額	所得金額
1	円	円	円	円
2				
3				
4				
5				

11. 事業所得に関する事項

事業の種類	収入金額	必要経費	特別控除額	所得金額
1	円	円	円	円
2				
3				
4				
5				

12. 別荘(別荘用資産)に関する事項

区 分	区 分	区 分	区 分	区 分
1	区 分	区 分	区 分	区 分
2	区 分	区 分	区 分	区 分
3	区 分	区 分	区 分	区 分
4	区 分	区 分	区 分	区 分

13. 山林所得・退職所得に関する事項

区 分	区 分	区 分	区 分	区 分
1	区 分	区 分	区 分	区 分
2	区 分	区 分	区 分	区 分
3	区 分	区 分	区 分	区 分
4	区 分	区 分	区 分	区 分

5. 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	C 所得金額=A-B
円	円	円

6. 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A-B-C-D)
1	円	円	円	円	円
2					
3					
4					
5					

第五号の四様式別表(第二条関係)

第五号の四様式別表(第二条関係)

令和 年度分 市町村民税 申告書(分離課税等用)

氏 名 生 年 月 日 整理番号

個人番号 電話番号

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

2. 分離課税の短期・長期課税所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額(収入金額-必要経費)	特別控除額
1		円	円	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				

3. 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種 目	必 要 経 費
1	事 業 譲 渡	円
2	事 業 譲 渡	円
3	事 業 譲 渡	円
4	事 業 譲 渡	円
5	事 業 譲 渡	円
6	事 業 譲 渡	円
7	事 業 譲 渡	円
8	事 業 譲 渡	円
9	事 業 譲 渡	円
10	事 業 譲 渡	円
11	事 業 譲 渡	円
12	事 業 譲 渡	円
13	事 業 譲 渡	円
14	事 業 譲 渡	円
15	事 業 譲 渡	円
16	事 業 譲 渡	円
17	事 業 譲 渡	円
18	事 業 譲 渡	円
19	事 業 譲 渡	円
20	事 業 譲 渡	円
21	事 業 譲 渡	円
22	事 業 譲 渡	円
23	事 業 譲 渡	円
24	事 業 譲 渡	円
25	事 業 譲 渡	円
26	事 業 譲 渡	円
27	事 業 譲 渡	円
28	事 業 譲 渡	円
29	事 業 譲 渡	円
30	事 業 譲 渡	円
31	事 業 譲 渡	円
32	事 業 譲 渡	円
33	事 業 譲 渡	円
34	事 業 譲 渡	円
35	事 業 譲 渡	円
36	事 業 譲 渡	円
37	事 業 譲 渡	円
38	事 業 譲 渡	円
39	事 業 譲 渡	円
40	事 業 譲 渡	円
41	事 業 譲 渡	円
42	事 業 譲 渡	円
43	事 業 譲 渡	円
44	事 業 譲 渡	円
45	事 業 譲 渡	円
46	事 業 譲 渡	円
47	事 業 譲 渡	円
48	事 業 譲 渡	円
49	事 業 譲 渡	円
50	事 業 譲 渡	円
51	事 業 譲 渡	円
52	事 業 譲 渡	円
53	事 業 譲 渡	円
54	事 業 譲 渡	円
55	事 業 譲 渡	円
56	事 業 譲 渡	円
57	事 業 譲 渡	円
58	事 業 譲 渡	円
59	事 業 譲 渡	円
60	事 業 譲 渡	円
61	事 業 譲 渡	円
62	事 業 譲 渡	円
63	事 業 譲 渡	円
64	事 業 譲 渡	円
65	事 業 譲 渡	円
66	事 業 譲 渡	円
67	事 業 譲 渡	円
68	事 業 譲 渡	円
69	事 業 譲 渡	円
70	事 業 譲 渡	円
71	事 業 譲 渡	円
72	事 業 譲 渡	円
73	事 業 譲 渡	円
74	事 業 譲 渡	円
75	事 業 譲 渡	円
76	事 業 譲 渡	円
77	事 業 譲 渡	円
78	事 業 譲 渡	円
79	事 業 譲 渡	円
80	事 業 譲 渡	円
81	事 業 譲 渡	円
82	事 業 譲 渡	円
83	事 業 譲 渡	円
84	事 業 譲 渡	円
85	事 業 譲 渡	円
86	事 業 譲 渡	円
87	事 業 譲 渡	円
88	事 業 譲 渡	円
89	事 業 譲 渡	円
90	事 業 譲 渡	円
91	事 業 譲 渡	円
92	事 業 譲 渡	円
93	事 業 譲 渡	円
94	事 業 譲 渡	円
95	事 業 譲 渡	円
96	事 業 譲 渡	円
97	事 業 譲 渡	円
98	事 業 譲 渡	円
99	事 業 譲 渡	円
100	事 業 譲 渡	円

4. 短期譲渡・長期譲渡に関する事項

短期譲渡	長期譲渡	所得金額
1	1	円
2	2	円
3	3	円
4	4	円
5	5	円
6	6	円
7	7	円
8	8	円
9	9	円
10	10	円
11	11	円
12	12	円
13	13	円
14	14	円
15	15	円
16	16	円
17	17	円
18	18	円
19	19	円
20	20	円
21	21	円
22	22	円
23	23	円
24	24	円
25	25	円
26	26	円
27	27	円
28	28	円
29	29	円
30	30	円
31	31	円
32	32	円
33	33	円
34	34	円
35	35	円
36	36	円
37	37	円
38	38	円
39	39	円
40	40	円
41	41	円
42	42	円
43	43	円
44	44	円
45	45	円
46	46	円
47	47	円
48	48	円
49	49	円
50	50	円
51	51	円
52	52	円
53	53	円
54	54	円
55	55	円
56	56	円
57	57	円
58	58	円
59	59	円
60	60	円
61	61	円
62	62	円
63	63	円
64	64	円
65	65	円
66	66	円
67	67	円
68	68	円
69	69	円
70	70	円
71	71	円
72	72	円
73	73	円
74	74	円
75	75	円
76	76	円
77	77	円
78	78	円
79	79	円
80	80	円
81	81	円
82	82	円
83	83	円
84	84	円
85	85	円
86	86	円
87	87	円
88	88	円
89	89	円
90	90	円
91	91	円
92	92	円
93	93	円
94	94	円
95	95	円
96	96	円
97	97	円
98	98	円
99	99	円
100	100	円

5. 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	C 所得金額=A-B
円	円	円

6. 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A-B-C-D)
1	円	円	円	円	円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					

第五号の五様式(第二条関係)

令和	年度分	市町村民税 道府県民税	給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告書										
市町村民 殿	住	所											
	フリガナ												
	氏名												
	個人番号												
令和	年	月	日	給与支払者又は 公的年金等支払者の 住所(居所) 又は所在地									
				同上の 氏名又は名称									

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

◎給与所得の収入金 円
◎公的年金等の収入金額 円

雑 損 控 除 あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族(前年中の市町村民税及び道府県民税の課税の対象となる各種所得の金額の合計額が前年の所得につき適用された所得税の基礎控除額以下の者に限ります。)が前年中に災害や盗難・横領で損害を受けたときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損害の原因	損害を受けた年 月 日	損害を受けた資産の種類	損害の金額①	保険金などで補てんされる金額②	差引負担額①-②
	年 月 日		円	円	円
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
					計

医 療 費 控 除 あなたが前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費等を支払ったときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

医療を受けた人の氏名	あなたとの続柄	支払った医療費等③	保険金などで補てんされる金額④	差引負担額③-④
		円	円	円
				計

----- 切- 取- 線 -----

令和	年度分	市町村民税・道府県民税の給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告受付書	受付日付印
住 所			
氏 名	殿		

第五号の五の二様式(第二条関係)

令和	年度分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除申告書(一)									
令和	年	月	市町村民 殿	整理番号								
住 所				フリガナ								
				氏 名								
個人番号												
令和	年	1 月	1 日	生年月日	明・大・昭 平・令							
現在の住所				電話番号								

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。
あなたが前年中に次の1から3までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(特例控除対象)

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
計	

2. 住所地の都道府県共同基金会若しくは日本赤十字社の支部に対する寄附金又は都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金(特例控除対象以外)

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
計	

3. 住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された寄附金
(注) 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金は除きます。認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金は別途「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(二)」を市町村民に提出してください。

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
	都道府県	円
	市区町村	
	都道府県	
	市区町村	
	都道府県	
	市区町村	
計	都道府県分	
	市区町村分	

----- (切り取らないでください。) -----

令和	年度分	市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(一)受付書	受付日付印
住 所			
氏 名	殿		

第五号の五の三様式(第二条関係)

令和 年度分 市町村民税 寄附金税額控除申告書(二)
道府県民税
(特定非営利活動法人に対する寄附金用)

令和 年 月 市町村長 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	
個人番号		
令和 年 1 月 1 日 現在の住所	生年月日	明・大・昭 平・令
	電話番号	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが前年中に住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)を除く。)に対する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注) この申告書は、認定特定非営利活動法人等以外の特定非営利活動法人に対する寄附金の申告書です。その他の寄附金(認定特定非営利活動法人等に対する寄附金等)は、別途「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(一)」又は「市町村民税・道府県民税申告書」を市町村長に提出してください。

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
	都道府県	円
	市区町村	
	都道府県	
	市区町村	
	都道府県	
	市区町村	
	計	
	市区町村分	

(切り取らないでください。)

令和 年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(二)受付書
(特定非営利活動法人に対する寄附金用)

住 所	受付日付印
氏 名	殿

第五号の六様式(第二条関係)

令和 年度分 市町村民税 給与所得者・公的年金等受給者用繰越控除申告書
道府県民税

市町村長 殿	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	個 人 番 号	
令和 年 月 日提出	給与支払者又は公的年金等支払者の住所(居所)又は所在地	
	同上の氏名又は名称	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

年 から 年 までの間に生じた下の各欄にあてはまる純損失又は雑損失の金額で、年度分以前の各年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上引き切れなかったこれらの損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損失が生じた年	損 失 の 種 類		損失が生じた年の損失額で、その年の末日の属する年度の翌々年度分へ繰り越した損失額 (a) 円	前々年度分及び前年度分の所得金額の計算上差し引かれた損失額 (b) 円	本年度分以後に繰り越して差し引かれる損失額 (a)－(b) 円	
	純損失	雑損失				
年	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失 山林所得の損失			
		年が白色の場合	変動所得の損失			
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
			雑損失			
年	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失 山林所得の損失			
		年が白色の場合	変動所得の損失			
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
			雑損失			
年	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失 山林所得の損失			
		年が白色の場合	変動所得の損失			
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
			雑損失			

年1月1日現在の住所が他の市町村にあった方は、その住所を下に書き入れてください。

都 道 都 町 (大字) 丁目(字) 番地 方
府 県 区 村

第五号の七様式(第二条関係)

令和 年度分 市町村民税 道府県民税		配偶者控除・扶養控除申請書											
市町村長 殿	住 所												
	フリガナ												
	氏 名												
	個 人 番 号												
令和 年 月 日提出	給与支払者又は 公的年金等支払者 の住所(居所) 又は所在地												
		同 上 の 氏 名 又 は 名 称											

前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった方で控除対象配偶者又は控除対象扶養親族(以下「控除対象扶養親族等」という。)と生計を一にする他の納税義務者がある場合に、令和 年度の市町村民税の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載された控除対象扶養親族等についての配偶者控除又は扶養控除と異なる配偶者控除又は扶養控除を受けようとする方は、この申請書を提出してください。

○ 「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載してください。

○ 「給与支払者又は公的年金等支払者の所在地(住所)」及び「同上の名称(氏名)」欄には、あなたの前年中の給与所得又は公的年金等に係る所得について記載された給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出した給与支払者又は公的年金等支払者について書いてください。

○ 下の欄の「氏名」欄には、生計を一にする控除対象扶養親族等の全ての者について書いてください。

○ 控除対象扶養親族のうち、他の納税義務者の扶養親族となるものについては、「他の納税義務者の住所・氏名」欄にその者の住所・氏名を書いてください。

○ 下の欄の「個人番号」欄には、控除対象扶養親族等の個人番号を記載してください。

○ 控除対象扶養親族のうちに年齢70歳以上の扶養親族(以下「老人扶養親族」という。))に該当する者があり、その老人扶養親族が、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている場合には「同居老親等」欄に○をつけてください。

区分	氏 名	個 人 番 号										続柄	生年月日	同 居 老親等	他の納税義務者の 住所・氏名	控除対象配偶者の 合計所得金額
控除対象 配偶者																円
控除対象 扶養親族																

----- 切 取 -----

令和 年度分市町村民税・道府県民税の配偶者控除・扶養控除申請受付書															
住 所														受付日付印	
氏 名	殿														

第五号の八様式(用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル)(第二条関係)

市町村民税 道府県民税																			
納入申告書																			
市町村長殿															(受付印)				
令和 年 月 日提出																			
令和 年 月 分										人 員		人							
退職手当等支払金額										十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収税額	市 町 村 民 税																		
	道 府 県 民 税																		
特別徴収義務者	住所(居所) 又は所在地																		
	氏 名 又 は 名 称																		
	法人番号 又は 個人番号																		
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																			

注 意 事 项

- 申告書の書き方

- ただし、4年内の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その4年内の退職手当等の収入金額に応じ、その4年内の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数(小数点以下の端数切捨て)に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。

10 「①」欄には、「⑦」欄と「⑧」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の月数切捨て)を記載します。また、「⑨」欄及び「⑩」欄には、「①」欄と「②」欄及び「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の月数切捨て)を記載します。

第五号の十様式(第二条の二関係)

損失明細書

氏名

前年の所得金額が赤字の方であつて、その赤字のうちに変動所得の計算上の損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額のある方で、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上控除を受けようとする方は、下の欄に必要な事項を書き入れてください。
変動所得の計算上の損失の金額 下の欄には、申告書の所得金額の書き方の例によつて書き入れてください。

	収 入 金 額 (a)	必 要 経 費 (b)	青色申告特別控除額 (c)	損失額(a)－(b)－(c)
漁獲、のり、はまち、 まだい、ひらめ、かき、 うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料	円	円	円	円

被災事業用資産の損失の金額 前年中に被災事業用資産について損害を受けた人で、前年中の所得金額が損益通算の結果赤字となる方のうち、次にいずれにも該当する方は、下の欄にあてはまる箇所に必要な事項を書き入れてください。
(1) 損益通算後の普通所得又は山林所得が赤字の方
(2) 「営業等、農業」、「不動産」又は「山林」の所得が赤字の方
(3) (2)の赤字の金額のうちに被災事業用資産の損害額のある方
○ 「被災事業用資産の損失の金額」の欄には、赤字の所得ごとに「損失額(a)」の欄の金額と「差引損害額(b)」の欄の金額とを比較して、その少ない方の金額を書き入れてください。

赤字の所得の種類		損失額(a) (申告書の赤字をそのまま移記してください。)	損害を受けた事業用資産の種類	損害の原因	損害を受けた年月日	損害額	保険金などで補てんされる金額	差引損害額(b)	被災事業用資産の損失の金額
普通	営業等、農業	円			年 月 日	円	円	円	円
	不動産				年 月 日				
山林					年 月 日				

第五号の十一様式(第二条の二関係)

繰越控除明細書						
氏名						
年から 年までの間に生じた下の各欄にあてはまる純損失または雑損失の金額で、 年度分以前の各年度分の市町村 民税および道府県民税の所得金額の計算上引き切れなかったこれらの損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。						
損失の 生じた 年	損失の種類			損失が生じた年の損失 額で、その年の末日の 属する年度の翌々年度 分へ繰り越した損失額 (a) 円	前々年度分および前年 度分の所得金額の計算 上差し引かれた損失額 (b) 円	本年度分以後に繰り 越して差し引かれる 損失額 (a)-(b) 円
年	純 損 失	年が青 色の場 合	山林以外の所得の損失			
			山林所得の損失			
	年が白 色の場 合	変動所得の損失				
		被災事業用 資産の損失	山林以外			
			山林			
	雑損失					

年	純 損 失	年が青 色の場 合	山林以外の所得の損失				
			山林所得の損失				
	年が白 色の場 合	変動所得の損失					
		被災事業用 資産の損失	山林以外				
			山林				
	雑損失						
年	純 損 失	年が青 色の場 合	山林以外の所得の損失				
			山林所得の損失				
	年が白 色の場 合	変動所得の損失					
		被災事業用 資産の損失	山林以外				
			山林				
	雑損失						
年1月1日現在の住所が他の市町村にあつた方は、その住所を下に書き入れてください。							
都道府県 市区町村 (大字) 丁目(字) 番地 方							

備考

- 1 この特別徴収票は、地方税法(以下「法」という。)第50条の2及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
- (1) 「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
- (2) 「個人番号」欄には、退職手当等の支払を受ける者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載すること。
- (3) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額(法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額)を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部が同法第201条第1項第1号に規定する短期退職手当等(以下「短期退職手当等」という。)又は同号ハに規定する特定役員退職手当等(以下「特定役員退職手当等」という。)に該当する場合には、当該短期退職手当等又は当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
- (4) 「特別徴収税額」の項には、法第41条第1項及び第328条の5第2項の規定により徴収される税額を記載すること。
- (5) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等又は特定役員退職手当等に該当する場合には、同令第71条の2第2項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎又は同条第4項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
- (6) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。
- (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
- (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
- (ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第11項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
- (ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第11項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
- (ホ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
- (ヘ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
- (7) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第6項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- (8) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職所得申告書に、法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。
- (9) 「支払者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- (10) 「支払者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

第五号の十四の二様式(用紙日本産業規格A6)(第二条の五の二関係)

令和 年分 特 別 徴 収 票

支 払 を 受 け る 者	住 所 又 は 居 所										
	令和 年 1月1日の住所										
	氏 名	(役職名)									
区 分	支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額		特 別 徴 収 税 額						
					市 町 村 民 税 道 府 県 民 税						
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		千 円		千 円		千 円		千 円		千 円	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分											
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条の 6第2項適用分											
退 職 所 得 控 除 額	勤 続 年 数		就 職 年 月 日		退 職 年 月 日						
万円	年		年 月 日		年 月 日						
(摘要)											
支 払 者											
	住 所 (居 所) 又 は 所 在 地										
	氏 名 又 は 名 称	(電話)									

(受給者交付用)

第五号の十四の二様式(用紙日本産業規格A6)(第二条の五の二関係)

備考

- 1 この特別徴収票は、地方税法(以下「法」という。)第50条の2及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
- (1) 「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
- (2) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額(法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額)を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部が同法第201条第1項第1号ロに規定する短期退職手当等(以下「短期退職手当等」という。)又は同号ハに規定する特定役員退職手当等(以下「特定役員退職手当等」という。)に該当する場合には、当該短期退職手当等又は当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
- (3) 「特別徴収税額」の項には、法第41条第1項及び第328条の5第2項の規定により徴収される税額を記載すること。
- (4) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等又は特定役員退職手当等に該当する場合には、同令第71条の2第2項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎又は同条第4項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
- (5) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。
- (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
- (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
- (ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第11項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
- (ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第11項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
- (ホ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
- (ヘ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
- (6) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第6項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- (7) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職所得申告書に、法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。
- (8) その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第41条の2の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

第五号の十五様式(用紙縦百七十八ミリメートル横二百五十五ミリメートル)(第二条の六関係)

道府県 郡 市町村 市区町村コード		個人市町村民税 個人道府県民税 森林環境税 領収証書 ㊤			
口座番号		加入者名			
令和 年 月 分		指 定 番 号			
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
延 滞 金			延 滞 金		
督 促 手 数 料			督 促 手 数 料		
合 計 額			合 計 額		
納 期 限 令和 年 月 日		納 期 限 令和 年 月 日			
(特別徴収義務者) 住所又は 所在地 氏名又は 名称 殿		(特別徴収義務者) 住所又は 千 所在地 氏名又は 名称 納			
上記のとおり領収しました。		上記のとおり納入します。			
領 収 日 付 印		領 収 日 付 印			
(納入者保管)		(金融機関又は郵便局保管)			

道府県 郡 市町村 市区町村コード		個人市町村民税 個人道府県民税 森林環境税 納 入 書 ㊤			
口座番号		加入者名			
令和 年 月 分		指 定 番 号			
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
延 滞 金			延 滞 金		
督 促 手 数 料			督 促 手 数 料		
合 計 額			合 計 額		
納 期 限 令和 年 月 日		納 期 限 令和 年 月 日			
(特別徴収義務者) 住所又は 千 所在地 氏名又は 名称 納		(特別徴収義務者) 住所又は 千 所在地 氏名又は 名称 納			
上記のとおり領収しました。		上記のとおり納入します。			
領 収 日 付 印		領 収 日 付 印			
(納入者保管)		(金融機関又は郵便局保管)			

道府県 郡 市町村 市区町村コード		個人市町村民税 個人道府県民税 森林環境税 納入済通知書 ㊤			
口座番号		加入者名			
令和 年 月 分		指 定 番 号			
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
延 滞 金			延 滞 金		
督 促 手 数 料			督 促 手 数 料		
合 計 額			合 計 額		
納 期 限 令和 年 月 日		納 期 限 令和 年 月 日			
(特別徴収義務者) 住所又は 千 所在地 氏名又は 名称 納		(特別徴収義務者) 住所又は 千 所在地 氏名又は 名称 納			
上記のとおり領収しました。		上記のとおり納入します。			
領 収 日 付 印		領 収 日 付 印			
(納入者保管)		(金融機関又は郵便局保管)			

- 備考 1. 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとする。
2. 「市区町村コード」欄の右横の空白部分は、口座振替に係る振替の請求に使用する欄又は税目コード等の処理事項欄として、必要に応じ使用するものであること。

道府県 郡 市町村 市区町村コード	個人市町村民税 個人道府県民税 森林環境税 領収証書 ㊤	道府県 郡 市町村 市区町村コード	個人市町村民税 個人道府県民税 森林環境税 納入書 ㊤
口座番号	加入者名	口座番号	加入者名
令和 年 月 分	指定番号	令和 年 月 分	指定番号
納入金額 給与分 (一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料 合計額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	納入金額 給与分 (一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料 合計額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
納期限 (特別徴収義務者) 住所又は〒 所在地 氏名又は 名称 eL番号: 上記のとおり領収しました。	令和 年 月 日	納期限 (特別徴収義務者) 住所又は〒 所在地 氏名又は 名称 eL番号: 上記のとおり納入します。	令和 年 月 日
領収日付印	(納入者保管)	領収日付印	(金融機関又は郵便局保管)

道府県 郡 市町村 市区町村コード	個人市町村民税 個人道府県民税 森林環境税 納入済通知書 ㊤㊤	道府県 郡 市町村 市区町村コード	個人市町村民税 個人道府県民税 森林環境税 納入済通知書 ㊤㊤
口座番号	加入者名	口座番号	加入者名
令和 年 月 分	指定番号	令和 年 月 分	指定番号
納入金額 給与分 (一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料 合計額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	納入金額 給与分 (一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金 督促手数料 合計額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
納期限 (特別徴収義務者) 住所又は〒 所在地 氏名又は 名称 eL番号: 取りまとめ局 上記のとおり通知します。 (取りまとめ店) 受付店→ 銀行 店→市町村	令和 年 月 日	納期限 (特別徴収義務者) 住所又は〒 所在地 氏名又は 名称 eL番号: 取りまとめ局 上記のとおり通知します。 (取りまとめ店) 受付店→ 銀行 店→市町村	令和 年 月 日
領収日付印	(市町村保管)	領収日付印	(市町村保管)

- 備考 1.「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。
2.「市区町村コード」欄の右横の余白部分は、口座振替に係る振替の請求に使用する欄又は税目コード等の処理事項欄として、必要に応じ使用するものであること。
3.「eL-QR」は、記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

[illegible]

1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4

- 号に掲げる事業を行う法人を除く。)が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ若しくはハ(政令第6条の24第1号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号、以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第23条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。))第6条の25第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。
- 8 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。
- 9 連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。))第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人(令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第20項又は令和2年旧法第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限る。)通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 10 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑫」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑬」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑯」の欄の金額を記載すること。
- 11 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途税戻金の支出の額の40%

相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。

12 道府県民税の「㊦のうち見込納付額㊦」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書(令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。)の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。))がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。))又は令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。)を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13 事業税の「所得金額総額㊦」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては第6号様式別表5の「合計㊦」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㊦」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㊦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

14 事業税の「付加価値額総額㊦」又は「資本金等の額総額㊦」の各欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㊦」又は「課税標準となる資本金等の額㊦」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

15 事業税の「㊦のうち見込納付額㊦」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)若しくは第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)又は令和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

16 特別法人事業税の「所得割に係る特別法人事業税額㊦」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㊦」又は「軽減税率不適用法人の金額㊦」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㊦」又は「軽減税率不適用法人の金額㊦」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

17 特別法人事業税の「収入割に係る特別法人事業税額㊦」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊦」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㊦」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18 特別法人事業税の「㊦のうち見込納付額㊦」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19 事業税の「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))㊦」の欄は、法人税法第64条の8の規定の適用を受ける法人にあっては法人税の明細書(別表4)の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書(別表4付表)の「通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載し、令和2年旧法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては法人税の明細書(別表4の2付表)の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した

金額を記載すること。

- 20 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㊦」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 21 還付請求の「中間納付額㊦」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第4項又は令和2年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2若しくは第25条又は令和2年旧政令第9条の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 22 法第23条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
- 23 法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 24 法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

[illegible]

12 日 1999 年 1 月 1 日 1999 年 1 月 1 日
 1 本 部 分 1001 1001
 2 本 部 分 1002 1002
 3 本 部 分 1003 1003
 4 本 部 分 1004 1004
 5 本 部 分 1005 1005
 6 本 部 分 1006 1006
 7 本 部 分 1007 1007
 8 本 部 分 1008 1008
 9 本 部 分 1009 1009
 10 本 部 分 1010 1010
 11 本 部 分 1011 1011
 12 本 部 分 1012 1012
 13 本 部 分 1013 1013
 14 本 部 分 1014 1014
 15 本 部 分 1015 1015
 16 本 部 分 1016 1016
 17 本 部 分 1017 1017
 18 本 部 分 1018 1018
 19 本 部 分 1019 1019
 20 本 部 分 1020 1020
 21 本 部 分 1021 1021
 22 本 部 分 1022 1022
 23 本 部 分 1023 1023
 24 本 部 分 1024 1024
 25 本 部 分 1025 1025
 26 本 部 分 1026 1026
 27 本 部 分 1027 1027
 28 本 部 分 1028 1028
 29 本 部 分 1029 1029
 30 本 部 分 1030 1030
 31 本 部 分 1031 1031
 32 本 部 分 1032 1032
 33 本 部 分 1033 1033
 34 本 部 分 1034 1034
 35 本 部 分 1035 1035
 36 本 部 分 1036 1036
 37 本 部 分 1037 1037
 38 本 部 分 1038 1038
 39 本 部 分 1039 1039
 40 本 部 分 1040 1040
 41 本 部 分 1041 1041
 42 本 部 分 1042 1042
 43 本 部 分 1043 1043
 44 本 部 分 1044 1044
 45 本 部 分 1045 1045
 46 本 部 分 1046 1046
 47 本 部 分 1047 1047
 48 本 部 分 1048 1048
 49 本 部 分 1049 1049
 50 本 部 分 1050 1050
 51 本 部 分 1051 1051
 52 本 部 分 1052 1052
 53 本 部 分 1053 1053
 54 本 部 分 1054 1054
 55 本 部 分 1055 1055
 56 本 部 分 1056 1056
 57 本 部 分 1057 1057
 58 本 部 分 1058 1058
 59 本 部 分 1059 1059
 60 本 部 分 1060 1060
 61 本 部 分 1061 1061
 62 本 部 分 1062 1062
 63 本 部 分 1063 1063
 64 本 部 分 1064 1064
 65 本 部 分 1065 1065
 66 本 部 分 1066 1066
 67 本 部 分 1067 1067
 68 本 部 分 1068 1068
 69 本 部 分 1069 1069
 70 本 部 分 1070 1070
 71 本 部 分 1071 1071
 72 本 部 分 1072 1072
 73 本 部 分 1073 1073
 74 本 部 分 1074 1074
 75 本 部 分 1075 1075
 76 本 部 分 1076 1076
 77 本 部 分 1077 1077
 78 本 部 分 1078 1078
 79 本 部 分 1079 1079
 80 本 部 分 1080 1080
 81 本 部 分 1081 1081
 82 本 部 分 1082 1082
 83 本 部 分 1083 1083
 84 本 部 分 1084 1084
 85 本 部 分 1085 1085
 86 本 部 分 1086 1086
 87 本 部 分 1087 1087
 88 本 部 分 1088 1088
 89 本 部 分 1089 1089
 90 本 部 分 1090 1090
 91 本 部 分 1091 1091
 92 本 部 分 1092 1092
 93 本 部 分 1093 1093
 94 本 部 分 1094 1094
 95 本 部 分 1095 1095
 96 本 部 分 1096 1096
 97 本 部 分 1097 1097
 98 本 部 分 1098 1098
 99 本 部 分 1099 1099
 100 本 部 分 1100 1100
 101 本 部 分 1101 1101
 102 本 部 分 1102 1102
 103 本 部 分 1103 1103
 104 本 部 分 1104 1104
 105 本 部 分 1105 1105
 106 本 部 分 1106 1106
 107 本 部 分 1107 1107
 108 本 部 分 1108 1108
 109 本 部 分 1109 1109
 110 本 部 分 1110 1110
 111 本 部 分 1111 1111
 112 本 部 分 1112 1112
 113 本 部 分 1113 1113
 114 本 部 分 1114 1114
 115 本 部 分 1115 1115
 116 本 部 分 1116 1116
 117 本 部 分 1117 1117
 118 本 部 分 1118 1118
 119 本 部 分 1119 1119
 120 本 部 分 1120 1120
 121 本 部 分 1121 1121
 122 本 部 分 1122 1122
 123 本 部 分 1123 1123
 124 本 部 分 1124 1124
 125 本 部 分 1125 1125
 126 本 部 分 1126 1126
 127 本 部 分 1127 1127
 128 本 部 分 1128 1128
 129 本 部 分 1129 1129
 130 本 部 分 1130 1130
 131 本 部 分 1131 1131
 132 本 部 分 1132 1132
 133 本 部 分 1133 1133
 134 本 部 分 1134 1134
 135 本 部 分 1135 1135
 136 本 部 分 1136 1136
 137 本 部 分 1137 1137
 138 本 部 分 1138 1138
 139 本 部 分 1139 1139
 140 本 部 分 1140 1140
 141 本 部 分 1141 1141
 142 本 部 分 1142 1142
 143 本 部 分 1143 1143
 144 本 部 分 1144 1144
 145 本 部 分 1145 1145
 146 本 部 分 1146 1146
 147 本 部 分 1147 1147
 148 本 部 分 1148 1148
 149 本 部 分 1149 1149
 150 本 部 分 1150 1150
 151 本 部 分 1151 1151
 152 本 部 分 1152 1152
 153 本 部 分 1153 1153
 154 本 部 分 1154 1154
 155 本 部 分 1155 1155
 156 本 部 分 1156 1156
 157 本 部 分 1157 1157
 158 本 部 分 1158 1158
 159 本 部 分 1159 1159
 160 本 部 分 1160 1160
 161 本 部 分 1161 1161
 162 本 部 分 1162 1162
 163 本 部 分 1163 1163
 164 本 部 分 1164 1164
 165 本 部 分 1165 1165
 166 本 部 分 1166 1166
 167 本 部 分 1167 1167
 168 本 部 分 1168 1168
 169 本 部 分 1169 1169
 170 本 部 分 1170 1170
 171 本 部 分 1171 1171
 172 本 部 分 1172 1172
 173 本 部 分 1173 1173
 174 本 部

売上高	総数	110							
	軌道又運送鉄	111							

1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人(同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含む、同項第1号に掲げる事業を行う法人を除く。)が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合中使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないこと限り行うことができること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。ただし、以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において有する事業の経営の責任者又は事実上専断的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)を添付すること。
- 3 印の欄は記載しないこと。
- 4 法人番号 欄には、法人番号(行政手続において特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 金額の単位(円)のがある欄の記載に關しては、単位区区分を分けて、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となる区分は、その金額の直前の(円)または△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 期末現在の資本金等の額の欄は、法第23条第1項第4号の2若しくはハ(令和2年第4条第1項に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号、以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第23条第1項第4号のイ、若しくはハ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第26号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第4条の2第5号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。
- 8 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。)以下の記載要領において同じ。及び通算法人であった法人(法第53条第1項(令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)、第9項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)においては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、課税標準となる法人税額又は個別別課税法人税額⑤の欄に第6号様式別表の「課税標準となる法人税額⑤」の欄の金額を記載すること。
- 9 連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号)に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税額(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。))第2条第17号の2に規定する連結法人をいう。以下の記載要領において同じ。及び連結法人であった法人(令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法

- 附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 10 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑩」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑪」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。
- 11 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途税戻金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)及び使途税戻金の支出に対する法人税額(使途税戻金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。
- 12 道府県民税の「㉔のうち見込納付額㉔」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書(令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。)(の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。))がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。)(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。)を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 13 事業税の「所得金額総額㉔」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉔」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㉔」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉔」の欄の金額を記載すること。
- 14 事業税の「付加価値額総額㉔」又は「資本金等の額総額㉔」の各欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑨」又は「課税標準となる資本金等の額⑩」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉔」又は「資本金等の額総額㉔」の各欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人

- が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑨」又は「課税標準となる資本金等の額⑩」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。
- 15 事業税の「㉔のうち見込納付額㉔」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)(若しくは第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。))又は令和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。))の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 16 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額㉔」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉔」又は「軽減税率不適用法人の金額㉔」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。
- 17 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㉔」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉔」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑤」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 18 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㉔」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉔」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑤」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 19 特別法人事業税の「㉔のうち見込納付額㉔」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 20 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉔」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 21 還付請求の「中間納付額㉔」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第4項又は令和2年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2若しくは第25条又は令和2年旧政令第9条の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 22 法第23条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
- 23 法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 24 法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

李松	年 月 日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印					

署名	
----	--

		2+	
--	--	----	--

(特別法人事業税)

第6号様式(その3)記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人(同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む。)が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ若しくはハ(政令第6条の24第1号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号、以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第23条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第6条の25第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。
- 8 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑥」の欄の金額を記載すること。
- 9 連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人(令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 10 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑫」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑬」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。
- 11 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申

- 告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途戻金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)及び使途戻金の支出に対する法人税額(使途戻金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。
- 12 道府県民税の「⑭のうち見込納付額⑮」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書(令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。)の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。)(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。)を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
 - 13 事業税の「所得金額総額⑯」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計⑰」の欄の金額を記載し、「所得金額総額⑯」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計⑰」の欄の金額を記載すること。
 - 14 事業税の「付加価値額総額⑱」又は「資本金等の額総額㉑」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額①」又は「課税標準となる資本金等の額②」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額⑱」又は「資本金等の額総額㉑」の各欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額①」又は「課税標準となる資本金等の額②」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額⑱」又は「資本金等の額総額㉑」の各欄は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額①」又は「課税標準となる資本金等の額②」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。
 - 15 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑲」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
 - 16 還付請求の「中間納付額㉒」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第4項又は令和2年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2若しくは第25条又は令和2年旧政令第9条の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
 - 17 事業税の「㉓のうち見込納付額㉔」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)若しくは第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)又は令和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
 - 18 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額㉕」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉖」又は「軽減税率不適用法人の金額㉗」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉖」又は「軽減税率不適用法人の金額㉗」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

- 19 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額⑨」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑧」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 20 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額⑩」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑧」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑩」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 21 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額⑪」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑧」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑪」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 22 特別法人事業税の「⑫のうち見込納付額⑫」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 23 法第23条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
- 24 法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 25 法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式別表一(提出用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第三条・第十条の二関係)

通算法人又は通算法人であつた法人の課税標準となる法人税額に関する計算書		※ 処理 事項	整 理 番 号	区 分	事 務 所	管 理 番 号	申 告 区 分			
法人名		法 人 番 号								
		事 業 年 度	令和		年		月	日から		

1. 計算の対象となる法人の区分等

法人税における通算承認の有無	①	有(通算法人)・ 無(通算法人以外の法人)
通算親法人・子法人の区分	②	通算親法人 ・ 通算子法人
法人の区分	③	普通法人・一般社団法人等・公益法人等(一般社団法人等以外)・協同組合等・特定医療法人

2. 加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の計算

通 算 対 象 欠 損 金 額					率	加算対象通算対象欠損調整額						
④	兆	十億	百万	千		円	⑤	兆	十億	百万	千	円
被 配 賦 欠 損 金 控 除 額						23.2又は19 100	加算対象被配賦欠損調整額					
⑥	兆	十億	百万	千	円		⑦	兆	十億	百万	千	円

3. 課税標準となる法人税額の計算

(使途保証金税額等)	⑧	兆	十億	百万	千	円
法人税法の規定によって計算した法人税額		(				
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	⑨					
加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額	⑤+⑦	⑩				
控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	⑪					
控除対象運付法人税額、控除対象運付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属運付税額の控除額	⑫					
退職年金等積立金に係る法人税額	⑬					
課税標準となる法人税額	⑭					
⑧+⑩+⑪-⑫-⑬+⑭						

通 算 親 法 人 の 本店所在地及び電話番号	(電話)
(ふ り が な) 通 算 親 法 人 の 名 称 及 び 法 人 番 号	(法人番号)

第六号様式別表一(提出用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第三条・第十条の二関係)

第8号様式の内覧(入用) (用取日本建築規格第4・12号の2) (第2条・第1条の2関係)

1 この計算書は、通商法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通商法人をいう）

1 この計算書は、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(地方税

法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)の規定の適用を受けようとする通算法人であつた法人に限る。)が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

2 ※印の欄は記載しないこと。

3 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

4 金額の単位区分(けた)のある欄に記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。

5 「通算対象欠損金額④」の欄は、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額(法第53条第11項に規定する通算対象欠損金額をいう。)がある場合に、法人税の明細書(別表7)の「通算対象欠損金額(5)」の欄の金額を記載すること。

6 「加算対象通算対象欠損調整額⑤」の欄は、「通算対象欠損金額④」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第11項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日)における同条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。)にあっては100分の23.2を、法第53条第4項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。)又は法第53条第4項第2号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

7 「被配賦欠損金控除額⑥」の欄は、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額(法第53条第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいう。)がある場合に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

- (1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 法人税の明細書(別表7(2)付表1)の「当初被控欠損金控除額(21)」の「計」の欄の金額
- (2) (1)に掲げる場合以外の場合 法人税の明細書(別表7(2)付表1)の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の「非特定欠損金配賦額(18)」の欄の金額から「非特定欠損金額に係る控除未済額(5)」の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零)に、「非特定損金算入割合(20)」の欄の数値を乗じて得た金額の合計額

8 「加算対象被配賦欠損調整額⑦」の欄は、「被配賦欠損控除額⑥」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第17項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日）

における同条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第53条第4項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第4項第2号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の「7の計」又は法人税の明細書（別表6（9）付表）の（37）若しくは（42）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等（政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表6（10）付表）の（30）又は（35）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表6（14）付表2）の（19）又は（24）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表1）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の「7の計」又は法人税の明細書（別表6（9）付表）の（37）若しくは（42）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等（政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表6（10）付表）の（30）又は（35）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表6（14）付表2）の（19）又は（24）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

10 「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」の欄は、法第53条第11項又は第17項の規定の適用がある場合に、「加算対象通算対象欠損調整額⑤」及び「加算対象被配賦欠損調整額⑦」の各欄の金額の合計額を記載すること。

11 「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄は、法第53条第3項、第8項、第13項又は第19項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

12 「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」の欄は、法第53条第23項又は第26項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」及び第6号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

第六号様式別表一の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

法人名	総 括 理 事 事 項	整 理 番 号	事務 所 分 別	管 理 番 号	申 告 区 分		
	法人番号						
	事 業 年 度	令和 〇 〇	年	〇 〇	月	〇 〇	日から 〇 〇

外国法人の法人税割額に関する計算書

		法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算（イ）					法人税法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算（ロ）				
		百 万 円	千 円	百 円	十 円	円	百 万 円	千 円	百 円	十 円	円
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①										
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②										
還 付 法 人 税 額 等 の 控 除 額	③										
課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 ①+②-③	④										
2以上の道府県に事業所又は事業所を有する法人に おける課税標準となる法人税額	⑤										
法人税割額 (④又は⑤ × $\frac{1}{100}$)	⑥										
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑦										
外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額	⑧										
差 引 法 人 税 割 額 ⑥-⑦-⑧	⑨										
計		⑩(④+⑤+⑨)									

- 第6号様式別表1の2記載要領
- 1 この計算書は、道府県内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。
 - 2 ※印の欄は記載しないこと。
 - 3 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
 - 4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1の2)の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(26)」の欄の金額(これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第六号様式別表一の三(提出用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第三条・第十条の二関係)

法人名	※ 処理 事項	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申 告 区 分
	法 人 番 号					
	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	令 和		年	月	日 か ら 日 ま で

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書

(個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等)	①	兆	十	億	万	千	円
法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額							
試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②						
差引個別帰属法人税額((①+②)と①の括弧書)のうちいずれか多い額)又は差引法人税額(①+②)	③						
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④						
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤						
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥						
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ③-④-⑤+⑥	⑦						
当期に発生した控除対象個別帰属税額 (①の括弧書)-(①+②)	⑧						

法人税における連結納税の承認の有無	⑨	有(連結法人)・無(連結法人以外の法人)
連結親法人・子法人の区分	⑩	連結親法人・連結子法人
連結親法人の区分	⑪	普通法人・協同組合等・特定医療法人
連結子法人の区分	⑫	特定連結子法人・非特定連結子法人
法人税の申告区分	⑬	連結申告・単体申告

連 結 親 法 人 の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話)
(ふりがな) 連 結 親 法 人 の 名 称 及 び 法 人 番 号	(法人番号)

第六号様式別表一の三(入力用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第三条・第十条の二関係)

1	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申 告 区 分	24
	法 人 番 号					37
38	申 告 年 月 日	25	44			49
	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	43	50			55
12	B	予備				69

個別帰属特別控除取戻税額等 又は特別控除取戻税額等	09								
	01								
	02								
	03								
	04								
	05								
	06								
	07								
	08								

70	(法人番号)	82
----	--------	----

第6号様式別表1の3記載要領

- 1 この計算書は、連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。))第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。))及び連結法人であった法人(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第5条第4項若しくは第5項において適用する法第50条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。))及び通算法人であった法人を除く。))が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。))を記載すること。
- 4 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付すること。
- 5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。))にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書(別表5の2(2)付表)の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額(連結地方法人税個別帰属額を除く。))に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(18)の欄の金額)、分配時調整外国税相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)の(27)の欄の金額)、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表17(3の6))の(11)の欄の金額)の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、(零))を記載すること。
- また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上限に使途税厘金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額、使途税厘金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。
- 6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第6項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第5項若しくは第9項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。
- 7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第23項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」の欄の金額を記載すること。
- 8 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑤」の欄は、零を超える場合に記載すること。

第6号様式別表二(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

控除対象通算適用前欠損調整額の控除明細書		事業年度	・	・	法人名	
事業年度	通算適用前欠損金額	控除対象通算適用前欠損調整額 (①×23.2/100又は①×19/100)	既に控除を受けた額	控除未済額 ②－③	当期控除額	翌期繰越額
①	②	③	④	⑤	⑥	
・	円	円	円	円	円	円
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						

第6号様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額(法第53条第3項に規定する通算適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。))について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。また、当該通算適用前欠損金額が生じた事業年度後最初の最初通算事業年度(法人税法第64条の9第1項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))においては同法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付し、同項に規定する通算承認の効力が生じた日(以下この記載要領において「通算承認の効力が生じた日」という。))の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業(以下この記載要領において「新たな事業」という。))を開始した場合において同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額があるときは、新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において同項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付すること。
- 2 「控除対象通算適用前欠損調整額②」の欄は、「通算適用前欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初通算事業年度終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日)における法第53条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。))にあっては100分の23.2を、法第53条第4項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。))又は法第53条第4項第2号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- (1) 2以上の最初通算事業年度終了の日がある場合 当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日
- (2) 通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合において法人税法第57条第8項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額がある場合 新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度終了の日
- (3) 最初通算事業年度について法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第3項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
- 3 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
- (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
- (2) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 4 法第53条第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等(同項に規定する被合併法人等をいう。))の前10年内事業年度(同項に規定する前10年内事業年度をいう。))に係る控除未済通算適用前欠損調整額(同項に規定する控除未済通算適用前欠損調整額をいう。))と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算適用前欠損調整額(同条第4項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額をいう。))とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

第六号様式別表二の二(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

控除対象合併等前欠損調整額の控除明細書		事業年度	・	・	法人名	
事業年度	合併等前欠損金額	控除対象合併等前欠損調整額 (①×23.2/100又は①×19/100)	既に控除を受けた額	控除未済額 ②－③	当期控除額	翌期繰越額
		②	③	④	⑤	⑥
・	円	円	円	円	円	円
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						

1 この明細書は、当該事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額(法第53条第7項に規定する合併等前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、同条第8項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式2の2又は第6号様式2の3の申告書に添付すること。また、合併等事業年度(同条第7項に規定する合併等事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)においては法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類を併せて添付すること。

2 「控除対象合併等前欠損調整額⑤」の欄は、「合併等前欠損金額①」の欄に記載した金額に、合併等事業年度終了の日(合併等事業年度について法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)の規定により法人に提出する申告書提出先が義務がある法人)について法第53条第4項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日における法第53条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。)においては100分の23.2、を、法第53条第4項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。)(又は法第53条第4項第2号に規定する協同組合等)にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

3 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額。

(2) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被賦課欠損調整額の加算額②」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額③」の欄の括弧内の金額を控除した金額

4 法第53条第7項の規定により被合併法人等(同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。)の合併等前欠損金額とみなされたものとの2項の規定の適用を適用する場合には、この明細書の各欄は、当該被合併法人等の合併等前欠損金額とみなされたものに係る控除対象合併等前欠損調整額(同条第9項に規定する控除対象合併等前欠損調整額をいう。以下この記載要領において同じ。)と同条第8項の規定の適用を受ける法人の控除対象合併等前欠損調整額とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

調整額の控除明細書

[illegible]

5 法第53条第15項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10内各事業年度(同項に規定する前10内各事業年度をいう。)に係る控除対象未済通算対象所得調整額(同項に規定する控除対象未済通算対象所得調整額をいう。)&同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算対象所得調整額(同条第14項に規定する控除対象通算対象所得調整額をいう。)&に区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

第六号様式別表二の四（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

の控除明細書

控除対象配賦欠損調整額 の控除明細書		事業年度		法人名		
事業年度	配賦欠損金 控除額	控除対象配賦 欠損調整額 (①×23.2/ 100又は①× 19/100)	既に控除を 受けた額	控除未済額 ②-③	当期控除額	翌期繰越額
	① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥
・ ・						/
・ ・						P
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						</

第6号様式別表2の4記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額(法第53条第19項に規定する配賦欠損金控除額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。
- 2 「配賦欠損金控除額①」の欄は、配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
- (1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 当該事業年度の法人税の明細書(別表7(2)付表1)の「当初配賦欠損金控除額(22)」の「計」の欄の金額
- (2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該事業年度の法人税の明細書(別表7(2)付表1)の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の「非特定欠損金額に係る控除未済額(5)」の欄の金額から「非特定欠損金配賦額(18)」の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零)に、「非特定損金算入割合(20)」の欄の数値を乗じて得た金額の合計額
- 3 「控除対象配賦欠損調整額②」の欄は、「配賦欠損金控除額①」の欄に記載した金額に、配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日)における法第53条第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。)又は法第53条第14項第1号に規定する一般社団法人等にあつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。)又は法第53条第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- (1) 配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第19項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
- (2) 法第53条第21項に規定する被合併法人等(以下この記載要領において「被合併法人等」という。)の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合 当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日
- 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
- (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
- (2) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 5 法第53条第21項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内事業年度(同項に規定する前10年内事業年度をいう。)に係る控除未済配賦欠損調整額(同項に規定する控除未済配賦欠損調整額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象配賦欠損調整額(同条第20項に規定する控除対象配賦欠損調整額をいう。)とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

控除対象選付法人税額又は控除

控除対象連行法人税額又は控除対象 個別帰属還付税額の控除明細書		事業年度又は 連結事業年度			法人名	
事業年度又は 連結事業年度	控除対象還付 法人税額又は 控除対象個別 帰属還付税額	既に控除を 受けた額	控除未済額 ①－②	当期控除額	翌期繰越額	
	①	②	③	④	⑤	
.	円	円	円	円		
.						P
.						
.						
.						
.						
.						
.						
.						
.						
.						
.						
.						
.						
.						
当 期 分						
計		円		円		

1. この明細書は、当該事

- その明細書は、当該事業年度（前年度）の前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第6条第3項若しくは第144条の15第1項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第80条第5項に規定する中間期間をいう。）（法人税法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除く。）又は当該連結事業年度（令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の前10年以内に開始した事業年度（令和2年旧法人税法第80条第5項又は法人税法第144条の13第1項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第23項第1号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第2号又は令和2年旧法第53条第12項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第3号又は令和2年旧法第53条第12項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の前10年以内に開始した連結事業年度（令和2年旧法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（令和2年旧法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、法第53条第23項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「当期控除額④」の欄は、(1)、(2)及び(4)に掲げる法人に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、(3)に掲げる法人にあっては(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内及び(ハ)に掲げる金額が(ニ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
- (1) 第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）を提出する法人（(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除く。）
- (イ) この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額
- (ロ) 第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- (2) 第6号様式別表1を提出する法人
- (イ) この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第6号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額
- (ロ) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額③」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額③」の欄の括弧内の金額及び「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄の金額の合計額を控除した金額
- (3) 第6号様式別表1の2を提出する法人
- (イ) この明細書の恒久的施設帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額
- (ロ) 第6号様式別表1の2の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「(イ)」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の「(イ)」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「(イ)」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- (ハ) この明細書の恒久的施設非帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額

- 第六号様式別表二の六(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

[illegible]

第6号様式別表2の6記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間（法人税法第80条第5項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）において生じた還付対象欠損金額（法第53条第26項に規定する還付対象欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。

2 「還付対象欠損金額①」の欄は、還付対象欠損金額の生じた各事業年度又は各中間期間について、当該事業年度又は中間期間の法人税の明細書（別表7（2））の「損金算入特定欠損金額（3）」の「当期分」の欄（「通算対象外欠損金額による繰戻し額」の欄）及び「損金算入非特定欠損金額（6）」の「当期分」の欄（「（3）以外の欠損金による繰戻し額」の欄）の合計額を記載すること。

3 「控除対象還付対象欠損調整額②」の欄は、「還付対象欠損金額①」の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第53条第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第53条第14項第1号に規定する一般社団法人等（あつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

(1) 還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日

(2) 法第53条第28項に規定する被合併法人等（以下この記載要領において「被合併法人等」という。）の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合 当該還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日

4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額

(2) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑤」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑤」の欄の括弧内の金額及び「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄の金額の合計額を控除した金額

5 法第53条第28項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付対象欠損調整額（同項に規定する控除未済還付対象欠損調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度又は各中間期間の控除対象還付対象欠損調整額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各中間期間ごとに記載すること。

第6号様式別表二の七(用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係)

控除対象個別帰属調整額の控除明細書		連結事業年度又は事業年度	・ ・ ・ ・	法人名		
事業年度又は連結事業年度	連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①	控除対象個別帰属調整額② (①×23.2/100又は①×20/100)	既に控除を受けた額③	控除未済額④ ②-③	当期控除額⑤	翌期繰越額⑥
・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
計						

第六号様式別表二の七（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

第6号様式別表2の7記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。))第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。))第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。))又は連結適用前災害損失欠損金額(同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。))について、令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第5項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度(令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))においては令和2年旧法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。
- 2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日(2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日)における令和2年旧法第53条第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。))第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。))との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。))がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。))にあっては100分の23.2(当該最初連結事業年度(2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。))を、令和2年旧法第53条第6項第1号に規定する普通法人(令和2年旧措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。))又は令和2年旧法第53条第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20を乗じて計算した金額を記載すること。
- 3 「当期控除額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) 第6号様式別表1を提出する法人
 - (イ) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (ロ) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
 - (2) 第6号様式別表1の3を提出する法人
 - (イ) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (ロ) 第6号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額((①+②)と(①)の括弧書)のうちいずれか多い額)又は差引法人税額(①+②)③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 4 令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第5項又は令和2年旧法第53条第7項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等(これらの規定に規定する被合併法人等をいう。))の前10年内事業年度(これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。))に係る控除未済個別帰属調整額(これらの規定に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。))とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額(令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。))とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

の控除明細書

[illegible]

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。①開始の前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。②について、令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第9項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式②(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

2 「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1) 第6号様式別表1を提出する法人

(イ) この明細書の「当期控除額④」の「計」、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額

(ロ) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額

(2) 第6号様式別表1の3を提出する法人

(イ) この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額

(ロ) 第6号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額((①+②)と(①の括弧書)のうちいずれか多い額)又は差引法人税額((①+②)③)の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

3 令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第5項又は令和2年旧法第53条第10項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等(これらの規定に規定する被合併法人等をいう。))の前10年以内連結事業年度(これらの規定に規定する前10年以内連結事業年度をいう。))に係る控除未済個別帰属税額(これらの規定に規定する控除未済個別帰属税額をいう。))とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

均等割額の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名																																																						
事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者の明細			<table border="1"> <tr> <th>名称 (外 価 所)</th> <th>所 在 地</th> </tr> <tr> <td>市町村の存在する区域内における従たる事務所等</td> <td>市町村</td> </tr> </table>	名称 (外 価 所)	所 在 地	市町村の存在する区域内における従たる事務所等	市町村																																																		
名称 (外 価 所)	所 在 地																																																								
市町村の存在する区域内における従たる事務所等	市町村																																																								
東京都内における主たる事務所等の所在地	事務所等を有していた月数	従業者数の合計数	人																																																						
区	丁 目	番 号	月																																																						
市(町村)																																																									
特別区内における従たる事務所等																																																									
所 在 地	名 称 (外 価 所)	月数	従業者数の合計数																																																						
1	千代田区		人																																																						
2	中央区																																																								
3	港区																																																								
4	新宿区																																																								
5	文京区																																																								
6	台東区																																																								
7	墨田区																																																								
8	江東区																																																								
9	品川区																																																								
10	目黒区																																																								
11	大田区																																																								
12	世田谷区																																																								
13	渋谷区																																																								
14	中野区																																																								
15	杉並区																																																								
16	豊島区																																																								
17	北区																																																								
18	荒川区																																																								
19	板橋区																																																								
20	練馬区																																																								
21	足立区																																																								
22	葛飾区																																																								
23	江戸川区																																																								
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">均 等 割 額 の 計 算</th> <th>税 率 (年 額) (%)</th> <th>月 数 (月)</th> <th>区 数 (区)</th> <th>税割計算 (7)×(8)÷(9)</th> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>主たる事務所等が所在する特別区</td> <td>事務所等の従業者数 50人超 ①</td> <td>内</td> <td>1</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務所等の従業者数 50人以下②</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>従たる事務所等所在の特別区</td> <td>事務所等の従業者数 50人超 ③</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務所等の従業者数 50人以下④</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>道府県分⑤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別区内(市町村)に事務所等がない場合</td> <td>事務所等の従業者数 50人超 ⑥</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務所等の従業者数 50人以下⑦</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 合計すべき均等割額 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦ ⑧ </td> <td>円</td> </tr> </table>				均 等 割 額 の 計 算		税 率 (年 額) (%)	月 数 (月)	区 数 (区)	税割計算 (7)×(8)÷(9)	区 分	主たる事務所等が所在する特別区	事務所等の従業者数 50人超 ①	内	1	円			事務所等の従業者数 50人以下②			円		従たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数 50人超 ③			円			事務所等の従業者数 50人以下④			円		道府県分⑤				円		特別区内(市町村)に事務所等がない場合	事務所等の従業者数 50人超 ⑥			円			事務所等の従業者数 50人以下⑦			円	合計すべき均等割額 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦ ⑧					円
均 等 割 額 の 計 算		税 率 (年 額) (%)	月 数 (月)	区 数 (区)	税割計算 (7)×(8)÷(9)																																																				
区 分	主たる事務所等が所在する特別区	事務所等の従業者数 50人超 ①	内	1	円																																																				
		事務所等の従業者数 50人以下②			円																																																				
	従たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数 50人超 ③			円																																																				
		事務所等の従業者数 50人以下④			円																																																				
	道府県分⑤				円																																																				
	特別区内(市町村)に事務所等がない場合	事務所等の従業者数 50人超 ⑥			円																																																				
		事務所等の従業者数 50人以下⑦			円																																																				
合計すべき均等割額 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦ ⑧					円																																																				
合 計																																																									
(主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)																																																									
備 考																																																									

		法人番号 事 業 年 度 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	第1号 第2号 第3号 第4号	整理番号 000000	処理年度 H30	処理区分 0000
法人名						
所得金額に関する計算書（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）						

所得金の計算				非課税所得の区分計算				人
所得税額計算人の所得通知(3第4頁の(20))又は個別所得金額記入人の所得通知(3第4頁の(21))	①	②	③	④	⑤	外国における事業所得又は事業所得の類の従業者数		
加算	税金・贈与は個別所得金額に算入した所得税額等損失控除後の金額	②	③	④	⑤	⑥	期末の総従業員数	
	税金・贈与は個別所得金額に算入した分配調整金及び控除後の金額	③	④	⑤	⑥	⑦	外国から生ずる事業所得 (第4号)×⑤×⑥	
	税金・贈与は個別所得金額に算入した分配調整金及び控除後の金額	④	⑤	⑥	⑦	⑧	底物の能率事業と精練事業とを通じて算定した所得	
	税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	底物の農産標準であるべき底物の面積	
	税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	底物の農産標準の所得 ⑩×⑥×⑦	
	税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦	
	税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦	
	税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦	
	税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦	
	税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦	
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊼	㊽	㊾	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊽	㊾	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊾	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	底物の能率事業の所得 ⑩×⑥×⑦		
税金・贈与は個別所得金額に算入した外国法人税の額	㊿	㊿						

	12
B	
01	
02	
03	
04	
05	
06	
07	
08	
09	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	

算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載し、令和2年旧法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては法人税の明細書(別表4の2付表)の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

7 「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。

8 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあっては、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額⑪」及び「債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑫」の各欄に記載しないこと。

9 外国の事務所又は事業所(政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。)を有しない内国法人が事業年度の中途中において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合は特定内国法人(法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。)が事業年度の中途中において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業員数⑬」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「期末の総従業員数⑭」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

10 「外国の事業に帰属する所得」又は「非課税等所得」のある法人にあっては、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付すること。

第六号様式別表五の二(提出用)(用紙日本産業規格A4・ローズ色)(第五条関係)

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号				
	事業年度	令和	年	月	日から 日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書 (法第72条の2第1項 第3号に掲げる事業 第4号)

付 加 価 値 額 の 計 算						資 本 金 等 の 額 の 計 算					
収益	①	兆	十億	百万	千円	資本使等の額	②	兆	十億	百万	千円
配分	②					当該事業年度の月数	③				
額	③					④×12	④				
計算	④					総額計算	⑤				
①+②+③	⑤					別表5の2の3⑩、別表⑪若しくは別表⑫又は別表⑬の2の4⑪	⑥				
単年度損益	⑥					差引	⑦				
第6号様式⑧又は別表⑨	⑦					⑧-⑦	⑧				
付加価値額	⑧					⑨のうち1,000億円以下の金額	⑨				
④+⑤	⑨					⑩のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額	⑩				
①/⑧	⑩				%	⑪のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額	⑪				
④×20/100	⑫					⑫のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額	⑬				
④×20/100	⑬					⑭	⑭+⑮+⑯	⑮			
①-③	⑯					⑰					
⑧	⑰					⑱					
⑧-⑯-⑰	⑱					⑲					
計	⑳					㉑					
①+②+③	㉑					㉒					
⑧又は⑨×㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿	㉞					㉟					

区 分		期首現在の金額 ㉟				当期中の減少額 ㊱				当期中の増加額 ㊲				差引期末現在の金額 ㊳-㊱-㊲			
資本金の額又は出資金の額	1	兆	十億	百万	千円	兆	十億	百万	千円	兆	十億	百万	千円	兆	十億	百万	千円
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2																
法人税の資本金等の額又は繰上償還金等の額	3																
期中に金額の増減があつた場合の理由等																	

第六号様式別表五の二(提出用)(用紙日本産業規格A4・ローズ色)(第五条関係)

- とあるのは「(別表5④～別表11④)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- (5) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑤」とあるのは「(第6号様式⑤～別表11④)」と、「別表5④」とあるのは「(別表5④～別表11④)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- (6) 租税特別措置法第59条の2又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。)第59条の2若しくは第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の(33)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(41)の欄において減算した金額(損金算入額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。
- (7) 租税特別措置法第66条の5の3第1項、所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号)第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の5の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書(別表17の2(2)付表1)の(8)の「計」の欄から(26)の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。
- (8) 第6号様式別表5の⑥から⑩まで及び⑪の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の⑫の欄に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載すること。
- 6 「当該事業年度の月数⑬」の欄は、法第72条の21第3項、第4項若しくは第5項又は令和2年旧法第72条の21第4項若しくは第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。
- 7 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑭」から「計⑳」までの各欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑭」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業(非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑭」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業(以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数⑭」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第4号に掲げる事業(以下この記載要領において「特定ガス供給業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「計㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を合計

- した数を記載すること。
- (1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合
- (2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合
- (3) 特定ガス供給業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を開始した場合
- (4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を廃止した場合

第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

法人名	法人番号										事業年度	令和	年	月	日	日から	日まで
付加価値額に関する計算書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）																	
1. 付加価値額の総額の計算																	
報酬給与額	別表5の3①	①	表	十	百	千	万	円	半年度損益	別表5⑤	⑤	表	十	百	千	万	円
純支払利子	別表5の4②	②							付加価値額	①+②+③+④	④						
純支払賃借料	別表5の5③	③															
2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算																	
外国の事業に帰属する報酬給与額	⑥	表	十	百	千	万	円	外国の事業に帰属する付加価値額	⑥+⑦+⑧+⑨	⑧	表	十	百	千	万	円	
外国の事業に帰属する純支払利子	⑦							外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法	区分計算・従業員数区分								
外国の事業に帰属する純支払賃借料	⑧							外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑩								
外国の事業に帰属する半年度損益	別表5⑨	⑨						期末の総従業員数	⑪								
3. 非課税事業に係る報酬給与額等の計算																	
林業	報酬給与額	⑫	表	十	百	千	万	円	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じで算定した報酬給与額	⑬							
	純支払利子	⑭						鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じで算定した純支払利子	⑮								
	純支払賃借料	⑯						鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じで算定した純支払賃借料	⑰								
鉱物の掘採事業	報酬給与額	⑱						生產品の収入金額又は生產品の収入金額から買取価格を差し引いた金額	⑲								
	純支払利子	⑳						鉱物の掘採事業に係る報酬給与額	㉑								
	純支払賃借料	㉒						報酬給与額	㉓								
農林漁業	報酬給与額	㉔						報酬給与額	㉕								
	純支払利子	㉖						報酬給与額	㉗								
	純支払賃借料	㉘						報酬給与額	㉙								
非課税事業計	報酬給与額	㉚						報酬給与額	㉛								
	純支払利子	㉜						報酬給与額	㉝								
	純支払賃借料	㉞						報酬給与額	㉟								
4. 報酬給与額等の計算																	
報酬給与額	①-⑥-⑪	⑫	表	十	百	千	万	円	純支払賃借料	③-④-⑨	⑩	表	十	百	千	万	円
純支払利子	②-⑦-⑩	⑬															

第六号様式別表五の二の二（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

1	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	法人番号			
38	申告年月日	25	44	49
	事業年度	50	55	60
	子備	56	69	
12	B	01	02	03
		04	05	
		06	07	08
		09		
		10	11	12
		13	14	15
		16	17	18
		19	20	21
		22	23	24
		25	26	27
		28	29	30
		31	32	33
		34	35	

外国人の雇入等の概況に関する計算					
国別区分の雇入金等の額	別表の2の2	計	中国	タイ	その他
外国の事業に係る付随額	③-②-④	③			
合計	③-②-④	③			
非課税事業又は収入金額調整事業による収入	③-②-④	③			
付随額	③-②-④	③			

外国における事務所又は事業所の雇入の従業員数	⑤
期末の従業員数	⑤
非課税事業又は収入金額調整事業を併せて7人以上	
国内における非課税事業又は収入金額調整事業に係る期末の従業員数	⑤
国内における事務所又は事業所の雇入の従業員数	⑤

第六号様式別表五の二の三(入力用)(用紙日本産業規格A4・ローズ色)(第五案関係)

整理番号		事務所		会		管理番号		申請区分	
1				A				24	
法人番号		25		44		37			
申告年月日		43		事業年度		50		49	
38						55			
		56				予備		69	

12	B	01							
		02							

05									
06									
07									
08									
09									
10									
11									
12									

16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									

24									
25									

26									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

30									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

31									
32									
33									

34									
35									
36									
37									
38									

第6号様式別表5の2の3記載要領

1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22、法附則第9条第1項、第4項から第7項まで、第17項若しくは第23項、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第72条の21第1項第1号から第3号まで、令和2年旧法附則第9条第1項若しくは第7項又は政令第20条の2の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

3 次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業(法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「期末の総従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業(同項第2号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)とを合計した数を記載すること。

(1) 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合

(2) 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業を開始した場合

(3) 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合

4 「外国の事業に係る控除額⑤」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、同欄中「別表5の2の2②」とあるのは「それぞれの事業(以下この記載要領において「非課税事業」という。)に係る者の数を合計した数と当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数と当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業以外の事業(法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において同じ。)に係る者の数を合計した数と当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)とを合計した数を記載すること。

5 「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合⑥」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、同欄中「別表5の2の2③」及び「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2②の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「同表⑥」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「同表⑦」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「同表⑧」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「同表⑨」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した金額を記載すること。

6 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数と当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業以外の事業(法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において同じ。)に係る者の数を合計した数と当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)とを合計した数を記載すること。

(1) 非課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業を開始した場合

(2) 非課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業以外の事業を開始した場合

(3) 非課税事業以外の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業以外の事業又は非課税事業を廃止した場合

7 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業(以下この記載要領において「非課税事業等」という。)に係る者の数を合計した数と当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数と当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等

外の事業(法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において「その他の事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)とを合計した数を記載すること。

(1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合

(2) 非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業を開始した場合

(3) その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止した場合

8 法第72条の21第1項第1号又は令和2年旧法第72条の21第1項第1号の規定を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

9 法第72条の21第1項第2号又は令和2年旧法第72条の21第1項第2号の規定を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

10 法第72条の21第1項第3号又は令和2年旧法第72条の21第1項第3号の規定を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式別表五の二の四(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)

特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書		法人名	
区 分	当 該 事 業 年 度	前 事 業 年 度	
事業年度	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
総資産の帳簿価額	① 円	⑤	円
特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等	②	⑥	
総資産価額 (①－②)又は(⑤－⑥)	③	⑦	
特定子会社の株式等の帳簿価額 ⑩又は㉔	④	⑧	
総資産価額に占める特定子会社の株式等の帳簿価額の割合 (④＋⑧)／(③＋⑦)	⑨	%	
特定子会社の株式等に係る控除額 別表5の2⑭×(④＋⑧)／(③＋⑦)	⑩	円	

第六号様式別表五の二の四(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)

特 定 子 会 社 の 明 細								
当 該 事 業 年 度								
特 定 子 会 社 の 名 称 及 び 所 在 地	特定子会社 の発行済株 式等の総数 ⑪	特定子会社 が保有する 自己株式等 の数 ⑫	直接又は間 接に保有す る株式等 の数 ⑬	持株割合 ⑬／(⑪－⑫)	直接に保有 する特定子 会社株式等 の帳簿価額	特定子会社に対する貸付金額及び保有 する特定子会社の発行する社債の金額		
						特定子会社 に対する貸 付金額 ⑭	保有する特 定子会社発 行社債の金 額 ⑮	⑭＋⑮
				%	円	円	円	円
計					⑯			

前 事 業 年 度								
特 定 子 会 社 の 名 称 及 び 所 在 地	特定子会社 の発行済株 式等の総数 ⑰	特定子会社 が保有する 自己株式等 の数 ⑱	直接又は間 接に保有す る株式等 の数 ⑲	持株割合 ⑲／(⑰－⑱)	直接に保有 する特定子 会社株式等 の帳簿価額	特定子会社に対する貸付金額及び保有 する特定子会社の発行する社債の金額		
						特定子会社 に対する貸 付金額 ⑳	保有する特 定子会社発 行社債の金 額 ㉑	㉐＋㉑
				%	円	円	円	円
計					㉒			

1 この計算書は、法第72条の2第1項及び地方税法の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の2第6項の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第6号様式別表の2に併せて提出すること。

2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の2の22各号又は「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）」による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第20条の2の22各号に掲げる金額がある場合に、政令第20条の2の22第1号から第4号まで又は令和2年旧政令第20条の2の22第1号及び第2号に掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号（第4号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

3 出資関係図（特定子会社となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）を添付すること。

第六号様式別表五の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

第6号様式別表五の三(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

整 理 番 号		事務所	管 理 番 号	申請区分
1		25	37	24
法人番号				
38				
申告年月日		事業年度		
43		50	55	
		予備	69	

12	B
03	

12	B
04	

12	B
05	

06	
----	--

07	
08	

09	
10	
11	

12	
----	--

第6号様式別表五の3記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の15又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に、第6号様式別表五の2に併せて提出すること。

2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

3 「 $\left[\begin{array}{c} \text{第1号} \\ \text{法第72条の2第1項 第3号に掲げる事業} \\ \text{第4号} \end{array} \right]$ 」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

5 「 $\textcircled{\text{㊸}} - \left(\textcircled{\text{㊸}} \times \frac{75}{100} \right) \textcircled{\text{㊹}}$ 」の欄は、「派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 $\textcircled{\text{㊹}}$ 」の欄の金額から「派遣先から支払を受ける金額の合計 $\textcircled{\text{㊸}}$ 」の欄の金額に100分の75を乗じて得た金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零)を記載すること。

第1号
（法第72条の2第1項 第3号 に掲げる事業）
第4号

3 法第72条の第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第6号様式附表五の四(発出用)(用紙日本産電機規格A4・ローズ色)(第5条関係)									
法人名		整理番号		事務所		管理番号		000000	
				事務所		管理番号		000000	
法人名		法人番号		令和		年		日	
				令和		年		日まで	

第4号									
支 払 利 子									
区 分	借 入 金		期中の支払利子額				借入金等の期末現在高		備 考
	氏名又は名称	住所又は所在地							
							円	円	
計				兆	十億	百万	千	円	
受 取 利 子									
区 分	貸 付 金		期中の受取利子額				貸付金等の期末現在高		備 考
	氏名又は名称	住所又は所在地							
							円	円	
計				兆	十億	百万	千	円	
純支払利子の計算(①－②)									
	①	兆	十億	百万	千	円			

(灰色) (第五条関係)

整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
1	A		24

法人番号

37	
----	--

申告年月日

38	43
----	----

事業年度

25	44	49
50	55	56

子帳

69

¹² B	01					
--------------------	----	--	--	--	--	--

[illegible]

この明細書は、法第72条の第2項第1号及び若しくは第3号に掲げる法人又は同項第3号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の16又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の16に規定する純支払利の引当について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事(以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に、欄ご様式第5の2の2に従つて提出すること。

2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

第1号

3 「法第72条の第2項第1号・第3号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

第4号

4 法第72条の第2項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち以上の事業を併せて行つて法人にあつては、それぞれの事業に係る純支払利の計算の引当を明らかに記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

5 「純支払利の計算(①ー②) ③」の欄は、「計③」の欄の金額から「計②」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

法人名		第1号									
		法人番号		令和		年	月	日から			
		事業年度		令和		年	月	日まで			

純支払賃借料に関する明細書（法第72条の2第1項 第3号に掲げる事業）

第1号
第4号

支 払 賃 借 料									
土地の用途又は 家屋の用途若しくは名称	貸主の氏名又は名称	契約期間	期中の支払賃借料	備 考					
所在地	住所又は所在地								
		・ ・		円					
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
計			円 十 百 千 万 十 百 千 万						

受 取 賃 借 料									
土地の用途又は 家屋の用途若しくは名称	借主の氏名又は名称	契約期間	期中の受取賃借料	備 考					
所在地	住所又は所在地								
		・ ・		円					
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
計			円 十 百 千 万 十 百 千 万						

純支払賃借料の計算（①→②）				
①	②	③	④	⑤

第六号様式別表五の五（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

第6号様式別表五の五(入力用)(用紙日本産業規格A4・ローズ色)(第五条関係)

整 理 番 号										事 務 所 番 号										管 理 番 号										申 請 区 分									
1										A										24																			
法 人 番 号										25										44										37									
38										43										50										55									
申 告 年 月 日										56										69																			
										予 備																													

12									
B									
00									

02									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

03									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第6号様式別表5の5記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の17又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

3 「

第1号
・
法第72条の2第1項 第3号に掲げる事業
・
第4号

」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払賃借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

5 「純支払賃借料の計算(①-②) ③」の欄は、「計①」の欄の金額から「計②」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第六号様式別表五の六（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書

第1号
（法第72条の2第1項に掲げる事業）

第3号

事業年度

・

法人名

新規雇用者給与等支給増加割合の計算			
新規雇用者給与等支給額 ①②の1－①②の2＋①②の3	①	四 新規雇用者給与等支給増加額 ①－② （マイナスの場合は10）	②
新規雇用者比較給与等支給額 ③	②	新規雇用者給与等支給増加割合 ②÷③ （②＝0の場合は10）	④
控除内税新規雇用者給与等支給額の計算			
国内新規雇用者に対する給与等の支給額 ⑤①の1－⑤①の2 （マイナスの場合は10）	⑤	調整雇用者給与等支給増加額 ⑤－⑥ （マイナスの場合は10）	⑥
調整雇用者給与等支給額 ⑤①の1－⑤①の2 （マイナスの場合は10）	⑥	控除対象新規雇用者給与等支給額 ⑤と⑥のうち小さい金額	⑦
調整比較雇用者給与等支給額 ⑧	⑦		
国内新規雇用者に対する給与等の支給額、調整雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額の明細			
	給与等の支給額	1の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	2のうち雇用安定助成金額
	1	2	3
国内雇用者に対する給与等の支給額 ⑧			
同上のうち国内新規雇用者に係る金額 ⑨			
同上のうち一般被保険者に係る金額 ⑩			円
調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算			
前事業年度又は前連結事業年度 ⑪	・ ・ ・	連 通 期 年 度 の 月 数 ⑫ ⑬の事業年度又は前連結事業年度の月数	⑬
	給与等の支給額	1の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	2のうち雇用安定助成金額
	1	2	3
国内雇用者に対する給与等の支給額 ⑪		円	円
同上のうち国内新規雇用者に係る金額 ⑫			
同上のうち一般被保険者に係る金額 ⑬			円
調整比較雇用者給与等支給額 ⑪⑫の1－⑪⑫の2＋⑪⑫の3 （マイナスの場合は10）	⑫	四 新規雇用者比較給与等支給額 ⑪⑬の1－⑪⑬の2＋⑪⑬の3 （マイナスの場合は10）	⑬
寄与者派遣等をした法人の計算			
賞与給与額 別表5の3⑭	⑭	四 ⑭と⑮×75％のうち小さい金額	⑮
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表6の3⑯	⑯	控除対象額 ⑮×⑯÷⑮＋⑯	⑰
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3⑰	⑰		
事業税を課されない事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の計算			
⑮のうち所得等課税事業に係る額又は⑮×⑯÷⑰	⑱	四 国内における所得等課税事業に係る期末の従業員数	⑲
⑮のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑮×⑯÷⑰	⑳	国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業員数	㉑
控除対象額 ⑱×㉑÷⑲又は⑱×㉑÷㉑	㉒	国内における事業所又は事業所の期末の従業員数	㉓
付加価値額から控除する額の計算			
報酬給与額 別表5の2㉔	㉔	円 雇用安定控除調整率 ⑱×㉑÷㉒	㉕
雇用安定控除額 別表5の2㉕	㉕	付加価値額からの控除額 ⑱×㉑×㉕又は⑱×㉑	㉖

第6号様式別表5の6記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条及び第5条の規定による改正前の法附則第9条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）附則第9条第14項（同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において令和2年旧法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「

第1号
（法第72条の2第1項に掲げる事業）

」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑮」から「付加価値額からの控除額㉑」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 4 「前事業年度又は前連結事業年度⑪」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）第11条及び第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和4年旧措置法」という。）第42条の12の5第3項第4号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。）第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」から「同上のうち一般被保険者に係る金額⑩」までの各欄 連結申告法人（令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあつては、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第148号）第1条及び第2条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和4年旧措置法施行令」という。）第27条の12の5第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和4年旧措置法施行令第27条の12の5第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和

4年旧措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。連結申告法人にあっては、法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下この記載要領において「令和2年旧措置法施行令」という。)第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等(同号イの前連結事業年度を除く。)の損金の額に算入される令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和2年旧措置法施行令第39条の46の2第5項第2号イに規定する事業年度等(同号イの事業年度を除く。)の損金の額に算入される令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。

- 適用年度の月数
- (2) 「 ⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数 ⑭の欄 欄中「⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算すること。
- (3) 「調整比較雇用者給与等支給額⑮」の欄 欄中「(⑮の1)－(⑮の2)」とあるのは、「((⑮の1)+(⑮の1の外書))－((⑮の2)+(⑮の2の外書))」として計算すること。
- (4) 「新規雇用者比較給与等支給額⑯」の欄 欄中「(⑯の1)－(⑯の2)+(⑯の3)」とあるのは、「((⑯の1)+(⑯の1の外書))－((⑯の2)+(⑯の2の外書))+(⑯の3)+(⑯の3の外書))」として計算すること。
- 5 令和4年旧措置法施行令第27条の12の5第7項若しくは第9項(これらの規定を同条第20項において準用する場合を含む。)又は令和2年旧措置法施行令第39条の46の2第7項若しくは第9項(これらの規定を同条第21項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。
- (1) 「調整比較雇用者給与等支給額⑮」の欄 令和4年旧措置法施行令第27条の12の5第21項(第2号に係る部分に限る。)又は令和2年旧措置法施行令第39条の46の2第22項(第2号に係る部分に限る。)の規定により計算した令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第4号ロ又は令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第3号ロに掲げる金額を同欄に記載すること。
- (2) 「新規雇用者比較給与等支給額⑯」の欄 令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第6号又は令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第5号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載すること。
- 6 「⑥のうち所得等課税事業に係る額又は⑥×⑩÷⑪ ⑫」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑥」のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。)に係る額を記載すること。

- 7 「⑥のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑥×⑩÷⑪ ⑫」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑥」のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。)に係る額を記載すること。
- 8 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業員数⑬」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業員数⑭」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数⑮」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(以下この記載要領において「事業税を課されない事業等」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)を合計した数を記載すること。
- (1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業(以下この記載要領において「所得等課税事業等」という。)を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合
- (2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合
- (3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合
- 9 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う連結申告法人が令和2年旧法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載すること。

給付 与加 等価 の 支 給 の 額 が 増 加 し た 場 合 の 書
 (法第72条の2第1項 第1号 第3号 第4号 に掲げる事業)

[illegible]

1 この明細書は、法第72条

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号イに掲げる事業を行う法人が、法附則第9条第13項(同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)、又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定に改正前の法附則第9条第13項(同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)の規定による控除を受ける場合(令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開關する各事業年度においてこれらに規定の適用を受ける場合に限る。)に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「

第1号
「法第72条の2第1項第3号イに掲げる事業」
第1号

」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれ該事業に係る「報酬給与額」と「付加価値額からの控除額」と、各の各欄等については、計算の根拠を明らかにして記載し、それぞれ該事業ごとに提出すること。
- 4 「適用可否」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。
- (1) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」の欄の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数」の数が1,000人以上である場合で、政令附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合(同条第5項に規定する書類の写しの添付が必ずしも該当する事項に限る。)
- (2) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」の欄の金額が10億円未満であり、又は「期末現在の常時使用する従業員の数」の数が1,000人未満である場合
- 5 「前事業年度又は連結事業年度の」の月数が6月に満たない場合であるで、当該月数が適用年度(租税特別措置法第42条の12の2第5項第4号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めることによること。
- (1) 「国内雇用に係る給与等の支給額」と「④のうち雇用作定助成金額」のうちの各欄 租税特別措置法施行令第27条の212の5第18項第2号に規定する前一年事業年度(同号の「前事業年度を除く。」の第3項法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)附則第45条の2第1条第2号イに掲げる連結事業年度(同号の「連結事業年度を除く。」の損金の額に算入される給与等(租税特別措置法第42条の12の2第5項第3号に規定する給与等を含む。以下この記載要領において同じ。))の支給額、その給与等に充てられるため租税特別措置法第42条の12の5第1項第1号に規定する他の者から支払を受けた金額又は同条第3項第6号イに規定する雇用作定助成金額を、各欄の1段にそれぞれ外書として記載すること。

- ⑩の欄 欄中「⑩の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」として計算すること。
- (3) 「比較雇用者給与等支給額⑨」の欄 欄中「⑩-⑨+⑩」とあるのは、「(⑨+⑩の外資)-(⑨+⑩の外資)+(⑨+⑩の外資)」として計算すること。
- (4) 「調整比較雇用者給与等支給額⑩」の欄 欄中「⑩-⑩」とあるのは、「(⑩+⑩の外資)-(⑩+⑩の外資)」として計算すること。
- 6 租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。
- (1) 「比較雇用者給与等支給額⑨」の欄 租税特別措置法第42条の12の5第3項第10号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。
- (2) 「調整比較雇用者給与等支給額⑩」の欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項(第2号に係る部分に限る。)の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号に掲げる金額を記載すること。
- 7 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。
- (1) 当該適用年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等⑩」の「前事業年度等2」の月数とが同じ場合 「事業年度等又は連結事業年度等⑩」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額⑨」までの「前一年事業年度特定期間等3」の各欄は、記載しないこと。
- (2) 「事業年度等又は連結事業年度等⑩」の「前事業年度等2」の月数が当該適用年度の月数に満たない場合 「継続雇用者に対する給与等の支給額⑨」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額⑨」までの「前事業年度等2」の各欄は、記載しないこと。
- (3) 「事業年度等又は連結事業年度等⑩」の「前事業年度等2」の月数が当該適用年度の月数を超える場合 「事業年度等又は連結事業年度等⑩」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額⑨」までの「前一年事業年度特定期間等3」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額⑨」の「前事業年度等2」の欄には「差引⑩」の「前事業年度等2」の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の5第7項第2号に規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。
- 8 「継続雇用者に対する給与等の支給額⑨」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。
- 9 「⑪のうち所得等課税事業に係る額又は⑪×⑬/⑭ ⑬」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑪」のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。)に係る額を記載すること。

- 10 「⑪のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑪×⑬/⑭ ⑬」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑪」のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。)に係る額を記載すること。
- 11 「⑪のうち特定ガス供給業に係る額又は⑪×⑬/⑭ ⑬」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑪」のうち法第72条の2第1項第4号に掲げる事業(以下この記載要領において「特定ガス供給業」という。)に係る額を記載すること。
- 12 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑬」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑬」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数⑬」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑬」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(以下この記載要領において「事業税を課されない事業等」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において「事業税を課されない事業等」という。)に係る額を記載すること。
- (1) 所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業(以下この記載要領において「所得等課税事業等」という。)を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合
- (2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合
- (3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合

第六号様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

収入金額に関する計算書

第2号
（法第72条の2第1項
第3号に掲げる事業
第4号

事業
年度

・
・

法人
名

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘要		金額
	収入金額の総額		円
			計 ①
	控除される金額		
			計 ②
差引計 ①－②		③	
法附則第9条第8項の規定による控除額		④	
法附則第9条第10項の規定による控除額		⑤	
法附則第9条第18項又は令和2年旧法附則第9条第19項の規定による控除額		⑥	
法附則第9条第19項又は令和2年旧法附則第9条第20項の規定による控除額		⑦	
法附則第9条第20項又は令和2年旧法附則第9条第21項の規定による控除額		⑧	
法附則第9条第21項又は令和2年旧法附則第9条第22項の規定による控除額		⑨	
法附則第9条第22項又は令和2年旧法附則第9条第23項の規定による控除額		⑩	
計 ③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨－⑩		⑪	

第6号様式別表6記載要領

1 この計算書は、電気供給業又はガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。この場合において、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。

2

第2号
「法第72条の2第1項 第3号に掲げる事業
第4号」

 となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第2号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(電気供給業及びガス供給業に限る。)、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第六号様式別表七(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)

収入金額に関する計算書		事業年度	・	・	法人名	
課の 税計 標準 準算	保険の種類	収入金額		率	課税標準	
	個人保険①	円		$\frac{24}{100}$	円	
	貯蓄保険②			$\frac{7}{100}$		
	団体保険③			$\frac{16}{100}$		
	団体年金保険④			$\frac{5}{100}$		
合計①+②+③+④		⑤				
収入金額に関する明細書						
摘要		収入保険料⑥	再保険料又は給付金⑦	法附則第9条第1項の控除料⑧	差引収入保険料⑨⑥-⑦-⑧	
個人 保険		円	円	円	円	
	計					

貯蓄 保険					
	計				
団 体 保 険					
	計				
団 体 年 金 保 険					
	計				
合 計					

第6号様式別表7記載要領
この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

第六号様式別表八(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)

収入金額に関する計算書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

1. 損害保険会社又は外国損害保険会社等の収入金額に関する計算

課税標準の計算	保険の種類		収 入 金 額		率	課 税 標 準	
			円				円
	船 舶 保 険 ①				25 100		
	運 送 及 び 貨 物 保 険 ②				45 100		
	自 動 車 損 害 賠 償 責 任 保 険 ③				10 100		
	地 震 保 険 ④				20 100		
	火 災 保 険 ⑤				40 100		
	上 記 以 外 の 損 害 保 険 ⑥				40 100		
	合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥ ⑦						
	収 入 金 額 に 関 す る 明 細 書						
保険の種類		収入保険料及び再保険返戻金の合計額 ⑧		支払再保険料及び解約返戻金の合計額 ⑨		正味収入保険料 ⑩=⑧-⑨	
船 舶 保 険 ①		円		円		円	
運 送 保 険							
貨 物 保 険							
小 計 ①							
自 動 車 損 害 賠 償 責 任 保 険 ③							
地 震 保 険 ④							
火 災 保 険 ⑤							
上 記 以 外 の 損 害 保 険 ⑥							
そ の 他 の 保 険							
小 計 ⑥							
合 計							

2. 少額短期保険業者の収入金額に関する計算

課税標準の計算	保険の種類		収 入 金 額		率	課 税 標 準						
	保険業法第3条第4項第1号及び第2号に掲げる保険		⑬	円	16 100	円						
	保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険		⑭		26 100							
	合 計		⑬+⑭ ⑮									
	収入金額に関する明細書											
課税標準の計算	保険の種類		収入保険料及び再保険返戻金の合計額		⑯	円	支払再保険料及び解約返戻金の合計額	⑰	円	正味収入保険料	⑱=⑯-⑰	円
	保険業法第3条第4項第1号及び第2号に掲げる保険											
	保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険											
	合 計											

3. 株式会社日本貿易保険の収入金額に関する計算

課税標準の計算⑲	収入金額		率	課税標準
			円	円
			15 100	
収入金額に関する明細書				
収入保険料及び再保険返戻金の合計額 ⑲		支払再保険料及び解約返戻金の合計額 ⑳	正味収入保険料 ㉑=㉒-㉓	
円		円	円	

第6号様式別表8記載要領
この計算書は、損害保険会社若しくは外国損害保険会社等、少額短期保険業者又は株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

第六号様式別表九（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

欠損金額等及び災害損失金の 控除明細書		（法第72条の2第1項 第1号に掲げる事業 第3号		事業 年度	・ ・ ・	・ ・ ・	法人 名	
控除前所得金額 第6号様式⑨-（別表10⑤）又 は⑩		①	円		損金算入限度額 ①× $\frac{50又は100}{100}$		②	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③		当期控除額④ （当該事業年度の③と②- 当該事業年度前の④の合計 額のうち少ない金額）		翌期繰越額⑤ （③-④）又は別表11⑦		
・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金	円		円				
・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					円		
・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金							
計								
当期 同士の うち	欠損金額等・災害損失金							
	災害損失金						円	
青色欠損金								
合計								
災害により生じた損失の額の計算								
災害の種類				災害のやんだ日又は やむを得ない事情のやんだ日		・ ・		
当期の欠損金額⑥		円		差引災害により生じ た損失の額（⑦-④）⑥		円		
災害により生じた損失の額⑦				繰越控除の対象とな る損失の額（⑥と⑧ のうち少ない金額）⑧				
保険金又は損害賠償 金等の額⑧								

第6号様式別表9記載要領

- 1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。）について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。
- （1） 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第1項又は政令第21条第1項の規定
- （2） 令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による繰替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「繰替え後の令和2年旧法人税法」という。）第57条第1項若しくは第58条第1項又は令和2年旧政令第21条第1項の規定
- （3） 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「平成27年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による繰替え後の所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法第57条第1項若しくは第58条第1項又は平成27年旧政令第21条第1項の規定
- 2 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 4 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 5 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあっては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは、「別表5⑨」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- 6 「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による繰替え後の法人税法第57条第11項各号又は令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和2年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消すること。
- （1） 租税特別措置法第66条の11の4第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和5年旧措置法」という。）第66条の11の5第2項の規定の適用を受ける銀行等保有株式取得機構
- （2） 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社
- （3） 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人
- （4） 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。）第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の3の2第1項又は令和2年旧措置法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の3又は令和2年旧法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。）（5）において同じ。）
- （5） 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号又は令和2年旧措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の3の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の3の3第1項に規定する特定投資信託に係る受託法人

- 7 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (1) 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項若しくは第4項又は読替え後の令和2年旧法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(2)に該当する場合を除く。）には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項若しくは第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第1項若しくは第2項（令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表10の「差引控除未済欠損金額等④」の欄の金額を記載すること。
- (3) 当該事業年度（法人税法第80条第5項若しくは第144条の13第11項又は令和2年旧法人税法第80条第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた欠損金額につき法人税法第80条若しくは第144条の13又は令和2年旧法人税法第80条の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額を含めた金額を記載すること。
- 8 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の令和5年旧措置法第66条の11の4第1項又は令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年旧措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④（当該事業年度の③と②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (1) 「(②－当該事業年度前の④の合計額)」の金額が零に満たない場合には、当該金額を零として計算すること。
- (2) 令和5年旧措置法第66条の11の4第1項第1号又は令和2年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第6号様式別表9の2の⑫の欄の金額を含めて記載すること。

第六号様式別表九の二（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

認定事業適応法人の欠損金額等の控除の特例に関する明細書		事業年度	法人名				
法第72条の2第1項第3号		第1号に掲げる事業	事業年度	法人名			
欠損控除前所得金額	①	円	所得限度額	②	円		
投資額の累計額							
投資額の累計額	③	円	投資額残額	④	円		
前期以前の特例の適用を受けた金額の累計額（前期以前の⑤の合計額）	④	円	当期に特例の適用を受けた金額（⑤の計）	⑤	円		
超過控除対象額の計算							
特例事業年度	特例対象控除未済欠損金額等（別表9の③）	特例の適用がない場合の当期控除額（当該特例事業年度の別表9の②と（別表9の②－当該特例事業年度前の別表9の④の合計額）のうち少ない金額）（マイナスの場合は⑩）	⑦のうち超過控除可能額（⑦－⑧）（マイナスの場合は⑩）	投資額残額	損金算入限度超過額	超過控除対象額（⑤、⑩と①のうち少ない金額）	
	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
	円	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	
計							

第六号様式別表九の二（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

この明細書は、第72条の2第3項の規定によりその例によるものとする地方税法施行令第1部を改正する政令(令和5年法律第132号)による改正前第20条の3の規定による読替後の所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項又は地方税法の一部を改正する法律(令和4年法律第50号)附則第15条第5項に掲げる規定による改正前の法(以下この記載において「令和2年旧法」という。)第72条の2第3項もしくは第4項の規定によりその例によるものとする地方税法施行令第1部を改正する政令(令和4年法律第264号)による改正前の政令(以下この記載範囲において「令和2年旧政令」という。)第20条の3第3項又は第3項の規定による読替後の所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この記載範囲において「令和2年所得税法等改正法」という。)第16条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法が記載し、第2号様式別に併せて提出する。

4 「特例対象控除未済欠損金額等(別表9の③)⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。

- 5 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年財務省令第19号)第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第22条の12の2第2項に規定する適合証明書の写しを添付すること。

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

第六号様式別表十（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

1 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。))について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5/2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は令和2年旧法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。))第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替後の所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。))第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(2(1)及び5において「読替後の令和2年旧法人税法」という。))第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は令和2年旧法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の2の12の規定による読替後の令和2年所得税法等改正法第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(2(2)において「読替後の令和2年旧法人税法」という。))第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人

2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5/2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。))第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項(令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法(以下この記載要領において「令和2年旧震災特例法」という。))第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、令和2年所得税法等改正法第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。))第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。))の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項(令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。))の規定の適用を受けようとする法人

3 法第72条の2第1項 第3号 に掲げる事業 となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の根拠を明らかにして記載し、それぞれが事業ごと提出すること。

5 「調整前の控除未済欠損金額等②」の欄は、当該事業年度の法人税法第57条第2項若しくは第4項又は読替後の令和2年旧法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等②」の欄の金額を記載すること。

6 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。

更生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額及び解散 の場合の欠損金額等の控除明細書		事業年度	法人名
		第1号	
(法第72条の2第1項 第3号に掲げる事業)		第4号	
債務の免除を受けた金額	①	円	②
私財提供を受けた金銭の額	②	円	③
私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③	円	④
計(①+②+③)	④	円	⑤
適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤	円	⑥
適用年度終了の時における資本金等の額(プラスの場合は0)	⑥	円	⑦
当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額(別表9④の計)	⑦	円	⑧
差引欠損金額等(⑤-⑥-⑦)	⑧	円	⑨
調整前の欠損金額等の翌期繰越額の調整			
発生事業年度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式9③-④)	欠損金額等からないものとする金額 (当該発生事業年度の⑩と⑪-当該発生事業年度前の⑫の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑩-⑪)
.	円	円	円
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
計			

7 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。

第六号様式別表十二（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

第6号様式別表12記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第2項の規定による読替え後の法人税法第57条第2項から第4項まで又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第204号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第21条第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第57条第2項から第4項まで若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。
- 2

2	「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。	となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、	
			「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
			「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 4 「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。
- 5 当該法人との間に法人税法第57条第2項に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に株主等が二以上あるときは、「調整後の控除未済欠損金額等①+② ③」の欄は、「②」とあるのは、「②を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額」として記載すること。
- 6 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に該当し、「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、同条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載すること。ただし、法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額及び令和2年旧法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しない。
- 7 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）、令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）又は地方税法等の一部を改正する

法律（平成27年法律第2号）附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額⑨」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額⑩」の各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

8 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は令和2年旧法人税法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。

[illegible][illegible]

第6号様式別表13の2記載要領

1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)(又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替後の法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)第1条の規定による改正前の法人税法施行令(以下この記載要領において「読替後の令和2年旧法人税法施行令」という。))第113条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。

2 「法第72条の2第1項第1号・第3号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる行為とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限る。))にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。

5 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号又は読替後の令和2年旧法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の法人税法施行令第113条第1項又は読替後の令和2年旧法人税法施行令第113条第1項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。

[illegible]

第6号様式別表13の3記載要領

1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税施行令第113条第5項又は地方税法第27条の一部を改正する法律(令和2年法律第90号)附則第1条第5項に依る規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第1項の規定によるその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第27条の規定による読替後の法人税施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)第1項の規定による改正前の法人税施行令第113条第5項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。

2 「法第72条の2第1項
第1号
・ に掲げる事業
第3号」

となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号に掲げる法人に限る。）においては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

法人番号欄に「法人番号(提出用)/法人番号(承認用)※」を記入してください(※承認用)									
専任 処理 事項	整理番号	事務 区分	管理番号	申請 年度					
	法人番号								
法人名	事業 年度	令和	年	月	日	から			
	事業 年度	令和	年	月	日	まで			

1. 基準法人所得割額の計算

要 要		所得割の課税標準					発 生 (円)	基準法人所得割額				
法第七十七条に規定する 課税標準	所 得 金 額 総 額	①	100	万	千	円	100	100	万	千	円	
	年 400 万 円 以 下 の 金 額	②				0.00		100 <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td>				0
	年 400 万 円 を 超 え 年 800 万 円 以 下 の 金 額	③				0.00						0
	年 800 万 円 を 超 え る 金 額	④				0.00						0
	計 ②+③+④					0.00						0
	軽 減 税 率 不 適 用 法 人 の 金 額	⑤				0.00						0

2 基準法人収入割額の計算

[illegible]

日本企業現行格式・セ・フ(四) (第五版)

整理番号		事務所区分		管理番号		申告区分	
1			A				2
法人番号		25		44		37	
申告年月日		43		50		49	
事業年度		56		55		69	

12 B

[illegible]

12 B

[illegible]

- 1 この計算は、法人の事業年に係る租税の算出において課税率以外の税率が適用される法人が、特別法人の課税率と異なる基本法人の所得割額に基本法人の収入割額の計算を行って合算し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に併せて提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 3 「所得割に関する事項」又は「収入割の課税情報」の各欄は、各申告書の法人の事業年の所得割又は収入割の「課税情報」の各欄の額を記載されど記載すること。
- 4 「税率」の各欄は、法人の事業年の標準税率を記載すること。

第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）

第六号の二様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・紫色) (第三条・第十条の二関係)

1

整理番号

事務所区分

管理番号

申告区分

24

法人番号

申告年月日

43

25

12

B

期末現在の資本金の額

又は出資金の額

期末現在の

資本金等の額

71

72

44

事業年度

49

50

55

56

予備

69

12

B

01

02

03

04

05

06

07

08

09

12

B

80

分割基準

分割果数

総数

81

本県分

82

東京都

市町村分

83

住

民

税

第6号の2様式記載要領

1 この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用すること。

2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付すること。

3 ※印の欄は記載しないこと。

4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

5 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。

6 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ若しくはハ(政令第6条の24第1号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第23条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第6条の25第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

1 この申告書は、法第72条の第2項第1号又は第2号に掲げる事実を行つた法人(同項第1号に掲げる事実、同項第2号に掲げる事実とを併せて行つた法人を含む、同項第3号又は第4号に掲げる事実を行つた法人を除く。)が前事業年度又は前前事業年度(所得税法第4条の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5項)に掲げる改正規定により)による改正前の法人税法第55条の第2項に規定する前前事業年度において、)の法人税額額並に(前)前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして申告書を作成する場合作用とする。

2 この申告書は、特許使用又は事業所在地の道府県知事に1通を提出すること、ただし2以上の道府県に特許使用又は事業所有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行において行つた事業の経営の責任者若しくは執務する事務所又は事業所)所在地の道府県知事に對しては、写し(提出用の写し)1通を添付すること。

3 ※印の欄は記載しないこと。

4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第26条)第15項に規定する法人番号等)を、記載すること。

5 金額の単位(円)付のたの数字の記載に際しては、(半)区単位に従つて正確に金額を記載すること。

6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を作成する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名を記載すること。

7 「前期末現在の資本等金等の」の欄は、法第23条第1項第4号のロ若しくは(政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。)又は地方税法の一部を改正する法律(令和2年法律第55号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の(法)以下の記載欄数において(一部を訂正法)とし、(第2条第3項第1号のロ、ハ若しくは(地方税法施行令第4条)を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前第6条の(地方税法第43条)に定める金額に限る。)に定める金額を記載すること。

8 「第3項に定める金額」①×(前事業年度又は前前事業年度の月数)②の欄は、当該事業年度の月数に法第33条第1項又は第2項に規定する6月経期間の前日までの期間の月数(暦に従ひ)計算し、1月満たない月数を生じたときは、1月とする。が6以外である場合には、分子の「16」を当該月数の月数に替へて計算した金額を記載すること。

9 「所得割」 $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ から「収入割額」 $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ まで及び「特別法人事業税額」 $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ の欄は、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経期間の前日までの期間の月数(暦に従ひ)計算し、1月満たない月数を生じたときは、1月とする。が6以外である場合には、分子の「16」を当該月数の月数に替へて計算した金額を記載すること。

10 第72条の48第2項の「前」又は令和2年法律第72条の48第2項ただし書の規定による事業税の申告する法人に於ける、(前)前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の中間日をもとに計算した10倍の金額を添付すること。

11 「法第55条の4のロ第1号に規定するようとする事業所」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年法律第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合に、第1項第2号による適用法人に代へようとする法人が記載すること。

12 「通算課税法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第2条第12号に規定する通算課税法人が、当該事業年度開始の日の日属する当該法人に係る通算課税法人(同条第2号のロ)の規程する通算課税法人をいう。)の事業年度の期間を記載すること。

[illegible]

[illegible][illegible]

第7号様式記載要領

- 1 この明細書は、内国法人が法第53条第36項及び第321条の8第36項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第53条第24項及び第321条の8第24項の規定を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 (その1)の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の(5)の欄の金額を記載すること。
 - (2) 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の(31)の欄の金額を記載すること。
 - (3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6))の(3)又は法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年財務省令第34号)による改正前の法人税の明細書(別表17(3の6)) (以下この記載要領において「令和5年旧法人税の明細書(別表17(3の6))という。))の(11)の各欄の金額を記載すること。
 - (4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6))の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書(別表1)の(7)の欄の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書(別表2付表3)の(16)の欄の金額を記載すること。
 - (5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑤」の欄は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税割控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
- 4 (その2)の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の(5)の欄の金額を記載すること。
 - (2) 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の(31)の欄の金額を記載すること。
 - (3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6))の(3)又は令和5年旧法人税の明細書(別表17(3の6))の(11)の各欄の金額を記載すること。
 - (4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6))の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書(別表1)の(7)の欄の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書(別表2付表3)の(16)の欄の金額を記載すること。
 - (5) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額①」の欄は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税割控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
 - (6) 「各市町村ごとに算定した法人税割額④」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事

- 務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税割控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
- 5 内国法人が法第53条第37項及び第321条の8第37項又は令和2年旧法第53条第25項及び第321条の8第25項の規定を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

第七号の二様式(用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係)

外国の法人税等の額の控除に関する明細書(その1)

事業年度又は連結事業年度

法人名

有・無

前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無

事業年度又は連結事業年度

控除未済外国税額等

当期控除額

翌期繰越額

当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算

当期の控除対象外国税額

①

円

前3年以内の控除限度額を超える外国税額(別表1の⑥)

②

計

①+②

③

国税の控除限度額

④

外国税額のうち④の額を超える額

⑤

道府県民税の控除限度額

⑥

前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額(別表1の⑦)

⑦

計

⑥+⑦

⑧

当期分の控除外国税額

⑨

⑨又は⑩のうち少ない額

⑩又は当初申告税額控除額

⑪

前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額

⑫

法第53条第42項により控除できる金額(別表7(その1)の⑧)

⑬

当期分として算定した法人税割額

⑭

又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩若しくは第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩

⑮

当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額(⑮若しくは⑮+⑯のうち少ない額又は⑯)

⑯

各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所

従業員数又は最近後の従業員数

控除すべき外国税額等

各道府県ごとに算定した法人税割額

各道府県ごとに控除する外国税額等(⑮又は⑯のうち少ない額)

名称

所在地

人

円

円

円

合

計

⑰

⑱

第七号の二様式(用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係)

外国の法人税等の額の控除に関する明細書(その2)

事業年度又は連結事業年度

法人名

有・無

前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無

事業年度又は連結事業年度

控除未済外国税額等

当期控除額

翌期繰越額

当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算

当期の控除対象外国税額

①

円

前3年以内の控除限度額を超える外国税額(別表1の⑥)

②

計

①+②

③

国税の控除限度額

④

外国税額のうち④の額を超える額は上段に、⑤と⑥の合計額を超える額は下段に

⑤

道府県民税の控除限度額

⑥

市町村民税の控除限度額

⑦

前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額(別表1(⑦)は上段に、⑧は下段に)

⑧

⑨+⑩(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は下段に

⑨

当期分の控除外国税額

⑩

⑩又は⑪のうち少ない額

⑪

⑪又は当初申告税額控除額

⑫

前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額

⑬

法第53条第42項及び第321条の8第42項により控除できる金額(別表7(その2)の⑧)

⑭

当期分として算定した法人税割額

⑮

又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩若しくは第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩

⑯

当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額(⑯若しくは⑯+⑰のうち少ない額又は⑰)

⑰

各道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所

従業員数又は最近後の従業員数

控除すべき外国税額等

各道府県ごとに算定した法人税割額

各道府県ごとに控除する外国税額等(⑯又は⑰のうち少ない額)

名称

所在地

人

円

円

円

円

合

計

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

㏀

㏁

㏂

㏃

㏄

㏅

㏆

㏇

㏈

㏉

㏊

㏋

㏌

㏍

㏎

㏏

㏐

㏑

㏒

㏓

㏔

㏕

㏖

㏗

㏘

㏙

㏚

㏛

㏜

㏝

㏞

㏟

㏠

㏡

㏢

㏣

㏤

㏥

㏦

㏧

㏨

㏩

㏪

㏫

㏬

㏭

㏮

㏯

㏰

㏱

㏲

㏳

㏴

㏵

㏶

㏷

㏸

㏹

㏺

㏻

㏼

㏽

㏾

㏿

㐀

㐁

㐂

㐃

㐄

㐅

㐆

㐇

㐈

㐉

㐊

㐋

㐌

㐍

㐎

㐏

㐐

㐑

㐒

㐓

㐔

㐕

㐖

㐗

㐘

㐙

㐚

㐛

㐜

㐝

㐞

㐟

㐠

㐡

㐢

㐣

㐤

㐥

㐦

㐧

㐨

㐩

㐪

㐫

㐬

㐭

㐮

㐯

㐰

㐱

㐲

㐳

㐴

㐵

㐶

㐷

㐸

㐹

㐺

㐻

㐼

㐽

㐾

㐿

㑀

㑁

㑂

㑃

㑄

㑅

㑆

㑇

㑈

㑉

㑊

㑋

㑌

㑍

㑎

㑏

㑐

㑑

㑒

㑓

㑔

㑕

㑖

㑗

㑘

㑙

㑚

㑛

㑜

㑝

㑞

㑟

㑠

㑡

㑢

㑣

㑤

㑥

㑦

㑧

㑨

㑩

㑪

㑫

㑬

㑭

㑮

㑯

㑰

㑱

㑲

㑳

㑴

㑵

㑶

㑷

㑸

㑹

㑺

㑻

㑼

㑽

㑾

㑿

㒀

㒁

㒂

㒃

㒄

㒅

㒆

㒇

㒈

㒉

㒊

㒋

㒌

㒍

㒎

㒏

㒐

㒑

㒒

㒓

㒔

㒕

㒖

㒗

㒘

㒙

㒚

㒛

㒜

㒝

㒞

㒟

㒠

㒡

㒢

㒣

㒤

㒥

㒦

㒧

㒨

㒩

㒪

㒫

㒬

㒭

㒮

㒯

㒰

㒱

㒲

㒳

㒴

㒵

㒶

㒷

㒸

㒹

㒺

㒻

㒼

㒽

㒾

㒿

㓀

㓁

㓂

㓃

㓄

㓅

㓆

㓇

㓈

㓉

㓊

㓋

㓌

㓍

㓎

㓏

㓐

㓑

㓒

㓓

㓔

㓕

㓖

㓗

㓘

㓙

㓚

㓛

㓜

㓝

㓞

㓟

㓠

㓡

㓢

㓣

㓤

㓥

㓦

㓧

㓨

㓩

㓪

㓫

㓬

㓭

㓮

㓯

㓰

㓱

㓲

㓳

㓴

㓵

㓶

㓷

㓸

㓹

㓺

㓻

㓼

㓽

㓾

㓿

㔀

㔁

㔂

㔃

㔄

㔅

㔆

㔇

㔈

㔉

㔊

㔋

㔌

㔍

㔎

㔏

㔐

㔑

㔒

㔓

㔔

㔕

㔖

㔗

㔘

㔙

㔚

㔛

㔜

㔝

㔞

㔟

㔠

㔡

㔢

㔣

㔤

㔥

㔦

㔧

㔨

㔩

㔪

㔫

㔬

㔭

㔮

㔯

㔰

㔱

㔲

㔳

㔴

㔵

㔶

㔷

㔸

㔹

㔺

㔻

㔼

㔽

㔾

㔿

㕀

㕁

㕂

㕃

㕄

㕅

㕆

㕇

㕈

㕉

㕊

㕋

㕌

㕍

㕎

㕏

㕐

㕑

㕒

㕓

㕔

㕕

㕖

㕗

㕘

㕙

㕚

㕛

㕜

㕝

㕞

㕟

㕠

㕡

㕢

㕣

㕤

㕥

㕦

㕧

㕨

㕩

㕪

㕫

㕬

㕭

㕮

㕯

㕰

㕱

㕲

㕳

㕴

㕵

㕶

㕷

㕸

㕹

㕺

㕻

㕼

㕽

㕾

㕿

㖀

㖁

㖂

㖃

㖄

㖅

㖆

㖇

㖈

㖉

㖊

㖋

㖌

㖍

㖎

㖏

㖐

㖑

㖒

㖓

㖔

㖕

㖖

㖗

㖘

㖙

㖚

㖛

㖜

㖝

㖞

㖟

㖠

㖡

㖢

㖣

㖤

㖥

㖦

㖧

㖨

㖩

㖪

㖫

㖬

㖭

㖮

㖯

㖰

㖱

㖲

㖳

㖴

㖵

㖶

㖷

㖸

㖹

㖺

㖻

㖼

㖽

㖾

㖿

㗀

㗁

㗂

㗃

㗄

㗅

㗆

㗇

㗈

㗉

㗊

㗋

㗌

㗍

㗎

㗏

㗐

㗑

㗒

㗓

㗔

㗕

㗖

㗗

㗘

㗙

㗚

㗛

㗜

㗝

㗞

㗟

㗠

㗡

㗢

㗣

㗤

㗥

㗦

㗧

㗨

㗩

㗪

㗫

㗬

㗭

㗮

㗯

㗰

㗱

㗲

㗳

㗴

㗵

㗶

㗷

㗸

㗹

㗺

㗻

㗼

㗽

㗾

㗿

㘀

㘁

㘂

㘃

㘄

㘅

㘆

㘇

㘈

㘉

㘊

㘋

㘌

㘍

㘎

㘏

㘐

㘑

㘒

㘓

㘔

㘕

㘖

㘗

㘘

㘙

㘚

㘛

㘜

㘝

㘞

㘟

㘠

㘡

㘢

㘣

㘤

㘥

㘦

㘧

㘨

㘩

㘪

㘫

㘬

㘭

㘮

㘯

㘰

㘱

㘲

㘳

㘴

㘵

㘶

㘷

㘸

㘹

㘺

㘻

㘼

㘽

㘾

㘿

㙀

㙁

㙂

㙃

㙄

㙅

㙆

㙇

㙈

㙉

㙊

㙋

㙌

㙍

㙎

㙏

㙐

㙑

㙒

㙓

㙔

㙕

㙖

㙗

㙘

㙙

㙚

㙛

㙜

㙝

㙞

㙟

㙠

㙡

㙢

㙣

㙤

㙥

㙦

㙧

㙨

㙩

㙪

㙫

㙬

㙭

㙮

㙯

㙰

㙱

㙲

㙳

㙴

㙵

㙶

㙷

㙸

㙹

㙺

㙻

㙼

㙽

㙾

㙿

㚀

㚁

㚂

㚃

㚄

㚅

㚆

㚇

㚈

㚉

㚊

㚋

㚌

㚍

㚎

㚏

㚐

㚑

㚒

㚓

㚔

㚕

㚖

㚗

㚘

㚙

㚚

㚛

㚜

㚝

㚞

㚟

㚠

㚡

㚢

㚣

㚤

㚥

㚦

㚧

㚨

㚩

㚪

㚫

㚬

㚭

㚮

㚯

㚰

㚱

㚲

㚳

㚴

㚵

㚶

㚷

㚸

㚹

㚺

㚻

㚼

㚽

㚾

㚿

㜀

㜁

㜂

㜃

㜄

㜅

㜆

㜇

㜈

㜉

㜊

㜋

㜌

㜍

㜎

㜏

㜐

㜑

㜒

㜓

㜔

㜕

㜖

㜗

㜘

㜙

㜚

㜛

㜜

㜝

㜞

㜟

㜠

㜡

㜢

㜣

㜤

㜥

㜦

㜧

㜨

㜩

㜪

㜫

㜬

㜭

㜮

㜯

㜰

㜱

㜲

㜳

㜴

㜵

㜶

㜷

㜸

㜹

㜺

㜻

㜼

㜽

㜾

㜿

㝀

㝁

㝂

㝃

㝄

㝅

㝆

㝇

㝈

㝉

㝊

㝋

㝌

㝍

㝎

㝏

㝐

㝑

㝒

㝓

㝔

㝕

㝖

㝗

㝘

㝙

㝚

㝛

㝜

㝝

㝞

㝟

㝠

㝡

㝢

㝣

㝤

㝥

㝦

㝧

㝨

㝩

㝪

㝫

㝬

㝭

㝮

㝯

㝰

㝱

㝲

㝳

㝴

㝵

㝶

㝷

㝸

㝹

㝺

㝻

㝼

㝽

㝾

㝿

㞀

㞁

㞂

㞃

㞄

㞅

㞆

㞇

㞈

㞉

㞊

㞋

㞌

㞍

㞎

㞏

㞐

㞑

㞒

㞓

㞔

㞕

㞖

㞗

㞘

㞙

㞚

㞛

㞜

㞝

㞞

㞟

㞠

㞡

㞢

㞣

㞤

㞥

㞦

㞧

㞨

㞩

㞪

㞫

㞬

㞭

㞮

㞯

㞰

㞱

㞲

㞳

㞴

㞵

㞶

㞷

㞸

㞹

㞺

㞻

㞼

㞽

㞾

㞿

㟀

㟁

㟂

㟃

㟄

㟅

㟆

㟇

㟈

㟉

㟊

㟋

㟌

㟍

㟎

㟏

㟐

㟑

㟒

㟓

㟔

㟕

㟖

㟗

㟘

㟙

㟚

㟛

㟜

㟝

㟞

㟟

㟠

㟡

㟢

㟣

㟤

㟥

㟦

㟧

㟨

㟩

㟪

㟫

㟬

㟭

㟮

㟯

㟰

㟱

㟲

㟳

㟴

㟵

㟶

㟷

㟸

㟹

㟺

㟻

㟼

㟽

㟾

㟿

㠀

㠁

㠂

㠃

㠄

㠅

㠆

㠇

㠈

㠉

㠊

㠋

㠌

㠍

㠎

㠏

㠐

㠑

㠒

㠓

㠔

㠕

㠖

㠗

㠘

㠙

㠚

㠛

㠜

㠝

㠞

㠟

㠠

㠡

㠢

㠣

㠤

㠥

㠦

㠧

㠨

㠩

㠪

㠫

㠬

㠭

㠮

㠯

㠰

㠱

㠲

㠳

㠴

㠵

㠶

㠷

㠸

㠹

㠺

㠻

㠼

㠽

㠾

㠿

㡀

㡁

㡂

㡃

㡄

㡅

㡆

㡇

㡈

㡉

㡊

㡋

㡌

㡍

㡎

㡏

㡐

㡑

㡒

㡓

㡔

㡕

㡖

㡗

㡘

㡙

㡚

㡛

㡜

㡝

㡞

㡟

㡠

㡡

㡢

㡣

㡤

㡥

㡦

㡧

㡨

㡩

㡪

㡫

㡬

㡭

㡮

㡯

㡰

㡱

㡲

㡳

㡴

㡵

㡶

㡷

㡸

㡹

㡺

㡻

㡼

㡽

㡾

㡿

㢀

㢁

㢂

㢃

㢄

㢅

㢆

㢇

㢈

㢉

㢊

㢋

㢌

㢍

㢎

㢏

㢐

㢑

㢒

㢓

㢔

㢕

㢖

㢗

㢘

㢙

㢚

㢛

㢜

㢝

㢞

㢟

㢠

㢡

㢢

㢣

㢤

㢥

㢦

㢧

㢨

㢩

㢪

㢫

㢬

㢭

㢮

㢯

㢰

㢱

㢲

㢳

㢴

㢵

㢶

㢷

㢸

㢹

㢺

㢻

㢼

㢽

㢾

㢿

㣀

㣁

㣂

㣃

㣄

㣅

㣆

㣇

㣈

㣉

㣊

㣋

㣌

㣍

㣎

㣏

㣐

㣑

㣒

㣓

㣔

㣕

㣖

㣗

㣘

㣙

㣚

㣛

㣜

㣝

㣞

㣟

㣠

㣡

㣢

㣣

㣤

㣥

㣦

㣧

㣨

㣩

㣪

㣫

㣬

㣭

㣮

㣯

㣰

㣱

㣲

㣳

㣴

㣵

㣶

㣷

㣸

㣹

㣺

㣻

㣼

㣽</

第7号の2様式記載要領

- 1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第38項及び第321条の8第38項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第53条第26項及び第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 (その1)の記載に当たっては、次によること。
- (1) 「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
- (イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額
- (ロ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額
- (ハ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額
- (2) 「道府県民税の控除限度額⑤」の欄は、政令第9条の7第6項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額(法人税の明細書(別表6(2))の(17)、法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の(13)又は法人税の明細書(別表6(2)の(11))に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。
- また、政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。
- (3) 「⑨又は当初申告税額控除額⑨」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (イ) (ロ)に規定する場合(ハ)に規定するときを含む。)以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。
- (ロ) 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の適用事業年度(法第53条第39項に規定する適用事業年度をいう。(ハ)において同じ。))について同項の規定の適用を受ける場合(ハ)に規定するときを除く。)には、「⑨又は」を抹消すること。
- (ハ) 既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項(第1号及び第3号に係る部分に限る。)の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正がされている場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項の規定の適用を受けるときは、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基き「⑨又は当初申告税額控除額⑨」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
- (4) 「控除未済外国税額等④」から「翌期繰越額⑩」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額につい

て記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による該替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

- (5) 「控除未済外国税額等④」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (イ) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)、分割承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。))又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格合併等(適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。)、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。))又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第9条の7第20項又は令和2年旧政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。
- (ロ) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。))又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第9条の7第27項又は令和2年旧政令第9条の7第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。
- (6) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑧」の欄は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑤」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

- 4 (その2)の記載に当たっては、次によること。
- (1) 「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
- (イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額
- (ロ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額
- (ハ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額
- (2) 「道府県民税の控除限度額⑤」の欄は、政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額(法人税の明細書(別表6(2))の(17)、法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の(13)又は法人税の明細書(別表6(2)の(11))に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。
- また、政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。
- (3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額(法人

税の明細書(別表6(2))の(17)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(13)又は法人税の明細書(別表6の2)の(11))に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(4) 「⑩又は当初申告税額控除額⑩」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ) (ロ)に規定する場合((ハ)に規定するときを含む。)以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。

(ロ) 通算法人の適用事業年度(法第53条第39項及び第321条の8第39項に規定する適用事業年度をいう。(ハ)において同じ。))について法第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受ける場合((ハ)に規定するときを除く。))には、「⑩又は」を抹消すること。

(ハ) 既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項(第1号及び第3号に係る部分に限る。))及び第321条の8第40項(第1号及び第3号に係る部分に限る。))の規定を適用して法第53条第34項及び第321条の8第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項及び第321条の11条第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受けるときは、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき「⑩又は当初申告税額控除額⑩」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

(5) 「控除未済外国税額等⑤」から「翌期繰越額⑤」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(6) 「控除未済外国税額等⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ) 当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項又は令和2年旧政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5(その2)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ロ) 当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項又は令和2年旧政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6(その2)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

(7) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑥」の欄は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(8) 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑥」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額

を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書	事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名							
当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算											
当 期 分 の 控 除 限 度 額	法人税の控除限度額①	円		当 期 分 の 控 除 余 裕 額	国税の控除余裕額①～⑥	⑦	円				
	地方法人税の控除限度額②				道府県民税の控除余裕額(①+②+③～⑥)又は④のうち少ない金額	⑧					
	道府県民税の控除限度額③				市町村民税の控除余裕額(⑤～⑧)又は④のうち少ない金額	⑨					
	市町村民税の控除限度額④				計 ⑦+⑧+⑨	⑩					
	計 ①+②+③+④	⑤									
当期の控除対象外国税額⑥					当期分の控除限度額を超える外国税額⑪～⑬						
前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細											
事業年度又は連結事業年度	控 除 余 裕 額							控除限度額を超える外国税額			
	国 税		道府県民税		市町村民税			前 期 からの繰越額	当 期 分とみなす額	翌 期 繰越額	
	前 期 からの繰越額	当 期 に加算する額	翌 期 繰越額	前 期 からの繰越額	当 期 に加算する額	翌 期 繰越額	前 期 からの繰越額	当 期 に加算する額	翌 期 繰越額		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	・	・	円	・	・	円	・	・	円		
	・	・		・	・		・	・			
	・	・	円	・	・	円	・	・	円		
	・	・		・	・		・	・			
	・	・		・	・		・	・			
	・	・		・	・		・	・			
合 計	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑		
当 期 分	①の額	②の額	⑦～⑨の額	③の額	④の額	⑤～⑥の額	⑧の額	⑩～⑬の額	⑪の額	⑬+⑭の額	⑬+⑭+⑮の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
前3年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国 税	⑬のうち⑬に充てられる額	⑭	円	前3年以内の控除余裕額を超える外国税額の当期への繰越額	国 税	⑬のうち⑬に充てられる額	⑮	円		
	道府県民税	⑬のうち⑬に充てられる額	⑯			道府県民税	⑬～⑮のうち⑬に充てられる額	⑯			
	市町村民税	⑬のうち⑬に充てられる額	⑰			市町村民税	⑬～⑮のうち⑬に充てられる額	⑰			
	計	⑬+⑭+⑮	⑱			計	⑬+⑭+⑮	⑱			

3 この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付すること。

4 法人課税信託の受托者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する書類にあつては、「法人名」の欄に当該法人課税信託の名称を併記すること。

5 この明細書の各欄に記載すべき事項は、おおむね法人税の明細書(別表第33)の各欄に記載すべき金額に一致するものであるから、同明細書に記載したところに基づいて記載すること。

6 「控除枠額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次に要すること。

(1) 当該法人と合併する合併法人(法人税法第9条第12号に規定する合併法人をいう。)、分離承認法人(同条第12号に規定する分離承認法人をいう。)、又は現物物出資(同条第12号の5に規定する現物物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格合併等(適格合併(同条第12号に規定する適格合併をいう。)、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。))による改正前第9条(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第9条の2第9項の規定の適用があるとき当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度(所税規程の一部を改正する法律(令和2年法律第9号)第3条の規定(同法附則第5条第5号)に掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)にあつては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除枠額(節額)」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人と分割する分割法人(現物物出資法人第12号に規定する分割法人をいう。、又は現物物出資法人(同条第12号に規定する現物物出資法人をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。とする適格分割(適格分割又は適格物出資をいう。))以下この記載要領において同じ。が行われた場合において当該第9条の2第17項又は令和2年旧法第9条の2第17項の規定の適用があるとき当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除枠額(節額)」の欄の金額を記載すること。

7 「控除枠額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次に要すること。

(1) 当該法人と合併する等とする適格合併が行われた場合において改正前第9条の2第9項又は令和2年旧法第9条の2第9項の規定の適用があるとき当該法人の当該適格組織再編成等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除枠額を超える外国税額」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人と分割する等とする適格分割が行われた場合において改正前第9条の2第17項又は令和2年旧法第9条の2第17項の規定の適用があるとき当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除枠額を超える外国税額」の欄の金額を記載すること。

控除限度額の計算に関する明細書

[illegible]

1. 第2の表に別表2に記載する「法人の税控除限度額」を政令第9条の7第7項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する場合に附加し、第7号の2様式の明細書に添付すること。

2. 法人課税の受取者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人A」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3. ②「受取した法人の控除限度額」の欄には、「法人Aの控除限度額」の欄の金額を従業者③の「合計⑤」の欄に記載した金額に当該法人の控除限度額を乗じて得た数値に1.04点以上の数値が加わるときは、当該1.04点以上の数値のうち当該従業者の総数分の1.04点に当該たてつけられた数の位以下の部分の数値を切り捨てて」を算出し、当該法人当たりの金額に「従業者③」の欄の各都道府県ごとの従業者の数に乗じて得た金額を記載すること。この場合において、当該算定として当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

4. ⑤「従業者③」の欄には、各都道府県ごとの「従業者③」の欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の欄の数値を乗じて得た数値を法第51条第1項に規定する標準税率で除して得た従業者数に記載すること。この場合において、当該除して得た数値が1円未満に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てること。

遠近合併法に比し合併法も次の親数位の被結合数値では

		事業年度又は連結 事業年度				法 令	
連絡合併等に係る合併法人等の調整後の控除余額又は 控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書							
被合併法人等の控除余額又は控除限度額のうち当該法人のものとなる金額の計算							
連絡組織再編成の別：連絡合併、連絡分割、連絡移出現有 連絡組織再編成の日： 被合併法人等の名称：							
被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	区 分	控除余額			控除限度額を超える外国税額		
		被合併法人 等の控除余 額	分割法人等 の控除余額又 は個別調整業 務に係る国 外所得部分の金 額	②のうち当 該法人が持 分の金額	当該法人の 控除余額と みなされ る金額	被合併法人 等の控除限 度を超える 外国税額	分割法人等 の外国税法 人税等の額 を超過する 金額
		①	②	③	④又は①× $\frac{③}{②}$	⑤	⑥又は⑤× $\frac{⑧}{⑥}$
-	-	国 税	円	円	円	円	円
-	-	道府県民税					
-	-	市町村民税					
-	-	酒 税					
-	-	道府県民税					
-	-	市町村民税					
-	-	国 税					
-	-	道府県民税					
-	-	市町村民税					
-	-	酒 税					
-	-	道府県民税					
-	-	市町村民税					
-	-	国 税					
-	-	道府県民税					
-	-	市町村民税					
-	-	酒 税					
-	-	道府県民税					
-	-	市町村民税					
当該法人の調整後の控除余額又は控除限度額を超える外国税額の計算							
当該法人の 事業年度又は 連結事業 年度	区 分	控除余額			控除限度額を超える外国税額		
		当該法人の控 除余額	当該法人の控 除余額とみな される金額	当該法人の調 整後の控除余 額	当該法人の控 除限度額を超 える外国税額	当該法人の調 整後の控除余 額	当該法人の調 整後の控除余 額
		前項の別表1の「 翌期繰越額」の	④	⑤+⑧	前項の別表1の「 翌期繰越額」の	⑤	⑥+⑨
		⑩	円	円	円	円	円
-	-	道府県民税					
-	-	市町村民税					
-	-	国 税					
-	-	道府県民税					
-	-	市町村民税					
-	-	酒 税					
-	-	道府県民税					
-	-	市町村民税					
-	-	国 税					
-	-	道府県民税					
-	-	市町村民税					
-	-	酒 税					
-	-	道府県民税					
-	-	市町村民税					

- 第7号の2様式別表3記載要領
- 1 この明細書は、政令第9条の7第8項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第9条の7第9項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄に記載に当たっては、次によること。
- (1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
- 5 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。
- 6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄に記載に当たっては、次によること。
- (1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年財務省令第34号)による改正前の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。
- 8 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額③」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦/⑥」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「⑤又は」を抹消すること。

第七号の二様式別表四(用紙日本産業規格A4)第三条・第十条の二関係

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書			事業年度又は連結事業年度	-	-	法人					
適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日： 分割承継法人等の名称：											
当該法人の 事業年度又は 連結事業 年度	区 分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額	当該法人の調整後外国所得金額又は個別調整外国所得金額	②のうち①のうちの分割承継法人等に移動する事業に係る部分の金額	①× $\frac{③}{②}$	①-④	当該法人の控除余裕額	当該法人の調整後外国所得金額を超える外国税額	⑦のうち⑥のうち分割承継法人等に移動する事業に係る部分の金額	⑧のうち⑦のうち分割承継法人等に移動する事業に係る部分の金額	⑨のうち⑧のうち分割承継法人等に移動する事業に係る部分の金額
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
・ ・ ・ ・	国 道府県 市町村	税 民税 民税									
・ ・ ・ ・	国 道府県 市町村	税 民税 民税									
・ ・ ・ ・	国 道府県 市町村	税 民税 民税									
・ ・ ・ ・	国 道府県 市町村	税 民税 民税									
・ ・ ・ ・	国 道府県 市町村	税 民税 民税									
・ ・ ・ ・	国 道府県 市町村	税 民税 民税									
・ ・ ・ ・	国 道府県 市町村	税 民税 民税									
・ ・ ・ ・	国 道府県 市町村	税 民税 民税									
・ ・ ・ ・	国 道府県 市町村	税 民税 民税									

この明細書は、政令第9条の第7第1項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第9条の第7第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 「当該法人の控除余額額(1)」の欄は、当該法人を分割法人等(分割法人(法人税法第3条第12号の2に規定する分割法人)をいう。又は現物出資法人(同条第12号の1に規定する現物出資法人をいう。))以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の1に規定する適格分割をいう。))又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1「[控除余額額]」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余額額(1)」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6の2の「[調整国外所得金額(16)]」の欄の金額)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表の「[個別調整国外所得金額(11)]」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6(2)の「[調整国外所得金額(10)]」の欄の金額)を記載すること。

5 「当該法人の控除限度額を超える外国税額②」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1「[控除限度額を超える外国税額]」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

6 「当該法人の外国の法人税等の額②」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額②」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2)(2)の「[当期の控除対象外国法人税額(21)]」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する政令(令和5年財務省令第34号)による改正前の法人税の明細書(別表6(2)(2)の「[当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)]」の欄の金額)を記載すること。

[illegible]

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に際しては、組織表(第10号)	事業年度又は連結事業年度	.	.	法人名
--	--------------	---	---	-----

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算			
当該法人の	当該法人の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額	当該法人の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額	当該法人の調整後の控除未済外国税額 及び控除未済税額控除不足額相当額

1. この明細書は、法令第9条の2第2項及び第4条の10第2項又は地味税法施行令の一部を改正する

- (1) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書(その2)	事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名
---	--------------	---	---	-----

分割承継法人等の名称：

(3) 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未
 済外国税及び控除未済税額控除不相当額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年
 度の法人税の明細書(別表6(2)の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表
 6(2)②付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6(2)の「調
 整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

第七号の二様式別表七(用紙日本産業規格A4(第三条・第十条の二関係))

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書 (その2)					事業 年度	・	・	法人 名		
過去適用事業年度	過去当初申告税額 控除額 (過去適用事業年 度の第7号の2様式(そ の2)の④)	税額控除額 (過去適用事 業年度の第7 号の2様式(そ の2)の⑤)	②につき法第53 条第43項及び第 321条の8第43項 により対象前各 事業年度の法人 税割額に加算し た金額	②につき法第53 条第42項及び第 321条の8第42項 により対象前各 事業年度の法人 税割額から控除 した金額	調整後過去税額 控除額 ②+③-④	税額控除不足額 相当額 (⑤-①)又は当 初申告税額控除 不足額相当額		⑤>①の場合 ①>⑤の場合 税額控除超過 相当額 (②-⑤)又は当 初申告税額控除 超過額相当額		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦			
・	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
・										
・										
・										
・										
・										
・										
・										
・										
計						⑥ (イ) (ロ)	⑦ (イ) (ロ)			

各都道府県・市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細							
政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無			有・無	政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無			有・無
事業所又は事業所			各都道府県ごとに加算 する税額控除超過額 相当額	各都道府県又は補 正後の従業員数			各都道府県ごとに加算する税額 控除超過額相当額
名	称	所在地	従業員数又は 修正後の従業員 者数	⑧	円	人	⑨
特 別 区 以 外			人				円
小計				⑧		⑨	
特別区				⑧(イ)-⑧		⑨(ロ)-⑨	
合計							

第7号の2様式別表7記載要領

- 1 この明細書は、通算法人(法人税法第2条第12号の2に規定する通算法人をいい、通算法人であった法人を含む。以下この記載要領において同じ。)(が法第53条第42項又は第43項(これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含む。))及び第321条の8第42項又は第43項(これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書、第7号の2様式の明細書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 (その1)の記載に当たっては、次によること。
- (1) 「税額控除不足額相当額(⑤-①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (イ) 通算法人の対象事業年度(法第53条第42項に規定する対象事業年度をいう。(ロ)及び(2)(イ)において同じ。))について同条第44項の規定の適用を受ける場合((ロ)に規定する既に修正申告等があった場合を除く。))には、「(⑤-①)又は」を抹消すること。
- (ロ) 既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第53条第44項の規定の適用を受けるとき(以下2において「既に修正申告等があった場合」という。))は、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの((2)(ロ)において「直近修正申告書等」という。))に基づき「税額控除不足額相当額(⑤-①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
- (ハ) (イ)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。
- (2) 「税額控除超過額相当額(①-⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (イ) 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項の規定の適用を受ける場合(既に修正申告等があった場合を除く。))には、「(①-⑤)又は」を抹消すること。
- (ロ) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき「税額控除超過額相当額(①-⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
- (ハ) (イ)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。
- (3) 過去適用事業年度(法第53条第42項に規定する過去適用事業年度をいう。以下(3)において同じ。))の同項に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第7号の2様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額(同条第39項に規定する税額控除額をいう。))の控除に関する事項を記載した同様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付すること。

- 3 (その2)の記載に当たっては、次によること。
- (1) 「税額控除不足額相当額(⑤－①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (イ) 通算法人の対象事業年度(法第53条第42項及び第321条の8第42項に規定する対象事業年度をいう。(ロ)及び(2)(イ)において同じ。)について法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合((ロ)に規定する既に修正申告等があった場合を除く。)には、「(⑤－①)又は」を抹消すること。
- (ロ) 既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項及び第321条の8第45項の規定を適用して法第53条第34項及び第321条の8第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項及び第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受けるとき(以下3において「既に修正申告等があった場合」という。))は、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの(2)(ロ)において「直近修正申告書等」という。)に基づき「税額控除不足額相当額(⑤－①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
- (ハ) (イ)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。
- (2) 「税額控除超過額相当額(①－⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (イ) 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合(既に修正申告等があった場合を除く。)には、「(①－⑤)又は」を抹消すること。
- (ロ) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき「税額控除超過額相当額(①－⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
- (ハ) (イ)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。
- (3) 過去適用事業年度(法第53条第42項及び第321条の8第42項に規定する過去適用事業年度をいう。以下(3)において同じ。)のこれらの規定に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第7号の2様式(その2)及び同様式別表1から別表6(その2)までの明細書又は第7号の2様式(その1)及び同様式別表1から別表6(その1)まで並びに第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額(法第53条第39項及び第321条の8第39項に規定する税額控除額をいう。)の控除に関する事項を記載した第7号の2様式(その2)及び同様式別表1から別表6(その2)までの明細書又は第7号の2様式(その1)及び同様式別表1から別表6(その1)まで並びに第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付すること。

第七号の三様式(用紙日本産業規格A4)(附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係)

特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書	事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	
		・	・		

1. 特定寄附金に関する明細

支出した特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				円
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数	3. 事務所又は事業所数	5. 電線路の電力の容量
	2. 固定資産の価額	4. 軌道の延長キロメートル数	

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位＝人) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ) 円	従業者の数 (単位＝人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ) 円
本都道府県分 ③				
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額	②又は③の(ロ) ⑦	円	特定寄附金の額	②又は③の(ニ) ⑧	円
控除額	⑦×20/100 ⑨		控除額	⑧×5.7/100又は⑩+⑪ ⑫	
控除対象事業税額	第6号様式⑨、第6号様式(その2)⑭又は第6号様式(その3)⑮	⑩	特定寄附金の額	②、③の(ニ)又は④の(ニ) ⑬	
税額控除上限額	⑩×20/100 ⑯		控除額	⑬×40/100 ⑭	
控除額	⑤と⑯のうち少ない額 ⑰		特定寄附金の額	②、③の(ニ)又は⑤の(ニ) ⑮	
			控除額	⑮×5.7/100 ⑯	
			控除対象法人税割額 (第6号様式⑰、第6号様式(その2)⑰又は第6号様式(その3)⑱)－第6号の2様式⑳	㉑	
			税額控除上限額	⑯×20/100 ㉒	
			控除額	㉑と㉒のうち少ない額 ㉓	

第七号の三様式(用紙日本産業規格A4)(附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係)

東京都の場合

第7号の3様式記載要領

- 1 この明細書は、法附則第8条の2の2第1項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）附則第8条の2の2第1項若しくは第3項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付して提出すること。
- また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第8条の2の2第1項又は法附則第9条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。
- 2 「2. 特定寄附金額の按分の計算」の各欄は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所又は事業所を有する法人が記載すること。
- 3 「2. 特定寄附金額の按分の計算」中の「適用する事業税の分割基準」の欄、「事業税」の「分割基準（イ）」の欄及び「道府県民税・都民税」の「従業者の数（ハ）」の欄に記載すべき事項については、第10号様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載すること。
- 4 事業税の「按分後の特定寄附金の額（ロ）」の欄は、「計②」の欄の金額を「分割基準（イ）」の「合計⑥」の欄の数値で除して1単位当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1単位当たりの特定寄附金の額に「分割基準（イ）」の「本都道府県分③」の欄の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税・都民税の「按分後の特定寄附金の額（ニ）」の各欄は、「計②」の欄の金額を「従業者の数（ハ）」の「合計⑥」の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に「従業者の数（ハ）」の「本都道府県分③」、「③のうち東京都特別区分④」又は「③のうち東京都市町村分⑤」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

第十号様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第五条・第十条の二関係）

法人名		課税標準の分割に関する明細書（その1）				事業年度又は連結事業年度		・		・					
事業税（法第72条の2第1項第1号第2号第3号第4号に掲げる事業）						道府県民税									
課税標準額の総額	所得金額	年400万円以下の金額⑥				円	法人税法の規定によって計算した法人税額	①（円）							
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額⑦						試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②						
		年800万円を超える金額⑧							還付法人税額等の控除額③						
		計⑥+⑦+⑧⑨								退職年金等積立金に係る法人税額④					
		軽減税率不適用法人の金額⑩									差引計①+②-③+④⑤				
付加価値額⑪															
資本金等の額⑫															
収入金額⑬															
適用する事業税の分割基準						1. 従業者数 3. 事務所又は事業所数 5. 電線路の電力の容量 2. 固定資産の価額 4. 軌道の延長キロメートル数									
事務所又は事業所		事業税						道府県民税							
名称及び所在地 (単位＝)	分割基準 (単位＝)	分割課税標準額						分割基準 (単位＝人)	分割課税標準額						
		年400万円以下の所得金額⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額⑮	年800万円を超え年800万円以下の所得金額又は軽減税率不適用法人の年400万円を超える所得金額⑯	計⑭+⑮+⑯⑰	付加価値額⑱	資本金等の額⑲			収入金額⑳					
		円	円	円	円	円	円			円					
		()													
		()													
		()													
		()													
		()													
		()													
		()													
		()													
		()													
合計															

第八号様式及び第九号様式 削除
第十号様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第五条・第十条の二関係）

第十号様式(その2) (用紙日本産業規格A4) (第三条・第五条・第十条の二関係)

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その2)	事業年度又は 連結事業年度	・ ・	・ ・					
事務所又は事業所		事 業 税						道府県民税		
名 称 及 び 所 在 地	分割 基準 (単位 ＝)	分 割 課 税 標 準 額							分割 基準 (単位 ＝人)	分 割 標準額 ⑪ 円
		年400万 円以下の 所得金額 ⑧	年400万円 を超え年 800万円以 下の所得 金額又は 特別法人 の年400万 円を超える 所得金額 ⑨	年800万円 を超える所 得金額又は 軽減税率不 適用法人の 所得金額 ⑩+⑪+⑫	計 ⑬	付 加 価値額 ⑭	資本金 等の額 ⑮	収 入 金 額 ⑯		
	()	円	円	円	円	円	円	円		
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									

第10号様式記載要領

1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)、第6号の2様式又は第6号の3様式(法第72条の48第2項ただし書又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。)、第6号の3様式(その2)(法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。))若しくは第6号の3様式(その3)(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。))の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)、第6号の2様式又は第6号の3様式、第6号の3様式(その2)若しくは第6号の3様式(その3)の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 事業税 第1号・第2号・第3号・第4号 法第72条の2第1項 に掲げる事業 となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載すること。

5 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載すること。

6 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。))及び通算法人であった法人(法第53条第3項(令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。))、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。))が第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑥」の欄の金額を記載すること。

7 連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。))及び連結法人であった法人(令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。))が第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

8 道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等

積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

9 「事務所又は事業所」の欄は、同一道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称と所在地の市町村名を記載し、「分割基準」の欄は、当該事務所又は事業所ごとに記載するほか同一道府県ごとにその小計を付すること。

10 事業税の「分割基準(単位＝)」の欄の括弧内には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載し、事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄の上段の括弧内には、法第72条の48第4項第1号ただし書に規定する事業所等(以下この記載要領において「工場である事業所等」という。)について、同号ただし書の規定を適用する前の当該工場である事業所等の従業者数を記載すること。

11 事業税の分割基準について、事務所若しくは事業所の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるとき、軌道の単線換算キロメートル数にキロメートル未満の端数があるとき、又は電線路の電力の容量に千キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

12 事業税の「分割課税標準額」及び道府県民税の「分割課税標準額」の各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。また、電気供給業若しくは製造業、電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業若しくは軌道事業以外の事業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額により按分した金額について1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときについても同様であること。

13 事業税の「分割課税標準額」の各欄は、事業税の「課税標準の総額」の各欄(⑩の欄を除く。)の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税の「分割課税標準額④」の欄は、道府県民税の「課税標準の総額」の「差引計⑤」の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

第十号の二様式(用紙日本産業規格A4) (第六条の四関係)

分割基準の修正に関する届出書

受付印	令和 年 月 日	所在地及び電話番号 (ふりがな) 法人名	(電話)			
	殿	法人番号				
更正の請求の対象となる事業年度		・ ・ から ・ ・ まで				
適用する分割基準		1. 従業者数 3. 事務所又は事業所数 5. 電線路の電力の容量 2. 固定資産の価額 4. 軌道の延長キロメートル数				
事務所又は事業所		分割基準				
名称	所在地	修正前		修正後		
合 計						
分割基準に誤りを生じた事情の詳細						

第10号の2様式記載要領

1 この届出書は、2以上の道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が、事業税について分割基準の誤りによる更正の請求をする場合に、あらかじめ主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、事業税に係る分割基準の誤りによる更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 「所在地及び電話番号」の欄に記載する所在地は、主たる事務所又は事業所の所在地を記載すること。

4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

5 「事務所又は事業所」の欄は、同一道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称と所在地の市町村名を記載し、「分割基準」の欄は、当該事務所又は事業所ごとに記載するほか同一道府県ごとに小計を記載すること。なお、「分割基準」の「修正前」の各欄は、令和4年12月31日以後に終了する事業年度について分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、記載を要しない。

6 「分割基準に誤りを生じた事情の詳細」の欄には、その事情を具体的に記載するとともに、分割基準を誤った事実を明らかにすることができる資料を添付すること。

第十号の三様式(用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係)

更正請求書

受付印	令和 年 月 日	※ 処理 事項 殿	発 信 年 月 日				
			通 信 日 付 印	確 認			
所 在 地 及 び 電 話 番 号			(電話)				
(ふ り が な) 法 人 名 及 び 法 人 番 号			(法人番号)				
(ふ り が な) 代 表 者 氏 名							
地方税法第 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。							
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度			・ ・ から ・ ・ まで				
摘 要			更正の請求前		更正の請求後		
道府県 民 税	課 税 標 準 等		円		円		
事業税 (法第72条 の2第1項 第1号・ 第2号・ 第3号・ 第4号 に掲げる 事業)	税 額 等						
	所 得 等						
	課 税 付 加 価 値 額						
	資 本 金 等 の 額						
	収 入 金 額						
特別法人 事 業 税	基 準 法 人 所 得 割 額						
	基 準 法 人 収 入 割 額						
	税 額 等						
法 第 20 条 の 9 の 3 第 1 項 の 更正の請求の場合			法 定 納 期 限		・ ・		
法 第 20 条 の 9 の 3 第 2 項 の 更正の請求の場合			第 1 号 の 判 決 等 の 確 定 日		・ ・		
			第 2 号 の 更 正 ・ 決 定 等 の あ っ た 日		・ ・		
			第 3 号 の 政 令 で 定 め る 理 由 の 生 じ た 日		・ ・		
法 第 53 条 の 2 の 更 正 の 請 求 の 場合			国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日		・ ・		
法 第 72 条 の 33 の 更 正 の 請 求 の場合			修 正 申 告 書 の 提 出 日		・ ・		
			更 正 ・ 決 定 の 通 知 を 受 け た 日		・ ・		
			国 の 税 務 官 署 の 更 正 ・ 決 定 の 通 知 日		・ ・		
更正の請求をする理由、請求 をするに至った事情の経緯そ 他参考となるべき事項							
連結親法人の本店所在地及び 電話番号			(電話)				
(ふ り が な) 連 結 親 法 人 の 名 称 及 び 法 人 番 号			(法人番号)				
選付を受けようとする金融機関 及び支払方法			銀行 支店 口座番号(普通・当座)				
関 与 税 理 士 署 名			(電話)				

第10号の3様式記載要領

- 1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33若しくは第72条の48の2第4項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第53条の2若しくは第72条の33の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、道府県民税の法人税割又は事業税の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人が分割基準の額りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事にあらかじめ第10号の2様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付すること。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の各欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」及び「課税標準」の各欄については、記載を要しない。
- 6 道府県民税の「税額等」の欄には、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。
- 7 「事業税
(法第72条
の2第1項
第1号・
第2号・
第3号・
第4号
に掲げる事業)」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」「第2号」「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲んで表示すること。
- 8 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあっては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 9 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場

合にあつては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。

10 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結親法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があつた連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

11 「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)(連結子法人に限る。)である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載すること。

12 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料(法第53条の2若しくは第72条の33第2項又は令和2年旧法第53条の2若しくは第72条の33第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し)を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。)第7条第1項又は令和2年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

13 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人及び「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる事業年度において連結申告法人(連結子法人に限る。)である法人が記載すること。

第十号の四様式(用紙日本産業規格A4)(第六条の五関係)
更 正 請 求 書

受付印	令和 年 月 日	寄 附 事 項	発 信 年 月 日				
			通 信 日 付 印	確 認			
所 在 地 及 び 電 話 番 号		(電話)					
(ふ り が な) 法 人 名 及 び 法 人 番 号		(法人番号)					
(ふ り が な) 代 表 者 氏 名							
地方税法第 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。							
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度		・ ・ から ・ ・ まで					
摘 要		更正の請求前			更正の請求後		
課 税 標 準 等		円			円		
税 額 等							
法第20条の9の3第1項の更正の 請求の場合		法 定 納 期 限			・ ・		
法第20条の9の3第2項の更正の 請求の場合		第 1 号 の 判 決 等 の 確 定 日			・ ・		
		第2号の更正・決定等のあつた日			・ ・		
		第3号の政令で定める理由の生じた日			・ ・		
法 第 3 2 1 条 の 8 の 2 の 更 正 の 請 求 の 場 合		国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日			・ ・		
更正の請求をする理由、請求 をするに至った事情の詳細そ 他参考となるべき事項							
連結親法人の本店所在地及び 電話番号		(電話)					
(ふ り が な) 連 結 親 法 人 の 名 称 及 び 法 人 番 号		(法人番号)					
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行 支店 口座番号(普通・当座)					
関 与 税 理 士 署 名		(電話)					

第十号の四様式(用紙日本産業規格A4)(第六条の五関係)

- 第10号の4様式記載要領
- この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項若しくは第321条の8の2又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
 - 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、市町村民税の法人税割の更正の請求をする場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
 - この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市町村長に1通提出すること。
 - 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
 - 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号、以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」の欄については、記載を要しない。
 - 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結親法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。
 - 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料(法第321条の8の2又は令和2年旧法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し)を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。)第7条第1項又は令和2年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。
 - 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載すること。

第十号の五様式(第三条の四・第五条の二の三・地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和二年総務省令第九十四号)による改正前の地方税法施行規則第三条の四の三・第五条の四関係)

徴収猶予の申請書

受付印	年 月 日	発 信 年 月 日 通信日付印	送 達 理 事 項	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申 請 区 分
			認 認					
年 月 日 殿		相互協議申立て年月日		年 月 日		法 人 番 号		
所 在 地 (本県が支店等)の場合 は本店所在地と併記)	相互協議申立てを行っている場合 ☐							
(ふりがな)				法 人 名				
(電話)								

地 方 税 法 第55条の2第1項・第72条の39の2第1項
令和2年旧地方税法 第55条の4第1項・第72条の39の4第1項 の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納 付 すべき 金 額	事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	納 期 限	道 府 県 民 税		事 業 税 ・ 特 別 法 人 事 業 税			
			法 人 税 割 額	延 滞 金 額	所得割額又は特別法人事業税額	付加価値割額	加 算 金 額	延 滞 金 額
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額	事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	納 期 限	道 府 県 民 税		事 業 税 ・ 特 別 法 人 事 業 税			
			法 人 税 割 額	延 滞 金 額	所得割額又は特別法人事業税額	付加価値割額	加 算 金 額	延 滞 金 額
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
担 保			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円

第十号の五様式（第三条の四・第五条の二の三・地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）による改正前の地方税法施行規則第三条の四の三・第五条の四関係）

- 第10号の5様式記載要領
- 1 この申請書は、法第55条の2第1項若しくは第72条の39の2第1項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第55条の2第1項、第55条の4第1項、第72条の39の2第1項若しくは第72条の39の4第1項の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。
 - 2 *印の欄は記載しないこと。
 - 3 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

第十一号様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・紫色)(第三条・第十条の二関係)

令和 年 月 日		受理 通達目付印	整理 番号	事務所 文	管理 番号	申請区							
令和 年 月 日		法人番号		申告年月日		税							
道府 事 務 所 に 又 は 主 業 所 又 は 事 務 所 又 は 事 業 所	所在地	(電話)				事業 種 目	資 本 の 金 額	兆	十 億	百 万	千	円	
	(ふりがな)												
	名 称	(ふりがな)											
	代 表 者 又 は 管 理 人 の 氏 名												
本 店 又 は 本 社	所在地	(電話)				事業 種 目	資 本 の 金 額	兆	十 億	百 万	千	円	
	(ふりがな)												
名 称													

令和 年度 道府県民税の均等割申告書

道府県内に ある主たる事業 所又は事業所 以外の事務所 又は事業所	所在地														
(ふりがな)															
名 称															
前年4月1日から3月31日までの間に 道府県内に事務所又は事業所を有 していた期間	令和 年 月 日	から	同日の月数	①	月										
この申告によって納付すべき道府 県民税の均等割額	円× $\frac{\text{①}}{12}$	②	兆	十億	百万	千	円	0.0							
場 所 の ② の 計 算 東 京 都 に 納 付 す べ き の 計 算	前年4月1日 から3月31日 までの間に都 内に事務所又 は事業所を有 していた期間	特別区 の区域	・ ・ 月 (ア)	・ ・ 月 (イ)	・ ・ 月 (ウ)										
	市町村 の区域	・ ・ 月 (エ)													
	特別区の区域分	(税率)	円× $\frac{\text{(ア)}}{12}$				兆	十億	百万	千	円	0.0			
		(税率)	円× $\frac{\text{(イ)}}{12}$				0.0								
		(税率)	円× $\frac{\text{(ウ)}}{12}$				0.0								
		(税率)	円× $\frac{\text{(エ)}}{12}$				0.0								
市町村の区域分	(税率)	円× $\frac{\text{(エ)}}{12}$				0.0									

関与税理士 署 名	(電話)
--------------	-------

第十一号様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・紫色)(第三条・第十条の二関係)

第十二号の二様式(用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル)(第三条・第五条・第十条の二関係)

都道府県コード	法人 道府県民税 特別法人事業税	領収済通知書㊦										
口 座 番 号	加 入 者											
所在地及び法人名												
年 度	※ 処 理 事 項	管 理 番 号										
事業年度又は連結事業年度			申 告 区 分									
から			まで	中予繰修更決 期定定正正定	その（ ） 他							
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
計	04											
所得割額	05											
付加価値割額	06											
資本割額	07											
収入割額	08											
特別法人事業税額	09											
計	10											
延滞金	11											
過少申告加算金	12											
不申告加算金	13											
重加算金	14											
計	15											
合 計 額	16											
納 期 限	年 月 日		額									
課税事務所			収									
指 定 金 融 機 関 名 (取りまとめ店)			日									
取りまとめ局			付									
			印									

上記のとおり通知します。(都道府県保管)
備 考 1. 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
2. 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記入するものとする。

都道府県コード	法人 道府県民税 特別法人事業税	納 付 書㊦										
口 座 番 号	加 入 者											
所在地及び法人名												
年 度	※ 処 理 事 項	管 理 番 号										
事業年度又は連結事業年度		申 告 区 分										
から		まで	中予繰修更決 期定定正正定	その（ ） 他								
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
計	04											
所得割額	05											
付加価値割額	06											
資本割額	07											
収入割額	08											
特別法人事業税額	09											
計	10											
延滞金	11											
過少申告加算金	12											
不申告加算金	13											
重加算金	14											
計	15											
合 計 額	16											
納 期 限	年 月 日		額									
課税事務所			収									
日 計			口									
			円									
			付									
			印									

上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)

都道府県コード	法人 道府県民税 特別法人事業税	領 収 証 書㊦										
口 座 番 号	加 入 者											
所在地及び法人名												
年 度	※ 処 理 事 項	管 理 番 号										
事業年度又は連結事業年度		申 告 区 分										
から		まで	中予繰修更決 期定定正正定	その（ ） 他								
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
計	04											
所得割額	05											
付加価値割額	06											
資本割額	07											
収入割額	08											
特別法人事業税額	09											
計	10											
延滞金	11											
過少申告加算金	12											
不申告加算金	13											
重加算金	14											
計	15											
合 計 額	16											
納 期 限	年 月 日		額									
課税事務所			収									
指 定 金 融 機 関 名 (取りまとめ店)			日									
取りまとめ局			付									
			印									

上記のとおり領収しました。(納税者保管)
㊦この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

第十二号の二の二様式(用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル)(第三十八条関係)

都道府県コード	法人 道府県民税 特別法人事業税	領収済通知書㊦㊧										
口 座 番 号	加 入 者											
所在地及び法人名												
eL番号:	eL-QR											
年 度	※ 処 理 事 項	管 理 番 号										
事業年度又は連結事業年度		申 告 区 分										
から		まで	中予繰修更決 期定定正正定	その（ ） 他								
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
計	04											
所得割額	05											
付加価値割額	06											
資本割額	07											
収入割額	08											
特別法人事業税額	09											
計	10											
延滞金	11											
過少申告加算金	12											
不申告加算金	13											
重加算金	14											
計	15											
合 計 額	16											
納 期 限	年 月 日		額									
課税事務所			収									
指 定 金 融 機 関 名 (取りまとめ店)			日									
取りまとめ局			付									
			印									

上記のとおり通知します。(都道府県保管)
備 考 1. 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
2. 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記入するものとする。
3. eL-QRは、第三片に記載されえいる「eL-QR」の上部に印字すること。

都道府県コード	法人 道府県民税 特別法人事業税	納 付 書㊦										
口 座 番 号	加 入 者											
所在地及び法人名												
eL番号:	eL-QR											
年 度	※ 処 理 事 項	管 理 番 号										
事業年度又は連結事業年度		申 告 区 分										
から		まで	中予繰修更決 期定定正正定	その（ ） 他								
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
計	04											
所得割額	05											
付加価値割額	06											
資本割額	07											
収入割額	08											
特別法人事業税額	09											
計	10											
延滞金	11											
過少申告加算金	12											
不申告加算金	13											
重加算金	14											
計	15											
合 計 額	16											
納 期 限	年 月 日		額									
課税事務所			収									
日 計			口									
			円									
			付									
			印									

上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)

都道府県コード	法人 道府県民税 特別法人事業税	領 収 証 書㊦										
口 座 番 号	加 入 者											
所在地及び法人名												
eL番号:	eL-QR											
年 度	※ 処 理 事 項	管 理 番 号										
事業年度又は連結事業年度		申 告 区 分										
から		まで	中予繰修更決 期定定正正定	その（ ） 他								
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
計	04											
所得割額	05											
付加価値割額	06											
資本割額	07											
収入割額	08											
特別法人事業税額	09											
計	10											
延滞金	11											
過少申告加算金	12											
不申告加算金	13											
重加算金	14											
計	15											
合 計 額	16											
納 期 限	年 月 日		額									
課税事務所			収									
指 定 金 融 機 関 名 (取りまとめ店)			日									
取りまとめ局			付									
			印									

上記のとおり領収しました。(納税者保管)
㊦この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

第十二号の三様式(第三条の七関係)

道府県民税利子割納入申告書									
知事殿									
令和 年 月分									
令和 年 月 日提出									
特 別 徴 収 義 務 者 番 号									
特 別 徴 収 者 ・ 業 所 等									
法人番号									
口座番号									
加入者名									
支 払 金 額 01									
特 別 徴 収 税 額 02									
(延 滞 金) 03									
納 入 金 額 合 計 04									
課 税 事 務 所									
(取 り ま と め 店)									
(取 り ま と め 局)									
上記のとおり利子割の納入について申告します。									
(都道府県保管)									

- 備考
- この納入申告書には、第12号の4様式、第12号の4の2様式又は第12号の4の3様式の計算書及び都道府県内の営業所等分を一括納入する場合には、第12号の5様式の営業所等別明細書を添付すること。
 - この納入申告書の記載の要領は、次によること。
 - 「令和 年 月分」欄には、利子等の支払をした年月を記載すること。
 - 「特別徴収義務者番号」欄には、都道府県知事が指定した番号を記載すること。
 - 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄には、特別徴収事務を実際に行う営業所等(本社、本店を含む。)の所在地及び名称等を記載すること。
 - 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
 - 「県・営」欄は、都道府県内の営業所等分を一括納入する場合は「県」を、営業所等毎に納入する場合は、「営」を○で囲むこと。
 - 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
 - 「支払金額」欄には、利子割が課される利子等の支払金額を記載すること。
 - 「特別徴収税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。
 - 「納入金額合計」欄には、特別徴収税額と延滞金の合計額を記載すること。

第十二号の四様式(第三条の七関係)

公社債利子等の道府県民税利子割特別徴収税額計算書									
種 別									
01 特定公社債以外の公社債の利子									
02 銀行預金利子									
03 銀行以外の金融機関の預貯金利子									
04 勤務先預金等の利子									
05 合同運用信託の収益の分配									
06 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配									
07 郵便貯金利子									
08 国外一般公社債等の利子等									
09 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益									
区 分									
課 税									
非 課 税									
計									
摘 要									

第十二号の四の二様式(第三条の七関係)
私募公社債等運用投資信託等の収益の分配等の道府県民税
利子割特別徴収税額計算書

種 類	10	私募公社債等運用投資信託の収益の分配
	11	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの
	12	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
区 分		
課 税	11	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
	12	
	13	
	14	
非 課 税	非 居 住 者	
	そ の 他	
計		
摘 要		

第十二号の四の三様式(第三条の七関係)
懸賞金付預貯金等の懸賞金等等の道府県民税
利子割特別徴収税額計算書

種 類	懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金、掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、貴金属等の売戻し条件付売買の利益、外貨建預貯金等の為替差益、一時払養老保険、一時払損害保険等の差益	
	区 分	
課 税	13 懸賞金付預貯金等	11 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
	14 定 期 積 金	12
	15 掛 金	13
	16 抵 当 証 券	14
	17 貴 金 属 等 売 戻	15
	18 外 貨 建 預 貯 金 等	16
	19 一 時 払 保 險 等	17
	非 居 住 者	18
	そ の 他	19
	計	20
摘 要		

備考

1 この計算書は、「種類」の欄の種類異なるごとに各別に作成し、提出すること。

2 「非課税」の欄の「その他」の欄の「支払額」の項には、利子割が課されない次のものについて記載すること。

(1) 所得税法第10条第1項に規定する障害者等の少額預金の利子等及び租税特別措置法第4条第1項に規定する障害者等の少額公債の利子

(2) 租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等及び同法第4条の3第1項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄の利子等

(3) 所得税法等の規定により非課税とされる当座預金の利子、こども銀行の預貯金の利子等、オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち一定のもの、公益信託の信託財産につき生ずる利子、納税準備預金の利子及び納税貯蓄組合預金の利子

道府県民税利子割特別徴収税額営業所等別明細書

備考

(1) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」の欄中の「法人番号」の欄には、特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

(2) この明細書の「種類」の欄には、第12号の4様式、第12号の4の2様式又は第12号の4の3様式の種類を記載すること。

道府県民税利子割納入済通知書 ㊤

(第一片)

(第二片)

道府県民税利子割領収証書 ㉔

都道府県		特 徴 徴 収 者 ・ 取 扱 所 営 等	県・営	所在地及び名称											
令和 年 月 分		令和 年 月 日提出		特別徴収義務者番号		法人番号		口座番号						加入者名	
令和 年 月 日提出		特別徴収義務者番号		法人番号		口座番号						加入者名			
処理事項		支 払 金 額		01		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		税 額						02	
納入金額		延 滞 金		03				延 滞 金						03	
		合 計		04				合 計						04	
上記のとおり領収しました。								領収日付印							
								(納入者保管)							

備考 1. 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。 2. 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記入するものとする。 3. 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。

第十二号の六の二様式(第三十八条関係) 道府県民税利子割納入済通知書 ㉔㉕

道府県民税利子割納入済通知書 ㉔㉕

都道府県		特 徴 徴 収 者 ・ 取 扱 所 営 等	県・営	所在地及び名称											
令和 年 月 分		令和 年 月 日提出		特別徴収義務者番号		法人番号		eL-QR						加入者名	
令和 年 月 日提出		特別徴収義務者番号		法人番号		eL-QR						加入者名			
処理事項		支 払 金 額		01		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		税 額						02	
納入金額		延 滞 金		03				延 滞 金						03	
		合 計		04				合 計						04	
課 税 事 務 所								領収日付印							
取 り ま と め 店															
取 り ま と め 局								都道府県 局(〒)							
上記のとおり通知します。								(都道府県保管)							
								eL番号:							

道府県民税利子割納入書 ㉔

都道府県		特 徴 徴 収 者 ・ 取 扱 所 営 等	県・営	所在地及び名称											
令和 年 月 分		令和 年 月 日提出		特別徴収義務者番号		法人番号		口座番号						加入者名	
令和 年 月 日提出		特別徴収義務者番号		法人番号		口座番号						加入者名			
処理事項		支 払 金 額		01		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		税 額						02	
納入金額		延 滞 金		03				延 滞 金						03	
		合 計		04				合 計						04	
上記のとおり納入します。								領収日付印							
								(金融機関又は郵便局保管)							
								eL番号:							

第十二号の六の二様式(第三十八条関係)

道府県民税利子割領収証書 ㊟

都道府県										特別徴収者・取業		県・宮									
令和 年 月 日提出										所在地及び名称		殿									
特別徴収義務者番号										(所属)		(電話)									
法人番号										口座番号		加入者名									
支 払 金 額										01		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円									
税 額										02											
延 滞 金										03											
合 計										04											
上記のとおり領収しました。										(納入者保管)		領収日付印									

備考 1. 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。

2. 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記入するものとする。

3. 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。

4. eL-QRは、第一片に記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

第十二号の七様式（第三条の十関係）

第十二号の七様式（第三条の十関係）
道府県民税配当割納入申告書

知事殿										特別徴収義務者		所在地及び名称									
令和 年 月 日提出										(所属)		(電話)									
法人番号										口座番号		加入者名									
旧法人番号																					
処理事項										支 払 金 額		01									
										税 額		02									
										(延 滞 金)		03									
										納 入 金 額 合 計		04									
課 税 事 務 所										(取 り ま と め 店)		受 付 印									
										(取 り ま と め 局)		(千)									
上記のとおり配当割の納入について申告します。										(都道府県保管)											

備考 この申告書の記載の要額は、次によること。

1 「令和 年 月 月分」欄には、配当等の支払をした年月を記載すること。

2 「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を記載すること。

3 「旧法人番号」欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること(同一の場合は空欄とすること)。

4 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。

5 「支払金額」欄には、配当割が課される配当等の支払金額を記載すること。

6 「税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。

7 「納入金額合計」欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。

8 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

9 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

第十二号の八様式
道府県民税配当割特別徴収税額計算書

種 類	5 1	上場株式等の配当等																					
	5 2	投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配																					
	5 3	特定投資法人の投資口の配当等																					
	5 4	特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの																					
	5 5	特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金																					
区 分		支 払 金 額										税 額											
課 税		11	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
非 課 税 等		12																					
計		13																					
摘 要																							

備考
「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、配当割が課されないもの又はこれを免除されているもの及び上場株式等の配当等の支払の取扱者への支払分について記載すること。

第十二号の九様式（第三条の十関係）

道府県民税配当割納入済通知書 ㊤

(都道府県名)										特 別 徴 収 義 務 者	所在地及び名称																			
令和 年 月 分																														
令和 年 月 日 提出																														
法 人 番 号																														
旧 法 人 番 号																														
処理事項										口座番号										加入者名										
支 払 金 額										01	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
納 税 額										02																				
延 滞 金										03																				
合 計										04																				
課 税 事 務 所																				領 収 日 付 印										
取 り ま と め 店																														
取 り ま と め 局										(〒)																				
上記のとおり通知します。										(都道府県保管)																				

(第一片)

道府県民税配当割納入書 ㊥

(都道府県名)										特 別 徴 収 義 務 者	所在地及び名称																			
令和 年 月 分																														
令和 年 月 日 提出																														
法 人 番 号																														
旧 法 人 番 号																														
処理事項										口座番号										加入者名										
支 払 金 額										01	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
納 税 額										02																				
延 滞 金										03																				
合 計										04																				
上記のとおり納入します。										※ 口 日計 円										領 収 日 付 印										
										※印は郵便局において使用する欄です。																				
										(金融機関又は郵便局保管)																				

(第二片)

道府県民税配当割領収証書 ㉓

(都道府県名)		特 別 徴 収 義 務 者	所在地及び名称	
令和 年 月 分			(所 属) (電 話) 殿	
令和 年 月 日提出				
法 人 番 号				
旧 法 人 番 号				
旧 法 人 番 号				
処理 事項			口座番号	加入者名
支	払 金 額 01	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
納 入 金 額	税 額 02			
	延 滞 金 03			
	合 計 04			
上記のとおり領収しました。			領 収 日 付 印	
(納入者保管)				

備考 1. 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
2. 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記入するものとする。
3. 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。

第十二号の九の二様式（第三十八条関係）

第十二号の九の二様式(第三十八条関係)
道府県民税配当割納入済通知書 ㉔ ㉕

(都道府県名)		特 別 徴 収 義 務 者	所在地及び名称	
令和 年 月 分			(所 属) eL-QR	
令和 年 月 日提出				
法 人 番 号				
旧 法 人 番 号				
旧 法 人 番 号				
処理 事項			口座番号	加入者名
支	払 金 額 01	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
納 入 金 額	税 額 02			
	延 滞 金 03			
	合 計 04			
課 税 事 務 所		領 収 日 付 印		
取 り ま と め 店				
取 り ま と め 局 (千)				
上記のとおり通知します。			(都道府県保管)	
eL番号：				

道府県民税配当割納入書 ㉖

(都道府県名)		特 別 徴 収 義 務 者	所在地及び名称	
令和 年 月 分			(所 属) (電 話)	
令和 年 月 日提出				
法 人 番 号				
旧 法 人 番 号				
旧 法 人 番 号				
処理 事項			口座番号	加入者名
支	払 金 額 01	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
納 入 金 額	税 額 02			
	延 滞 金 03			
	合 計 04			
上記のとおり納入します。		※ 日計 円 ※印は郵便局において使用 する欄です。 (金融機関又は郵便局保管) eL番号：	領 収 日 付 印	

(第三片)

eL番号：

備考 1. 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。

2. 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記入するものとする。

3. 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。

4. eL-QRは、第一片に記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

道府県民税株式等譲渡所得割納入申告書

この申告書の記載の要領は、次によること。

- 1 この申告書は、「源泉徴収選択口座の欄」と「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」とで別々に作成すること。
- 2 「令和〇〇年〇月〇日」欄には、株式等譲渡所得が課される株式等譲渡所得金額の生じた年を記載すること。ただし、地方税法施行令第98条の20第1項の規定の適用を受ける又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」とで囲み、「〇月〇日」欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由が生じた日の属する月を記載すること。
- 3 「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続において特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第15条第1項に規定する法人番号等）を用い、以下同し。と記載すること。
- 4 「旧法人番号」欄には、前記旧納入申告書の法人番号と今回納入申告書の法人番号が異なる場合に、前回旧納入申告書の法人番号を記載すること（同の場合に空欄とすること）。
- 5 「処理事項」欄は、都道府県府の使用欄のため記載しないこと。
- 6 「支払金額」欄には、株式等譲渡所得が課される株式等譲渡所得金額を記載すること。
- 7 「税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入する支払税額から還付税額を控除して得た金額を記載すること。
- 8 「納入金額合計」欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
- 9 「課税事務所」及び「（取りまとめ店）」欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
- 10 「口座番号」、「加入者名」及び「（取りまとめ局）」欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

第十二号の十一様式
道府県民税株式等譲渡所得割特別徴収税額計算書

区 分		支 払 金 額										税 額											
61	特定株式等譲渡 所得金額																						
	課 税 (a)	11	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	還 付 税 額 (b)	12																					
	非 課 税 等 (c)	13																					
計 (a)－(b)＋(c)		14																					
摘要																							

備考
1 「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法第71条の51第3項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、同還付した税額に対応する支払金額を記載すること。
2 「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、株式等譲渡所得割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載すること。
3 「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」にこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「未成年者口座分」と記載すること。

第十二号の十二様式(第三条の十二関係)
道府県民税株式等譲渡所得割納入済通知書 ㊤

(都道府県名)										所在地及び名称										特別 徴収 義務 者 (所屬) (電話)	
令和		年分	中途		月分																
令和		年		月		日提出															
法 人 番 号																					
旧 法 人 番 号																					
処理事項		口座番号										加入者名									
支 払 金 額		01	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円																		
納 入 金 額	税 額	02																			
	延 滞 金	03																			
	合 計	04																			
課 税 事 務 所												額 収 日 付 印									
取 り ま と め 店																					
取 り ま と め 局 (〒)																					
上記のとおり通知します。(都道府県保管)																					

第一片

道府県民税株式等譲渡所得割納入書 ㊤

(都道府県名)										所在地及び名称										特別 徴収 義務 者 (所屬) (電話)	
令和		年分	中途		月分																
令和		年		月		日提出															
法 人 番 号																					
旧 法 人 番 号																					
処理事項		口座番号										加入者名									
支 払 金 額		01	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円																		
納 入 金 額	税 額	02																			
	延 滞 金	03																			
	合 計	04																			
上記のとおり納入します。												額 収 日 付 印									
※ 口 日計 円																					
※印は郵便局において使用する欄です。(金融機関又は郵便局保管)																					

第二片

備考 1. 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。

2. 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記入するものとする。

3. 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとする。

第十二号の十二の様式（第三十八条関係）

道府県民税株式等譲渡所得割納入書 ㊦

(都道府県名)										所在地及び名称 特別徴収義務者 (所属) (電話)									
令和		年		中途		月		分											
令和		年		月		日		提出											
法人番号																			
旧法人番号																			
処理事項 支 払 金 額 01										口座番号 加入者名									
納入金額 税 額 02 延 滞 金 03 合 計 04										十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 円									
上記のとおり納入します。										※ 日計 口 円 領収日付印									
※印は郵便局において使用する欄です。 (金融機関又は郵便局保管)										el.番号:									

備考 1. 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。

2. 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記入するものとする。

3. 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとする。

4. eL-QRは、第一片に記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

の申告書の記載の要領は、次のとおりとする。

- 「令和〇〇年分」の欄には、配当が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払をした年を記載すること。ただし、地方税法施行令別附第18条の4の第2項において準用する令第9条の20第1項の規定の適用を受ける場合には、「中途」を〇で囲み、「〇月分」の欄には、その申告書に掲げる発生の日の属する月を記載すること。ただし、法人番号の欄は、特別徴収義務者法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号等)を、以下に「」を記載すること。
- 「旧法人番号」の欄には、前回納入申告書の法人番号と今回納入申告書の法人番号が異なる場合に、前回納入申告書の法人番号を記載すること(両方の法人番号は空欄とする)。
- 「支払金額」の欄には、配当が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払金額を記載すること。
- 「税額」の欄には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収配当額の額が記載されている場合に、特別徴収配当額を記載すること。
- 「納税金額合計」の欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
- 「課税事務所」及び「取次きとめ局」の欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
- 「納入先都道府県」、「加入者名」及び「取次きとめ局」の欄には、郵便局で納入する場合に、「納入先都道府県が指定する事項を記載すること」。

第十二号の十四様式
源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割特別徴収税額計算書

区 分		支 払 金 額										税 額											
59	源泉徴収選択口座内配当等																						
	課 税 (a)	11	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	還 付 税 額 (b)	12																					
	非 課 税 等 (c)	13																					
計 (a) - (b) + (c)		14																					
備 考																							

備考

1 「課税」の欄の「税額」の項には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その特別徴収した配当割の額に対応する支払金額を記載すること。

2 「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法附則第35条の2の5第4項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その還付した税額に対応する支払金額を記載すること。

3 「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、配当割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載すること。

第十二号の十五様式（附則第十八条関係）
源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書

(都道府県名)		所在地及び名称		
令和 年 分	中途 月 分	特別徴収義務者 (所属) (電話)		
令和 年 月 日提出				
法 人 番 号				
旧 法 人 番 号				
処理事項	口座番号		加入者名	
支 払 金 額	01	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
納 入 金 額	税 額	02		
	延 滞 金	03		
	合 計	04		
課 税 事 務 所		領 収 日 付 印		
(取りまとめ店)				
(取りまとめ局)				(〒)
上記のとおり通知します。				(都道府県保管)

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入書

(都道府県名)		所在地及び名称	
令和 年 分	中途 月 分	特別徴収義務者 (所属) (電話)	
令和 年 月 日提出			
法 人 番 号			
旧 法 人 番 号			
処理事項	口座番号		加入者名
支 払 金 額	01	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
納 入 金 額	税 額	02	
	延 滞 金	03	
	合 計	04	
上記のとおり納入します。		※ 日 計	口 円
		※印は郵便局において使用する欄です。 (金融機関又は郵便局保管)	

〔第三片〕

- 備考 1 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
- 2 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記入するものとする。
- 3 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。

© 公

（第一片）

第二片

第十二号の十五の二様式（第三十八条関係）

源泉徴収選択口座内配当に係る道府県民税配当割領収証書

(都道府県名)

令和 年 月 日提出

令和 年 月 日提出

法人番号

旧法人番号

旧法人番号

特別徴収義務者

(所屬)

(電話)

所在地及び名称

殿

口座番号

加入者名

処理事項

支払金額 01

十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納税額 02

延滞金 03

合計 04

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

領収日付印

el番号:

備考

1 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。

2 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記入するものとする。

3 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとする。

4 el-QRは、第一片に記載されている「el-QR」の上部に印字すること。

第十三号様式(用紙日本産業規格A4) (第四条の四関係)

受付印

令和 年 月 日

発信年月日

通信日付印

確認

知事殿

整理番号

所在地及び電話番号

(電話)

(法人番号)

(ふりがな) 法人名及び法人番号

(ふりがな) 代表者氏名

経理責任者氏名

資本金の額又は出資金の額

円

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書の提出期限を下記の日まで延長したいので申請します。

1 確定申告書の提出期限の延長を受けようとする日

令和 年 月 日

2 確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由

通算親法人の本店所在地及び電話番号

(電話)

(法人番号)

通算親法人の名称及び法人番号

関与税理士名

(電話)

法人税に係る申告期限の延長申請書(法人税法第75条第1項)

提出の有無

有・無

指定を受けようとする期日

申請書提出年月日

第十三号様式(用紙日本産業規格A4) (第四条の四関係)

- この申請書は、法第72条の25第2項(法第72条の25第6項、法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。51において同じ。)、又は第4項(法第72条の25第6項、法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。5及び6において同じ。)、の規定(特別法人事業及び特別法人事業団に関する法律第8条第5項において同じ。)による人事委員の議決権の行使によることとされる場合を含む。)、により確定申立て(法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は法第72条の29第1項の規定による)の申書を含む。以下この記載要領において()の1)の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。
- この申請書は、法第72条の25第2項又は第4項(これら)の規定による法第72条の28第2項及び法第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けた場合には事業年度終了の日から45日以内、法第72条の25第6項又は第7項(これら)の規定による法第72条の28第2項及び法第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けたよう場合には確定申告書の提出期限の到来する日の5日以前までに、事務所又は事務所所在地の道府県庁又は支庁に提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事務所を有する法人の経営の責任者又は事務所(外国法人において)の法務執行事に提出すること。
- 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26第15項に規定する法人番号等)を記載すること。
「確定申告書の提出期限の延長の指定を受けたようする日」の欄は、確定申告書を提出することができるものと認められる日を記載すること。
- 「確定申告書の提出期限までに決算を確定しない理由又は損益計算等による法人税の額の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算をすることができる理由並びに指定を受けたようする日までの提出期限の延長を必要とする日」の欄は、法第72条の25第2項の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合に決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けたようする日までに確定申告書を提出することができる事情等、を同条4項の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には当該法人との間に清算完全関係(法人税法第2条第12号の7)に規定する清算完全関係がある。)がある普通法人(法人税法第2条第12号の7)に規定する普通法人を含む。以下この記載要領において同じ。)
この決算が確定しない理由となる災害その他やむを得ない理由及び指定を受けたようする日までの提出期限の延長を申請する場合には、同条4項の規定により第1節第1項第1号の規定による普通法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額(法人税法第19号に規定する欠損金額)と、及び法人税の額の計算をすることができる理由となっている災害その他やむを得ない理由並びに指定を受けたようする日までに確定申告書を提出することができる事情等を記載すること。
- 「普通親族法人の本店所在地及び電話番号」及び「普通親族法人の名称及び法人番号」の各欄は、法第72条の25第4項の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する法人(法人税法第2条第12号の7)に規定する普通法人に限る。が記載すること。

③「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出(道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の請」は、それぞれ届出又は申請の期間が異なるので留意してください。

第13号の2様式記載要領

- 1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事)に提出すること。
- (1) 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)以下この記載要領において同じ。)の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合(同法第75条の2第8項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。))において準用する同法第75条第5項又は同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下(1)において「提出期限の延長の処分」という。))又は同条第2項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定による同法第75条の2第1項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分(同条第8項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合又は同法第75条の2第11項第2号の規定によりこれらの指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更がされたものとみなされた場合を含む。以下(1)において「指定等の処分」という。))があった場合 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内(通算法人(同法第2条第12号の6の7に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。))及び通算親法人に対して提出期限の延長の処分又は指定等の処分があった場合における同法第75条の2第11項第2号の他の通算法人にあっては、当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日から7日以内)
- (2) 法人税法第75条の2第5項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により法人税の確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があった場合(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があったものとみなされた場合を含む。) 当該変更の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内
- 2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中五段書きとなっている箇所については、届出の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。
- 4 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事)に提出すること。
- (1) 定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(以下この記載要領において「定款等」という。))の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書(法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は第72条の29第1項の規定による申告書をいう。)(3)及び(5)において同じ。)の提出期限の延長を申請する場合((2)に掲げる場合を除く。) 当該延長を受けようとする事業年度終了の日まで
- (2) 当該法人(通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。))に限る。)若しくは当該法人との間に通算完全支配関係(同条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。))がある通算法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないため、又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により同法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額(同法第2条第19号に規定する欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。))及び法人税の額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から2月以内に申告納付することができない常況にあるため、確定申告書(法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は第72条の29第1項若しくは第5項の規定による申告書をいう。)(4)及び(6)並びに(5)において同じ。)の提出期限の延長を申請する場合 当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内
- (3) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合((4)に掲げる場合を除く。) 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで
- (4) 当該法人(通算法人に限る。))又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内
- (5) 当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合((6)に掲げる場合を除く。) 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで
- (6) 当該法人(通算法人に限る。))又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内
- (7) (3)又は(5)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合 当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日まで
- (8) (4)又は(6)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合 当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日から45日以内
- 5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の1は、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。この場合において、指定を受けたいときは、延長期間の月数を、「()月間」内に、指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を1月間(通算法人にあっては、2月間)としたいときは、指定の取消しを受ける前の延長期間を「取消し前()月間」内に、指定に係る月数の変更を受けたいときは、変更する前の延長期間を「変更前()月間」内に、変更しようとする延長期間を「変更後()月間」内に記入すること。なお、法第72条の25第3項第1号又は第5項第1号に掲げる場合には、「()内」は「2」から「4」まで(通算法人にあっては、「3」又は「4」)の数字を記載すること。
- 6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の2は、4(1)から(8)までに掲げる事由が生じることとなった理由を簡明に記載すること。
- 7 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の3は、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。
- 8 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の4は、この申請書に添付したものにに応じて該当する□にレ印を付すこと。
- 9 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。
- (1) 1の場合 当該処分を受けたものとみなされた通算子法人(法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人をいう。以下この記載要領において同じ。))
- (2) 4の場合 法第72条の25第5項の規定による申告書の提出期限の延長又は同項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更を申請する法人(通算子法人に限る。))

第十四号様式(用紙日本産業規格A4)（第三条・第四条の四関係）

申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書		整理番号				
受付印	令和 年 月 日	※ 処理 事項	発信年月日			
			通信日付印	確認		
所在地及び電話番号		(電話)				
(ふりがな)		(法人番号)				
法人名及び法人番号						
(ふりがな)						
代表者氏名						
経理責任者氏名						
資本金の額又は出資金の額		円				

法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出(道府県民税関係)	
令和 年 月 日から	の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長について
令和 年 月 日まで	
〔その延長の処分が取り消された その適用を受けることをやめた その延長の処分が失効した〕 ので届け出ます。	

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出	
令和 年 月 日から	の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から
令和 年 月 日まで	
法第72条の25第3項 の規定による提出期限の延長の適用を受けることをやめますので届け出ます。 法第72条の25第5項	

通算親法人の 本店所在地及び電話番号	(電話)
(ふりがな)	(法人番号)
通算親法人の名称及び法人番号	
関与税理士署名	(電話)

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出(道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」は、それぞれ届出の期限が異なるので留意してください。

第14号様式記載要領

- 1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事(以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事)に提出すること。
- (1) 法人税法第75条の2第5項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により法人税の確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があった場合(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があったものとみなされた場合を含む。)当該取消しの処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内
- (2) 法人税法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により同法第75条の2第7項の届出書を提出した場合(同条第11項第4号の規定により同条第7項の届出書を提出したものとみなされた場合を含む。) 当該届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から22日以内
- (3) 法人税法第75条の2第11項第5号又は第6号の規定による申告書の提出期限の延長の処分の失効があった場合 当該失効があった日の属する事業年度終了の日から22日以内
- 2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中 「その延長の処分が取り消された
その適用を受けることをやめた
その延長の処分が失効した」 となっている箇所については、届出の内容に応じ
て不要文字を抹消すること。
- 4 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。 以下この記載要領において同じ。)の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)により確定申告書(法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は第72条の29第1項若しくは第5項の規定による申告書をいう。)の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事(以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事)に提出すること。
- 5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄中 「法第72条の25第3項
法第72条の25第5項」 となっている箇所については、届出の内容に応じて不要文字を抹消すること。
- 6 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。
- (1) 1(1)の場合 当該処分を受けたものとみなされた通算子法人(法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人をいう。 以下この記載要領において同じ。)
- (2) 1(2)の場合 当該届出書を提出したものとみなされた通算子法人
- (3) 1(3)の場合 当該失効があった通算子法人又は通算子法人であった法人
- (4) 4の場合 法第72条の25第5項の規定の適用を受けることをやめようとする法人(通算子法人に限る。)

令和 年度分 事業税申告書									
知 事 殿				ふりがな 氏 名		屋 号 電 話 番 号			
令和 年 月 日提出				住 所		事務所又は 事業所の所在地			
				個人番号					

事業の種類		①収入金額		②必要経費 (③の金額を含まないこと)		③青色事業専従者 給与又は事業専 従者控除額		所得金額 ①－②－③	
		円		円		円		円	

専従者 控除額 の内訳	氏 名	個人番号	あなた との 続 柄	生年月日	従事 月数	青色事業専従者 給与又は事業 専従者控除額	所得税法第 57条第2項 の書類の提出の有無	
							円	有 無
内 訳				・ ・	月		円	有 無
				・ ・	月		円	有 無
				・ ・	月		円	有 無
				・ ・	月		円	有 無

所得税における青色申告の承認の有無					有 無				
-------------------	--	--	--	--	-----	--	--	--	--

次の事項に該当する方は下の記載欄に書いてください。なお、事務所又は事業所が他の都道府県にもある方は、その所在地と各月の末日現在の従業者の数を事務所又は事業所ごとに適宜の用紙に書いて、添付してください。

- 1 事業税の非課税所得がある方
- 2 事業用資産の譲渡損失がある方
- 3 被災事業用資産の損失がある方(白色申告者のみ)
- 4 前年中に新しく事業を開始した方又は事業を廃止した方

1 非課税事業 の 種 類		④収入金額		⑤必要経費 (⑥の金額を含まないこと)		⑥青色事業専従者 給与又は事業 専従者控除額 (③×非課税事業 への従事割合)		所得金額 ④－⑤－⑥	
		円		円		円		円	

2 譲渡資産の種類		⑦譲 渡 価 格		⑧帳 簿 価 格		損失額 ⑧－⑦	
		円		円		円	

3 赤字のうちに含まれる被災事業用資産の損失の金額								円	
---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--

4 新しく事業を開始し、又は事業を廃止した月日				月 日				開始 廃止	
-------------------------	--	--	--	-----	--	--	--	----------	--

(切り取らないでください)

令和 年度分 事業税申告書の受付書

氏 名		殿		受付日付印	
住 所					

1 「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号)をいづ。を記載すること。

2 新しく一事業を開始し、又は事業を廃止した月(欄)は、新しく事業を開始した月及び事業を廃止した月日とのいずれかを記載するとともに、「開始」又は「廃止」のいずれかに○印を付すること。ただし、当該年次に新しく事業を開始し、かつ事業を廃止した場合には、新しく事業を開始した月日及び事業を廃止した月日を併記し、「開始」及び「廃止」の双方に○印を付すること。

第十四号の三様式(第六条の九関係)

徴収額子の申請書

受付印

年 月 日

相互協議申立て年月日

年 月 日

相互同等に相互協議申立てを行っている場合

主たる事務所又は事業所所在地

(電話)

(ふりがな)

氏 名

送付年月日

送付日付印

確認

地方税法第72条の57の2第1項の規定により、下記のとおり徴収額子を申請します。

	年度	納期限	事業税額	延滞金額	
			円	法律による金額	円
納付すべき金額			円	法律による金額	円
			円	法律による金額	円
			円	法律による金額	円
			円	法律による金額	円
			円	法律による金額	円
			円	法律による金額	円
上記のうち納付を免れようとする金額			円	法律による金額	円
			円	法律による金額	円
			円	法律による金額	円
			円	法律による金額	円
			円	法律による金額	円
			円	法律による金額	円
担保					

第14号の3様式記載事項
1 この申請書は法第72条の57の2第1項の規定に基づき徴収の額子を申請する場合に使用すること。
2 捺印の欄は記載しないこと。

第十六号様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五・第八条の七関係)

受付印

令和 年 月 日

※ 処理事項

整理番号

事務所

処理区分

事業者コード

申告区分

予備

発信年月日

通信日付印

確認

申告年月日

知事殿

住所又は所在地

(電話番号)

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

令和 年 月分 道府県たばこ税の 申告書 ※ 修正申告書

課税標準数量①		十億	百万	千	本
税額 (①× $\frac{1}{1000}$) ②					円
課税免除を受けようとする本数					本
課税免除を受けようとする税額 ③					円
返還控除を受けようとする本数					本
返還控除を受けようとする金額 ④					円
差引 (② - ③ - ④) ⑤					円
既に納付又は還付の確定した税額又は金額 ⑥					円
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額 (⑤-⑥)					円
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号(普通・当座)				

第十六号様式(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五・第八条の七関係)

整理番号	事務所 区分	事業所 区分	事業者コード	事務 区分	予備
1	7	10	12	23	30
31					
36					
37					
39					
41					
44					
45					
59					
12					
13					
15					
27					
01					
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					

第16号様式記載要領

1 この申告書は、法第74条の10第1項若しくは第2項の規定による申告又は法第74条の12第2項の規定による修正申告をする場合に使用すること。

2 捺印の欄は、記載しないこと。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

4 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

5 金額を記載する場合において記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付すること。

6 「課税標準数量①」の欄は、法第74条の6第1項の規定により道府県たばこ税の免除を受けようとする製造たばこについても記載すること。

7 「返還控除を受けようとする本数」の欄は、法第74条の14第1項の規定により控除を受けようとする場合に当該控除を受けようとする製造たばこの本数を記載し、「返還控除を受けようとする金額④」の欄は、当該控除を受けようとする製造たばこについて納付した、又は納付すべき道府県たばこ税額を記載すること。

8 「既に納付又は還付の確定した税額又は金額⑥」の欄は、修正申告をする場合に、当該修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付すること又は還付されることが確定している税額又は金額を記載すること。

品目別課税標準数量明細書

[illegible]

第十六号様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の五関係）

第十六号様式別表二(入力用) (用紙日本産業規格A4) (第八条の五関係)

事業所コード
1 11 13

税
15 17 23 25 26 31
19 20 22

28	29	30	31
カ			
01			
02			
03			
04			
05			
06			
07			
08			
09			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

第16号様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、第16号様式の申告書・修正申告書又は第16号の3様式の申告書・修正申告書の「課税標準数量①」の欄に記載に係る製造たばこについて当該道府県の区域内の市町村ごとに売渡し又は消費等の合計数量の内訳を記載し、第16号様式の申告書・修正申告書又は第16号の3様式の申告書・修正申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 4 「売渡し又は消費等の合計数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの(この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの)及び加熱式たばこを同条第3項の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。
- 5 市町村ごとの「売渡し又は消費等の合計数量」の合計を末尾の欄に記載すること。

第十六号の二様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五・第八条の七関係)

受 払 い 報 告 書

申告者の氏名又は名称										※ 処 理 事 項	事業者コード		処理 区分	申告 区分
											子備		申告年月日	
個人番号又は法人番号 ↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。														
令和 年 月分														
摘 要										数 量				
前々月末在庫											十 億	百 万	千 本	
受 入 れ	輸 入 ・ 製 造													
	卸売販売業者等からの買受け等													
	返 還													
	そ の 他													
合 計														
払 出 し	卸売販売業者等への売渡し等①													
	①のうち小売販売用②													
	小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等③													
	合 計 (① + ③ - ②)													
前 月 末 在 庫														
備 考														

第十六号の二様式(入力用) (用紙日本産業規格A4) (第八条の五・第八条の七関係)

事業者コード										処理 区分	申告 区分
										11	13 14
ア										19 20	22 27
										28	37

イ	20	22	34	35
19	01			
	02			
	03			
	04			
	05			
	06			
	07			
	08			
	09			
	10			
	11			

イ	20	22	34	35
19	12			
	13			

卸売販売業者等への売渡し等明細書

[illegible]

第十六号の二様式別表二(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五・第八条の七関係)

The map shows the Katsushika Ward area, with a grid of streets and a scale bar. The legend indicates that the area is divided into 12 wards (12区) and 13 wards (13区). The map also shows the location of the Katsushika Ward Office (葛飾区庁舎) and the Katsushika Ward Public Library (葛飾区立図書館).

[illegible]

- 第16号の2様式別表3記載要領
- 1 この明細書は、第16号の2様式の報告書の「小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等③」の欄の記載に係る製造たばこについて都道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
 - 2 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
 - 4 「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算したものの〔この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの〕及び加熱式たばこを同条第3項の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

第十六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の五・第八条の七関係）

受付印

令和 年 月 日

知事殿

※ 処理 事項	整理番号	事務所	処理 区分	事業者コード	申告 区分	予備	申告年月日
	発信年月日						
	通信日付印	確認					

申告者

住所又は所在地

(電話番号)

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

令和 年 月 分から令和 年 月 月分までの道府県たばこ税の申告書
修正申告書 ※

	令和 年 月 分				令和 年 月 分				令和 年 月 分				3箇月分の合計			
課税標準数量①	十億	百万	千	本	十億	百万	千	本	十億	百万	千	本				
税額(①× $\frac{\text{—}}{1000}$)②				円				円				円				
課税免除を受けようとする本数				本				本				本				
課税免除を受けようとする税額③				円				円				円				
返還控除を受けようとする本数				本				本				本				
返還控除を受けようとする金額④				円				円				円				
差引(②-③-④)⑤				円				円				円				
既に納付又は還付の確定した税額又は金額⑥				円				円				円				
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額(⑤-⑥)				円				円				円	十億	百万	千	円
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号(普通・当座)															

第十六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の五・第八条の七関係）

整理番号	事務所	処理 区分	事業者コード	申告 区分	予備	申告年月日
		ケ				
1	7	10	12	23	25	31
36						

37

39

41

43

45

59

12

13

15

23

11

12

13

14

15

16

17

18

19

21

22

23

24

25

26

27

28

29

13

15

23

39

- 第16号の4様式記載要領
- 1 この納付書は、道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を申告納付の方法により納付する場合に使用すること。
 - 2 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 - 3 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記載するものとする。
 - 4 ※印の欄は、記載しないこと。

第十六号の四の二様式(用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル)(第三十八条関係)

都道府県コード		道府県たばこ税領収証書 ㊟ ㊠		口 座 番 号 加 入 者		都道府県		所在地及び氏名又は名称		eL番号:		eL-QR	
都道府県													
年度		※ 処 理 事 項		事業者コード		申告 期 間		申告 区 分		決定			
年 月分(から		年 月分まで)		申告 修正 更正 決定		年 月分(から		年 月分まで)		申告 修正 更正 決定			
税 額		01		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		延 滞 金		02		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
過 少 申 告 加 算 金		03		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		不 申 告 加 算 金		04		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
重 加 算 金		05		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		合 計 額		06		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
納 期 限		年 月 日		領 収		課 税 事 務 所		指 定 金 庫 機 関 名 (取りまとめ店)		取 付			
取りまとめ局				印		上記のとおり通知します。(都道府県保管)							

都道府県コード		道府県たばこ税納付書 ㊟		口 座 番 号 加 入 者		都道府県		所在地及び氏名又は名称		eL番号:		eL-QR	
都道府県													
年度		※ 処 理 事 項		事業者コード		申告 期 間		申告 区 分		決定			
年 月分(から		年 月分まで)		申告 修正 更正 決定		年 月分(から		年 月分まで)		申告 修正 更正 決定			
税 額		01		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		延 滞 金		02		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
過 少 申 告 加 算 金		03		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		不 申 告 加 算 金		04		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
重 加 算 金		05		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		合 計 額		06		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
納 期 限		年 月 日		領 収		課 税 事 務 所		日 計		日 付			
上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)				印									

都道府県コード		道府県たばこ税領収証書 ㊟		口 座 番 号 加 入 者		都道府県		所在地及び氏名又は名称		eL番号:		eL-QR	
都道府県													
年度		※ 処 理 事 項		事業者コード		申告 期 間		申告 区 分		決定			
年 月分(から		年 月分まで)		申告 修正 更正 決定		年 月分(から		年 月分まで)		申告 修正 更正 決定			
税 額		01		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		延 滞 金		02		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
過 少 申 告 加 算 金		03		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		不 申 告 加 算 金		04		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
重 加 算 金		05		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		合 計 額		06		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
納 期 限		年 月 日		領 収		課 税 事 務 所		上記のとおり領収しました。(納税者保管)		取 付			
上記のとおり領収しました。(納税者保管)				印									

◎この納付書は、3枚1組の複写式となっておりますので、切り離さずに提出してください。

この納付書は、道府県または税に係る地方団体の徴収金を申告納付の方法により納付する場合に使用すること。

各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。

各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記載するものとする。

※ 印の欄は、記載しないこと。

備考 ①-ORは、第三片に記載されている「①-OR」の上部に印字すること。

備考 e|-QRは、第三片に記載されている「e|-QR」の上部に印字すること。

The diagram illustrates a mapping or flow from a vertical list of numbers (01 to 24) on the left to a large grid of numbers (01 to 43) in the center. The grid is organized into sections by vertical lines, with labels 26, 30, 42, and 43 at the top. Above the grid, there are several small boxes and labels, including '事業者コード' (Business Code), '処理区分' (Processing Area), and '申請区' (Application Area). The diagram appears to be a flowchart or a mapping diagram for a system.

At the top right, there are three boxes:

- 事業者コード (Business Code)
- 処理区分 (Processing Area)
- 申請区 (Application Area)

Below these boxes, there are several small boxes and labels, including 'サ' (Sa), '26', '19', '20', '21', '22', '23', '15', and '17'. These labels are connected to the grid by lines.

The vertical list on the left contains numbers 01 to 24. The grid in the center contains numbers 01 to 43. The grid is divided into sections by vertical lines, with labels 26, 30, 42, and 43 at the top. The grid is connected to the vertical list by lines.

第16号の5様式記載要領

- 1 この明細書は、小売販売業者から同条第2項の規定による還付金について、法第74条の14第1項の規定による控除若しくは同条第2項の規定による還付金又は法第477条第1項の規定による控除若しくは同条第2項の規定による還付を受けようとする場合と使用するものとする。
- 2 この明細書は、第16号の様式の申告書・修正申告書、第16号の3様式の申告書・修正申告書若しくは第16号の様式の申告書又は第34号の2様式の申告書・修正申告書、第34号の2の2様式の申告書・修正申告書若しくは第34号の2の6様式の申告書に添付することとする。
- 3 余剰の欄は、記載しないこととする。
- 4 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第5項)に規定する個人番号をいう。を記載する。法人の場合は法人番号(同条第15項)に規定する法人番号をいう。を記載することとする。
- 5 「数量」の欄は、紙幣及びこびり法第14条の4第2項ただし書に規定する葉巻若しくはこれについては本税を、紙幣及びこれ以外の製造品とは(同項ただし書に規定する葉巻若しくはこれを除く。については重量(加熱式たばこの場合は、同条第3項第1号に規定する加熱式たばこの重量とする)を記載することとする。
- 6 この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることとする。
- 7 製造たばこの区分ごとの小計(法第74条の4第2項の表の欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。))については、区分ごとの重量の小計を紙幣たばこの本数に換算したものと(この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位未満で算出したもの)とし、加熱式たばこについては、同条第3項の規定により換算した紙幣たばこの本数の合計数とする。)及びその合計を末尾の欄に記載することとする。
- 8 市町村たばこ税については、(提出用表)を使用することとする。

第十六号の六様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の八・第十六条の三関係)

道府県たばこ税
市町村たばこ税

特例期限適用申請書

受付印

令和 年 月 日
総務大臣 殿

※
処
理
事
項

申請者	住所又は所在地	(電話番号)											
	氏名又は名称												
	法人番号												
第74条の10第3 下記のとおり地方税法 項 の規定による指定を受けたいので、 第473条第2項 申請します。													
政令第39条の11第1号イの製造たばこの本数の合計数												本	
政令第39条の11第1号ロの市町村及び特別区の各月における数の合計数 ①													
20,000本×①												本	
法第74条の10第4 項 の規定による取消しを受けたことの有無(有・無) 法第473条第3項 (あるときは、取消しの年月日) _____													
地方税の滞納処分を受けたことの有無(有・無) (あるときは、滞納処分の年月日) _____													
地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第22条の28第1項の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けたことの有無(有・無) (あるときは、刑及びその刑の確定の年月日又は処分及びその処分の履行の年月日) _____													
備考													

- 第16号の6様式記載要領
- 1 この申請書は、法第74条の10第3項又は法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けようとする場合に使用すること。
 - 2 捺印の欄は、記載しないこと。
 - 3 「法人番号」欄には、申請者が法人の場合は、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

第十六号の六様式別表(用紙日本産業規格A4)(第八条の八・第十六条の三関係)
特 例 期 限 適 用 申 請 に 係 る 明 細 書

申請者の氏名又は名称												
法人番号												
年 月		製 造 た ば こ の 本 数					市町村及び特別区の数					
.		本										
.												
.												
.												
.												
.												
.												
.												
.												
.												
合 計												

- 第16号の6様式別表記載要領
- 1 この明細書は、第16号の6様式の申請書の「政令第39条の11第1号イの製造たばこの本数の合計数」及び「政令第39条の11第1号ロの市町村及び特別区の各月における数の合計数①」の各欄に記載された事項について各月ごとの内訳を記載し、同様式の申請書に添付すること。
 - 2 「法人番号」欄には、申請者が法人の場合は、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

第十六号の七様式(提出用) (用紙日本産業規格A4) (第八条の九関係)

道府県たばこ税還付請求申告書

知事殿	令和 年 月 日	整理番号	事務所区分	地理区分	事業者コード	申告区分	予備		
		送 信 年 月 日	申告年月日						
		通 信 日 付 印	確認						
申告者	住所又は所在地	(電話番号)							
	氏名又は名称								
	個人番号又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。							
返還に係る製造たばこの数量		①				十	百	千	本
還付を受けようとする金額		(①× $\frac{\quad}{1000}$)							円
還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行 支店 口座番号(普通・当座)							

第十六号の七様式(入力用) (用紙日本産業規格A4) (第八条の九関係)

整理番号	事務所	地理区分	事業者コード	申告区分	予備	
		ス				
1	7	10	12	23	25	30

3136

12	13	15	27		
セ	01				
	02				

- 第16号の7様式記載要領
- 1 この申告書は、法第74条の10第5項の規定により還付を受けようとする場合に使用する
こと。
 - 2 捺印の欄は、記載しないこと。
 - 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続におけ
る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人
番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をい
う。)を記載すること。
 - 4 製造たばこの数量を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を
切り捨てること。
 - 5 「還付を受けようとする金額」の欄は、「返還に係る製造たばこの数量」の欄の記載
に係る製造たばこについて法第74条の14第1項の規定により控除を受けるべき金額に相
当する金額を記載すること。

第十六号の八様式（提出用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の十関係）

第十六号の八様式(提出用) (用紙日本産業規格A4) (第八条の十関係)

営 業 の 開 業 等 の 報 告 書

第74条の16第1項

下記のとおり地方税法 第74条の16第2項 の規定により報告します。

受付印

令和 年 月 日		添 付 票 紙 事 項	事 業 者 コ ー ド										処 理 区 分	
		知事殿												
フリガナ														
特定販売業者又は卸売販売業者の氏名又は名称														
個人番号又は法人番号		↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。												
特 定 販 売 業 者		卸 売 販 売 業 者				小 売 販 売 業 者								
登 録 年 月 日	営 業 廃 止 又 は 登 録 取 消 年 月 日	登 録 年 月 日	営 業 廃 止 又 は 登 録 取 消 年 月 日	許 可 年 月 日	許 可 取 消 年 月 日									
昭和 平成 令和	年 月 日	令和 年 月 日	昭和 平成 令和	年 月 日	令和 年 月 日	昭和 平成 令和	年 月 日	令和 年 月 日	昭和 平成 令和	年 月 日	令和 年 月 日			
事 務 所 又 は 事 業 所	フリガナ													
	名 称													
	フリガナ													
	所 在 地	(電話番号)												
	営業の開始、 廃止等の年月 日	開 始 年 月 日	廃 止 年 月 日	休 止 期 間										
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで											
	営業の廃止 及び休止の 理由													
上記の事務所又は事業所の営業区域														
その他参考となるべき事項												異動年月日	令和 年 月 日	
												報告者 氏 名		

		警 员 考 试 一 日 考 试 分										
15	15	1										
N1												
S1												
13	15											

13	S3		14
13	S2		14
13	S4		14
13	S3		14

① この報告書は、第74条の16第1項又は第2項の規定により営業の開廃等の報告をする場合に使用すること。

② この報告書は、事務所又は事業所ごとに作成して提出すること。

③ ※印の欄は、記載しないこと。

④ 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第25条第1項に規定する個人番号)をいう。を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

⑤ 「登録年月日」及び「許可年月日」の欄では、昭和、平成、令和のいずれかを丸印で記入すること。

⑥ 「上掲の事務所又は事業所の営業区域」の欄は、営業の開廃、廃止又は休止に係る事務所又は事業所の営業区域に係る都道府県名を記載すること。

⑦ 第74条の16第2項の規定により異動の報告をする場合には、異動事項についてその内容の内訳を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」の欄に当該異動事項に係る関係の内訳を記載すること。

第十六号の九様式 削除
第十六号の十様式 (提出用) (用紙日本産業規格A4) (第八条の二十八関係)

第十六号の十様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

受付印

令和 年 月 日

※
理
事
項
知 事 殿

事業者コード
事務所
コード
処理
区分
子 備
整理番号

第 号

登録特別徴収義務者の
登録番号及び氏名又は名称

登録特別徴収義務者の
住所又は所在地

この申告に回答する係及び
氏名並びに電話番号
(電話)

令和 年 月 分軽油引取税納入申告書

月における引渡しに係る軽油の納入数量 (ア)

法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量 (イ)

法第144条の5第1号の規定によって課税免除される
軽油の数量 (ウ)

法第144条の5第2号の規定によって課税免除される
軽油の数量 (エ)

免税証による軽油の納入数量 (オ)

合衆国軍隊等への軽油の納入数量 (カ)

小 計 (イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ) (キ)

差 引 計 (ア)-(キ) (ク)

欠 減 量 (ク) $\times\frac{1}{100}\frac{0.9}{100}$ (ケ)

再 差 引 計 (ク)-(ケ) (コ)

この申告によって納入すべき軽油引取税額 円×(コ) (サ) 円

申告期限 年 月 日 添付書類 (イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の数量を証する書面並びに(オ)の数量に対応する免税証

納入予定日 年 月 日

添付免税証
枚(リットル分)

第十六号の十様式(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

1 7 17 22 23 28 30 43

様 式 区 分 事業者コード 事務所コード 処理区分 子 備 整理番号

1 6 1 0 0 0

44 49

24 26

28 30 43

01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11

28 30 41

12 32 34 36 38 40 41

- 第16号の10様式記載要領
- 1 この申告書は、引渡しに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に1通提出すること。
 - 2 捺印の欄は、記載しないこと。
 - 3 「個人番号又は法人番号」欄には、登録特別徴収義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
 - 4 「1 月中における引渡しに係る軽油の納入数量(ア)」欄は、当該申告すべき月の前月において現実の納入を伴う軽油の引渡しを行った数量を記載すること。
 - 5 「法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量(イ)」欄は、当該申告すべき月の前月において元売業者が他の元売業者及び特約業者に現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
 - 6 「法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量(ウ)」欄は、当該申告すべき月の前月において輸出として現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
 - 7 「法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量(エ)」欄は、課税済の軽油に係る現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
 - 8 課税対象とならない数量については、必ず、これらの数量を証する書面及び免税証を添付すること。

第十六号の十様式別表(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)
軽油の納入数量明細書

※
処
理
事
項

事業所
コード

処理
区分

予
備

整理番号

申告年月日

(月 日 ~ 月 日)

登録特別徴収義務者の
氏名又は名称

登録特別徴収義務者の
住所又は所在地

令和 年 月分

枚のうち
枚目

納入を受けた者		納入数量		引渡しに係る軽油 の納入を行った者
氏名又は名称	※コード	うち課税対象とならない数量		
	※		リットル	※
	※			※
	※			※
	※			※
	※			※
	※			※
	※			※
	※			※
	※			※
計				

第十六号の十様式別表(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

第十六号の十様式別表(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
1 6 1 0 0 1				0 0			

48	53	24	26	54	57	28	31

32	34	43	44	57	72	81
01			58	71		
02						
03						
04						
05						
06						
07						
08						
09						
10	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9					

71

- 第16号の10様式別表記載要領
- この明細書は、第16号の10様式の申告書の「 月中における引渡しに係る軽油の納入数量(ア)」欄の記載に係る軽油の納入数量の内訳を記載し、同様式の申告書に添付すること。
 - ※印の欄は、記載しないこと。
 - 「納入地」欄は、納入を受けた者が石油製品の販売業者である場合には、その者の事務所又は事業所所在地を記載すること。
 - 「うち課税対象とならない数量」欄は、「納入数量」欄のうち、地方税法(以下「法」という。)第144条の2、法第144条の5、法第144条の6又は法附則第12条の2の7の規定により課税対象とならない数量を記載すること。
 - 「引渡しに係る軽油の納入を行った者」欄は、当該引渡しに係る軽油について納入を行った者の氏名又は名称を事務所又は事業所ごとに記載すること。

登録番号	軽油引取税特別徴収義務者証
第	県名

軽油引取税納付申告書 (令和 年 月 日 ~ 月 日分)										事業者コード 事務所コード 処理区分 予 備 整理番号									
受付印										令和 年 月 日									
個人番号又は法人番号										(右詰で記載)									
納税者の氏名又は名称										この申告に回答する係及び氏名並びに電話番号									
納税者の住所又は所在地										(電話)									
令和 年 月分										申告年月日									
通債目付印										確認印									
申告事項										申告事項									

課 税 の 区 分		数 量		課 税 の 区 分		数 量	
(ア) 特約業者又は元業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した燃料炭化水素油の数量	①	リットル	(オ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量	⑫	リットル
	控除分	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ② ①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ③			控除分	⑫のうち免税用途に供した軽油の数量 (免税用途：) ⑬のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑭ ⑬のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ⑮	
	差 引 計	①－②－③	(ア)		差 引 計	⑫－⑬－⑭－⑮	(オ)
	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量	④					
(イ) 石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油に軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売し又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑤		(カ) 免税軽油の引取りを行った者が他の者にその軽油を譲渡した場合	譲渡した軽油の数量	⑯	(カ)
	控除分	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ⑥ ④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑦ ④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ⑧			控除分	⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑰ ⑯のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ⑱	
	差 引 計	④－⑤－⑥－⑦－⑧	(イ)				
	消費した炭化水素油の数量	⑨					
(ウ) 自動車の保有者が炭化水素油と自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（道路を運行した分に限る。）	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑩ ⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ⑪			(ク) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合	消費又は譲渡した軽油の数量	⑲	
	控除分	⑩のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑫ ⑩のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ⑬			控除分	⑲のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑳ ⑲のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ㉑	
	差 引 計	⑩－⑫－⑬	(ク)		差 引 計	⑲－⑳－㉑	(ク)
	消費した炭化水素油の数量	⑭					
(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を消費していた場合（引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。）	所有に係る軽油の数量	⑭		(ケ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を購入した場合	輸入した軽油の数量	㉒	
	控除分	⑭のうち元売業者が納期前までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量 ⑮ ⑭のうち特別徴収義務者として指定されている相続人又は合併後続する法人等に承継された軽油の数量 ⑯			控除分	㉒のうち元売業者が納期前までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量 ㉓ ㉒のうち特別徴収義務者として指定されている相続人又は合併後続する法人等に承継された軽油の数量 ㉔	
	差 引 計	⑭－⑮－⑯	(エ)		合 計	(ア)－(イ)＋(ウ)＋(エ)＋(オ)＋(カ)＋(キ)＋(ク)＋(ケ)	⑳
	納付すべき軽油引取税額	円 ×㉕					

附付免税証
枚(リットル分)

第十六号の十二様式(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

1

7

17

22

23

28

30

43

様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号
161200				00		

44

49

24

26

28

30

43

01				.
02				.
03				.
04				.
05				.
06				.
07				.
08				.
09				.
10				.
11				.
12				.
13				.
14				.
15				.
16				.
17				.
18				.
19				.

28

30

43

20				.
21				.
22				.
23				.
24				.
25				.
26				.
27				.
28				.
29				.
30				.
31				.
32				.
33				.

28

30

41

備考

1 ※印の欄は、記載しないこと。

2 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

3 「課税の区分」欄に記載された事由のいずれかに該当する者は、地方税法第144条の18の規定によって、この申告書を下記によりそれぞれの提出期限までに申告し、当該税額を当該道府県知事に納付する義務があること。

課税の区分	申告者提出期限	納税地
(ア)	販売した月の翌月末日	特約業者又は元売業者の事業所所在地
(イ)	販売した月の翌月末日	石油製品販売業者の事業所所在地
(ウ)	消費した月の翌月末日	自動車の主たる定置場所在地
(エ)	特別徴収の義務が消滅した月の翌月末日	所有者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地
(オ)	消費した月の翌月末日	消費について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(カ)	譲渡した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(キ)	消費した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(ク)	消費又は譲渡した月の翌月末日	消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(ケ)	輸入の時	輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地

4 「課税の区分」欄のうち、(カ)欄又は(キ)欄に該当する者は、下記の事項を記載した書面を添付すること。

(1)、(カ)欄に該当する者…譲渡年月日

(2)、(キ)欄に該当する者…消費年月日

5 「課税の区分」欄のうち、該当しない欄については、その「数量」欄に斜線を引いておくこと。

6 「数量」欄のうち、「控除分」欄に記載した軽油等の数量については、必ず、製造等承認証、自動車用炭化水素油譲渡証等それらの数量を証する書面若しくはその写し又は免税証を添付すること。

第十六号の十二様式別表（用紙日本産業規格A4）（第八条の二十八関係）

輸 入 数 量 明 細 書		※ 処 理 事 項	事 業 者 コ ー ド		事 務 所 コー ド		処 理 区 分		予 備		整 理 番 号	
納税者の氏名又は名称			申 告 年 月 日									
輸 入 申 告 に 係 る 税 関												
輸 入 港 名												
輸 入 申 告 年 月 日				令和 年 月 日								
輸入する軽油に係る関税 定率法別表の品名												
輸入する軽油に係る輸入 統計品目表の統計番号及 び数量		2 7 1 0 .		1 9				(		リットル)		
		2 7 1 0 .		1 9				(		リットル)		
		2 7 1 0 .		1 9				(		リットル)		
輸入する軽油の合計数量										リットル		
その他参考となる事項												

- 第16号の12様式別表記載要領
- この明細書は、特約業者及び元売業者以外の者が、法第144条の18第1項(同項第7号に該当する場合に限る。)の規定により提出する第16号の12様式の申告書に添付すること。
 - ※印の欄は、記載しないこと。
 - 「輸入申告に係る税関」欄は、輸入(納税)申告書を提出する税関官署の名称(支署・出張所の場合にあっては、その名称)を記載すること。
 - 「輸入港名」欄は、輸入する軽油が船卸しされる予定の港名又は船卸しされた港名を記載すること。
 - 「輸入申告年月日」欄は、輸入申告を行う予定日又は輸入申告を行った日を記載すること。
 - 「輸入する軽油に係る関税定率法別表の品名」欄は、輸入する軽油に係る関税定率法別表に掲げる石油製品の種別(同表に掲げる灯油・軽油・重油・粗油等の別)を記載すること。
 - 「輸入する軽油に係る輸入統計品目表の統計番号及び数量」欄は、輸入統計品目表(関税法第102条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表(昭和62年大蔵省告示第94号)の輸入統計品目表をいう。)の分類に基づき、2710. 19の6桁の番号に続く3桁の細分番号を記載し、また、その数量を統計番号ごとに記載すること。
 - 「その他参考となる事項」欄は、輸入する軽油の特定に必要な事項等を記載すること。

第十六号の十三様式(第八条の二十八関係)

表

縦 六十六・五ミリメートル
横 百十五・〇ミリメートル

軽油引取税免税証

交付印

販売業者
の所在地
氏名又は
名称

裏

販売業者の氏名又は名称
上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。
令和 年 月 日
住 所
業種名及び氏名

注意

1 免税証に交付印のないものは無効です。
2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。
3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認
を受けてください。承認を受けないで譲り渡した場合には罰せられま
す。

備考

1 道府県は、10,000リットル、5,000リットル、1,000リットル、500
リットル、200リットル、100リットル、50リットル、20リットル、1
8リットル、10リットル、5リットル及び1リットルの免税証を作成す
ることができる。
2 1,000リットル以上の所要数量については、この様式により複写2
連式の免税証を作成することができる。
3 免税証の交付に当たっては、一連の番号を付すこと。
4 法第144条の6又は法附則第12条の2の7第1項各号の免税軽油の引
取りの別に次の様式の交付印を押印すること。

地紋 幾何学的
精密彫刻
によるもの

刷色
葉緑色

寸法 直径36ミリメートル
なお、「(業種名)」の欄には、次の業種区分により略称を記載すること。

業 種	略 称
法第144条の6に掲げるもの	石油化学製品製造業 石化
業 種	略 称
法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げるもの	漁 船 漁 船 以 外 の 船 舶 船
法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの	自 衛 隊 等 自
法附則第12条の2の7第1項第3号に掲げるもの	鉄道用車両・軌道用車両 軌
法附則第12条の2の7第1項第4号に掲げるもの	農 業 等 農 林
法附則第12条の2の7第1項第5号に掲げるもの	セメント製品製造業 セ 生コンクリート製造業 生 鉱物の掘採事業 鉱 とび・土工事業 と 鉱さいバラス製造業 バ 港湾運送業 港 倉庫業 倉 貨物利用運送事業等 貨 航空運送サービス業 空 廃棄物処理事業 廃 木材加工業 木加 木材市場業 木市 堆肥製造業 肥 索道事業 索

第十六号の十四様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)									
軽油引取税の還付申請書		受理事項							
受付印		令和 年 月 日		受理事項		発信年月日		通信日付印	
		知事殿						確認印	
個人番号又は法人番号									
特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあっては法人の名称及び代表者の氏名)		〒				(電話)			
軽油の納入地				この申請に 応答する係 及び氏名		(電話)			
課税標準となる軽油の 総量		リットル		還付又は納入義務の 免除を受けようとする 額の総額				P	
区 分		年 月 分		年 月 分		年 月 分		年 月 分	
還付又は納入義務の免除の別									
引き渡した軽油の金額 (ア)		円		円		円		円	
(ア)のうち既に受け取った金額		円		円		円		円	
課税標準となる軽油の 数量 (イ)		リットル		リットル		リットル		リットル	
納入すべき税額 (イ)×税率 (ウ)		円		円		円		円	
(ウ)のうち既に納入した税額		円		円		円		円	
還付又は納入義務の免除を受けようとする額		円		円		円		円	
軽油の引取者の住所及び氏名(法人にあっては法人の名称及び代表者の氏名)									
還付又は納入義務の免除を受けようとする理由									
その他参考となる事由									

第16号の14様式記載要領

- 1) この申請書は、地方税法(以下「法」という。)第144条の3第31項の規定の適用を受けようとする事業者(以下「事業者」という。)が、当該事業者の個人番号を記載する個人番号を申請の趣旨にその道府県知事に提出すること。
- 2) 宗廟の個人番号は記載しないこと。
- 3) 「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号又は個人番号を申請する特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第2条第5項)に規定する個人番号をいう。以下同じ。又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左欄を1文字空けて記載すること。
- 4) 「課税標準となる軽油の総量」及び「課税標準となる軽油の数量(イ)」欄は、法第144条の3第31項の次の数量に控除後の数量を記載すること。
- 5) 「その他参事等のうち減税の対象となる数量」欄は、販売契約の解除により軽油が返還された場合、引き渡しを受けた量が免税の取扱いを受けることによって免税用途に供された場合、徴収額を受けている場合等に応じて記載すること。
- 6) この申請書には、個別引取税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付すること。

第十六号の十五様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

免税軽油譲渡届出書

令和 年 月 日

知事 殿		
申請者	住所又は事務所若しくは事業所所在地	
	氏 名 又 は 名 称	
	免税軽油使用者証の番号	道府県第 号
譲 渡 す る 数 量		リットル
譲り受ける者	住所又は事務所若しくは事業所所在地	
	氏 名 又 は 名 称	
譲 渡 を する 日 又 は 予 定 日		令和 年 月 日

上記のとおり、免税軽油の譲渡をしたいので承認を受けたく届出いたします。

第十六号の十五様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

免税軽油譲渡承認書

(申請者の氏名又は名称) _____ の

免 税 軽 油 _____ リットルにつき

(譲 受 人) _____ に譲渡を

することを承認いたします。

道府県第 号

令和 年 月 日

知 事 印

	※ 処理 事項	審査	交付			証の番号	
						第 号	
		年 月 日 まで有効					
受付印	令和 年 月 日		免税軽油使用者証交付申請書(その1)				
知 事 殿							
個人番号又は法人番号							
住所又は事務所若しくは事業所所在地							
業 種							
氏 名 又 は 名 称							
この申請に応答する保及び氏名並びに電話番号	(電話)						
所 在 地							
名 称	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.
所有者の氏名又は名称							
型 式							
軸 馬 力							
燃 焼 方 式							
台 数							
用 途							
年間見込所要数量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル
年間見込所要数量合計							リットル

第16号の16様式記載欄

- この申請書は、地方税法第144条の21第2項の規定により新たに免税使用並て交付を受ける場合において、交付を受けようとする府県知事に提出すること。
- ※処理手続欄は、申請者において記載することをするを要しないこと。
- ①「免税法人番号」欄は、申請者（法人）の法人番号（法人番号通知書に特定の人を識別するもの）の活用等に関する法令（法人番号法）に記載すること。以下同。②「法人番号又は法人番号（第4条第5項）に記載する法人番号等」と記載すること。（個人番号又は法人番号）欄に記載する場合には、左側1文字空けて記載すること。
- ④「申請に応ずる者係について」は、機械、車両又は設備について詳細に説明できることと機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- ⑤ 免税税の交付を申請する者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- ⑥ 「型式」欄は、製作者名及び機械、車両又は設備の通常表示される型式の名称を記載すること。
- ⑧ 「免税税使用開始日申請書（その2）」は、申請者の機種の台数に記入して使用すること。

機械 車両又は設備の明細	所 在 地					
	名 称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型 式					
	軸 馬 力					
	燃 焼 方 式					
	台 数					
用 途						
年 間 見 込 所 要 数 量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	
機械 車両又は設備の明細	所 在 地					
	名 称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型 式					
	軸 馬 力					
	燃 焼 方 式					
	台 数					
用 途						
年 間 見 込 所 要 数 量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	

第十六号の十六の二様式(用紙日本産業規格A4) (附則第四条の八関係)

受付印	令和 年 月 日	知事殿	免税軽油使用者証交付申請書(その1)	審査	交付	証の番号	第 号		
								年 月 日	まで有効
住所又は事務所若しくは事業所所在地									
業 種									
氏 名 又 は 名 称									
この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号		(電話)							
機械、車両又は設備の明細	所 在 地								
	名 称	No.	No.	No.	No.	No.			
	所有者の氏名又は名称								
	型 式								
	軸 馬 力								
	燃 焼 方 式								
台 数									
用 途									
年 間 見 込 所 要 数 量		リットル	リットル	リットル	リットル	リットル			
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計		リットル							

第16号の16の2様式記載要領
1 この申請書は、地方税法附則第12条の2の7第2項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする道府県知事に1通提出すること。
2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
3 この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
4 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
5 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
6 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
7 「免税軽油使用者証交付申請書(その2)」は、申請者の機械の台数に応じ使用すること。

第十六号の十六の二様式(用紙日本産業規格A4) (附則第四条の八関係)

免税軽油使用者証交付申請書(その2)							
機械、車両又は設備の明細	所 在 地						
	名 称	No.	No.	No.	No.	No.	
	所有者の氏名又は名称						
	型 式						
	軸 馬 力						
	燃 焼 方 式						
台 数							
用 途							
年 間 見 込 所 要 数 量		リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	

機械、車両又は設備の明細	所 在 地						
	名 称	No.	No.	No.	No.	No.	
	所有者の氏名又は名称						
	型 式						
	軸 馬 力						
	燃 焼 方 式						
台 数							
用 途							
年 間 見 込 所 要 数 量		リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	

第十六号の十七様式（用紙日本産業規格A4）（第八条の二十八関係）

※ 処理 事項	審査	交付			証の番号
					第 号
	年 月 日 まで有効				

受付印

令和 年 月 日		免 税 軽 油 使 用 者 証 共 同 交 付 申 請 書									
知 事 殿											
代 表 者 の 個 人 番 号 又 は 法 人 番 号		代表者の住所又は事務所若しくは 事業所所在地		業 種		代表者の氏名又は名称		この申請に应答する係及び氏名並 びに電話番号			
								(電話)			
免 税 軽 油 使 用 者				機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細				用 途	年間見込 所要数量		
住所又は事務所若しくは 事業所所在地		氏名又は名称		所在地	名 称	型 式	軸馬力			燃 焼 方 式	台 数
					No.						リットル
					No.						リットル
					No.						リットル
					No.						リットル
					No.						リットル
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計						リットル					

- 第16号の17様式記載要領
- 1 この申請書は、地方税法第144条の21第2項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、代表者が交付を受けようとする道府県知事に1通提出すること。
 - 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
 - 3 「代表者の個人番号又は法人番号」欄には、代表者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「代表者の個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
 - 4 この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
 - 5 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
 - 6 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、機械、車両又は設備の所有者の氏名又は名称を「氏名又は名称」欄に()書するとともに、これを証する書面を添付すること。
 - 7 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 備 考 「免税軽油使用者」及び「機械、車両又は設備の明細」の欄は、必要に応じ別業として増やすことができる。

第十六号の十七の二様式(用紙日本産業規格A4)(附則第四条の八関係)

※
処
理
事
項

審査

交付

証の番号

第

号

年

月

日

まで有効

受付印

令和 年 月 日

知 事 殿

免税軽油使用者証共同交付申請書

代表者の住所又は事務所若しくは事業所所在地

業 種

代表者の氏名又は名称

この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号

(電話)

免 税 軽 油 使 用 者

機 械、 車 両 又 は 設 備 の 明 細

用 途

年間見込
所要数量

住所又は事務所若しくは事業所所在地

氏名又は名称

所在地

名 称

型 式

軸馬力

燃焼方式

台 数

リットル

No.

リットル

No.

リットル

No.

リットル

No.

リットル

No.

リットル

年 間 見 込 所 要 数 量 合 計

リットル

第16号の17の2様式記載要領

1 この申請書は、地方税法附則第12条の2の7第2項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、代表者が交付を受けようとする道府県知事に1通提出すること。

2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。

3 この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。

4 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。

5 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、機械、車両又は設備の所有者の氏名又は名称を「氏名又は名称」欄に()書するとともに、これを証する書面を添付すること。

6 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。

備 考

「免税軽油使用者」及び「機械、車両又は設備の明細」の欄は、必要に応じ別葉として増やすことができる。

第十六号の十七の二様式（用紙日本産業規格A4）（附則第四条の八関係）

第十六号の十八様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

誓 約 書

私 共

は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

知 事 殿

氏名又は名称

備 考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあっては、免税軽油使用者全員がその氏名又は名称を記載すること。

第十六号の十八様式（用紙日本産業規格A4）（第八条の二十八関係）

第十六号の十九様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

表						
令和 年 月 日交付 道府県 第 号		年 月 日 まで有効				
免 税 軽 油 使 用 者 証 (そ の 1) 知 事 図						
住所又は事務所若しくは 事業所所在地						
業 種						
氏 名 又 は 名 称						
機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地					
	名 称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型 式					
	軸 馬 力					
	燃 焼 方 式					
	台 数					
用 途						
記 載 年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
免税軽油使用者の注意事項						
1 この証は、免税軽油をこの証に記載されている機械、車両又は設備の用途に供することを証明するものですから大切に保管してください。						
2 免税軽油をこの証に記載された機械、車両又は設備の用途以外の用途に供した場合には、軽油引取税を道府県に納付しなければなりません。						
3 この証は、次の免税証の交付申請書を提出する場合に提示しなければなりませんから紛失しないようにしてください。						
4 この証に記載された機械、車両又は設備の全部又は一部について異動を生じた場合には道府県知事に届け出てください。						

第十六号の十九様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

表						
免 税 軽 油 使 用 者 証 (そ の 2)						
機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地					
	名 称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型 式					
	軸 馬 力					
	燃 焼 方 式					
	台 数					
用 途						
記 載 年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地					
	名 称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型 式					
	軸 馬 力					
	燃 焼 方 式					
	台 数					
用 途						
記 載 年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

裏				
交付を受けた免税証の数量等				
免税証の数量	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)
所要数量の 計 算 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
免税証の数量	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)
所要数量の 計 算 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
免税証の数量	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)
所要数量の 計 算 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

第十六号の二十様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

表

令和 年 月 日交付 道府県 第 号		年 月 日 まで有効							
免税軽油共同使用者証									
知 事 印									
代表者の住所又は事務所若しくは事業所所在地		業 種		代表者の氏名又は名称					
免 税 軽 油 使 用 者		機 械、車 両 又 は 設 備 の 明 細							
住所又は事務所若しくは 事業所所在地	氏名又は名称	所 在 地	名 称	型 式	軸 馬 力	燃 焼 方 式	台 数	用 途	記載年月日
			No.						年 月 日
			No.						年 月 日
			No.						年 月 日
			No.						年 月 日
			No.						年 月 日
免税軽油使用者の注意事項									
1 この証は、免税軽油をこの証に記載されている機械、車両又は設備の用途に供することを証明するものですから大切に保管してください。									
2 免税軽油をこの証に記載された機械、車両又は設備の用途以外の用途に供した場合には、軽油引取税を道府県に納付しなければなりません。									
3 この証は、次の免税証の交付申請書を提出する場合に提示しなければなりませんから紛失しないようにしてください。									
4 この証に記載された機械、車両又は設備の全部又は一部について異動を生じた場合には、代表者は道府県知事に届け出てください。									

備 考
「免税軽油使用者」及び「機械、車両又は設備の明細」の欄は、必要に応じ別葉として増やすことができる。

第十六号の二十様式（用紙日本産業規格A4）（第八条の二十八関係）

裏

交付を受けた免税証の数量等						
免税証の数量	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)
所要数量の 計 算 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
免税証の数量	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)
所要数量の 計 算 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

第十六号の二十一様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

※
添
付
事
項

審査

承認

交付

リットル

交付印

令和 年 月 日 知事殿

免税軽油の使用に係る
事務所又は事業所所在地

業 種

免税軽油使用者証の
番号及び氏名(名称)

道府県第 号

この申請に回答する係
及び氏名並びに電話番号

(電話)

免税証交付申請書

機械、車両又は
設備名(番号)

No.
No.

No.
No.

No.
No.

所要数量合計

リットル

所要数量計算期間

年 月 日から
年 月 日まで

希望する販売業者名及び所在地

免税証の種類

枚数

数 量

※処理事項

リットル券

リットル

計

参

前回交付を受けた免税証

前回交付を受けた免税証のうち
使用量

(ア)～(イ)

計 算 期 間

数 量(ア)

期 間

数 量(イ)

リットル

年 月 日から
年 月 日まで

リットル

年 月 日から
年 月 日まで

リットル

リットル

考

前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外
の販売業者から免税軽油の引取りを行った場合の
販売業者の氏名又は名称

数 量

リットル

第十六号の二十一様式 (用紙日本産業規格A4) (第八条の二十八関係)

- 第16号の21様式記載要領
- 1 この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする道府県知事に免税軽油使用者証を提示して一通提出すること。
 - 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
 - 3 「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。なお、共同申請の場合には第16号の22様式の記載のみをもって足りるものであること。
 - 4 所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼働日数、稼働時間等により明細に記載した計算書(第16号の22様式の「共同申請明細書」を提出する場合は各個人ごとの計算書)を必ず添付すること。

第十六号の二十二様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

共同申請明細書								
使用者の氏名	免税軽油使用者証の番号	使用者の住所	動力機関の型式	所有者の氏名	軸馬力	動力機関を使用する機械名	所要数量	所要数量計算期間
代表者							リットル	
計								

第十六号の二十二様式（用紙日本産業規格A4）（第八条の二十八関係）

第十六号の二十三様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

免税証交付申請先届出書

交付印

免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地			
業種			
氏名又は名称			
主たる事務所又は事業所所在地			
免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を管理する事務所又は事業所所在地			
機械、車両又は設備の名称	機械、車両又は設備の所在地	機械、車両又は設備を管理する事務所又は事業所所在地	免税証の交付を申請する道府県
免税証の交付申請について、今後上記道府県に申請することといたしますので届出いたします。 令和 年 月 日 氏名(名称) 知 事 殿			

第十六号の二十四様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

通 知 書				
免税軽油使用者の希望する販売業者の氏名又は名称及び事務所又は事業所所在地	交付した免税証の記号及び番号	交付した免税証の交付年月日及びその有効期間	交付した免税証に記載された数量の合計数量	備考
			リットル	
地方税法第144条の21第9項の規定によって上記のとおり通知いたします。 令和 年 月 日 知 事 殿 知 事				

第十六号の二十五様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の三十二関係)

元 売 業 者 指 定 申 請 書

受付印		令和 年 月 日		※ 処 理 項											
		総 務 大 臣 殿													
申 請 者	法 人 番 号														
	氏 名 又 は 名 称														
	住 所 又 は 所 在 地		(電 話)												
法第144条の7 第1項の区分			第1号該当・第2号該当・第3号該当												
第 1 号 該 当 の 場 合			石油の備蓄の確保等に関する法律第26条第1項の届出の年月日		年 月 日										
			前3年の軽油の平均年間製造量		キロリットル										
			前 年 の 軽 油 の 製 造 量		キロリットル										
第 2 号 該 当 の 場 合			石油の備蓄の確保等に関する法律第16条の登録の年月日		年 月 日										
			前3年の軽油の平均年間輸入量		キロリットル										
			前3年の軽油の平均年間販売量		キロリットル										
第 3 号 該 当 の 場 合			系 列 販 売 業 者 の 数				所在道府県数								
①法第144条の7第2項の規定による取消しを受けたことの有無(有・無) (あるときは、取消しの年月日)															
②法第144条の7第2項の規定による取消しを受けた者が法人である場合に、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人の役員であった者に該当することの有無(有・無) (あるときは、当該法人の名称及び取消しの年月日)															
③国税又は地方税の滞納処分を受けたことの有無(有・無) (あるときは、滞納処分の年月日)															
④国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法、関税法(とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。)若しくは地方税法の規定により通告処分を受けたことの有無(有・無) (あるときは、刑及びその刑の確定の年月日又は処分及びその処分の履行の年月日)															
法人の役員について、①から④までのいずれかに該当することの有無(有・無) (あるときは、該当する事項(①・②・③・④)、そ の事項に係る処分等の年月日及びその役員の氏名)															
上記のとおり地方税法第144条の7第1項の規定による元売業者の指定を受けたいので、申請します。															
備 考															

第16号の25様式記載要領

1 この申請書は、地方税法第144条の7第1項の規定による元売業者の指定を受けようとする場合に、その主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を經由して総務大臣に1通提出すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

3 申請者が法人である場合には、「法人番号」欄に申請者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

4 「前3年の軽油の平均年間販売量」欄は、前3年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量(現実の納入を伴う販売に係るものに限る。)の平均を記載すること。

第十六号の二十六様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の三十二・第八条の三十三・第八条の三十四関係)

令和 年 月 日

殿

申請者の住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

誓 約 書

私は地方税法施行令
第43条の7第2号イからホま
で
第43条の9各号
のいずれにも該当しない者で
あることを誓約します。

第十六号の二十七様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の三十二・第八条の三十三・第八条の三十四関係)

令和 年 月 日

殿

申請者の住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

誓 約 書

私は地方税法を遵守し、法が定める義務を忠実に履行するとともに、軽油引取税の
元売業者
仮特約業者 として誠実に事業を行うことを誓約します。
特約業者

第十六号の二十八様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の三十三関係)

仮特約業者指定申請書

令和 年 月 日		※ 処 理 項												
知事 殿														
申 請 者	個人番号又は 法 人 番 号													
	氏名又は名称													
	住所又は所在地	(電話)												
継続的に軽油の供給を受ける販売契約を締結している元売業者の氏名又は名称														
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当することの有無(有・無)														
①法第144条の8第3項の規定による取消しを受けたことの有無(有・無) (あるときは、取消しの年月日) _____														
②法第144条の9第3項、第5項本文又は第6項後段の規定による取消しを受けたことの有無(有・無) (あるときは、取消しの年月日) _____														
③法第144条の8第3項の規定による取消しを受けた者又は第144条の9第3項、第5項本文若しくは第6項後段の規定による取消しを受けた者が法人である場合に、その取消しの原因となった事実があった日1年以内に当該法人の役員であった者に該当することの有無(有・無) (あるときは、当該法人の名称及び取消しの年月日) _____														
④国税又は地方税の滞納処分を受けたことの有無(有・無) (あるときは、滞納処分の年月日) _____														
⑤国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法、関税法(とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。)若しくは地方税法の規定により通告処分を受けたことの有無(有・無) (あるときは、刑及びその刑の確定の年月日又は処分及びその処分の履行の年月日) _____														
法人の役員について、①から⑤までのいずれかに該当することの有無(有・無) (あるときは、該当する事項(①・②・③・④・⑤)、その事項に係る処分等の年月日及びその役員の氏名) _____														
上記のとおり地方税法第144条の8第1項の規定による仮特約業者の指定を受けたいので、申請します。														
備 考														

第16号の28様式記載要領

1

この申請書は、地方税法第144条の8第1項の規定による仮特約業者の指定を受けようとする場合に、その主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。

2

※印の欄は、記載しないこと。

3

「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十六号の二十九様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の三十四関係)

特約業者指定申請書

受付印		令和 年 月 日				※ 処 理 項													
		知事 殿																	
申 請 者	個人番号又は法人番号																		
	氏 名 又 は 名 称																		
	住 所 又 は 所 在 地		(電話)																
仮特約業者の指定の年月日		年 月 日				指定に係る道府県知事				知事									
継続的に軽油の供給を受ける販売契約を締結している元売業者の氏名又は名称																			
当該元売業者の保証の有無(有・無)																			
石油の備蓄の確保等に関する法律に規定する石油販売業の届出の有無(有・無) (あるときは、届出年月日)																			
前 年 の 軽 油 の 販 売 量		キロリットル																	
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当することの有無(有・無)																			
①法第144条の8第3項の規定による取消しを受けたことの有無(有・無) (あるときは、取消しの年月日)																			
②法第144条の9第3項、第5項本文又は第6項後段の規定による取消しを受けたことの有無(有・無) (あるときは、取消しの年月日)																			
③法第144条の8第3項の規定による取消しを受けた者又は第144条の9第3項、第5項本文若しくは第6項後段の規定による取消しを受けた者が法人である場合に、その取消しの原因となった事実があった日1年以内に当該法人の役員であった者に該当することの有無(有・無) (あるときは、当該法人の名称及び取消しの年月日)																			
④国税又は地方税の滞納処分を受けたことの有無(有・無) (あるときは、滞納処分の年月日)																			
⑤国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法、関税法(とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。)若しくは地方税法の規定により通告処分を受けたことの有無(有・無) (あるときは、刑及びその刑の確定の年月日又は処分及びその処分の履行の年月日)																			
法人の役員について、①から⑤までのいずれかに該当することの有無(有・無) (あるときは、該当する事項(①・②・③・④・⑤)、その事項に係る処分等の年月日及びその役員の氏名)																			
上記のとおり地方税法第144条の9第1項の規定による特約業者の指定を受けたいので、申請します。																			
備 考																			

第16号の29様式記載要領

- この申請書は、地方税法第144条の9第1項の規定による特約業者の指定を受けようとする場合に、その主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。
- ※印の欄は、記載しないこと。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 継続的に軽油の供給を受ける販売契約を締結している元売業者の保証がある場合には、その保証を証する文書を添付すること。
- 「前年の軽油の販売量」欄は、現実の納入を伴う販売に係る販売量を記載すること。

表

表						
受付印						
令和 年 月 日 知事殿		免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地				
		免税軽油使用者の氏名又は名称				
		業種				
		免税軽油使用者証の番号		道府県第 号		
		この報告に回答する係及び氏名並びに電話番号		(電話)		
免税軽油の引取り等に係る報告書						
報告対象期間		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで				
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 有・無)		免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称		免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項		
引取年月日	引取数量(ア)			種類	枚数	免税証の記号及び番号
	リットル			リットル券		～
[]	[]					～
						～
						～
				～		
[]	[]	[]			～	
[]	[]	[]			～	

						～
						～
						～
						～
						～
						～
[]		[]				～
						～
						～
						～
[]		[]				～
						～
						～
						～
[]		[]				～
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量				(イ)	リットル	
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計				(ウ)	リットル	
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計				(エ)	リットル	
報告対象期間における減失等による免税軽油の欠減量				(オ)	リットル	
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量 (イ)+(ウ)-(エ)-(オ)				(カ)	リットル	

裏						
免税軽油の 使用の 数量 (使用の 事実 有・無)	機械、車両又は設備名 (番号)	左記の機械、車両又は設 備の使用地		免税軽油の 使用数量(キ)	稼働日数	稼働時間
	No.			リットル	日	時間
	No.					
	No.					
	No.					
	No.					
合 計						
報告対象期 間の末日に おける免税 証の保有状 況	種 類	枚 数	種 類	枚 数		
	リットル券	枚	リットル券	枚		

第16号の30様式記載要項

1 この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法(以下「法」という。)第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに(法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に1通提出すること。

2 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。

- 3 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。
なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 4 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 5 「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。
- 6 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ウ)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 7 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 8 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 9 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 10 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には、報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- 11 この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じて別業として増やすことができる。

表

[illegible]

與

免稅船舶の使用に関する事実及び その数量	機械、車両又は 設備名(番号)	左記の機械、車両又は 設備の使用地	免稅船舶の 使用数量 (キ)	稼働日数	稼働時間
	No.		リットル	日	時間
	No.				
	No.				
	No.				
	No.				
	No.				
合 計					
法附則第12条の2の7第5項に規定する譲渡に関する事実及びその数量 (譲渡の事実 有・無) (D)					
法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量 (譲渡の事実 有・無)	譲渡した数量 (E)		譲渡年月日	譲渡先の名称	
	リットル				
合 計					
法附則第12条の2の7第7項に規定する譲渡に関する事実及びその数量 (譲渡の事実 有・無)	譲渡した数量 (F)		譲渡年月日	譲渡先の名称	
	リットル				
合 計					
報告対象 船舶の未 日におけ る免稅証 の保有状 況	種 類	枚 数	種 類	枚 数	
	リットル券	枚	リットル券		

第16号の30の2様式記載要領

1 この報告書は、免稅輕油使用者証の交付を受けた者が地方税法(以下「法」という。)別附第12条の2の7第5項から第7項までに規定する譲渡を行い、法第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、法別附第12条の2の7第5項から第7項までに規定する譲渡を行った翌月末日までに[法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに]、当該免稅輕油使用者証を交付した道府県知事に1通提出すること。

2 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免稅輕油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免稅輕油使用者ごとに報告書を作成すること。

3 「免稅輕油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免稅輕油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免稅証の提出日が免稅輕油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。

4 「免稅輕油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免稅輕油使用者が実際に免稅輕油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免稅証に記載された販売業者と異なる販売業者から免稅輕油の引取りを行った場合には当該免稅証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。

5 「報告対象期間内の初日における免稅輕油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免稅輕油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免稅輕油の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。

6 「報告対象期間に引取りを行った免稅輕油の数量の合計(ウ)」欄には、「免稅輕油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。

7 「報告対象期間に使用した免稅輕油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免稅輕油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免稅輕油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。

8 「報告対象期間に法別附第12条の2の7第5項に規定する譲渡を行った免稅輕油の数量の合計(ア)」欄の数量は、「法別附第12条の2の7第5項に規定する譲渡に関する事実及びその数量(ロ)」欄の数量と一致するものであること。

9 「報告対象期間に法別附第12条の2の7第6項に規定する譲渡を行った免稅輕油の数量の合計(ロ)」欄の数量は、「法別附第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」欄中「譲渡した数量(エ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。

10 報告対象期間に法別附第12条の2の7第7項に規定する譲渡を行った免稅輕油の数量の合計(ロ)」欄の数量は、「法別附第12条の2の7第7項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」欄中「譲渡した数量(フ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。

11 「免稅輕油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免稅輕油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。

12 「免稅輕油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免稅輕油の使用数量(キ)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の輕油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合においては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。

13 「法別附第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」欄中「譲渡先の名称」欄には、譲渡を行った相手方の締約国の軍隊の名称を記載すること。

14 「報告対象期間の末日における免稅証の保有状況」欄には、報告対象期間の末日において有する免稅証の種類及び枚数を記載すること。

15 この報告書には、免稅輕油の引取り、引取数量及び当該免稅輕油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類、法別附第12条の2の7第6項又は第7項に規定する譲渡を行った数量及び当該譲渡を行った相手方の締約国の軍隊(第7項の場合には自衛隊)の名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免稅輕油の引取りに関する事実及びその数量」、「免稅輕油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免稅輕油の引取りに際して販売業者に提出した免稅証に関する事項」、「免稅輕油の使用に関する事実及びその数量」、「法別附第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」及び「法別附第12条の2の7第7項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別業として増やすことができる。

第十六号の三十一様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の四十二関係)
(その1)

製造承認申請書											
受付印											
令和 年 月 日											
※ 知事 殿 区 分 元・特・販・製・自											
申請者	個人番号又は法人番号										
	氏 名 又 は 名 称										
	住 所 又 は 所 在 地 (電話)										
委託を受ける者	氏 名 又 は 名 称										
	住 所 又 は 所 在 地 (電話)										
	下記のとおり地方税法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けたいので、申請します。										
製造を行う年月日 令和 年 月 日											
製造を行う場所											
製造に使用する炭化水素油その他の原材料	性 状										
	数 量										
	リットル										
炭化水素油の製造方法											
仕入先	氏 名 又 は 名 称										
	住 所 又 は 所 在 地										
仕入数量											
製造する炭化水素油	性 状										
	数 量										
製造する炭化水素油の用途											
製造する炭化水素油の貯蔵場所											
譲渡先	氏 名 又 は 名 称										
	住 所 又 は 所 在 地										
譲渡又は消費の予定年月日 令和 年 月 日											

第十六号の三十一様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の四十二関係)
(その2)

		製 造 承 認 証	
		※ 処 事 区 分	理 項 元・特・販・製・自
申請者	氏名又は名称		
	住所又は所在地	(電話)	
委託している者	氏名又は名称		
	住所又は所在地	(電話)	
製造を行う年月日		令和 年 月 日	
製造を行う場所			
製造に使用する炭化水素油その他の原材料	性 状	数 量	
炭化水素油の製造方法			
仕入先	氏名又は名称		
	住所又は所在地		
仕入数量			
製造する炭化水素油	性 状	数 量	
			リットル
製造する炭化水素油の用途			
製造する炭化水素油の貯蔵場所			
譲渡先	氏名又は名称		
	住所又は所在地		
譲渡又は消費の予定年月日		令和 年 月 日	
承認番号 令和 年 月 日 知事名 _____ 印 地方税法第144条の32第2項の規定により、上記の申請のとおり承認します。			

第16号の31様式記載要領

1 この申請書は、地方税法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けようとする場合に製造を行う場所の所在する道府県知事に1通提出すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

3 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造者等にあつては「製」、自動車の保有者にあつては「自」を丸印で囲むこと。

4 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

5 「性状」欄は、石油製品の種別又は原材料(薬品を含む。)の名称を記載すること。

6 「譲渡先」欄は、製造する炭化水素油を譲渡する場合にその譲渡を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。

第十六号の三十二様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の四十二関係)
(その1)

燃料炭化水素油譲渡承認申請書

受付印		令和 年 月 日		※ 処 理 項 目			
		知 事 殿		区 分		元・特・販・製・自	
申 請 者	個人番号又は法人番号						
	氏 名 又 は 名 称						
	住 所 又 は 所 在 地		(電話)				
下記のとおり地方税法第144条の32第1項第3号の規定による承認を受けたいので、申請します。							
譲 渡 を 行 う 年 月 日		令和 年 月 日					
譲 渡 を 行 う 場 所							
燃 料 炭 化 水 素 油 の 性 状							
燃 料 炭 化 水 素 油 の 数 量		リットル					
譲 渡 先	氏 名 又 は 名 称						
	住 所 又 は 所 在 地						
	自 動 車 登 録 番 号						

第十六号の三十二様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の四十二関係)
(その2)

燃料炭化水素油譲渡承認証

		※ 処 理 項 目				
		区 分		元・特・販・製・自		
申 請 者	氏 名 又 は 名 称					
	住 所 又 は 所 在 地		(電話)			
譲 渡 を 行 う 年 月 日		令和 年 月 日				
譲 渡 を 行 う 場 所						
燃 料 炭 化 水 素 油 の 性 状						
燃 料 炭 化 水 素 油 の 数 量		リットル				
譲 渡 先	氏 名 又 は 名 称					
	住 所 又 は 所 在 地					
	自 動 車 登 録 番 号					
承認番号 令和 年 月 日 知 事 名 _____ 印 地方税法第144条の32第2項の規定により、上記の申請のとおり承認します。						

- 第16号の32様式記載要領
- 1 この申請書は、地方税法第144条の32第1項第3号の規定による承認を受けようとする場合に当該譲渡を行う場所の所在する道府県知事に1通提出すること。
 - 2 捺印の欄は、記載しないこと。
 - 3 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造者等にあつては「製」、自動車の保有者にあつては「自」を丸印で囲むこと。
 - 4 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
 - 5 「燃料炭化水素油の性状」欄は、石油製品の種別を記載すること。
 - 6 「譲渡先」欄は、その譲渡を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡に係る自動車の自動車登録番号を記載すること。

第十六号の三十三様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の四十二関係)
(その1)

燃料炭化水素油消費承認申請書

申請者	受付印	令和 年 月 日										※ 処 理 項	
	知事 殿												
	個人番号又は法人番号												
	氏 名 又 は 名 称												
	住 所 又 は 所 在 地	(電話)											
下記のとおり地方税法第144条の32第1項第4号の規定による承認を受けたいので、申請します。													
消費を行う年月日		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで											
燃料炭化水素油の性状													
燃料炭化水素油の数		リットル											
燃料炭化水素油を消費する自動車の自動車登録番号													
燃料炭化水素油を消費する自動車の主たる定置場													
譲渡を受けた年月日		令和 年 月 日											
譲渡を行った者の氏名又は名称													

第十六号の三十三様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の四十二関係)
(その2)

		燃料炭化水素油消費承認証	
		※ 処 事 項	
申請者	氏名又は名称		
	住所又は所在地	(電話)	
消費を行う年月日		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
燃料炭化水素油の 性 状			
燃料炭化水素油の 数 量		リットル	
燃料炭化水素油を 消費する自動車の 自動車登録番号			
燃料炭化水素油を 消費する自動車の 主たる定置場			
譲渡を受けた年月日		令和 年 月 日	
譲渡を行った者の 氏名又は名称			
承認番号 令和 年 月 日 知 事 名 _____ 印 地方税法第144条の32第2項の規定により、上記の申請のとおり承認します。			

第16号の33様式記載要領

1 この申請書は、自動車の保有者が地方税法第144条の32第1項第4号の規定による承認を受けようとする場合に当該自動車の主たる定置場所在地の道府県知事に1通提出すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

4 「燃料炭化水素油の性状」欄は、石油製品の種別を記載すること。

5 「譲渡を受けた年月日」欄は、消費に係る燃料炭化水素油を他の者から譲渡を受けた場合に、当該譲渡を受けた年月日を記載すること。

6 「譲渡を行った者の氏名又は名称」欄は、消費に係る燃料炭化水素油を他の者から譲渡を受けた場合に、当該譲渡を行った者の氏名又は名称を記載すること。

第十六号の三十四様式(第八条の四十三関係)

表

道府県名	番号
自動車用炭化水素油譲渡証	
○譲渡年月日 令和 年 月 日	
数量	リットル
譲渡者の氏名又は名称	
譲渡者の住所又は所在地	
承認番号	
自動車登録番号	

裏

注意

1

譲渡年月日及び数量の記載のないものは無効です。

2

本証とともに譲渡を受けた燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、本証を常に携帯してください。

3

徴税吏員から本証の提示要求があった場合は、本証を提示してください。

4

本証を所持せず燃料炭化水素油を消費した場合又は本証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。

5

本証を不正に使用し、軽油引取税を納付しなかった場合には罰せられます。

備考 複写二連式とする。

第十六号の三十五様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の四十五関係)

事業の開業等の届出書

受付印	令和 年 月 日	事業コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号	
		※ 処理事項	異動年月日				
		区分	元・特・販・製				
元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号						(右詰で記載)
	フリガナ						
	氏名又は名称						
	フリガナ						
	法人にあっては代表者の氏名						
	フリガナ						
	住所又は所在地						(電話)
下記のとおり地方税法 第144条の34第1項 の規定により届け出ます。							
	フリガナ	第144条の34第3項					
事務所又は事業所	フリガナ						
	名称						
	フリガナ						
	所在地	(電話)					
事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開始年月日	令和 年 月 日	廃止年月日	令和 年 月 日			
	休止期間						
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで						
事業の廃止又は休止の理由							
上記の事務所又は事業所の営業区域							
その他参考となるべき事項							
異動年月日 令和 年 月 日							

第十六号の三十六様式(提出用) (用紙日本産業規格A4) (第八条の四十五関係)

販売契約の締結等の届出書

受付印

令和 年 月 日

会社
名称
事項
区分

事業者コード
異動年月日

事務所
コード
異動年月日

処理
区分

予 備

整理番号

元・特・販・製

個人番号又は法人番号
フリガナ
氏又は名称
フリガナ
法人にあっては代表者の氏名
フリガナ
住所又は所在地

(右詰で記載)

(電話)

下記のとおり地方税法 第144条の34第2項 の規定により届け出ます。
第144条の34第3項

契約の相手方の区分

元・特・販・製

※

フリガナ

契約の相手方の氏名又は名称

フリガナ

契約の相手方の住所又は所在地

令和 年 月 日 契 約

令和 年 月 日 契 約 終 了

その他参考となるべき事項

異 動 年 月 日 令和 年 月 日

第十六号の三十六様式(入力用) (用紙日本産業規格A4) (第八条の四十五関係)

1	7	17	22	23	24	26	39
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	区分	予 備	整理番号	
1 6 3 6 0 0			0 0				

40	45	49
1	1	1
元	特	販
	製	

24	26	29	30	39
01	1	1	1	
	元	特	販	製

24	26	28	30
02			

32	34	36	38	40	42	43

第16号の36様式記載要領

1 この届出書は、地方税法(以下「法」という。)第144条の34第2項又は第3項の規定による販売契約の締結若しくは終了又はその異動の届出をする場合に使用すること。

2 この届出書は、その当事者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に(元売業者にあつては、当該道府県知事を經由して総務大臣に)1通提出すること。

3 捺印の欄は、記載しないこと。

4 「区分」欄及び「契約の相手方の区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造業者にあつては「製」を丸印で囲むこと。

5 「個人番号又は法人番号」欄には、元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

6 法第144条の34第3項の規定により異動の届出をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。

第十六号の三十七様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

受付印

令和 年 月 日

個人番号
又は
法人番号

納入先別
納入数量等報告書

※
処理
事項

事業者コード

事務所コード

処理区分

予備

整理番号

報告年月日

氏名又は名称

住所又は所在地

知事 殿

令和 年 月 分

枚のうち
枚 目

納入を行った軽油について引取りを行った者

納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの内訳

氏名又は名称	住所又は所在地	引渡数量	名 称	所 在 地	納 入 数 量
※ コ ー ド		うち課税済みのもの	※ コ ー ド		うち課税済みのもの
※		リットル	※		リットル
※			※		
※			※		
※			※		
※			※		
※			※		
※			※		
※			※		
※			※		
※			※		
計			計		

備 考

第十六号の三十七様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

第十六号の三十七様式(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	納税区分	区別	予備	整理番号	
163700				00			

24

26

48

53

54

57

28

31

32	34	43	44	57	72	81	82	95
01								
02								
03								
04								
05								
06								
07								
08								
09								
10	9999999999				9999999999			

第16号の37様式記載要領

- この報告書は、元売業者が納入を行った軽油について、引取りを行った者ごとの軽油の引渡数量及び納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの軽油の納入数量を記載し、当該軽油の納入地の道府県知事に提出すること。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- ※印の欄は、記載しないこと。
- 「引渡数量」欄は、引取りを行った者ごとの軽油の引渡数量を記載すること。
- 「納入数量」欄は、引取りを行った者ごとの軽油の引渡数量についての納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの納入数量の内訳を記載すること。
- 「うち課税済みのもの」欄は、引渡数量又は納入数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

第十六号の三十八様式（提出用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の五十一関係）

受付印

令和 年 月 日

納入先別
返還数量等報告書

個人番号
又は
法人番号

※
処理
事項

事業者コード

事務所コード

処理区分

予備

整理番号

報告年月日

氏名又は名称

住所又は所在地

令和 年 月分

枚のうち
枚目

納入を行った後返還を受けた軽油について引取りを行った者

納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの内訳

氏名又は名称 ※コード	住所又は所在地	返還数量① うち課税済みのもの	名称 ※コード	所在地	返還数量② うち課税済みのもの
※		リットル	※		リットル
※			※		
※			※		
※			※		
※			※		
※			※		
※			※		
※			※		
※			※		
※			※		
計			計		

備考

第十六号の三十八様式（入力用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の五十一関係）

1 7 17 22 23 32 34 47

様式区分 事業者コード 事務所コード 処理区分 予備 整理番号

163800

48 53

24 26

54 57

28 31

32 34 43	44 57	72 81	82 95
01	58	71	96
02			
03			
04			
05			
06			
07			
08			
09			
10 9999999999		9999999999	

- 第16号の38様式記載要領
- 1 この報告書は、元売業者が納入を行った後返還を受けた軽油について、引取りを行った者ごとの返還数量及び納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの返還数量を記載し、当該軽油の納入地の道府県知事に提出すること。
 - 2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
 - 3 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 4 ①の欄は、返還を受けた軽油について引取りを行った者ごとの軽油の返還数量を記載すること。
 - 5 ②の欄は、返還を受けた軽油について引取りを行った者ごとの返還数量についての納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの内訳を記載すること。
 - 6 「うち課税済みのもの」欄は、返還数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

第十六号の三十九様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

※
処
理
事
項

事業所コード

事務所コード

処理区分

予備

整理番号

事業所・事業所別
納入数量等報告書

令和 年 月 日

個人番号
又は
法人番号

報告年月日

知事殿

氏名又は名称

住所又は所在地

令和 年 月 分

枚のうち
枚目

名称

※

コード

所在地

納入を行った数量

うち課税済みのもの

備考

計

第十六号の三十九様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

第十六号の三十九様式(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

[illegible]

第16号の39様式記載要領

- 1 この報告書は、元売業者が納入を行った軽油について、事務所又は事業所ごとの納入数量を記載し、当該軽油の納入地の道府県知事に提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「うち課税済みのもの」欄は、納入数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

第十六号の四十様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

※
処
理
事
項

事業所・事業所別
返還数量等報告書

事業所コード
事務所コード
処理区分
予備
整理番号

令和 年 月 日
知事 殿

個人番号
又は
法人番号

報告年月日

氏名又は名称

住所又は所在地

令和 年 月 分

枚のうち
枚 目

返還を受けた事務所又は事業所

返還を受けた数量

備考

うち課税済みのもの

リットル

計

第十六号の四十様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

第十六号の四十様式(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

1 7 17 22 23 32 34 47

様式区分 事業所コード 事務所コード 処理区分 予備 整理番号

164000

48 53

24 26 54 57

28 31

32 34 43

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11 9999999999

44 57

58 71

- 第16号の40様式記載要領
- 1 この報告書は、元売業者が納入を行ったのち返還を受けた軽油についての事務所又は事業所ごとの返還を受けた数量を記載し、当該軽油の納入地の道府県知事に提出すること。
 - 2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
 - 3 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 4 「うち課税済みのもの」欄は、返還を受けた数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

第十六号の四十一様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)
軽油の受払い等の数量報告書

※ 処理 事項	事業者コード	事務所 コード	処理 区分	予 備	整理番号	
	報告年月日					
令和 年 月 日		順 区 分 元・特・製				
個人番号又は法人番号		(右詰で記載)				
氏 名 又 は 名 称						
住 所 又 は 所 在 地		(電話)				
令和 年 月 分						
摘 要		受 払 い 等 の 数 量		現実の受払い等の数量		備 考
受 入 れ	前々月末在庫数量	ラットル		ラットル		
	うち課税済みのもの					
	製 造 数 量					
	うち課税済みのもの					
	輸 入 数 量					
	引 取 数 量					
	うち課税済みのもの					
	返 還 を 受 け た 数 量					
	うち課税済みのもの					
	そ の 他					
	うち課税済みのもの					
	合 計					
	うち課税済みのもの					
	払 出 し	引 渡 数 量				
うち課税済みのもの						
消 費 数 量						
うち課税済みのもの						
返 還 を 行 っ た 数 量						
うち課税済みのもの						
そ の 他						
うち課税済みのもの						
合 計						
うち課税済みのもの						
前 月 末 在 庫 数 量						
うち課税済みのもの						

第十六号の四十一様式（提出用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の五十一関係）

株式会社	事業所コード	所属区分	予備	整理番号
164100		00		

元	特	製
50	1	1

24	26
1	1

28	30			43	44			57
01				.				.
02				.				.
03				.				.
04				.				.
05				.				.
06				.				.
07				.				.
08				.				.
09				.				.
10				.				.
11				.				.
12				.				.
13				.				.
14				.				.
15				.				.
16				.				.
17				.				.
18				.				.
19				.				.
20				.				.
21				.				.
22				.				.
23				.				.
24				.				.
25				.				.

1 この報告書は、軽油の受払い、現実の受払い等に関する事実を記載し、主たる事務所又は事業所在地の道府県知事に提出すること。

2 区間の欄は、記載しないこと。

3 「支払の欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、軽油製造業者等にあつては「製」を大印で囲むこと。

4 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう、以下同じ)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう)を記載すること。個人番号又は法人番号(個人番号を記載する場合)は、左側に大文字で記載すること。

5 「受払い等の数量」欄は、現実の軽油の受払い等の有無にかかわらず、前月の初日から末日までの間に高圧引込の引取り、引渡し等を行った軽油の数量を記載すること。

6 「現実の受払い等の数量」欄は、現実の軽油の受払い等に著目し、前月の初日から末日までの間の現実の納入等に係る軽油の数量を記載すること。

7 「うち課税済みのもの」欄は、引取り、引渡し、納入等を行った軽油のうち既に軽油引取税を課せられたものの数量を記載すること。

8 「前月末在庫数量」及び「前月末在庫数量」欄は、保有する軽油の実在庫数量を記載すること。

9 「その他」欄に数量を記載した場合は、その内容を「備考」欄に記載すること。

- 1 この報告書は、軽油の支払い、現実の支払い等に関する事実を記載し、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。
- 2 依頼の欄は、記載しないこと。
- 3 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、軽油製造業者にあつては「製」を丸印で囲むこと。
- 4 「個人番号又は法人番号」欄は、報告者の個人番号に於ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。個人番号又は法人番号・欄に個人番号を記載する場合には、左側を文字空けて記載すること。
- 5 「支払い等の数量」欄は、現実の軽油の支払い等の有無にかかわらず、前月の初日から末日までの間に前月引上りの引取り、引渡えを行った軽油の数量を記載すること。
- 6 「現実の支払い等の数量」欄は、現実の軽油の支払い等に著目し、前月の初日から末日までの間の現実の納入等に係る軽油の数量を記載すること。
- 7 「うち課税済みのもの」欄は、引取り、引渡し、納入等を行った軽油のうち既に軽油引当税を課されたものの数量を記載すること。
- 8 「前月末在庫数量」及び「前月末在庫数量」欄は、保有する軽油の実在庫数量を記載すること。
- 9 「その他」欄に数量を記載した場合は、その内容を「備考」欄に記載すること。

引渡しを行った者別・道府県別明細書

報告者の氏名又は名称						理 事 項		報告年月日								
令和 年 月分									枚のうち							
									枚 目							
引渡しを行った者の氏名又は名称			引渡しを行った者の事務所 又は事業所所在の道府県名			引 取 数 量					備 考					
						うち課税済みのもの										
												リットル				
												.				
												.				
												.				
												.				
												.				
												.				
												.				
												.				
												.				
												.				
												.				
												.				
												.				
												.				
												.				
												.				
計												.				

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
1 6 4 1 0 1				0 0			

32	34	44	57
01			.
02	58		.
03			.
04			.
05			.
06			.
07			.
08			.
09			.
10			.
11			.
12	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		.
	99		.

- 第16号の41様式別表1記載要領
- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「引取数量」欄のうち「受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、引渡しを行った者ごとに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
 - 2 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 3 引渡しを行った者ごとの「引取数量」の小計を記載すること。
 - 4 「うち課税済みのもの」欄は、引取りを行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

第十六号の四十一様式別表二(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

(受入れ)

引取数量(現実の受払い等の数量)

納入を行った者別・道府県別明細書

※

処理事項

事業者コード

事務所コード

処理区分

予備

整理番号

報告者の氏名又は名称

令和年月分

納入を行った者の氏名又は名称

納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県名

納入を受けた数量

うち課税済みのもの

リットル

備考

計

第十六号の四十一様式別表二(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

第十六号の四十一様式別表二(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

1										7										17										22 23										32 34										47																			
様式区分										事業者コード										事務所コード										処理区分										カード区分										予備										整理番号									
1 6 4 1 0 2																														0 0																																							

24

26

48

53

54

57

28

31

32	34	44										57									
01												73									
02		58																			
03																					
04																					
05																					
06																					
07																					
08																					
09																					
10																					
11																					
12	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	99																			

- 第16号の41様式別表2記載要領
- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「引取数量」欄のうち「現実の受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、納入を行った者ごとに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
 - 2 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 3 納入を行った者ごとの「納入を受けた数量」の小計を記載すること。
 - 4 「うち課税済みのもの」欄は、納入を受けた軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

第十六号の四十一様式別表三(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

(受入れ)

返還を受けた数量(受払い等の数量)

引取りを行った者別・道府県別明細書

※
処理
事項

事業者コード

事務所
コード

処理
区分

予備

整理番号

報告者の氏名又は名称

報告年月日

令和 年 月分

枚のうち
枚目

引取りを行った者の氏名又は名称	引取りを行った者の事務所 又は事業所所在の道府県名	返還を受けた数量				備考
		うち課税済みのもの				
					リットル	
計						

第十六号の四十一様式別表三(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

第十六号の四十一様式別表三(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

1 7 17 22 23 32 34 47

様式区分 事業者コード 事務所
コード 処理
区分 カード
区分 予備 整理番号

1 6 4 1 0 3 0 0

24 26 48 53 54 57 28 31

32	34	44	57
01			-
	58		-
02			-
			-
03			-
			-
04			-
			-
05			-
			-
06			-
			-
07			-
			-
08			-
			-
09			-
			-
10			-
			-
11			-
			-
12	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		-
	99		-

第十六号の四十二様式別表四（提出用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の五十一関係）

第十六号の四十一様式別表四(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

1										7										17										22 23										32 34										47																			
様式区分										事業者コード										事務所コード										処理区分										カード区分										予備										整理番号									
1 6 4 1 0 4																														0 0																																							

24

26

48

53

54

57

28

31

32 34										44										57									
01																				.									
										58										73									
02																				.									
																				.									
03																				.									
																				.									
04																				.									
																				.									
05																				.									
																				.									
06																				.									
																				.									
07																				.									
																				.									
08																				.									
																				.									
09																				.									
																				.									
10																				.									
																				.									
11																				.									
																				.									
12										9 9 9 9 9 9 9 9 9 9										.									
										99										.									

- 第16号の41様式別表4記載要領
- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「返還を受けた数量」欄のうち「現実の受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、当該軽油の納入を受けた者ごとに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
 - 2 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 3 「納入を受けた者の氏名又は名称」欄は、当該返還を受けた軽油について報告者から納入を受けた者の氏名又は名称を記載すること。
 - 4 納入を受けた者ごとの「返還を受けた数量」の小計を記載すること。
 - 5 「うち課税済みのもの」欄は、返還を受けた軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

引取りを行った者別・道府県別明細書

報告者の氏名又は名称						理 事 項		報告年月日			
令和 年 月分									枚のうち 枚 目		
引取りを行った者の氏名又は名称	引取りを行った者の事務所 又は事業所所在の道府県名	引 渡 数 量				備 考					
		うち課税済みのもの									
						リットル					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
計						*					

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所 コード	処理 区分	カード 区分	予	備	整理番号
164105				00			

32	34		44				57
01							.
		58					.
02							.
							.
03							.
							.
04							.
							.
05							.
							.
06							.
							.
07							.
							.
08							.
							.
09							.
							.
10							.
							.
11							.
							.
12	9	9	9	9	9	9	9
			99				.
							.

- 第16号の41様式別表5記載要領
- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「引渡数量」欄のうち「受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、引取りを行った者ごとに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
 - 2 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 3 引取りを行った者ごとの「引渡数量」の小計を記載すること。
 - 4 「うち課税済みのもの」欄は、引渡しを行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

第十六号の四十一様式別表六(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

※
処
理
事
項

事業
者
コ
ー
ド

事務
所
コ
ー
ド

処理
区
分

予
備

整理
番
号

報告年月日

(払出し)

引渡数量(現実の受払い等の数量)
納入を受けた者別・道府県別明細書

報告者の氏名又は名称

令和 年 月分

納入を受けた者の氏名又は名称

納入を受けた者の事務所
又は事業所所在の道府県名

納入を行った数量

うち課税済みのもの

リットル

備 考

計

第十六号の四十一様式別表六(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

(払出し)

消費数量明細書

報告者の氏名又は名称						理 事 項		報告年月日			
令和 年 月分									枚のうち 枚 目		
事務所又は事業所		消費数量				備考					
名称	所在地	うち課税済みのもの									
						リットル					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
						*					
計						*					

第16号の四角い様式別表七(大分市)は、式日本産業規格第41(第八条の五) 関係)

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予	備	整理番号
1 6 4 1 0 7				0 0			

24 26 48 53 54 57 28 31

32	34	44	57
01			.
02	58		.
03			.
04			.
05			.
06			.
07			.
08			.
09			.
10			.
11			.
12	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		.

- 第16号の41様式別表7記載要領
- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「消費数量」欄の記載に係る軽油について、事務所又は事業所ごとの消費数量の内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
 - 2 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 3 「うち課税済みのもの」欄は、消費を行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

第十六号の四十一様式別表八(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

※
処
理
事
項

事業
者
コ
ー
ド

事務
所
コ
ー
ド

処理
区
分

予
備

整理
番
号

報告年月日

報告者の氏名又は名称

令和 年 月分

引渡しを行った者の氏名又は名称

引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県名

返還を行った数量
うち課税済みのもの

リットル

計

枚のうち
枚 目

備 考

第十六号の四十一様式別表八(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

第十六号の四十一様式別表八(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

1										7										17										22 23										32 34										47																			
様式区分										事業者コード										事務所コード										処理区分										カード区分										予備										整理番号									
1 6 4 1 0 8																														0 0																																							

24

26

48

53

54

57

28

31

32	34	44										57									
01												73									
02		58																			
03																					
04																					
05																					
06																					
07																					
08																					
09																					
10																					
11																					
12	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	99																			

- 第16号の41様式別表8記載要領
- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「返還を行った数量」欄のうち「受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、当該軽油の引渡しを行った者ごとに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
 - 2 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 3 「引渡しを行った者の氏名又は名称」欄は、当該返還を行った軽油について報告者に引渡しを行った者の氏名又は名称を記載すること。
 - 4 引渡しを行った者ごとの「返還を行った数量」の小計を記載すること。
 - 5 「うち課税済みのもの」欄は、返還を行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

第十六号の四十一様式別表九（提出用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の五十一関係）

(払出し)

返還を行った数量(現実の受払い等の数量)

納入を行った者別・道府県別明細書

※
処理
事項

事業者コード

事務所
コード

処理
区分

予備

整理番号

報告者の氏名又は名称

令和

年

月分

枚のうち
枚目

納入を行った者の氏名又は名称	納入を行った者の事務所 又は事業所所在の道府県名	返還を行った数量				備考
		うち課税済みのもの				
					リットル	
					.	
					.	
					.	
					.	
					.	
					.	
					.	
					.	
					.	
					.	
					.	
					.	
					.	
					.	
					.	
計					.	

第十六号の四十一様式別表九（入力用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の五十一関係）

17

22 23

32 34

47

様式区分	事業者コード	事務所 コード	処理 区分	カード 区分	予備	整理番号
1 6 4 1 0 9				0 0		

24

26

48

53

54

57

28

31

32	34	44	57
01			.
	58		.
02			.
			.
03			.
			.
04			.
			.
05			.
			.
06			.
			.
07			.
			.
08			.
			.
09			.
			.
10			.
			.
11			.
			.
12	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		.
	99		.

- 第16号の41様式別表9記載要領
- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「返還を行った数量」欄のうち「現実の受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、当該軽油の納入を行った者ごとに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
 - 2 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 3 「納入を行った者の氏名又は名称」欄は、当該返還を行った軽油について報告者に納入を行った者の氏名又は名称を記載すること。
 - 4 納入を行った者ごとの「返還数量」の小計を記載すること。
 - 5 「うち課税済みのもの」欄は、返還を行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

第十六号の四十一様式別表十(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

※		事業	事務所	処理	予	備	整理
処理		者	コード	区分			番号
事							
項		報告年月日					
在庫数量(現実の受払い等の数量)明細書							枚のうち
報告者の氏名又は名称							枚目
令和 年 月分							
事務所又は事業所		在庫数量				備考	
名称所在地		うち課税済みのもの					
		リットル					
		.					
		.					
		.					
		.					
		.					
		.					
		.					
		.					
		.					
		.					
		.					
		.					
		.					
		.					
計		.					

第十六号の四十一様式別表十(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

第十六号の四十一様式別表十一(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

(受入れ)

製 造 数 量 明 細 書

報告者の氏名又は名称

令和年月分

枚のうち
枚 目

製 造 を 行 っ た 事 業 所		製 造 数 量				備 考
名 称	所 在 地	うち課税済みのもの				
					リットル	
計						

第十六号の四十一様式別表十一(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

第十六号の四十一様式別表十一(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

1723323447

様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予 備	整理番号
164111				00		

24

26

48

53

54

57

28

31

32344457

01						
	58					71
02						
03						
04						
05						
06						
07						
08						
09						
10						
11						
12	9999999999					

- 第16号の41様式別表11記載要領
- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「製造数量」欄の記載に係る軽油について、軽油の製造を行った事業所ごとの製造数量の内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
 - 2 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 3 「製造を行った事業所」欄中「名称」欄は、実際に製造を行った製造場等の名称を記載すること。
 - 4 「うち課税済みのもの」欄は、製造した軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

第十六号の四十一様式別表十二(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)
(受入れ)

※ 処理事項				事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
報告者の氏名又は名称				報告年月日				
令和 年 月分				枚のうち枚目				
輸入の許可に係る税関	※コード	輸入の許可を受けた年月日	関税定率法別表の品名	輸入統計品目表の統計番号	輸入数量			備考
	※			2710.19			リットル	
	※			2710.19			.	
	※			2710.19			.	
	※			2710.19			.	
	※			2710.19			.	
	※			2710.19			.	
	※			2710.19			.	
	※			2710.19			.	
	※			2710.19			.	
	※			2710.19			.	
	※			2710.19			.	
計							.	

第十六号の四十一様式別表十二(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

第十六号の四十一様式別表十二(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五十一関係)

1				7				17				22 23				32				34				47			
様式区分				事業者コード				事務所コード				処理区分				カード区分				予備				整理番号			
1 6 4 1 1 2																0 0											

24

26

48

53

54

57

28

31

32	34		38	41	54
01					.
02					.
03					.
04					.
05					.
06					.
07					.
08					.
09					.
10					.
11					.
12	9 9 9 9		9 9 9		.

第16号の41様式別表12記載要領

- この明細書は、第16号の41様式の報告書の「輸入数量」欄の記載に係る軽油について、軽油の輸入の許可に係る税関ごとに当該輸入の許可ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
- ※印の欄は、記載しないこと。
- 「輸入の許可に係る税関」欄は、関税法第67条の規定に基づく輸入(納税)申告書を提出した税関官署の名称(支署・出張所の場合にあつては、その名称)を記載すること。
- 「関税定率法別表の品名」欄は、輸入した軽油に係る関税定率法別表に掲げる石油製品の種別(同表に掲げる灯油・軽油・重油・粗油等の別)を記載すること。
- 「輸入統計品目表の統計番号」欄は、輸入統計品目表(関税法第102条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表(昭和62年大蔵省告示第94号)の輸入統計品目表をいう。)の分類に基づき、2710.19の6桁の番号に続く3桁の細分番号を記載すること。

軽油の製造数量等の報告書

受付印		令和 年 月 日		添付 理事 事項	事業者コード		事務所 コード		処理 区分		予 備		整理番号			
知事 殿					報告年月日											
個人番号又は 法人番号																
製造をした者の 氏名又は名称																
製造をした者の 住所又は所在地		(電話)														
製造をした年月日		令和 年 月 日														
製造をした場所																
製造に使用した 炭化水素油 その他の原材料		性 状						数 量								
								リットル								
軽油の製造方法																
製造した軽油の数量		リットル														
製造した軽油の用途																
譲渡し ようとする 相手方	氏名又は名称															
	住所又は 所在地															
譲渡又は消費の 予 定 年 月 日		令和 年 月 日						令和 年 月 日						令和 年 月 日		
譲 渡 先	氏名又は名称															
	住所又は 所在地															
譲渡又は消費の 日		令和 年 月 日						令和 年 月 日						令和 年 月 日		
譲渡又は消費の数量		リットル						リットル						リットル		

- ① この報告書は、たて役税法第144条の35第2項の規定による軽油の製造に係る報告をしようとする場合に使用し、当該報告をされた日から30日以内に、当該製造をした者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。
- ② 捺印の欄は、記載しないこと。
- ③ 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条第5項に規定する個人番号)を用い、又は「法人番号又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号)」を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側に1文字空けて記載すること。
- ④ 「製造をした場所」欄は、実際に製造を行った事業所等の所在地を記載すること。
- ⑤ 「仕状」欄は、石油製品の種類又は原料とものを記載すること。
- ⑥ 「軽油の製造方法」欄は、当該軽油を製造した方法について具体的に記載すること。
- ⑦ 「譲渡した相手方」欄は、当該軽油を譲渡した相手方ごとに、当該報告をする当該当該軽油の譲渡について、当該譲渡をしたとする相手方ごとに、当該者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。
- ⑧ 「譲渡先」欄は、当該軽油を譲渡した相手方における当該軽油の譲渡について、当該譲渡した相手方ごとに、当該者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。

[illegible]

1 この申告書は、法第160条の規定による自動車税税額増徴の税額に付し申告又は届出を行う場合、また、法第177条の13第1項の規定による自動車税税額特別の課税徴収に関する申告又は届出を行う場合にも使用すること。

2 「申告区分」及び「取附事項」の各欄には、該当する項目の番号を右の欄内に記入すること。また、「申告区分」の「使用」に該当する場合には、番号を記入し、「()」内の該当項目について書くこと。

3 「取附事項」の欄には、該当する項目の番号を「燃費性能制」及び「価格制」の各欄内に記入すること。また、軽転登記による自動車税特別の課税対象外、本人持ち込みにより他の都府県から転入する場合の自動車税税額増徴の課税対象外等、1か56で規定した場合に該当しない場合は、「7. その他」を選択し「()」内のその詳細を記入すること。

4 「取附事項」及び「申告区分」の各欄の「使用」の項目の各部分には、該当する項目の番号を欄内に記入すること。

5 「納税(申告・届出)義務の欄」「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の特記に、ビル等の名称のほかに棟数、室番号又は〇〇棟方のように、郵便物が確実に届くように入居すること。

6 「用途」、「種別」、「質・区分」、「燃費の種別」、「所有形態」及び「グリーン化制」の各欄には、該当する項目の番号を欄内に記入すること。

7 「用途」の欄で「バス(その他)」、「普通」、特別用途自動車又は「10. その他」に該当する場合及び「燃費の種別」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、「()」内のその詳細を記入すること。

8 「乗員の数」の欄には、自動車乗客の「乗客の人数」に記載された状況を入力すること。

9 「及び「乗客」の欄には、従乗者(乗客)または乗車人員及び乗客の最大積載量がそれぞれ複数ある場合、「()」内には「いずれか大きい方の乗車人員とこれに係る最大積載量を記入すること。

10 「長さ」の欄で「長さ」の各欄には、特別用途自動車の長さを入力すること。

11 「取附事項」の欄には、他に自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告書に当該自動車所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を欄内に記入し、併せて初年度登録年月からの経過年数を記入すること。また、「3. その他」に該当する場合は、「()」内のその詳細を記入すること。

12 「乗客の取附事項」の欄には、法第166条に規定する通常の取得価格を記入すること。

13 「取得価格のない場合」「取得価格のない場合」に、長年使用した車両の金額を記入すること。

14 「乗客」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を特記に記入すること。また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成率のことで、「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成率のことであり、

なお、令和12年度基準エネルギー消費率、令和14年度基準エネルギー消費率及び令和2年度基準エネルギー消費率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】001-05又は【2.5以下トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費率を算定している自動車については、「12年度基準基準58%達成」は「22年度基準基準+84%達成」、「12年度基準基準90%達成」は「22年度基準基準+73%達成」、「12年度基準基準70%達成」は「22年度基準基準+51%達成」、「12年度基準基準60%達成」は「22年度基準基準+30%達成」、「22年度基準基準達成」は「22年度基準基準+54%達成」、「14年度基準基準105%達成」は「22年度基準基準+63%達成」、「14年度基準基準達成」は「22年度基準基準+55%達成」、「14年度基準基準95%達成」は「22年度基準基準+47%達成」である。

また、令和12年度基準エネルギー消費率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】01-15のうち、令和2年度基準エネルギー消費率及び平成27年度基準エネルギー消費率を算定している自動車については、「12年度基準基準85%達成」は「22年度基準基準+123%達成」、「12年度基準基準80%達成」は「22年度基準基準+116%達成」、「12年度基準基準70%達成」は「22年度基準基準+102%達成」、「12年度基準基準60%達成」は「22年度基準基準87%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

01. ★★★★★R12年度標準費率58%達成かつR2年度標準費率達成率Gランク(非課税)
02. ★★★★★R12年度標準費率58%達成かつR2年度標準費率達成率Gランク(自家用:1/100、営業用:非課税)
03. ★★★★★R12年度標準費率58%達成かつR2年度標準費率達成率Gランク(自家用:非課税、営業用:1/100)
04. ★★★★★R12年度標準費率60%達成かつR2年度標準費率達成率Gランク(自家用:3/100、営業用:1/100)
05. 01~04に該当しないガソリン車(自用:3/100、営業用:2/100)
【乗用車(ディーゼル車)】
10. R12年排出ガス基準値よりL212年排出ガス基準値かつR12年度標準費率58%達成かつR2年度標準費率達成率Dランク(非課税)
12. R12年排出ガス基準値よりL212年排出ガス基準値かつR12年度標準費率58%達成かつR2年度標準費率達成率Dランク(自家用)
13. R12年排出ガス基準値よりL212年排出ガス基準値かつR12年度標準費率60%達成かつR2年度標準費率達成率Dランク(自家用)
14. R12年排出ガス基準値よりL212年排出ガス基準値かつR12年度標準費率60%達成かつR2年度標準費率達成率Dランク(自家用:1/100、営業用:非課税)
15. R12年排出ガス基準値よりL212年排出ガス基準値かつR12年度標準費率60%達成かつR2年度標準費率達成率Dランク(自家用:非課税、営業用:1/100)
16. 11~14に該当しないディーゼル車(自家用:3/100、営業用:2/100)

16. ★★★★★かつ24年度燃費基準105%達成ガソリン車(非課税)
17. ★★★★★かつ24年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
[3.5以下バク]
20. ★★★★★かつ2年度燃費基準105%達成ガソリン車(非課税)
21. ★★★★★かつ2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
22. ★★★★★かつ2年度燃費基準110%達成ガソリン車(非課税)
23. ★★★★★かつ2年度燃費基準105%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
24. ★★★★★かつ2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)

31.	★★★★★前4年度燃費基準達成率55%達成ガソリン車(非乗換)	H36	H30年排出ガス基準適合又はH32年1排出
32.	★★★★★前4年度燃費基準95%達成ガソリン車(自家用：1/100、営業用：0.5/100)	H36	H30年排出ガス基準適合又はH32年1排出
33.	★★★★★前4年度燃費基準100%達成ガソリン車(自家用：1/100、営業用：0.5/100)	H36	H30年排出ガス基準適合又はH32年1排出
34.	★★★★★前4年度燃費基準達成率55%達成ガソリン車(自家用：1/100、営業用：0.5/100)	H37	H31年排出ガス基準適合かつ84年度燃費
35.	★★★★★前4年度燃費基準95%達成ガソリン車(自家用：2/100、営業用：1/100)	H37	H31年排出ガス基準適合かつ84年度燃費

3. 5年以内の経過措置

42.	H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%未満かつH27年燃費基準費+15%達成ディーゼル車(非乗換)	42.	H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%未満かつH27年燃費基準費+15%達成ディーゼル車(非乗換)
43.	H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%未満かつH27年燃費基準費+10%達成ディーゼル車(自家用：1/100、営業用：0.5/100)	43.	H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%未満かつH27年燃費基準費+10%達成ディーゼル車(自家用：1/100、営業用：0.5/100)
44.	H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%未満かつH27年燃費基準費+5%達成ディーゼル車(自家用：2/100、営業用：1/100)	44.	H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%未満かつH27年燃費基準費+5%達成ディーゼル車(自家用：2/100、営業用：1/100)
45.	42.～44.に該当しないもの(自家用：3/100、営業用：2/100)	45.	42.～44.に該当しないもの(自家用：3/100、営業用：2/100)

46. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年2年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税）
47. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年2年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自用：1/100、営業用：0.5/100）
48. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年2年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自用：2/100、営業用：1/100）
49. 46～48に該当しないもの（自用：3/100、営業用：2/100）

※他の自動車
電気自動車、天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10%低減）（非課税）
プラグインハイブリッド自動車（非課税）

06. ★★★★★つR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車(非課税)
07. ★★★★★つR12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車(自家用:1/100、営業用:非課税)
08. ★★★★★つR12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車(自家用:2/100、営業用:0.5/100)
09. ★★★★★つR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車(自家用:3/100、営業用:1/100)
10. 06~09に該当しないLPG車(自家用:3/100、営業用:2/100)

18. ★★★★★かつR4年度燃費基準95%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)
19. 16~18に該当しないもの(自家用:3/100、営業用:2/100)

25. H30年排出ガス基準適合かつH21年排出ガス基準10%低減かつH22年度燃費基準105%達成ディーゼルス(準課税)
26. H30年排出ガス基準適合かつH21年排出ガス基準10%低減かつH22年度燃費基準達成ディーゼルス(自家用：1/100、営業用：0.5/100)
27. H21年排出ガス基準適合かつH22年度燃費基準110%達成ディーゼルス(準課税)
28. H21年排出ガス基準適合かつH22年度燃費基準105%達成ディーゼルス(自家用：1/100、営業用：0.5/100)
29. H21年排出ガス基準適合かつH22年度燃費基準達成ディーゼルス(自家用：2/100、営業用：1/100)
30. 20～29に該当しないもの(自家用：3/100、営業用：2/100)

36. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつR4年度燃費基準達成ディーゼルス車(非排税)
H21年排出ガス基準適合かつR4年度燃費基準10%低減かつR4年度燃費基準50%達成ディーゼルス車(自家用：1/100、営業用：0.5/100)
37. H21年排出ガス基準適合かつR4年度燃費基準105%達成ディーゼルス車(非排税)
38. H21年排出ガス基準適合かつR4年度燃費基準達成ディーゼルス車(自家用：1/100、営業用：0.5/100)
40. H21年排出ガス基準適合かつR4年度燃費基準95%達成ディーゼルス車(自家用：2/100、営業用：1/100)
41. 31-40に該当しないもの(自家用：3/100、営業用：2/100)

ル車(非課税)
 ル車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
 レ車(自家用:2/100、営業用:1/100)

ル車(非課税)
ル車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
ル車(自家用:2/100、営業用:1/100)

1000 (分米)

52. 01～51に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）
- 15 上記14の01～49のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「実速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。
(イ) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。 (ロ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
(ハ) 運転室の前方に原動機を有するものであること。
- 16 「バリアフリー・ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。
01. ノンステップバス＜1,000万円控除＞（R7.3.31まで）
02. リフト付きバス（乗車定員30人以上の空港アクセスバス）＜800万円控除＞（R7.3.31まで）
03. リフト付きバス（乗車定員30人以上）＜650万円控除＞（R7.3.31まで）
04. リフト付きバス（乗車定員30人未満）＜200万円控除＞（R7.3.31まで）
05. ユニバーサルデザインタクシー＜100万円控除＞（R7.3.31まで）
06. ASV（側方衝突警報装置及び衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両）（8t超トラック（被けん引車を除く。））＜350万円控除（R6.4.30まで）＞
07. ASV（側方衝突警報装置搭載車両）（8t超トラック（被けん引車を除く。））＜175万円控除（R6.4.30まで）＞
08. ASV（衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）（バス等））＜175万円控除（R7.3.31まで）＞
09. ASV（衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両）（3.5t超トラック（被けん引車を除く。））＜175万円控除（R7.3.31まで）＞
17 「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50％低減又は平成17年排出ガス基準75％低減達成率のことを、「PHEV」はプラグインハイブリッド自動車のことをいう。

第十七号様式(用紙日本産業規格A5) (第十条関係)

給与支払報告書(総括表)

指 定 番 号											
令和 年 月 日提出											
給 与 の 支 払 期 間											
給 与 支 払 者 の 個人番号又は法人番号											
フリガナ											
給 与 支 払 者 の 氏 名 又 は 名 称											
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称											
フリガナ											
同 上 の 所 在 地											
給 与 支 払 者 が 法 人 で あ る 場 合 の 代 表 者 の 氏 名											
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号											
関与税理士等の氏名及び電話番号											

事 業 種 目	
受 給 者 人 員	人
特別徴収対象者	人
普通徴収対象者(退職者)	人
普通徴収対象者(退職者を除く)	人
報告人員の合計	人
所 税 務 署 名	税務署
給与の支払方法及びその期日	
納入書の送付	必要・不要

- 第17号様式記載要領
- 1 この給与支払報告書(以下「報告書」という。)、は、地方税法(以下「法」という。)第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 2 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に報告書を提出してください。
(イ) 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
(ロ) 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったもの 退職した年の翌年の1月31日まで
- 3 「指定番号」欄には、提出先の市町村が定める指定番号を記載してください。
- 4 「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。
- 5 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。))又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 6 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 7 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 8 「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- 9 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 10 「特別徴収対象者」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。
- 11 「普通徴収対象者(退職者)」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者の人員を記載してください。
- 12 「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除いた人員を記載してください。
- 13 「報告人員の合計」欄には、「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者(退職者)」欄及び「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄の人員の合計を記載してください。
- 14 「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。

給与支払報告書(個人別明細書)

[illegible][illegible]

公的年金等支払報告書(総括表)

市町村長 殿		種 別		整理番号			
		※	※	※	※	※	※
令和 年 月 日提出							
公的年金等支払者の 法 人 番 号 フ リ ガ ナ							
公的年金等支払者の 名 称	受 給 者 員			人			
所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業の名称 フ リ ガ ナ	報 告 人 員			人			
同上の所在地	所 税 務 署 属 名			税務署			
公的年金等支払者が 法人である場合の 代表者の氏名	公的年金等の 支払方法及び その期日			課 係			
連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号	氏名			(電話)			

① この公的年金等支払報告書(以下「支払報告書」という。)は、市役所(以下「法」という。)(第317条の6第4項)に規定する公的年金等(以下「公的年金等」という。)(以下「②」について使用する。)

② ①において公的年金等の支払をしている者で、公的年金等に係る所得に於いて所得税を源泉徴収する義務のある者は、この報告書を1月31日までに関係市町村に提出すること。

③ ①の公的年金等支払者の法名(欄)は、公的年金等支払者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第1項に規定する法人番号等)を記載してください。

④ ①の公的年金等支払者が法人である場合の代表者の氏名(欄)は、経理責任者の職氏名を記載すること。公的年金等支払者の法人の機関である場合には、国の機関を記載すること。

⑤ 「関係者の氏名、所属課、係名及び電話番号(欄)」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載すること。

⑥ 「受給者総人員(欄)」欄には、1月1日現在における公的年金等の支払を受ける事務所、事業所等から公的年金等の支払を受けている者の総人員を記載すること。

⑦ 「報告人員(欄)」欄には、提出責任に市町村に対して「公的年金等支払報告書(個人別明細書)」を提出する人員を記載すること。

⑧ 「公的年金等の支払方法及びその期日(欄)」欄には、毎月20日、3ヵ月毎の20日と記載すること。

⑨ ※の欄は記載しなさい。

公的年金等支払報告書(個人別明細書)

[illegible][illegible]

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書										年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
市町村長殿 令和 年 月 日提出				所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号		特別徴収義務者 指 定 番 号 宛 名 番 号 担 連 所 属 当 絡 氏 名 者 先 電 話 内線()										
給 与 所 得 者	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職・長 3. 休職 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
	氏 名															
	生年月日 年 月 日															
	個人番号															
	受給者番号															
1月1日現在の住所																
異動後の住所																
1. 特別徴収継続の場合														新しい勤務先へは、月割額 円を		
新 し い 徴 収 義 務 者 先	特別徴収義務者 指 定 番 号										法人番号		〒		月分(翌月10日納入期限分)から	
	所 在 地										担 当 者		所 属		徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	フリガナ										氏 名		受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
	氏名又は名称										電 話		内線()		右から 番号を 記入	
2. 一括徴収の場合														左記の一括徴収した税額は、		
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		月分(翌月10日納入期限分)で	
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日		円		納入します。	
3. 普通徴収の場合														※市町村記入欄		
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため															
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため															
3. 死亡による退職であるため																

記載要領

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税、道府県民税及び森林環境税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者(特別徴収義務者)の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - 退職後令和 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。(注 令和 年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。)
 - (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。(注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)
- 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- ※印の欄は、記載しないでください。

徴収額子の申請書

受付印	年 月 日 期		相互協議中立て年月日	年 月 日		相手等に相互協議中立てを行っている場合 ☐	集証年月日	捺印印
							出 発 地 番 号	
住所	(電話)					氏 名		

地方税法第44条の2、第321条の7の13第1項及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第10条の規定により、下記のとおり徴収額子を申請します。

納付すべき金額	年 度	納期限	市町村民税額	延滞金額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
上記のうち納付済金額	年 度	納期限	市町村民税額	延滞金額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
担保				

1 この申請書は法第44条の2、第321条の7の13第1項及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第10条の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

2 捺印の欄は記載しないこと。

2 捺印の欄は記載しないこと。

第二十号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）

[illegible]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

第20号様式記載要領

- 1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事務所所在地の市町村長に1通を提出すること。
- 3 捺印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2イ若しくはハ(政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第292条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。
- 8 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第321条の8第3項(令和2年改正法附則第13条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)、第8項、第19項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額②」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。
- 9 連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正法に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人(令和2年改正法附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項又は令和2年旧法第321条の8第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 10 市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額①」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額②」の欄に第20号様式別表1の2の「計⑨」の欄の金額を記載すること。
- 11 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途税戻金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該金額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。))及び使途税戻金の支出に対する法人税額(使途税戻金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。
- 12 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業員数⑩」の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業員数⑩」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。))に、「左のうち当該市町村分の従業員数⑪」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。
- 13 「⑨のうち見込納付額⑬」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する

場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書(令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。)の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。)(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。)を含む。)が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

14 「還付請求税額」の欄は、法第321条の8第32項又は令和2年旧法第321条の8第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12又は令和2年旧政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

15 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

16 法第292条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

17 法第292条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

18 法第292条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第二十号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）

通算法人又は通算法人であつた法人の課税標準となる法人税額に関する計算書	※ 処理 事項	区 分	管 理 番 号	申 告 区 分		
		整 理 番 号	事 務 所			
		法 人 番 号				
法人名		令 和	年	月	日	から
	事 業 年 度	令 和	年	月	日	まで

1. 計算の対象となる法人の区分等	
法人税における 通算承認の有無	① 有(通算法人)・ 無(通算法人以外の法人)
通算親法人・ 子法人の区分	② 通算親法人 ・ 通算子法人
法人の区分	③ 普通法人、一般社団法人等・公益法人等(一般社団法人等以外)・協同組合等・特定医療法人

2. 加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の計算		
通 算 対 象 欠 損 金 額	率	加 算 対 象 通 算 対 象 欠 損 調 整 額
④ 兆 十億 百万 千 円		⑤ 兆 十億 百万 千 円
被 配 賦 欠 損 金 控 除 額	23.2又は19 100	加 算 対 象 被 配 賦 欠 損 調 整 額
⑥ 兆 十億 百万 千 円		⑦ 兆 十億 百万 千 円

3. 課税標準となる法人税額の計算	
(使途秘匿金額等)	⑧ 兆 十億 百万 千 円
法人税法の規定によって計算した法人税額	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	⑨
加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額	⑩ ⑤+⑦
控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	⑪
控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額	⑫
退職年金等積立金に係る法人税額	⑬
課税標準となる法人税額	⑭ ⑧+⑩+⑪-⑫-⑬

通 算 親 法 人 の 本店所在地及び電話番号	(電話)
(ふ り が な) 通 算 親 法 人 の 名 称 及 び 法 人 番 号	(法人番号)

第二十号様式別表一(入力用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第十条関係)

管 理 番 号										事 務 所										15分										管 理 番 号										申 告 区 分									
1																														34																			
法 人 番 号																				37																													
38										申 告 年 月 日										25										44										49									
										43										50										55																			
										56										69																													
12										B										子 備																													
04																				05																													
06																				07																													
																				15																													
																				08																													
																				09																													
																				10																													
																				11																													
																				12																													
																				13																													
																				14																													
																				70										(法人番号)																			
																														82																			

第20号様式別表1記載要領

- 1 この計算書は、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第321条の8第3項(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第13条第4項又は第5項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。))の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 4 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。
- 5 「通算対象欠損金額④」の欄は、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額(法第321条の8第11項に規定する通算対象欠損金額をいう。)がある場合に、法人税の明細書(別表7の2)の「通算対象欠損金額(5)」の欄の金額を記載すること。
- 6 「加算対象通算対象欠損調整額⑤」の欄は、「通算対象欠損金額④」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第11項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日)における同条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。))にあっては100分の23.2を、法第321条の8第4項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。))又は法第321条の8第4項第2号に規定する協同組合等(にあっては100分の19を乗じて計算した金額)を記載すること。
- 7 「被配賦欠損金控除額⑥」の欄は、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額(法第321条の8第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいう。)がある場合に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
- (1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 法人税の明細書(別表7(2)付表1)の「当初被配賦欠損金控除額(21)」の「計」の欄の金額
- (2) (1)に掲げる場合以外の場合 法人税の明細書(別表7(2)付表1)の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の「非特定欠損金配賦額(18)」の欄の金額から「非特定欠損金額に係る控除未済額(5)」の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零)に、「非特定損金算入割合(20)」の欄の数値を乗じて得た金額の合計額
- 8 「加算対象被配賦欠損調整額⑦」の欄は、「被配賦欠損金控除額⑥」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第17項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の

前日)における同条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。)にあっては100分の23.2を、法第321条の8第4項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。)又は法第321条の8第4項第2号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の(37)若しくは(42)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。))に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(14)付表2)の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の(37)若しくは(42)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。))に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(14)付表2)の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

10 「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」の欄は、法第321条の8第11項又は第17項の規定の適用がある場合に、「加算対象通算対象欠損調整額⑤」及び「加算対象被配賦欠損調整額⑦」の各欄の金額の合計額を記載すること。

11 「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄は、法第321条の8第3項、第8項、第13項又は第19項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

12 「控除対象選付法人税額、控除対象選付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属選付税額の控除額⑫」の欄は、法第321条の8第23項又は第26項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」及び第20号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

第二十号様式別表一の二(提出用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第十条関係)

法人名	登記事項	登記番号	事務所	支分	登記番号	事務所		
	法人番号							
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月

外国法人の法人税割額に関する計算書

	法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算(イ)				法人税法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算(ロ)			
	千	百	十	円	千	百	十	円
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①				②			
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②							
選付法人税額等の控除額	③							
課税標準となる法人税額 ①+②-③	④							
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑤							
法人税割額(④又は⑤× $\frac{1}{100}$)	⑥							
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦							
外国の法人税等の額の控除額	⑧							
差引法人税割額 ⑥-⑦-⑧	⑨							
計					⑩(イ+ロ)			

第二十号様式別表一の二(提出用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第十条関係)

第二十号様式別表一の二(入力用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第十条関係)

整 理 番 号										事務所										管 理 番 号										申告区分									
										A																				24									
法 人 番 号																				37																			
申告年月日										25										44										49									
										43										50										55									
																				56										69									
										12										予備																			
										B																													

12										B										使途秘匿金税額等																			
01																														02									
03																														04									
05																														06									
07																														08									
09																														10									
11																														12									
13																														14									
15																														16									
17																														18									
19																														20									
																														21									

第20号様式別表1の2記載要領

1 この計算書は、市町村内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

2 捺印の欄は記載しないこと。

3 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1の2)の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(26)」の欄の金額(これらの欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第二十号様式別表一の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）

法人名	※ 処理 事項	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申 告 区 分
	法 人 番 号					
	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	令 和	年	月	日	日 か ら 日 ま で

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書

(個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等)	①	兆	十	億	万	千	円
法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額							
試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②						
差引個別帰属法人税額((①+②)と①の括弧書)のうちいずれか多い額)又は差引法人税額(①+②)	③						
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④						
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤						
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥						
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ③-④-⑤+⑥	⑦						
当期に発生した控除対象個別帰属税額 (①の括弧書)-(①+②)	⑧						

法人税における連結納税の承認の有無	⑨	有(連結法人)・無(連結法人以外の法人)
連結親法人・子法人の区分	⑩	連結親法人・連結子法人
連結親法人の区分	⑪	普通法人・協同組合等・特定医療法人
連結子法人の区分	⑫	特定連結子法人・非特定連結子法人
法人税の申告区分	⑬	連結申告・単体申告

連 結 親 法 人 の 本 店 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 (電話)
(ふりがな) 連 結 親 法 人 の 名 称 及 び 法 人 番 号	(法人番号)

第二十号様式別表一の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）

1	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申 告 区 分	24
	法 人 番 号					37
38	申 告 年 月 日	25 連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	44	49	55	
		43	50			
12	B	予 備	56			69
	個別帰属特別控除取戻税額等 又は特別控除取戻税額等	09				
		01				
		02				
		03				
		04				
		05				
		06				
		07				
		08				
		70	(法人番号)			82

第20号様式別表1の3記載要領

1 この計算書は、連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。))第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第321条の8第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。))及び通算法人であった法人を除く。)が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

2 ※印の欄は記載しないこと。

3 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

4 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付すること。

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。))にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書(別表5の2(2)付表)の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額(連結地方法人税個別帰属額を除く。))に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(18)の欄の金額)、分配時調整外国税相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)の2)の(27)の欄の金額)、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表17(3の6))の(11)の欄の金額)の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除戻税額等(個別帰属特別控除戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、令和2年改正法附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年旧法第321条の8第5項若しくは第9項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の8第23項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項又は令和2年旧法第321条の8第12項若しくは第15項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」の欄の金額を記載すること。

8 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑤」の欄は、零を超える場合に記載すること。

第二十号様式別表二(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

控除対象通算適用前欠損調整額の控除明細書		事業年度	・ ・ ・	法人名		
事業年度	通算適用前欠損金額	控除対象通算適用前欠損調整額 (①×23.2/100又は①×19/100)	既に控除を受けた額	控除未済額 ②－③	当期控除額	翌期繰越額
	① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
計						

第20号様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額(法第321条の8第3項に規定する通算適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。))について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度(法人税法第64条の9第1項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))においては同法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付し、同項に規定する通算承認の効力が生じた日(以下この記載要領において「通算承認の効力が生じた日」という。)の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業(以下この記載要領において「新たな事業」という。)を開始した場合において同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額があるときは、新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において同項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付すること。
- 2 「控除対象通算適用前欠損調整額②」の欄は、「通算適用前欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初通算事業年度終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日)における法第321条の8第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。))にあっては100分の23.2を、法第321条の8第4項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。))又は法第321条の8第4項第2号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- (1) 2以上の最初通算事業年度終了の日がある場合 当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日
- (2) 通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合において法人税法第57条第8項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額がある場合 新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度終了の日
- (3) 最初通算事業年度について法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第3項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
- 3 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
- (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
- (2) 第20号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 4 法第321条の8第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等(同項に規定する被合併法人等をいう。))の前10年内事業年度(同項に規定する前10年内事業年度をいう。))に係る控除未済通算適用前欠損調整額(同項に規定する控除未済通算適用前欠損調整額をいう。))と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算適用前欠損調整額(同条第4項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額をいう。))とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

第二十号様式別表二の二(用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

控除対象合併等前欠損調整額の控除明細書		事業年度	・	・	法人名	
事業年度	合併等前欠損金額	控除対象合併等前欠損調整額 (①×23.2/100又は①×19/100)	既に控除を受けた額	控除未済額 ②－③	当期控除額	翌期繰越額
	① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円
・						
・						
・						円
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						

4. 法第321条の第7項の規定により被合併法人等(同項に規定する被合併法人等)といふ以下この記載要件において同じ。)の合併前年欠損金額となされたものにつき同項の規定を適用する場合には、この明細書の各欄は、当該被合併法人等の合併前年欠損金額となされたものに係る控除対象合併前年欠損調整額(同条第9項に規定する控除対象合併前年欠損調整額をいう。以下この記載要件において同じ。)と同条第8項の規定の適用を受ける法人の控除対象合併前年欠損調整額とに区別して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

調整額の控除明細書

[illegible]

① この明細書は、当該事業年度開始の前10年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額(法第321条の8第13項に規定する通算対象所得金額をいう。以下この記載要領において同じ。)に基づき、同項の規定の適用を受けたようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

② 「通算対象所得金額①」の欄は、通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書(別表7の2)の「通算対象所得金額(11)」の欄の金額を記載すること。

③ 「控除対象通算対象所得調整額②」の欄は、「通算対象所得金額①」の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日)における法第321条の8第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に掲げる普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。)(又は法第321条の8第14項第1号に規定する一般社団法人等)にあっては100分の23.2を、同号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。)(又は法第321条の8第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等)にあっては100分の9を乗じて計算した金額を記載すること。

(1) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第13項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過過の日

(2) 法第321条の8第15項に規定する被合併法人等(以下この記載要領において「被合併法人等」という。)の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する資格合併の日の前又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日

④ 「当期控除額③」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1) この明細書の「当期控除額③」の「計」、第20号様式別表2の「当期控除額③」の「計」、第20号様式別表2の②の「当期控除額③」の「計」、第20号様式別表2の③の「当期控除額③」の「計」及び第20号様式別表2の8の「当期控除額③」の「計」の各欄の金額の合計額

(2) 第20号様式別表1の「法人税の規定によって計算した法人税額④」から「加算対象加算法人税加振調整額及び加算対象被控除加振調整額(加算額)」までの各欄の金額の合計額から「法人税の規定によって計算した法人税額④」の欄の括弧内の金額を控除した金額

5 法第321条の8第15項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の被合併法人等の前10年以内事業年度(同項に規定する前10年以内事業年度をいう。)に係る控除未済通算対象所得調整額(同項に規定する控除未済通算対象所得調整額をいう。)(と)同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算対象所得調整額(同条第1項に規定する控除対象通算対象所得調整額をいう。)(と)に区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

[illegible]

第20号様式別表2の4記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額(法第321条の8第19項に規定する配賦欠損金控除額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
- 2 「配賦欠損金控除額①」の欄は、配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 当該事業年度の法人税の明細書(別表7(2)付表1)の「当初配賦欠損金控除額(22)」の「計」の欄の金額
 - (2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該事業年度の法人税の明細書(別表7(2)付表1)の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の「非特定欠損金額に係る控除未済額(5)」の欄の金額から「非特定欠損金配賦額(18)」の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零)に、「非特定損金算入割合(20)」の欄の数値を乗じて得た金額の合計額
- 3 「控除対象配賦欠損調整額②」の欄は、「配賦欠損金控除額①」の欄に記載した金額に、配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日)における法第321条の8第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。)又は法第321条の8第14項第1号に規定する一般社団法人等(以下は100分の23.2を、同号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。)又は法第321条の8第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等(以下は100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
 - (1) 配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第19項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
 - (2) 法第321条の8第21項に規定する被合併法人等(以下この記載要領において「被合併法人等」という。)の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合 当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日
- 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第20号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑤」の欄の括弧内の金額を控除した金額

- 5 法第321条の8第21項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内事業年度(同項に規定する前10年内事業年度をいう。)に係る控除未済配賦欠損調整額(同項に規定する控除未済配賦欠損調整額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象配賦欠損調整額(同条第20項に規定する控除対象配賦欠損調整額をいう。)とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

第20号様式別表2の5記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間(法人税法第80条第5項若しくは第144条の13第11項又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)(第80条第5項に規定する中間期間をいう。)(法人税法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除く。)(又は当該連結事業年度(令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))開始の日前10年以内に開始した事業年度(令和2年旧法人税法第80条第5項又は法人税法第144条の13第1項に規定する中間期間を含む。))において生じた内国法人の控除対象還付法人税額(法第321条の8第23項第1号又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)(附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)(第321条の8第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額(法第321条の8第23項第2号又は令和2年旧法第321条の8第12項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額(法第321条の8第23項第3号又は令和2年旧法第321条の8第12項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。))及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度(令和2年旧法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。))において生じた控除対象個別帰属還付税額(令和2年旧法第321条の8第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。))について、法第321条の8第23項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項又は令和2年旧法第321条の8第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 「当期控除額④」の欄は、(1)、(2)及び(4)に掲げる法人にあってはそれぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、(3)に掲げる法人にあっては(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内及び(ハ)に掲げる金額が(ニ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1) 第20号様式を提出する法人((2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除く。)

(イ) この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額

(ロ) 第20号様式の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

(2) 第20号様式別表1を提出する法人

(イ) この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第20号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額

(ロ) 第20号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑤」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被賦課欠損調整額の加算額⑥」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑤」の欄の括弧内の金額及び「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別

5 令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第28項又は令和2年旧法第321条の8第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等(これらの規定に規定する被合併法人等をいう。)の前10年内連結事業年度(これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。)(に係る控除未済個別帰属還付税額(これらの規定に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。))とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度若しくは各中間期間の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。

事業年度	還付対象 欠損金額	控除対象 還付対象 欠損調整額 (①×23.2/ 100又は①× 19/100)	既に控除を 受けた額	控除未済額 ②-③	当期控除額	翌期繰越額
	① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥
.	.					
.	.					P
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					
.	.					
当 期 分						
計			円		円	

第20号様式別表2の6記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間（法人税法第80条第5項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）において生じた還付対象欠損金額（法第321条の8第26項に規定する還付対象欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
- 2 「還付対象欠損金額①」の欄は、還付対象欠損金額の生じた各事業年度又は各中間期間について、当該事業年度又は中間期間の法人税の明細書（別表7（2））の「損金算入特定欠損金額（3）」の「当期分」の欄（「通算対象外欠損金額による繰戻し額」の欄）及び「損金算入非特定欠損金額（6）」の「当期分」の欄（「（3）以外の欠損金による繰戻し額」の欄）の合計額を記載すること。
- 3 「控除対象還付対象欠損調整額②」の欄は、「還付対象欠損金額①」の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第321条の8第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第321条の8第14項第1号に規定する一般社団法人等（あつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等（あつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- (1) 還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
- (2) 法第321条の8第28項に規定する被合併法人等（以下この記載要領において「被合併法人等」という。）の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合 当該還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日
- 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
- (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
- (2) 第20号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額及び「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄の金額の合計額を控除した金額
- 5 法第321条の8第28項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付対象欠損調整額（同項に規定する控除未済還付対象欠損調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度又は各中間期間の控除対象還付対象欠損調整額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各中間期間ごとに記載すること。

第二十号様式別表二の七（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

控除対象個別帰属調整額の 控除明細書		連結事業年度 又は事業年度	・ ・ ・	法人 名		
事業年度又は 連結事業年度	連結適用前欠 損金額又は連結 適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰属調整額 （①×23.2/ 100又は①× 20/100） ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・ ・ ・		円	円	円	円	円
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
計						

第20号様式別表2の7記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。))第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。))第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第321条の8第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。))又は連結適用前災害損失欠損金額(同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。))について、令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年旧法第321条の8第5項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度(令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))においては令和2年旧法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。
- 2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日(2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日)における令和2年旧法第321条の8第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。))第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。))との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。))がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。))にあっては100分の23.2(当該最初連結事業年度(2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。))を、令和2年旧法第321条の8第6項第1号に規定する普通法人(令和2年旧措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。))又は令和2年旧法第321条の8第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20を乗じて計算した金額を記載すること。
- 3 「当期控除額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) 第20号様式別表1を提出する法人
 - (イ) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額

(ロ) 第20号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額

(2) 第20号様式別表1の3を提出する法人

(イ) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額

(ロ) 第20号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額((①+②)と(①)の括弧書)のうちいずれか多い額)又は差引法人税額((①+②)③)の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

- 4 令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第5項又は令和2年旧法第321条の8第7項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等(これらの規定に規定する被合併法人等をいう。))の前10年内事業年度(これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。))に係る控除未済個別帰属調整額(これらの規定に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。))とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額(令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年旧法第321条の8第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。))とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

連結事業年度 又は事業年度	控除対象個 別帰属税額	既に控除を 受けた額	控除未済額 ①－②	当期控除額	翌期繰越額
	① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円
・ ・ ・ ・					/
・ ・ ・ ・					p
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
当 期 分		/		/	
計		円		円	

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号)に掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の第2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)(開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第321条の8第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。))について、令和2年改正法附則第13条第5項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年旧法第321条の8第9項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

2 「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1) 第20号様式別表1を提出する法人

(イ) この明細書の「当期控除額④」の「計」、第20号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額

(ロ) 第20号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額

(2) 第20号様式別表1の3を提出する法人

(イ) この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額

(ロ) 第20号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額((①+②)と(①)の括弧書)のうちいずれか多い額)又は差引法人税額(①+②)③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

3 令和2年改正法附則第13条第5項において準用する法第321条の8第5項又は令和2年旧法第321条の8第10項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等(これらの規定に規定する被合併法人等をいう。))の前10年内連結事業年度(これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。))に係る控除未済個別帰属税額(これらの規定に規定する控除未済個別帰属税額をいう。))とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

- 1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロ）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の前日10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第321条の8第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和2年改正法附則第13条第5項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年旧法第321条の8第9項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
- 2 「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ（イ）に掲げる金額が（ロ）に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
- （1） 第20号様式別表1を提出する法人
- （イ） この明細書の「当期控除額④」の「計」、第20号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額
- （ロ） 第20号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- （2） 第20号様式別表1の3を提出する法人
- （イ） この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額
- （ロ） 第20号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額（①+②）と①の括弧書のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①+②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 3 令和2年改正法附則第13条第5項において準用する法第321条の8第5項又は令和2年旧法第321条の8第10項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

第二十号様式別表三 削除
第二十号様式別表四及び別表四の二 削除
第二十号様式別表四の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第十条関係）

第二十号様式別表四の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第十条関係）

提出用事項	整理番号	事務所区分	法人番号	事務所区分
	法人番号			
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで			

均等割額の計算に関する明細書

区名	区内の主たる事務所等所在地	区コード	月数	従業者数	均等割額
1					0.0
2					0.0
3					0.0
4					0.0
5					0.0
6					0.0
7					0.0
8					0.0
9					0.0
10					0.0
11					0.0
12					0.0
13					0.0
14					0.0
15					0.0
16					0.0
17					0.0
18					0.0
19					0.0
20					0.0
21					0.0
22					0.0
23					0.0
24					0.0
計					0.0

第二十号様式別表四の三（人力用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第十条関係）

整理番号	事務所区分	法人番号	事務所区分
法人番号			
申告年月日	事業年度又は 連結事業年度	手帳	

区コード 月数 従業者数 均等割額

01			02	0.0
03			04	0.0
05			06	0.0
07			08	0.0
09			10	0.0
11			12	0.0
13			14	0.0
15			16	0.0
17			18	0.0
19			20	0.0
21			22	0.0
23			24	0.0
25			26	0.0
27			28	0.0
29			30	0.0
31			32	0.0
33			34	0.0
35			36	0.0
37			38	0.0
39			40	0.0
41			42	0.0
43			44	0.0
45			46	0.0
47			48	0.0
計				0.0

第20号様式別表4の3記載要領

1 この明細書は、指定都市(法第737条第1項の市をいう。)内の9以上の区に事務所又は事業所を有する法人が当該指定都市の長に提出する第20号様式、第20号の3様式又は第22号の3様式の申告書に添付すること。

2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

第二十号の二様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・紫色)(第十条関係)

第二十号の二様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・紫色)(第十条関係)

令和 年 月 日

法人番号

申告書月日

令和 年 月 日

受付印

所在地
(本市町村が
支店等の場
合は本店所
在地と併記)

事業種目

(ふりがな)
法 人 名

期末現在の資本金の額
又は出資金の額
期末現在の
要 本 金 等 の 額

代 表 者
氏 名

経理責任者
氏 名

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの事業年度分の退職年金等確立金に係る市町村民税の 申告額

要 要	課 税 標 準	法 人 税 割 額	
		税率() 100	税 額
課税標準となる退職年金等確立金に係る法人税額 (法人税の申告書) (別表20の(12))及びその法人税割額	①		0.00
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準と なる退職年金等確立金に係る法人税額及びその法人税割額() ②	②		0.00
①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人 税割額	③		0.00
この申告により納付すべき法人税割額 ①-③又は②-③	④		0.00
全従業員数	⑤	当該市町村内に所在する事 務所又は事業所の従業員数	⑥
⑥の 内 訳	名 称	所 在 地	従業員数
			人

関係税理士
番 号

氏 名

(電話)

第二十号の二様式(人力用)(用数日本産炭規格84・第色)〔第0条附保〕

①

整理番号	申請日 年 月 日	管理番号	申告区域 区 市 町 村
法人番号		申告年月日 年 月 日	

②

第二十号の二様式(人力用)(用数日不産業規格84・第色)〔第十条関係〕

①

整理番号	申請日 年 月 日	管理番号	申告区域 区
法人番号		申告年月日 年 月 日	

②

11

B

期末現在の資本金の額 又は出資金の額	41								
期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額	42								

事業年度 43 48 49 54 55 68
予備

監 査 会 長	監 査 員	監 査 部 長	監 査 員
法人番号		中間年月日	

15

80									
前期末現在の資本金の額又は出資金の額									
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額									
前 年 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額									

55 千圓

11

81									
82									
83									
84									
85									
86									
87									

60

88									

11

90	区一ド月数			定置乗数			均等割額		
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									

この中申告は、前事業年度又は前連結事業年度(所得税法の一部を改正する法律(令和2年法律第3号)第3条の規定(同法律第15条第5号)により改正された改正前)による改正前の法人税法第15条第1項の規定とする連結事業年度をいう。)の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用する。

この中申告は、事務所又は事業所所在地の市町村長に提出と通知する。

※印欄の記載はしないこと。

④ 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続において特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条第15項)に規定する法人番号を記入し、を記載すること。

金額の単位(区分けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。

法人課税関係の受託者が当該法人課税関係について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税関係の名称を併記すること。

「前期実現の資本金等の額」の欄は、第292条第1項第4条のロ若しくは(令和第45条の4において準用する場合)第2号又は第3号に定める金額(に限る)。又は地方税等(以下を改正する法律(令和2年法律第3号)附則第1条第5号)により規定したと改正する法の(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)(第292条第1項第4条のロ、ハ若しくは(準)地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。))第45条の5において準用する場合)令和2年旧政令第6条の2第2号又は第3号に定める金額(に限る。)に定める額を記載すること。

⑤ 「元金引当税額」(前事業年度又は前連結事業年度の月金)⁶の欄は、当該事業年度開始の日(令和321条の第1項又は第2項に規定する6月経過後の前日)までの期間の月数(暦日)に基づき「計算し、1日当たりに換算した金額」とし、1月とする。が6日外である場合には、分母「計算し、1日当たりに換算して計算した金額を記載すること。

「通算課税法の事業年度(期間)」の欄は、法人税法第12条第12号の規定(通算課税法)が、当該事業年度開始の日(以下当該法人に係る通算課税法(同条第12号の6)により規定する通算課税法をいう。)の事業年度の期間と記載すること。

⑥ 「法第15条の4の徴収額を受けようとする政令」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする場合に法人が記載すること。

[illegible]

第20号の3の2様式記載要領

- 1 この明細書は、内国法人が法第321条の8第36項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の（5）の欄の金額を記載すること。
- 4 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の（31）の欄の金額を記載すること。
- 5 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の（3）又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年財務省令第34号）による改正前の法人税の明細書（別表17（3の6））の（11）の各欄の金額を記載すること。
- 6 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の（4）の欄の金額と地方法人税の申告書（別表1）の（7）の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の（8）の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表2付表3）の（16）の欄の金額を記載すること。
- 7 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑤」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
- 8 内国法人が法第321条の8第37項又は令和2年旧法第321条の8第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

第二十号の四様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

第二十号の四様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

外国の法人税等の額の控除に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人会	
政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算					
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表1の⑥）	①	円	事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額等②
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額（別表1の⑧）	②		円	当期控除額③
	計 ①+②	③		円	④=②-③
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表1の①、同表の⑥又は（同表の①+同表の②））	④		円	
	道府県民税の控除限度額（別表1の②）	⑤		円	
	外国税額のうち④と⑤の合計額を超える額 ⑥-（④+⑤）	⑥		円	
控除外国税額	市町村民税の控除限度額（別表1の④）	⑦		円	
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表1の⑨）	⑧		円	
	計 ⑦+⑧	⑨		円	
当期分の控除外国税額（⑥又は⑨のうち少ない額）		⑩		円	
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		⑪		円	
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額		⑫		円	
法第321条の8第42項により控除できる金額（別表7の⑧）		⑬		円	
当期分として算定した法人税割額（⑫又は第20号様式の⑫+⑬+⑭-⑮）		⑭		円	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑩+⑬+⑭のうち少ない額又は⑫）		⑮		円	
各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細					
事務所又は事業所		従業員数又は補正後の従業員数	控除すべき外国税額等	各市町村ごとに算定した法人税割額	各市町村ごとに控除する外国税額等（⑮又は⑮のうち少ない額）
名称	所在地	人	円	円	円
合計				⑯	⑯

第20号の4様式記載要領

- 1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第38項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (1) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額
 - (2) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額
 - (3) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額
- 4 「市町村民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第48条の13第7項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額(法人税の明細書(別表6の2)の(17)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(13)又は法人税の明細書(別表6の2)の(11))に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。
また、政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。
- 5 「⑧又は当初申告税額控除額①」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) (2)に規定する場合(3)に規定するときを含む。)以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。
 - (2) 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の適用事業年度(法第321条の8第39項に規定する適用事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)について同項の規定の適用を受ける場合(3)に規定するときを除く。)には、「⑧又は」を抹消すること。
 - (3) 既に通算法人の適用事業年度について法第321条の8第40項(第1号及び第3号に係る部分に限る。)の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第321条の8第39項の規定の適用を受けるときは、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき「⑧又は当初申告税額控除額①」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
- 6 「控除未済外国税額等⑨」から「翌期繰越額⑩」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。
- 7 「控除未済外国税額等⑨」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。)、分割承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)とする適格合併等(適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。)、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。))又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第48条の13第21項又は令和2年旧政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑪」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第48条の13第28項又は令和2年旧政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日

の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑫」の欄の金額を記載すること。

- 8 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑬」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑭」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑭」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑮」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑯」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑰」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書			事業年度又は連結事業年度			法人名						
当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算												
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①		円		当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①-⑥ ⑦		円				
	地方法人税の控除限度額 ②					道府県民税の控除余裕額(①+②+③-⑥)又は③のうち少ない金額 ⑧						
	道府県民税の控除限度額 ③					市町村民税の控除余裕額(⑤-⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨						
	市町村民税の控除限度額 ④					計 ⑦+⑧+⑨ ⑩						
	計 ①+②+③+④ ⑤					当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑪-⑩						
当期の控除対象外国税額 ⑥												
前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細												
事業年度又は連結事業年度	控 除 余 裕 額						控除限度額を超える外国税額					
	国 税		道 府 県 民 税		市 町 村 民 税		前 期 からの繰越額		翌 期 繰越額		翌 期 繰越額	
・	前 期 からの繰越額	当 期 に加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの繰越額	当 期 に加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの繰越額	当 期 に加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの繰越額	当 期 に加 算 する額	翌 期 繰越額
・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・			円			円			円			円
・												
・												
・												
・												
・												
・												
・												
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当 期 分	⑦の額	⑧の額	⑦-⑧の額	⑨の額	⑩の額	⑨-⑩の額	⑪の額	⑫の額	⑪-⑫の額	⑬+⑭の額	⑬-⑭+⑮の額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国 税	⑬のうち⑮に充てられる額 ⑯		⑭	円	前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国 税	⑱のうち⑲に充てられる額 ⑳			円	
	道府県民税	⑬のうち⑮に充てられる額 ㉑	⑮		道府県民税		⑱-㉑のうち㉒に充てられる額 ㉓					
	市町村民税	⑬のうち⑮に充てられる額 ㉔	⑯		市町村民税		㉑-㉓のうち㉕に充てられる額 ㉖					
	計	⑱+㉓+㉖ ㉗	㉘		計		㉔+㉕+㉖ ㉙	㉚				

- 第20号の4様式別表1記載要領
- 1 この明細書は、第20号の4様式の明細書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 この明細書の各欄に記載すべき金額は、おおむね法人税の明細書(別表6(3))の各欄に記載すべき金額に一致するものであるから、同明細書に記載したところに準じて記載すること。

4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人等(合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。)、分割承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。))又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格合併等(適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。))、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。))又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第48条の13第9項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。))第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))にあっては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人等(分割法人(法人税法第2条第12号の21に規定する分割法人をいう。))又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第48条の13第18項又は令和2年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑫」の欄の金額を記載すること。

5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第9項又は令和2年旧政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑪」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第18項又は令和2年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑫」の欄の金額を記載すること。

控除限度額の計算に関する明細書

第20号の横の表に記す記載要領

この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の1第3項ただし書に及ぶ事項に地方税法施行令の一部を改正する法律（昭和26年法律第264号）による改正前の政令第48条の1第3項ただし書の規定により行われる場合に適用される法第48条第4項第2号の横の表に記す記載要領（昭和26年法律第264号）に準じて、第5号の横の表に記す記載要領を訂正する。なお、法人名（法人税の納税者）の記載については、第5号の横の表の明細書の記述に併せて「法人名」として、法人税の納税者の名称を併記すること。

①「②に規定した法人税の控除限度額③の欄は、「法人税の控除限度額③の欄」の欄の金額を従業者数④（合計③の欄の総経理者数④に該当しない法人の役員（当該法人に付与された小資本以下の数値があるときは、当該小資本以下の数値を超過する金額）の総数のうち、法人の役員に相当する小資本以下の数値を超過する金額を算出し、当該算出した金額に「従業者数④」の欄の各小資本以下の数値の数を乗じて得た額を記載すること。この場合において、当該算出された金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて記載すること。

②「補足後の従業者数⑤の欄は、各市町村②の②の欄の金額に各市町村②の⑤の欄の数値を乗じて得た金額（第34条の1第1項に規定する標準税率等として得た従業者数を記載すること。この場合において、当該算出された従業者数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

第二十号の四様式別表三（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

- 1 この明細書は、政令第48条の13第9項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第48条の13第10項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄に記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」の欄の金額を記載すること。
- 4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
- 5 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。
- 6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄に記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」の欄の金額を記載すること。
- 7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2)(2))の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年財務省令第34号)による改正前の法人税の明細書(別表6(2)(2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。
- 8 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑦」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦/⑥」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「⑤又は」を抹消すること。

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人 名	
	・	・		

[illegible]

1 この明細書は、政令第48条の13第18項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。

4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2)の2)の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年財務省令第34号)による改正前の法人税の明細書(別表6(2)の2)の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

第二十号の四様式別表五（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

第20号の4様式別表5記載要領

- 1 この明細書は、政令第48条の13第21項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。
- 4 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑧」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑧」の欄の金額を記載すること。
- 5 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
- 6 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

第二十号の四様式別表六(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	
適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日：分割承継法人等の名称：						
当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①× ②	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①－④	
	①	②	③	④	⑤	
・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						

第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

この明細書は、政令第48の13第28項及び地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載において「令和1年政令」という。)第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。

2 法人課税関係の受託者が当該法人課税委任書について、第20号の4様式の明細書に添付した欄において、「法人」の欄には法人課税紐の名称を併記すること。

①当該法人の控除未納外国税及び15階除未納外国税控除不足額相当額(以下「①のうな」といふこととする金額)及び当該法人の調整後の控除未納外国税額及び15階除未納外国税控除不足額相当額(以下「②のうな」といふこととする金額)の各欄は、各事業年度及び各連結事業年度(所得税法上の年を改正する法律(令和2年法律第63号)第3条の規定(同法別添第1条第5号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法律第52条第2項の規定による連結事業年度を含む。)以下この記載において同じ)の1段の1段は、令和48年の13第20号又は令和2年(政令第48条の13第21項)の規定による控除未納外国法人税等類について記載し、下段は、令和48年の13第21項の規定による替替後の政令第48条の13第20項に規定する控除未納外国税控除不足額相当額について記載すること。

②「当該法人の控除未納外国税額及び15階除未納外国税控除不足額相当額(以下「②のうな」といふこととする金額)」の欄は、当該法人を分割した(法人税法第29条第2項に規定する分割をいう)又は現物出資した(同条第12号の24に規定する現物出資法をいう)とその適格割合等(適格割合(同条第12号の1)に規定する適格割合をいう)又は適格現物出資(同条第12号の1)に規定する適格現物出資をいう)をいう。以下この記載欄において「同じ」が行われた場合には、当該法人の当該適格割合の年ごとの属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前月の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額等」の欄の金額と記載すること。

5 ③当該法人の調整後所得金額又は個別調整外国税等類(以下「③のうな」といふこととする金額)の欄は、当該法人の控除未納外国税額及び15階除未納外国税控除不足額相当額(以下「③のうな」といふこととする金額)に係る事業年度又は連結事業年度の法人の明細書(別表6(2))の「調整外国税金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(2)の2)の「個別調整外国税金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6(2)の2)の「調整外国税金額(10)」の欄の金額と記載すること。

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書							事業年度			法人名
	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の第20号の4様式の⑤)	税額控除額 (過去適用事業年度の第20号の4様式の⑥)	②につき法第321条の8第13項により対象となる事業年度の法人税割額に加工した金額	③につき法第321条の9第12項により対象となる事業年度の法人税割額から控除した金額	調整後過去税額控除額 ②×④-①	⑤>①の場合 税額控除不足額相当額 (⑤-①)又は当年初申告税額控除不足額相当額	①>⑤の場合 税額控除超過額相当額 (①-⑤)又は当年初申告税額控除超過額相当額			
過去適用事業年度	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦			
.	円	円	円	円	円	円	円			
.										
.										
.										
.										
.										
.										
.										
.										
.										
.										
.										
計						⑧	⑨			
各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細										
政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無				有 ・ 無						
事 務 所 又 は 事 業 所				各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額						
名 称	所 在 地			従業員数又は純正役の従業員数						
				人						
				円						
合 計										

第20号の4様式別表7記載要領

1 この明細書は、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいい、通算法人であった法人を含む。以下この記載要領において同じ。)が法第321条の8第42項又は第43項(これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書、第20号の4様式の明細書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。

2 「税額控除不足額相当額(⑤-①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 通算法人の対象事業年度(法第321条の8第42項に規定する対象事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)について同条第44項の規定の適用を受ける場合((2)に規定する既に修正申告等があった場合を除く。)には、「(⑤-①)又は」を抹消すること。

(2) 既に通算法人の対象事業年度について法第321条の8第45項の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第321条の8第44項の規定の適用を受けるとき(以下この記載要領において「既に修正申告等があった場合」という。)は、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの(以下この記載要領において「直近修正申告書等」という。)に基づき「税額控除不足額相当額(⑤-①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

(3) (1)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。

3 「税額控除超過額相当額(①-⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 通算法人の対象事業年度について法第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合(既に修正申告等があった場合を除く。)には、「(①-⑤)又は」を抹消すること。

(2) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき「税額控除超過額相当額(①-⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

(3) (1)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。

4 過去適用事業年度(法第321条の8第42項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の同項に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額(同条第39項に規定する税額控除額をいう。)の控除に関する事項を記載した同様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付すること。

第二十号の五様式(用紙日本産業規格A4)(附則第二条の六関係)				
特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書	事業年度又は 連結事業年度	・ ・ ・	法人名	

1. 特定寄附金に関する明細				
支出した 特定寄附金 ①	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額 円
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算			
		従業者の数 (単位＝人) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ) 円
本市町村分	③		
合計	④		

3. 特定寄附金税額控除額の計算			
特定寄附金の額	②又は③の(ロ)	⑤	円
控除額	⑤×34.3/100	⑥	
控除対象法人税割額 第20号様式⑤-第20号の2様式①又は第20号様式⑥-第20号の2様式②		⑦	
税額控除上限額	⑦×20/100	⑧	
控除額	⑥と⑧のうち少ない額	⑨	

第20号の5様式記載要領

- 1 この明細書は、法附則第8条の2の2第4項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)附則第8条の2の2第7項若しくは第9項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の市町村長に、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付して提出すること。
- また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項又は令和2年旧法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。
- 2 「2. 特定寄附金額の按分の計算」の各欄は、2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人が記載すること。
- 3 「2. 特定寄附金額の按分の計算」中の「従業者の数」の欄に記載すべき事項については、第22号の2様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載すること。
- 4 「按分後の特定寄附金の額(ロ)」の欄は、「計②」の欄の金額を「従業者の数(イ)」の「合計④」の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に「従業者の数(イ)」の「本市町村分③」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

第二十二号の二様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その1)	事業年度又は 連結事業年度	・	・
法人税法の規定によって計算した法人税額 ①		() 円			
試験研究費の額等に係る法人税額の 特別控除額 ②					
還 付 法 人 税 額 等 の 控 除 額 ③					
退職年金等積立金に係る法人税額 ④					
差 引 計 ①+②-③+④ ⑤					
事 務 所 又 は 事 業 所			分割基準及び分割課税標準額		
名 称	所 在 地		従業者数	分割課税 標準額	
			人	円	
合 計					

第二十一号様式及び第二十二号様式 削除
第二十二号の二様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

[illegible]

この明細書は、21以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人が主たる事業所として事業所所在地の市町村に第20号表又は第20の2様式の申告書を出発する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。

2 法人課税税額の受託者が当該法人課税税額について、第20号表又は第20の2様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税税額の名称を併記すること。

3 通算法人（法人税法第2条第2項の2に規定する通算法人をいう。以下この記載において同じ。）及び通算法人であった法人（第321条の8第3項（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載において「令和2年改正法」という。）附第13条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。）の適用を受ける場合とその他の通算法人であった法人に限る。）が第20号表式の申告書に添付した場合にあっては、「法人税法の規定により計算した法人税額Ⅰ」から「退職年金等積立金に係る法人税額Ⅱ」までの各欄に記載しないこととし、「割引税Ⅲ」の欄に（第20号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額Ⅰ」の欄の金額を記載すること。）

4 法人（「所得補填等による法人税額Ⅰ」の欄の金額を記載すること。）が第20号表式の申告書に添付する場合にあっては、第20号表式の「割引税Ⅲ」の欄に（第20号様式別表1の3の「課税標準となる法人税額Ⅰ」の欄の金額を記載すること。）

5 第20号表式の申告書に添付する改正法（令和2年法律第5号）の改正法（法人税法第2条第2項の2に規定する通算法人をいう。以下この記載において同じ。）及び通算法人であった法人（令和2年改正法附則第13条第4項若しくは第5項において準用する第321条の8第3項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する第321条の8第26項又は令和2年改正法附則第15条第5項に掲げる規定により改正する第321条の8第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けることと連結してあたかも法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）が第20号様式式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定により計算した法人税額Ⅰ」から「退職年金等積立金に係る法人税額Ⅱ」までの各欄に記載しないこととし、「割引税Ⅲ」の欄に（第20号様式別表1の3の「課税標準となる個別別補填等による法人税額Ⅰ及び法人税額Ⅱ」の欄の金額を記載すること。）

6 市町村内に恒久的施設を有する外国法人が第20号表式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定により計算した法人税額Ⅰ」から「退職年金等積立金に係る法人税額Ⅱ」までの各欄に記載しないこととし、「割引税Ⅲ」の欄に（第20号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額Ⅰ」の欄の金額を記載すること。）

7 「分割課税標準Ⅳ」の欄に記載する金額に1,000円未満の端数があると、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てること。

8 「分割課税標準Ⅳ」の欄には、「割引税Ⅲ」の欄の金額を（定率業者の組合）の組合員数に算入し（個人事業主の分割課税標準Ⅳの欄の金額に算入し）当該1人1つの分割課税標準Ⅳに「定率業者」の欄の市町村と市町村の組合員数を乗じて算出した数値に「定率業者」の定率業者1人当たりの分割課税標準を算出する場合において、当該数値に当該数値に1.05をかけた数値を算出し、当該小数点以下の数値のうち当該業者の総数のけた数に1を加えて計算した相当する数値の以下の部分の数値を切り捨てること。

第二十二号の二の様式(第十条の二の九・地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和二年総務省令第九十四号)による改正前の地方税法施行規則第十条の二の十関係)
徴収猶予の申請書

受付印	年 月 日 殿	※ 処理 事項	発 信 年 月 日 通信日付印	確 認	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申請区分
		相互協議申立て年月日	年 月 日	法 人 番 号	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 ☐	(ふりがな)	法 人 名		
所 在 地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	(電話)								

地 方 税 法 第321条の11の2第1項
令和2年旧地方税法 第321条の11の3第1項 の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納付すべき金額	事業年度又は 連結事業年度	納 期 限	市 町 村 民 税	
			法 人 税 割 額	延 滞 金 額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額	事業年度又は 連結事業年度	納 期 限	市 町 村 民 税	
			法 人 税 割 額	延 滞 金 額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
担 保				

第二十二号の二の様式(第十条の二の九・地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和二年総務省令第九十四号)による改正前の地方税法施行規則第十条の二の十関係)

- 第22号の2の様式記載要領
- この申請書は、法第321条の11の2第1項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第321条の11の2第1項若しくは第321条の11の3第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。
 - *印の欄は記載しないこと。
 - 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

[illegible]

第二十二号の三様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・横糸) (第4条関係)

第22号の3様式記載要領

- 1 この申告書は、市町村内に事務所又は事業所を有する法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割のみ課されるものが市町村民税の均等割を申告する場合に使用すること。
- 2 この申告書は、4月30日までに事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。

第二十二号の四様式(用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル)(第十条関係)

市町村コード

都道府県市町村

法人市町村民税額収済通知書

口 座 番 号

加 入 者

所在地及び法人名(法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)

年 度

宗 処 理 事 項

管 理 番 号

事業年度又は連結事業年度

申 告 区 分

法人税割額

均等割額

延滞金

督促手数料

合計額

納期限

指定金融機関名(取りまとめ店)

取りまとめ局

上記のとおり通知します。(市町村保管)

備 考 1. 各片は、1 辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。

2. 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記入するものとする。

市町村コード

都道府県市町村

法人市町村民税納付書

口 座 番 号

加 入 者

所在地及び法人名(法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)

年 度

宗 処 理 事 項

管 理 番 号

事業年度又は連結事業年度

申 告 区 分

法人税割額

均等割額

延滞金

督促手数料

合計額

納期限

日 計

金融機関

上記のとおり納付します。(金融機関保管)

市町村コード

都道府県市町村

法人市町村民税額収証書

口 座 番 号

加 入 者

所在地及び法人名(法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)

年 度

宗 処 理 事 項

管 理 番 号

事業年度又は連結事業年度

申 告 区 分

法人税割額

均等割額

延滞金

督促手数料

合計額

納期限

上記のとおり額収しました。(納税者保管)

この納付書は、3 枚 1 組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

第二十二号の四様式 (用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル) (第十条関係)

(第三片)

上記のとおり通知します。(市町村保管)

- (第三片)

上記のとおり納付します。(金融機関
又は郵便局保管)

- | | |
|--|--|
| | |
| | |

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

- ◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

（第一片）

法第349条の4第6項の規定による通知書

納税義務者	住所											摘要
	氏名又は名称											
	個人番号又は法人番号											
償却資産の価額	法第410条第1項の規定によって決定した価額											本市町村の人口
	法第417条第1項の規定によって決定した価額											
	修正した価額											
	法第389条第1項の規定によって配分を受けた価額											
	法第417条第2項の規定によって配分を受けた価額											
	合 計	(イ)										
	法第349条の4又は第349条の5の規定により市町村において課税標準額とすることとなる金額	(ロ)										
	(イ)－(ロ)											
	(道府県において課税標準額とすることとなる金額) (ハ)											

令和 年 月 日

殿 市町村長 氏 名 ⑤

① 個人番号又は法第39条の欄には、納税義務者の個人番号(行政手続に於ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第25条に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法第39条(同条第15項に規定する法第39条をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左欄を15字空けを記載すること。ここにいう個人番号とは、法第39条の3、附則第15条、附則第15条の2又は附則第15条の3の規定の適用を受けた債権所有者にあっては、その債権所有者の価格にそれぞれ左の規定に定める率を乗じて得た額(以下町民の町人口の)ほか、その他必要な事項を記載するものとする。

② 摘要欄の欄には、当該町民の町人口のほか、その他必要な事項を記載するものとする。

③ 納税義務者あつたものにあつては、「納税義務者の」(住所)、「氏名又は名称」及び「個人番号又は法第39条」の各欄を記載を要しないこと。

第二十四号様式（第十四条関係）

土地の所在										土地課税台帳及び土地補充課税台帳										等級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
地目	地積	年度	価格	課税標準額	価格登録年月日	内歩名称	沿革	登記年月日	所有者、質権者、地上権者					現に所有している者、所有者とみなされる者					敷地権の表示のされた家屋の所在及び建物の名称	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
								事由	住所	氏名又は名称	個人番号又は法人番号		住所	氏名又は名称	個人番号又は法人番号		登録年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						</

- 第24号様式記載要領
- 登録した価格を修正する場合においては朱書きをもってし、その旨「摘要」の欄に記載すること。
 - 「現に所有している者、所有者とみなされる者」の欄には、法第343条第2項後段、第4項、第5項、第6項及び第8項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者を登録すること。
 - 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者、質権者、地上権者、現に所有している者又は所有者とみなされる者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
 - 敷地権の表示に係る権利が所有権又は百年より長い存続期間の定めのある地上権である土地にあつては、敷地権の表示のされた区分所有に係る家屋の所在及びその一棟の建物の名称を「敷地権の表示のされた家屋の所在及び建物の名称」の欄に記載するとともに、「摘要」の欄には敷地権の種類を記載すること。
 - 土地課税台帳及び土地補充課税台帳は、地番順に作成し、大体200葉をもって1冊とし、下記の様式の表紙を付けること。

都 市	町 村	大字
土 地 課 税 台 帳 (土地補充課税台帳)		
何 市 区 役 所 何 町 村 役 場		

- 6 共有に係る土地にあつては、下記の様式の共有者氏名表を添付すること。なお、所有権又は百年より長い存続期間の定めのある地上権の共有持分が専有部分の敷地権として表示されている土地にあつては、「家屋番号」の欄に共有持分に対応する専有部分の家屋番号を記載すること。

共有者氏名表																							
土地の所在												地番											
登記年月日	共有持分	年度	価格	課税標準額	住 所	氏名又は名称	個人番号又は法人番号				家屋番号	登記年月日	共有持分	年度	価格	課税標準額	住 所	氏名又は名称	個人番号又は法人番号				家屋番号
事由							地番	地番	地番	地番		地番							地番	地番	地番	地番	
			円	円												円	円						

- 7 土地課税台帳は、従来の土地台帳の副本を適宜使用して差し支えないものであること。
- 8 法第349条の3、第349条の3の2、附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用を受ける土地にあつては、その旨(法第349条の3の3の規定により住宅用地とみなされて法第349条の3の2の規定の適用を受ける土地にあつては、その旨)「摘要」の欄に記載するとともに、「価格」の欄には、価格及び価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を登録すること。
- 9 「課税標準額」の欄には、法第349条の3、第349条の3の2、附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用を受ける土地にあつては価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を、これらの規定の適用を受けない土地にあつては価格を、それぞれ登録すること。ただし、法附則第18条、第19条第1項又は第19条の4の規定の適用を受ける土地については、これらの額に代えて、法附則第28条第1項各号に定める額若しくは同条第2項各号に定める合算額又は比率課税標準額(比率課税標準額が二以上にある場合には、これらの合算額)をその区分を明らかにして登録すること。
- 10 法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地(法附則第19条の4の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)(については、新たに法附則第19条の3の規定が適用されることとなる年度及び基準年度において当該市街化区域農地に係る法附則第19条の3第1項に規定する課税標準となるべき額を「摘要」の欄に登録すること。
- 11 法附則第17条の2第1項の規定の適用を受けるものについては、その旨を明らかにする表示を「摘要」の欄に記載すること。
- 12 この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができるものであること。

第二十五号様式（第十四条関係）

家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳										番地 号									
(表面)																			
家 屋 の 所 在					家 屋 番 号					家 屋 の 種 類									
床面積	年度	価格	価格登録年月日	沿革	登記年月日	所 有 者	現 有 者	に 所 有 し な っ て い る 者	敷地権の表示	摘要									
		円			事由	住所	氏名又は名称	個人番号又は法人番号	住所	氏名又は名称	個人番号又は法人番号	登録年月日	土地の所在、地番	敷地権の種類					

(裏面)													家 屋 明 細																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
建 物 の 名 称			区 分			構 造			床 面 積								摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
									1 階		1 階 以 外		計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

- 第25号様式記載要領
- 法第349条の3、附則第15条、第15条の2又は附則第15条の3の規定の適用を受ける家屋にあつては、その旨「摘要」の欄に記載するとともに「価格」の欄には価格及び価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を登録すること。
 - 登録した価格等を修正場合においては朱書きをもってし、その旨「摘要」の欄に記載すること。
 - 「家屋の種類」の欄には、不動産登記法第44条第1項第3号に掲げる建物の種類を記載するものであるが、木造以外の家屋のうち、次に掲げるものにあつては、それぞれに定める区分を併記すること。(例「工場(一般)」)
 - 工場、発電所、変電所、停車場及び車庫
 - 倉庫
 - ①一般 ②腐食性物質影響又は放射線 ③潮解性固体蔵置又は蒸気影響
 - 「現に所有している者、所有者とみなされる者」の欄には、法第343条第2項後段、第4項又は第5項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者を登録すること。
 - 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者、現に所有している者又は所有者とみなされる者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
 - 敷地権の表示のされた家屋にあつては、敷地権の目的となっている土地の所在及び地番並びに敷地権の種類を「敷地権の表示」の欄に登録すること。
 - 家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳は、家屋番号順に作成し、大体200葉をもって1冊とし、下記の様式の表紙を付けること。

都 市	町 村	大字
家 屋 課 税 台 帳 (家屋補充課税台帳)		
何 市 区 役 所 何 町 村 役 場		

- 8 共有者の人員が多数で一行に記載することができない場合は、下記の様式の共有者氏名表を添付すること。

家屋の所在										共 有 者 氏 名 表									
登記年月日	事由	共有持分	年度	価格	住所	氏名又は名称	個人番号又は法人番号			登記年月日	事由	共有持分	年度	価格	住所	氏名又は名称	個人番号又は法人番号		
				円											円				

- 9 家屋課税台帳は、従来の家屋台帳の副本を適宜使用して差し支えないものであること。
- 10 この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができるものであること。

第二十五号の二様式(第十四条関係)

課 税 明 細 書						
所 有 者 名						
資 産	土地又は家屋の所在					地 番 又 は 家 屋 番 号
地 目 又 は 種 類	構 造	地 積 又 は 床 面 積	前 年 度 分 の 課 税 標 準 額	当 該 年 度 価 格	当 該 年 度 課 税 標 準 額	軽 減 税 額
			円	円	円	円

第25号の2様式記載要領

- 1 「資産」の欄には、土地又は家屋の別を記載すること。
- 2 「地目又は種類」の欄には、土地にあつては土地課税台帳又は土地補充課税台帳に記載されている地目を、家屋にあつては家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に記載されている家屋の種類を記載すること。
- 3 「前年度分の課税標準額」の欄には、法附則第18条、第19条第1項又は第19条の4の規定の適用を受ける土地について、附則第8条の2第1項の規定により前年度分の固定資産税の課税標準額を記載すること。
- 4 「当該年度価格」の欄には、法第364条第3項に規定する当該年度の固定資産税に係る価格を記載すること。
- 5 「当該年度課税標準額」の欄には、法第349条の3、第349条の3の2、附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を、これらの規定の適用を受けない土地又は家屋にあつては価格を、それぞれ記載すること。また、法附則第18条、第19条第1項、第19条の3又は第19条の4の規定の適用を受ける土地については、附則第8条の2第2項の規定により固定資産税の課税標準となるべき額を記載すること。
- 6 「軽減税額」の欄には、法附則第15条の6から第15条の10まで、第21条及び第21条の2の規定により減額される額を記載すること。
- 7 この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができること。

第二十五号の三様式(第十四条関係)

地方税法第364条第7項の固定資産税納税通知書

第 号
令和 年度

納 税 者

住 所
氏 名

普 通 税

固 定 資 産 税

百

十

万

千

百

十

円

1 固定資産税決定の明細

税 額

区 分

価 格

課 税 標 準 額

税 率

税 額

徴 収 税 額

土 地

家 屋

償 却 資 産

合 計

円

円

2 各納期の納付額及び納期限

期 別

納 付 額

納 期

第 1 期

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

第 2 期

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

第 3 期

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

第 4 期

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

納 付 場 所

上記のとおり各納期によつて納めて下さい。
令和 年 月 日

市 町 村 長
氏 名 印

注意 裏面をよくお読み下さい。

(裏面)

1 この納税通知書は、地方税法(以下「法」という。)第364条第5項の規定によって徴収する固定資産税の納税通知書として交付されるものであって、法第364条第5項の固定資産以外の固定資産に対する固定資産税については、別に固定資産税の納税通知書が交付されるものであります。

2 この納税通知書に記載された課税標準額は、その固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価格(法第349条の3、第349条の3の2、附則第15条、第15条の2又は附則第15条の3の規定の適用を受ける固定資産にあつては、その固定資産の価格にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額を、法第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により市町村において課税標準額とすることとなる金額をいう。以下同じ。)であり、また納税通知書に記載された税額は、この納税通知書に記載された課税標準額によつて仮に算定した税額(以下「仮算定税額」という。)であります。

3 「徴収税額」は、仮算定税額の2分の1の範囲内の額であり、「各納期の納付額」は、仮算定税額を納期の数で除して得た額の範囲内の額であります。この納税通知書によつて徴収する固定資産税の総額は、「徴収税額」をこえることができないことになっています。

4 法第389条第1項の規定によつて固定資産の価格等の通知が行われた場合においては、その通知に基いて算定した当該年度分の固定資産税(以下「本算定税額」という。)を徴収することとなります。この場合において、すでに賦課した税額が本算定税額に満たない場合においては、法第389条第1項の規定による通知が行われた日以後の納期において、その不足税額を追徴し、すでに徴収した税額が本算定税額をこえる場合においては、法第17条又は第17条の2の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当します。

5 この納税通知書の記載事項に不服がある場合においては審査請求を納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市町村長にすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(市町村長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、当該年度分の固定資産税額が仮算定税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められる場合においては固定資産税額の修正の申出を納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市町村長にすることができます。

6 各納期までに税金を納付しなかった場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、法律の定めるところによつて延滞金が徴収されます。

備考 道府県の納税通知書の様式は、これに準ずるものであること。

第二十六号様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・草色)(第十四条関係)

令和 年 月 日		令和 年度		※ 所 有 者 コ ー ド													
受付印		殿		償却資産申告書(償却資産課税台帳)													
所 有 者	(ふりがな) 1 住 所 (又は納税通知書送付先)	(電話)		3 個人番号又は法人番号												8 短縮耐用年数の承認	有・無
	(ふりがな) 2 氏 名 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)	(屋号)	4 事業種目 (資本金等の額)	(百万円)										9 増加償却の届出	有・無		
			5 事業開始年月	年 月										10 非課税該当資産	有・無		
			6 この申告に回答する者の係及び氏名	(電話)										11 課税標準の特例	有・無		
			7 税理士等の氏名	(電話)										12 特別償却又は圧縮記帳	有・無		
													13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法			
													14 青色申告	有・無			
資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)										15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① ----- ② ----- ③ -----		
1 構 築 物	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	16 借 用 資 産 (有・無)	貸主の名称等				
2 機 械 及 び 装 置																	
3 船 舶																	
4 航 空 機																	
5 車両及び運搬具																	
6 工具、器具及び備品																	
7 合 計	十億 百万 千 円																
資産の種類	評 価 額	※ 決 定 価 格		※ 課 税 標 準 額													
	(ホ)	(ヘ)		(ト)													
	1 構 築 物	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円					
	2 機 械 及 び 装 置																
	3 船 舶																
	4 航 空 機																
	5 車両及び運搬具																
6 工具、器具及び備品																	
7 合 計																	

第二十六号様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・草色)(第十四条関係)

第二十六号様式(入力用)(用紙日本産業規格A4・草色)(第十四条関係)

所 有 者 コ ー ド									
1									20

取 得 価 額																														
前年前に取得したもの(イ)							前年中に減少したもの(ロ)							前年中に取得したもの(ハ)							計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)									
21	23						36								49								62					74	75	80
11																														
12																														
13																														
14																														
15																														
16																														
17																														

第二十六号様式別表一(提出用)(用紙日本産業規格A4・草色)(第十四条関係)

令和 年度										種類別明細書(増加資産・全資産用)										所 有 者 名										枚のうち	
※所有者コード																														枚 目	
行 番 号	資 産 の 種 類	資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月			(イ) 取 得 価 額				耐 用 年 数	(ロ) 減 価 率	(ハ) 価 額				※ 課 税 標 準 の 特 例 率	※ 課 税 標 準 額 の 特 例 コード	課 税 標 準 額				増 加 事 由	摘 要						
01								十億	百万	千	円		0.	十億	百万	千	円			十億	百万	千	円	1・2 3・4							
02													0.										1・2 3・4								
03													0.										1・2 3・4								
04													0.										1・2 3・4								
05													0.										1・2 3・4								
06													0.										1・2 3・4								
07													0.										1・2 3・4								
08													0.										1・2 3・4								
09													0.										1・2 3・4								
10													0.										1・2 3・4								
11													0.										1・2 3・4								
12													0.										1・2 3・4								
13													0.										1・2 3・4								
14													0.										1・2 3・4								
15													0.										1・2 3・4								
16													0.										1・2 3・4								
17													0.										1・2 3・4								
18													0.										1・2 3・4								
19													0.										1・2 3・4								
20													0.										1・2 3・4								
小 計																															

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

第二十六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第十四条関係）

第二十六号様式別表一(入力用)(用紙日本産業規格 A4・草色)(第十四条関係)

所 有 者 コ ー ド																		
1															20		22	
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等		数 量	取 得 年 月			取 得 価 額				耐 用 年 数	課 税 標 準 の 特 例				
						年 号	年	月										
23 01	25	26	33	34	53	54	56	57	58	61	62			73	74	76	80	
02																		
03																		
04																		
05																		
06																		
07																		
08																		
09																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		

第二十六号様式別表二(提出用)(用紙日本産業規格 A4・赤色)(第十四条関係)

第二十六号様式別表二(提出用)(用紙日本産業規格A4・赤色)(第十四条関係)
令和 年度

※ 所 有 者 コ ー ド ※															種 類 別 明 細 書(減 少 資 産 用)										所 有 者 名		枚 の うち	
																											枚 目	
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等		数 量	取 得 年 月			取 得 価 額				耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要									
						年 号	年	月							1 3	2 4	1 2	全 部 一 部										
01									十 億	百 万	千	円			1・2・3・4	1・2												
02														1・2・3・4	1・2													
03														1・2・3・4	1・2													
04														1・2・3・4	1・2													
05														1・2・3・4	1・2													
06														1・2・3・4	1・2													
07														1・2・3・4	1・2													
08														1・2・3・4	1・2													
09														1・2・3・4	1・2													
10														1・2・3・4	1・2													
11														1・2・3・4	1・2													
12														1・2・3・4	1・2													
13														1・2・3・4	1・2													
14														1・2・3・4	1・2													
15														1・2・3・4	1・2													
16														1・2・3・4	1・2													
17														1・2・3・4	1・2													
18														1・2・3・4	1・2													
19														1・2・3・4	1・2													
20														1・2・3・4	1・2													
					小 計																							

第二十七号様式(第十四条関係)

みなす土地補充課税台帳

土地の所在						仮地番			処理事項											
地目	地積		年度	価格	課税標準額	価 格 登 録 年月日	所有者とみなされる者										仮換地等の 指定の年月 日又は仮使 用地となつ た年月日	換地処分の 公告又は換 地計画の認 可の公告の 年月日		
							住 所	氏名又は は名称	個人番号又は は法人番号											
				円	円															

第27号様式記載心得

第24号様式記載要領に準じて記載すること。

第二十七号様式
(第十四条関係)

第二十八号様式(第十四条関係)

土 地 名 寄 帳																	
納 税 者 義 務 者	住 所 氏 名 又 は 名 称 個人番号又 は法人番号											納 税 人 理 人	住 所 氏 名 又 は 名 称				
異 年 月	動 日	異動事由	土 地 の 所 在										地 目	地 積	価 格	課税標準額	摘 要
			大 字		字												
					</												

第28号様式記載要領

1 「個人番号又は法人番号」欄には、納税義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

2 法第349条の3、第349条の3の2、附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用を受ける土地については、その旨(法第349条の3の3の規定により住宅用地とみなされて法第349条の3の2の規定の適用を受ける土地にあつては、その旨)「摘要」の欄に記載するとともに、「価格」の欄には、価格及び価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を登録すること。

3 「課税標準額」の欄には、法第349条の3、第349条の3の2、附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用を受ける土地にあつては価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を、これらの規定の適用を受けない土地にあつては価格を、それぞれ登録すること。ただし、法附則第18条、第19条第1項又は第19条の4の規定の適用を受ける土地にあつては、これらの額に代えて、法附則第28条第1項各号に定める額又は同条第2項各号に定める合算額を登録すること。

4 次の様式の表紙を付けること。

土地名寄帳	何市区役所
	何町村役場

5 必要ある場合は、縦書きとすることができること。
6 この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができるものであること。

第二十八号様式
(第十四条関係)

第二十九号様式(第十四条関係)

家 屋 名 寄 帳																	
納 税 者	住 所												納 税 人	住 所			
	氏 名 又 は 名	個人番号又は法人番号												氏 名 又 は 名			
異 年 月 日	異 動 事 由	家屋の所在										家屋番号	床面積	価 格	摘 要		
		大 字		字 地 番													

第29号様式記載要領

1 「個人番号又は法人番号」欄には、納税義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

2 法第349条の3、附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用を受ける家屋については、その旨「摘要」の欄に記載するとともに、「価格」の欄には、価格及び価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を登録すること。

3 次の様式の表紙を付けること。

家 屋 名 寄 帳

何 市 区 役 所
何 町 村 役 場

4 必要ある場合は、縦書きとすることができること。

5 この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができるものであること。

第三十号様式(用紙日本産業規格A4) (第十四条関係)

令和 年度

固定資産申告書(道府県知事又は総務大臣に対する申告書)

受付印

令和 年 月 日

道府県知事
(総務大臣) 殿

所 有 者

住 所

氏 名
(法人にあつては法人の名称及び代表者の氏名)

個 人 番 号
又
法 人 番 号

この申告に応答する者の氏名及び保名並びにその電話番号

※ 処 理 事 項

※ 担 当 者

(電話)

課 係

氏名

資産の種類	前年前に取得したもの				前年中に取得したもの				価額の計 (ホ)+(チ) (リ)	※ 決 定 価 格	※ 課 税 標 準 額	※ 摘 要
	前年度の価額 (イ) 円	(イ)のうち前年中に減少したもの (ロ) 円	(イ)-(ロ) (ハ) 円	(ハ)にかかる減価償却額 (ニ) 円	価 額 (ホ) 円	取 得 価 額 (ヘ) 円	(ヘ)にかかる減価償却額 (ト) 円	価 額 (チ) 円				
土 地												
家 屋												
償 却 資 産				円			円					
合 計												

所 在 市町村	資 産 区 分						取 得 額	前 年 度 の 価 額 〔イ〕	減価残存 率(1－減 価率) 〔ロ〕	価 額 〔イ〕×〔ロ〕	備 考	※決 定 格	※課 税 標 準 額	※摘 要
	種 類	構造または用途	細 目	数 量	耐 用 年 数	取得の 年次								
							円	円		円		円	円	
合 計	/	/	/	/	/	/					/			/

所 在 市町村	資 産 区 分						取 得 価 額	前年度 の価額 〔イ〕	減価残存 率〔1－減 価率〕 〔ロ〕	価 額 〔イ〕×〔ロ〕	備 考	※決 定 格 価	※決定価 格に乗 ずる率	※課 税 標準額	※摘 要	
	種 類	構造または用途	細目	数量	耐用年 数	取得の 年次										
							円	円		円		円			円	
合 計	/	/	/		/	/		/		/		/		/		/

種類別明細書 その2 前年中に減少した資産

所 在 市 町 村	資 産 区 分						取得の価額 円	前年度の価額 円	備 考	※ 摘 要
	種 類	構造または用途	細 目	数 量	耐用年数 年	取得の 年次				
合 計	/	/	/		/	/			/	/

第三十号様式別表二（用紙日本産業規格A4）（第十四条関係）

種類別明細書 その3 前年中に取得した資産

所 在 市町村	資 産 区 分					取 価 得 額 (イ)	$\left[\frac{1 - \text{減価率}}{2} \right]$ (ロ)	価 額 (イ) × (ロ)	備 考	※ 決 価 定 格	※ 課 税 標 準 額	※ 摘 要
	種 類	構造または用途	細 目	数 量	耐 年 用 数 年							
						円		円		円	円	
合 計	/	/	/	/	/		/		/			/

[illegible]

種類別明細書 その4 総合償却資産(前年中に増減したもの)

(1) 課税標準の特例の適用のないもの																				
所在地 市町村	資 産 区 分					前年前に取得したもの							前年中に取得したもの		価 額 (ホ)+(チ)	備 考	※ 決 定 価 格	※ 課 税 標 準 額	※ 摘 要	
	種類	構造または用途	細目	数量	耐用年数	取得の年次	前年度の価額(イ) 円	前年中に減少した資産の前年度の価額(ロ) 円	(イ)-(ロ) (ハ) 円	減価残存率(1-減価率) (ニ) 円	(ハ)×(ニ) (ホ) 円	取得価額 (ヘ) 円	$\left[\frac{\text{減価残存率} - \text{減価率}}{2} \right]$ (ト) 円	(ヘ)×(ト) (チ) 円						
					年										円			円	円	
合計	/	/	/		/	/										/				

【2】 課税標準の特例の適用のあるもの																					
所在地 市町村	資 産 区 分					前年前に取得したもの							前年中に取得したもの			価 額 (お)+(ち)	備 考	※ 決定 価格	※ 定額 乗る 率	※ 税 標準 額	※ 要 摘
	種類	構造 または用途	細目	数量	耐用 年数	取得の 年次	前年度 の価額 (イ) 円	前年中に 減少した 資産の前 年度の価 額 (ロ) 円	(イ)－ (ロ) (ハ) 円	減価残存率 (1－減価率) (ニ)	(ハ)× (ニ) (ホ) 円	取得 価額 (ヘ) 円	減価残存率 $\left[\frac{1 - \text{減価率}}{2} \right]$ (ト)	(ヘ)× (ト) (チ) 円							
					年										円	円		円		円	
合計	/	/	/		/	/				/			/				/		/		

- 備考 この様式(種類別明細書を含む。)は、事業の種目に応じ適宜補正することができるものであること。

[illegible]

1 土地評価額は地目及び用途地区ごとに作成する。

2 評価額又は法人番号は、所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第5項に規定する個人番号)を用いて、以下で示す。又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号)を用いて、を記載すること。なお、個人番号を記載する場合に、左側を以下で示す記載すること。

3 法第34条の21第3号の通則に定める土地については、その旨(法第34条の3第3号の規定により住用地区となつた法第34条の2の規定による用途地区)の通則に定める土地については、その旨及び法第34条の2第3号の通則に定める通則を、法第34条の3、第49条の3第3号、附則第15条、第15条の2及び法第34条の3第3号の通則に於ける「当該用途地区」を「用途地区」として「用途地区」を記載すること。

4 この様式は、市町村の機密に応じ、適宜減縮することとされるものであること。

5 各覧の土地についての経理資料が必要なのは、市町村において調査確定を必要事項として添付すること。

第三十二号様式(第十四条関係)

家 屋 評 価 調 書																							
木造、 非木造 の 別		種 類																処理事項					調 書
																		処理月日					番 号
整理 番号	所在及び 家屋番号	所 有 者										建築 年月 日	構造	用途	単位当 たり再 建築費 評点数	床面積	総評 点数	評価額	市町村長 決定価格	摘要			
		住所	氏名 又は 名称	個人番号又は 法人番号														円	円				

第32号様式記載要領

1 「種類」の欄には、不動産登記法第44条第1項第3号に掲げる建物の種類を記載するものであるが、木造以外の家屋のうち、次に掲げるものについては、それぞれに定める区分を併記すること。（例「工場（一般）」）

(1) 工場、発電所、変電所、停車場及び車庫

①一般 ②腐食性物質影響又は放射線 ③潮解性固体蔵置又は蒸気影響

(2) 倉庫

①一般 ②腐食性物質影響、冷蔵又は放射線 ③潮解性固体蔵置又は蒸気影響

2 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続)における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第3条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

3 「構造」の欄には、以下により記載すること。

(1) 木造家屋にあっては、階層(地階を含む)

(2) 木造以外の家屋にあっては、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、軽量鉄骨造、れんが造、コンクリートブロック造、石造又はその他の別及び階層(地階を含む)

4 「用途」の欄には、以下により記載すること。

(1) 木造家屋にあっては、戸建形式住宅、集合形式住宅、事務所、店舗、病院、ホテル、旅館、劇場、工場、倉庫又はその他の別

(2) 木造以外の家屋にあっては、戸建形式住宅、集合形式住宅、事務所、店舗、病院、ホテル、工場、倉庫又はその他の別

5 法第73条の21第3項の通知に係る家屋にあっては当該通知に係る価格を、法第349条の3、附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用を受ける家屋にあってはその旨を、それぞれ「摘要」の欄に記載すること。

6 この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができるものであること。

7 各個の家屋についての評価資料で必要なものは、市町村において適宜様式を定め付表として添付すること。

第三十三号様式(第十四条関係)

償 却 資 産 評 価 調 書																	
所 有 者										事業種目		資本金又は出資金 の金額					
住 所		氏名又は 名 称		個人番号 又は 法人番号													
種 類	区 分	評 価 額			決 定 価 格					前 年 度 決 定 価 格		摘 要					
構 築 物		円			円					円							
機 械 及 び 装 置																	
船 舶																	
航 空 機																	
車 両 及 び 運 搬 具																	
工 具 、 器 具 及 び 備 品																	
合 計					(イ)					(ロ)							

第33号様式記載心得

1 本表は、所有者ごとに作成すること。

2 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続)における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

3 「摘要」の欄には、 $\frac{(イ)}{(ロ)} \times 100$ の数値を記載すること。

土地價格等縱覽帳簿

第33号の2様式記載心得

- 第三十三号の三様式（第十四条関係）

家屋価格等縦覧帳簿

第33号の3様式記載要領

- 第33条(種別記載要領)は、不動産登記法第44条第1項第3号に掲げる建物の種別を記載するものであるが、木造以外の家屋のうち、次に掲げるものにあつては、それぞれに定める区分を併記すること。(例「工場(一般)」)
- (1) 工場、発電所、変電所、停車場及び車庫
- ① 一般 ②腐食性物質影響又は放射線 ③潮解性固体置置又は蒸気影響
- (2) 倉庫
- ① 一般 ②腐食性物質影響、冷蔵又は放射線 ③潮解性固体置置又は蒸気影響
- 2 家屋価格等概算根拠は、家屋番号順に適用すること。
- 3 の様式は、市町村の必要に依り、適宜修正することができるものとすること。

第三十三号の四様式（用紙日本産業規格A4）（第十五条の十二関係）

申告区分 1. 新規取得（新車）2. 新規取得（中古車）3. 移転 4. 転入5. 転出6. 抹消 7. 変更（使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者） 8. その他（ ）		取得原因 1. 売買2. 相続 3. 贈与4. 所有権留保解除 5. その他（ ）	課税区分 1. 課税2. 非課税3. 課税免除 4. 減免（障害者・その他） 5. 免税点以下6. 商品車 7. その他（ ）	軽自動車税（環境性能制）申告書（報告書） 市町村長 殿 次のとおり申告（報告）します。 令和 年 月 日		
車両番号	運輸支局等 車種区分 かな 番 号 （右詰で記入） （右詰で記入）	旧車両番号	運輸支局等 車種区分 かな 番 号 （右詰で記入）	取得・変更・廃車等年月日 年 月 日 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	初度検査（届出）年月 年 月 日 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	
納税申告・報告義務者	住所又は所在地 〒（都道府県、市町村名、番地まで記入） （ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入） （フリガナ）氏名又は名称 生年月日 年 月 日 電話番号（左詰で記入）	用途	01. 乗用車 02. トラック（貨物） 09. 特殊用途自動車（ ） 10. その他（ ）			
		種 別	営業・自区分		車 体 の 形 状	車 名（通 称 名）
		2. 小型 4. 軽	1. 営業用 2. 自家用			型 式
		乗 車 定 員		最 大 積 載 量	車 両 重 量	車 両 総 重 量
		人（ ）人		kg（ ）kg	kg	kg
		原 動 機 の 型 式		長 さ	幅	高 さ
				cm	cm	cm
		車 検 有 効 期 限		商品車である場合の古物商許可番号		主 たる 定 置 場（ ）内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入
		令和 年 月 日				
		通常の取得価額		車両本体 円 付加物 円 付加物の内訳（品名）（価額） 円		
所有者	住所又は所在地 氏名又は名称	環境性能制	課税標準額 円 税額 円 /100 円 税率区分 記載要領14を参照 円			
		燃 費	変速装置	構造	1. 自己所有 5. 譲渡担保	
使用者	住所又は所在地 氏名又は名称	燃 費 km/1			1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他（ ）	
		AT・MT	A・B			
旧所有者	住所又は所在地 氏名又は名称	申告・報告義務者以外に報告申告する者				
旧使用者	住所又は所在地 氏名又は名称					

※この欄には記入しないこと。

第33号の4様式記載要領

- この申告書は、法第454条の規定により、軽自動車税環境性能制の納付に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 「課税区分」の欄には、本人持ち込みにより他の市町村から転入する場合の軽自動車税環境性能制の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査（届出）年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○□様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
- 「用途」、「種別」、「営業・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」の欄で「09. 特殊用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特殊用途自動車の場合のみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から軽自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該軽自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度検査年月からの経過年数を記入すること。
また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄には、法第450条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50％低減又は平成17年排出ガス基準75％低減達成車のことをいう。
なお、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】又は【2.5t以下トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準80％達成」は「H22年度燃費基準+73％達成」に、「R12年度燃費基準70％達成」は「H22年度燃費基準+51％達成」に、「R12年度燃費基準60％達成」は「H22年度燃費基準+30％達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50％達成」に、「R4年度燃費基準105％達成」は「H22年度燃費基準+63％達成」に、「R4年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+55％達成」に、「R4年度燃費基準95％達成」は「H22年度燃費基準+47％達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。
また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】のうち、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準80％達成」は「R2年度燃費基準116％達成」に、「R12年度燃費基準70％達成」は「R2年度燃費基準102％達成」に、「R12年度燃費基準60％達成」は「R2年度燃費基準87％達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。
【乗用車】
01. ★★★★★かつR12年度燃費基準80％達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（非課税）
02. ★★★★★かつR12年度燃費基準70％達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1／100、営業用：0.5／100）
03. ★★★★★かつR12年度燃費基準60％達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2／100、営業用：1／100）
04. 01～03に該当しないガソリン車（2／100）
【2.5t以下トラック】
05. ★★★★★かつR4年度燃費基準105％達成ガソリン車（非課税）
06. ★★★★★かつR4年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1／100、営業用：0.5／100）
07. ★★★★★かつR4年度燃費基準95％達成ガソリン車（自家用：2／100、営業用：1／100）
18. 05～07に該当しないもの（2／100）
【その他の軽自動車】
09. 電気軽自動車、天然ガス軽自動車（H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10％低減）（非課税）
10. 01～09に該当しないもの（2／100）
15. 上記14の01～08のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、貨物自動車の場合には「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。
（イ）最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
（ロ）乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
（ハ）運転席の前方に原動機を有するものであること。

--	--

申告区分	1. 新規取得(新車)	2. 新規取得(中古車)	3. 移転
	4. 転入	5. 転出	6. 抹消
	7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者)		
	8. その他()		

取得	13
----	----

1. 売買	2. 相続
3. 贈与	
4. 所有権留保解除	
5. その他()	

☐

軽自動車税(種別割)申告書(報告書)

市町村長 殿

次のとおり申告(報告)します。

令和 年 月 日

[illegible]

- 1 この申告書は、法第463条の19第1項の規定により軽自動車税種別割の賦課徴収に關し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 4 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 6 二輪の小型自動車又は二輪若しくは三輪の軽自動車については、「用途」の欄の「10. その他」を選択し、（ ）内に「二輪」又は「三輪」と記入すること。
- 7 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかには棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 8 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 9 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「種別割の税率の特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、★★★★は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車をいう。

第三十三号の五様式(第十六条関係)

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

市町村長 殿

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

		申 告 の 理 由		種 別		標 識 番 号		
		新 規	変 更	原動機付自転車	小型特殊自動車			
☐ 購入 ☐ 譲受け ☐ 転入 ☐ その他 ()	☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ 住所 ☐ 標識番号 ☐ その他 ()	☐ 第一種 一般原付(0.05L又は0.6kW以下) ☐ 第一種 特定原付(0.6kW以下) ☐ 第二種 乙(0.09L又は0.8kW以下) ☐ 第二種 甲(0.125L又は1.0kW以下) ☐ ミニカー	☐ 農耕作業用 ☐ その他 ()	納税義務発生 年 月 日	令和 年 月 日			
				旧 標 識 番 号				
納税申告・報告義務者	所有者	住所又は所在地	〒□□□□-□□□□		所有形態	1. 自己所有 5. その他()	2. 所有権留保 3. 商品車 ()	4. リース車 ()
		(フリガナ)氏名又は名称			主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2. ()		
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号			車 名	型式及び年式	原動機の型式番号
	使用者	住所又は所在地	〒□□□□-□□□□		車 台 番 号	型 年式	型式認定番号	総排気量又は定格出力 L kW
	(フリガナ)氏名又は名称			長 さ	幅	最高速度		
				cm	cm	km/h		
届出者	住所又は所在地			販 売 証 明 書	上記 ☐ 原動機付自転車(特定原付を除く。)・ ☐ 特定原付・ ☐ 小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日			
	(フリガナ)氏名又は名称				住所又は所在地 氏名又は名称 電 話 番 号			

第33号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□(チェック欄)にレを記入すること。
- 3 「納税(申告・報告)義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。
また、「5. その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、()内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 8 「長さ」「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の□(チェック欄)にレを記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。
- 備考 申告者・報告者にあつては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。
 - ・原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
 - ・長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
 - ・最高速度が20キロメートル毎時以下であること。

第三十四号様式(第十六条関係)

軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

市町村長 殿

つぎのとおり申告及び標識の返納をします。

申告の理由		種 別						
廃 車		原動機付自転車		小型特殊自動車				
☐ 廃棄	☐ 第一種 一般原付(0.05L又は0.6kW以下) ☐ 第一種 特定原付(0.6kW以下) ☐ 第二種 乙(0.09L又は0.8kW以下) ☐ 第二種 甲(0.125L又は1.0kW以下) ☐ ミニカー	☐ 農耕作業用	(標 識 番 号)	標 識 番 号		令和 年 月 日		
☐ 譲渡		☐ その他						
☐ 転出								
☐ 盗難・紛失								
☐ その他								
()				廃車年月日		令和 年 月 日		
納税者(申告義務者)	住所又は所在地	〒□□□-□□□□		主たる定置場		1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ		
	(フリガナ)氏名又は名称			車 名		型式及び年式		
				型 年式		原動機の型式番号		
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力	
	住所又は所在地	〒□□□-□□□□		長 さ		幅		
				cm		cm		
	(フリガナ)氏名又は名称			標識返納の有無		標識返納がない場合、その理由		
				1. 有 2. 無		イ、盗難 ロ、紛失 ハ、破損 ニ、その他() 具体的に：		
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		届出年月日	令和 年 月 日	被害年月日	令和 年 月 日
	届出者	(フリガナ)氏名又は名称			届出警察署	警察署 交番・駐在所		
電話番号				受理番号				

第34号様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の口(チェック欄)にレを記入すること。
- 3 「廃車年月日」の欄には、納税義務が消滅した年月日を記入すること。
- 4 「納税(申告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「納税(申告)義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 6 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合には2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「標識返納の有無」の欄には、標識の返納が有る場合には1を、また、標識の返納のない場合には2を○で囲むこと。なお、標識の返納のない場合については、その理由に該当する項目を○で囲み、具体的な理由を〔 〕内に記入すること。
- 10 「盗難届出」の欄には、「申告の理由」又は「標識返納がない場合、その理由」欄において「盗難」に該当する場合に、その盗難を届出した年月日、被害年月日、届出警察署及び受理番号を記入すること。

第三十四号の二様式(用紙日本産業規格A4) (第十六条の二の四関係)

受付印	令和 年 月 日		※ 処理番号	事務所	処理区分	事業者コード	申告区分	予備
			理	通	信	年	月	日
			事	通	信	日	付	印
			項			申告年月日		
	殿							
申告者	住所又は所在地		(電話番号)					
	氏名又は名称		↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。					
	個人番号又は法人番号							

令和 年 月 日 市町村たばこ税の申告書
修正申告書 ※

課税標準数量①		十	百	千	本
税額②					円
課税免除を受けようとする本数					本
課税免除を受けようとする税額③					円
返還控除を受けようとする本数					本
返還控除を受けようとする金額④					円
差引(②-③-④)⑤					円
既に納付又は還付の確定した税額又は金額⑥					円
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額(⑤-⑥)					円
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号(普通・当座)				

第34号の2様式記載要領

- この申告書は、法第473条第1項の規定による申告又は法第475条第2項の規定による修正申告をする場合に使用すること。
- ※印の欄は、記載しないこと。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 金額を記載する場合において記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付すること。
- 「課税標準数量①」の欄は、法第469条第1項の規定により市町村たばこ税の免除を受けようとする製造たばこについても記載すること。
- 「返還控除を受けようとする本数」の欄は、法第477条第1項の規定により控除を受けようとする場合に当該控除を受けようとする製造たばこの本数を記載し、「返還控除を受けようとする金額④」の欄は、当該控除を受けようとする製造たばこについて納付した、又は納付すべき市町村たばこ税額を記載すること。
- 「既に納付又は還付の確定した税額又は金額⑥」の欄は、修正申告をする場合に、当該修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付すること又は還付されることが確定している税額又は金額を記載すること。

第三十四号の二の様式（用紙日本産業規格A4）（第十六条の二の四関係）

受付印

令和 年 月 日

市町村長殿

※

整理番号

事務所

処理区分

区分

事業者コード

申告区分

予備

申告年月日

理

発信年月日

通信日付印

確認

申告者

住所又は所在地

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

(電話番号)

↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

令和 年 月分から令和 年 月分までの市町村たばこ税の申告書
修正申告書 ※

		令和 年 月分				令和 年 月分				令和 年 月分				3 箇 月 分 の 合 計			
課 税 標 準 数 量 ①		十億	百万	千	本	十億	百万	千	本	十億	百万	千	本				
税 額 (①× $\frac{\text{ }}{1000}$) ②					円				円				円				
課 税 免 除 を 受 け よ う と す る 本 数					本				本				本				
課 税 免 除 を 受 け よ う と す る 税 額 ③					円				円				円				
返 還 控 除 を 受 け よ う と す る 本 数					本				本				本				
返 還 控 除 を 受 け よ う と す る 金 額 ④					円				円				円				
差 引 (②－③－④) ⑤					円				円				円				
既に納付又は還付の確定した税額又は金額 ⑥					円				円				円				
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額 (⑤－⑥)					円				円				円	十億	百万	千	円
還 付 を 受 け よ う と す る 金 融 機 関 及 び 支 払 方 法	銀行 支 店																
	口座番号(普通・当座)																

- 第34号の2の様式記載要領
- この申告書は、法第473条第2項の指定を受けている者が申告又は修正申告をする場合に使用すること。
 - この申告書は、第34号の2様式の申告書・修正申告書の記載要領に準じて記載すること。
 - 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

第三十四号の二の五様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第十六条の二の四関係）

市区町村コード

都道府県

市町村

市町村たばこ税領収済通知書 ㊤

口

座

番

号

加

入

者

所在地及び氏名又は名称

年

度

※処

理

事

項

事業者コード

申

告

期

間

申告区分

年

月

分

(から

年

月

分

まで)

申

修

更

決

告

正

正

定

百

十

億

千

百

十

万

千

百

十

円

税

額

01

延

滞

金

02

過

少

申

告

加

算

金

03

不

申

告

加

算

金

04

重

加

算

金

05

督

促

手

数

料

06

合

計

額

07

納

期

限

年

月

日

領

収

機

関

名

(取りまとめ店)

取

り

ま

と

め

局

日

付

印

上記のとおり通知します。（市町村保管）

市区町村コード

都道府県

市町村

市町村たばこ税納付書 ㊤

口

座

番

号

加

入

者

所在地及び氏名又は名称

年

度

※処

理

事

項

事業者コード

申

告

期

間

申告区分

年

月

分

(から

年

月

分

まで)

申

修

更

決

告

正

正

定

百

十

億

千

百

十

万

千

百

十

円

税

額

01

延

滞

金

02

過

少

申

告

加

算

金

03

不

申

告

加

算

金

04

重

加

算

金

05

督

促

手

数

料

06

合

計

額

07

納

期

限

年

月

日

領

収

機

関

名

(取りまとめ店)

取

り

ま

と

め

局

日

付

印

上記のとおり納付します。（金融機関又は郵便局保管）

市区町村コード

都道府県

市町村

市町村たばこ税領収証書 ㊤

口

座

番

号

加

入

者

所在地及び氏名又は名称

年

度

※処

理

事

項

事業者コード

申

告

期

間

申告区分

年

月

分

(から

年

月

分

まで)

申

修

更

決

告

正

正

定

百

十

億

千

百

十

万

千

百

十

円

税

額

01

延

滞

金

02

過

少

申

告

加

算

金

03

不

申

告

加

算

金

04

重

加

算

金

05

督

促

手

数

料

06

合

計

額

07

納

期

限

年

月

日

領

収

機

関

名

(取りまとめ店)

取

り

ま

と

め

局

日

付

印

上記のとおり領収しました。（納税者保管）

◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

第34号の2の5様式記載要領
1 この納付書は、市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を申告納付の方法により納付する場合に使用すること。
2 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
3 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記載するものとする。
4 ※印の欄は、記載しないこと。

上記のとおり通知します。(市町村保管)

上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

- 1 この納付書は、市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を申告納付の方法により納付する場合に使用すること。
- 2 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
- 3 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。))は、複写により記載するものとする。
- 4 ※印の欄は、記載しないこと。

備考 eL-QRは、第三片に記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

第三十四号の二の六様式(用紙日本産業規格A4) (第十六条の四関係)

市町村たばこ税還付請求申告書

令和 年 月 日

市町村長殿

受理事項

宛先

整理番号

事務所

処理区分

事業者コード

申告区分

予備

発信年月日

通信日付印

確認

申告年月日

申告者

住所又は所在地

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

返還に係る製造たばこの数量

①

還付を受けようとする金額

①× $\frac{\text{---}}{1000}$

還付を受けようとする金融機関及び支払方法

銀行

支店

口座番号(普通・当座)

第34号の2の6様式記載要領

1 この申告書は、法第473条第4項の規定により還付を受けようとする場合に使用すること。

2 添印の欄は、記載しないこと。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

4 製造たばこの数量を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

5 「還付を受けようとする金額」の欄は、「返還に係る製造たばこの数量」の欄の記載に係る製造たばこについて法第477条第1項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額を記載すること。

第三十四号の五様式(用紙日本産業規格A4) (第十六条の二十四関係)

何 に対して課する特別土地保有税の 何 申告書

令和 年 月 日

市町村長殿

受理事項

宛先

発信年月日

郵便官署消印

確認印

住所又は所在地(電話番号)

氏名又は名称

個人番号又は法人番号

住所又は所在地(電話番号)

土地の所在

地番

地目

面積

取得年月日

取得価額又は修正取得価額

取得価額のいずれか低い額

固定資産税又は不動産取得税の課税標準となるべき価格

取得の原因及び目的

取得価額

修正取得価額

取得価額又は修正取得価額のいずれか低い額

固定資産税又は不動産取得税の課税標準となるべき価格

合計

①

②

③

④

課税標準額

①-②

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

㏀

㏁

㏂

㏃

㏄

㏅

㏆

㏇

㏈

㏉

㏊

㏋

㏌

㏍

㏎

㏏

㏐

㏑

㏒

㏓

㏔

㏕

㏖

㏗

㏘

㏙

㏚

㏛

㏜

㏝

㏞

㏟

㏠

㏡

㏢

㏣

㏤

㏥

㏦

㏧

㏨

㏩

㏪

㏫

㏬

㏭

㏮

㏯

㏰

㏱

㏲

㏳

㏴

㏵

㏶

㏷

㏸

㏹

㏺

㏻

㏼

㏽

㏾

㏿

㐀

㐁

㐂

㐃

㐄

㐅

㐆

㐇

㐈

㐉

㐊

㐋

㐌

㐍

㐎

㐏

㐐

㐑

㐒

㐓

㐔

㐕

㐖

㐗

㐘

㐙

㐚

㐛

㐜

㐝

㐞

㐟

㐠

㐡

㐢

㐣

㐤

㐥

㐦

㐧

㐨

㐩

㐪

㐫

㐬

㐭

㐮

㐯

㐰

㐱

㐲

㐳

㐴

㐵

㐶

㐷

㐸

㐹

㐺

㐻

㐼

㐽

㐾

㐿

㑀

㑁

㑂

㑃

㑄

㑅

㑆

㑇

㑈

㑉

㑊

㑋

㑌

㑍

㑎

㑏

㑐

㑑

㑒

㑓

㑔

㑕

㑖

㑗

㑘

㑙

㑚

㑛

㑜

㑝

㑞

㑟

㑠

㑡

㑢

㑣

㑤

㑥

㑦

㑧

㑨

㑩

㑪

㑫

㑬

㑭

㑮

㑯

㑰

㑱

㑲

㑳

㑴

㑵

㑶

㑷

㑸

㑹

㑺

㑻

㑼

㑽

㑾

㑿

㒀

㒁

㒂

㒃

㒄

㒅

㒆

㒇

㒈

㒉

㒊

㒋

㒌

㒍

㒎

㒏

㒐

㒑

㒒

㒓

㒔

㒕

㒖

㒗

㒘

㒙

㒚

㒛

㒜

㒝

㒞

㒟

㒠

㒡

㒢

㒣

㒤

㒥

㒦

㒧

㒨

㒩

㒪

㒫

㒬

㒭

㒮

㒯

㒰

㒱

㒲

㒳

㒴

㒵

㒶

㒷

㒸

㒹

㒺

㒻

㒼

㒽

㒾

㒿

㓀

㓁

㓂

㓃

㓄

㓅

㓆

㓇

㓈

㓉

㓊

㓋

㓌

㓍

㓎

㓏

㓐

㓑

㓒

㓓

㓔

㓕

㓖

㓗

㓘

㓙

㓚

㓛

㓜

㓝

㓞

㓟

㓠

㓡

㓢

㓣

㓤

㓥

㓦

㓧

㓨

㓩

㓪

㓫

㓬

㓭

㓮

㓯

㓰

㓱

㓲

㓳

㓴

㓵

㓶

㓷

㓸

㓹

㓺

㓻

㓼

㓽

㓾

㓿

㔀

㔁

㔂

㔃

㔄

㔅

㔆

㔇

㔈

㔉

㔊

㔋

㔌

㔍

㔎

㔏

㔐

㔑

㔒

㔓

㔔

㔕

㔖

㔗

㔘

㔙

㔚

㔛

㔜

㔝

㔞

㔟

㔠

㔡

㔢

㔣

㔤

㔥

㔦

㔧

㔨

㔩

㔪

㔫

㔬

㔭

㔮

㔯

㔰

㔱

㔲

㔳

㔴

㔵

㔶

㔷

㔸

㔹

㔺

㔻

㔼

㔽

㔾

㔿

㕀

㕁

㕂

㕃

㕄

㕅

㕆

㕇

㕈

㕉

㕊

㕋

㕌

㕍

㕎

㕏

㕐

㕑

㕒

㕓

㕔

㕕

㕖

㕗

㕘

㕙

㕚

㕛

㕜

㕝

㕞

㕟

㕠

㕡

㕢

㕣

㕤

㕥

㕦

㕧

㕨

㕩

㕪

㕫

㕬

㕭

㕮

㕯

㕰

㕱

㕲

㕳

㕴

㕵

㕶

㕷

㕸

㕹

㕺

㕻

㕼

㕽

㕾

㕿

㖀

㖁

㖂

㖃

㖄

㖅

㖆

㖇

㖈

㖉

㖊

㖋

㖌

㖍

㖎

㖏

㖐

㖑

㖒

㖓

㖔

㖕

㖖

㖗

㖘

㖙

㖚

㖛

㖜

㖝

㖞

㖟

㖠

㖡

㖢

㖣

㖤

㖥

㖦

㖧

㖨

㖩

㖪

㖫

㖬

㖭

㖮

㖯

㖰

㖱

㖲

㖳

㖴

㖵

㖶

㖷

㖸

㖹

㖺

㖻

㖼

㖽

㖾

㖿

㗀

㗁

㗂

㗃

㗄

㗅

㗆

㗇

㗈

㗉

㗊

㗋

㗌

㗍

㗎

㗏

㗐

㗑

㗒

㗓

㗔

㗕

㗖

㗗

㗘

㗙

㗚

㗛

㗜

㗝

㗞

㗟

㗠

㗡

㗢

㗣

㗤

㗥

㗦

㗧

㗨

㗩

㗪

㗫

㗬

㗭

㗮

㗯

㗰

㗱

㗲

㗳

㗴

㗵

㗶

㗷

㗸

㗹

㗺

㗻

㗼

㗽

㗾

㗿

㘀

㘁

㘂

㘃

㘄

㘅

㘆

㘇

㘈

㘉

㘊

㘋

㘌

㘍

㘎

㘏

㘐

㘑

㘒

㘓

㘔

㘕

㘖

㘗

㘘

㘙

㘚

㘛

㘜

㘝

㘞

㘟

㘠

㘡

㘢

㘣

㘤

㘥

㘦

㘧

㘨

㘩

㘪

㘫

㘬

㘭

㘮

㘯

㘰

㘱

㘲

㘳

㘴

㘵

㘶

㘷

㘸

㘹

㘺

㘻

㘼

㘽

㘾

㘿

㙀

㙁

㙂

㙃

㙄

㙅

㙆

㙇

㙈

㙉

㙊

㙋

㙌

㙍

㙎

㙏

㙐

㙑

㙒

㙓

㙔

㙕

㙖

㙗

㙘

㙙

㙚

㙛

㙜

㙝

㙞

㙟

㙠

㙡

㙢

㙣

㙤

㙥

㙦

㙧

㙨

㙩

㙪

㙫

㙬

㙭

㙮

㙯

㙰

㙱

㙲

㙳

㙴

㙵

㙶

㙷

㙸

㙹

㙺

㙻

㙼

㙽

㙾

㙿

㚀

㚁

㚂

㚃

㚄

㚅

㚆

㚇

㚈

㚉

㚊

㚋

㚌

㚍

㚎

㚏

㚐

㚑

㚒

㚓

㚔

㚕

㚖

㚗

㚘

㚙

㚚

㚛

㚜

㚝

㚞

㚟

㚠

㚡

㚢

㚣

㚤

㚥

㚦

㚧

㚨

㚩

㚪

㚫

㚬

㚭

㚮

㚯

㚰

㚱

㚲

㚳

㚴

㚵

㚶

㚷

㚸

㚹

㚺

㚻

㚼

㚽

㚾

㚿

㜀

㜁

㜂

㜃

㜄

㜅

㜆

㜇

㜈

㜉

㜊

㜋

㜌

㜍

㜎

㜏

㜐

㜑

㜒

㜓

㜔

㜕

㜖

㜗

㜘

㜙

㜚

㜛

㜜

㜝

㜞

㜟

㜠

㜡

㜢

㜣

㜤

㜥

㜦

㜧

㜨

㜩

㜪

㜫

㜬

㜭

㜮

㜯

㜰

㜱

㜲

㜳

㜴

㜵

㜶

㜷

㜸

㜹

㜺

㜻

㜼

㜽

㜾

㜿

㝀

㝁

㝂

㝃

㝄

㝅

㝆

㝇

㝈

㝉

㝊

㝋

㝌

㝍

㝎

㝏

㝐

㝑

㝒

㝓

㝔

㝕

㝖

㝗

㝘

㝙

㝚

㝛

㝜

㝝

㝞

㝟

㝠

㝡

㝢

㝣

㝤

㝥

㝦

㝧

㝨

㝩

㝪

㝫

㝬

㝭

㝮

㝯

㝰

㝱

㝲

㝳

㝴

㝵

㝶

㝷

㝸

㝹

㝺

㝻

㝼

㝽

㝾

㝿

㞀

㞁

㞂

㞃

㞄

㞅

㞆

㞇

㞈

㞉

㞊

㞋

㞌

㞍

㞎

㞏

㞐

㞑

㞒

㞓

㞔

㞕

㞖

㞗

㞘

㞙

㞚

㞛

㞜

㞝

㞞

㞟

㞠

㞡

㞢

㞣

㞤

㞥

㞦

㞧

㞨

㞩

㞪

㞫

㞬

㞭

㞮

㞯

㞰

㞱

㞲

㞳

㞴

㞵

㞶

㞷

㞸

㞹

㞺

㞻

㞼

㞽

㞾

㞿

㟀

㟁

㟂

㟃

㟄

㟅

㟆

㟇

㟈

㟉

㟊

㟋

㟌

㟍

㟎

㟏

㟐

㟑

㟒

㟓

㟔

㟕

㟖

㟗

㟘

㟙

㟚

㟛

㟜

㟝

㟞

㟟

㟠

㟡

㟢

㟣

㟤

㟥

㟦

㟧

㟨

㟩

㟪

㟫

㟬

㟭

㟮

㟯

㟰

㟱

㟲

㟳

㟴

㟵

㟶

㟷

㟸

㟹

㟺

㟻

㟼

㟽

㟾

㟿

㠀

㠁

㠂

㠃

㠄

㠅

㠆

㠇

㠈

㠉

㠊

㠋

㠌

㠍

㠎

㠏

㠐

㠑

㠒

㠓

㠔

㠕

㠖

㠗

㠘

㠙

㠚

㠛

㠜

㠝

㠞

㠟

㠠

㠡

㠢

㠣

㠤

㠥

㠦

㠧

㠨

㠩

㠪

㠫

㠬

㠭

㠮

㠯

㠰

㠱

㠲

㠳

㠴

㠵

㠶

㠷

㠸

㠹

㠺

㠻

㠼

㠽

㠾

㠿

㡀

㡁

㡂

㡃

㡄

㡅

㡆

㡇

㡈

㡉

㡊

㡋

㡌

㡍

㡎

㡏

㡐

㡑

㡒

㡓

㡔

㡕

㡖

㡗

㡘

㡙

㡚

㡛

㡜

㡝

㡞

㡟

㡠

㡡

㡢

㡣

㡤

㡥

㡦

㡧

㡨

㡩

㡪

㡫

㡬

㡭

㡮

㡯

㡰

㡱

㡲

㡳

㡴

㡵

㡶

㡷

㡸

㡹

㡺

㡻

㡼

㡽

㡾

㡿

㢀

㢁

㢂

㢃

㢄

㢅

㢆

㢇

㢈

㢉

㢊

㢋

㢌

㢍

㢎

㢏

㢐

㢑

㢒

㢓

㢔

㢕

㢖

㢗

㢘

㢙

㢚

㢛

㢜

㢝

㢞

㢟

㢠

㢡

㢢

㢣

㢤

㢥

㢦

㢧

㢨

㢩

㢪

㢫

㢬

㢭

㢮

㢯

㢰

㢱

㢲

㢳

㢴

㢵

㢶

㢷

㢸

㢹

㢺

㢻

㢼

㢽

㢾

㢿

㣀

㣁

㣂

㣃

㣄

㣅

㣆

㣇

㣈

㣉

㣊

㣋

㣌

㣍

㣎

㣏

㣐

㣑

㣒

㣓

㣔

㣕

㣖

㣗

㣘

㣙

㣚

㣛

㣜

㣝

㣞

㣟

㣠

㣡

㣢

㣣

㣤

㣥

㣦

㣧

㣨

㣩

㣪

㣫

㣬

㣭

㣮

㣯

㣰

㣱

㣲

㣳

㣴

㣵

㣶

㣷

㣸

㣹

㣺

㣻

㣼

㣽

㣾

㣿

㤀

㤁

㤂

㤃

㤄

㤅

㤆

㤇

㤈

㤉

㤊

㤋

㤌

㤍

㤎

㤏

㤐

㤑

㤒

㤓

㤔

㤕

㤖

㤗

㤘

㤙

㤚

㤛

㤜

㤝

㤞

㤟

㤠

㤡

㤢

㤣

㤤

㤥

㤦

㤧

㤨

㤩

㤪

㤫

㤬

㤭

㤮

㤯

㤰

㤱

㤲

㤳

㤴

㤵

㤶

㤷

㤸

㤹

㤺

㤻

㤼

㤽

㤾

㤿

㥀

㥁

㥂

㥃

㥄

㥅

㥆

㥇

㥈

㥉

㥊

㥋

㥌

㥍

㥎

㥏

㥐</

- 第34号の5様式記載要領
- 1 この申告書は、土地所在の市町村長に1通提出すること。
- 2 捺印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、納税義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「何 に対して課する」は、次のように記載すること。
- (1) 地方税法(以下「法」という。)第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合は、「令和 年度分の土地」
- (2) 法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税に係る申告の場合は、「令和 年 月 日から令和 年 月 日までの土地の取得」
- 5 「何 申告書」は、次のように記載すること。
- (1) 法第599条第1項の申告の場合は、記載しない。
- (2) 法第600条第2項の申告の場合は、「修正」
- 6 「整理番号」は、土地が2以上ある場合に、一連番号を付すること。
- 7 「修正取得価額」及び「取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額」の欄には、法第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合にのみ記載すること。この場合において、取得日が申告納付すべき日の属する年の前年の1月2日以後である土地にあつては、「－」と記載すること。
- 8 「固定資産税又は不動産取得税の課税標準となるべき価格」の欄には、法附則第31条の3第1項の規定の適用のある土地にあつては固定資産税に係る法附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額、法附則第31条の3第2項の規定の適用のある土地にあつては不動産取得税の課税標準となるべき価格に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額を記載すること。
- 9 ③及び④欄は、法第599条第1項第1号又は第2号若しくは第3号の特別土地保有税に係る申告において、固定資産税の課税標準となるべき価格又は不動産取得税の課税標準となるべき価格に $\frac{4}{3}$ を乗じて得た額が取得価額(修正取得価額が取得価額より低い土地にあつては、当該修正取得価額、以下同じ。)を超える土地がある場合、当該土地に係る取得価額及び固定資産税又は不動産取得税の課税標準となるべき価格を記載すること。
- ただし、法附則第31条の3第1項の規定の適用のある土地で固定資産税に係る法附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額が取得価額を超える土地がある場合には当該土地に係る取得価額及び固定資産税に係る法附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額を記載し、法附則第31条の3第2項の規定の適用のある土地で不動産取得税の課税標準となるべき価格に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額にさらに $\frac{4}{3}$ を乗じて得た額が取得価額を超える土地がある場合には当該土地に係る取得価額及び不動産取得税の課税標準となるべき価格に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額を記載すること。
- 10 ⑤及び⑦欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、⑥欄に記載するべき金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 11 ⑥欄には、⑤の金額に、法第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合は、 $\frac{1.4}{100}$ を、法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税に係る申告の場合は、 $\frac{3}{100}$ を乗じて得た金額を記載すること。
- 12 ⑧欄には、⑦の金額に、法第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合は、 $\frac{1.4}{100}$ を、法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税に係る申告の場合は、 $\frac{4}{100}$ を乗じて得た金額を記載すること。
- 13 法第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合(当該申告に係る全ての土地の取得日が申告納付すべき日の属する年の前年の1月2日以後である場合を除く。)は、市町村長の定める様式により、修正取得価額の計算に関する明細書を添付すること。

第三十四号の六様式(用紙日本産業規格A4) (第十六条の二十四関係)

受付印

非課税土地 特例課税 免除土地		令和 年 月 日	
市町村長宛			
申 請 者	住所又は所在地 (電話番号)	(電話)	
	(ふりがな) 氏名又は名称	(ふりがな) 法人の代表者氏名	
	法人番号		

非課税土地として使用し、又は使用させること
下記の土地について 地方税法第602条第1項各号に規定する土地の課税をすること につき認定を受けたいので、申請
免除土地として使用し、又は使用させること
します。

土地の所在	地番	地目	面積	取得年月日	非課税土地若しくは免除土地としての税用開始又は当該土地の課税の予定年月日
			㎡		
非課税土地若しくは免除土地としての用途又は当該土地の課税の目的				備考	

下記の理由により法第601条第1項、法第602条第1項又は法第603条の2第2項の2年の期間を令和 年 月 日まで延長されたので、申請します。

期間延長を 必要とする 理由	
----------------------	--

納税義務の免除に係る期間の起算日を令和 年 月 日とされたいので、申請します。

既に受けた認定	認定の種類	納税義務の免除に係る期間 年 月 日から 年 月 日まで
	起算日をこの申請書の提出の日 前の日に定める ことが必要な理由	

この申請書は、地方自治法以下「法」という。第601条第1項に規定する非課税土地として使用し、又は使用されること、法第602条第1項各号に規定する土地の譲渡すること又は法第603条の2第21項に規定する免状土地として使用し、又は使用されること又は市町村長の認定を受ける場合に、土地所有の市町村長に提出すること。

② 「法人番号」欄には、申請者の法人の場合、申請者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号という。)を記載すること。

③ 申請の内容に応じ、不要の文字をまっ消すること。

④ 法第601条第1項、法第602条第1項又は法第603条の2第21項の2年の期間の延長を申請しようとする者は、この申請書の「期間延長を必要とする理由」の欄にその延長を必要とする理由を記載すること。

5 申請に係る土地について、既に法第601条第1項、法第602条第1項又は法第603条の2第21項の規定により、納税義務の免除に係る期間が設定されている土地について、用途変更として新たに法第601条第1項、法第602条第1項又は法第603条の2第21項の規定による取扱いを行うようとする者で、納税義務の免除に係る期間の起算日とこの申請書の提出の日前とに設定されている納税義務の免除に係る期間の末日と設定する必要がある者は、この申請書の「既に受けた認定」の欄及び「起算日」をこの申請書の提出の日前に定めることが必要である。この欄を記載すること。①「起算日」とこの申請書の提出の日前と異なることが必要理由

6 申請は、申請書の提出の日前又は法第603条の2第21項に規定する申請(法第601条第1項に規定する非課税土地又は法第603条の2第21項に規定する申請)の提出の日前である場合には、申請に係る土地に係る事実上の経過の規定による許可又は計画の承認、当該申請土地に設置する建築物の建築の確認及び当該申請土地に係る事業の進捗状況その他の起算日とこの申請書の提出の日前に定めることが必要理由である。

7 この申請に係る法第602条第1項各号に規定する土地の譲渡に係るものである場合には、この申請に係る土地に係る買収者の協議、当該申請土地に係る事業に係る経過の規定による許可又は認定、当該土地に係る日次の造成の開始及びその進捗状況その他の起算日とする申請書の提出の日前に定めることが必要理由で記載すること。

[illegible][illegible]

③ この申請書は、地方法(以下「法」という。)第601条第1項に規定する非課税土地として使用を開始したとき、地方法第602条第1項に規定する土地の譲渡があったこと又は地方法第603条第2項の第1に規定する市町村として使用を開始したときとす。市町村長の確認を受けた後、地方法第602条第1項に規定する市町村に提出することとする。

④ 申請書の提出は、申請者たる法人が、申請書の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載することとする。

⑤ 申請書の内容に虚偽、不実の記載を採録することとする。

⑥ 申請義務の免除に係る税額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数を切り上げ、100円とする。

第三十四号の八様式(用紙日本産業規格A4)(第十六条の二十四関係)

受付印

納税義務の免除に係る期間の延長申請書

令和 年 月 日

市町村長殿

(電話)

住所又は所在地(電話番号)

(ふりがな)氏名又は名称

(ふりがな)法人の代表者氏名

法人番号

令和 年 月 日付で認定のあつた下記の土地についての納税義務の免除に係る期間の延長について、
地方税法第601条第2項
地方税法第602条第2項において準用する同法第601条第2項
地方税法第603条の2の2第2項において準用する同法第601条第2項
の規定に基づいて申請します。

土地の所在	地番	地目	面積	すでに認定のあつた期間	延長を必要とする期間
			m ²	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
期間延長を必要とする理由					
備考					

(備考)1 この申請書は、地方税法(以下「法」という。)第601条第2項又は第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する法第601条第2項に規定する災害その他やむを得ない理由により、納税義務の免除に係る期間の延長を申請する場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。
2 「法人番号」欄には、申請者が法人の場合は、申請者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

第三十四号の九様式(用紙日本産業規格A4)(第十六条の二十四関係)

受付印

徴収猶予申告書

令和 年 月 日

市町村長殿

(電話)

住所又は所在地(電話番号)

(ふりがな)氏名又は名称

(ふりがな)法人の代表者氏名

法人番号

下記の土地について地方税法第603条第1項又は第2項の規定の適用を受けたいので、同条第3項の規定に基づき申告します。

土地の所在	地番	地目	面積	取得の原因
			m ²	
取得年月日	取得価額	免除の対象となる特別土地保有税	備考	
	円	法第603条第1項 令和 年度分から 令和 年度分まで	法第603条第2項 令和 年度分	

(備考)1 この申告書は、地方税法(以下「法」という。)第603条第1項及び第2項の規定の適用を受けようとする場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。
2 「法人番号」欄には、申告者が法人の場合は、申告者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
3 法第603条第1項又は第2項いずれか1のみに該当する場合は、不要の文字をまつ消すること。

第三十四号の十様式(用紙日本産業規格A4)(第十六条の二十四関係)

受付印

免除認定申請書
令和 年 月 日
市町村長殿

住所又は所在地
(電話番号)

(電話)

(ふりがな)
氏名又は
名称

(ふりがな)
法人の
代表者氏名

申請者
法人番号

下記の土地について地方税法第603条の2第1項の認定を受けたいので、申請します。

整理 番号	土 地 の 所 在	地番	地目	面積	税額	土地の取得 年月日	免 除 対 象 土 地 としての使用 開始年月
				m ²	円		
整理 番号	建物、建築物又は施設の利用の状況					他 の 法 令 に よ る 許 認 可 の 状 況 及 び そ の 年 月 日	
	構造又は整備状況	利 用 状 況	管 理 状 況				

第34号の10様式記載心得

1 この申請書は、地方税法(以下「法」という。)第603条の2第1項の認定を受けようとする場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。ただし、既に同項の認定又は法第603条の2第1項の確認を受けた土地について、当該認定又は確認に係る事情に変更のないときは、提出を要しないものであること。

2 「法人番号」欄には、申請者が法人の場合は、申請者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

3 建物、建築物又は施設の利用の状況欄の記載方法は、次によること。

(1) 構造又は整備状況の欄には、建物又は建築物にあってはその構造、工法及び建築面積等を、施設にあってはその構成要素となつている建物その他の工作物の設置状況及び面積等を記載すること。

(2) 利用状況の欄には、建物又は建築物にあってはその用途及び今後の利用の予定等を、施設にあってはその用途、使用頻度及び今後の利用の予定等を記載すること。

(3) 管理状況の欄には、施設について管理人の有無、管理施設の設置状況等を記載すること。

4 他の法令による許認可等の状況の欄には、建物、建築物又は施設の設置に係る都市計画法、建築基準法等の許可、確認等の状況及び土地の取得に係る国土利用計画法等の許可、確認等の状況について記載すること。

第三十四号の十一様式(用紙日本産業規格A4)(第十六条の二十九関係)

受付印

令和 年 月 日
市町村長殿

※
処理
事項

発信年月日
通信日付印 確認印

納税義務者
住所又は所在地
(電話番号)
(ふりがな)
氏名又は
名称
個人番号又は
法人番号

(電話)
(法人の代
表者氏名)

遊休土地に対して課する特別土地保有税の 何 申告書

遊休土地転換利用促進 地区の所在及び面積	所 在	面 積	所 在	面 積
		m ²		m ²

整理 番号	遊 休 土 地 の 所 在	地 番	地 目	面 積	時 価	取得価額	課税標準	固定資産税の 課税標準となる べき価格	特別土地 保有税の 税額
I				m ²	/	円	/	円	円
				()		()		()	()
				()		()		()	()
II				()	/	円	/	円	円
				()		()		()	()
				()		()		()	()
合 計							①	②	③

課 税 標 準 額 及 び 税 額			
課 税 標 準 額 ① 千円	①×1.4 100 ④ 円	固定資産税の課税標準となるべき価格 ② 千円	②×1.4 100 ⑤ 円
特別土地保有税の税額 ③ 円	算 出 税 額 ④-(⑤+③) ⑥ 円	すでに納付の確定した税額 ⑦ 円	(⑥-⑦) ⑧ 円

徴収額予を受けようとする土地			納 付 す べ き 税 額 ⑧-⑨	備 考
整 理 番 号	面 積 m ²	税 額 円	円	
合計		⑨		

第34号の11様式記載心得

1 この申告書は、地方税法(以下「法」という。)第621条に規定する遊休土地(以下「遊休土地」という。)所在の市町村長に1通提出すること。

2 ②の欄は記載しないこと。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、納税義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

4 「何 申告書」は、次のように記載すること。

(1) 法第625条第1項の申告の場合は、記載しない。

(2) 法第627条において準用する法第600条第2項の申告の場合は、「修正」

5 「整理番号」は、遊休土地が2以上ある場合に、一連番号を付すること。

6 「取得価額」は、取得価額が異なる土地がある場合には、地番ごとに記載すること。(ただし、これらのうち、取得価額が同一のものについては、一括して記載してさしつかえないこと。)

7 「特別土地保有税の税額」は、遊休土地である土地のうちに土地に対して課する特別土地保有税が課される土地がある場合に、法第596条に規定する法第599条第1項第1号の特別土地保有税の税額を記載すること。

8 ①及び②欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、③欄に記載すべき金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。

第三十四号の十二様式(用紙日本産業規格A4)(第十六条の二十九関係)

受付印

免除認定申請書

令和 年 月 日

市町村長殿

申請者	住所又は所在地(電話番号)	(電話)											
	(ふりがな)氏名又は名称	(ふりがな)法人の代表者氏名											
	法人番号												

下記の遊休土地について地方税法第629条第1項の認定を受けたいので、申請します。

整理番号	遊休土地の所在地番地目面	積	税	額
			(m ²)	
			()	
			()	
				円

法第629条第1項第1号に該当する場合	利用の状況
法第629条第1項第2号に該当する場合	都市計画法第17条第4項の規定による意見聴取の状況

第34号の12様式記載心得

1 この申請書は、地方税法第629条第1項の認定を受けようとする場合に、遊休土地所在の市町村長に1通提出すること。

ただし、既に同項の認定を受けた特別土地保有税について、当該認定に係る事情に変更のないときは、提出を要しないものであること。

2 「法人番号」欄には、申請者が法人の場合は、申請者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

3 「利用の状況」の欄には、当該遊休土地が遊休土地転換利用促進地区の区域外とならない理由もあわせて記載すること。

4 「都市計画法第17条第4項の規定による意見聴取の状況」の欄には、意見聴取年月日及び聴取された意見の内容について記載すること。

5 「利用の状況」及び「都市計画法第17条第4項の規定による意見聴取の状況」の欄に記載した事項については、当該事項についての事実を証する書類を添付すること。

第三十四号の十二様式（用紙日本産業規格A4）（第十六条の二十九関係）

第四十四号様式（用紙日本産業規格A4）（第二十四条の二十九関係）

受 付 印		令和 年 月 日		※処理事項 市長殿	発 信 年 月 日		整 理 番 号	事 務 所 区 分	管 理 番 号	申 告 区 分
		通 信 日 付 印 確 認								
					申 告 年 月 日		和 年 月 日			
(フリガナ) 氏 名 又 は 称					住 所 本店	(電話)		事 業 種 目		
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号									資本金の額又は出資金の額	
(フリガナ) 法 人 の 代 表 者 氏 名					又 は 所在地 支店	(電話)		所轄税務署名	税務署	
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの 事業年度又は課税期間					の事業所税の 申告書		この申告に 応答する者の 氏名		(電話)	
資 産 非課税に係る 事業所床面積	事 業 所 算定期間を通じて使用された事業 所床面積	①		m ²	従 業 者 給 与 総 額	⑫		十億 百万 千 円		
	床 面 積 算定期間の中途において新設又は 廃止された事業所床面積	②		m ²	従 業 者 給 与 総 額	⑬		円		
	非課税に係る ① に 係 る 非 課 税 床 面 積	③		m ²	控除従業員給与総額	⑭		円		
	事業所床面積 ② に 係 る 非 課 税 床 面 積	④		m ²	課税標準となる従業員給与 総額 (⑫-⑬-⑭)	⑮		円		
	控除事業所 ① に 係 る 控 除 床 面 積	⑤		m ²	従業員割額 (⑮× $\frac{0.25}{100}$)	⑯		円		
	床 面 積 ② に 係 る 控 除 床 面 積	⑥		m ²	既に納付の確定した従業員割額	⑰		円		
	課 税 標 準 と ① に 係 る 課 税 標 準 と なる 床面積(①-③-⑤) × $\frac{\quad}{12}$	⑦		m ²	資産割額と従業員割額の合計額 (⑯+⑰)	⑱		円		
	なる事業所 ② に 係 る 課 税 標 準 と なる床面積	⑧		m ²	既に納付の確定した事業所税額 (⑱+⑰)	㉑		円		
	割 床 面 積 課税標準となる床面積合計(⑦+⑧)	⑨		m ²	この申告により納付すべき事業所 税額 (⑱-⑱)	㉒		円		
	資 産 割 額 (⑨×600円)	⑩		円	備 考					
既 に 納 付 の 確 定 し た 資 産 割 額	⑪		円	関 与 税 理 士 氏 名	(電話)					

第44号様式記載要領

1 この申告書は、事務所又は事業所(以下「事業所等」という。)所在地の市長に1通提出すること。

2 ※印の欄は記載しないこと。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

4 「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者が記名すること。

5 「住所又は所在地」の欄は、本店の所在地及び 市の区域内の事業所等が支店の場合は主たる支店の所在地を併記すること。

6 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載すること。
なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付すること。

7 「資本金の額又は出資金の額」の欄は、期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載すること。

8 「事業所税の 申告書」は、次により記載すること。

(1) 法第701条の46又は法第701条の47の申告の場合は、記載しない。

(2) 法第701条の49の申告の場合は、「修正」

9 ①及び②の欄は、別表1(事業所等明細書)の「1 算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの数値を記載すること。

10 ③及び④の欄は、別表2(非課税明細書)の⑦の合計(事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。)で③又は④に対応するそれぞれの数値を記載すること。

11 ⑤及び⑥の欄は、別表3(課税標準の特例明細書)の⑦の合計(事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。)で⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載すること。

12 ⑦の欄は、課税標準の算定期間(以下「算定期間」という。)が12月に満たない場合は(①-③-⑤)の床面積に $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積の合計を記載すること。

13 ⑧の欄は、次に掲げる事業所等に応じ、それぞれに対応する(②-④-⑥)の床面積(算定期間が12月に満たない場合は $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積とする。)にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積を記載すること。

(1) 算定期間の中途において新設された事業所等(3を除く。)
新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
算定期間の月数

(2) 算定期間の中途において廃止された事業所等(3を除く。)

- 算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
算定期間の月数
- (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数
算定期間の月数
- 14 ⑫の欄は、別表1の従業者給与総額⑦の合計を記載すること。
15 ⑬の欄は、別表2の非課税従業者給与総額⑧の合計を記載すること。
16 ⑭の欄は、別表3の控除従業者給与総額⑨の合計を記載すること。
17 ⑮の欄は、課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。
18 ⑯及び⑰の欄は、資産割及び従業者割の合計の税額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

第四十四号様式別表一(用紙日本産業規格A4)(第二十四条の二十九関係)

※ 処理事項		明細区分	事業所等明細書		明細区分の別 1 算定期間を通じて使用された事業所等 2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等	算定期間	年 月 日から 年 月 日まで		※ 処理事項 氏名又は 個人番号又は 法人番号	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			事業所等の名称	所在地及びビル名										
			事業所用家屋の所有者 住所・氏名	専用床面積 ⑦ 共用床面積 ⑧	事業所床面積 ⑨+⑩+⑪	⑦	⑧	⑨	使用した期間(年月日) 同上の月数	従業員数 ⑫	従業員給与総額 ⑬			
		1 2 計			m ²	m ²	m ²	m ²	・ ・ から ・ ・ まで 月	人	十億	百万	千	円
		1 2 計			m ²	m ²	m ²	m ²	・ ・ から ・ ・ まで 月	人				円
		1 2 計			m ²	m ²	m ²	m ²	・ ・ から ・ ・ まで 月	人				円
		1 2 計			m ²	m ²	m ²	m ²	・ ・ から ・ ・ まで 月	人				円
		1 2 計			m ²	m ²	m ²	m ²	・ ・ から ・ ・ まで 月	人				円
		1 2 計			m ²	m ²	m ²	m ²	・ ・ から ・ ・ まで 月	人				円
		1 2 計			m ²	m ²	m ²	m ²	・ ・ から ・ ・ まで 月	人				円
		1 2 計			m ²	m ²	m ²	m ²	・ ・ から ・ ・ まで 月	人				円

- 第44号様式別表1記載要領
- 1 この明細書は、第44号様式の申告書に添付すること。
 - 2 ※印の欄は記載しないこと。
 - 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
 - 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間(以下「算定期間」という。)を記載すること。
 - 5 「明細区分」の欄は、次により記載すること。
 - (1) 1は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、2は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものをいうものであること。また、計は、1又は2のそれぞれの合計をいうものであること。
 - (2) (1)の区分に従って、該当する項目に○印を付すること。
 - (3) 記載に当たっては、まず明細区分1の事業所等から記載し、次に1の合計、そして明細区分2の事業所等、2の合計の順に記載していくこと(「専用床面積⑦」及び「共用床面積⑧」の合計は、記載する必要のないものであること。)
 - (4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が1又は2である場合には、上記(2)及び(3)の記載の例によらずに、「明細区分の別」の欄中の該当する数字に○印を付せば足りるものであること。
 - 6 「専用床面積⑦」の欄は、期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積(1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。以下同様とする。)を記載すること。
 - 7 「共用床面積⑧」の欄は、専用床面積に対応する第44号様式別表4の⑥の共用床面積を記載すること。
 - 8 「事業所床面積⑨」の欄は、「専用床面積⑦」と「共用床面積⑧」の合計を記載すること。
なお、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載すれば足りるものであること。
 - 9 「使用した期間」及び「同上の月数」の欄は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものである場合は記載の必要がないものであること。
 - 10 「同上の月数」の欄は、次により記載すること。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等((3)を除く。)
当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等((3)を除く。)
当該算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数
 - 11 「従業員数⑩」の欄は、期末又は廃止の日現在における従業員数(地方税法第701条の31第1項第5号において従業員から除かれる者を含む。)を記載すること。ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業員の数のうち最大であるものの数値が、当該従業員の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月の末日現在における従業員数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載すること。
なお、この場合は、各月の末日現在の従業員数の明細を添付すること。
 - 12 「従業員給与総額⑪」の欄は、算定期間中に支払われた給与等の総額を記載すること。

第四十四号様式別表二(用紙日本産業規格A4)(第二十四条の二十九関係)

非課税明細書		算定期間	年 月 日から 年 月 日まで		※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区分	管 理 番 号	申告区分	
					氏 名 又 は 名 称						
					個人番号又は 法人番号						
※	事業所等の名称	事業所等の所在地									
非課税の内訳				資 産 割	従 業 者 割						
				非課税床面積 ⑦	非課税従業員数 ⑩	非課税従業員給与総額 ⑪					
法第701条の34第 項第 号該当				m ²	人	十億 百万 千 円					
法第701条の34第 項第 号該当				m ²	人	円					
法第701条の34第 項第 号該当				m ²	人	円					
				m ²	人	円					
障 害 者 ・ 歳 以 上 の 従 業 者					人	円					
合 計				m ²	人	円					
※	事業所等の名称	事業所等の所在地									
非課税の内訳				資 産 割	従 業 者 割						
				非課税床面積 ⑦	非課税従業員数 ⑩	非課税従業員給与総額 ⑪					
法第701条の34第 項第 号該当				m ²	人	十億 百万 千 円					
法第701条の34第 項第 号該当				m ²	人	円					
法第701条の34第 項第 号該当				m ²	人	円					
				m ²	人	円					
障 害 者 ・ 歳 以 上 の 従 業 者					人	円					
合 計				m ²	人	円					
非課税事業所床面積等の合計				m ²	人	円					

第四十四号様式別表二(用紙日本産業規格A4)(第二十四条の二十九関係)

- 第44号様式別表2記載要領
- 1 この明細書は、地方税法(以下「法」という。)第701条の34又は法附則第32条の3若しくは第32条の4(事業所税の非課税の範囲)の規定の適用がある場合(法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者がある場合を含む。)に第44号様式の申告書に添付すること。
 - 2 ※印の欄は記載しないこと。
 - 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
 - 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間(以下「算定期間」という。)を記載すること。
 - 5 ㉞の欄は、該当項目ごとにそれぞれの床面積(1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。)を記載すること。ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の用に供する部分がある場合(別表4の共用部分の計算書が添付される場合)は、共同の用に供する部分の床面積に係る非課税床面積については記載しないこと。
 - 6 ㉟の欄は、期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数(法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者を含む。)を該当項目ごとに記載すること。
 - 7 ㊱の欄は、算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載すること。

第四十四号様式別表三(用紙日本産業規格A4)(第二十四条の二十九関係)

課 税 標 準 の 特 例 明 細 書

※	事業所等の名称	事業所等の所在地	算定期間	年	月	日から	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
				年	月	日まで	氏 名 又 は 名 称							
											個人番号又は法人番号			

※	事業所等の名称	事業所等の所在地											
課 税 標 準 の 特 例 内 訳	課税標準の特例適用対象床面積	資	産	割	従 業 者 割								
		控除割合	控除事業所床面積	課税標準の特例適用対象従業者給与総額	控除割合	控除従業者給与総額							
法第701条の41第 項第 号該当	m ²	—	(㉞ × ㉟)	㊱	十億	百万	千	円	—	十億	百万	千	円
法第701条の41第 項第 号該当	m ²	—						円	—				円
	m ²	—						円	—				円
雇 用 改 善 助 成 対 象 者								円	1 2				円
合 計	m ²							円					円

※	事業所等の名称	事業所等の所在地											
課 税 標 準 の 特 例 内 訳	課税標準の特例適用対象床面積	資	産	割	従 業 者 割								
		控除割合	控除事業所床面積	課税標準の特例適用対象従業者給与総額	控除割合	控除従業者給与総額							
法第701条の41第 項第 号該当	m ²	—	(㉞ × ㉟)	㊱	十億	百万	千	円	—	十億	百万	千	円
法第701条の41第 項第 号該当	m ²	—						円	—				円
	m ²	—						円	—				円
雇 用 改 善 助 成 対 象 者								円	1 2				円
合 計	m ²							円					円
控 除 事 業 所 床 面 積 の 合 計				m ²	控除従業者給与総額の合計								

第四十四号様式別表三(用紙日本産業規格A4)(第二十四条の二十九関係)

- 第44号様式別表3記載要領
- 1 この明細書は、地方税法(以下「法」という。)第701条の41又は附則第33条(事業所税の課税標準の特例)の規定の適用がある場合(法第701条の31第1項第5号に規定する雇用改善助成対象者がある場合を含む。)に第44号様式の申告書に添付すること。
 - 2 ※印の欄は記載しないこと。
 - 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
 - 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間(以下「算定期間」という。)を記載すること。
 - 5 ㊦の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積(㊦の控除割合による控除前の床面積を1平方メートルの100分の1未満を切り捨てて記載すること。)を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。
なお、法第701条の41第1項及び第2項並びに附則第33条第1項から第6項までの規定のうち2以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㊦の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載すること。
 - 6 ㊧の欄は、算定期間中に支払われた従業員給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額(㊧の控除割合による控除前の給与等の額)を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。

第四十四号様式別表四(用紙日本産業規格A4)(第二十四条の二十九関係)
共用部分の計算書

※	事業所等の名称	算定期間	年 月 日から 年 月 日まで	※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区 分	管 理 番 号	申告区分	
				氏 名 又 は 名 称						
				個人番号又 は法人番号						
※	事業所等の名称	事業所等の所在地								
専 用 部 分 の 延 べ 面 積	①	m ²	③ の 内 訳 ㊦							
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	m ²	消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 ㊦ m ²							
非課税に係る共用床面積	③	m ²	防 災 に 関 す る 設 備 等		全部が非課税となる共用床面積	㊦			m ²	
③以外の共用床面積	④	m ²			2分の1が非課税となる共用床面積	㊦	($\times \frac{1}{2}$)		m ²	
共用床面積の合計 (③+④)	⑤	m ²	㊦～㊦以外の非課税に係る共用床面積		㊧			m ²		
事業所床面積となる共用床面積 ($④ \times \frac{②}{①}$)	⑥	m ²	合 計 (㊦～㊧)		㊨			m ²		
※	事業所等の名称	事業所等の所在地								
専 用 部 分 の 延 べ 面 積	①	m ²	③ の 内 訳 ㊦							
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	m ²	消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 ㊦ m ²							
非課税に係る共用床面積	③	m ²	防 災 に 関 す る 設 備 等		全部が非課税となる共用床面積	㊦			m ²	
③以外の共用床面積	④	m ²			2分の1が非課税となる共用床面積	㊦	($\times \frac{1}{2}$)		m ²	
共用床面積の合計 (③+④)	⑤	m ²	㊦～㊦以外の非課税に係る共用床面積		㊧			m ²		
事業所床面積となる共用床面積 ($④ \times \frac{②}{①}$)	⑥	m ²	合 計 (㊦～㊧)		㊨			m ²		

第四十四号様式別表四(用紙日本産業規格A4)(第二十四条の二十九関係)

第44号様式別表4記載要領

- 1 この計算書は、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分(以下「事業所部分」という。)に係る共同の用に供する部分(以下「共用部分」という。)がある場合に第44号様式別表1に添付すること。
したがって、一の事業所等が家屋全体を専用している場合又は家屋の一部を専用しているが共用部分がない場合は、添付の必要がないものであること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 ①の欄は、共用部分以外の部分(以下「専用部分」という。)で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積(1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。以下同様とする。)を記載すること。
- 5 ②の欄は、①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積(以下「専用床面積」という。)を記載すること。
なお、この専用床面積は、第44号様式別表1の「専用床面積⑦」の欄と一致するものであること。
- 6 ③の欄は、④の欄の数値を記載すること。
- 7 ⑦の欄は、次により記載すること。ただし、⑦、④及び⑦の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載すること。
(1) ⑦の欄は、共用部分の床面積(以下「共用床面積」という。)のうち、地方税法施行令(以下「政令」という。)第56条の43第2項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載すること。
(2) ④の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載すること。
(3) ⑦の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載すること。
(4) ④の欄は、共用床面積のうち、⑦、④及び⑦以外の非課税に係る共用床面積を記載すること。
(5) ⑦～④に記載がある場合は、別表2に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付すること。

第四十九号様式(用紙日本産業規格A4)(附則第八条の九関係)

受付印

非課税土地等予定地認定申請書											
令和 年 月 日											
市町村長 殿											
申請者(譲渡者)	住所又は所在地(電話番号)	(電話)									
	(ふりがな)氏又は名称							(ふりがな)法人の代表者氏名			
	法人番号										

第31条の3の2第1項
下記の土地について地方税法附則第31条の3の3第1項に規定する非課税土地として使用し、若しくは使用させる予定であること、同項に規定する特例譲渡をする予定であること又は同項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させる予定であることにつき認定を受けたいので、申請します。

土地の所在地及び地目番	面積	所有者(譲受者)		譲渡年月日	非課税土地としての使用開始、特例譲渡又は免除土地としての使用開始の予定年月日	非課税土地としての用途、特例譲渡の目的又は免除土地としての用途	備考
		氏名又は名称	住所又は所在地(電話番号)				
	m ²	()	()				
		()	()				
		()	()				
		()	()				
		()	()				

第31条の3の2第1項
第31条の3の3第1項
第31条の3の4第1項
下記の理由により法附則第31条の3の3第1項の2年の期間を令和 年 月 日まで延長されたいので、申請します。

期間延長を必要とする理由	
--------------	--

第49号様式記載心得

- 1 この申請書は、地方税法(以下「法」という。)附則第31条の3の2第1項又は第31条の3の3第1項に規定する非課税土地として使用し、若しくは使用させる予定であること、これらの項に規定する特例譲渡をする予定であること又はこれらの項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させる予定であることにつき市町村長の認定を受ける場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、申請者(譲渡者)が法人の場合は、申請者(譲渡者)の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 3 申請の内容に応じ、不要の文字をまっ消すること。

第四十五号様式から第四十八号様式まで
第四十九号様式(用紙日本産業規格A4)
(附則第八条の九関係)
削除

4 法附則第31条の3の2第1項、第31条の3の3第1項又は第31条の3の4第1項の2年の期間の延長を求めようとする者は、この申請書の「期間延長を必要とする理由」の欄にその延長を必要とする理由を記載すること。

第五十号様式(用紙日本産業規格A4)(附則第八条の九関係)

受付印

非課税土地等確認申請書

令和 年 月 日

市町村長 殿

(電話)

住所又は所在地(電話番号)

(ふりがな)氏又は名称

法人の代表者氏名

法人番号

非課税土地としての使用を開始
下記の土地について 特 例 譲 渡 を したので、その確認を申請します。
免除土地としての使用を開始

土地の所在及び地番	地目	面積 m ²	所 有 者(譲受者)		非課税土地としての 使用開始、特例 譲渡又は免除土地 としての使用開始 をした年月日	予 定 期 間
			氏名又は名 称	住所又は所在地 (電 話 番 号)		
				()		令和 年 月 日か ら令和 年 月 日 まで
				()		
				()		
				()		
				()		
				()		
				()		
				()		
				()		
納 税 義 務 の 免 除 に 係 る 税 額						備 考
法第596条第2号の税額		法 第 5 9 6 条 第 1 号 の 税 額			合計	
	令和 年度分 円	令和 年度分 円	令和 年度分 円			円

第50号様式記載心得

1 この申請書は、地方税法附則第31条の3の2第1項又は第31条の3の3第1項に規定する非課税土地として使用が開始されたこと、これらの項に規定する特例譲渡があったこと又はこれらの項に規定する免除土地として使用が開始されたことにつき、市町村長の確認を受ける場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。

2 「法人番号」欄には、申請者(譲渡者)が法人の場合は、申請者(譲渡者)の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

3 申請の内容に応じ、不要の文字をまっ消すること。

4 納税義務の免除に係る税額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。

第五十号様式（用紙日本産業規格A4）（附則第八条の九関係）

第五十一号様式(用紙日本産業規格A4)(附則第八条の九関係)

受付印

非課税土地等予定地のための譲渡申請書

令和 年 月 日

市町村長 殿

(電話)

住所又は所在地(電話番号)

(ふりがな)氏又は名称

(ふりがな)法人の代表者氏名

法人番号

第31条の3の2第1項の規定の適用を受けたいので、同条第2項
第31条の3の3第1項の規定の適用を受けたいので、同項
第31条の3の4第1項の規定の適用を受けたいので、同項
下記の土地について地方税法附則
ます。

土地の所在及び地番	地目	面積	譲受予定者		譲渡予定年月日	非課税土地としての使用開始又は免除土地としての使用開始の予定年月日	非課税土地としての用途、特例譲渡の目的又は免除土地としての用途(予定)	備考
			氏名又は名称	住所又は所在地(電話番号)				
		m ²		()				
				()				
				()				
				()				
				()				

第51号様式記載心得
1 この申請書は、地方税法附則第31条の3の2第1項、第31条の3の3第1項又は第31条の3の4第1項の規定の適用を受けようとする場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。
2 「法人番号」欄には、申出者(譲渡者)が法人の場合は、申出者(譲渡者)の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)に記載すること。
3 申出の内容に応じ、不要の文字をまっ消すること。

第五十一号の二様式(用紙日本産業規格A4)(附則第八条の九関係)

受付印

予定期間等の延長申請書

令和 年 月 日

市町村長 殿

(電話)

住所又は所在地(電話番号)

(ふりがな)氏又は名称

(ふりがな)法人の代表者氏名

法人番号

令和 年 月 日付けで認定のあった下記の土地についての予定期間等の延長について、地方税法附則第31条の3の2第4項において準用する同法第601条第2項又は同法附則第31条の3の4第3項の規定に基づき申請します。
第31条の3の3第3項

土地の所在及び地番	地目	面積	所有者(譲受者)の氏名又は名称、住所又は所在地(電話番号)	既に認定のあった期間	延長を必要とする期間
		m ²	()	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
			()		
			()		
			()		
			()		
期間延長を必要とする理由					
備考					

第51号の二様式記載心得
1 この申請書は、地方税法附則第31条の3の2第4項若しくは第31条の3の3第3項において準用する同法第601条第2項又は同法附則第31条の3の4第3項に規定する災害その他やむを得ない理由により、予定期間又は変更後予定期間の延長を申請する場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。
2 「法人番号」欄には、申請者(譲渡者)が法人の場合は、申請者(譲渡者)の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)に記載すること。
3 申請の内容に応じ、不要の文字をまっ消すること。

第五十三号様式(附則第二十条関係)

特定投資株式の譲渡損失明細書

氏 名

前年分の一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得金額が赤字の方であって、その赤字のうちに特定投資株式の譲渡損失がある方で、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上控除を受けようとする方は、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

特定譲渡損失の金額の計算
(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

一般株式等に係る譲渡所得等の金額	①	
特定投資株式の譲渡による損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてください。)	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてください。)	③	
特定譲渡損失の金額 (①の赤字の金額と②+③の赤字の金額のうち、いずれか小さい金額。)	④	

○ 「特定投資株式」とは、中小企業等経営強化法に規定する一定の特定中小企業者に該当する株式会社等(以下「特定中小会社」といいます。))の設立の際に発行された株式又は設立の日後に発行された特定中小会社の株式で、その特定中小会社との間で締結されたその株式に係る投資に関する条件を定めた一定の契約に基づき払込みにより取得したものをいいます。

(備考)

1 「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」欄には、前年中において行った一般株式等の譲渡について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した譲渡所得等の金額を記載すること。

2 「特定投資株式の譲渡による損失の金額」欄には、前年中において行った特定投資株式の譲渡について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した損失の金額を記載すること。

3 「特定投資株式の価値喪失による損失の金額」欄には、前年中において、株式としての価値を失ったことにより生じた損失の金額を記載すること。

第五十四号様式(附則第二十条関係)

特定投資株式の譲渡損失繰越控除明細書

氏 名

年から 年までの間に生じた特定投資株式に係る譲渡損失の金額で、
年度分以前の各年度分の市町村民税及び道府県民税の一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上引き切れなかった損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損失の生じた年	損失が生じた年の損失額で、その年の末日の属する年度の翌々年度分へ繰り越した損失額 (a)	前々年度分及び前年度分の所得金額の計算上差し引かれた損失額 (b)	本年度分以後に繰り越して差し引かれる損失額 (a)-(b)
円	円	円	円
年			
年			
年			

年1月1日現在の住所が他の市町村にあった方は、その住所を下に書き入れてください。

都道 郡 町 (大字) 丁目(字) 番地 方
府県 市区 村

○ 「特定投資株式」とは、中小企業等経営強化法に規定する一定の特定中小企業者に該当する株式会社等(以下「特定中小会社」といいます。))の設立の際に発行された株式又は設立の日後に発行された特定中小会社の株式で、その特定中小会社との間で締結されたその株式に係る投資に関する条件を定めた一定の契約に基づき払込みにより取得したものをいいます。

第五十五号様式

居住用財産の譲渡損失明細書					
氏 名 _____					
前年分の所得金額が赤字の方であって、その赤字のうちに居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額に係る前年分の純損失の金額について、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上控除を受けようとする方は、下の欄に必要な事項を書き入れてください。					
1 特例の適用を受ける居住用財産の譲渡による損失の金額等					
資 産 の 所 在 地 番	面積	収 入 金 額 (a)	必 要 経 費 (b)	損 失 額 (a)-(b)	
土地等	m ²	円	円	円	
建物	m ²	円	円	円	
合 計				①	円
分離課税の対象となる土地、建物等の譲渡所得の金額の合計額 (損失の金額がないときは0と書き入れてください。)				②	円
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(①の金額と②の金額のうち、いずれか小さい金額。)				③	円
2 前年分の純損失の金額等					
前 年 分 の 純 損 失 の 金 額				④	円
変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額(損失の金額がないときは0と書き入れてください。)				⑤	円
④ - ⑤ の 金 額 (赤字の時は0と書き入れてください。)				⑥	円
3 翌年度以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額					
③又は⑥のいずれか少ない方の金額(同額の場合は③の金額を書き入れてください。)				⑦	円
譲渡した土地の面積が500m ² を超えるときは次の算式で計算した金額(土地等の面積が500m ² 以下のときは空欄としてください。)				⑧	円
$\left(\begin{array}{l} \text{⑦の金額} \\ \text{円} \end{array} \right) \times \left\{ 1 - \left\{ \begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{土地等に} \\ \text{係る特定} \\ \text{損失の金} \\ \text{額} \end{array} \right) \text{円} \times \left(\begin{array}{l} \text{土地等} \\ \text{の面積} \end{array} \right) \text{m}^2 - 500 \text{m}^2 \\ \left(\begin{array}{l} \text{③の金額} \end{array} \right) \text{円} \left(\begin{array}{l} \text{土地等} \\ \text{の面積} \end{array} \right) \text{m}^2 \end{array} \right\} \right\}$					

第五十五号の二様式

特定居住用財産の譲渡損失明細書					
氏 名 _____					
前年分の所得金額が赤字の方であって、その赤字のうちに特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額に係る前年分の純損失の金額について、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上控除を受けようとする方は、下の欄に必要な事項を書き入れてください。					
1 特例の適用を受ける居住用財産の譲渡による損失の金額等					
資 産 の 所 在 地 番	面積	収 入 金 額 (a)	必 要 経 費 (b)	損 失 額 (a)-(b)	
土地等	m ²	円	円	円	
建物	m ²	円	円	円	
合 計				①	円
分離課税の対象となる土地、建物等の譲渡所得の金額の合計額 (損失の金額がないときは0と書き入れてください。)				②	円
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 (控除した残額が赤字の場合には0と書き入れてください。)				③	円
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(①から③の金額のうち、いずれか小さい金額。)				④	円
2 前年分の純損失の金額等					
前 年 分 の 純 損 失 の 金 額				⑤	円
変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額(損失の金額がないときは0と書き入れてください。)				⑥	円
⑤ - ⑥ の 金 額 (赤字の時は0と書き入れてください。)				⑦	円
3 翌年度以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額					
④又は⑦のいずれか少ない方の金額				⑧	円

第五十五号の三様式(第二条の三関係)

平成 年度分 市町村民税 住宅借入金等特別税額控除申告書
道府県民税
(年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を出さない納税者用)

或 印	現住所		整理番号
	平成 年 1月1日現在の住所		電話番号
	市町村長殿	住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地	
	提出年月日	フリガナ	生年月日
	氏名	印	明・大 昭・平
年 月 日	個人番号 (注1)		

地方税法附則第3条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたため、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限り】

居住開始年月日(注2)	新築又は購入	平成 年 月 日
	増改築等	平成 年 月 日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算
(単位：円)

前年分の所得税の住宅借入金等特別税額(平成19年以降の居住年に係る額を除く。)	①		(注1) 「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。
前年分の給与所得控除後の給与等の金額	②		(注2) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家庭に係る住宅借入金等とその家庭を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。
前年分の所得控除の合計	③		(注3) 「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して急急に課すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法第二章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当する額をいいます。
前年分の所得税の課税総所得金額(②－③)	④		
④に対する所得税相当額	⑤		
前年分の所得税額(税額控除前)	⑥		
①と⑤のいずれか少ない方の金額	⑦		
市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額(⑦－⑥)	⑧		
市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額(⑧×3/5)	⑨		
道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額(⑧×2/5)	⑩		

注意 この申告書の記載に当たっては、別に配付される各年度分に係る記載要領を参照してください。

第五十五号の四様式(第二条の三関係)

平成 年度分 市町村民税 住宅借入金等特別税額控除申告書
道府県民税
(所得税の確定申告書を出す納税者用)

或 印	現住所		整理番号
	平成 年 1月1日現在の住所		電話番号
	市町村長殿	住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地	
	提出年月日	フリガナ	生年月日
	氏名	印	
年 月 日	個人番号 (注1)		

地方税法附則第3条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたため、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限り】

居住開始年月日(注2)	新築又は購入	平成 年 月 日
	増改築等	平成 年 月 日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算
(単位：円)

前年分の所得税の住宅借入金等特別税額(平成19年以降の居住年に係る額を除く。)	①		前年分の所得税額(税額控除前)	⑧		(注1) 「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。
前年分の所得税の課税総所得金額	②		⑧－⑨－⑩	⑨		(注2) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家庭に係る住宅借入金等とその家庭を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。
前年分の所得税の課税山林所得金額	③		①と③のいずれか少ない方の金額	④		(注3) 「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して急急に課すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法第二章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当する額をいいます。
前年分の所得税の課税退職所得金額	④		市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額(④－③)	⑤		
②に対する所得税相当額	⑤		市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額(⑤×3/5)	⑥		
③に対する所得税相当額	⑥		道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額(⑤×2/5)	⑦		
④に対する所得税相当額	⑦					
⑤＋⑥＋⑦	⑧					
耐用年数の売却価格	⑨					
短期譲渡	⑩					
長期譲渡	⑪					
株式等の譲渡	⑫					
生物取引	⑬					
租税戻金	⑭					
物価変動調整金	⑮					
⑮から⑮までの合計	⑯					
税額控除	⑰					
投資・リース税額等控除の額	⑱					
⑮＋⑱－⑰－⑱	⑲					

注意 この申告書の記載に当たっては、別に配付される各年度分に係る記載要領を参照してください。

第五十五号の五様式(附則第二条の四関係)

令和	年	月	日	殿	整理番号										
住 所					フリガナ										
					氏 名										
電話番号					個人番号										
					生年月日	明・大・昭 平・令									

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2(第314条の7)第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)について、同法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である	☐
(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。	
(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者	
(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書を含む。)を要しない者	
② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である	☐
(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長が5以下であると見込まれる者をいいます。	

----- (切り取らないでください。) -----

令和	年	寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
住 所	殿			受付日付印
氏 名				
受付団体名				

第五十五号の六様式(附則第二条の四関係)

令和	年	月	日	殿	整理番号										
住 所					フリガナ										
					氏 名										
電話番号					生年月日	明・大・昭 平・令									

申告特例申請書に記載した内容(全て記載)

住 所					フリガナ										
電話番号					氏 名										
	生年月日	明・大・昭 平・令													

(注) これまでに申告特例申請事項変更届出書を提出している場合は、当該届出書に記載した内容を記載してください。

あなたが寄附金税額控除に係る申告特例申請書を提出後、当該申請書に係る寄附金を支出した年の翌年1月1日までの間に当該申請書の内容(電話番号を除く。)に変更があった場合は、上記の欄に必要な事項を記載して当該申請書に係る寄附金を支出した年の翌年1月10日までに提出してください。

----- (切り取らないでください。) -----

令和	年	寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書
住 所	殿			受付日付印
氏 名				
受付団体名				

第五十五号の七様式(附則第二条の四関係)

令和 年 月 日

市町村長 殿

市区町村コード又は
都道府県コード

市町村長
知 事

令和 年寄附分 市町村民税
道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例通知書

地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定により、下記の者から同条第2項(第9項)に規定する申告特例の求めがありましたので、同条第5項(第12項)の規定により下記のとおり通知します。

住 所		生年月日	明・大・昭 平・令
フリガナ		電話番号	
氏 名		合計	円
個人番号		寄附金額	

備考
合計寄附金額とは、申告特例の求めに係る地方税法第37条の2(第314条の7)第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額をいいます。

第五十八号様式

先物取引の差金等決済に係る損失明細書

氏 名

前年分の先物取引の差金等決済に係る雑所得等に係る所得金額が赤字の方であって、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上控除を受けようとする方は、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

〔事業所得用・雑所得用〕

前年分の先物取引に係る雑所得等の金額	円
--------------------	---

前年中に行った取引のうち、損失の発生した取引を記入してください。

先物取引の種類	決 済 年 月 日	損 失 の 金 額
	・ ・	円
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	

(備考)
「前年分の先物取引に係る雑所得等の金額」欄には、前年中において行った先物取引に係る差金等決済について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した損失の金額を記載すること。

第五十九号様式

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除明細書

氏 名

年から 年までの間に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額
で、 年度分以前の市町村民税及び道府県民税に係る先物取引に係る雑所得等の金
額の計算上引き切れなかった損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れて
ください。

損 失 の 生 じ た 年	損失が生じた年の損失 額で、その年の末日の属 する年度の翌々年度分 へ繰り越した損失額 (a) 円	前々年度分及び前年度 分の所得金額の計算上 差し引かれた損失額 (b) 円	本年度分以後に繰り越し て差し引かれる損失額 (a)-(b) 円
年			
年			
年			

年1月1日現在の住所が他の市町村にあった方は、その住所を下に書き入れて
ください。

都道 郡 町
府県 市 区 村 (大字) 丁目(字) 番地 方